明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

官報　号外

平成二十二年三月二日

○第百七十四回国会　衆議院会議録　第十一号（一）

平成二十二年三月二日（火曜日）

平成二十二年三月二日
午後四時三十分　本会議

○本日の会議に付した案件

平成二十二年度一般会計予算
平成二十二年度特別会計予算
平成二十二年度政府関係機関予算
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）
平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）
所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（内閣提出）

午後四時三十三分開議

○議長（横路孝弘君）　これより会議を開きます。

○高山智司君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算、平成二十二年度政府関係機関予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。

平成二十二年度一般会計予算
平成二十二年度特別会計予算
平成二十二年度政府関係機関予算

○議長（横路孝弘君）　平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算、平成二十二年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長鹿野道彦君。

平成二十二年度一般会計予算及び同報告書
平成二十二年度特別会計予算及び同報告書
平成二十二年度政府関係機関予算及び同報告書
〔本号（二）に掲載〕

〔鹿野道彦君登壇〕

○鹿野道彦君　ただいま議題となりました平成二十二年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月二十二日本委員会に付託され、二月四日菅財務大臣から提案理由の説明を聴取し、五日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、いわゆる地方公聴会、公聴会、分科会を行うなど、慎重に審査を重ね、本日、締めくくり質疑の後、採決をいたしたものであります。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成二十二年度一般会計予算の規模は九十二兆二千九百九十二億円であり、前年度当初予算に対して四・二％の増加となっております。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は五十三兆四千五百四十二億円であり、前年度当初予算に対して三・三％の増加となっております。

歳入のうち、公債の発行額は四十四兆三千三十億円で、公債依存度は四八％となっております。

特別会計予算については、十八の特別会計があり、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は百七十六兆三千八百四十三億円となっております。

政府関係機関予算については、三機関の予算を計上しております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十八兆三千五百六十九億円で、前年度当初計画に対して一五・七％の増加となっております。

審査においては、財政・金融政策、経済・景気対策、外交・防衛政策、子育て支援、公共事業のあり方、農業政策、教育政策、中小企業支援、政治資金問題など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくして、質疑を終局いたしましたところ、自由民主党・改革クラブ及び日本共産党から、それぞれ、平成二十二年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、谷畑孝君及び笠井亮君から趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び両動議を一括して討論に付しましたところ、民主党・無所属クラブを代表して糸川正晃君から政府原案に賛成、両動議に反対の意見が、自由民主党・改革クラブを代表して田村憲久君から同会派提出の動議に賛成、政府原案及び日本共産党提出の動議に反対の意見が、公明党を代表して大口善徳君から政府原案及び両動議に反対の意見が、日本共産党を代表して笠井亮君から同会派提出の動議に賛成、政府原案及び自由民主党・改革クラブ提出の動議に反対の意見が、社会民主党・市民連合を代表して阿部知子君から政府原案に賛成、両動議に反対の意見が、みんなの党を代表して浅尾慶一郎君から政府原案及び両動議に反対の意見が、それぞれ述べられました。

引き続き採決を行いました結果、両動議はいずれも否決され、平成二十二年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　平成二十二年度一般会計予算外二案に対しては、石破茂君外三名から、三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。石破茂君。

平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算及び平成二十二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

〔本号㈡に掲載〕

〔石破茂君登壇〕

○石破茂君　自由民主党・改革クラブを代表して、平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算及び平成二十二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議に関して提案理由を申し述べる。（拍手）

その前に申し上げておく。

鳩山政権発足以来、政治資金に関する議論に多くの時間を費やさねばならなかったことは極めて残念であった。

我が党は、この問題について、集中審議や参考人招致、証人喚問、石川議員の辞職勧告決議案の上程、採決を求めた。これらは予算審議と並行して行うべきである、土日を返上し、早朝から深夜まで審議することも当然であると主張した。しかし、与党はこれらに一切応じなかったため、本来の予算についての議論の多くが削られる結果となったのである。

鳩山総理、小沢幹事長、そして、昨日、関係者四人が政治資金規正法上の企業・団体献金禁止違反の疑いで逮捕された小林千代美議員、そのだれもが、いまだにそれぞれの疑惑を払拭する誠実な努力を何らなしていない。

議員石川知裕君は、小沢幹事長が言うがところの検察の厳正公平な捜査の結果、政治資金規正法違反である収支報告書虚偽記載の罪で起訴されている。

政治資金規正法の目的とするところは政治活動の公正公平の確保であり、道路交通法違反で起訴されたわけではない。政治に携わる者が有すべき価値観の根本に触れる犯罪であり、あれは秘書の時代のことで国会議員の辞職勧告にはなじまないなどといって辞職勧告決議案の採決自体すら行わないのは、政治資金規正法の趣旨を全く理解していないとしか言いようがない。あれは秘書時代のことで国会議員の辞職勧告にはなじまない、そのように本当に考えているとするなら、辞職勧告決議案の採決に応じ、反対討論において堂々とそう述べるべきなのである。

政治倫理綱領は、「政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合にはみずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。」と定める。

総理初め今問題となっている人たちに、真摯な態度はみじんも感じられない。責任を明らかにする努力も全く行っていない。知らぬ存ぜぬ、それは秘書がやったことと言って逃げ回り、時がたてばいずれみんな忘れてしまうと言わんばかりの姿勢は、国会議員としての見識を疑わざるを得ない。

多くの良識ある国民は、この状況をじっと見ているのである。政治倫理綱領を冒瀆した報いは必ず来ることを、ここに明確に申し上げておく。

それでは、まず初めに、予算審議の手続に関する問題点について申し述べる。

民主党は、陳情の窓口をその都道府県連に一本化し、幹事長室がこれを仕分けして政府につなぐとのシステムを構築し、公共事業の箇所づけ問題について、民主党都道府県連から地方公共団体に対し、予算案審議の前に具体的な事業名、予算額が通知されていた。これは、我が国の憲法秩序を根底から覆すゆゆしき事態であると言うほかはない。

日本国憲法第十五条第二項は、このように定める。「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」、憲法第十六条「何人も、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」、同第八十五条「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」

以上、すべての条文について、その趣旨に真っ向から反しているのである。

陳情を民主党に一本化し、いかなる基準によるかは知らないが、幹事長室で仕分けされたものが政務三役につながれる。

さきの長崎県知事選挙においては、民主党の選挙を取り仕切る選挙対策委員長が、時代に逆行するような選択を長崎の方がするのであれば、民主党政権は長崎に対し、それなりの姿勢を示すだろうと私は思いますと述べた上で、それが政治であるとまでつけ加えた。民主党幹事長は、民主党推薦候補を知事に選べば高速道路をつくることもできると演説した。

これが民主主義の否定でなくて何であるか。有権者に対する恫喝でなくて何であるか。利益誘導とは次元の異なる悪質な暴言と長崎県の地方紙が論説で断じていたが、まさしくそのとおりではないか。族議員の排除などというきれいごとを言いながら、民主党は、党全体が族政党と化しているのである。

さきに述べたとおり、衆議院において予算審議が始まる前から、実質的にいわゆる箇所づけについての情報が地方自治体に知らされていた。これは議会軽視どころではない。議会無視でなくて何であるか。

予算委員会に提出された資料は、その一部が隠ぺいされるなど、国土交通省から民主党に提出された資料とは異なるものである。前原大臣に対して口頭注意が行われたとの報道がなされているが、これは、前原大臣の責任というよりも政府・与党全体の責任なのである。

東京都議会議員補欠選挙、長崎県知事選挙、東京都町田市長選挙、そして去る日曜日に行われた沖縄県石垣市長選挙における我が党並びに公明党が支援した候補の勝利は、このような民主党の姿

勢に対する国民の厳しい批判がはっきりとした形をとってあらわれたものである。

政府の対応は不誠実きわまりなく、予算案を提出するそもそもの前提が崩れていることを指摘しておくものである。

では、本予算の問題点につき申し述べる。

第一に、本予算案は、国債乱発による財政見通しなき予算案である。

本予算案の総額は九十二・三兆円。しかし、税収は三十七・四兆円、新規国債発行が四十四・三兆円。ここに重大な歳入欠陥があることは明白である。このような事態は、敗戦直後、昭和二十一年以来で、極めて異常な事態であることをどのように認識しているのか。

従来ならば予算案と同時に提示をされていた中期の財政見通しがないため、中期、長期の展望に立って財政、税制、政策等のあるべき姿を総合的に国会で議論することはできなかった。政府は、財政が発散することをあえて国民に隠ぺいしているのではないか。借り入れを行う場合、返済計画を立てるのは世間の常識であり、これは国家財政においても基本的に同じである。

中期財政フレームは五月に示すとのことであるが、これがなぜ今示せないのか。議論を行う前提としても、手続的にも、極めて大きな問題であると言わねばならない。

鳩山政権は、昨年の総選挙で示したマニフェスト項目、すなわち、子ども手当、高校授業料無償化、高速道路無料化、農家戸別所得補償制度等につき、経済効果の精査を何ら行うことなく予算化している。当然のことながら、事業仕分けの対象とも全くなっていない。これらは聖域であり、無駄ではないと考えているのだろうか。

政策目標として、家計の充実、内需主導による経済成長及び少子化対策が掲げられている。しかし、ＧＤＰの押し上げ効果はわずか〇・三％との試算もあり、その経済効果は極めて疑問である。

財源には「コンクリートから人へ」とのスローガンのもとに削減した公共事業分が多く充てられている。公共事業を削減すれば、地方を中心に雇用はさらに悪化する。雇用が失われた状況で子ども手当を受け取って、それで消費が拡大するはずはないのである。フローの節約を前提とする民主党の景気対策には、経済全体を成長させる発想が全くない。このような手法で景気拡大を達成した国など、歴史上どこにも存在しないのである。

子ども手当に象徴される国から家計への所得移転は、単なる所得の移転であるがゆえに、それだけではＧＤＰは一円もふえないのである。

そもそも、当初は経済効果を主目的にしたものではなかったはずではないか。何のための政策であり予算であるのかを明確に認識しなければ、意図とは異なる結果がもたらされるだけなのである。

政府がこれらの目玉事業を選挙目当てのばらまきでないと言うのなら、いま一度その真意を国民の前に明らかにする責務がある。

一方、財源においても極めて問題が多い。

民主党のマニフェストでは、これら目玉事業の財源は、一般会計及び特別会計など二百七兆円からの無駄の削減と事業の優先順位の見直しなどにより捻出するとなっていた。

昨年、鳴り物入りで行われた事業仕分けは、当初から三兆円程度の無駄の捻出しか予定しておらず、それすら九千億円程度にとどまった。公益法人の廃止や国家公務員の総人件費の二割カットなどは一体どこへ行ったのか。天下り法人の補助金カットで十二兆円捻出できるとの試算は一体どこへ行ったのか。

子ども手当について、政府は、とりあえず平成二十二年度におけるものとの法律案に仕立てているが、では、今後はどうするのか。恒久政策であれば恒久財源が必要なはずであるが、それについては今後の議論と逃げてみせている。これは、選挙前にとりあえずばらまいてみせるという、国民を愚弄する姿勢にほかならない。

財源の裏づけとなる税制改正についても、例えば揮発油税の暫定税率について、仕組みは一たん廃止するが新たな財政措置に置きかえるという、わけのわからない決着が行われている。昨年、ガソリン値下げ隊なる行動を全国に大々的に展開し、我々が政権をとったらガソリンは必ず下げる、そのように叫んで歩いていたのは一体何だったのか。それを信じて一票を投じた有権者から発せられている、投じた一票を返せとの声にどう答えるつもりなのか。これも国民を愚弄しているというのである。

我々が提案する予算の組み替え動議は、経済と財政の将来について責任ある姿を示し、市場の不安を払拭する、現状の打開につながる有効な施策を本予算において講じる、景気回復を確実なものにするためのさらなる追加経済対策を講じる、この三点を基本として提案するものである。

財政の発散を防ぐため、マニフェストに沿った主要施策を抜本的に見直すことで、本年度予算案における新規国債発行額を三兆円減額し、予算規模の健全化を図る。

さらに、財政責任法の制定により、政府に財政の見通しを示す責務、国会にこれについての十分な議論を義務づけ、国民に対し的確な情報を提供する体制の構築を提案するものである。

具体的には、まずマニフェスト予算の見直しにより約二・七兆円を節約する、さらに公務員人件費一割削減で二兆円、徹底した無駄の削減で五千億円、計約五・二兆円を確保する。

この財源を使って、新規国債発行額を三兆円減額した上で、九千億円でその他の財政健全化策に取り組み、さらに一兆三千億円の安心成長重点枠を創設し、政治のリーダーシップの発揮により、より政策効果の高い安心強化、雇用創出、成長投資の分野に絞った財政支出を行うものである。

先日行われた地方公聴会において、何と、民主党推薦の意見陳述人からさえも、ばらまきはやるべきではない、拙速である、そのような異論が相次いだ子ども手当については、当然、撤回を求める。

女性の社会進出は、今後も大いに進めていかねばならない。働きたい、子供も育てたいという女性の真剣な思いを社会全体としてどのように支援していくべきなのか、その答えは、効果不明の現金給付では断じてないのである。

我々は、子ども手当にかわる、真に少子化対策につながる施策として、幼児教育の無償化、保育所、保育士の増加、放課後児童クラブの充実、給

食費の無償化の実施を提案する。

また、基本的な教育に対する理念を欠いた高校授業料無償化についても撤回を求め、これにかわる施策として、合理性の高い、就学援助制度の創設、新たな給付型奨学金の創設、低所得者に対する授業料無料化などを提案するものである。

さらに、「いのちを守る予算」という以上、自公政権において最優先事業と位置づけていた学校耐震化事業の優先度も下げることがないよう求めるものである。

持続的な安定財源の確保なくして、社会保障の安心強化はあり得ない。社会保障のほころびの部分を修復し、世代間の不公平感の解消を図らねばならないことは言うまでもない。

雇用についても、受動的な安全網としての雇用対策だけでは経済成長を妨げかねない。トライアル雇用の拡充、能力開発を行う派遣会社の支援など、個人の自助努力を支援する能動的な雇用対策に転換し、新たな分野の開拓、新たな雇用の創出を目指すべきである。

農家戸別所得補償制度にも問題が多い。

消費者負担から納税者負担への認識を私は共有するものであるが、今後、主要農産品とはどこまでをその対象とするのか、戸別所得補償と銘打つ以上、生産目標、生産にかかったコスト、幾らで販売されたかなどを正確に把握するための手法もいまだ明らかではない。全国平均の金額をどのように算定するのか、コスト削減や品質向上などの農家の努力を阻害することになるのではないかなどなど、多くの懸念がいまだ全く払拭されていない。

農業の生産性向上に不可欠な基盤である土地改良予算をその財源の多くに充てるとの手法も誤りであり、意欲ある経営体への強力な支援と多面的機能を評価、支援する、納税者負担に値する精緻な日本型直接支払い制度を創設すべきである。

公共事業については、「コンクリートから人へ」のスローガンのもと、一八・三％、約一兆三千億円の減額となっているが、さきにも述べたとおり、多くの地域において公共事業はいまだ地域経済や雇用に大きなウエートを占めており、かかる事実を看過して地方の荒廃を加速させるわけにはいかない。

そもそも、八ツ場ダムは中止、胆沢ダムは建設続行など、その基準の整合性が全く示されていない。

将来の経済成長の芽となる内需拡大基盤づくり、地方における雇用の創出、維持などの観点から、真に必要な公共事業は、その根拠を明らかにした上で実施すべきものである。

鳩山政権が発足して五カ月が経過したが、この間、議会の運営においても、政治と金への不誠実な対応にも、国民生活にとって、あるいは我が国の国益を確保するために死活的に重要な予算案の審議を真剣に行おうという姿勢は感じられなかった。

普天間基地移設問題についても、予算委員会で、昨年の総選挙直前、普天間基地の代替施設は、国外、最低でも県外に移転することが望ましいと述べたが、鳩山総理は何か具体的な当てでもあったのかとただした私に対し、総理は、沖縄の皆様の感情などを考えたときに、私としては、国外、最低でも県外移設が望ましいとの思いで申し上げたなどと答弁したが、これこそ無責任のきわみである。沖縄県民の感情をもてあそび、唯一の同盟国である米国の強い不信を招き、日米安保がその事態の対象とする極東地域各国には不安が生じている。安全保障をもてあそんだ者は、それにふさわしい報いを受けるのである。

十分な議論を経ることなく、産業界の意見も徴することなく宣言した温室効果ガス二五％削減に対する具体的方策の欠如など、重要な課題への対処能力の欠如も指摘せざるを得ない。

要は、予算案を見ても、予算の審議過程を見ても、この日本国をどういう方向に導こうとするのか、まったく明らかになっていないということである。ただ、漠然と感じ取れるのは、社会主義的政策の色彩の濃さであり、これでは、国や国民の潜在力を引き出すことは到底不可能なのである。

適切な福祉を低負担で実現できるはずはない。総理は消費税は四年間上げないと言い、財務大臣は議論を始めたいと言う。財務大臣は消費税を上げれば行政改革が緩んでしまう旨発言したと伝えられるが、あなた方の政治主導とは、そのようにいいかげんなものなのか。無駄がなくなるまで消費税は上げないと言う人もいるが、すべての人が無駄だ、そのように思うものがあり、それがなくなる日など未来永劫来ないのである。デフレを宣言しておきながら早急に有効な手だてを講じないことは、がんを宣告しておきながら治療法を指示しない医師のようなものである。

経済の成長と税制改正を含む財政の健全化への道筋を示さなければ、いずれ、財政破綻が招来され、国家国民を不幸に突き落とすことになる。そのときに一番被害を受けるのは、弱い立場に置かれた人々なのである。

財源の裏づけと理念は、政府の責務として国民に提示すべきである。もし本予算が民主党の選挙目当ての政策であるならば、恥を知るべきである。

どのような社会を目指すか、それが不明確であるからこそ、友愛、命を大切に、コンクリートから人へなどという抽象的な願望やスローガンをちりばめた、このように不透明な、理念なき政策、理念なき予算しかつくれないのである。

予算案審議の過程において、総理や何人かの閣僚から、あなたたちに言われたくないとの発言があった。しかし、あなたたちは、状況を十分に承知をした上で、我々なら変えてみせると言って政権をとったのではなかったか。このような子供じみた発言は、今後、厳に慎まれたい。

政治屋は次の選挙を考える、政治家は次の時代を考えるとの言葉は、私にとって、永遠の悩みであり、課題である。しかし、我が党は、次の選挙さえよければいいとは決して考えない。日本さえよければいい、今さえよければいいという考え方は絶対に誤りなのである。ましてや、次の選挙さえよければいいなどという考え方は、我々は決してとるものではない。

これを明確に申し上げた上で、本予算案について速やかな撤回を求め、組み替え動議を提出するものである。

議員各位におかれては、国民の代表としての良識に基づき、これに御賛同賜らんことをお願いし、私の提案理由の説明を終わるものである。

（拍手）

○議長（横路孝弘君）　これより、予算三案に対する討論と、動議に対する討論とを一括して行います。順次これを許します。小泉俊明君。

〔小泉俊明君登壇〕

○小泉俊明君　民主党の小泉俊明です。

まず、大地震の被害を受けられたチリの皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、日本政府に一日も早い支援の実施を要請するものであります。

また、国内で津波の被害を受けられた皆様にも心からお見舞いを申し上げます。

それでは、民主党・無所属クラブを代表し、平成二十二年度総予算案に対し、賛成の立場から討論を行います。また、自由民主党・改革クラブ提出の編成替えを求める動議に反対の立場から討論を行います。（拍手）

平成二十一年八月三十日、国民の皆さんの一票の力によって日本の歴史が大きく変わりました。戦後の六十五年間だけでなく、日本の長い歴史の中でも、初めて選挙という民主的な手続により本格的な政権交代が実現し、鳩山内閣が誕生しました。日本の歴史に永久に残る出来事となることでしょう。

今、政治に課せられた喫緊の課題は、長期的に低迷している日本経済を復活させ、国民生活に安心と活力をもたらすことであります。今回、鳩山内閣が初めて提出をした本予算は、これを実現するための第一歩となる歴史的な予算案であります。

確かに、六十五年前の敗戦の廃墟の中から歴代自民党内閣が今日の日本の繁栄を築いてきたことは、高く評価しなければなりません。しかし、ここ二十年間、特に小泉内閣以来の約十年間、行き過ぎた市場経済至上主義という世界的にも歴史的にも誤った政策により、日本経済、特に地方経済の衰退と中小企業の疲弊と国民生活の破壊を招いたことは、極めて大きな責任があると言わざるを得ません。

今回の予算案は、このような日本の弱体化を招いた、強きを助け弱気をくじくという小泉内閣以来の行き過ぎた市場経済至上主義と決別をし、国民の生活が第一との立場から、日本経済を復活させる政策への大転換を高らかに宣言したものであります。

本予算案には、総選挙において約束させていただいた、子供一人当たり月額一万三千円を支給する子ども手当、高校の実質無償化、年金記録問題への対応、医師不足解消などの段階的実施、農業の戸別所得補償、高速道路の無料化の段階的実施、雇用対策など、今後四年間にわたって実施していくマニフェスト政策が盛り込まれております。

平成二十二年の税収が前年度当初予算と比較し九兆円も減少する見込みのためマニフェストを満額実施できなかったことは、政府・与党の一員として率直におわび申し上げなければなりませんが、マニフェストに掲げさせていただいた政策を着実に実行していくことこそが、最大の景気対策であり、日本経済を再生する唯一の道であります。こうした鳩山内閣の取り組みは、必ずや結果を出すものと確信をしております。

なお、自由民主党・改革クラブ提出の編成替えを求める動議につきましては、基本的な考え方を異にするものであり、賛成できないことを申し上げます。

議員各位におかれましては、一日も早く日本経済を復活させ、国民生活に安心と活力をもたらすため、本予算にぜひとも賛成することをお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　村上誠一郎君。

〔村上誠一郎君登壇〕

○村上誠一郎君　自由民主党の村上誠一郎であります。

私は、自由民主党・改革クラブを代表して、平成二十二年度予算案については反対、自由民主党・改革クラブ提出の編成替えを求める動議に賛成の立場で討論を行います。（拍手）

日本人は、勤勉でうそをつかない、恥を知る国民であると言われてきました。

鳩山総理、あなたが、平成十四年以来、お母様から毎月一千五百万円、七年間で十二億六千万円の生前贈与を受けていた平成の脱税王事件の真相は、予算委員会の審議を通じても、その全容解明にはほど遠い内容となりました。

あなたは、今、ブリヂストンの株三百五十万株、時価五十億円を超える株を所有する大株主です。あなたの年収は、この配当金と議員歳費だけでも一億円を超えています。不動産や株、預貯金等を合わせると、あなたの資産は一体幾らになるのでしょうか。普通であれば、自分の資産と収入だけで十分政治活動ができるはずです。

鳩山総理、あなたは、私の全く知らなかったことであり、今回の件で私腹を肥やしたり不正な利益を受けたことはないと繰り返すばかりです。サラリーマンの生涯所得の四倍以上の十二億六千万円もの巨額な生前贈与を一体何に使ったのか、何一つ明らかにしていません。一般の人ならば、直ちに逮捕並びに徹底的な取り調べを受けます。法治国家でありながら不十分な捜査で終わってしまったことは、一般国民は納得できません。

昨年十二月二十四日、総理の二人の秘書が政治資金規正法違反罪で起訴されました。二人は、あなたの罪をかぶったのです。これは、鳩山総理、あなたの犯罪なのです。

秘書が犯した罪は政治家が罰を受けるべきだとは、鳩山総理、あなた自身の言葉です。あなたは、かつて、秘書の責任は国会議員の責任だと主張して、我が党の加藤紘一代議士に議員辞職を求めたではありませんか。

鳩山総理、あなたに一片の良心の呵責があるのならば、あなたもまた恥を知る日本人であるのならば、今なすべきことは、潔く議員辞職をすることです。平成の脱税王のあなたには、徴税の大元締めである内閣総理大臣として国会に予算審議を求める資格はないと強く申し上げたい。

二月四日には、小沢民主党幹事長の政治資金管理団体陸山会の土地購入をめぐる事件で、政治資金収支報告書虚偽記載罪により、石川知裕衆議院議員ら三人が起訴されました。小沢幹事長は嫌疑不十分で不起訴処分となりましたが、起訴された三人は小沢幹事長の罪をかぶったのであり、これは小沢幹事長の犯罪です。

小沢幹事長、あなたの潔白さが証明されたわけではありません。自分が潔白だと主張するのであ

れば、堂々と政倫審等の国会の場に出席し、発言するべきではありませんか。小沢氏の政治資金団体が政治資金規正法を踏みにじる行為を続けていると言わざるを得ません。

民主党の小林千代美衆議院議員への違法献金事件については、二月十五日に札幌地検が北海道教職員組合本部などを家宅捜査し、その全容解明に向けて捜査が進められておりましたが、昨日、北海道教職員組合幹部ら四人が逮捕されました。

小林議員は、私は知らないと繰り返していますが、政治家個人への企業・団体献金を禁じた政治資金規正法違反であり、選挙費用の収支報告を義務づけた公職選挙法違反事件です。小林議員の選対委員長代理は既に有罪判決を受けており、連座制の適用も指摘されていますが、小林議員本人は議員辞職や離党を考えていないと言われています。

しかし、その姿勢は、起訴されながら辞職もせずに離党で済ませている石川議員や、辞職勧告決議案をたなざらしにする民主党の姿とあわせて、民主党に自浄作用があるのかないのか、厳しく問われています。

民主党の、労組が選挙丸抱えの体質が今回の小林議員の事件を招いたことは間違いありません。民主党は、企業・団体献金の禁止を唱える前に、労働組合と労組関連の政治団体からの献金について、即刻受け取りを拒否すべきではありませんか。労働組合による特定政党支持の強要はやめるべきだと思います。

民主党が恐れているのは、小沢幹事長の辞任、石川議員、小林議員の辞職によって、四月の統一補欠選挙が行われ、そこでの敗北が七月の参議院選挙の結果に直結すること。補選から逃げるな民主党と強く申し上げ、本論に入ります。

平成二十二年度予算案は、終戦直後の昭和二十一年度以来初めて国債発行額が税収を上回った、異常な予算であります。

目標のない財政運営はありません。中期的な経済財政の運営方針を示さないまま予算審議をする国はありません。中期経済財政見通しと財政再建目標の不在のまま予算審議、税法審議を求めるのは、行政の怠慢にほかならず、返済計画もないまま借金するのと同じであります。

特に、政府案の問題として、国と地方の借金が二〇一〇年度末には九百七十三兆円に達し、数年後には一千兆円を超えるとされています。その上に、個人金融資産から負債を差し引いた金融資産は一千六十五兆円と言われております。国債増発に黄色信号がともり始めた今、そのようなときに、財源確保のめどが立っていないのにマニフェストの実現のために数字合わせをしているこの予算から、今後の日本の経済回復及び成長の道筋が見えません。そしてまた、財政、金融面における出口戦略も欠如しています。そして、年度の公債発行上限をみずから設定してつじつま合わせを行うということは、財政規律がありません。理念なきばらまきと不透明な政策、巨大な支出です。そしてまた、「コンクリートから人へ」の幻想、すなわち、公共事業一・三兆円の大幅削減が地方経済への悪影響をもたらす。すなわち、仕事をつくらないのであれば、経済効果は期待できません。

主に以上の点を指摘することができます。

ローマ帝国は、御高承のように、パンとサーカスによって滅んだと言われています。鳩山政権は、国民にパン、すなわち、子ども手当、高速道路の無料化、農家の戸別補償等をばらまく一方、サーカス、事業仕分け等で国民の目を欺いてまいりました。

子ども手当については、国民の七割以上が求める所得制限をなぜ設けないのでしょうか。全額国庫負担で賄うとしていたにもかかわらず、地方公共団体や事業主に七千五百億円もの負担を求めています。これに対して、地方負担を新年度予算案に計上しない方針を決定した地方自治体もあります。二月十九日に開催された地方公聴会では、民主党が推薦した意見陳述人でさえも、子ども手当については異論を唱えています。

子育て世帯や子育て支援団体からは、現金給付ばかりではなく、保育所や学童保育などの充実が求められています。子ども手当のばらまきではなく、子供の医療費の無償化、あるいは幼稚園の無償化、小学校給食の無償化などを実施すべきです。

高校授業料無償化については、この財源捻出のため、十六歳から十八歳までの特定扶養控除の上乗せ分の廃止によって一千四百億円を捻出するとのことですが、民主党のマニフェストには、特定扶養控除存続が明記されているではありませんか。明らかな公約違反であります。

また、学校耐震化予算も、概算要求時の二千七百七十五億円から一千七百億円以上も削減され、地方自治体が予定していた五千棟のうち、二千八百棟の耐震化予算は確保できないことになりました。「コンクリートから人へ」の妄想により命を守れない予算がつくられてしまったのは、国民にとって悲劇としか言いようがありません。

さらに、マニフェスト違反も数多く明らかになっています。

暫定税率の廃止による二兆五千億円の減税はどこに行ったのでしょうか。年金保険料の流用禁止はどうなったのでしょうか。加入者全員に年金通帳を交付するとの公約はどうしたのですか。国家公務員総人件費二割削減は実現できるのですか。総務省の試算では、天下りせず定年まで勤務するようになると二〇二五年度の総人件費は今より最大二割増加し、マニフェスト違反が明白となっています。また、マニフェスト重点項目の実現に十二兆六千億円もの恒久財源が必要になりますが、総理を初めとする閣僚は答弁をはぐらかすばかりです。このように国民を欺くマニフェスト違反の亡国予算に、到底賛成することができません。

鳩山総理、あなたは、平成の脱税王から平成の大ペテン師になろうとしているのではありませんか。

しかし、国民はだまされていません。期待にはこたえていない、非常に甘い算段、拙速、点取り虫、危惧の念を持っている、ばらまきは絶対にだめだ、見通しがない、後世に禍根を残す、これらの発言は、ほかでもない、地方公聴会の意見陳述人の予算案に対するものです。総理、このような国民の声をしっかりと聞くべきであります。

自由民主党・改革クラブは、財政、少子化対策、社会保障、雇用対策、農業政策、国土インフラ整備、普天間基地移転問題、地球環境問題を重

点事項とする編成替えを求める動議を提出しました。

政府・与党の理念なきばらまきマニフェストに沿った主要政策を抜本的に見直し、国債発行額を減額し、予算規模を健全なものとするために、そして国民の声をしっかりと反映するために、絶対に必要な編成替えです。本当に国民の生活を第一に考えるのであれば、政府・与党の皆さんには、我々の動議の内容を真摯に受けとめ、賛成の意思を示していただきたいと思います。

最後に、昨年の衆議院総選挙で民主党に投票した人たちは、内政も外交もいいかげんな鳩山内閣に自分の一票を投じたのかと、ほぞをかむ思いの人たちが多いと思います。その上、政権交代によって生まれた民主党政権が民主主義に深刻な危機をもたらしていることも、指摘しておかなければなりません。

本予算審議を経て見えてきたのは、友愛という名で覆われた政府・与党の利益誘導政治と隠ぺい体質であります。

我が党議員が予算委員会などで再三指摘したように、箇所づけ情報漏えい事件は、国土交通省の個別事業予算の資料を予算審議前に政務三役が民主党へ、民主党が地方自治体へと流した、利益誘導そのものです。

さらに、先日行われた長崎県知事選挙では、小沢民主党幹事長みずから、民主党推薦の候補者を知事に選べば、交付金を要望どおりに出し、高速道路もつくれると発言し、その利益誘導の姿勢が有権者に広く知れ渡ることになりました。他の民主党幹部も、そういう選択を長崎の方がするのなら民主党政権は長崎に対しそれなりの姿勢を示すと、恫喝政治、恐怖政治の可能性すらある極めて危険な発言をしています。しかし、長崎県民は、そのような利益誘導、恫喝政治の民主党に毅然とノーを突きつけ、良識を示しました。

昨日の朝日新聞にも、予算をつけないとおどかされた離島の皆さんの民主党に対する不信の記事が出ておりましたが、これらの国民の声に政府・与党はどうこたえるのでしょうか。

箇所づけ資料漏えい事件では、鳩山総理も非を認め、国交相の処分を検討せざるを得ませんでした。まことに情けない話であります。

政府・与党が隠したのは、国交省の資料だけではありません。昨年の臨時国会以来、民主党は、マニフェストや普天間基地問題など、その主張を変節させてきましたが、鳩山総理隠し、小沢幹事長隠しの姿勢だけは一貫して守り抜いています。守り抜くべきものを勘違いしているのではないでしょうか。

各種選挙でも世論調査でも示されているとおり、鳩山総理と小沢幹事長の政治資金問題に向けられる国民の目線は厳しく、証人喚問や参考人招致などによる真相解明を求める声が圧倒的です。しかし、鳩山総理も小沢幹事長も与党幹部も、その声に決して耳をかそうとはしない。ならばと、国民の声を代弁して申し入れを野党がしても、一顧だにせず、受けられないの一言で片づけてしまう。国民の声が無視され、与野党の協議すら行われないのでは、健全な議会運営とは到底言えません。

国民の目線を標榜していた政権交代前の民主党の姿勢はどこに行ったんでしょうか。人には厳しく、自分には甘い、自分勝手な御都合主義。みずからの疑惑には口をつぐむ隠ぺい体質。そんな今の鳩山民主党政権が国民からノーを突きつけられる日は、すぐそこまで迫っているのであります。

そのことを申し上げ、私の討論といたします。

（拍手）

○議長（横路孝弘君）　吉泉秀男君。

（吉泉秀男君登壇）

○吉泉秀男君　社会民主党の吉泉秀男です。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、自民党提出の組み替え動議に反対をし、平成二十二年度予算案等に対し賛成の立場で討論を行います。

（拍手）

皆さん、平成の大合併で千七百八十一市町村が消えました。全体の四五％がなくなったのでございます。そのほとんどが町村でございます。

全国町村会がまとめた報告書には、財政基盤が弱い町村にとって、合併特例債、これを頼りに余儀なくされたと背景を述べながら、地域における行政の存在感が薄れ、これまで培ってきた行政と住民相互の連帯感が弱体化し、住民の地域づくり活動に支障が生じてきていると報告しています。

皆さん、皆さんの地域はどうですか。山は荒れ、田んぼ、畑は荒れ、いつかしら若者がいなくなり、夜、自動販売機だけが、こうこうと照らし、寂しそうに立っている、こういう集落が私の住んでいる山形でふえています。町中においても、いつかしらシャッターがおりて、しにせの店が壊されて駐車場に変わってきている、こういう光景が今目立っております。自分自身、町職員の出身、そういう立場でございますから、地域の絆、地域が寂れていく、このことを黙って見ていることはできないのでございます。

国、地方自治体、国民が、それぞれの役割を担い、生き生きと果たしながら社会全体を構築していく、その姿こそ、目指す日本のあり方である、こう鳩山政権は国民の前に宣言をしたのでございます。だからこそ、今回の九十二兆を超えるこの予算案は、その第一歩として位置づける予算だと言えますし、私自身、賛成するものでございます。

その一つとして、公共事業費の削減、政治主導、予算編成過程の透明化、このことは、事業仕分けによって、予算編成に対する国民の大きな大きな関心を盛り上げてきたのでございます。そして、具体的には、「コンクリートから人へ」の政策転換、生活再建、地域の再建が、はっきりした形で国民に示されております。大型ダムに象徴される旧来型の大規模公共事業中心の予算配分ではなく、医療や年金、福祉、介護、教育、暮らしの分野に光を当てる、こういう姿勢が明確になっている予算でもございます。

二つ目として、厳しい雇用情勢の中でも、雇用保険の加入要件である雇用見込み期間の六カ月以上から三十一日以上への短縮、失業後一年間の医療保険負担の軽減、雇用調整助成金の支給要件の緩和、これまでセーフティーネットの対象となっていなかった人たちを救済するものになっています。今月、三月は卒業式の月でございます。しかし、就職が決まらない、進路が決まらない、夢を膨らませている卒業生に社会の窓口を閉ざす社

会、こういう社会であってはならないのでございます。

三つ目として、十八兆円を超える巨額の財源不足に見舞われた地方にとって最大限配慮した予算を目指し、既存の加算とは別枠で九千八百五十億円を加算するなど、自治体が受け取る交付税額は一・一兆円の増額が図られたのでございます。

そしてまた、ひもつき補助金から、地方が自由に使える一括交付金に道を開き、地域活性化、地方財政の充実強化が図られている予算でもございます。

そして、皆さん、中小企業の資金関連の円滑化や経営支援、開発支援の充実、戸別所得補償、農業の六次化産業など、中小企業や農林水産業対策に力を入れ、未来を見据えた予算になっております。

○議長（横路孝弘君）　吉泉秀男君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○吉泉秀男君（続）　未来の担い手である子供を社会全体で育てていく姿勢、国民にはっきりしております。

私たち社民党は、一日も早く予算を成立させ、景気の回復、雇用の拡大、創出に向けて、国民の期待に沿うよう全力で頑張る決意を述べて、賛成討論にさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　富田茂之君。

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君　私は、公明党を代表して、ただいま議題となっております平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算、平成二十二年度政府関係機関予算、以上三案に対して、反対の立場から討論を行うものであります。（拍手）

以下、反対する主な理由を申し述べます。

第一には、現下の経済状況にこたえ得るような、経済立て直しに向けた視点を欠く予算であるという点であります。

鳩山内閣は、マニフェストありきの視点から、昨年十月、平成二十一年度第一次補正予算を二兆九千億円も執行停止するなど、景気にブレーキをかけてしまいました。公明党は、執行停止の解除が最善の景気対策であると提言しましたが、鳩山内閣は、これに耳をかさず、雇用を初めとする厳しい経済状況の中、やっとのことで二次補正予算を編成しましたが、遅きに失し、規模も不十分なものでありました。

これまで、予算委員会では、予算案の審議の際、中長期的な経済財政の展望を示して、その年度の予算だけではなく、それをスタートとして、日本の経済財政がどうなっていくかという議論をしていました。鳩山内閣では、こういう議論の前提となる資料すら示されませんでした。二十三年度どうなるか、五年後、十年後どうなるかという議論が大事なのです。

中長期の成長戦略についても、本予算案の編成終了後、基本方針なるものを示しましたが、具体案の策定は、今後、六月に向けて作業するという、その経済認識と経済政策に関する感度の鈍さは、極めて深刻であります。

日本経済は、前政権が打ち出した中小企業対策、エコカー補助金、エコポイント制度を初めとする経済対策の効果によって、徐々に二番底の懸念が薄らぐ程度まで持ち直してきましたが、世界経済の動向を含め、なお楽観は許されません。

雇用は依然と厳しく、今月卒業を迎える新卒者を含め、雇用不安は消えていません。また、地方では、仕事がないとの声が途絶えないのが実情であります。

本予算案は、景気を押し上げるには物足りず、雇用不安、あるいは今後の経済の先行きへの不安を払拭することはできず、まさに、成長戦略なき先行き不安予算であると言わざるを得ないのであります。

第二には、衆議院総選挙の際の国民との約束であるマニフェストに違反する予算となっている点であります。

ガソリン税などの暫定税率の廃止で二兆五千億円の減税とうたっていたにもかかわらず、実質的には、これを維持し、全く減税を行いませんでした。

子ども手当については、全額国費負担を約束していたにもかかわらず、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の名称が示すとおり、平成二十二年度限りの単年度、しかも地方負担四千六百五十二億円、事業主負担千四百三十六億円を残した形で、恒久的な財源がほとんど見当たらず、事実上、公明党が長年取り組んできた児童手当の拡充になっています。

高速道路無料化についても、六千億の概算要求が一千億円に削られています。

マニフェストの主要項目に必要な所要額概算として約七・一兆円と主張していたにもかかわらず、三・一兆円しか確保されていません。

さらに問題なのは、マニフェストで全く触れられていなかった、十五歳以下の扶養控除について住民税分も廃止するとして約四千二百億円の増税、十六歳から十八歳までの所得税の特定扶養控除の縮小として約一千億円の増税、たばこ税の増税で約一千七百億円の増税等々、合わせて約一兆円の増税となっており、これは国民をだましたものにほかなりません。

第三には、財政規律を放棄し、編成当初から初めに国債四十四兆円ありきでスタートし、結果として四十四・三兆円もの国債大増発となるなど、財政健全化に向けた道筋もないままに将来への不安を増幅する、国債頼み、埋蔵金頼みの一時しのぎの予算である点であります。

平成二十二年度予算案においては、景気低迷による税収が大きく落ち込んでいるとはいえ、マニフェスト施策のために一般会計全体の財政規模を九十二兆円超にまで拡大したことによって、結果として、国債の発行が大きく膨らんでしまったことは、紛れもない事実であります。税収より公債費が上回るのは、昭和二十一年度以来、実に六十四年ぶりで、財務省の試算によれば、二十三年度は公債費は五十兆円を超えると予想される状況です。

税外収入として十・六兆円を計上していますが、うち四・八兆円は財投特会からの受入金です。積立金残高全額の三・四兆円を活用してしまったため、積立金はゼロとなり、二十三年度は受け入れ不可能です。公益法人、独立行政法人等の基金等の国庫返納で約一兆円計上しています

が、これは一時的なお金で、二十三年度は全く計上できません。財務省の試算によれば、二十三年度の税外収入は三・九兆円で、二十二年度よりマイナス六・七兆円となります。

平成二十二年度予算全体が、いわば耐用年数一年限りの土台の上に建てられた仮住まいと言わざるを得ません。こうした場当たり的な財政運営を続けるようであれば、将来におけるさらなる国債の増発あるいは大増税になるのではないかとの不安を増幅させるものと言わざるを得ません。

第四には、「いのちを守る予算」とは裏腹に、マニフェストの実現を優先する余り、ほかの国民生活にとって重要な予算が削減されるなど、不十分な点があることであります。

具体的には、高校無償化の財源を確保するために、学校の耐震化など、まさに子供の命を守るための予算を大幅に削減されました。

公明党は、大地震国である日本において、早急に学校施設などの耐震化の必要性を訴え、これまで適切に措置をしてきました。地方からのニーズも多く、経済波及効果も高いものであり、切れ目なく整備すべきものであり、そのための予算を確保すべきであります。予算委員会の質疑において、地方からの要望のある二千八百棟分、約千七百四十三億円の予算を経済危機対応・地域活性化予備費一兆円から支出する旨の答弁がありましたが、この点の確実な履行を求めるものであります。

また、社会保障や福祉に関しても、厳しい財政状況ではありますが、特に低所得の方々の医療費負担の軽減のための高額療養費の見直し、さらには、がん対策の拡充、介護の施設など基盤整備の拡充、子育て支援の環境整備などを図るべきであると考えます。

以上、反対する主な理由を申し述べました。

最後に、政治と金の問題について指摘せざるを得ません。

河野洋平前衆議院議長が、同氏を慰労し励ます会で、これだけマスコミの鳴り物入りで登場した新政権が国民の期待にこたえていない、脱税をした人が率いている、納めずに何年もいた、その首相が税金の無駄遣いをなくせと言っている、国民には不平不満がたまっていると述べたとの報道があります。

不況の中、懸命に働き、まじめに納税されている国民お一人お一人の思いを私たち政治家も共有しなければなりません。

民主党の小沢幹事長は、政治資金規正法違反容疑で秘書ら三名が検挙されましたが、御自身は嫌疑不十分で不起訴となりました。ある政治家が、限りなく黒に近い灰色だと指摘しましたが、国民も全く同じように感じています。

昨日、民主党所属の小林千代美衆議院議員の陣営が、昨年八月の衆議院総選挙前に北海道教職員組合から一千六百万円の違法な資金提供を受けたとして、同組合の委員長代理や書記長ら四名が札幌地検に逮捕されました。

教職員組合が絡む事件は、初めてではありません。二〇〇四年の参議院選挙で、山梨県教職員組合幹部らが、民主党の輿石参議院議員会長支援のために集めた寄附金を政治団体の収支報告書に記載せず、罰金の略式命令を受けました。

労組丸抱えは、小林陣営だけだったのでしょうか。白鷗大学の福岡政行教授は、今回の事件について、民主党の労組丸抱えの実態を明らかにした点で大きな意味がある、国民は民主党のクリーンさに懸念を持ち始めているのではないかと指摘されております。

石川知裕衆議院議員について、地元新聞社が次のように報道しています。

民主党を離党した石川知裕衆議院議員が、一日早朝、音更側の十勝大橋のたもとで約三カ月ぶりにつじ立ちを再開した。道行くドライバーに、政治と金の問題は皆さんにおわびし、反省し、一から出直さなければいけない、今後の政治活動で不信を払拭するなどと訴えていた。石川議員は、午前七時過ぎ、宣伝カーを伴って十勝大橋のたもとに到着。民主党の道議、市議ら五人も応援に駆けつけ、演説は一時間余り行われたと。

週刊誌のインタビューに応じたり、つじ立ちする前に、この国会で、みずから疑惑解明に努め、国民の信頼を回復するのが先ではありませんか。議員辞職勧告決議案もたなざらしのままで、民主党所属の地方議会議員が応援に駆けつけるとは、まさに偽装離党そのものではないですか。

政治倫理綱領は冒頭で、「政治倫理の確立は、議会政治の根幹である。われわれは、主権者たる国民から国政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、いやしくも国民の信頼にもとることがないよう努めなければならない。」と規定し、第四項目めで、「われわれは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合にはみずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。」と規定しています。

この政治倫理綱領を定め、これを遵守すべきものとし、さらに、これを実効あらしめるために政治倫理審査会を設置したのは、昭和六十年六月当時、衆議院議院運営委員会委員長を務めていた小沢民主党幹事長御自身です。

鳩山総理、小沢幹事長、石川・小林両議員、みずから政治倫理審査会に申し出て、政治的道義的責任の有無を明らかにすべきです。

ところで、国権の最高機関である国会で、まさに予算案が審議中であるにもかかわらず、公共事業予算のいわゆる箇所づけが民主党県連を通じて関係者に公表されるという信じられない事態が起こりました。まさに国会軽視も甚だしく、ひいては国民を愚弄するものであり、要は、民主党政権型の新たな利益誘導、癒着の構造につながるのではないかとの批判は免れません。

また、さきの長崎県知事選挙においても、選挙期間中に閣僚みずからが予算を盾にして露骨とも言える利益誘導的な発言をするなど、鳩山内閣を初め政権与党が国民のための予算を私物化しようとしている実情が見られました。

これが政権交代の本質なのでしょうか。であるとすれば、まさに言語道断であります。政治と金をめぐる対応といい、今の民主党の政治姿勢は、国民の期待を全く裏切るものであると指摘するものであります。

なお、自由民主党・改革クラブから提出された組み替え動議については、鳩山内閣の財政運営、

財政政策に対する意見、考え方に関しては認識を共有する部分があるものの、総合的に勘案し、反対いたします。

鳩山内閣が、謙虚に、そして真摯に国民に向き合って政権運営をなされるよう、強く訴え、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君　私は、日本共産党を代表して、二〇一〇年度総予算三案、自由民主党・改革クラブ提出の編成替えを求めるの動議に、ともに反対の討論を行います。（拍手）

今度の総予算案は、昨年の総選挙で国民が自公政権を退場させ、鳩山政権が発足したもとで初めて編成されたものであります。それだけに、予算案をめぐっては、政治を変えたいとの国民の願いにこたえ、旧来の政治をどう転換し、国民の暮らしと日本経済をどう立て直すかが鋭く問われているのであります。

また、鳩山総理、小沢民主党幹事長という政権のトップにかかわる政治と金が大問題となりましたが、政治と金をめぐる疑惑の真相を徹底解明し、その政治的道義的責任を明らかにすることは、国民の政治に対する信頼を回復するため、欠くことのできない国会の責務であります。

したがって、今回の予算審議には、こうした二つの課題にこたえる徹底審議こそが求められたのであります。

ところが、民主党は、小沢幹事長を初め関係者の証人喚問には一切応じず、疑惑を解明し、政治的道義的責任を明らかにすることに背を向け続けたのであります。他方、自民党は、そうした民主党の姿勢を批判して審議拒否に走りました。これらのことが徹底審議に水を差したことを厳しく指摘しておきたい。

しかも、看過できないことは、先週末、民主党が、自民、公明両党との国対委員長間で、三月二日中に予算の衆議院通過を図ることで合意し、前代未聞の確認書まで取り交わし、一連の審議・採決日程を各委員会に押しつけたことであります。かかる身勝手なやり方は、国会の民主的運営を踏みにじり、徹底審議に逆行するものであって、断じて容認できません。

次に、本予算案そのものについてであります。

今、必要なことは、経済危機から国民の暮らしを守り、日本経済を立て直すために、大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて、雇用、中小企業を守ること、自公政権が続けてきた社会保障削減路線による傷跡を是正するために社会保障の拡充を図ること、軍事費と大企業・大資産家減税という二つの聖域にメスを入れて財源を確保し、庶民増税の不安を解消すること、この三つの転換であります。

ところが、本予算案は、こうした政治の転換に踏み出すものになっていません。

第一に、自公政権が続けてきた社会保障削減路線による傷跡を是正するものになっていないことです。

後期高齢者医療制度は、その廃止を先送りした上に、総選挙後、約束していた保険料の負担軽減策も実行していません。保険料値上げなどによる制度の被害をさらに拡大しようとしているのであります。後期高齢者医療制度は速やかに廃止すべきです。

障害者自立支援法の応益負担も、中途半端に残すのではなく、医療費の窓口負担を含め、直ちになくすべきです。

目玉とされる子ども手当も、保育所の待機児童解消や義務教育の完全無償化、医療費の無料化など、子育ての土台を整備することと相まってこそ効果があります。子育てと教育条件の整備を土台から総合的に進めるべきであります。

本予算案は、生活保護の母子加算復活や公立高校の授業料無償化など、国民の要求と運動を反映した部分的前進も見られますが、全体として、自公政権のもとで改悪された医療、介護、福祉制度をもとに戻し、社会保障拡充へと転換したとは言えません。

第二は、大企業の巨額の内部留保と利益を社会に還元させて雇用、中小企業を守る予算になっていないことです。

旧来の経済政策では、大企業が幾らもうけても、企業内部に蓄積されるだけで、国民の暮らしに回りません。このシステムが日本経済を弱くしていることは明らかであり、その転換こそが必要であります。

ところが、雇用をめぐって、政府が示した労働者派遣法の改正案要綱は、製造業派遣の原則禁止を言いながら、常用型派遣を例外とし、登録型派遣を禁止と言いながら、現行の専門二十六業務を例外としているのであります。これは、原則容認の重大な後退と言わねばなりません。

予算審議の焦点の一つとなったのが、中小企業への対策です。

大企業による不当な単価の引き下げ、仕事の一方的打ち切りを一掃するために、大企業と中小零細企業との公正な取引ルールを確立すべきです。日本の宝である町工場を守るために、工場の家賃や機械のリース代への緊急の直接支援に踏み出し、これまでの対策を抜本的に転換する必要があります。

第三は、財源の問題です。

鳩山内閣は、無駄を削れば財源はつくれると言ってきましたが、庶民には増税を押しつけ、軍事費や大企業、大資産家への優遇税制は温存、継続したままです。こうした聖域を温存した結果、巨額の公債発行と埋蔵金に依存する、その場しのぎで、全く先の見えない予算となっているのであります。

これでは、政治を変えたいとの国民の要求にこたえることはできず、本予算案には反対であります。

なお、自民党の組み替え動議は、旧来の自民党政治への反省もなく、消費税増税まで盛り込んでおり、到底認められません。

以上、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（横路孝弘君）　これより採決に入ります。

まず、石破茂君外三名提出、平成二十二年度一般会計予算外二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

石破茂君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立少数。よって、石破茂君外三名提出の動議は否決されました。

次に、平成二十二年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（横路孝弘君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（横路孝弘君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百七十四

可とする者（白票）　三百十九

否とする者（青票）　百五十五

○議長（横路孝弘君）　右の結果、平成二十二年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成二十二年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安住　淳君　　阿久津幸彦君
阿知波吉信君　　相原　史乃君
青木　愛君　　赤松　広隆君
東　祥三君　　網屋　信介君
荒井　聰君　　五十嵐文彦君
井戸まさえ君　　池田　元久君
石井　章君　　石井登志郎君
石毛　鍈子君　　石関　貴史君
石田　勝之君　　石田　三示君
石田　芳弘君　　石津　政雄君
石原洋三郎君　　石森　久嗣君
石山　敬貴君　　泉　健太君
磯谷香代子君　　市村浩一郎君
糸川　正晃君　　稲富　修二君
稲見　哲男君　　今井　雅人君
内山　晃君　　打越あかし君
生方　幸夫君　　江端　貴子君
枝野　幸男君　　小川　淳也君
小沢　一郎君　　小沢　鋭仁君
小野塚勝俊君　　小原　舞君
緒方林太郎君　　大泉ひろこ君
大串　博志君　　大島　敦君
大谷　啓君　　大谷　信盛君
大西　健介君　　大西　孝典君
大畠　章宏君　　大山　昌宏君
太田　和美君　　逢坂　誠二君
岡島　一正君　　岡田　克也君
岡田　康裕君　　岡本　英子君
岡本　充功君　　奥田　建君
奥野総一郎君　　奥村　展三君
加藤　学君　　加藤　公一君
鹿野　道彦君　　海江田万里君
柿沼　正明君　　笠原多見子君
梶原　康弘君　　勝又恒一郎君
金森　正君　　金子　健一君
神山　洋介君　　川内　博史君
川口　浩君　　川口　博君
川越　孝洋君　　川島智太郎君
川端　達夫君　　川村秀三郎君
河上みつえ君　　菅　直人君
木内　孝胤君　　木村たけつか君
吉良　州司君　　城井　崇君
黄川田　徹君　　菊田真紀子君
菊池長右ェ門君　　岸本　周平君
北神　圭朗君　　京野　公子君
工藤　仁美君　　櫛渕　万里君
楠田　大蔵君　　沓掛　哲男君
熊谷　貞俊君　　熊田　篤嗣君
黒岩　宇洋君　　黒田　雄君
桑原　功君　　玄葉光一郎君
小泉　俊明君　　小平　忠正君
小林　興起君　　小林千代美君
小林　正枝君　　小宮山泰子君
小宮山洋子君　　小室　寿明君
小山　展弘君　　古賀　一成君
古賀　敬章君　　後藤　英友君
後藤　斎君　　後藤　祐一君
郡　和子君　　近藤　和也君
近藤　昭一君　　近藤　洋介君
佐々木隆博君　　佐藤ゆうこ君
斉木　武志君　　斉藤　進君
斎藤　勁君　　斎藤やすのり君
坂口　岳洋君　　阪口　直人君
笹木　竜三君　　階　猛君
篠原　孝君　　柴橋　正直君
下条　みつ君　　城島　光力君
白石　洋一君　　神風　英男君
首藤　信彦君　　瑞慶覧長敏君
末松　義規君　　杉本かずみ君
菅川　洋君　　鈴木　克昌君
鈴木　宗男君　　仙谷　由人君
園田　康博君　　空本　誠喜君
田島　一成君　　田嶋　要君
田名部匡代君　　田中けいしゅう君
田中眞紀子君　　田中美絵子君
田中　康夫君　　田村　謙治君
平　智之君　　高井　崇志君
高井　美穂君　　高木　義明君
高橋　昭一君　　高野　守君
高橋　英行君　　高松　和夫君
高邑　勉君　　高山　智司君
滝　実君　　竹田　光明君
武正　公一君　　橘　秀徳君
玉木　朝子君　　玉木雄一郎君
玉城デニー君　　玉置　公良君
樽床　伸二君　　中後　淳君
津川　祥吾君　　津島　恭一君
津村　啓介君　　辻　惠君
筒井　信隆君　　手塚　仁雄君
寺田　学君　　土肥　隆一君
道休誠一郎君　　富岡　芳忠君
豊田潤多郎君　　中井　洽君
中川　治君　　中川　正春君
中島　政希君　　中島　正純君
中津川博郷君　　中塚　一宏君
中根　康浩君　　中野　寛成君
中野　譲君　　中野渡詔子君

中林美恵子君　中山　義活君
仲野　博子君　永江　孝子君
長尾　敬君　長島　昭久君
長島　一由君　長妻　昭君
長安　豊君　仁木　博文君
西村智奈美君　野木　実君
野田　国義君　野田　佳彦君
羽田　孜君　萩原　仁君
橋本　清仁君　橋本　博明君
橋本　勉君　畑　浩治君
鉢呂　吉雄君　初鹿　明博君
鳩山由紀夫君　花咲　宏基君
浜本　宏君　早川久美子君
原口　一博君　伴野　豊君
樋口　俊一君　樋高　剛君
平岡　秀夫君　平野　博文君
平山　泰朗君　福嶋健一郎君
福島　伸享君　福田　昭夫君
福田衣里子君　藤田　一枝君
藤田　大助君　藤田　憲彦君
藤村　修君　古川　元久君
古本伸一郎君　細川　律夫君
細野　豪志君　本多　平直君
馬淵　澄夫君　前原　誠司君
牧　義夫君　牧野　聖修君
松岡　広隆君　松木けんこう君
松崎　公昭君　松崎　哲久君
松野　頼久君　松原　仁君
松宮　勲君　松本　大輔君
松本　剛明君　松本　龍君
三日月大造君　三谷　光男君
三村　和也君　三宅　雪子君
三輪　信昭君　三井　辨雄君
水野　智彦君　皆吉　稲生君
宮崎　岳志君　宮島　大典君
向山　好一君　村井　宗明君
村上　史好君　村越　祐民君
室井　秀子君　本村賢太郎君
森岡洋一郎君　森本　和義君
森本　哲生君　森山　浩行君
矢崎　公二君　谷田川　元君
柳田　和己君　山尾志桜里君
山岡　賢次君　山岡　達丸君
山口　和之君　山口　壯君
山崎　摩耶君　山崎　誠君
山田　良司君　山井　和則君
山花　郁夫君　山本　剛正君
湯原　俊二君　柚木　道義君
横粂　勝仁君　横光　克彦君
横山　北斗君　吉川　政重君
吉田　泉君　吉田おさむ君
吉田　公一君　吉田　統彦君
笠　浩史君　和嶋　未希君
和田　隆志君　若井　康彦君
若泉　征三君　鷲尾英一郎君
渡辺浩一郎君　渡辺　周君
渡辺　義彦君　渡部　恒三君
阿部　知子君　重野　安正君
辻元　清美君　照屋　寛徳君
中島　隆利君　服部　良一君
吉泉　秀男君　亀井　静香君
下地　幹郎君　松下　忠洋君
石川　知裕君

否とする議員の氏名

あべ　俊子君　安倍　晋三君
逢沢　一郎君　赤澤　亮正君
秋葉　賢也君　麻生　太郎君
甘利　明君　井上　信治君
伊東　良孝君　伊吹　文明君
石田　真敏君　石破　茂君
石原　伸晃君　稲田　朋美君
今村　雅弘君　岩屋　毅君
江渡　聡徳君　江藤　拓君
遠藤　利明君　小里　泰弘君
小野寺五典君　小渕　優子君
大島　理森君　大野　功統君
大村　秀章君　加藤　勝信君
加藤　紘一君　梶山　弘志君
金子　一義君　金子　恭之君
金田　勝年君　鴨下　一郎君
川崎　二郎君　河井　克行君
河村　建夫君　木村　太郎君
岸田　文雄君　北村　茂男君
北村　誠吾君　小池百合子君
小泉進次郎君　古賀　誠君
後藤田正純君　河野　太郎君
高村　正彦君　近藤三津枝君
佐田玄一郎君　佐藤　勉君
齋藤　健君　坂本　哲志君
塩崎　恭久君　塩谷　立君
柴山　昌彦君　下村　博文君
新藤　義孝君　菅　義偉君
菅原　一秀君　園田　博之君
田中　和徳君　田野瀬良太郎君
田村　憲久君　平　将明君
高市　早苗君　高木　毅君
竹下　亘君　竹本　直一君
武田　良太君　武部　勤君
橘　慶一郎君　棚橋　泰文君
谷　公一君　谷垣　禎一君
谷川　弥一君　谷畑　孝君
徳田　毅君　中川　秀直君
中谷　元君　中村喜四郎君
永岡　桂子君　長島　忠美君
長勢　甚遠君　二階　俊博君
西野あきら君　西村　康稔君
額賀福志郎君　野田　聖子君
野田　毅君　馳　浩君
鳩山　邦夫君　浜田　靖一君
林　幹雄君　平井たくや君
平沢　勝栄君　福井　照君
福田　康夫君　古川　禎久君
古屋　圭司君　保利　耕輔君
細田　博之君　町村　信孝君
松浪　健太君　松野　博一君
松本　純君　三ッ矢憲生君
宮腰　光寛君　村上誠一郎君
村田　吉隆君　茂木　敏充君
森　英介君　森　喜朗君
森山　裕君　柳本　卓治君
山口　俊一君　山本　公一君
山本　幸三君　山本　拓君
山本　有二君　与謝野　馨君
吉野　正芳君　赤松　正雄君
井上　義久君　池坊　保子君
石井　啓一君　石田　祝稔君
稲津　久君　漆原　良夫君

江田　康幸君　　遠藤　乙彦君
大口　善徳君　　神崎　武法君
佐藤　茂樹君　　斉藤　鉄夫君
坂口　力君　　高木美智代君
高木　陽介君　　竹内　譲君
富田　茂之君　　西　博義君
東　順治君　　古屋　範子君
赤嶺　政賢君　　笠井　亮君
穀田　恵二君　　佐々木憲昭君
志位　和夫君　　塩川　鉄也君
高橋千鶴子君　　宮本　岳志君
吉井　英勝君　　浅尾慶一郎君
江田　憲司君　　柿澤　未途君
山内　康一君　　渡辺　喜美君
衛藤征士郎君

○高山智司君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案とともに、総務委員長提出、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は委員会の審査を省略して、三案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

○議長（横路孝弘君）　地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。総務委員長近藤昭一君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号㈡に掲載〕

〔近藤昭一君登壇〕

○近藤昭一君　ただいま議題となりました三案につきまして申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案の要旨について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設など、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算する等平成二十二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成二十二年度における措置として雇用対策・地域資源活用臨時特例費を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行い、また、公営競技納付金制度及び地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰り上げ償還に係る措置を延長し、あわせて、子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月十六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月十九日原口総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十四日、三月一日及び本日質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の早期確立に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

次に、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

過疎対策につきましては、昭和四十五年以来四度にわたり、議員立法による特別措置が講じられてきたところでありますが、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、この三月末日で有効期限が経過いたします。

過疎地域におきましては、なお引き続く人口減少と著しい高齢化に直面し、農林水産業の衰退、いわゆる限界集落の発生、地域医療体制の弱体化など、さまざまな課題が生じております。

しかし、過疎地域が、極めて重要な公益的機能を有していることを思えば、過疎問題の解決を国民全体にかかわる重要課題ととらえ、実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要があります。

このような現状認識にかんがみ、本案を提出した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、現行法による過疎地域に加え、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす地域を過疎地域として追加すること、

第二に、過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務づけ等の見直しを行うこと、

第三に、過疎対策事業債の対象経費を拡充すること、

第四に、現行法の有効期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること

としております。

以上が、本案の提案の趣旨及びその内容であります。

本案は、本日総務委員会におきまして、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、委員会において、過疎対策の推進による過疎地域の自立促進に関する件について決議を行いました。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　三案中、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につき討論の通告があります。順次これを許します。橘慶一郎君。

〔橘慶一郎君登壇〕

○橘慶一郎君　自由民主党の橘慶一郎です。

私は、自由民主党・改革クラブを代表し、地方税法等の一部を改正する法律案には反対、地方交付税法等の一部を改正する法律案には賛成の立場から討論を行います。（拍手）

冒頭、税の問題を論ずる上では、鳩山総理の巨額脱税事件にどうしても触れなければなりません。

総理御自身も、このことについて幾度となくおわびをされ、国民に納税義務の履行をお願いされておられます。しかしながら、国民の多くからは、納得がいかないとの声があり、国のかじ取りをされなければならない立場として、疑問を感じる声ばかりであります。

総理は、身を粉にして頑張る決意であると発言をされておられますが、国民からは既に赤信号が示されているとの認識をお持ちではないのでしょうか。私も、鳩山総理に適格性なしとする同僚議員と認識を同じくするものであります。

また、この半年間、暫定税率の取り扱い、基地問題への対応、子ども手当からの給食費控除の可否など、政策の基本方針について総理の発言がふらつく場面が多く、対処の遅さが目立っております。政府全体に言えることでありますが、ぜひ言葉の重みを大切にされるよう、強く求めるものであります。

地方税制及び地方財政計画は、地方の自立の土台となるものであります。国家財政が厳しい状況に置かれている今日、地方自治体の財政をどのように安定させるか、また、納税者、国民にとってどのような税体系が望ましいのかは、密接かつ重大な課題であります。しかるに、民主党マニフェストは、国全体として政策の実現に必要な財源が確保されていないという大きな欠陥があります。政策規模を縮小するか、あるいは増税による財源確保を図らなければ、日本が重大な状況に立ち至るのではないかと危惧するものであります。

地方税法等の一部を改正する法律案では、こうしたマニフェストの欠陥が明らかになっております。

以下、具体的な問題点を三点指摘いたします。

第一に、政府案は、事実上、子ども手当の財源を確保するために、個人住民税の扶養控除の見直しを行うこととしております。

昨年七月、個人住民税の扶養控除見直しを指摘した我が党に対し、民主党は、「配偶者控除と扶養控除の廃止は所得税のみであり、住民税は含んでいません。」という抗議文を当時の細田博之幹事長に送りつけました。この抗議文は、今でも民主党のウエブサイトに掲載されております。私どもの指摘はこの政府案によって事実と認められたのですから、民主党は、早急に抗議文を削除、撤回し、謝罪すべきではないでしょうか。

そもそも、個人住民税の控除は、税制の抜本改革の中で体系的に議論すべき問題であります。政府案は、消費課税を含む税制の議論から逃げ、ばらまき予算の財源確保のために所得控除の廃止を利用する場当たり的なものであり、無責任きわまりないものであると断言せざるを得ません。

第二に、ガソリン税に連動して、軽油引取税の暫定税率の課税停止を行うこととなっております。

市場の動向という他動的な要因による減収リスクを一方的に押しつけるばかりでなく、地方の減収をどう補てんするかについても、法律上何も触れておらず、地方は極めて不安定な状況に置かれます。

加えて、国民生活の面から見ても、課税停止のたびに大混乱が生じることは明らかであります。ぜひ、この規定を置いていただきたかった、このように思うわけであります。

また、暫定税率を「当分の間」と改めるのは、「ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率を廃止し、二・五兆円の減税を実施します。」というマニフェストの欠陥を証明したのも同然であります。この点だけ取り上げても、今すぐにマニフェストを撤回すべきだと言えます。

第三に、地方たばこ税についてでありますが、十分な検討を行わないまま税率を引き上げることとなりました。

たばこ税を引き上げる際には、たばこと健康の関係、葉たばこ業者やたばこ小売店への影響などについて、十分な検討を行う必要があります。政府案は、議論が生煮えのまま、数字のつじつま合わせのために税率を引き上げる極めて乱暴なものであります。

以上、三点を指摘したいと思います。

地方交付税法等の一部を改正する法律案については、鳩山不況によって厳しい状況に追い込まれている地方財政に一刻の猶予も許されないため、賛成をいたします。

しかし、地方一般歳出の増加は、子ども手当などの一般行政経費の増額によるところが大きく、地方単独事業が一兆二千億円以上削減されるなど、実質的には大幅な緊縮予算であること、また、地方交付税の法定率の見直しを含む税体系の抜本改正、地方交付税体系の安定化に向けた道筋がいまだ不透明であることの二点を指摘しておきます。

以上、我が会派の考え方を申し述べさせていただきました。

日本の各地域がそれぞれのよさを生かし、元気

に頑張っていく希望が持てるように、地方税財政の安定的な運営はぜひとも必要であります。そのためにも、国の歳入と歳出のバランスがとれない欠陥マニフェストを撤回すべきであります。

加えて、この暫定税率をめぐる政策決定の過程では、当初は廃止するという内閣の方針であったのに、小沢幹事長の方針が、年末に、暫定税率の維持に向けてかじを切られると、あっさりと変更されました。

鳩山内閣では、政策は党に一元化するとされていたのに、あたかも一つの車にハンドルが二つついているかのようであるわけです。鳩山総理には、ぜひともハンドルを一つにしていただき、国民の声に耳を傾けていただきたいと思います。そのことを、政治と金や箇所づけ問題に関して我が党が要求している項目を受け入れることで示すべきではないでしょうか。それが、直近の選挙、長崎知事選によって示された国民の民意なのであります。

この国の行く末を決める二つのハンドルが、ともに政治と金のためにさびついていることは、大変憂慮すべき事態であります。政治と金に関する我が党の要求は、このさびを取り除くために今すぐ必要な処置であることを申し上げ、私の討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　奥田建君。

〔奥田建君登壇〕

○奥田建君　民主党の奥田建です。

冒頭、二月二十七日、チリで発生しました巨大地震によりまして亡くなりました皆様方に御冥福をお祈りしたいと思います。さらに、一日も早い救助の進展と国の復興をお祈りし、また、あわせて、日本の国内でも津波による被害を受けられました皆さん方にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案に対して、民主党・無所属クラブを代表し、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

まず、地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成する理由を申し述べます。

過去の自公政権は、いわゆる三位一体改革の名のもとで、地方交付税などを約五・一兆円も削減してまいりました。その結果、自治体は厳しい財政運営を余儀なくされて、住民の暮らしに必要な行政サービスさえもカットしなければならない状況となっています。そこに、急激な景気の後退が追い打ちをかけました。

地方交付税法等改正案に盛り込まれた地方交付税の一兆一千億円の増額は、こうした地方の危機的状況を救う措置であり、地方が待ち望んでいるものであります。地方交付税が一兆円以上増加するのは十一年ぶりのことであり、画期的な措置と言えるかと思います。

また、単に地方交付税の金額をふやしただけでなく、増額分の配分指標に有効求人倍率やその変化率を用いており、雇用状況が厳しい地域に手厚く配分する算定方式を用いている点も評価できると思います。

さらに、同改正法案には、自治体が借り入れた公的資金の補償金免除繰り上げ償還を可能とする措置が盛り込まれています。これにより、高金利の地方債の公債費負担を二千四百億円程度軽減することができるようになります。

これらの措置は、必ずや、疲弊し切った地方の活性化の起爆剤になるはずです。また、自治体が高齢者や障害者福祉、保育や教育などの予算を拡充することができるようになり、国民がより安心して暮らせるようになることも期待できます。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案に賛成する理由を申し述べます。

鳩山内閣は、これまでの与党の税制調査会と政府の税制調査会の機能を一元化しました。新たな税制調査会は政治家から構成され、政治主導で激しい議論が行われてまいりました。

その最大の成果の一つが、税負担軽減措置の抜本的見直しであります。

税負担軽減措置の中には、導入から長い期間が経過し、役割を既に終えていると考えられるものや、特定の業界あるいは一部の企業のみが恩恵を受け、既得権益化していることが疑われているものも含まれています。

税制調査会で厳格な見直しが行われた結果、今回の見直しの対象とした地方税の税負担軽減措置九十項目のうち、縮減されるものは十項目、廃止されるものはサンセットのものも含めると四十七項目に上ります。

今般の地方税法の改正によって、既得権益を一掃し、公平、透明、納得の税制に改める改革の大きな一歩を踏み出したと言えるかと思います。

地方税法等改正案には、総務大臣が地方税の税負担軽減措置の適用状況等に関する報告書を作成し、国会に提出する仕組みが想定されています。これは、民主党がマニフェストで挙げた「租税特別措置の適用対象を明確にし、その効果を検証できる仕組みをつくる。」という公約の具体化です。国民の視点に立った新たな税制を築く改革の推進装置になるものと期待しています。

また、今回の改正案には規定されていませんが、「新しい公共」を確立するためにプロジェクトチームを設置し、寄附税制の拡充を検討している政府の姿勢も国民の視点に立ったものとして高く評価いたします。

人は皆、子育てや介護、病気、仕事、勉強など、さまざまな面で何かしら悩みや問題を抱えています。それらを自分の力、みずからの力だけで、あるいは行政サービスを初めとした既存のサービスで解決できない問題といったものも少なくありません。

鳩山総理が施政方針演説で述べたように、人間が人間らしく幸福に生きられるようにするためには、市民やＮＰＯが「新しい公共」の担い手となり、社会全体で支え合っていくことが不可欠です。支え合いを促す有効な税制改正が行われるよう、エールを送りたいと思います。

以上、賛成の理由を申し述べました。

地方の財源を拡充する地方交付税法等改正案、国民の視点に立って地方税制のあり方を抜本的に変える地方税法等改正案は、政権交代、そして地域主権を改革の一丁目一番地に挙げる鳩山政権の政治主導の成果にほかなりません。引き続き、鳩山政権において、ひもつき補助金の廃止と一括交

付金化、あるいは義務づけ、枠づけの見直しなど地域の活力を引き出す地域主権改革、さらには、寄附税制の拡充など国民の視点に立った税制改革、これらが着実に推進されるよう要望いたします。

昨日、バンクーバーでの冬季オリンピックが閉会いたしました。選手の皆様から、私たちは感動と夢を与えていただきました。この国会におきましても、本法案の成立をもって、政治の実りとして、地方に、国民に希望とそして活力を届けられますことを願いまして、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　稲津久君。

〔稲津久君登壇〕

○稲津久君　私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案に反対、地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の立場で討論をいたします。（拍手）

雇用不安や景気に対する先行き不安など、現在、我が国は極めて厳しい経済状況の中に置かれており、今まさに年度末を迎えた地方経済の現場からは、仕事がないとの悲鳴にも似た声が上がっております。まさに待ったなしの我が国の地方経済を支えるため、今こそ全力で取り組むことが求められているのです。

以下、具体的内容について申し上げます。

初めに、地方税法等の一部を改正する法律案については、民主党が国民に約束したマニフェストを次々と一方的に破棄し、平然と公約違反が行われているという異常な内容であるばかりか、来年度以降の財源に関する裏づけや見通しが全くない、まさに場当たり的、その場しのぎの内容であると断ぜざるを得ません。

第一に、住民税の扶養控除見直しについては、マニフェストに記述のない控除廃止であり、明らかな公約違反であります。

政府は子ども手当の創設との関係において扶養控除の見直しを行うとしていますが、子ども手当などの財源は予算の無駄排除で確保できるとの主張は、一体どこに行ってしまったのでしょうか。

昨年十二月、関係四大臣によって、住民税の扶養控除の廃止等に伴う増収分について、最終的には子ども手当の財源として活用することもあるかのような合意が交わされましたが、財源と無関係なはずの地方税の扶養控除を廃止し、その上、子ども手当の財源として活用するというのであれば、筋違いも甚だしい。

今回の控除の見直しによって実質的な負担増を強いられる世帯がどの程度なのか。二十三年度以降の恒久的な財源に関する見通しはどうか。これだけの疑問に政府・民主党は全く答えていないというのは、言語道断であります。

第二に、自動車関連諸税についても同様であります。

軽油引取税の暫定税率は廃止するとの主張を百八十度方針転換し、実質的に暫定税率を維持したことは、これまでの我が党の考え方にも沿うものであり評価しますが、その経緯及び理由については、国民が納得する説明は何らされておりません。

本則税率を上回る新たな課税根拠は何なのか。地球温暖化対策とするならば、どの程度寄与するのかとの説明も不明確。また、暫定期間をいつまで継続するのかなども書き込まれておりません。

また、いわゆるトリガー条項については、年度途中での税収の大幅な減収が生じた際の減収補てんの具体策がなく、発動・解除基準となる小売価格付近で起こり得る不当な価格操作に関する未然防止策もありません。

このように、多くの課題が残されたままでの見切り発車と言わざるを得ないわけです。

第三に、たばこ税の税率引き上げについても、国民的な議論の形成を図る努力もなく、計画性のない短絡的な政府の姿勢をあらわしたものであると断ぜざるを得ません。

安易な財源確保策として用いることは望ましくないとしながら、取りやすいところから取るというような政府の姿勢こそが安易であるとのそしりは免れないでしょう。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案については、地方財政の収支が著しく不均衡であることを踏まえ、平成二十二年度分の地方交付税等の増額を一・一兆円確保するほか、行政経費の財源措置のため地方交付税の単位費用等の改正をするとともに、地方公共団体が借り入れた旧資金運用部資金等の公的資金の補償金免除繰り上げ償還措置を平成二十四年度まで延長し、また、公営競技納付金制度を平成二十七年度まで延長するものであります。

本法律案は、地域のニーズを踏まえたサービスの提供のための所要の財源を確保するためのものであり、地域経済を支えるために地方の財源の充実を図るものであると考えます。

以上申し上げて、私の討論といたします。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（横路孝弘君）　これより採決に入ります。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○高山智司君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君）　高山智司君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君）　平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長玄葉光一郎君。

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び同報告書

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔玄葉光一郎君登壇〕

○玄葉光一郎君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、平成二十二年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政投融資特別会計からの一般会計への繰り入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置を定めるものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるものであります。

各案は、去る二月十六日当委員会に付託され、十九日菅財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十四日から質疑に入りました。二十六日には参考人から意見を聴取し、本日鳩山内閣総理大臣に対する質疑を行うなど、慎重に審査を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案はいずれも賛成多数をもって、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。小泉進次郎君。

〔小泉進次郎君登壇〕

○小泉進次郎君　私は、自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の二法案に反対、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案に賛成の立場で討論を行います。（拍手）

冒頭、討論に先立ちまして、一言申し上げます。

まず、最大の問題は、これらの法案が歳入関連法案として国民にさまざまな負担をお願いする法案であるにもかかわらず、その法案を提出する内閣の最高責任者鳩山総理自身が、納税意識に著しく欠け、自分自身の政治資金管理団体に関する偽装献金問題や母親からの資金提供疑惑に対し、何ら説得力のある説明責任を果たさないことであります。

ばれなければ納税しない、ばれたら納税する、そしてばれても説明しない、そんな鳩山総理の姿勢からは、納税意識や納税道義といったものはみじんも感じることはできません。

その一方で、厚かましくも、国民に負担をお願いする法案に賛同してくれと言うのは、国民目線とはほど遠い、自分目線じゃありませんか。民主党のスローガン「国民の生活が第一。」、もう一度思い出していただきたいと思います。

それでは、特例公債法案について申し上げます。

民主党は、昨年の総選挙のマニフェストで、税金の無駄遣いを徹底的になくす、国の総予算二百七兆円を全面的に組み替えるとか、あるいは、今の仕組みを改め、新しい財源を生み出すなど、聞こえがいい言葉を並べ、マニフェスト実現に必要な財源について、特例公債を発行するということは、一言もマニフェストにうたわなかったのであります。

鳩山総理も、総理就任後の記者会見で、「少なくとも初年度分七兆円余りでありますが、十分にめどが立つのだと確信をいたしているところでございます。」と述べております。

しかるに、どうでしょうか。事業仕分けで捻出できたのはわずか七千億円足らず、公益法人等の基金等からの返納金などをかき集めても、その総

額は三兆三千億円にしかならず、初年度分七兆円にはほど遠い数字となりました。そのため、背に腹はかえられず、国民との約束も何のその、今回の特例公債発行となったわけであります。その結果、当初予算としては、昭和二十一年度以来、借金が税収を上回る異常事態となっております。

むちゃな約束を国民に示し、期待値を上げ、答えを迫られて、できないと言う。でも、それでは済まないから、借金でやる。こんな思わせぶりなやり方、国民は許さない。私たちも認めるわけにはいかない。だから、当然反対であります。

次に、所得税法等の一部改正案について申し上げます。

本法案は、選挙目当てのばらまきマニフェスト実現のための財源探しであり、税制の理念や整合性、さらには税財源のあり方をも無視、とても賛成できるものではありません。

また、税制改正プロセスを見ても、ガソリン税の暫定税率の廃止をめぐる混乱ぶりが示すように、議論は全く不透明、政府への政策一元化も名ばかりで、与党幹事長への決定権の一元化がはっきりしただけであります。

小沢幹事長の一声で暫定税率の維持が決まったり、総理の意見はつぶされる。政府の新税制調査会とは一体何だったのでありましょうか。税制調査会の会長も、小沢幹事長がお務めになった方がわかりやすいのではありませんか。

特に、暫定税率の廃止は、マニフェスト違反の金メダルと言えます。暫定税率は廃止、当分の間、現行水準を維持という自己満足でしかない結論では、これのどこがマニフェストの実現なのか。当分の間維持される税率の課税根拠はどこにあるのか、国民は全く理解できません。

そもそも、マニフェストとは国民との約束です。税の技術論より、国民がどう受け取ったか、それが大切なのではありませんか。

民主党のマニフェストには、「ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率を廃止し、二・五兆円の減税を実施します。」と書いてあります。だれが見ても、税率が下がり、ガソリンの値段が安くなる、そう国民は受け取っていたはずです。

総理、自分目線ではなく、国民目線で見てください。マニフェスト違反をしたことを国民はわかっているんです。国民が総理に期待していることは、マニフェストどおりにやりました、そんな無理な理屈を言い張ることではなく、マニフェスト違反を認め、なぜ違反したのか、納得いく説明を総理みずから行うことではありませんか。

さらに、マニフェスト違反二つ目の金メダルは、所得税の控除の見直しであります。

子ども手当の財源とするために全廃するとしていた一般の扶養控除については、十六歳未満の部分のみの廃止に縮小され、配偶者控除の廃止は先送り。一方、マニフェスト上存続させるとしていた特定扶養控除は縮減され、明記されていない地方税の扶養控除は廃止されることとなりました。この結果、例えば、特定扶養控除の見直しについては、何らかの事情で高校等に通学していない子供のいる世帯は高校の実質無償化の恩恵が及ばず、負担が増加する場合もあります。新たな不公平を生むことになり、言語道断です。

これらは、各種控除の果たしている役割や関連する政策との整合性などを無視したものであり、国民の不安が一層募るのも当然です。

また、いわゆる一人オーナー会社の役員給与の損金不算入制度の廃止は、財源不足の中、課税の適正化を置き去りにし、マニフェスト優先で行われた項目です。

さらに、たばこ税の増税は、マニフェストにも書いていません。建前は健康目的、本音は財源確保。まさに苦し紛れ改正と言わざるを得ません。

このように、税制の理念も整合性もなく、将来展望なき場当たり的改正を行う法案には、我が党としては反対するしかありません。このような法案を成立させるならば、我が国財政は、財政規律もなくなり、今後、再建不可能な状態に陥ることは明らかであります。

なお、租特透明化法案については、その目的が租税特別措置の適切な見直しを推進し、課税の公平性確保に寄与することであることから、本法案には賛成であります。

我が党は、責任ある野党として、国家国民のためになる法案、政策であれば、賛成し、協力もいたします。しかし、政府が権力を恣意的に振りかざし、与党が数の力で議会運営を強引に進め、議会制民主主義を危うくするようであれば、我々は、一丸となり、毅然として闘ってまいります。

以上、申し述べた理由により、特例公債法及び所得税法等の一部改正法案については反対、租特透明化法案については賛成することを表明いたしまして、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　富岡芳忠君。

〔富岡芳忠君登壇〕

○富岡芳忠君　民主党の富岡芳忠です。

この討論に自民党もエース級をつぎ込んできたから私が選ばれたとは思ってはおりませんが、私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案の三つの法律案につきまして、賛成の立場で討論をいたします。（拍手）

昨年のあの暑い夏の総選挙において、国民の皆さんは、政権交代、すなわち、沈み行く泥舟から民主党鳩山丸への乗りかえを決断いたしました。我々は、国民の皆さんとともに、だれもが安心をし、希望を持って暮らせる社会を目指し、新たな船出をいたしました。

しかしながら、足元の我が国の状況は、これまでの政権の失政の結果として、大変に厳しいということを改めて認識しなければなりません。膨らみ続ける巨額な国の債務、超少子高齢化、セーフティーネットの乏しい格差社会、外需依存のデフレ経済、そして既得権益や利権構造など、克服すべき難題が山積みされております。

ここで議題になっております法律案は、これら諸課題を克服するための第一歩としての平成二十二年度予算の骨格をなすものであり、国民生活を守るべく、一刻も早く成立を図らなければなりません。

我が国経済の現状は、最悪期は脱しつつあるも

の、依然として、民需主導の成長路線に復帰するための基盤は脆弱であります。平成二十二年度予算は、税収が大幅に減少する中、新規国債発行額は四十四兆円強となりましたが、国民生活に安心と活力をもたらす施策を充実させた、命を守るための予算となっております。今後、さらに一般会計、特別会計などの無駄を徹底的になくす作業を推し進める必要があると考えます。

次に、税制についてでございますが、民主党政権においては、これまでの政府税調と与党税調の機能を一元化し、政治家から構成される税制調査会を政府に新たに設置するとともに、納税者の御理解を十分に得るために、税制改正のプロセスの透明化を図るものとなっております。

平成二十二年度税制改正は、公平、透明、納得の三原則を基本とし、控除から手当への理念のもと、所得の再配分機能を抜本的に見直すことなど、格差を是正し、支え合う社会の実現を目指すものであり、経済社会の構造変化に対応したものと考えます。

また、租税特別措置に関しても、大幅な見直しが必要となっております。

隠れた補助金ともいうべき租税特別措置の適用実態は必ずしも明らかでなく、その正当性の検証も必ずしも十分ではありませんでした。改革の前提として、まずは適用実態や効果を検証できる仕組みを構築することが急務と考えます。

国民の生活第一、その政策、すなわち、子ども手当の支給、高校授業料の無償化、農家への戸別所得補償などのマニフェストの主要項目を実現するため、三つの法律案による財政措置、税制の改革などをしっかりと行うことが必要不可欠であります。

同時に、我々は、今日の難局を打開するため、明確な中長期の成長戦略を描き、その実現に向けて取り組んでいかなければなりません。これまでの資源配分をゼロベースで見直し、経済構造の転換を図ることにより、新たな成長の機会を見出していくこと、また、成長を支えるための財政の立て直し、この二つを同時に実現して初めて活力ある社会を取り戻すことができると考えます。

我が国は、歴史の中で幾多の困難を乗り越えてまいりました。厳しい時代ではありますが、勇気と覚悟を持ってこれに立ち向かえば、必ず道は切り開くことができると確信しております。

皆さん、大いに夢を語ろうではありませんか。私たちの未来は明るいんだと子供たちが自信を持って言える、そういう日本に私はしていきたいと思います。

私たち民主党政権におけるそうした国づくりのスタートとして重要な予算関連法案であるこの法律案が、早期に成立し、施行されますことを強くお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　石井啓一君。

〔石井啓一君登壇〕

○石井啓一君　私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の二法案に反対、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案に賛成する立場から討論を行います。（拍手）

まず、特例公債法案について主な反対理由を申し述べます。

平成二十二年度予算案は、鳩山内閣における中長期的な財政の見通しが全く示されない中で、将来への不安を増幅する場当たり的な予算案となっています。

我が国の財政は極めて厳しい状況にあり、将来に向けた財政健全化への道筋をきちんと示すことが、時の政権にとって極めて重要であります。しかしながら、鳩山内閣は、財政健全化の議論を五月まで先送りしてしまいました。その結果、平成二十二年度予算案の編成は、当初から財政規律を放棄し、初めに国債四十四兆円ありきでスタートし、結局、四十四・三兆円もの国債大増発となりました。

鳩山政権が予算編成前に行った事業仕分け等による予算の組み替えの成果は、政府の説明では二兆円、そのうち約一兆円は基金の返納などで、全くの一時的な財源にすぎません。さらには、平成二十二年度予算案では、一時的な財源である特別会計の積立金などのいわゆる埋蔵金に頼り、平成二十二年度でその多くを使い果たしてしまいます。このありさまで、平成二十三年度以降の財政運営をどのようにするのでしょうか。

こうした鳩山政権の財政運営に対して、市場からも警告が出されております。

このように、鳩山内閣の財政運営は、理念なし、将来の見通しなしで、財政規律を欠くものであります。したがって、平成二十二年度予算案における四十四・三兆円もの将来の見通しなき巨額の国債発行は到底認められるものではなく、その大宗を占める三十八兆円近い特例公債の発行を認める特例公債法案については容認できません。

次に、所得税法等の一部改正案について主な反対理由を申し述べます。

反対する第一の理由は、現下の経済状況を踏まえれば、景気刺激に資する税制とすべきにもかかわらず、中小企業支援や投資促進のための税制面での対応について積極的な姿勢が見られない点であります。

平成二十二年度予算案、税制改正案の策定では、マニフェスト実現が至上命題とされ、経済対策の視点は影を潜めてしまいました。その結果、税制改正案では、投資を促す新たな施策はわずかで、むしろ、家計に対する負担増を求めるものになっております。経済の司令塔不在の中で、経済対策の上から、ちぐはぐな税制改正となっており、景気刺激の効果は極めて低いものとなっています。

反対する第二の理由は、マニフェストの財源確保のために、きちんとした説明もなく、マニフェスト違反の増税を実施しようとしている点であります。

中でも、人的控除については、控除から手当への考え方自体は理解できますが、人的控除のあり方は、税制の抜本改革の中で整合的に検討されるべきであります。単に財源確保のためにつまみ食い的に改正するやり方は、大いに問題があります。

年少扶養控除の廃止を、所得税にとどまらず、

住民税も廃止するとしたことは、明らかな公約違反です。また、子ども手当の支給額が月額一万三千円にとどまるならば、三歳未満の子供が現行の児童手当を受給している家庭では、年少扶養控除の廃止で、かえって負担増になるケースもあり、問題であります。

特定扶養控除については、国税、地方税とも縮小され、これも公約違反であります。加えて、高校授業料無償化の財源との関連で特定扶養控除を縮小することは、高校授業料無償化の経済的支援の効果を減殺させるものとなります。

たばこ税については、なぜ一本五円もの価格引き上げが必要か、明確な根拠は見当たりません。また、国民に理解を求める丁寧な議論を経たとは言いがたい中で、このような過去に例のない大幅増税を行うことは拙速であり、安易な大衆増税のそしりは免れません。

なお、ガソリン等の燃料課税の暫定税率について実質的に暫定税率を維持するとしたことは、環境面での配慮など、公明党の主張と一致しますが、民主党にとってみれば明白なマニフェスト違反です。他方において、公明党は、自動車重量税、自動車取得税は、暫定税率を廃止し、本則税率まで引き下げるべきと考えます。

以上、国税関係二法案に反対する主な理由を申し述べました。

なお、租特透明化法案については、税制の透明化の観点から、賛成をいたします。

最後に、一点申し上げたい。

今、多くの国民は、確定申告にみずから足を運び、納税の義務を果たしております。鳩山総理は、こうした方々に、徴税の最高責任者である総理として、どのような言葉をかけるのでしょうか。

国会の場で繰り返し指摘されているとおり、鳩山総理は、みずからへの巨額な資金提供をめぐって、脱税と指摘されても仕方のない対応をしているにもかかわらず、自分は知らなかったと言いわけするばかりであります。

贈与された資金の使い道を含め、総理みずからが説明責任をきちんと果たしてこそ、納税者、国民の理解、納得が得られることを強く申し上げ、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（横路孝弘君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（横路孝弘君）　これより採決に入ります。

まず、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（横路孝弘君）　本日は、これにて散会いたします。

午後七時十八分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	鳩山由紀夫君
財務大臣	菅　直人君
総務大臣	原口　一博君
法務大臣	千葉　景子君
外務大臣	岡田　克也君
文部科学大臣	川端　達夫君
厚生労働大臣	長妻　昭君
農林水産大臣	赤松　広隆君
経済産業大臣	直嶋　正行君
国土交通大臣	前原　誠司君
環境大臣	小沢　鋭仁君
防衛大臣	北澤　俊美君
国務大臣	枝野　幸男君
国務大臣	亀井　静香君
国務大臣	仙谷　由人君
国務大臣	中井　洽君
国務大臣	平野　博文君
国務大臣	福島みずほ君

○議長の報告

（理事補欠選任）

一、去る二月二十六日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　富田　茂之君（理事富田茂之君去る二月二十五日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

	辞任	補欠
	黒田　雄君	橘　秀徳君
	田中　康夫君	斉木　武志君
	打越あかし君	白石　洋一君
	小野塚勝俊君	高橋　昭一君
	緒方林太郎君	杉本かずみ君
	奥野総一郎君	小室　寿明君
	沓掛　哲男君	石津　政雄君
	小泉　俊明君	柴橋　正直君
	斉木　武志君	山尾志桜里君
	橘　秀徳君	今井　雅人君
	長島　一由君	江端　貴子君
	畑　浩治君	野田　国義君
	森本　和義君	玉置　公良君
	富田　茂之君	高木美智代君
	小室　寿明君	三宅　雪子君
	柴橋　正直君	川口　博君
	白石　洋一君	金森　正君
	中林美恵子君	萩原　仁君

大口　善徳君
玉置　公良君
稲津　久君
高木美智代君
山内　康一君
渡部　恒三君
古屋　範子君
笠井　亮君
高橋　昭一君
野田　国義君
萩原　仁君
三宅　雪子君
稲津　久君
石津　政雄君
今井　雅人君
江端　貴子君
赤松　正雄君
斉藤　鉄夫君
吉井　英勝君
阿部　知子君
小山　展弘君
杉本かずみ君
本村賢太郎君
山尾志桜里君
中島　隆利君
大谷　啓君
金森　正君
福嶋健一郎君
村上　史好君
赤嶺　政賢君
笠井　亮君
吉泉　秀男君
石原洋三郎君

稲津　久君
小山　展弘君
古屋　範子君
斉藤　鉄夫君
大谷　啓君
稲津　久君
本村賢太郎君
石原洋三郎君
木内　孝胤君
皆吉　稲生君
赤松　正雄君
村上　史好君
阿知波吉信君
大口　善徳君
竹内　譲君
吉井　英勝君
赤嶺　政賢君
中島　隆利君
森本　和義君
阪口　直人君
瑞慶覧長敏君
大西　孝典君
吉泉　秀男君
菅川　洋君
打越あかし君
長島　一由君
玉城デニー君
笠井　亮君
重野　安正君
玉木雄一郎君

皆吉　稲生君
竹内　譲君
笠井　亮君
重野　安正君
瑞慶覧長敏君
高橋千鶴子君
阿知波吉信君
大西　孝典君
川口　博君
木内　孝胤君
阪口　直人君
菅川　洋君
玉木雄一郎君
玉城デニー君
永江　孝子君
石井　啓一君
富田　茂之君
佐々木憲昭君
照屋　寛徳君
柿澤　未途君

議院運営委員
辞任
手塚　仁雄君
小泉進次郎君
柴山　昌彦君
糸川　正晃君
長島　忠美君

補欠
糸川　正晃君
柴山　昌彦君
長島　忠美君
手塚　仁雄君
小泉進次郎君

一、去る二月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員
辞任
小野塚勝俊君

補欠
柳田　和己君

永江　孝子君
石井　啓一君
高橋千鶴子君
照屋　寛徳君
小野塚勝俊君
佐々木憲昭君
黒田　雄君
田中　康夫君
小泉　俊明君
中林美恵子君
緒方林太郎君
渡部　恒三君
畑　浩治君
奥野総一郎君
富田　茂之君
笠井　亮君
阿部　知子君
山内　康一君

大串　博志君
豊田潤多郎君
野田　佳彦君
山尾志桜里君
和田　隆志君
村田　吉隆君
平　智之君
橘　秀徳君
小原　舞君
高橋　英行君
花咲　宏基君
空本　誠喜君
金子　健一君
熊谷　貞俊君
高邑　勉君
玉木雄一郎君
三村　和也君
柳田　和己君
江藤　拓君

文部科学委員
辞任
川口　浩君
城井　崇君
竹田　光明君
中野渡詔子君

国土交通委員
辞任
石井　章君
赤澤　亮正君
磯谷香代子君
橘　慶一郎君

玉木雄一郎君
平　智之君
金子　健一君
高邑　勉君
橘　秀徳君
江藤　拓君
小原　舞君
熊谷　貞俊君
花咲　宏基君
空本　誠喜君
三村　和也君
野田　佳彦君
豊田潤多郎君
山尾志桜里君
大串　博志君
和田　隆志君
柳田　和己君
小野塚勝俊君
村田　吉隆君

補欠
中野渡詔子君
竹田　光明君
城井　崇君
川口　浩君

補欠
磯谷香代子君
橘　慶一郎君
石井　章君
赤澤　亮正君

予算委員
辞任
緒方林太郎君
黒田　雄君
田中　康夫君
山崎　誠君
大口　善徳君
池坊　保子君
宮本　岳志君
三村　和也君
井戸まさえ君
長島　一由君
石田　三示君
遠藤　乙彦君
空本　誠喜君
服部　良一君
柿澤　未途君
櫛渕　万里君
仁木　博文君
小泉　俊明君
小野塚勝俊君
田中　康夫君

補欠
中島　政希君
斉藤　進君
山崎　誠君
池坊　保子君
宮本　岳志君
三村　和也君
井戸まさえ君
長島　一由君
石田　三示君
遠藤　乙彦君
空本　誠喜君
服部　良一君
柿澤　未途君
櫛渕　万里君
仁木　博文君
小泉　俊明君
田中　康夫君

高木美智代君　富田　茂之君
穀田　恵二君　笠井　亮君
服部　良一君　阿部　知子君
岡本　充功君　福田衣里子君
梶原　康弘君　向山　好一君
畑　浩治君　菊池長右ェ門君
平岡　秀夫君　磯谷香代子君
若泉　征三君　中島　正純君
小里　泰弘君　大村　秀章君
谷畑　孝君　橘　慶一郎君
大口　善徳君　坂口　力君
山内　康一君　江田　憲司君
磯谷香代子君　平岡　秀夫君
菊池長右ェ門君　畑　浩治君
中島　正純君　若泉　征三君
福田衣里子君　岡本　充功君
向山　好一君　梶原　康弘君
大村　秀章君　小里　泰弘君
橘　慶一郎君　谷畑　孝君
坂口　力君　大口　善徳君
江田　憲司君　山内　康一君

一、昨一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠

高井　崇志君　吉川　政重君
吉川　政重君　高井　崇志君

財務金融委員

辞任　　補欠

小野塚勝俊君　中林美恵子君
岡田　康裕君　空本　誠喜君
豊田潤多郎君　渡辺浩一郎君

古本伸一郎君　磯谷香代子君
和田　隆志君　川口　浩君
空本　誠喜君　橘　秀徳君
磯谷香代子君　古本伸一郎君
川口　浩君　和田　隆志君
橘　秀徳君　岡田　康裕君
中林美恵子君　小野塚勝俊君
渡辺浩一郎君　豊田潤多郎君

予算委員

辞任　　補欠

谷畑　孝君　橘　慶一郎君
下村　博文君　福井　照君
野田　毅君　徳田　毅君
小里　泰弘君　小野寺五典君
菅　義偉君　馳　浩君
金子　一義君　田中　和徳君
小池百合子君　谷　公一君
山本　幸三君　坂本　哲志君
小野寺五典君　小里　泰弘君
田村　憲久君　あべ　俊子君
橘　慶一郎君　高市　早苗君
谷川　弥一君　金田　勝年君
あべ　俊子君　谷畑　孝君
金田　勝年君　額賀福志郎君
坂本　哲志君　石井　啓一君
田中　和徳君　穀田　恵二君
高市　早苗君　笠井　亮君
谷　公一君　中島　隆利君
徳田　毅君　阿部　知子君
馳　浩君　柿澤　未途君
福井　照君　山内　康一君

岡本　充功君　大山　昌宏君
小里　泰弘君　額賀福志郎君
谷畑　孝君　あべ　俊子君
大口　善徳君　石井　啓一君
笠井　亮君　穀田　恵二君
阿部　知子君　中島　隆利君
山内　康一君　柿澤　未途君
馳　浩君　大山　昌宏君
伊東　良孝君　岡本　充功君
額賀福志郎君　谷畑　孝君
石井　啓一君　大口　善徳君
穀田　恵二君　笠井　亮君
中島　隆利君　阿部　知子君
柿澤　未途君　山内　康一君

（議案提出）

一、去る二月二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

議院運営委員長松本剛明君解任決議案（逢沢一郎君外二名提出）

高市　早苗君
金田　勝年君
田村　憲久君
谷川　弥一君
山本　幸三君
金子　一義君
谷畑　孝君
小池百合子君
野田　毅君
菅　義偉君
下村　博文君

衆議院議長横路孝弘君不信任決議案（谷垣禎一君外四名提出）

（委員会審査省略要求書受領）

一、去る二月二十五日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

議院運営委員長松本剛明君解任決議案
　逢沢一郎君外二名

衆議院議長横路孝弘君不信任決議案
　谷垣禎一君外四名

（議案付託）

一、去る二月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案（内閣提出第五号）
　文部科学委員会　付託

（質問書提出）

一、去る二月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

検察官による取調べの実態等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

ミャンマーにおける邦人殺害事件に対する鳩山由紀夫内閣の取組等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

普天間基地移設問題に伴う国内の米軍基地の在り方に関する質問主意書（木村太郎君提出）

国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取扱いに対しての鳩山内閣からの答弁書と、全く矛盾する長妻厚生労働大臣の会見に関する質問主意書（木村太郎君提出）

地球温暖化対策ならびに原子力政策に関する質問主意書（甘利明君提出）

長崎県知事選挙における公務員の選挙運動に関する質問主意書（宮腰光寛君提出）

一、去る二月二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省機密費の上納問題に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）

二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）
生活保護受給世帯を担当する市町村職員に関する質問主意書（木村太郎君提出）
県境海域での操業に関する質問主意書（木村太郎君提出）
内閣総理大臣公邸の改修・補修・備品購入に関する質問主意書（高市早苗君提出）
、昨一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
年金運用利回り目標に関する質問主意書（山内康一君提出）
我が国の生物多様性の評価に関する質問主意書（木村太郎君提出）
厚生労働省の基準による無医地区・準無医地区に関する質問主意書（木村太郎君提出）
性同一性障害者の実態調査に関する質問主意書（馳浩君提出）
東京国立博物館の展示表示等に関する質問主意書（馳浩君提出）
一九九九年にキルギスで発生した日本人誘拐事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

（答弁書受領）

一、去る二月二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出我が国の漁業振興に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中川秀直君提出天下り・渡りに関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出国際企業のリコール問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員山本拓君提出子ども手当の趣旨に沿った利用促進に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山本拓君提出北陸新幹線をはじめ整備新幹線の未着工区間の整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出理科支援員配置事業に関する質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出地籍調査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出「事業仕分け結果」の平成二十三年度以降の予算編成における拘束力に関する質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出「竹島」の記述に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出公立学校施設の耐震化等の促進に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員馳浩君提出中学・高校生の卒業クライシスに関する質問に対する答弁書
衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣が進める子ども手当に関する質問に対する答弁書
衆議院議員平将明君提出学校給食への生活習慣病予防の概念取り入れに関する質問に対する答弁書
衆議院議員浜田靖一君提出鯨類捕獲調査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員浜田靖一君提出ワシントン条約締約国会議に向けた政府の取り組みに関する質問に対する答弁書
衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する再質問に対する答弁書

平成二十二年二月十六日提出
質問第一二二号

外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する再質問主意書

提出者　鈴木　宗男

外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七四第六七号）で岡田克也外務大臣は、「かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが外務省において判明した。」と、過去に外務省における報償費、いわゆる機密費が首相官邸に上納されていたことを明らかにした。右の事実は、前自民・公明政権では一切明らかにされず、前政権は国民に「上納はない」とウソをつき、国民を騙し続けてきた。国民に対して情報を開示し、真実を明らかにすると言う、岡田大臣率いる現在の外務省、並びに鳩山由紀夫内閣の姿勢を、当方は高く評価するものである。右を踏まえ、岡田大臣に対して再質問する。

一　「前回答弁書」では、「現在は外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていることはなく、また、今後においても使われることはない。」と、現在は既に上納の慣行はなくなっているとの答弁がなされているが、右慣行はいつからいつまで続けられていたのかを国民に明らかにされたい。私の知る範囲では、一九九六年から二〇〇一年までと承知するが、間違いはないか。

二　一の時期に、年間にどれだけの外務省機密費が首相官邸に上納されていたのか、その金額を国民に明らかにされたい。

三　例えば福田康夫元内閣官房長官は、上納の慣行について、国会の場で次の様に述べていた。

①　二〇〇一年二月十三日　衆議院予算委員会

「いわゆる上納という問題につきましては、これは何度も何度もそういうことはないというように申し上げておるわけでございまして、過去においてもそういうように答弁しておりますし、私もそういうふうに申し上げているわけでございます。

ですから、調べるといってどういうふうに調べるか、こういうことなんでありますけれども、上納はないということでまずは御理解いただきたいと思います。」

②　二〇〇一年三月八日　参議院予算委員会

「これまで何度も繰り返して国会で答弁させていただいておりますけれども、報道にありますいわゆる外務省の上納というものはございません。」

③　二〇〇一年十一月二十一日　衆議院内閣委員会

「委員は、何か上納があってというようなこと、それを前提にしてすべて物語をつくり上げているような、そんなお話をされているようでありますけれども、これは私は、国会答弁でも再三申しておりますように、上納というものはないということで、その前提で話をしていただきたいと思います。」

④　二〇〇二年一月二十八日　衆議院予算委員会

「これは、そういうように経費が入り組んでいたということがあったわけですね。これを上納と言うかどうか、私どもは上納というふうに言っていない。要するに、経費の明細が、項目によって向こうで負担してもらうとかいうようなことがあった。そういうような事実があったということは確かでありまして、それは、現在と申しますか、十三年度から明確にして疑いのないようにするというように改めておるところでございます。」

⑤　二〇〇二年一月三十日　参議院予算委員会

「いわゆる上納というものがあることはありません。今までもね。」

⑥　二〇〇二年二月十八日　衆議院予算委員会

「明細をここに持ち合わせていないので、正確なことは申し上げられませんけれども、上納とかそういうものと絡み合わせて考えていただきたくないと思っております。」

この様に、前政権が一貫して上納の慣行についてウソをつき、国民を騙してきたことについて、岡田大臣、鳩山総理はどの様に考えるか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一二二号

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省報償費の官邸への上納に係る外務大臣の認識に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「上納の慣行」の意味するところが明らかではないが、先の答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三号）一から三までについてで述べたとおり、これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが外務省において判明した。これ以上の詳細については、報償費という経費の性質上、また、過去の政権下で行われたものであることから、お答えすることはできないが、少なくとも松尾元外務省要人外国訪問支援室長による公金横領事件以後は外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われているということはないと承知している。

三について

お尋ねの福田康夫元内閣官房長官の発言における「上納」の意味するところが明らかではなく、その真意について現内閣としてお答えする立場にないが、お尋ねの発言がかつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことを承知の上でなされていたのであれば、当該発言の趣旨は不明であると言わざるを得ない。

平成二十二年二月十六日提出

質問第一二三号

検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する第三回質問主意書

本年一月二十二日付東京新聞に、「内部告発直前に逮捕、服役し出所　三井元大阪高検公安部長　本紙に語る『検察、まだ自民と一体』小沢氏周辺捜査『裏金追及で反撃せよ』」との見出しで、元大阪高等検察庁公安部長の三井環氏が、検察庁における裏金問題について発言した記事（以下、「東京記事」という。）が掲載されている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七四第九二号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七四第四七号）を踏まえ、再度質問する。

一　週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察　子ども〝人質〟に　女性秘書『恫喝』十時間」との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文（以下、「上杉論文」という。）が掲載されている。右に対し本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文」は事実でないとする抗議文（以下、「抗議文」という。）を週刊朝日の山口一臣編集長に出している。前回質問主意書で、検察庁として、週刊朝日に「抗議文」を出す一方で、「東京記事」に関しては三井氏本人、東京新聞に対して何の抗議もしないというのは、明らかに矛盾しており、公平性に欠けているのではないかと千葉景子法務大臣に問うたところ、「前回答弁書」では「一般論として申し上げれば、検察当局において、それぞれの事案及び報道内容に応じて、適切に対処しているものと承

知している。」との答弁がなされているが、当方が問うているのは一般論ではない。週刊朝日と東京新聞及び三井氏という特定の事例に対する検察庁の対応が、あまりに公平性を欠き、矛盾しているのではないかという点である。本年二月十二日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一七四第七四号）で明らかにされている様に、「国政の運営を、官僚主導・官僚依存から、政治主導・国民主導へと刷新すること」を標榜している民主党に所属している国会議員である千葉大臣においては、法務官僚の掌に乗せられ、意のままに操られることなく、右の点について自身の見解を明らかにすることを再度求める。

二　「東京記事」には、「検察はまだ、前の政権与党だった自民党と一体になっている。民主党政権が、取り調べ可視化など検察にとって都合が悪いことをしようとしているから、排除するという考えだ」、「私が逮捕される直前、新聞紙上で検察の裏金問題を実名告発した後、参考人として国会で証言し、検事バッジを外す―とのスケジュールが既に出来上がっていた。逮捕当日は、新聞報道の後にテレビで報じるという約束でジャーナリストの鳥越俊太郎氏の取材を受ける予定だった。逮捕は、組織を守るための明らかな口封じだ」との、検察庁を激しく非難する三井氏の発言が掲載されている。前々回質問主意書で、右に対して千葉大臣はどの様な見解を有しているか、右が事実ならばそれについて同庁を徹底調査する考えはあるか、事実でないならば同庁の権威、名誉を傷つけた同氏に対して抗議を行う考えはあるかと問うたところ、「前々回答弁書」では「個々の報道に関し、政府として、答弁することは差し控えるが、これまで累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり、一般論として申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。」との答弁がなされている。前回質問主意書で、右答弁は、「東京記事」にある三井氏の発言が事実か否かを明らかにすることも、三井氏に対して抗議することも、検察庁として考えていないということか、千葉大臣の説明を求めたところ、「前回答弁書」でも「前回答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第四七号）三から六まで及び十二から十六までについて述べたとおりである。」との答弁がなされているのみである。右は、千葉大臣として、右で挙げた「東京記事」にある記述は事実でないと認識しているものと理解して良いか。千葉大臣に確認を求める。

三　千葉大臣として二で触れた「東京記事」にある記述が事実でないと認識しているのなら、事実でないことを報道した週刊朝日に対して、検察庁が「抗議文」を出したのと同様に、東京新聞及び三井氏に対しても何らかの抗議を行うべきではないのか。千葉大臣の見解如何。

四　「東京記事」には、「検察内部には『風を吹かす』という言葉があり、情報をリークして世論を味方につけることもある。」との、検察庁を激しく非難する三井氏の発言が掲載されている。前々回質問主意書で、右は事実か、右が事実ならばそれについて同庁を徹底調査する考えはあるか、事実でないならば同庁の権威、名誉を傷つけた同氏に対して抗議を行う考えはあるかと問うたところ、「前々回答弁書」では「個々の報道に関し、政府として、答弁することは差し控えるが、これまで累次の質問主意書に対する答弁書で述べたとおり、一般論として申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。」との答弁がなされている。前回質問主意書で、右答弁は、「東京記事」にある三井氏の発言が事実か否かを明らかにすることも、三井氏に対して抗議することも、検察庁として考えていないということか、千葉大臣の説明を求めたところ、「前回答弁書」でも「前回答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第四七号）三から六まで及び十二から十六までについて述べたとおりである。」との答弁がなされているのみである。右は、千葉大臣として、右で挙げた「東京記事」にある記述は事実でないと認識しているものと理解して良いか。千葉大臣に確認を求める。

五　千葉大臣として四で触れた「東京記事」にある記述が事実でないと認識しているのなら、事実でないことを報道した週刊朝日に対して、検察庁が「抗議文」を出したのと同様に、東京新聞及び三井氏に対しても何らかの抗議を行うべきではないのか。千葉大臣の見解如何。

六　「前回答弁書」にある答弁を見ても、千葉大臣はじめ加藤公一法務副大臣、中村哲治法務大臣政務官の政務三役は、前政権同様、自らの頭で質問に対する答弁を考えず、官僚の言うがまま、答弁を決めているものと思料する。右三役は、一で挙げた「国政の運営を、官僚主導・官僚依存から、政治主導・国民主導へと刷新すること」とする民主党の方針に反し、我が国の国益を損なっているものと考えるが、鳩山由紀夫内閣総理大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第一二三号
平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における裏金問題について指摘した元大阪高等検察庁公安部長の発言に対する千葉景子法務大臣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一について

前回答弁書（平成二十二年二月十六日内閣衆質一七四第九二号）二及び五についてで述べたとおりであり、事案及び報道内容に応じて対処が異なることをもって、「公平性を欠き、矛盾している」ことにはならないものと考える。

二及び三について

前回答弁書（平成二十二年二月十六日内閣衆質一七四第九二号）三についてで述べたとおりである。

四及び五について
前回答弁書（平成二十二年二月十六日内閣衆質一七四第九二号）四についてで述べたとおりである。
六について
法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）においては、「基本方針」（平成二十一年九月十六日閣議決定）等に基づき政治主導の国政運営を進めており、前回答弁書（平成二十二年二月十六日内閣衆質一七四第九二号）についても、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところであって、「官僚の言うがまま、答弁を決めている」との御指摘は当たらないものと考える。

平成二十二年二月十六日提出
質問第一二五号

我が国の漁業振興に関する質問主意書

提出者　木村　太郎

我が国の漁業振興に関する質問主意書

我が国は、四方を海に囲まれ、国民の食生活を支える上で魚介類は欠かせない。一方昨今、水産・漁業を取り巻く環境をみると、海外からの輸入などによる魚介類の価格の低迷や水産資源の枯渇、また、沿岸諸国とのトラブルの発生など厳しさを増している。

このような状況を踏まえ、漁業の経営安定化のため、国の果たすべき役割は極めて重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一　鳩山内閣が提出した水産・漁業に関する平成二十二年度予算案は、自公政権時の平成二十一年度予算と比較し、増減を含めどのようになっており、どのような対応を取ろうとしているのか。

二　鳩山内閣が提出した水産・漁業に関する平成二十二年度予算案は、自公政権時における平成二十二年度概算要求と比較し、増減を含めどのようになっており、どのような対応を取ろうとしているのか。

三　自公政権時に漁業緊急対策事業が措置され、漁業の金融の円滑化が図られることになったが、この事業は一時的なものではなく、恒久的な制度にすべきとの漁業関係者の声が大きい。これに対して、国はどう対応するのか。

四　先に記したように、我が国の水産・漁業を取り巻く環境は厳しさを増していることからも、沿岸・沖合漁業の共存共栄が可能な、操業水域のすみ分けによる資源管理型漁業を確立することが重要と考えるが、国はどう具体的に対応していくのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一二五号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出我が国の漁業振興に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出我が国の漁業振興に関する質問に対する答弁書

一及び二について
平成二十二年度予算においては、水産資源の回復や漁業経営の支援等に取り組むため、水産関係予算額として約千八百十九億円を計上しているところであり、平成二十一年度当初予算における額約二千三百六十二億円と比べて約五百四十三億円の減少、平成二十一年八月三十一日に農林水産省が財務省に提出した平成二十二年度予算概算要求における額と比べて約千五十七億円の減少となっている。
三について
御指摘の「漁業緊急対策事業」は、漁業者の資金繰りを支援するため、平成二十一年度第一次補正予算において措置した漁業緊急保証対策事業を指すものと考えるが、本事業については、同年度第二次補正予算において、本事業の保証枠を拡大しつつ事業期間を平成二十二年度末まで延長したところである。本事業の平成二十三年度以降の取扱いについては、今後検討してまいりたい。
四について
沿岸漁業と沖合漁業の共存のためには、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の規制等を通じて資源を適切に管理するとともに、当事者間の十分な話合いにより適切な操業を行っていくことが重要である。政府としては、今後とも、必要に応じて当事者間の話合いのあっせんを行う等適切に対応していくこととしている。

平成二十二年二月十六日提出
質問第一二六号

天下り・渡りに関する質問主意書

提出者　中川　秀直

天下り・渡りに関する質問主意書

天下り・渡りの全面禁止は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一　日本政策投資銀行（その前身を含む。以下同じ。）の過去二十年間の役員（理事長、理事、監事など。以下同じ。）の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期（就任年月日及び離任年月日。以下同じ。）及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

二　沖縄振興開発金融公庫の過去二十年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

三　商工組合中央金庫の過去二十年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

四　住宅金融支援機構の過去二十年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

五　地方公共団体金融機構の過去二十年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

六　日本政策金融公庫（国民生活部門）の過去二十

年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

七　日本政策金融公庫（中小企業部門）の過去二十年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

八　日本政策金融公庫（農林水産部門）の過去二十年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

九　日本政策金融公庫（国際金融部門）の過去二十年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

十　国際協力機構（有償資金協力）の過去二十年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

十一　国際協力機構（有償資金協力以外）の過去二十年間の役員の中で元国家公務員がいる場合、その氏名、生年月日、任期及び元国家公務員の最終官職をあきらかにされたい。

十二　問一から問十一までの回答を踏まえ、天下り・渡りの現状に関する鳩山内閣の認識及び今後の対応方針をあきらかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一二六号

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員中川秀直君提出天下り・渡りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員中川秀直君提出天下り・渡りに関する質問に対する答弁書

一について

株式会社日本政策投資銀行（日本政策投資銀行、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を含む。）の過去二十年間（平成二十二年二月二十六日前の二十年間をいう。以下同じ。）の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者（職務の専門性等を踏まえ、専ら教育、研究又は医療に従事した者、国家公務員としての勤務が一時的であった者及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十九条第四項等の規定に基づき退職手当を支給されていない者を除く。以下同じ。）の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

吉岡孝行（大正十四年九月二十八日、北海道開発事務次官）が昭和六十年四月一日から平成三年五月二十二日まで、北村恭二（昭和八年一月十八日、大蔵省証券局長）が昭和六十二年九月二十一日から平成二年七月十六日まで、高橋元（大正十三年一月四日、公正取引委員会委員長）が昭和六十二年十月九日から平成四年七月十五日まで、濱岡平一（昭和八年八月十三日、資源エネルギー庁長官）が昭和六十三年六月三十日から平成二年六月二十二日まで、熊代健（昭和九年三月十七日、運輸省地域交通局長）が昭和六十三年六月三十日から平成三年六月二十日まで、滝澤浩（昭和九年二月十一日、北海道開発庁計画監理官）が平成元年五月十七日から平成五年六月十六日まで、篠原忠良（昭和五年七月十六日、大蔵省大臣官房審議官）が平成元年六月三十日から平成三年六月三十日まで、沼倉吉彦（昭和十二年四月二十九日、通商産業省大臣官房付）が平成元年七月十一日から平成五年六月二十八日まで、中里煥（昭和三年一月一日、衆議院事務局庶務部長）が平成元年十一月十六日から平成五年十一月十五日まで、瀧島義光（昭和十一年一月十七日、大蔵省関税局長）が平成二年七月十六日から平成四年七月十日まで、山本雅司（昭和十二年一月二十四日、資源エネルギー庁長官）が平成二年八月十五日から平成四年六月三十日まで、窪田弘（昭和六年七月四日、国税庁長官）が平成三年五月二十二日から平成五年一月二十日まで、中田一男（昭和十年二月十八日、北海道開発事務次官）が平成三年七月一日から平成七年六月十二日まで、佐々木建成（昭和十二年三月二十八日、運輸省地域交通局長）が平成三年七月二日から平成四年七月十三日まで、松野允彦（昭和十三年三月二十七日、大蔵省証券局長）が平成四年七月十日から平成六年七月十五日まで、山本貞一（昭和十三年二月十六日、資源エネルギー庁長官）が平成四年七月十日から平成七年六月二十六日まで、大金瑞穂（昭和十二年八月五日、運輸省海上交通局長）が平成四年七月十四日から平成六年六月七日まで、吉野良彦（昭和五年九月一日、大蔵事務次官）が平成四年七月十五日から平成十年一月一日まで、宍倉宗夫（昭和七年八月四日、防衛事務次官）が平成五年一月二十日から平成九年七月三十日まで、小川雅敏（昭和十七年三月二十一日、経済企画庁長官官房経済企画参事官）が平成五年七月一日から平成八年七月十五日まで、松藤哲夫（昭和十八年二月十八日、工業技術院総務部長）が平成五年七月九日から平成九年六月二十日まで、高橋厚男（昭和十五年十一月十二日、大蔵省関税局長）が平成六年七月十五日から平成十年七月十四日まで、尾松伸正（昭和十七年一月二日、運輸省海上交通局長）が平成六年七月二十日から平成九年六月二十六日まで、竹内透（昭和十四年五月六日、北海道開発事務次官）が平成七年七月五日から平成十一年九月三十日まで、川田洋輝（昭和十六年五月六日、資源エネルギー庁長官）が平成七年七月十日から平成九年六月二十六日まで、藤田尚士（昭和九年一月二十九日、大蔵省主計局局付）が平成八年七月一日から平成十一年六月三十日まで、半田博保（昭和十六年六月九日、北海道開発庁計画監理官）が平成八年七月十五日から平成十二年七月十五日まで、岩田貞男（昭和十七年四月二十五日、運輸省海上交通局長）が平成九年七月四日から平成十一年七月二十七日まで、佐瀬正敏（昭和二十一年七月十六日、通商産業研究所次長兼研究部長）が平成九年七月九日から平成十一年九月三十日まで、石黒正大（昭和十七年五月八日、中小企業庁長官）が平成九年七月二十五日から平成十二年三月三十一日まで、濱本英輔（昭和十一年七月二日、国税庁長官）が平成九年七月三十日から平成十二年六月七日まで、小粥正巳（昭和六年八月二十八日、公正取引委員会委員長）が平成十年一月一日から平成十三年一月十九日ま

で、山口公生（昭和十九年八月二十日、大蔵省銀行局長）が平成十年七月十四日から平成十三年七月二十六日まで及び平成十五年六月九日から平成十九年九月三十日まで、工藤桂司（昭和十一年二月三日、衆議院環境委員会調査室長）が平成十一年七月一日から平成十一年九月三十日まで、楠木行雄（昭和二十年八月六日、海上保安庁長官）が平成十一年七月二十七日から平成十三年十月一日まで、北村歳治（昭和十八年十月十七日、大蔵省財政金融研究所次長）が平成十一年十月一日から平成十七年九月三十日まで、稲川泰弘（昭和十九年一月一日、資源エネルギー庁長官）が平成十二年四月一日から平成十四年四月一日まで、松川隆志（昭和十八年六月七日、北海道開発事務次官）が平成十二年六月七日から平成十五年六月九日まで、金子孝文（昭和十九年十一月二日、経済企画庁国民生活局長）が平成十二年七月十五日から平成十六年七月十五日まで、小村武（昭和十四年九月二日、大蔵事務次官）が平成十三年一月十九日から平成十九年九月三十日まで、乾文男（昭和二十二年十月七日、金融庁総務企画局長）が平成十三年七月二十六日から平成十八年八月二十三日まで、髙橋朋敬（昭和二十年一月五日、国土交通省自動車交通局長）が平成十三年十月一日から平成十六年七月十五日まで、越智謙二（昭和二十一年六月十一日、通商産業省大臣官房付）が平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで、及川耕造（昭和二十年十月十七日、特許庁長官）が平成十五年十月一日から平成十七年八月四日まで、深谷憲一（昭和二十二年五月二十九日、海上保安庁長官）が平成十五日から平成十九年九月三十日まで、大井篤（昭和二十四年一月十四日、経済産業省大臣官房付）が平成十七年八月二十二日から平成十九年九月三十日まで、阿部健（昭和二十五年六月二十五日、国土交通省土地・水資源局長）が平成十八年七月二十五日から平成二十年六月三十日まで、竹内洋（昭和二十四年七月十四日、財務省関税局長）が平成十八年八月二十三日から現在まで、平田憲一郎（昭和二十五年十一月七日、国土交通省鉄道局長）が平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで、小島康壽（昭和二十八年二月十四日、経済産業省産業技術環境局長）が平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで、藤井秀人（昭和二十二年十二月十三日、財務事務次官）が平成十九年十月一日から現在まで、齋藤博（昭和二十二年四月十三日、東京税関長）が平成二十年十月一日から現在までである。

二について

沖縄振興開発金融公庫の過去二十年間の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

柳川成顕（昭和五年四月二十八日、総理府賞勲局長）が昭和六十一年七月十六日から平成二年七月十五日まで、藤仲貞一（昭和三年四月八日、沖縄開発事務次官）が昭和六十一年十一月四日から平成五年六月二十八日まで、笹川義一（大正十五年一月二十日、大蔵省主計局局付）が平成元年七月十六日から平成四年七月十五日まで、勝又博明（昭和十一年二月九日、総務庁人事局長）が平成二年七月十七日から平成五年十月十六日まで、山田隆夫（昭和六年七月三十日、総理府賞勲局審議官）が平成四年七月十六日から平成七年七月十五日まで、塚越則男（昭和八年六月二日、沖縄開発事務次官）が平成五年六月二十八日から平成十一年五月二十八日まで、隅健（昭和七年二月二十六日、公害等調整委員会事務局長）が平成五年十月十六日から平成九年八月一日まで、柿内節夫（昭和九年四月二十九日、衆議院事務局特別委員会第一調査室長）が平成七年七月十六日から平成十年七月十五日まで、嘉手川勇（昭和十三年十二月十九日、沖縄開発庁総務局長）が平成九年八月一日から平成十三年七月三十一日まで、溝口喜久（昭和十年十一月十八日、総理府迎賓館次長）が平成十年七月十六日から平成十五年九月三十日まで、八木橋惇夫（昭和十二年四月八日、環境事務次官）が平成十一年五月二十八日から平成十七年五月三十一日まで、玉城一夫（昭和十六年十一月四日、沖縄開発庁総務局長）が平成十三年八月一日から平成十八年十月三十一日まで、須藤務（昭和十八年八月二十一日、大蔵省大臣官房厚生管理官）が平成十五年十月一日から平成十八年十月三十一日まで、金井照久（昭和二十三年十二月二十日、財務省会計センター所長）が平成十七年五月三十一日から現在まで、瀧澤國城（昭和二十年六月二十四日、内閣府大臣官房厚生管理官）が平成十八年十一月一日から現在まで、林幹雄（昭和二十四年九月十六日、内閣府政策統括官（共生社会政策担当））が平成十八年十一月一日から現在までである。

三について

株式会社商工組合中央金庫（商工組合中央金庫を含む。）の過去二十年間の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

箕輪哲（大正十四年十二月十一日、工業技術院総務部長）が昭和六十一年四月十日から平成二年六月三十日まで、酒井健三（昭和六年六月十六日、大蔵省国際金融局長）が昭和六十二年八月十日から平成四年七月十日まで、宮本四郎（大正十二年五月十六日、通商産業省産業政策局長）が昭和六十二年十一月十一日から平成五年六月二十一日まで、原田正俊（昭和三年八月二十八日、大蔵省大臣官房付）が平成元年八月一日から平成二年七月二日まで、水野哲（昭和十三年十二月三十日、通商産業省大臣官房付）が平成二年七月十六日から平成四年六月三十日まで、安田裕之（大正十五年九月十一日、国税庁税務大学校長）が平成二年八月三十一日から平成三年八月一日まで、山田久治（昭和三年十月二十日、大蔵省大臣官房付）が平成三年八月一日から平成五年七月三十一日まで、大野隆夫（昭和十三年十月七日、通商産業省大臣官房付）が平成四年七月九日から平成六年六月二十七日まで、瀧島義光（昭和十一年一月十七日、大蔵省関税局長）が平成四年七月十日から平成七年七月一日まで、児玉幸治（昭和九年五月九日、通商産業事務次官）が平成五年六月二十一日から平成十三年六月二十日まで、高倉建（昭

和七年六月九日、大蔵省大臣官房付）が平成五年八月一日から平成五年九月二十七日まで、山崎幸夫（昭和十一年三月三十一日、大蔵省大臣官房付）が平成六年四月十四日から平成八年三月三十一日まで、土居征夫（昭和十六年九月十一日、通商産業省生活産業局長）が平成六年七月十五日から平成八年八月一日まで、八木橋惇夫（昭和十二年四月八日、環境事務次官）が平成七年七月一日から平成九年六月二十六日まで、野村寛（昭和九年三月四日、大蔵省大臣官房付）が平成八年四月二十五日から平成十一年二月二十八日まで、前田正博（昭和十九年二月四日、通商産業省大臣官房付）が平成八年八月一日から平成九年六月二十六日まで、落合俊雄（昭和十八年九月二十八日、通商産業省大臣官房付）が平成九年七月十五日から平成十一年七月十四日まで、竹内克伸（昭和十七年二月十四日、国土事務次官）が平成九年七月二十二日から平成十二年六月十九日まで、石川光和（昭和十一年三月三十日、大蔵省大臣官房付）が平成十一年三月一日から平成十五年八月五日まで、田中徳夫（昭和二十年八月二十二日、通商産業省大臣官房付）が平成十一年七月二十日から平成十三年七月十五日まで、塩田薫範（昭和十七年五月十三日、公正取引委員会事務総長）が平成十二年七月十日から平成十七年六月二十六日まで、江崎格（昭和十六年八月二十七日、通商産業省産業政策局長）が平成十三年六月二十一日から平成二十年九月三十日まで、髙橋晴樹（昭和二十五年二月十日、経済産業省大臣官房付）が平成十三年七月十六日から平成十五年六月十一日まで、名尾良泰（昭和二十六年二月十六日、経済産業省大臣官房付）が平成十五年八月一日から平成十六年六月三十日まで、熊澤二郎（昭和十五年三月七日、大蔵省大臣官房付）が平成十五年八月五日から平成十七年二月六日まで、佐藤哲哉（昭和二十七年十二月四日、経済産業省大臣官房審議官）が平成十六年七月六日から平成十八年七月三十一日まで、小林滋（昭和二十年五月三十一日、関東財務局長）が平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで、大武健一郎（昭和二十一年七月十日、国税庁長官）が平成十七年七月二十七日から平成二十年三月三十一日まで、迎陽一（昭和二十六年八月九日、経済産業省大臣官房商務流通審議官）が平成十八年八月一日から平成二十年七月三十一日まで、白須光美（昭和二十四年一月九日、財務省大臣官房付）が平成十九年四月一日から現在まで、木村幸俊（昭和二十四年六月二十日、国税庁長官）が平成二十年七月一日から現在まで、小川秀樹（昭和二十八年五月五日、経済産業省大臣官房付）が平成二十年八月十五日から現在まで、杉山秀二（昭和二十三年二月二十八日、経済産業事務次官）が平成二十年十月一日から現在までである。

四について

独立行政法人住宅金融支援機構（住宅金融公庫を含む。）の過去二十年間の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

河野正三（大正十三年一月三日、国土事務次官）が昭和五十八年九月一日から平成二年六月三十日まで、浜典夫（昭和八年二月二十七日、建設省大臣官房審議官）が昭和六十一年十一月一日から平成二年六月三十日まで、山本重三（昭和七年九月一日、国土庁防災局長）が昭和六十二年七月十六日から平成三年五月十五日まで、宮島壯太（昭和十二年九月二十六日、大蔵省大臣官房付）が平成元年七月七日から平成三年六月三十日まで、足立和基（昭和九年五月五日、大蔵省理財局長）が平成元年七月七日から平成六年六月三十日まで、中嶋計廣（昭和十二年二月五日、建設省大臣官房総務審議官）が平成元年八月一日から平成五年六月三十日まで、髙橋進（昭和八年九月二十七日、建設事務次官）が平成二年七月一日から平成九年五月三十一日まで、伊藤茂史（昭和八年十二月三日、建設省住宅局長）が平成二年七月十七日から平成六年六月三十日まで、岩本章雄（昭和十二年四月二十二日、建設省大臣官房付）が平成三年五月十六日から平成六年六月二十七日まで、浦上和彦（昭和十二年十一月十日、建設省大臣官房付）が平成三年六月一日から平成七年六月十四日まで、北野健一（昭和十年一月十日、大蔵省主計局局付）が平成三年七月一日から平成五年七月八日まで、吉本修二（昭和十六年十月三十日、大蔵省大臣官房付）が平成五年七月九日から平成七年六月十四日まで、鹿島尚武（昭和十三年七月一日、建設省都市局長）が平成五年七月十六日から平成九年七月三十一日まで、河原崎守彦（昭和十三年六月十八日、建設省大臣官房総括監察官）が平成六年七月一日から平成八年七月十五日まで、伊藤博行（昭和十三年一月二十五日、内閣官房内閣内政審議室長）が平成六年七月一日から平成十三年一月三十一日まで、内藤勲（昭和十六年二月十七日、建設省大臣官房総務審議官）が平成六年七月十六日から平成十年六月二十二日まで、浅見敏彦（昭和十八年七月十二日、大蔵省印刷局長）が平成七年六月十五日から平成九年六月九日まで、城戸義雄（昭和十三年四月十三日、建設省大臣官房付）が平成七年六月十五日から平成十二年四月三十日まで、深澤日出男（昭和十七年四月十三日、国土庁土地局長）が平成八年七月十六日から平成十四年七月十五日まで、望月薫雄（昭和十年九月三十日、建設事務次官）が平成九年六月一日から平成十七年八月一日まで、邊見敬三郎（昭和二十二年一月六日、関東財務局長）が平成九年七月二十九日から平成十四年七月二十一日まで、五十嵐健之（昭和十八年二月四日、建設省建設経済局長）が平成十年七月七日から平成十三年四月十五日まで、浅野宏（昭和二十一年二月十六日、建設省住宅局建築指導課長）が平成十二年五月一日から平成十五年六月一日まで、岡田康彦（昭和十八年六月一日、環境事務次官）が平成十三年二月一日から平成十五年六月二十日まで、吉井一弥（昭和二十二年九月三十日、国土交通省政策統括官）が平成十四年八月一日から平成十九年七月十六日まで、松田広光（昭和二十三年九月十一日、財務省理財局次長）が平成十四年八月一日から平成二十年六月二十五日まで、岡本圭司（昭和二十二年十一月七日、国土交通省大臣官房付）が平成十五年六月二日から平成十六年七月三十一日まで、森昭治（昭和十八年九月七日、金融庁長官）が平成十五年六月二十一日から平成十七年八月一日まで、三

井康壽（昭和十四年六月十七日、国土事務次官）が平成十七年八月二日から平成二十一年七月二十七日まで、山田孝夫（昭和二十四年五月二十九日、財務省大臣官房付）が平成十九年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで、小神正志（昭和二十四年七月二十三日、国土交通省国土計画局長）が平成十九年七月十七日から現在まで、鈴木勝康（昭和二十八年四月二十六日、財務省大臣官房付）が平成二十年八月八日から現在まで、峰久幸義（昭和二十四年四月二十四日、国土交通事務次官）が平成二十一年七月二十八日から現在まで、林藤樹（昭和二十七年二月二十日、財務省大臣官房付）が平成二十一年八月一日から現在までである。

五について

地方公共団体金融機構（地方公営企業等金融機構及び公営企業金融公庫を含む。）の過去二十年間の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

七野護（昭和四年六月十二日、関東信越地方医務局長）が昭和六十年六月一日から平成三年五月三十一日まで、近藤隆之（大正十五年一月三十日、自治事務次官）が昭和六十年十二月一日から平成五年五月三十一日まで、井下登喜男（昭和六年三月二十四日、消防庁消防大学校長）が昭和六十三年四月一日から平成四年三月三十一日まで、朝比奈秀夫（昭和十三年三月二十八日、大蔵省大臣官房付）が昭和六十三年十月一日から平成三年五月二十三日まで、川手創（昭和八年九月一日、運輸省大臣官房付）が平成元年十月一日から平成五年九月三十日まで、尾崎明（昭和十二年一月十五日、中国四国地方医務局長）が平成三年六月一日から平成七年五月三十一日まで、熊澤二郎（昭和十五年三月七日、大蔵省大臣官房付）が平成三年六月二十五日から平成五年七月十一日まで、桝原勝美（昭和八年八月十七日、消防庁審議官）が平成四年四月一日から平成十年一月十九日まで、花岡圭三（昭和四年十月二十五日、自治事務次官）が平成五年六月一日から平成十一年六月十日まで、谷川憲三（昭和十七年十二月十三日、関東財務局長）が平成五年七月十二日から平成九年三月二十四日まで、中村光弘（昭和十三年三月二十二日、東京営林局長）が平成五年十月一日から平成九年九月三十日まで、内野正昭（昭和二十年四月一日、大蔵省大臣官房付）が平成九年七月二十九日から平成十二年七月三十一日まで、徳重辰之助（昭和十五年五月二十一日、通商産業省大臣官房付）が平成九年十月一日から平成十三年六月二十九日まで、大屋正男（昭和十八年十一月二十九日、自治省大臣官房付兼大臣官房審議官）が平成十年一月二十日から平成十三年六月三十日まで、持永堯民（昭和十年一月九日、自治事務次官）が平成十一年六月十日から平成十六年九月二十四日まで、西田等（昭和二十二年六月十八日、大蔵省大臣官房付）が平成十二年八月一日から平成十四年六月三十日まで、和田敬司（昭和二十一年十月三日、運輸省大臣官房総務審議官）が平成十三年七月一日から平成十六年六月二十三日まで、片木淳（昭和二十二年四月十一日、消防庁次長）が平成十三年七月十九日から平成十五年二月一日まで、浦上道彦（昭和二十三年九月二十八日、財務省大臣官房付）が平成十四年七月二十三日から平成十七年七月十四日まで、木村功（昭和二十六年五月三十日、総務省大臣官房審議官（財政制度担当））が平成十五年二月一日から平成十九年九月三十日まで、飯島健司（昭和二十六年八月十四日、財務省大臣官房付）が平成十七年七月二十九日から平成二十年六月二十六日まで、丸山浩司（昭和二十八年七月十二日、総務省大臣官房付）が平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで、門脇秀一（昭和十八年九月二十三日、通商産業省通商産業検査所長）が平成二十年十月一日から現在まで、二宮洋二（昭和二十六年三月二十三日、財務省大臣官房付）が平成二十年十月一日から現在まで、御園慎一郎（昭和二十八年三月十二日、総務省大臣官房審議官（財政制度、財務担当））が平成二十年十月一日から現在までである。

六について

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部（国民生活金融公庫、国民金融公庫及び環境衛生金融公庫を含む。）の過去二十年間の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

山下眞臣（昭和二年五月一日、厚生事務次官）が昭和六十年四月十日から平成四年十月十日まで、吉崎正義（昭和三年四月三日、厚生省健康政策局長）が昭和六十一年一月一日から平成二年七月三十一日まで、井上宣時（昭和十年十二月二十一日、通商産業省大臣官房付）が昭和六十一年六月二十四日から平成二年十一月五日まで、渡邊敬之（昭和九年五月十三日、関東財務局長）が昭和六十三年七月一日から平成三年五月三十一日まで、窪田弘（昭和六年七月四日、国税庁長官）が平成元年一月三十一日から平成三年五月二十二日まで、五十嵐康（昭和九年三月三十日、四国管区警察局長）が平成元年二月一日から平成五年十月一日まで、日向隆（昭和九年十一月十六日、大蔵省大臣官房付）が平成元年七月七日から平成三年五月二十九日まで、花輪隆昭（昭和十二年三月六日、厚生省援護局長）が平成元年八月一日から平成六年九月十五日まで、吉野良彦（昭和五年九月一日、大蔵事務次官）が平成元年十二月十七日から平成四年七月十五日まで、仲村英一（昭和六年十一月二十九日、厚生省健康政策局長）が平成二年八月二十日から平成六年八月十九日まで、谷仁（昭和十六年三月十五日、通商産業省大臣官房付）が平成二年十一月五日から平成七年六月二十六日まで、塚越則男（昭和八年六月二日、沖縄開発事務次官）が平成三年五月三十日から平成五年六月十五日まで、佐々木秀夫（昭和十年四月十六日、国税庁徴収部長）が平成三年六月二十五日から平成五年七月九日まで、山口厚生（昭和十六年四月一日、大蔵省大臣官房付）が平成三年六月二十五日から平成六年五月二十三日まで、平澤貞昭（昭和七年四月七日、大蔵事務次官）が平成四年七月十五日から平成六年五月二十日まで、坂本龍彦（昭和八年十一月二十二日、厚生事務次官）が平成四年十月十日から平

成十三年一月三十一日まで、土田正顕（昭和十一年八月十八日、国税庁長官）が平成五年七月九日から平成八年六月十日まで、中山寅男（昭和十三年六月二十八日、国税庁徴収部長）が平成五年七月九日から平成九年七月八日まで、清島傳生（昭和十三年十一月十五日、東北管区警察局長）が平成五年十月一日から平成十年九月三十日まで、尾崎護（昭和十年五月二十日、大蔵事務次官）が平成六年五月二十日から平成十五年一月十二日まで、三浦正顕（昭和十七年十月二十八日、大蔵省大臣官房付）が平成六年七月十五日から平成九年七月十四日まで、柳澤健一郎（昭和十年十月二十四日、厚生省生活衛生局長）が平成六年八月二十日から平成十年八月十九日まで、瀬田公和（昭和十三年九月九日、厚生省児童家庭局長）が平成六年九月十六日から平成十一年十月一日まで、塚本弘（昭和二十一年三月十日、通商産業省大臣官房審議官兼通商産業研究所次長）が平成七年七月五日から平成九年六月三十日まで、安部彪（昭和十三年一月二十日、会計検査院事務総長）が平成八年七月十九日から平成十三年六月二十二日まで、福田泰三（昭和二十一年十一月六日、通商産業省大臣官房審議官）が平成九年七月九日から平成十年六月二十三日まで、藤田潔（昭和九年十月十九日、関東財務局総務部部付）が平成九年七月九日から平成十一年十月一日まで、久米重治（昭和二十一年三月一日、大蔵省印刷局長）が平成九年七月二十九日から平成十一年九月三十日まで、石丸雍二（昭和二十二年十一月二十九日、特許庁総務部長）が平成十年七月三日から平成十二年六月三十日まで、野村瞭（昭和十三年五月三日、環境庁大気保全局長）が平成十年八月二十日から平成十一年十月一日まで、生盛豊樹（昭和二十一年七月三日、四国管区警察局長）が平成十年十月一日から平成十七年九月三十日まで、西村吉正（昭和十五年十二月十五日、大蔵省銀行局長）が平成十一年十月一日から平成十二年十月五日まで、横田吉男（昭和十八年五月二十七日、厚生省児童家庭局長）が平成十一年十月一日から平成十四年五月三十一日まで、金子和夫（昭和二十二年六月三十日、通商産業省大臣官房付）が平成十二年七月十七日から平成十四年六月三十日まで、川又新一郎（昭和二十一年一月八日、大蔵省大臣官房参事官）が平成十二年十月十日から平成十四年七月十四日まで、高木俊明（昭和十六年八月十六日、社会保険庁長官）が平成十三年二月一日から平成十九年九月三十日まで、伏屋和彦（昭和十九年一月二十六日、会計検査院長）が平成十三年七月二十四日から平成十四年七月一日まで、柴田幹夫（昭和十三年十月二十三日、通商産業省大臣官房付）が平成十四年七月十五日から平成十七年八月三日まで、二宮茂明（昭和二十六年二月十八日、関東財務局長）が平成十四年七月十六日から平成十七年五月十八日まで、原口恒和（昭和二十二年五月七日、金融庁総務企画局長）が平成十四年七月二十六日から平成十九年九月三十日まで、木村政之（昭和二十二年四月十八日、厚生労働省大臣官房総括審議官）が平成十四年九月十三日から平成二十年九月三十日まで、薄井信明（昭和十六年一月一日、大蔵事務次官）が平成十五年一月十二日から平成二十年九月三十日まで、福井雅輝（昭和二十八年二月十九日、経済産業省大臣官房付）が平成十七年八月三日から平成二十年六月三十日まで、佐野智則（昭和二十二年六月二十九日、中国管区警察局長）が平成十七年十月一日から平成二十年九月三十日まで、児玉俊洋（昭和三十二年一月十日、経済産業省大臣官房付）が平成二十年七月二十五日から平成二十年九月三十日まで、村瀬吉彦（昭和二十七年十二月八日、財務省大臣官房付）が平成二十年七月二十八日から現在まで、細川興一（昭和二十二年六月十七日、財務事務次官）が平成二十年十月一日から現在まで、中村吉夫（昭和二十七年十二月二十四日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）が平成二十年十月一日から現在まで、板東一彦（昭和二十九年三月十日、経済産業省大臣官房審議官）が平成二十年十月一日から現在までである。

七について

株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部（中小企業金融公庫、中小企業総合事業団及び中小企業信用保険公庫を含む。）の過去二十年間の役員（中小企業総合事業団の役員にあっては、信用保険業務を担当する役員に限る。）のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

原田稔（昭和六年九月二十一日、科学技術庁振興局長）が昭和六十一年十二月一日から平成二年十一月三十日まで、渡辺喜一（大正十四年十一月三日、大蔵省財務官）が昭和六十一年十二月一日から平成二年十一月三十日まで、蟻坂幸雄（大正十五年五月二十六日、通商産業省大臣官房付）が昭和六十一年十二月一日から平成二年十一月三十日まで、河合卓爾（大正十五年一月二十七日、大蔵省大臣官房付）が昭和六十一年十二月一日から平成四年十二月一日まで、村本久夫（昭和十年四月二十一日、関東財務局長）が昭和六十二年八月一日から平成二年六月二十六日まで、佐野泰彦（大正十五年十一月二十一日、通商産業省大臣官房付）が昭和六十二年十二月十七日から平成三年十二月十六日まで、片山石郎（大正九年九月三十日、特許庁長官）が昭和六十三年一月十一日から平成四年一月十日まで、新倉隆（昭和八年七月二十八日、通商産業省大臣官房付）が昭和六十三年六月一日から平成二年六月十八日まで、廣海正光（昭和十二年三月三十一日、通商産業省大臣官房付）が平成元年七月十一日から平成三年六月二十六日まで、阿久津孝志（昭和九年十二月六日、通商産業省大臣官房調査統計部長）が平成二年七月九日から平成七年六月二十六日まで、谷口米生（昭和十二年四月二十六日、大蔵省大臣官房審議官）が平成二年七月十六日から平成六年五月二十四日まで、谷川英夫（昭和十二年七月二十四日、関東財務局長）が平成二年七月十七日から平成四年七月十六日まで、的場順三（昭和九年九月十五日、内閣官房副長官）が平成二年十二月一日から平成六年七月三十一日まで、渋谷宏明（昭和九年四月二十九日、通商産

業省大臣官房会計課経理審査官）が平成二年十二月一日から平成六年十一月三十日まで、植松敏（昭和十三年八月十九日、特許庁長官）が平成三年七月一日から平成五年六月三十日まで、小野崎和慶（昭和六年十一月十五日、大蔵省会計事務職員研修所副所長）が平成三年十二月十七日から平成七年十二月十六日まで、大永勇作（大正十五年十月十四日、通商産業省基礎産業局長）が平成四年一月十一日から平成八年九月三十日まで、柴田章平（昭和十一年八月二日、公正取引委員会事務局長）が平成四年七月十七日から平成六年十一月二十四日まで、石田栄一（昭和五年二月二十六日、大蔵省主計局局付）が平成四年十二月一日から平成六年十二月一日まで、横田捷宏（昭和十七年一月十一日、通商産業省大臣官房付）が平成五年七月九日から平成八年七月九日まで及び平成十五年一月十二日から平成二十年九月三十日まで、宗田勝博（昭和十八年八月十三日、関東財務局長）が平成六年七月十五日から平成十年七月十四日まで、角谷正彦（昭和十一年二月十四日、国税庁長官）が平成六年七月三十一日から平成十一年一月十二日まで、林信行（昭和七年十二月二十一日、徳島大学事務局長）が平成六年十二月一日から平成九年六月三十日まで、角南立（昭和十三年六月十九日、通商産業省大臣官房付）が平成六年十二月一日から平成十年六月二十二日まで、荒川英夫（大正十三年九月十六日、通商産業省大臣官房付）が平成六年十二月一日から平成十年十一月三十日まで、川信雄（昭和十九年十一月九日、大蔵省大臣官房付）が平成六年十二月十九日から平成十年七月二十七日まで、角間信義（昭和十七年七月二十九日、通商産業省大臣官房付）が平成七年六月二十七日から平成十一年七月二十一日まで、平野正宜（昭和十九年一月二日、経済企画庁長官官房経済企画参事官）が平成八年三月十五日から平成十年三月一日まで、鈴木孝男（昭和十九年三月二十五日、通商産業省環境立地局長）が平成八年七月十日から平成十年七月六日まで、神谷和男（昭和四年十一月十六日、中小企業庁長官）が平成八年十月一日から平成十一年六月三十日まで、白石正彦（昭和九年十二月十五日、大蔵省主計局局付）が平成九年七月一日から平成十二年六月三十日まで、里田武臣（昭和十二年五月二十六日、経済企画庁長官官房経済企画参事官）が平成十年三月二日から平成十一年六月三十日まで、作田穎治（昭和十九年十一月二十二日、通商産業省基礎産業局長）が平成十年七月七日から平成十三年六月二十七日まで、堤富男（昭和十三年七月二十九日、通商産業事務次官）が平成十年七月七日から平成十五年一月十一日まで、戸恒東人（昭和二十年十二月二十日、大蔵省大臣官房付）が平成十年七月十五日から平成十六年七月十四日まで、宝賀寿男（昭和二十一年四月十七日、大蔵省大臣官房審議官）が平成十年七月二十八日から平成十四年三月三十一日まで、中野明（昭和十六年六月八日、通商産業省大臣官房地方課長）が平成十年十二月一日から平成十四年十一月三十日まで、日高壮平（昭和十六年三月六日、国税庁長官）が平成十一年一月十二日から平成十五年一月十一日まで、坂井宏（昭和二十年九月十九日、通商産業省大臣官房付）が平成十一年七月一日から平成十三年一月九日まで、木下博生（昭和七年十二月二十五日、中小企業庁長官）が平成十一年七月一日から平成十三年六月三十日まで、見学信敬（昭和十年十一月一日、中小企業庁長官）が平成十一年七月一日から平成十六年六月三十日まで、鷲坂正（昭和二十三年十二月十六日、通商産業省大臣官房審議官）が平成十一年七月二十二日から平成十三年七月十五日まで、近藤時男（昭和十二年十月二十三日、大蔵省主計局局付）が平成十二年七月一日から平成十四年十一月三十日まで、殿岡茂樹（昭和二十三年六月四日、中小企業庁次長）が平成十三年一月二十五日から平成十五年六月三十日まで、中澤佐市（昭和二十二年四月二十三日、経済産業省大臣官房付）が平成十三年六月二十八日から平成十五年六月二十六日まで、柴崎和典（昭和十五年十一月五日、工業技術院総務部技術審議官）が平成十三年六月三十日から平成十六年六月三十日まで、羽山正孝（昭和二十四年一月二十三日、中小企業庁次長）が平成十三年七月十六日から平成十四年八月十二日まで、鈴木一元（昭和十九年一月一日、大蔵省大臣官房付）が平成十四年四月一日から平成十六年六月三十日まで、小脇一朗（昭和二十七年二月十日、経済産業省大臣官房付）が平成十四年八月十六日から平成十六年六月三十日まで、坂牧教旦（昭和十七年一月一日、大蔵省主計局局付）が平成十四年十二月一日から平成十六年七月十五日まで、三上義忠（昭和十三年一月二十四日、中小企業庁次長）が平成十九年八月九日まで、青木宏道（昭和二十六年一月二十二日、経済産業省大臣官房商務流通審議官）が平成十六年七月六日から平成十九年六月三十日まで、野沢璋次（昭和二十二年一月二十日、財務省大臣官房付）が平成十六年七月十六日から平成十九年八月九日まで、塚原治（昭和二十五年六月二十一日、財務省大臣官房付）が平成十六年七月二十八日から平成二十年五月三十一日まで、板東一彦（昭和二十九年三月十日、経済産業省大臣官房審議官）が平成十九年七月三十一日から現在まで、井津端修司（昭和二十四年十二月二十四日、経済産業省大臣官房付）が平成十九年八月十日から平成二十年九月三十日まで、小葉松勲（昭和十九年三月二十六日、大蔵省主計局局付）が平成十九年八月十日から平成二十年九月三十日まで、藤塚明（昭和二十八年一月十日、財務省大臣官房付）が平成二十年六月一日から現在まで、松井哲夫（昭和三十年十二月十一日、経済産業省大臣官房付）が平成二十年七月十二日から現在まで、勝野龍平（昭和二十七年四月二十五日、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官）が平成二十年七月二十五日から現在まで、細川興一（昭和二十二年六月十七日、財務事務次官）が平成二十年十月一日から現在までである。

八について

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部（農林漁業金融公庫を含む。）の過去二十年間の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常

勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

松本作衞（大正十三年九月十四日、農林水産事務次官）が昭和五十九年十月六日から平成四年七月二十四日まで、森田勇吉（昭和二年九月十六日、農林省大臣官房付）が昭和六十年四月一日から平成二年三月三十一日まで、大橋大（大正十五年十月三十日、大蔵省主計局局付）が昭和六十年四月一日から平成二年三月三十一日まで、宮本保孝（昭和五年三月十八日、大蔵省理財局長）が昭和六十年七月十六日から平成三年八月三十一日まで、大坪敏男（昭和八年二月二十一日、農林水産省畜産局長）が昭和六十一年十月十一日から平成二年六月二十日まで、畑中孝晴（昭和九年三月三十一日、農林水産省農林水産技術会議事務局長）が昭和六十三年八月十日から平成六年八月九日まで、栗城秀高（昭和六年五月三十日、大蔵省主計局局付）が平成二年四月一日から平成六年六月三十日まで、青木敏也（昭和十年七月十二日、農林水産省大臣官房付）が平成二年七月二十日から平成五年六月一日まで、安原正（昭和九年四月三日、環境事務次官）が平成三年九月一日から平成六年六月八日まで、後藤康夫（昭和八年六月三十日、農林水産事務次官）が平成四年七月二十五日から平成七年十月十日まで、赤保谷明正（昭和十一年十一月二日、農林水産省畜産局長）が平成五年六月二日から平成八年三月三十一日まで、千野忠男（昭和九年一月二十一日、大蔵省財務官）が平成六年六月八日から平成八年八月三十一日まで、渋谷孝義（昭和十一年八月六日、大蔵省主計局局付）が平成六年七月一日から平成十年七月三十一日まで、武政邦夫（昭和十四年二月五日、農林水産省農林水産技術会議事務局長）が平成六年八月十六日から平成十二年五月三十一日まで、鶴岡俊彦（昭和十一年五月四日、農林水産事務次官）が平成七年十月十一日から平成十五年十月十日まで、日出英輔（昭和十六年七月十九日、農林水産省農産園芸局長）が平成八年四月一日から平成九年七月二十七日まで、藤原和人（昭和十三年一月八日、国土事務次官）が平成八年九月一日から平成十二年五月十五日まで、土田清藏（昭和十一年二月五日、関東農政局長）が平成九年九月一日から平成十三年八月三十一日まで、三浦冨彦（昭和九年七月十二日、大蔵省主計局上席予算実地監査官）が平成十年八月一日から平成十一年六月三十日まで、井上鉄也（昭和十四年九月十七日、大蔵省大臣官房付）が平成十一年七月一日から平成十六年六月三十日まで、福田誠（昭和二十年六月二十七日、大蔵省大臣官房付）が平成十二年七月十五日から平成十四年六月十一日まで、小高良彦（昭和十八年九月九日、農林水産省大臣官房技術総括審議官）が平成十三年四月一日から平成十七年六月三十日まで、遠藤保雄（昭和二十二年三月十六日、農林水産省大臣官房付）が平成十三年九月一日から平成十五年十二月三十一日まで、尾原榮夫（昭和二十年三月八日、国税庁長官）が平成十四年七月二十三日から平成十七年八月二十八日まで、髙木勇樹（昭和十八年二月三日、農林水産事務次官）が平成十五年十月十一日から平成二十年九月三十日まで、山口厚生（昭和十六年四月一日、大蔵省大臣官房付）が平成十六年七月一日から平成十八年三月三十一日まで、坂野雅敏（昭和二十一年十一月二十二日、農林水産省大臣官房技術総括審議官）が平成十七年八月二日から現在まで、坂篤郎（昭和二十二年四月十四日、内閣官房副長官補）が平成十七年八月二十九日から同年十一月十三日まで、浜中秀一郎（昭和十九年二月十日、ポルトガル国駐箚特命全権大使）が平成十七年十二月二十六日から平成二十年九月三十日まで、西田等（昭和二十二年六月十八日、大蔵省大臣官房付）が平成十八年四月一日から平成十九年九月三十日まで、中村忠志（昭和十八年六月十五日、関東財務局総務部部付）が平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで、細川興一（昭和二十二年六月十七日、財務事務次官）が平成二十年十月一日から現在まで、谷川浩道（昭和二十八年七月十七日、財務省大臣官房審議官）が平成二十年十月一日から現在まで、板東一彦（昭和二十九年三月十日、経済産業省大臣官房審議官）が平成二十年十月一日から現在までである。

九について

株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行（国際協力銀行及び日本輸出入銀行を含む。）の過去二十年間の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

田中敬（大正十二年九月七日、大蔵事務次官）が昭和六十一年五月二十三日から平成二年五月二十二日まで、川﨑弘（昭和八年六月三十日、経済企画庁審議官）が昭和六十三年六月二十八日から平成二年十一月一日まで、馬淵晴之（昭和四年二月一日、ウルグアイ国駐箚特命全権大使）が平成元年四月二十四日から平成三年七月十日まで、岩崎文哉（昭和十一年四月一日、大蔵省印刷局長）が平成元年六月三十日から平成三年九月十三日まで、山口光秀（昭和二年九月十六日、大蔵事務次官）が平成二年五月二十二日から平成六年五月十三日まで、吉田文毅（昭和十二年十月十九日、特許庁長官）が平成二年十一月一日から平成四年六月三十日まで、高瀬秀一（昭和十一年一月四日、キューバ国駐箚特命全権大使）が平成三年七月十日から平成五年八月二十九日まで、山崎高司（昭和八年八月十日、大蔵省大臣官房付）が平成三年九月十三日から平成四年七月十五日から平成七年七月十六日まで、江沢雄一（昭和十四年一月七日、大蔵省国際金融局長）が平成四年七月三十一日から平成七年七月十日まで、保田博（昭和七年五月十四日、大蔵事務次官）が平成六年五月十三日から平成十三年六月二十九日まで、鏡味徳房（昭和十七年五月十八日、大蔵省関税局長）が平成七年七月十日から平成十一年九月三十日まで、中田哲雄（昭和十六年十一月六日、中小企業庁長官）が平成七年七月十六日から平成九年七月二十八日まで、白川進（昭和十九年五月十九日、通商産

業省基礎産業局長）が平成九年七月二十八日から平成十一年九月三十日まで、林康夫（昭和十七年八月五日、中小企業庁長官）が平成十一年十月一日から平成十二年六月二十三日まで、内田富夫（昭和十七年十一月八日、スウェーデン国駐箚特命全権大使）が平成十一年十月一日から平成十二年十月三日まで、大塚功（昭和十七年八月三日、大蔵省大臣官房付）が平成十一年十月一日から平成十三年二月十六日まで、長瀬要石（昭和十三年一月二十七日、経済企画庁調整局長）が平成十一年十月一日から平成十三年六月二十九日まで、篠沢恭助（昭和十二年三月一日、大蔵事務次官）が平成十一年十月一日から平成十九年九月三十日まで、岩田満泰（昭和二十二年二月十一日、中小企業庁長官）が平成十二年七月十七日から平成十五年九月三十日まで、河村悦孝（昭和十六年三月三十一日、モロッコ国駐箚特命全権大使）が平成十二年十月三日から平成十四年十月六日まで、浜中秀一郎（昭和十九年二月十日、ポルトガル国駐箚特命全権大使）が平成十三年二月十六日から平成十四年九月一日まで、田波耕治（昭和十四年九月十日、大蔵事務次官）が平成十三年六月二十九日から平成二十年九月三十日まで、志賀櫻（昭和二十四年一月十九日、東京税関長）が平成十四年九月一日から平成十五年一月十七日まで、岩下正（昭和二十三年一月一日、財務省会計センター所長）が平成十五年四月十四日から平成十八年十月三十一日まで、岡本巖（昭和二十一年六月二十五日、資源エネルギー庁長官）が平成十五年十月一日から平成十七年九月三十日まで、齋藤浩（昭和二十八年一月三十一日、経済産業省産業技術環境局長）が平成十七年十月一日から平成十九年九月三十日まで、松井英生（昭和二十五年四月十九日、経済産業省大臣官房商務流通審議官）が平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで、大村雅基（昭和二十八年一月二十一日、財務省大臣官房付）が平成二十年七月二十七日から現在まで、細川興一（昭和二十二年六月十七日、財務事務次官）が平成二十年十月一日から現在まで、渡辺博史（昭和二十四年六月二十六日、財務省財務官）が平成二十年十月一日から現在まで、板東一彦（昭和二十九年三月十日、経済産業省大臣官房審議官）が平成二十年十月一日から現在までである。

十について

独立行政法人国際協力機構（有償資金協力業務を担当する部門）（国際協力銀行及び海外経済協力基金を含む。）の過去二十年間の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

谷村昭一（昭和二年七月六日、経済企画事務次官）が昭和六十二年九月一日から平成二年十月四日まで、山口光秀（昭和二年九月十六日、大蔵事務次官）が昭和六十二年十月十三日から平成二年五月二十二日まで、小川邦夫（昭和十年九月三十日、特許庁長官）が昭和六十三年六月二十八日から平成二年六月二十五日まで、藤田恒郎（昭和九年五月三十一日、大蔵省証券局長）が昭和六十三年六月二十九日から平成二年六月二十六日まで、小宅庸夫（昭和七年十月二十九日、アルゼンティン国駐箚特命全権大使）が平成元年四月一日から平成三年八月一日まで、阿多忠明（大正十五年七月二十二日、経済企画庁調整局審議官）が平成元年六月二十八日から平成八年七月一日まで、西垣昭（昭和四年十月三十日、大蔵事務次官）が平成二年五月二十二日から平成十年五月二十一日まで、赤倉啓之（昭和十二年四月二十日、大蔵省大臣官房付）が平成二年七月十六日から平成四年六月二十五日まで、佃近雄（昭和七年八月十七日、通商産業省大臣官房付）が平成二年十月四日から平成七年八月三十一日まで、池田廸彦（昭和八年二月十六日、在シドニー日本国総領事館総領事）が平成三年八月二日から平成七年三月三十一日まで、林昭彦（昭和十二年八月二十日、通商産業省大臣官房付）が平成四年七月八日から平成六年六月二十四日まで、白鳥正喜（昭和十二年一月三日、大蔵省大臣官房付）が平成四年七月二十日から平成九年七月二十九日まで、長田英機（昭和十五年十一月三十日、中小企業庁長官）が平成六年七月十五日から平成八年七月二十日まで、久保田穣（昭和十年九月十五日、パキスタン国駐箚特命全権大使）が平成七年四月一日から平成九年七月三十一日まで、勝村坦郎（昭和六年十二月十日、経済企画事務次官）が平成七年九月一日から平成九年五月十七日まで、小谷善四郎（昭和五年一月三日、国土庁計画・調整局長）が平成八年七月一日から平成十一年九月三十日まで、清川佑二（昭和十七年一月十八日、特許庁長官）が平成八年七月二十一日から平成十年七月六日まで、長瀬要石（昭和十三年一月二十七日、経済企画庁調整局長）が平成九年六月十六日から平成十三年六月二十九日まで、内田富夫（昭和十七年十一月八日、スウェーデン国駐箚特命全権大使）が平成九年八月十四日から平成十二年十月三日まで、篠沢恭助（昭和十二年三月一日、大蔵事務次官）が平成十年五月二十二日から平成十九年九月三十日まで、林康夫（昭和十七年八月五日、中小企業庁長官）が平成十年七月七日から平成十二年六月二十三日まで、保田博（昭和七年五月十四日、大蔵事務次官）が平成十一年十月一日から平成十三年六月二十九日まで、岩田満泰（昭和二十二年二月十一日、中小企業庁長官）が平成十二年七月十七日から平成十五年九月三十日まで、河村悦孝（昭和十六年三月三十一日、モロッコ国駐箚特命全権大使）が平成十二年十月六日から平成十四年十月六日まで、浜中秀一郎（昭和十九年二月十日、ポルトガル国駐箚特命全権大使）が平成十三年二月十六日から平成十四年九月一日まで、田波耕治（昭和十四年九月十日、大蔵事務次官）が平成十三年六月二十九日から平成二十年九月三十日まで、志賀櫻（昭和二十四年一月十九日、東京税関長）が平成十四年九月一日から平成十五年一月十七日まで、岩下正（昭和二十三年一月一日、財務省会計センター所長）が平成十五年四月十四日から平成十八年十月三十一日まで、岡本巖（昭和二十一

年六月二十五日、資源エネルギー庁長官）が平成十五年十月一日から平成十七年九月三十日まで、上田善久（昭和二十六年三月十七日、財務省大臣官房付）が平成十七年六月七日から現在まで、齋藤浩（昭和二十八年一月三十一日、経済産業省産業技術環境局長）が平成十七年十月一日から平成十九年九月三十日まで、船渡亨向（昭和二十一年一月一日、会計検査院第五局長）が平成十七年十二月十六日から平成二十年十二月十三日まで、松井英生（昭和二十五年四月十九日、経済産業省大臣官房商務流通審議官）が平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日まで、大島賢三（昭和十八年五月十四日、国際連合日本政府代表部在勤特命全権大使）が平成十九年十月一日から現在まで、大村雅基（昭和二十八年一月二十一日、財務省大臣官房付）が平成二十年七月二十七日から平成二十年九月三十日まで、中澤健（昭和二十七年十二月二十七日、財務省大臣官房付）が平成二十年十月一日から現在まで、丸山淳一（昭和二十三年二月十三日、会計検査院事務総長官房付）が平成二十一年一月二十三日から平成二十一年八月二十四日までである。

十一について

独立行政法人国際協力機構（有償資金協力業務以外を担当する部門）（国際協力事業団を含む。）の過去二十年間の役員のうち、所管省庁において保存が義務付けられている関係書類等によって把握できた常勤の国家公務員の退職者の氏名（生年月日、最終官職）及び任期は、それぞれ次のとおりである。

武士孝（昭和二年四月二十二日、関東管区警察局長）が昭和五十九年八月一日から平成二年七月三十一日まで、古閑俊彦（昭和三年四月十六日、通商産業省大臣官房付）が昭和六十年五月二日から平成二年七月三十一日まで、村山正祐（昭和二年十月十二日、大蔵省大臣官房参事官）が昭和六十年六月十日から平成二年七月三十一日まで、玉光弘明（昭和七年九月九日、関東地方建設局長）が昭和六十一年八月一日から平成四年七月三十一日まで、川村知也（昭和八年三月三日、シンガポール国駐箚特命全権大使）が昭和六十二年八月十七日から平成二年一月二十二日まで、佐野宏哉（昭和五年四月十九日、水産庁長官）が昭和六十二年九月一日から平成二年五月三十一日まで、柳谷謙介（大正十三年六月十九日、外務事務次官）が昭和六十三年一月八日から平成六年七月三十一日まで、中村順一（昭和九年十一月二十六日、ベルギー国駐箚特命全権大使）が昭和六十三年三月一日から平成三年八月五日まで、岸薫夫（大正十四年三月二十七日、通商産業省大臣官房付）が昭和六十三年三月三十一日から平成六年七月三十一日まで、田口俊郎（昭和七年十一月十三日、農林水産省大臣官房技術総括審議官）が平成元年九月一日から平成七年七月三十一日まで、数原孝憲（昭和十年二月十一日、アイルランド国駐箚特命全権大使）が平成二年一月二十三日から平成四年五月二十六日まで、眞木秀郎（昭和九年八月五日、農林水産審議官）が平成二年六月一日から平成八年七月三十一日まで、中島公明（昭和十四年六月十六日、大蔵省大臣官房審議官）が平成二年八月一日から平成四年七月三十一日まで、秋本勝彦（昭和五年十二月六日、会計検査院事務総長）が平成二年八月一日から平成五年四月三十日まで、田守栄一（昭和十三年七月八日、通商産業省大臣官房付）が平成二年八月一日から平成七年六月三十日まで、渡辺允（昭和十一年五月九日、宮内庁侍従長）が平成三年八月六日から平成五年十一月一日まで、黒川剛（昭和七年九月十五日、オーストリア国駐箚特命全権大使）が平成四年五月二十七日から平成五年十月五日まで、吉田道弘（昭和十三年八月十六日、大蔵省関税局長）が平成四年八月一日から平成七年六月八日まで、佐藤清（昭和十年二月十六日、四国地方建設局長）が平成四年八月一日から平成十年七月三十一日まで、立花昌雄（昭和十一年五月五日、近畿管区警察局長）が平成五年五月一日から平成九年七月二十一日まで、青木盛久（昭和十三年十一月二十三日、ケニア国駐箚特命全権大使）が平成五年十月六日から平成六年十一月一日まで、高橋雅二（昭和十二年七月七日、オーストラリア国駐箚特命全権大使）が平成五年十一月二日から平成七年三月七日まで、沢田仁（昭和八年十月二十九日、通商産業省大臣官房付）が平成六年八月一日から平成十年六月三十日まで、藤田公郎（昭和七年八月二十三日、インドネシア国駐箚特命全権大使）が平成六年八月一日から平成十二年八月三十一日まで、松本紘一（昭和十五年十一月二十五日、ニュージーランド国駐箚特命全権大使）が平成六年十一月二日から平成九年十二月一日まで、木島輝夫（昭和十四年一月五日、アルゼンティン国駐箚特命全権大使）が平成七年三月八日から平成十年一月九日まで、小山嘉昭（昭和十七年六月二十七日、大蔵省大臣官房付）が平成七年六月九日から平成九年一月二十日まで、大角恒生（昭和十五年十二月十日、通商産業省大臣官房付）が平成七年七月一日から平成九年六月二十五日まで、亀若誠（昭和十六年三月七日、農林水産省大臣官房技術総括審議官）が平成七年八月一日から平成十一年七月三十一日まで、眞鍋武紀（昭和十五年四月三日、農林水産審議官）が平成八年八月一日から平成十年六月三日まで、目崎八郎（昭和十八年二月八日、大蔵省大臣官房付）が平成九年四月一日から平成十四年七月三十一日まで、安本皓信（昭和十九年一月二十四日、通商産業省大臣官房付）が平成九年七月十五日から平成十一年七月十二日まで、山田昭郎（昭和十七年九月十八日、会計検査院第三局長）が平成九年七月二十二日から平成十三年九月三十日まで、木谷隆（昭和十五年三月九日、特命全権大使）が平成九年十二月二十二日から平成十二年一月十六日まで、伊集院明夫（昭和十五年十一月三日、オーストリア国駐箚特命全権大使）が平成十年一月十日から平成十一年十一月二十九日まで、広海正光（昭和十二年三月三十一日、通商産業省大臣官房付）が平成十年七月一日から平成十四年七月三十一日まで、泉堅二郎（昭和二十年五月十七日、四国地方建設局長）が平成十年八月一日から平成十五年九月二十八日まで、東久雄（昭和十四年十月十三日、農林水産審議官）が平成十年八月一日から平成十五年九月三十日ま

で、大津幸男（昭和十九年四月十一日、通商産業省大臣官房付）が平成十一年七月十三日から平成十三年七月三十一日まで、髙島有終（昭和十七年三月十五日、ドイツ国駐箚特命全権大使）が平成十一年十二月一日から平成十四年九月十九日まで、斉藤邦彦（昭和十年二月二日、アメリカ合衆国駐箚特命全権大使）が平成十二年九月一日から平成十三年八月三十一日まで、鈴木信毅（昭和十八年九月四日、農林水産省大臣官房技術総括審議官）が平成十三年八月一日から平成十六年三月三十一日まで、川上隆朗（昭和十三年八月二十九日、特命全権大使）が平成十三年九月一日から平成十五年九月三十日まで、島田尚武（昭和二十年五月五日、警察庁長官官房国際部長）が平成十三年十月一日から平成十七年九月三十日まで、藤本裕（昭和十五年十月三十一日、通商産業省通商産業検査所長）が平成十四年八月一日から平成十五年九月三十日まで、吉永國光（昭和二十年十一月二十日、財務省大臣官房付）が平成十四年八月十八日から平成十七年五月二十五日まで、松井靖夫（昭和二十年十一月十八日、特命全権大使）が平成十四年九月二十日から平成十六年九月九日まで、畠中篤（昭和十五年七月二十九日、オーストラリア国駐箚特命全権大使）が平成十五年十月一日から平成十九年九月三十日まで、上田善久（昭和二十六年三月十七日、財務省大臣官房付）が平成十七年六月七日から現在まで、船渡享向（昭和二十一年一月一日、会計検査院第五局長）が平成十七年十二月十六日から平成二十年十二月十三日まで、大島賢三（昭和十八年五月十四日、国際連合日本政府代表部在勤特命全権大使）が平成十九年十月一日から現在まで、中澤健（昭和二十七年十二月二十七日、財務省大臣官房付）が平成二十年十月一日から現在まで、丸山淳一（昭和二十三年二月十三日、会計検査院事務総長官房付）が平成二十一年一月二十三日から平成二十一年八月二十四日までである。

十二について

公務員の天下りについては、例えば、特定の民間企業、団体等との癒着や行政の無駄などの原因となっているのではないかといった点に関し、国民からの厳しい批判があるものと認識している。

現内閣においては、天下りのあっせんの根絶を図るため、平成二十一年九月二十九日の閣議における鳩山内閣総理大臣の発言に基づき、公務員の再就職について、府省庁によるあっせんを直ちに禁止するとともに、官民人材交流センターによるあっせんも、組織の改廃等により離職せざるを得ない場合を除き、一切行わないこととしたところである。

なお、今国会に提出している国家公務員法等の一部を改正する法律案において、官民人材交流センターを廃止して、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターを新たに設置することとしているが、同センターにおいては、職員に対する再就職の援助は組織の改廃等に伴い必要な場合を除き行わないこととしている。

平成二十二年二月十七日提出

質問第一二七号

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する質問主意書

検察庁による情報のリーク（以下、「リーク」という。）に関し、例えば検察としていつ誰に聴取を要請する方針でいるか、また聴取に応じた人物がどの様なことを述べたか、他には、逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか、ある人物に対して任意の事情聴取が行われる予定であるか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報を検察庁が新聞社等の各報道機関（以下、「マスコミ」という。）に流すことと定義する。右と「政府答弁書一」（内閣衆質一七四第九一号）並びに「政府答弁書二」（内閣衆質一七四第五〇号）、「政府答弁書三」（内閣衆質一七四第三号）を踏まえ、質問する。

一　先の質問主意書で、鳩山由紀夫内閣として「リーク」はないと考える根拠は何か等と問うたところ、「政府答弁書三」で「特定の記事の内容が捜査の内容と同一であることを前提とした質問についてお答えすることは差し控えるが、一般論としては、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」と、自民・公明前政権と同様の答弁がなされている。更に、先の質問主意書で、右答弁を起案し、作成した者は誰か、また千葉景子法務大臣は、当方の質問に目を通し、その内容を把握しているかと問うたところ、「政府答弁書二」では「先の答弁書（平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号）については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。」との答弁がなされている。では、「政府答弁書三」の答弁を法務省の政務三役が作成する上で必要な情報を提出させた「関係する部局」とはどこか、右の「関係する部局」に検察庁は含まれているか、「関係する部局」は、政務三役が「政府答弁書三」の答弁を作成する上で必要な情報を全て提出しているか、更に「政府答弁書二」において「リーク」はない旨の答弁がなされていることにつき、千葉大臣は右答弁を作成する上で、検察庁、特に東京地方検察庁特別捜査部、大阪地方検察庁特別捜査部に直接話を聞いているかと問うたところ、「政府答弁書一」では「法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、前々回答弁書（平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号）及び前回答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五〇号）を作成する際に参考となるよう、法

務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）により検察に関することを所管する法務省刑事局から必要な情報を提出させている。」との答弁がなされている。では、法務省の政務三役は、同省刑事局の他に、検察庁内の関係部局、特に東京地検特捜部、大阪地検特捜部に対しても直接話を聞いているのか否か、明確な答弁を求める。

二　法務省刑事局は、政務三役が「政府答弁書二」及び「政府答弁書三」を作成する上で、必要な情報を隠すところなく全て出しているか。千葉大臣の見解如何。

三　本年一月十九日、計約四億三千万円を脱税していたとして、大阪市西区のパチンコ情報会社「梁山泊」グループ二社が家宅捜索を受け、大阪地方検察庁特別捜査部は、同グループ代表の豊臣春国氏ら三人を脱税容疑で逮捕した。先の質問主意書で、右の事件に関し、大阪地検特捜部はどの様な形で「マスコミ」の取材を受けているかと問うたところ、「政府答弁書一」では「大阪地方検察庁においては、報道機関への対応について、特に定まった規定があるわけではなく、適宜適切に対応しているものと承知している。」との答弁がなされている。では、右の事件に関し、大阪地検特捜部は「マスコミ」に対してどの様に「適宜適切に対応している」のか、その対応のあり方について、千葉大臣による具体的な説明を求める。

四　三の事件に関し、先の質問主意書で、大阪地検特捜部として「マスコミ」に対し、例えば事件の関係者への接触のあり方等について、何らかのお願いをしていた事実はあるか、例えばNHKや朝日放送等、ある特定の報道機関に対し、同特捜部への出入りを禁じたという事実はあるかと問うたところ、「政府答弁書一」では「御指摘の『特捜部への出入りを禁じた』の意味するところが必ずしも明らかでなく、また、個別具体的な事件における検察当局の報道機関への対応については、捜査の内容等にもかかわる事柄であるので、答弁することは差し控えるが、一般論として言えば、検察当局においては、事件報道の重要性を理解し、報道機関の報道の自由を十分尊重しながら、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合には、適宜適切に対応しているものと承知している。」との答弁がなされている。当方が言う「特捜部への出入りを禁じた」の意味とは、大阪地検特捜部が、報道機関に対し、同特捜部の庁舎の中に立ち入ることをはじめ、同特捜部の検事に接触することを一切禁じる措置を講じることを言う。大阪地検特捜部として、三の事件に関し、ある報道機関に対して右の措置を講じたことはあるか。

五　四の答弁には「一般論として言えば、検察当局においては、事件報道の重要性を理解し、報道機関の報道の自由を十分尊重しながら、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合には、適宜適切に対応しているものと承知している。」とあるが、右の「捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道」とは具体的にどの様な取材や報道を指すのか、また、「適宜適切に対応している」とは、その様な取材や報道がなされた際に、検察庁、特に東京地検特捜部、大阪地検特捜部として具体的にどの様な対応をしていることを指すのか、千葉大臣による具体的な説明を求める。

右質問する。

内閣衆質一七四第一二七号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等についての法務大臣の説明等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、御指摘の「政府答弁書二」（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五〇号）及び「政府答弁書三」（平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七四第三号）を作成した際、検察当局から直接話を聞くのではなく、その作成に必要なすべての情報を、法務省刑事局から提出させている。

三について

大阪地方検察庁においては、御指摘の事件に関し、例えば、被疑者を逮捕したことや、被疑事実の概要等について記者発表して国民に正しく説明するなど、適宜適切に対応しているものと承知している。

四について

一般論として言えば、検察当局においては、事件報道の重要性を理解し、報道機関の報道の自由を十分尊重しながら、例えば、検察当局が特定の事件について関係箇所を捜索する予定であることを報道するなど、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合には、必要に応じて抗議するなど、適宜適切に対処しているものと承知しているが、個別具体的な事件における検察当局の報道機関への対応についてお答えすることは、公表していない捜査の内容を推知させることとなる等の問題があるので、三についてで述べた以上の詳細について答弁することは差し控える。

五について

一般論として言えば、検察当局においては、事件報道の重要性を理解し、報道機関の報道の自由を十分尊重しながら、例えば、検察当局が特定の事件について関係箇所を捜索する予定であることを報道するなど、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等がなされた場合には、必要に応じて抗議するなどの対処をしているものと承知している。

平成二十二年二月十七日提出
質問第一二八号

国際企業のリコール問題に関する質問主意書

提出者　木村　太郎

国際企業のリコール問題に関する質問主意書

昨年十一月下旬に、トヨタ車のフロアマットが

ずれることによってアクセルペダルが戻せなくなる恐れがあるという不具合が生じ、国際企業トヨタが米国運輸省高速道路交通安全局にリコールを届け出て以降、ブレーキの不具合も新たに見つかり、我が国をはじめ、欧州、中国などにもリコールが波及している。

特にトヨタ車のプリウスは環境対応車として、低炭素革命が進む中、世界をリードする産業群のひとつとして、その将来像が大いに期待され、自公政権時の平成二十一年度第一次補正予算では、「日本経済再生、未来への投資、新たな成長ステージへ」との思いを込め、政府一体となって取り組んできたものである。それは、世界的な技術・産業の大きな変動が起きつつあり、今後の我が国の国際的地位を左右する重大な時期であったと考えるからである。

従って、次の事項について質問する。

一　かつて、一九八〇年代の日米貿易摩擦では、米国側は政府・企業一体で我が国と交渉しているが、今回、この問題について、政府はどのように取り組むのか。

二　トヨタが米国で販売する六十七％は米国製であり、雇用者は全米で十七万人を超え、米国政府は業績悪化が雇用削減などの政治問題を引き起こすことも憂慮しているが、我が国は輸出産業として捉えた上で、同社のリコール問題が国際経済及び国内経済・雇用問題等に今後どのような影響を及ぼすと政府は考えているか。

三　今回の米国側の対応と、同業者で米政府が株式の過半数を所有するGMとの関係はどのように考えるか。

四　かつて、一九九三年頃からの日本経済の失われた十年において、僅かな成長率を牽引してきたものは、自動車産業であると考えるが、鳩山内閣は、環境対応車に対して今後どのような取り組みを考えているか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一二八号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出国際企業のリコール問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出国際企業のリコール問題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の一連のリコール問題は、国内外の消費者の安全にかかわる問題であり、トヨタ自動車株式会社等が、リコール対象自動車に対する改善措置を含め、迅速かつ真摯に必要な対応をとり、自動車の安全を確保するとともに、消費者の信頼を速やかに回復することが重要であると考えている。政府としては、このような観点を踏まえ、適切に対応していく考えである。

二について

政府としては、御指摘の一連のリコール問題が今後国内経済等に与える影響について、現時点では必ずしも明らかではないと考えているが、引き続き状況を注視していく考えである。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の一連のリコール問題に関連した米国政府による調査等については、米国における自動車の安全を確保することを目的としていると認識している。

四について

政府としては、環境対策及び景気対策を効果的に実現する観点から、環境性能に優れた自動車の購入を促進するための施策として、いわゆるエコカー補助金やエコカー減税といった支援措置を講じている。いわゆるエコカー補助金については、平成二十二年九月まで制度を延長することとし、いわゆるエコカー減税については、税制調査会における議論も踏まえ、平成二十三年度まで措置を継続することとしている。

また、今後の市場拡大が期待され、低炭素社会の構築にも寄与する電気自動車等の次世代自動車の普及の促進にも取り組んできており、平成二十二年度予算においても、初期需要の創出や技術開発を促進するための支援措置等に係る予算を計上している。

これらの支援措置も含め、今後とも環境性能に優れた自動車の普及の促進に取り組んでまいりたい。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一三〇号

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問主意書

提出者　鈴木　宗男

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七四第八四号）及び「前々回答弁書」（内閣衆質一七四第九号）を踏まえ、再度質問する。

一　「前々回答弁書」では、「一について」、「二から四までについて」、「五について」、「六について」、「七及び八について」と、五項目に渡る答弁がなされているが、その内容は、全て前自民・公明政権による答弁と変わらないものになっている。右に関し、前回質問主意書で、千葉景子法務大臣は、前々回質問主意書における当方の質問に直接目を通し、その内容を把握していたかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十二年一月二十九日内閣衆質一七四第九号）については、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に法務大臣の責任において閣議にかけ、決定したところである。」との答弁がなされている。しかし、右答弁では、千葉大臣が直接目を通し、その内容を正確に把握していたか否かが明確にされていない。千葉大臣は前々回質問主意書における当方の質問に目を通し、その内容を正確に把握していたのかどうか、明確に答弁されたい。

二　一で、千葉大臣として、前々回質問主意書における当方の質問に目を通し、その内容を正確

に把握していたのなら、なぜ前自民・公明政権において閣議決定されたものと一言一句違わない答弁を作成したのか、その真意を説明されたい。

三　二〇〇八年三月二十日付と同月二十一日付の朝日新聞の「内部告発」という記事に、元大阪高検公安部長の三井環氏が実名で検察庁における調査活動費の裏金流用を告発した経緯について書かれた記事（以下、「朝日記事」という。）が掲載されており、それには、検察庁組織において、調査活動費が裏金にされ、幹部職員の飲食費として使われる等、流用された事実がある旨書かれている。前回質問主意書で、「朝日記事」に対する千葉大臣の見解を問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十二年一月二十九日内閣衆質一七四第九号）一についてで述べたとおりである。」との答弁がなされている。右答弁とは、「前々回答弁書」における「御指摘のような事例は承知していない。」というものだが、千葉大臣が「朝日記事」で指摘されている事実を承知しているか否かと、実際にその様な事実があったかどうかは何の関連性もなく、仮に千葉大臣が承知していなかったとしても、検察庁において調査活動費が裏金化されていたという事実がなかったことの証にはならない。千葉大臣として、なぜ「朝日記事」で指摘されている事実について何の調査もしないのか、その真意を国民に説明されたい。

四　「前回答弁書」では、「調査活動費を含む検察庁の予算の執行については、領収書等の証拠書類を整備し、会計検査院による検査を受けている。」と、千葉大臣として、何の調査も行っていないのにも関わらず、検察庁における調査活動費が適正に執行されていると認識している根拠が示されている。しかし、右答弁にある「領収書等の証拠書類」が、偽造され、虚偽の内容が記載される等の方策により改竄され、会計検査院もそれに気付かなかった場合、右の千葉大臣が言う根拠は崩れるのではないか。千葉大臣においては、同様の答弁を繰り返すのではなく、当方の質問の趣旨を正確に把握した上で、大臣自身による答弁を求める。

五　本年二月十七日、原口一博総務大臣は、総務省の行政評価機能強化に向けた検討会において、「検察の裏金についても全部オープンにし、行政評価するよう（省内に）指示した。聖域なくやる」と述べたと報道されている。また原口大臣は右の検討会終了後、記者団に対し「検察に裏金があるかどうかも含め、全省庁を対象に調査に着手する。新政権になり、今までのあかを全部落とさなければならない」と述べ、担当部局に実態調査を指示したことを明らかにしたとも報じられている。右の総務省内における実態調査は、同省のどこの部局により、誰の責任の下、いつから始められ、いつ頃までを目処に行われるのか説明されたい。

六　五の実態調査は、具体的に検察庁のどこの部局の誰を対象として行われるか。

七　原口大臣として、五で挙げた様に、「新政権になり、今までのあかを全部落とさなければならない」と考えているのなら、検察庁における調査活動費の裏金化の実態を徹底的に調べるため、五の実態調査の一環として三井氏に直接話を聞くべきであると考えるが、いかがか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三〇号
平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官は、質問の内容を正確に把握した上で、前回答弁書（平成二十二年二月十六日内閣衆質一七四第八四号）一から四までについてで述べたとおり、関係する部局から提出させた情報を含む種々の情報を基に前々回答弁書（平成二十二年一月二十九日内閣衆質一七四第九号）を作成したものである。

三について

御指摘の事例は、検察庁の長が調査活動費を不正に流用して自己の遊興費に充てていたとして平成十三年に御指摘の三井環氏が第三者を介して刑事告発をした問題と同一のものであるところ、この刑事告発がなされた事件については、捜査の結果、犯罪の嫌疑がないとして不起訴処分とされ、その後、当該事件については、検察審査会の審査が行われたが、審査の結果、不起訴処分は相当であるとの議決がなされ、告発の理由がないことが既に明らかとなっていると承知しており、御指摘のような事実はなく、調査する必要はないと考えている。

四について

国の会計システムは、それぞれの国の機関の責任において、会計法規にのっとって適正に事務を行い、会計検査院による検査を受けて適正を確保する仕組みになっているところ、検察庁の調査活動費についても、領収書等の証拠書類を整備し、会計検査院の検査を受けていることから、適正に執行されているものと承知している。

五から七までについて

本年二月十七日に総務大臣の主宰により開催された行政評価機能強化検討会において、行政評価局による調査を検討中であるテーマの一つとして、「法令遵守（会計経理の適正化等）」が取り上げられたところであるが、これは、国の行政機関全体を対象に、不適正な会計処理が行われていないか等を調査しようとするものである。

本テーマについては、今後、総務省において、調査の実施時期や実施方法等を含め、検討が行われる予定である。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一三一号

二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する質問主意書

提出者　鈴木　宗男

二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する質問主意書

一　二〇〇五年三月十六日、島根県として二月二十二日を「竹島の日」とする条例が制定された。過去の答弁書で明らかにされている様に、前自民・公明政権は右について「政府として、地方公共団体が行った個別具体の施策について見解を述べることは差し控えたい。」と、極めて冷淡な見解を有していた。鳩山由紀夫内閣は、島根県が二月二十二日を「竹島の日」とする条例を制定したことについてどの様な見解を有しているか説明されたい。

二　毎年二月二十二日、島根県主催の「竹島の日」を記念する式典（以下、「式典」という。）が行われていると承知するが、鳩山内閣は本年の「式典」の案内、招待を受けているか。受けているのなら、招待を受けている者の官職氏名を全て明らかにされたい。

三　過去の答弁書で明らかにされている様に、前自民・公明政権は、「式典」の招待を受けていながら、「諸般の事情」という不可解な理由で欠席し、代理の者を出席させることもせず、何ら誠意ある対応をとってこなかった。二で、鳩山内閣として、本年の「式典」の招待を受けているのなら、招待に対してどの様な対応をとる考えでいるのか説明されたい。

四　過去の答弁書で明らかにされている様に、前自民・公明政権は、「式典」にメッセージや祝電等を送ることすらしていなかった。鳩山内閣として、「式典」にメッセージや祝電等を送る考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三一号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の件を含め、政府として、地方公共団体が行った個別具体の施策について見解を述べることは差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、竹島は我が国固有の領土であり、今後とも竹島の領有権の問題の平和的な解決を図るため粘り強い外交努力を行っていくという方針である。

二について

政府において、御指摘の案内を受けている者は、岡田克也外務大臣、赤松広隆農林水産大臣、町田勝弘水産庁長官及び齋木昭隆外務省アジア大洋州局長である。

三について

二についてでお答えした者への案内については、出席できない旨回答している。

四について

政府として、お尋ねのようなメッセージや祝電等を島根県に対して送る考えはない。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一三二号

九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問主意書

提出者　山本　拓

九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問主意書

平成二十二年一月二十二日提出の質問第三一号「九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問主意書」に対し、同二月二日の答弁書（内閣衆質一七四第三一号）が示されたのを受け、再質問する。

一　当該事業の平成二十二年度予算内示について

1　先の質問主意書において、当該事業の平成二十二年度予算内示を示す時期を問うたところ、答弁書では「今国会において同年度の予算が成立し、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、財務大臣により支出負担行為の実施計画が承認された時点で決定することとなる」との回答であった。翻って、平成二十一年度予算までをめぐる例では、政府予算案が公表された時点で、九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業をはじめ国の直轄事業の内示額が公表されていた事実があるが、このことは財政法に則った措置ではなかったということか。

2　前述の平成二十一年度予算までの例の通り、予算成立前に内示額が公表されていたことが適法であるとすれば、平成二十二年度予算案の場合も予算成立前に当該事業の内示額を公表できるのではないか。

3　国土交通省は「平成二十二年度の実施を見込んでいる直轄事業について」を先に公表した。農林水産省の予算案においても同様の公表が行われるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　当該事業の今後の見通しについて

先の質問主意書において、当該事業の完了年度を問うたところ、答弁書では「事業の完了年度については、各年度の予算額等により変動するものであるため、確定的にお答えすることは困難である」との回答であった。しかし、国営事業である以上は、完了年度の見通しを示した上で各年度の予算を計画的に確保していくべきであると考える。政府として、今後も予算の変動に任せた対応を続けるのか、早期に見通しを示す用意があるのか、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三二号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問に対する答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の事実については、地方公共団体等の

関係者の参考に供するため、次年度の国営かんがい排水事業の地区別予算額の目安として公表していたものであり、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）上の個別規定に基づくものではない。

一の2及び3について

農林水産省では、平成二十二年度の直轄事業に関する支出負担行為の実施計画の策定に向けて、現在、必要な検討を行っているところであるが、金額が大幅に変わり得ることから、地方公共団体に説明ができる検討段階になく、資料を公にすれば、地方公共団体等の関係者の誤解等を招くおそれがあることから、現時点で広く一般に公表することは困難である。

二について

国営かんがい排水事業の完了の予定時期については、事業を実施する各地域ごとの土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）に基づく土地改良事業計画においてお示ししているとおりであるが、事業の完了年度については、各年度の予算額等により変動するものであるため、確定的にお答えすることは困難である。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一三三号

子ども手当の趣旨に沿った利用促進に関する質問主意書

提出者　山本　拓

子ども手当の趣旨に沿った利用促進に関する質問主意書

子ども手当の趣旨について、今国会に政府が提出している平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案の第一条では、「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため」と述べられている。支給された手当が、この趣旨に沿って使われることが望ましい。

従って、次の事項について質問する。

一　趣旨に沿った使途を促すための方策について

1　子ども手当の使途について、たとえば、必ずしも子どもと関係ない嗜好品や遊興費に使われるような行為を未然に防ぐ方策を、政府として講じる考えはあるか。

2　子ども手当の使途について、政府として、たとえば、クーポン券を発行するなどしてできるだけ子どもの育ちに関係するものに使われるよう促す方策を講じる考えはあるか。

3　地方自治体や、商店街の団体などが、独自のクーポン券を発行するなど、子ども手当ができるだけ子どもの育ちに関係するものに使われるよう促そうとする取り組みをする場合、政府としてこれを認めるか。

二　支給の事務について

1　給食費などの滞納がある場合の天引きについて、政府は平成二十二年度は見送る方針と伝えられているが、平成二十三年度以降はいかに対処する方針か。

2　子どもが里子である場合、子ども手当は支給されるか。その場合、直接の受け手となるのは、里親であるか、実の親がいる場合は実の親であるか、誰がいかなる基準で判断するか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三三号
平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出子ども手当の趣旨に沿った利用促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出子ども手当の趣旨に沿った利用促進に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために支給するものであり、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（以下「法案」という。）第二条においては、子ども手当の支給を受けた者は、その支給の趣旨に従って子ども手当を用いなければならない旨の受給者の責務を規定している。

厚生労働省としては、子ども手当の支給の趣旨や受給者の責務が十分に周知徹底されるよう、広報等に努めていく考えである。

一の3について

子ども手当については、市町村長は受給資格者に対して現金で支払う必要があり、御指摘のような独自のクーポン券の発行をもってこれに代えることはできないが、支給された子ども手当が子どもの健やかな育ちのために有効に使われるように受給者に対して促すための取組などは妨げられるものではないと考えられる。

二の1について

平成二十三年度以降の子ども手当の取扱いについては、改めて検討することとしている。

二の2について

法案第四条においては、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもに係る子ども手当については、当該子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者に支給することとしており、里親については、委託された子どもの生計に要する費用が公費により負担されていることから、当該子どもの生計を維持していると認められないため、当該子どもに係る子ども手当は支給されない。

また、里親に委託されている子どもに父又は母がいる場合については、市町村長が、法案第四条に規定する支給要件に該当すると認定した場合には、当該父又は母に子ども手当が支給される。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一三四号

北陸新幹線をはじめ整備新幹線の未着工区間の整備に関する質問主意書

提出者　山本　拓

北陸新幹線をはじめ整備新幹線の未着工区間の整備に関する質問主意書

北陸新幹線をはじめとする整備新幹線の未着工区間について、政府内で着工の優先順位や整備方法などの検討が行われているところであるが、今

後の取り組み方針については沿線各地の重大な関心が寄せられている。

従って、次の事項について質問する。

一　優先順位の検討作業について

1　平成二十一年度に完成した北陸新幹線の福井駅部は、新幹線の開通を前提に延長八百メートルに及ぶ高架橋を建設済みである。県庁所在地の中心部を横切る高架橋が無用の長物になれば、沿線都市への打撃は計り知れない。福井駅部が完成している事実について、未着工区間の優先度を検討する上では最重視すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

2　未着工の三区間の優先順位を検討する目的は、あくまで着工・開通をめざして配分の軽重を判断するためであるか、着工しない可能性も含めた検討であるか。政府の見解を示されたい。

二　今後の財源確保策について

整備新幹線問題検討会議が平成二十一年十二月二十四日に示した「整備新幹線の整備に関する基本方針」において、今後の建設財源としてパブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）等による民間資金の活用について検討することが示された。PPPはこれからの新しい公民連携の資金調達の形として、制度の早期具体化が待たれる。有識者委員会における作業を加速し、必要な法整備を急ぐべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三四号

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出北陸新幹線をはじめ整備新幹線の未着工区間の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山本拓君提出北陸新幹線をはじめ整備新幹線の未着工区間の整備に関する質問に対する答弁書

一の1について

整備新幹線の未着工区間については、平成二十一年十二月二十四日に整備新幹線問題検討会議において決定した「当面の整備新幹線の整備方針」において、各区間の整備に係る「費用対効果（CO_2削減効果を含む）、沿線自治体の取組み等により整備の意義を十分に検証し、着工の優先順位付けを検討する」こととしている。今後、北陸新幹線の「福井駅部」が完成していることも一つの考慮要素としつつ、当該検証及び検討を適切に行う予定である。

一の2について

一の1についてで述べた整備新幹線の「着工の優先順位付け」の検討に当たっては、必要に応じ、各区間の着工の是非についても検討する可能性もあると考えている。

二について

整備新幹線の整備における「パブリック・プライベート・パートナーシップ」等による民間資金の活用については、平成二十一年十二月二十四日に整備新幹線問題検討会議において決定した「整備新幹線の整備に関する基本方針」及び「当面の整備新幹線の整備方針」に基づき、有識者からのヒアリングを行うなど検討を進めてまいりたい。

平成二十二年二月十八日提出

質　問　第　一　三　五　号

理科支援員配置事業に関する質問主意書

提出者　馳　浩

理科支援員配置事業に関する質問主意書

新聞報道によると、「政府の事業仕分けで『廃止』と判定された理科支援員配置事業が、（石川）県内で新年度も継続されることになった。」とのことである。

同事業は、授業を充実させて理科離れを食い止めようとの趣旨で始まったものであり、実際に児童・教員双方から好評を得ていたものである。そのような事業を「廃止」若しくは縮小させることは、ますます子供の理科離れを加速させ、我が国の科学技術立国としての基盤を崩壊させるものである。

そこで、次の事項について質問する。

一　理科支援員配置事業の概算要求額および今年度予算案額について、情報の開示を求める。

二　同事業は「政府の事業仕分けで『廃止』と判定された」ものである。その事業が復活した理由について、政府の説明を求める。

三　今年度の予算減額に伴い、自主財源で同事業を継続する地方公共団体が存在するか。存在するならば、その地方公共団体名と自主財源額について、情報の公開を求める。

四　同事業についての事業仕分けでは、「理科教育を充実させるには、理科の専任教員を確保すべきだ」とする意見が大勢を占めた、との評がある。今年度予算案において「理科の専任教員を確保する」ための施策について、政府の具体的な説明を求める。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三五号

平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出理科支援員配置事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出理科支援員配置事業に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十二年度予算の概算要求において、「理科支援員等配置事業」に要する経費として二十二億円を計上し、平成二十二年度予算においては、「理科支援員配置事業」に要する経費として約十億円を計上したところである。

二について

御指摘の「理科支援員配置事業」については、事業仕分けにおいて廃止との評価がなされたが、国民からはこの評価結果に反対する意見が多数寄せられたこと等も踏まえ、平成二十二年度予算において所要の額を計上したところである。

三について
　お尋ねについては、把握していない。
四について
　平成二十二年度予算においては、公立義務教育諸学校における教員の定数について、理数教科の少人数指導の充実を図るため、二千五十二人の定数改善を行ったところである。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一三六号

地籍調査に関する質問主意書

提出者　馳　浩

　地籍調査に関する質問主意書
　現在の土地の現況に関する資料は、明治時代の地租改正の際に作成された成果を基礎とするものが多く、不正確なものも多かった。そのため、土地取引や相続に支障が生じたり、税収の正確性が担保されないといった問題が生じている。
　そのような問題を解決するためには、一筆ごとの土地について、所有者・地番・地目を調査するとともに、土地の境界と面積を測量する地籍調査が重要である。
　そこで、次の事項について質問する。
一　土地の境界の確定の必要性について、政府の見解を問う。
二　現状において、中山間地における地籍をどの程度把握しているか。
三　地籍の把握が不十分なことによる固定資産税等の税収に対する影響について問う。
四　地籍調査の実施主体は、市町村等の地方公共団体や土地改良区等の団体である。しかし、地籍調査に要する経費のうち五〇％は国の負担であり、また、地籍調査の重要性に鑑み、国としてもできるだけの支援をすべきと考える。その点につき、政府の見解を問う。
五　地籍調査の正確性担保の手段としてＧＰＳ等のハイテク利用が考えられる。そのような高価な機器の利用促進に関して、政府の対応を問う。
　右質問する。

内閣衆質一七四第一三六号
　平成二十二年二月二十六日
　　内閣総理大臣　鳩山由紀夫
衆議院議長　横路　孝弘殿
　衆議院議員馳浩君提出地籍調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
（別紙）

衆議院議員馳浩君提出地籍調査に関する質問に対する答弁書

一について
　御指摘の「土地の境界の確定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）に基づく地籍調査（以下「地籍調査」という。）等により土地の境界の確認を進めることは、土地取引の円滑化、土地資産の保全、災害復旧の迅速化等を図る上で重要な課題であると認識している。
二について
　地籍調査の進捗状況の取りまとめに当たっては、御指摘のような「中山間地」といった区分を設けておらず、お尋ねについては把握していない。なお、平成二十年度末時点における地籍調査の進捗率は、主として田、畑等が占める地域及びその周辺の地域である「農用地等」については七十一パーセント、主として山林又は原野が占める地域及びその周辺の地域である「林地」については四十一パーセントである。
三について
　土地に係る固定資産税の課税に当たって市町村長が当該土地の価格を決定する際に用いる地積は、原則として、登記簿に登記されている地積によるものとしており、地籍調査の成果により当該地積が変更された場合には、当該土地に係る固定資産税及び固定資産税の評価額を用いて税額を算出する都市計画税等の税収は増減し得ることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。
四について
　国は、国土調査法第九条の二の規定に基づき、地籍調査に要する経費について、地方公共団体が実施する場合には当該費用の二分の一を、土地改良区等が実施する場合には当該費用の三分の二を負担するとともに、地籍調査の円滑な実施を図るため、地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量を同法第二条第二項に規定する基本調査として実施してきたところである。これらの取組等により、引き続き地籍調査の促進を図ってまいりたい。
五について
　地籍調査における「ＧＰＳ等のハイテク利用」に関しては、平成八年度に、「ＧＰＳ」を利用した一部の測量方法について、「地籍調査作業規程準則運用基準」（昭和六十一年十一月十八日付け六十一国土国第四百八十八号国土庁土地局長通達）に位置付けたところであり、当該測量に係る費用についても、地籍調査に要する経費として、国土調査法第九条の二の規定に基づき、国がその一部を負担している。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一三七号

「事業仕分け結果」の平成二十三年度以降の予算編成における拘束力に関する質問主意書

提出者　馳　浩

　「事業仕分け結果」の平成二十三年度以降の予算編成における拘束力に関する質問主意書
　行政刷新会議の事業仕分け対象事業について、文部科学省は事業仕分けの期間中である平成二十一年十一月十六日から十二月十五日までの期間、「この事業仕分けを契機として、多くの国民の皆様の声を予算編成に生かしていく観点から」（同省ホームページにおける意見募集の際の記述）として、広く国民から意見を募集した。国民から寄せられた意見の結果は、同省のホームページ（事業仕分けに関する御意見への対応について）で確認できるが、事業仕分けの結果に賛成する意見は、各事業とも極めて少数に留まっている。
　さらに、川端達夫文部科学大臣は、平成二十一年十一月十八日の衆議院文部科学委員会での下村博文議員の質問に対し、「それは、そういうやり

方でやればそういう答えが出たという一つの答えであることは間違いありませんが、それが、予算編成を我々政治家が最終的に判断していくときに、そういう見方があるという一つの判断材料を提供されることにはなると思いますが、その結果が法的根拠や権限を有しているものではないのは御案内のとおりでありますので、位置づけとしてはそういうものだと思います。」、「私たちは、税金を使った予算編成の過程の中で我々が概算要求を出すときに、事業仕分けという手法でやればこういう切り方のこういう意見もあるということは事実でありますから、それを踏まえながら、しかし、私の立場で言えば、まさに単なる成果主義ではなくて、長期的に答えを出さなければいけないものや、あるいはリスクを伴う費用もあります。そういうことを含めて、あるいはどうしても必要なものがということに関しては、しっかりと最終の政治判断での予算編成の中で、事業仕分けも踏まえながらでありますが、しっかりと無駄のない、しかし根本を間違えない予算を組むために最善の努力をしてまいりたいと思っております。」と答弁している。

従って、次の事項について質問する。

一　川端達夫文部科学大臣の、（事業仕分けの）「結果が法的根拠や権限を有しているものではない」という衆議院文部科学委員会での答弁について、政府として同一の見解に立つものか、確認する。

二　右記川端達夫文部科学大臣の答弁によれば、事業仕分けの結果には法的根拠や権限はなく、少なくとも文部科学省の予算案は政務三役による「最終の政治判断」により編成されたと理解するが、如何。

三　文部科学省の公表資料「事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と平成二十二年度予算（案）における対応状況」は、政務三役の最終的な責任により、決定・公表されたものと考えるが、如何。

四　右記資料「事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と平成二十二年度予算（案）における対応状況」によると、「平成二十五年度末までに段階的に終了」、「平成二十三年度分以降について予算の縮減」、「段階的に廃止（最大平成二十三年度まで）」、「三年で二分の一まで縮減」、「二年で廃止」、「三年後に廃止」など、平成二十三年度以降の予算編成に言及した記述が散見される。日本国憲法上は予算案は単年度主義であるため、これらの記述には憲法違反の疑いもある。これらの記述は、憲法第八十六条に抵触しないか、また抵触しない際は、内閣の予算編成方針を拘束するものか、確認する。

五　もし右記四における平成二十三年度以降の予算編成に言及した記述が、内閣においては宣言的効力しかないものとしても、文部科学省では政務三役の責任においてこれらの記述を決定した場合、文部科学省においては政務三役の平成二十三年度以降の予算編成方針を拘束するものか、確認する。

六　「事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と平成二十二年度予算（案）における対応状況」では、約十一万件の意見が寄せられ、ほぼ全てが事業仕分けの結果に反対するものであった「芸術創造・地域文化振興事業等」について、「三年で二分の一まで縮減」、「二年で廃止」との対応であった。この結果は、「この事業仕分けを契機として、多くの国民の皆様の声を予算編成に生かしていく」という意見募集の趣旨にも反するものと考えるが、見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三七号
平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出「事業仕分け結果」の平成二十三年度以降の予算編成における拘束力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

［別紙］

衆議院議員馳浩君提出「事業仕分け結果」の平成二十三年度以降の予算編成における拘束力に関する質問に対する答弁書

一及び二について

行政刷新会議の事業仕分けの評価結果の取扱いについては、法令上特段の定めはなく、平成二十二年度予算は、事業仕分けの「評価結果を踏まえ、平成二十二年度予算編成において、内閣の責任で歳出を大胆に見直す」との「予算編成の基本方針」（平成二十一年十二月十五日閣議決定）に沿って、編成を行ったところである。川端達夫文部科学大臣の御指摘の発言は、これと同様の趣旨を述べたものである。

三について

御指摘の「事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と平成二十二年度予算（案）における対応状況」は、文部科学省所管の事業のうち、事業仕分けの対象となった事業に関し、国民から寄せられた意見及び平成二十二年度予算における対応等を最終的に文部科学大臣の責任において整理の上、公表したものである。

四及び五について

「事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と平成二十二年度予算（案）における対応状況」の中の「予算案における対応」の欄において御指摘のような記述もあるが、これは、文部科学省において平成二十二年度予算編成時における考え方を整理の上、公表したものである。文部科学省としては、平成二十三年度以降の予算については、このような過年度における予算編成の経緯のほか、その時々の情勢を踏まえて要求を行うものであり、また、予算は各年度ごとに、内閣が作成し、国会の議決を経るものであることから、御指摘のような憲法上の問題は生じないものと考えている。

六について

平成二十二年度予算においては、御指摘の「芸術創造・地域文化振興事業等」について、事業仕分けの評価結果を踏まえて縮減を行ったところであるが、一方で、国民から寄せられた意見を予算編成にいかすといった観点等から、文化芸術活動に対する支援について、新たな事業を創設するなど、その充実を図ったところである。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一三八号

「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」に関する質問主意書

提出者　馳　浩

「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」に関する質問主意書

文部科学省は本年一月十四日及び十五日に、各都道府県の事務担当者を集めて、「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」を開催しており、鈴木寛文部科学副大臣も出席し、詳細に制度概要や実施に係る事務について解説している。さらに、すでに各地の高等学校などが文部科学省の当該ホームページにリンクを行っており、制度の成立・開始が前提であるかのような状況ともなっている。実務を担う都道府県に、制度について丁寧に説明を行うのは当然であるが、平成二十二年度予算案も審議入りしておらず、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」が閣議決定され国会に提出される前の段階のことであり、予算案や法律案が国会で修正される可能性や、成立しない可能性もあり得ることから、制度の成立を前提に行政が地方自治体に対する説明会を開催するがごとき行為は、憲法第四十一条及び憲法第八十六条に抵触する可能性があり、いわゆる「公共事業の箇所付け」と類似の事例とも思われる。

従って、次の事項について質問する。

一　平成二十二年度予算案も審議入りしておらず、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」が閣議決定され国会に提出される前の段階である一月十四日及び十五日に、「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」を開催した理由如何。

二　憲法第四十一条及び憲法第八十六条との関係において、右記説明会の合憲性を問う。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三八号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の説明会は、平成二十一年十二月二十五日に平成二十二年度予算が閣議決定され、これが国会において成立すれば、速やかに地方公共団体において、同予算に計上されている「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給」に係る事業の実施が求められることが予想されることから、文部科学省が地方公共団体に対して、当該事業の内容や文部科学省において検討中の法制上の措置について説明を行ったものであり、御指摘のような憲法上の問題は生じないものと考えている。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一三九号

「竹島」の記述に関する再質問主意書

提出者　馳　浩

「竹島」の記述に関する再質問主意書

「竹島」の記述に関する質問主意書を本年一月二十九日に提出し、二月九日に「お尋ねの高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の地理歴史科の解説における我が国の領土問題に関する記述については、最終的に文部科学大臣の責任において決定したものであるが、その検討過程の詳細について明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから、差し控えたい。」とする答弁書の送付を受けたが、納得のいく答弁ではない。

従って、次の事項について再度質問する。

一　一月二十九日の質問主意書の際にも述べたが、政策決定はその結果同様、あるいはそれ以上にその過程が重要である。国民主権の下では、政府の情報は国民のものであり、公開されるのが原則である。結果のみを示して従えというのでは、国民は政府を充分に監視することや政策の妥当性を充分に判断することが出来ない。なぜ、「検討過程の詳細について明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等がある」のか、その理由如何。

二　あくまで「今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるというのならば、いかなる事務の適正な遂行に支障をきたすのか、具体的な答弁を求める。

右質問する。

内閣衆質一七四第一三九号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出「竹島」の記述に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出「竹島」の記述に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の解説は、文部科学省が教育委員会や教員等に対して高等学校学習指導要領の記述の意味や解釈等の詳細について説明するために作成しているものであるところ、当該解説の中の個別の記述に関する検討の詳細について明らかにすることは、高等学校学習指導要領に関する無用の誤解を与え、その適切な解釈等について教育委員会や教員等に対し周知を図る上で支障を及ぼすおそれがあると考えることなどから、先の答弁書（平成二十二年二月九日内閣衆質一七四第五六号）一から五までについてのとおりお答えしたものである。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一四〇号

高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する再質問主意書

提出者　馳　浩

高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する再質問主意書

高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する質問主意書を本年一月二十六日に提出し、二月五日に答弁書の送付を受けたが、納得のいく答弁を頂いていないところがある。

従って、次の事項について再度質問する。

一　「日本教職員組合から、文部科学大臣に対し、第五十九次教育研究全国集会への出席を求める依頼があったため、文部科学大臣の判断により、日程等を勘案し、高井美穂文部科学大臣政務官が出席することとしたものである。」との答弁を頂いたが、理由について抽象的であり、不分明である。勘案した条件に挙げられている「日程等」の、日程以外の「等」の内容を具体的に示されたい。

二　「日教組から文部科学省で政務を担う国会議員に対して、本年以前も教育研究全国集会への出席の要請はあったのか。出席要請があった際は、これまで文部科学省で政務を担う国会議員が教育研究全国集会に出席してこなかった理由如何。」という質問に対し、「これまでも、日本教職員組合から、文部科学大臣に対し、教育研究全国集会への出席を求める依頼があったが、これらに対しては、文部科学大臣からメッセージを出すことにより対応してきたところである。」との答弁を頂いたが、「メッセージを出すことにより対応してきた」では、質問後段部分の「これまで文部科学省で政務を担う国会議員が教育研究全国集会に出席してこなかった理由如何」についての回答にはなっていないので、再度質問する。

三　高井美穂文部科学大臣政務官は日教組教育研究全国集会に「文部科学大臣政務官の職務として出席したものである。」との答弁を頂いた。政務官としての出席であることから公務であり、五十九年ぶりに教育研究全国集会に出席した文部科学省の政務を担う国会議員が、どのような挨拶を行ったかは国民の重大な関心事である。従って、日教組教育研究全国集会における高井美穂文部科学大臣政務官の挨拶文を公開されたい。もし、公開されている際は、閲覧先を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一四〇号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「日程等」には、日程のほか、各文部科学副大臣及び各文部科学大臣政務官が担当する職務の範囲が含まれる。

二について

これまでの日本教職員組合から文部科学大臣に対する教育研究全国集会への出席依頼に対しては、その時々の文部科学大臣の判断により、文部科学大臣等は出席しなかったものである。

三について

日本教職員組合の第五十九次教育研究全国集会において高井美穂文部科学大臣政務官が行ったあいさつの内容は、次のとおりである。

「昨年は、我が国にとって大きな変革の年でした。新たに誕生した鳩山内閣は、国民の皆さんの選択により生まれ、また、国民の生活を第一に考える「民」の内閣と言えます。昨年末に閣議決定した政府予算案においては、政権のスローガンである「コンクリートから人へ」という理念に立ち、「人と知恵」を生み育てる施策に重点化をいたしました。その結果、今回の文教関係の予算案は、総額で対前年度比八・一パーセント増の予算を確保し、過去三十年で最高の伸び率となりました。今回の予算の最重要項目は高校の実質無償化の実現です。公立高校の授業料を不徴収とし、私立学校等については高等学校等就学支援金を創設することにより、民主党マニフェストを更に踏み込んでその内容を実現いたします。これにより、先進諸国が既に導入済みの高校無償化について、我が国が国際人権規約の留保を撤回する上での第一歩になると考えています。また、義務教育諸学校の教職員定数については、前政権下の定数削減方針を打破し、七年ぶりの純増で、昨年の五倍を超える四千二百人の大幅改善となりました。これにより、教員の皆様が子供と向き合う時間を確保するとともに、新学習指導要領の円滑な実施を図りたいと考えています。教職員の定数改善と並んで、その資質の向上は、国民の関心も極めて高く、内閣として取り組むべき重要な課題であります。この度の教育研究集会を始めとして、先生方が更に研鑽に励まれ、教師としての力量を高めていただくことを期待いたします。文部科学省においても、免許制度の抜本改革を始めとする教員の資質向上の在り方について、鋭意検討を進めることとしております。その中で、教員免許更新制については、その成果を検証してまいりたいと考えており、抜本的な制度改革が行われるまでの間は、現行制度が有効でございます。日々、教壇に立つ先生方がより一層知識や技術を高めるために更なる研鑽を積むことは大変重要であり、一層の御尽力をお願い申し上げたいと思います。本来、教育は、個人の豊かな社会生活ばかりでなく、社会全体の活性化を実現するものです。いかなる環境にある子供たちに対しても、生まれてから社会に出るまでの間、継続して学びや育ちを支援していくことが必要であり、社会が次世代を担う子供の成長を支援し、成長した子供が社会を支えるという好循環を作ることとなります。このような教育政策の重要性を踏まえ、その充実に取り組んでまいりたいと考えています。学校教育に対する国民の関心、期待がますます高まる中、未来を担う子供たちの立場に立って教育の充実を図るためには、教育の第一線でその任に当たる皆様方のような教職員を含め、広く各界の関係者が一丸となって取り組んでいくことが何より大切です。日本教職員組合の皆様におかれても、一層の御努力と御協力をお願い申し上げて、私のごあいさつとさせていただきます。」

平成二十二年二月十八日提出
質問第一四一号

公立学校施設の耐震化等の促進に関する再質問主意書

提出者　馳　浩

公立学校施設の耐震化等の促進に関する再質問主意書

公立学校施設の耐震化等の促進に関する質問主意書を本年一月二十六日に提出し、二月五日に答弁書の送付を受けたが、さらに確認したい点がある。

従って、次の事項について再度質問する。

一　文部科学省が平成二十一年六月十六日に公表した「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」によれば、平成二十一年四月一日現在での小中学校施設の耐震化率は六七・〇％となり、Ｉｓ値０．３未満と推計される小中学校施設七千三百九棟については、平成二十一年度補正予算までの財源措置により、全て耐震化することが可能との見込みとされていた。「地方公共団体が平成二十二年度に耐震化事業を計画している公立小中学校施設の数は、平成二十一年十一月に文部科学省が地方公共団体から受けた報告によると、五千四十六棟であるが、これらの中には、現時点で、耐震診断を行っていないもの等もあることから、構造耐震指標が〇・三未満の公立小中学校施設の棟数についてお示しすることは困難である。」との答弁を頂いたが、右記七千三百九棟については平成二十一年度補正予算までの財源措置により耐震化が完了し、その他の「現時点で、耐震診断を行っていないもの等」の中にＩｓ値０．３未満の公立小中学校施設がいまだ含まれている可能性があるという認識で良いか、確認する。

二　もし右記七千三百九棟について平成二十一年度補正予算までの財源措置により耐震化できず、平成二十二年度以降に耐震化が先送りされている事例があるならば、その具体的な理由を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一四一号
平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出公立学校施設の耐震化等の促進に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出公立学校施設の耐震化等の促進に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「七千三百九棟」の施設については、平成二十一年度第一次補正予算までに、国としてその耐震化に必要な予算を計上したところであるが、これらの施設の中には、地方公共団体において、学校の統廃合が検討されているがその見通しが立っていないこと、厳しい財政状況の中で平成二十一年度内にすべての施設の耐震化を行うことが困難であること等の事情により、現時点で耐震化が行われていないものもあると承知している。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一四二号

中学・高校生の卒業クライシスに関する質問主意書

提出者　馳　浩

中学・高校生の卒業クライシスに関する質問主意書

ここ数年、日本の社会は、貧困の問題を噴出させている。おとなたちの貧困の影に隠れて見えにくかった子どもたちの貧困問題も、ようやく社会に注目され始めている。

子どもの貧困問題は、ひとりの人間の育ちと人生を左右し、日本社会の将来に関わる「待ったなし」の課題である。

そこで、次の事項について質問する。

一　子どもの貧困の定義について、政府の見解を問う。

二　二〇〇九年度高等学校在籍者のうち、経済的理由で授業料滞納をしている生徒について、公立・私立を問わず、滞納を理由とした停学・除籍・卒業延期などの処分を行わず、卒業させることが重要である。前提として処分の実態を把握する必要があるので、滞納を理由とした停学・除籍・卒業延期などの処分の実情について情報の開示を求める。

三　滞納を理由とした停学・除籍・卒業延期などの処分を行わせないために、地域活性化・生活対策臨時交付金等を活用した、私立高等学校の経費圧迫を回避するための財政支援が考えられる。そのような支援を行う意思があるや否や、政府の見解を問う。

四　また、卒業を前にして授業料滞納による除籍の危機にある生徒・家庭への授業料免除の特例措置、返済猶予措置等も重要なことと考える。そのような対応を行う意思があるや否や、政府の見解を問う。

五　授業料滞納をしている生徒に対し卒業式で卒業証書を回収する、卒業式の出席を認めないなど、生徒の心情に配慮しない対応を行う学校があると承知している。そのような対応を決めている教育委員会への撤回要請と各学校への周知徹底が必要ではないか、政府の見解を問う。

六　さらに、二〇一〇年度入試において定時制高校進学を希望する者については、定員の空きがあれば不合格者を出さない、定員の臨時増を図る等の方策で、全員が入学できるようにすることも緊急の課題と考える。二〇一〇年度入試において、定時制高校が追加入学試験を行う際には、その情報が生徒に行き渡るよう周知徹底を図るとともに、十分な募集人数の設定をすることが重要と考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第一四二号
平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出中学・高校生の卒業クライシスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出中学・高校生の卒業クライシスに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「子どもの貧困」は、様々な意味で用いられているものと承知しており、その定義について一概にお答えすることは困難である。なお、厚生労働省としては、子供の貧困に関する指標として、平成二十一年十月及び十一月に、経済協力開発機構の計算方法に基づき、我が国の子供に関する相対的貧困率を公表したところである。

二について

文部科学省としては、お尋ねの処分の実情については把握していない。なお、文部科学省が実施した「平成二十年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、平成二十年度に経済的理由で高等学校を中途退学した生徒の数は二千二百八人である。

三及び四について

文部科学省としては、すべての都道府県において、経済的理由により修学困難な国公私立の高校生を対象とする奨学金事業が実施されているほか、公立の高等学校における授業料の減免措置が採られ、私立の高等学校における授業料の減免措置に対しても補助事業が実施されているものと承知している。文部科学省では、この補助事業に対し助成を行っているほか、厳しい経済情勢を踏まえ、平成二十一年度第一次補正予算においては、「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」として約四百八十六億円を計上し、都道府県が実施している奨学金事業及び補助事業に対する緊急支援を行っているところである。

さらに、厚生労働省では、「高校生の授業料滞納に係る生活福祉資金（教育支援資金）の取扱について」（平成二十二年二月十二日付け社援地発〇二一二第一号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を各都道府県に発出し、各都道府県社会福祉協議会で実施されている生活福祉資金貸付制度において、平成二十二年度に限り、高等学校の授業料をやむを得ない事情により滞納している低所得世帯に対し、当該滞納額を貸し付けることを可能としたところである。

五について

文部科学省としては、経済的理由により修学困難な高校生に対しては、各学校において奨学金事業等を活用しつつ、生徒の心情に最大限に配慮した対応を行うことが必要であると考えている。

文部科学省においては、学ぶ意欲のある高校生が経済的理由により修学を断念することがないようにするため、各都道府県教育委員会等に対し、「経済的理由により修学困難な高等学校等生徒への支援について」（平成二十二年二月九日付け二一文科初第五六一号文部科学大臣政務官通知）を発出し、授業料の減免措置等の施策について高校生や保護者等への周知を図るよう依頼するとともに、各学校において、生徒や家庭の実情を十分に把握した上で相談に応じるなど、きめ細かな対応が行われるよう配慮を求めたところである。

六について

高等学校の定時制の課程における追加募集を含め、高等学校の入学者選抜に関する情報については、各都道府県教育委員会等において適切に周知が行われるものと考えている。また、公立の高等学校の入学定員については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第四条の規定に基づき、各都道府県において地域の状況等を踏まえつつ適切に定められ、私立の高等学校の入学定員についても、各学校の設置者によって適切に定められるものと考えている。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一四三号

鳩山内閣が進める子ども手当に関する質問主意書

提出者　木村　太郎

鳩山内閣が進める子ども手当に関する質問主意書

昨夏の総選挙における民主党のマニフェストでの「子ども手当」を二十二年度予算案に盛り込んでいるが、配偶者・扶養控除の廃止という公約が実施された段階を前提に、家計を直接支援する面で、現行の児童手当の対象外である中学生を持つ世帯に手厚い一方、介護などで働けない専業主婦などには、配偶者控除の廃止に反対という意見もあり、これについては、さまざまに意見が分かれているところである。

子ども手当を配るのであれば、それと並行して子育て産業を育成し、既婚女性の就労分野となる医療・福祉・介護などの規制緩和も必要であり、また税の公平・中立・不偏・不党の観点から、税制の抜本改革を含め、与野党を超えて再考すべきものと考える。

従って、次の事項について質問する。

一　昨年十一月十八日、ＯＥＣＤが、子ども手当について「目的と対象を再検討すべきだ。」として、大幅な見直しが必要だとの見解を示したが、これに対して政府の見解は如何か。

二　また昨年、グリアＯＥＣＤ事務総長が都内で講演し、「巨額の財政赤字を抱える日本には、少子化対策と、女性の社会進出を両立させる一挙両得の対策が必要。」と述べたが、これに対して政府の見解は如何か。

三　鳩山内閣は、子ども手当は家計を助け、消費拡大を謳っているが、昨年十一月二十日に菅副総理がデフレ宣言を行ったことに関し、アクセルとブレーキを同時に掛けることになりはしないか。鳩山内閣としてのこの整合性を問う。

四　鳩山内閣は、子ども手当について、恒久的な措置だと言っている。全額支給するには年間五兆円から六兆円に近い財源が必要と考えるが、毎年毎年捻出するということなのか。また、その財源をどう生み出していくのか、明快な答えを求む。

五　民主党のマニフェストで、必要財源は全額国庫負担と説明してきた。二十二年度予算案では、導入済みの児童手当を残し、地方や事業主負担を求めているが、当該年度限りの時限措置なのか。

六　子ども手当は、実質的には所得税減税と捉えているのか。

七　二月十四日、菅副総理・財務相は、本格的な税制の議論を三月には始めるとしているが、無駄削減だけでは財源が期待できないと判断したのか。また、消費税率引き上げは、民主党のマニフェスト通り四年間は凍結するのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一四三号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣が進める子ども手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出鳩山内閣が進める子ども手当に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の経済協力開発機構の見解については、むしろ就学前教育と保育に対する公的支出の増加の必要性を強調したものであり、子ども手当そのものを否定するものではないと認識している。

政府としては、子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を養育している者に対して支給することとしており、これを変更する考えはない。

二について

御指摘の発言の詳細については承知していないが、政府としては、「子ども・子育てビジョン」（平成二十二年一月二十九日閣議決定）に基づき、子ども手当の創設、保育サービス等の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現など、子ども・子育て支援について総合的に取り組むとともに、「男女共同参画基本計画（第二次）」（平成十七年十二月二十七日閣議決定）等に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実等、女性の参画を促進するための施策を、引き続き積極的に推進してまいりたい。

三について

政府は、昨年十一月の月例経済報告において、物価の動向を総合してみると、持続的な物価下落という意味において、我が国経済は緩やかなデフレ状況にあると判断したところであり、デフレの克服に向け、日本銀行と一体となって、強力かつ総合的な取組を行っている。

また、子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために支給するものであり、安心して子育てのできる社会の構築に資するものと考えており、結果として、消費拡大につながることが期待できるものと考えている。

四及び五について

平成二十三年度以降の子ども手当については、財源の在り方も含め、平成二十三年度予算の編成過程において改めて検討することとしている。

六について

子ども手当は、所得税の減税として実施するものではない。

七について

消費税については、平成二十一年九月九日の三党連立政権合意書において、「今回の選挙において負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」こととされており、また、「平成二十二年度税制改正大綱」（平成二十一年十二月二十二日閣議決定）においては、税制全般の見直しを進めていくこととし、消費税の在り方についても、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて検討することとしており、政府としては、こうした方針に沿って議論を始めてまいりたい。

なお、平成二十三年度以降の予算編成に当たっても、歳出歳入両面にわたって、徹底した予算の見直しを行うことにより、必要な財源を確保してまいりたい。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一四四号

学校給食への生活習慣病予防の概念取り入れに関する質問主意書

提出者　平　将明

学校給食への生活習慣病予防の概念取り入れに関する質問主意書

近年、大人の生活習慣病もさることながら、小児生活習慣病が問題となっており、その予防が様々な場面で呼び掛けられている。もちろん、生活習慣病予防は小児期から始めることが大切と言われており、学校現場等をはじめとした「食育」の重要性は年を追うごとに高まっているのもその表れと言える。

生活習慣病の原因は、動物性食品、特にその動物性脂肪（飽和脂肪酸とコレステロール）の消費が増えたためであると説明されている。従って、生活習慣病の予防には、動物性脂肪の摂取を控えることが重要である。

よって、次の事項について質問する。

一　先進国の学校給食の実施基準には動物性脂肪（飽和脂肪酸、コレステロール）の制限があるが、日本の学校給食の実施基準には総脂肪の制限しかない。飽和脂肪酸とコレステロールの制限を加えるべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　日本の学校給食に動物性脂肪（飽和脂肪酸、コレステロール）の制限が無いのは、「日本人の食事摂取基準」の十七歳以下の飽和脂肪酸とコレステロールの欄が空欄になっているためだと思われる。空欄になったのは日本での論証が得られなかったためと推察されるが、世界保健機構は二〇〇三年に「DIET, NUTRITION AND THE PREVENTION OF CHRONIC DISEASES」のレポートで論証の無い国は、飽和脂肪酸を摂取カロリーの十％未満、コレステロールは一日三百㎎未満とするように呼び掛けている。二〇〇四年五月の第五十七回世界保健総会において採択された「食事、運動と健康に関す

る世界戦略」でも国際基準も参照するように呼び掛けている。生活習慣病は開発途上国と新興国に蔓延しており、論証の無い国は多い。早急な対応が求められる中、日本での論証が無いからといって、日本の学校給食で動物性脂肪の制限が必要無いというのは、あまりにも杓子定規な考えではないのか。併せて、今後検討する用意はあるのか。検討すら為されない場合は、その理由を明らかにされたい。

三　牛乳は動物性食品であり、その脂肪は飽和脂肪酸が多い。牛乳の提供は全乳形態が基本となっているが、無脂肪、低脂肪牛乳の提供を基本とすべきと考えるところ、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一四四号
平成二十二年二月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員平将明君提出学校給食への生活習慣病予防の概念取り入れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平将明君提出学校給食への生活習慣病予防の概念取り入れに関する質問に対する答弁書

一及び二について

文部科学省としては、学校給食実施基準（平成二十一年文部科学省告示第六十一号）において、厚生労働省が策定する「日本人の食事摂取基準」を踏まえつつ、児童生徒の食生活の実態を考慮して、学校給食に供する食物の栄養内容の基準を定めているところである。

「日本人の食事摂取基準」においては、十七歳以下の者の飽和脂肪酸及びコレステロールの摂取量と生活習慣病との関連が明らかでないことから、これらの摂取量の基準を設定していない。このことを踏まえ、学校給食実施基準においても、飽和脂肪酸及びコレステロールの摂取基準を設けていないところであるが、平成二十年三月に学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者会議が取りまとめた報告書においては、飽和脂肪酸や不飽和脂肪酸等の脂肪酸の種類が特定のものに偏らないように食品の組合せに配慮することが必要であると指摘されており、文部科学省においては、このことを学校給食の実施に当たって参考とするよう、都道府県教育委員会等に対し通知しているところである。

学校給食実施基準における飽和脂肪酸及びコレステロールの摂取基準の取扱いについては、今後とも、「日本人の食事摂取基準」における取扱いを踏まえつつ検討してまいりたい。

三について

文部科学省としては、学校給食における無脂肪・低脂肪牛乳の使用については、各学校の設置者において、学校給食全体として必要な栄養素をバランス良く確保する等の観点から適切に判断すべきものと考えている。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一四五号

鯨類捕獲調査に関する質問主意書

提出者　浜田　靖一

鯨類捕獲調査に関する質問主意書

古来から捕鯨はわが国で行われており、鯨は国民の良質な動物性たんぱく質の供給源であって、捕鯨を行う地域では鯨塚を設け慰霊祭を行うところもあるなど、国民生活・地域に密着した存在である。鯨肉は伝統的食品であり、第二次世界大戦後の食糧難の時代には国民の栄養供給源として重要な役割を果たしてきた。

わが国の鯨類捕獲調査は、一九八二年に商業捕鯨のモラトリアムが可決され、国民に密着した伝統捕鯨を基に発展した商業捕鯨が禁止されたことに伴い、国際捕鯨取締条約に基づいた正当な権利の行使として行われているものであり、科学的知見を得るためには必要なものである。

南極海鯨類捕獲調査への妨害は近年激しさを増しているが、今年はまさに調査捕鯨に従事している人命・財産への危害が加えられるところまで危険が増大している。

国際捕鯨委員会年次会合への対応方針と、調査捕鯨をめぐる過激な反捕鯨団体（シーシェパード）による命の危険もある妨害活動への政府の対応に関し、以下質問する。

1　南極海鯨類捕獲調査で明らかになった調査結果を示されたい。なお、調査結果の中で捕獲調査でなければ明らかにならなかった調査結果を明示されたい。

2　シーシェパードの妨害活動は、本年一月六日には抗議船「アディ・ギル号」が調査船団への執拗な追尾をしたうえ、照射した光線が人の目に当たると失明する「レーザー光線」を船団へ向け照射し、酪酸を放り込んだうえ、自ら船団へ衝突させるなど非常に危険な行動に出たのみならず、衝突し放置された抗議船からは「殺傷能力のあるボウガンの矢が四本回収」され、まだ数十本が漂っていたことが確認されている。さらに、二月六日にはシーシェパードの抗議船「ボブ・バーカー号」がレーザー光線を船団へ向けて繰り返し照射し、衝突してきている。この抗議（妨害）船は総トン数が七八八トンもあり、衝突の具合によっては衝突された調査船が沈没する危険があるものである。

政府からの特別の許可によって、国際捕鯨取締条約に基づいたわが国の正当な権利の行使を行っている国民である民間人への危害、それも命に係る危険に直面させられている事態をどのように認識しているのか、お伺いしたい。

3　政府におかれては、今回の妨害工作を受けこれまでどのような対応をしてこられたのか、総理官邸、農林水産省、外務省、内閣府、国土交通省、それぞれの所管ごとに行った対応を明示されたい。

4　シーシェパードの抗議船は船籍国と異なるノルウェー国旗を掲げたり、船籍国旗とノルウェー国旗との二カ国の国旗を掲げたりしているが、これは国際法上違法ではないのか、このことだけでも無国籍船に該当するのではないのか、お伺いする。

5　シーシェパードの抗議船が航行中の船へ衝突してくることは違法ではないのか、航行中の他の船へ向けて失明の危険がある「レーザー光線」を照射することは違法ではないのか、航行中の船の進行を妨害することは違法ではないのか、お伺いする。

6　二月十五日にはシーシェパードの抗議船から、シーシェパードのメンバー「アディ・ギル号の船長」が一人、捕鯨調査船団の第二昭南丸へ防護用ネットを破って侵入し、身柄を拘束された。本侵入者は二月十一日に酪酸が投げ込まれ船員三名の顔にかかった事件についても実行犯と認めているが、政府におかれては同人を今後どう取り扱われるのか、政府としての対応について、お伺いする。

7　シーシェパードの抗議船の今回の数次にわたる妨害行動は、明らかにわが国国民の生命・財産への侵害を目的としていると見えるが政府はどのように判断されているのか、お伺いする。

8　シーシェパードは反捕鯨キャンペーンとしての南極海鯨類捕獲調査への妨害活動の後、地中海のクロマグロ漁の妨害を行うことを宣言しているが、今年の妨害活動をみると真に生命への侵害が心配されるところであり、他の無垢の国民に生命の危険が及ばないよう、昨年成立した「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づいた独立国家として当然の行動を、この反捕鯨団体の妨害活動にも適用し、早期に起こすべきだと考えるがいかがか、お伺いする。

9　赤松広隆農林水産大臣は、大臣就任以前には民主党の捕鯨議員連盟の副会長に就任されておられたので、捕鯨に係る交渉の経緯及び内容を十分に存じ上げたうえでの発言だと思うが、二月五日の記者会見において「ＩＷＣ（国際捕鯨委員会）の総会に、許されれば、私自身が出て、新たな提案もきちっとして、特に、日本の沿岸の商業捕鯨を認めさせると、ミンククジラのですね、その代わり、一定程度、南太平洋の方のサンクチュアリを作るだとか、あるいは、今の調査捕鯨のあり方をもう少し見直すとかいうような妥協案も含めながら、今の四分の三では、何をやったって全然変わりませんから、そういうことを、アメリカも含めて、今、いろいろ相談をしながら、何とかそれで四分の三集められるように努力をしていると。」と述べられている。「日本の沿岸の商業捕鯨を認めさせる」、「今の調査捕鯨のあり方をもう少し見直すとかいうような妥協案」、「南太平洋の方のサンクチュアリを作る」というようなことを、政府において相談されているのか、相談されているとすればどのような場で相談されているのか、相談に与っているのは誰なのか、会見で述べられたことは農林水産省政務三役の一致したご意見か、外務省政務三役も一致しておられるのか、官邸も一致しているのか、それぞれについて、お伺いする。

10　赤松広隆農林水産大臣は、二月五日の記者会見で「アメリカも含めて、今、いろいろ相談をしながら」と述べておられる。記者会見で述べられたということは世界に向けて発信されたということだが、「サンクチュアリを作る」、「商業捕鯨を認めさせる」、「調査捕鯨のあり方をもう少し見直す」ということを既にアメリカに提案されたのか、提案が済んでいるのであればアメリカはどのような反応だったのか、アメリカ以外にはどの国に提案されたのか、そしてそれぞれの国はどのような反応だったのか、またどのような立場のどなたがそれぞれの国のどのような立場のどなたに提案されたのか、お伺いする。

また、記者会見で赤松広隆農林水産大臣が述べられたことは、赤松広隆農林水産大臣の責任での提案か、農林水産省政務三役の責任での提案か、政府全体で一致し、政府全体の責任としての提案なのか、お伺いする。

右質問する。

内閣衆質一七四第一四五号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫
衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員浜田靖一君提出鯨類捕獲調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浜田靖一君提出鯨類捕獲調査に関する質問に対する答弁書

1について

南極海鯨類捕獲調査によって、南極海のクロミンククジラ資源は若年齢の個体が多く、資源状況は健全であること等が明らかになった。また、例えば、鯨系群の年齢組成の調査結果は、当該調査の中で捕獲された鯨の耳垢栓を調べることで把握された年齢のデータを踏まえ得られたものである。

2及び7について

政府としては、シー・シェパードが行っている度重なる妨害行為は、我が国が国際捕鯨取締条約（昭和二十六年条約第二号）に従って公海上で実施している合法的な活動に従事する我が国の船舶及び乗組員の生命・財産を脅かす極めて危険な行為であり、極めて遺憾であると考えている。

3について

外務省においては、反捕鯨団体船舶の旗国や寄港国の政府に対する首脳・外相会談等のハイレベルでの働きかけを始めとして、累次にわたり、関係国政府に対する働きかけを行ってきたところである。農林水産省においては、反捕鯨団体による妨害行為に対し、長距離音響発生装置の導入、放水設備の増強等、調査捕鯨船団の自衛措置の強化に対する支援を行ってきたところであり、海上保安庁においては、水産庁を通じ、調査捕鯨船団の自衛措置に係る指導を行ってきたほか、証拠の収集及び保全に関する指導を行ってきたところである。なお、お尋ねの府省庁のほか、内閣官房においては、対応策の検討について、関係省庁と連携・協力しつつ、取りまとめてきたところである。

4について

御指摘の抗議船がいずれの船舶を意味するのか必ずしも明らかではないが、「ボブ・バーカー号」を意味するのであれば、同船舶はトーゴ船籍であったことが確認されたが、トーゴ政府は、本年二月十二日付けでトーゴ船籍登録を抹消したと承知しており、その後、これまでに

他国の船籍を取得していない限りは、同船舶は、無国籍となる。

5について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、艦船の往来の危険を生じさせた者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十五条第二項の往来危険罪が、威力を用いて人の業務を妨害した者については、同法第二百三十四条の威力業務妨害罪がそれぞれ成立し得るものと考えられる。

6について

第二昭南丸に乗り込んだシー・シェパードの活動家については、同船により我が国まで移送し、海上保安庁に引き渡す予定としている。

8について

シー・シェパードによる南極海鯨類捕獲調査へのこれまでの妨害行為は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為に該当するとは考えていない。

9及び10について

国際捕鯨委員会における具体的な交渉内容及び当該交渉に係る政府内部の検討状況については、現在も交渉が継続しており、お答えは差し控えたい。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一四六号

ワシントン条約締約国会議に向けた政府の取り組みに関する質問主意書

提出者　浜田　靖一

ワシントン条約締約国会議に向けた政府の取り組みに関する質問主意書

老若男女問わず消費者の嗜好品の上位にあるマグロについて、わが国は世界一のマグロ漁業国であり世界一の消費国である。マグロ漁業については、五つの地域漁業管理機関によって全世界の海洋を管理し、わが国はすべての地域漁業管理機関に加盟し、昨年のＩＣＣＡＴ（大西洋まぐろ類保存国際委員会）年次会合においても二〇一〇年の東大西洋のクロマグロ総漁獲量の四割減が決定されるなど、混獲や資源量の悪化等を理由としたマグロ漁業の規制について、これまでもマグロ漁業におけるわが国の立場に見合う指導力を発揮し率先して実行してきている。

ＩＣＣＡＴによって大幅な漁獲削減を行うことが決まっている大西洋のクロマグロについて、今般のワシントン条約締約国会議において、ワシントン条約附属書Ⅰへ掲載する提案がなされることは非常に遺憾であり、本クロマグロに関しての提案、及び、サメ類及び宝石サンゴ全種をワシントン条約附属書Ⅱへ掲載する提案が行われることに関し、以下質問する。

1　マグロ類資源は五つの地域マグロ資源管理機関とその合同会議によって管理されており、資源の悪化を懸念して、厳しい措置が採択されている。大西洋クロマグロについては、昨年のＩＣＣＡＴ年次会合において漁獲枠の大幅削減と付帯事項が採択されており、その効果も検証せず、いきなり貿易を制限するワシントン条約の規制対象とすることは不適切と考えるが、いかがお考えか、お伺いする。

2　モナコ提案を何時どの時点で把握されたのか、お伺いする。

3　モナコ提案の把握以降、関係国及びにワシントン条約事務局に対して、モナコ提案が採択されないよう、どのような働きかけを関係府省の政務三役は行われたのか、お伺いする。

4　農林水産省ホームページによると赤松広隆農林水産大臣が二月五日の記者会見で「非常に微妙な差になる」、「本当に五票ぐらいの差で、たぶん決まるんじゃないかと、五票以内のね。」と述べたと記されているが、五票以内の差でモナコ提案の採択を防げるということなのか、採択されるということなのか、お伺いする。

5　右と同じ記者会見で「既に、今、十人ぐらい、それぞれの地区に行ってもらって、いろいろ各国の了解を取り付けるように、水産庁の現職、それからＯＢ、それから関係団体の人にも協力をいただいて、行ってもらってます。」との赤松広隆農林水産大臣の発言が記されているが、脱官僚・政治主導を唱えておられる政権にあって、政権・政務三役が決定されたことのみを伝えるだけの役割しか与えておられない現職官僚にどのような権限・権能を与えて誰が関係国へ派遣されたのか、また、官僚ＯＢはどのような立場で、どのような肩書で派遣され、どのような権限・権能を与えられ、どの国へ、何時、どなたが派遣されたのか、大臣記者会見にある派遣の目的である了承については、これまでどの国からどのような了承を取り付けられたのか、お伺いする。

6　赤松広隆農林水産大臣が記者会見で「もう委員も決まったので、十日から十五日ぐらいの間がちょうど一番のポイントの時ですから、山田副大臣が行ければ、派遣をして、いくつかの国のところで、一票でも、二票でもひっくり返せるように、そういうふうにしたいなと、今、考えております。」と述べられているが、記者会見による発言は当然国内だけでなく、関係国はもちろん全世界に向けて発信されたことになる。赤松広隆農林水産大臣は、全世界に向けてこのような発信をしたうえで、最高責任者でなく副大臣をそれも当該国際会議直前ともいっていい時期に派遣して、本当に大臣会見にある「ひっくり返せる」と信じて世界に向けて発言されたのか、信じて発言されたとすれば、どの国を「ひっくり返せる」とお考えなのか、根拠・理由をお伺いする。

7　赤松広隆農林水産大臣の記者会見で、記者の「日本の立場は、かなり危機的状況にあると受け止めていらっしゃるというふうにみていいですか。」との質問に「そうですね」と答えておられる。仮に赤松広隆農林水産大臣の記者会見通りになった場合、他の地域漁業管理機関での他のマグロ魚種を含めたマグロ漁業全体、マグロ漁業に依存している地域、食品産業、なかでも寿司屋をはじめとした外食産業へ与える影響は計り知れないものが考えられ、これまでのどの国際漁業交渉結果による対策以上の、国家を挙げたあらゆる対策が必要であると考えるが、どのような認識・覚悟を持ってこれまで政務三役はモナコ提案に対処されてきたのか、お伺いする。

8　「サメ類」、「宝石サンゴ全種」をワシントン条約附属書Ⅱへ掲載する提案についてもワシントン条約事務局が「採択すべきだ」との見解をまとめ、加盟各国に示しているが、政治主導を唱えておられる政府は、関係国へこれまでどのような働きかけをしてこられたのか、また、関係府省の政務三役はどのように対処されてきたのか、お伺いする。

9　ワシントン条約附属書Ⅱへの掲載提案に関し、「サメ類」、「宝石サンゴ全種」に係る関係漁業者をはじめとした関係者、関係地域に対して何時、どなたが、どのような説明を行われたのか、その説明の際に見通しについては説明されたのか、お伺いする。

10　関係地域経済、地域伝統文化を考えると、「サメ類」、「宝石サンゴ全種」についてワシントン条約附属書Ⅱへの掲載の採択は何としても防がなければならないことは当然であるが、ワシントン条約締約国会議において掲載を防げなかった場合、関係漁業者をはじめとした関係者、関係地域への対応・対策について政府は如何考えておられるのか、お伺いする。

右質問する。

内閣衆質一七四第一四六号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員浜田靖一君提出ワシントン条約締約国会議に向けた政府の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員浜田靖一君提出ワシントン条約締約国会議に向けた政府の取り組みに関する質問に対する答弁書

1について

政府としては、大西洋クロマグロ資源の保存管理は大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「ＩＣＣＡＴ」という。）において行われるべきものと考えている。

2について

御指摘の「モナコ提案」とは、大西洋クロマグロを絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和五十五年条約第二十五号。以下「本条約」という。）附属書Ⅰに掲載すべきとのモナコ公国による提案（以下「モナコ提案」という。）を指すものと考えるが、政府としては、モナコ公国が我が国に対しその原案を送付した平成二十一年七月下旬に把握したところである。

3について

関係府省においては、大臣、副大臣及び大臣政務官（以下「政務三役」という。）が、直接関係国に対して会談を通じた働きかけ等を行うとともに、現職職員及び農林水産省顧問（以下「職員等」という。）の関係国への派遣、外交ルートを通じた働きかけ等を行うよう指示したところである。また、政府として、モナコ提案への反対意見を本条約事務局（以下「事務局」という。）に提出したところである。

4について

政府としては、本条約の第十五回締約国会議においてモナコ提案が採択されるか否かは予断を許さない状況にあると考えている。

5について

農林水産省において、政務三役の指示の下で、モナコ提案に対する我が国の立場を申し入れるため、関係国に職員等を派遣したものである。派遣先の国名、派遣した職員等の氏名、具体的な働きかけの内容及び結果等については、現在も交渉が継続しており、お答えは差し控えたい。

6について

政府としては、大西洋クロマグロ資源の保存管理はＩＣＣＡＴにおいて行われるべきであるとの考えの下、我が国の立場に賛同する国を増やすための働きかけを積極的に行うことが重要であると考えている。関係国との具体的な交渉に関する事項については、現在も交渉が継続しており、お答えは差し控えたい。

7について

関係府省においては、大西洋クロマグロ資源の保存管理はＩＣＣＡＴにおいて行われるべきであるとの考えの下、モナコ提案の採択を回避すべく関係国に対する働きかけ等を行ってきたところである。

8について

関係府省においては、政務三役の指示の下、職員等の関係国への派遣、外交ルートを通じた働きかけ等を行うとともに、政府として、アメリカ合衆国、欧州連合加盟国及びパラオ共和国によるサメ類を本条約附属書Ⅱに掲載すべきとの提案並びにアメリカ合衆国及び欧州連合加盟国による宝石サンゴを本条約附属書Ⅱに掲載すべきとの提案（以下「サメ類等提案」という。）への反対意見を事務局に提出したところである。

9について

サメ類等提案の内容並びに本条約附属書Ⅱにサメ類及び宝石サンゴを掲載する状況にはないとの我が国の本提案に対する考え方について、随時、関係府省の職員から漁業関係者等に対し、説明を行ってきたところである。

10について

政府としては、まずは、サメ類及び宝石サンゴは本条約附属書Ⅱに掲載する状況にはないとの考えの下、本条約の第十五回締約国会議におけるサメ類等提案の採択を回避すべく関係国に対する働きかけ等を行っているところである。

平成二十二年二月十八日提出
質問第一四七号

平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する再質問主意書

提出者　山口　俊一

平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する再質問主意書

平成二十二年二月九日の政府答弁書（内閣衆質一七四第六〇号、以下「答弁書六〇号」とする）及び平成二十二年二月十二日の政府答弁書（内閣衆質一七四第八〇号、以下「答弁書八〇号」とする）で平成二十一年度第二次補正予算に対する鳩山内閣の姿勢についてお聞かせいただいた。しかし、答弁内容について多々再度お伺いしたいところがある。

これを踏まえて、次の事項について質問する。

一　答弁書六〇号中の「一について」において、一次補正の執行の見直しにより、実質国内総生産は〇．四％程度押し下げられると答弁されているが、二次補正での緊急経済対策の実施により実質国内総生産は〇．七％程度押し上げられると見込まれることから、実質国内総生産は差し引きで〇．三％程度押し上げられると答弁している。この「〇．四％」、「〇．七％」及び「〇．三％」の積算の詳細をお教えいただきたい。

二　前項の二次補正の経済効果は、平成二十一年度中の経済効果を表したものか、平成二十二年度以降の経済効果も含めた経済効果なのかお聞かせいただきたい。後者であれば、平成二十一年度の経済効果と平成二十二年度以降の経済効果とを分けてお教えいただきたい。

三　一次補正の執行停止により公共事業の執行が停止されたことによる実質国内総生産の押し下げ効果は、答弁書六〇号「一について」中の一次補正の執行の見直しにより押し下げられると見込まれる〇．四％のうち、どの程度を占めるのかお教えいただきたい。

四　二次補正による国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てんによる影響は、答弁書六〇号「一について」中の緊急経済対策の実施により押し上げられると見込まれる〇．七％に含まれているのかどうかお教えいただきたい。

五　内閣府が公表している第七回内閣府政策会議の議事概要によると、後藤祐一議員は「三つ目は、地方支援のところ、二十四ページで、これはインフラ整備のための交付金という形になっているのであろうから、是非、地方公共団体に自由度を与えていただきたい。二十四ページの小さい文字の書き方は、非常に限定的に、危険な橋梁の補修、電線地中化、都市部の緑化について、この三つ以外できない書き方になっている。例えば防災とか、いつかやらなければいけないけれどもお金のあるときにやる、いつかはやらなければいけない話は、是非ここですべて読めるように。細かいことだが、都市部の緑化等のように、「等」を入れるとか、役人的な工夫もあると思うので、もう額は決まっている話なのだろうから、その中での自治体の自由度を高める工夫というのはできるのではないか。」と発言している。閣議決定された緊急経済対策においては後藤議員の発言中の都市部の緑化等の三事業の他に「森林における路網整備」が追加されているが、「森林における路網整備」が追加された時期及び追加された理由をお教えいただきたい。

六　第七回内閣府政策会議の議事概要によると、古川副大臣は「今までの経済対策は、やりますというとあとは各省庁に投げてしまって、実際にどうなったのか、ほとんど見えないということがあった。（中略）今回の各施策については、国家戦略室及び内閣府の方で、きちんとこれが行われているかどうかみていく。（中略）今日皆様からいただいたほとんどのお話は、これから具体的に担当の役所とか地方に落ちていく。」と発言している。緊急経済対策に盛り込まれた各施策について国家戦略室又は内閣府から担当の役所に「投げた」のはいつかお教えいただきたい。

七　前項の古川副大臣の発言中の「地方に落ちていく」との表現は地方を中央より下位の存在と見ている発言のように思われる。地域主権推進を標榜する鳩山政権にあって、政府の要職にある者がこのような表現を使ったことは問題であると考えるが、政府の見解をお聞かせいただきたい。

八　内閣府が公表している第八回内閣府政策会議の議事概要によると、川村秀三郎議員が「二次補正の中の、地方支援の中のきめ細かなインフラ整備について、これは項目を絞って広がらないようにしたという御説明があったが、（以下略）」と述べているが、「項目を絞って広がらないようにした」との「説明」を誰がどこで行ったのか、「説明」の詳細な内容とともにお教えいただきたい。また、第八回内閣府政策会議が開催されたのは昨年十二月八日の緊急経済対策の閣議決定後である。答弁書八〇号中の「三について」において「交付金の使途は四事業に限定されるものではない」としているが、当該答弁書と、「説明」との整合性をどのように理解すればよいかお教えいただきたい。

九　答弁書八〇号中の「三について」において、緊急経済対策における「地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金」の使途は「四事業に限定されるものではない」としているが、緊急経済対策における「地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金」については、当該施策の「具体的措置」が「地方公共団体において、危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する。」とされている。この「具体的措置」の記述のどこで四事業に限定されていないと読むのかお教えいただきたい。この表現を受けて緊急経済対策に掲げる電線の地中化等の四事業に使途が限定されていると理解した地方公共団体が多く、相当の混乱が生じたものと承知しているが、第七回内閣府政策会議において後藤議員から記述が限定列挙になっているとの指摘を受けており、しかもその後「森林における路網整備」を対象事業として追加しているのに、例えば「森林における路網整備等」と四事業が例示であることをあえて明記しなかった理由は何か、お教えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一四七号
平成二十二年二月二十六日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口俊一君提出平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

「平成二十二年度の経済見通しと経済財政運

営の基本的態度」（平成二十二年一月二十二日閣議決定）においては、平成二十一年度第一次補正予算（以下「一次補正」という。）の執行の見直しにより、公的固定資本形成が減少し実質国内総生産を〇・一パーセント程度、民間最終消費支出が減少し実質国内総生産を〇・一パーセント程度、それぞれ押し下げ、その他の需要項目の減少による効果と合わせて、実質国内総生産を〇・四パーセント程度押し下げると見込んでいる。一方、平成二十一年度第二次補正予算（以下「二次補正」という。）により予算措置された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成二十一年十二月八日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）の実施により、民間最終消費支出が増加し実質国内総生産を〇・三パーセント程度、公的固定資本形成が増加し実質国内総生産を〇・一パーセント程度、それぞれ押し上げ、その他の需要項目の増加による効果と合わせて、実質国内総生産を〇・七パーセント程度押し上げると見込んでいる。こうしたことから、実質国内総生産は差し引きで〇・三パーセント程度押し上げられると見込んでいる。

二について

一及び三について述べた経済効果は、平成二十二年度以降に発現する経済効果も含めたものであり、平成二十一年度については、緊急経済対策により実質国内総生産を〇・一パーセント程度押し上げる効果と、一次補正の執行の見直しにより実質国内総生産を〇・二パーセント程度押し下げる効果を合わせると、実質国内総生産は〇・一パーセント程度押し下げられると見込んでいる。平成二十二年度以降については、緊急経済対策により実質国内総生産を〇・六パーセント程度押し上げる効果と、一次補正の執行の見直しにより実質国内総生産を〇・二パーセント程度押し下げる効果を合わせると、実質国内総生産は〇・四パーセント程度押し上げられると見込んでいる。

四について

お尋ねの「二次補正による国税収入の減少に伴う交付税減少額の補てん」は、これにより新たに需要を追加するものではないことから、その影響については、緊急経済対策の実施による実質国内総生産の押上げ効果〇・七パーセント程度には含まれていない。

五について

御指摘の「森林における路網整備」は、平成二十一年十二月四日に開催した第七回内閣府政策会議以後、緊急経済対策の閣議決定までの時期において、政府部内及び与党との間で調整を進めた結果、追加されたものである。

六について

お尋ねの時期は、緊急経済対策の閣議決定日である。

七について

御指摘の発言は、緊急経済対策に盛り込まれた各施策が、国の関係行政機関においてのみならず、地方においても具体的に実施されていくことを述べたものであり、「地方を中央より下位の存在と見ている発言」との御指摘は当たらないものと考えている。

八及び九について

お尋ねの「説明」は、平成二十一年十二月十四日に開催した第八回内閣府政策会議において、津村啓介内閣府大臣政務官が行ったものであり、緊急経済対策の記述に沿って説明を行った。緊急経済対策における「地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金」は、御指摘の「四事業」に使途が限定されるものではないが、御指摘の「具体的措置」において、「危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網整備について、きめ細かな事業を実施できるよう支援する」と記述されていたため、使途が「四事業」に限定されているとの誤解が地方公共団体等に生じたことから、当該交付金を予算化した二次補正の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の制度要綱においては、「四事業」が例示である旨を明示しているところである。

（答弁通知書受領）

一、去る二月二十六日、内閣から、衆議院議員川内博史君提出天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年三月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十六日、内閣から、衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政株式会社の人事等に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成二十二年三月十二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第明治二十五年三月二十一日
種郵便物認可

官報（号外）

官報 号外 平成二十二年三月二十二日

第百七十四回国会 衆議院会議録 第十一号（二）

〔本号（一）参照〕

平成二十二年度一般会計予算

右

国会に提出する。

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

平成22年度一般会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第1条　平成22年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ92,299,192,619千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

（継続費）

第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

（繰越明許費）

第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成22年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第5条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（公債発行の限度額）

第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成22年度において公債を発行することができる限度額は、6,353,000,000千円とする。

2　「平成22年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（仮称）の規定により公債を発行することができる限度額は、37,950,000,000千円とする。

3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成21年5月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4　第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（公共事業費の範囲）

第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、独立行政法人国立公文書館施設整備費、地域再生推進費、防災政策費（地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金に限る。）、沖縄政策費（沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業調査諸費、沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計

		へ繰入、沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入
	北方対策本部	独立行政法人北方領土問題対策協会施設整備費
	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、船舶建造費、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、地域振興費（過疎地域集落等整備事業費補助金に限る。）、独立行政法人情報通信研究機構施設整備費
	消防庁	消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、生涯学習振興費（放送大学学園施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、研究振興費（特定先端大型研究施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立大学法人船舶建造費、独立行政法人科学技術振興機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費、独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費、独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、独立行政法人理化学研究所施設整備費、スポーツ振興施設費、公立文教施設整備費、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	日本芸術院施設費、独立行政法人国立美術館施設整備費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存事業費（史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立文化財機構施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、独立行政法人国立病院機構施設整備費、独立行政法人国立がん研究センター施設整備費、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費、独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、児童福祉施設整備費、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費、水道施設整備事業調査諸費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、食の安全・消費者の信頼確保対策費（食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付

		金に限る。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、国産農畜産物競争力強化対策費（国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金に限る。）、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、担い手育成・確保対策費（担い手育成・確保対策整備交付金に限る。）、農業・食品産業強化対策費（農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。）、農業経営支援対策費（農業経営支援対策整備費補助金に限る。）、海岸事業費、農業生産基盤整備・保全事業費、農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農村振興費（農村振興対策整備費補助金に限る。）、農村整備事業費、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、農山漁村地域整備事業費、バイオマス利用等対策費（バイオマス利用対策整備交付金に限る。）、農山漁村６次産業化対策費（農山漁村６次産業化対策整備費補助金に限る。）、海岸事業調査諸費、農業生産基盤整備・保全事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備・保全事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、治山事業費、治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備事業費（森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、森林居住環境整備事業費補助、水源林造成等事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興施設整備交付金に限る。）、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、治山事業調査諸費、森林整備事業調査諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入、山林施設災害関連事業費、山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入
	水産庁	水産庁施設費、船舶建造費、独立行政法人水産大学校施設整備費、海岸事業費、水産基盤整備費、水産業強化対策費（水産業強化対策施設整備交付金に限る。）、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費、独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省施設費、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、地域経済活性化対策費（地域企業立地促進等共用施設整備費補助金に限る。）、工業用水道事業費、工業用水道事業調査諸費
	資源エネルギー庁	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費
	中小企業庁	経営革新・創業促進費（中小商業活力向上施設整備費補助金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策諸費（住宅建設事業調査費に限る。）、鉄道駅移動円滑化施設整備事業費、海岸環境整備事業費、水資源開発事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、急傾斜地崩壊対策等事業費、災害対策等緊急事業推進費、治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、海岸事業費、独立行政法人航空大学校

		入、離島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	国営公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境本省	廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費（環境保全施設整備費補助金に限る。）、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費（水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。）、環境調査研修所施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費
	地方環境事務所	地方環境事務所施設費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成22年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、1,000,000,000千円とする。ただし、一般会計及び各特別会計が平成22年度において「財政法」第15条第２項の規定により債務を負担する行為の合計額が1,000,000,000千円を上回ることとなるときは、当該限度額の範囲内においても、債務を負担する行為を行わないものとする。

（損失補償契約等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成22年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

		施設整備費、鉄道安全対策事業費、総合的物流体系整備推進費（港湾機能高度化施設整備費補助金に限る。）、港湾事業費、港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、都市・地域づくり推進費（集落活性化推進事業費補助金に限る。）、都市再生・地域再生整備事業費、鉄道網整備事業費、都市・地域交通整備事業費、道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、独立行政法人海技教育機構施設整備費、社会資本総合整備事業費、離島振興費（離島振興特別事業費補助金、奄美群島産業振興等補助金及び小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定地域連携事業推進費、独立行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費、独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費、独立行政法人電子航法研究所施設整備費、官庁営繕費、水資源開発事業調査諸費、急傾斜地崩壊対策等事業調査諸費、海岸事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、河川等災害関連事業費、北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰

区　　分	限　　度　　額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　千円 1,696,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　26,400
「農業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	平成22年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　63,010
「農業改良資金融通法」（仮称）の規定による金額の限度	平成22年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額　992,000
「農業経営基盤強化促進法」の規定による金額の限度	平成22年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額　3,597,744
「漁業近代化資金融通法」第3条第3項の規定による金額の限度	平成22年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000
「地域再生法」第20条第2項の規定による金額の限度	平成22年度以降7箇年度間を通ずる利子補給金の総額　168,000

2　「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条の3の規定により平成22年度において国際復興開発銀行に設けられる地球環境の保全を支援するための基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、56,119,896千円とする。

3　「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第4項の規定により平成22年度においてアジア開発銀行に出資することができる金額の限度は、外国貨幣換算率により換算した金額が1,252,378,043千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額を「アジア開発銀行を設立する協定」第4条第1項に規定する合衆国ドルに換算した金額とする。

4　「アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律」第2条第3項の規定により平成22年度においてアフリカ開発基金に出資することができる金額の限度は、外国貨幣換算率により換算した金額が5,662,053千円に相当するアメリカ合衆国通貨の金額を「アフリカ開発基金を設立する協定」第1条1に規定する計算単位に換算した金額とする。

5　「米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第2項の規定により平成22年度において米州開発銀行に設けられる多数国間の基金に充てるため拠出することができる金額の限度は、1,257,721千円とする。

（債務保証契約の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる法人が平成22年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債　　務	根　拠　規　定	金　額　の　限　度
1　株式会社日本政策金融公庫		
イ　次に掲げる社債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務		
(1)　「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに係る業務に関するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」	(1)に掲げる社債にあっては額面総額75,000,000千円、(2)に掲げる社債にあっては額面総額170,000,000千円及び(3)に掲げる社債のうち、指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係るものにあっては発行限度額500,000,000千円、その他のものにあっては額面総額1,100,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに係る業務に関するもの	同　法	
(3)　「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ニに係る業務に関するもの	同　法	
ロ　国際協力銀行業務社債のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が560,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「株式会社日本政策金融公庫法」	

官　報（号外）

2　独立行政法人国際協力機構 国際協力機構債券に係る債務	「独立行政法人国際協力機構法」第34条第１項	額面総額95,000,000千円及びその利息に相当する金額
3　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能強化業務に関するもの	「預金保険法」第42条の２ 「預金保険法」第126条第２項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第５条第２項 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額17,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額12,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
4　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
5　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」	元本金額490,000,000千円及びその利息に相当する金額
6　株式会社企業再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社企業再生支援機構法」第44条	額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
7　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項	元本金額95,992,185千円及びその利息に相当する金額
8　独立行政法人農林漁業信用基金 林業等資金寄託業務に関する借入金に係る債務	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条	元本金額1,810,000千円及びその利息に相当する金額
9　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額62,500,000千円並びにその利息に相当する金額
10　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」	額面総額及び元本金額の合計額1,026,600,000千円並びにその利息に相当する金額
11　独立行政法人環境再生保全機構 借入金に係る債務	「独立行政法人環境再生保全機構法」附則第９条	元本金額4,000,000千円及びその利息に相当する金額
12　独立行政法人都市再生機構 次に掲げる都市再生債券及び借入金に係る債務 (1)　都市再生業務に関するもの (2)　宅地造成等経過業務に関するもの	「独立行政法人都市再生機構法」第35条 「独立行政法人都市再生機構法」附則第12条第９項	(1)に掲げる都市再生債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額110,000,000千円並びに(2)に掲げる都市再生債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額280,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額

13　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構日本高速道路保有・債務返済機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」	額面総額及び元本金額の合計額2,514,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　「保険業法」第265条の9第2項の規定により設立の認可を受けた法人のうち同法第262条第2項第1号に掲げる免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」第265条の42の2	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
15　関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港株式会社法」第9条第1項	額面総額18,000,000千円及びその利息に相当する金額
16　日本環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「日本環境安全事業株式会社法」第12条	元本金額36,000,000千円及びその利息に相当する金額
17　株式会社日本政策投資銀行 イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第1項	額面総額1,200,000,000千円及びその利息に相当する金額（ロに係る債務からイに係る債務に振り替えたときは、当該振り替えた金額を加算した金額を額面総額とみなす。）
ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務	同　項	
(1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの		(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が150,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額（ただし、ロに係る債務150,000,000千円については、150,000,000千円の範囲内で減額し、当該減額した金額をイに係る債務に振り替えることができる。）
18　株式会社産業革新機構 社債及び借入金に係る債務	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第30条の31の2	額面総額及び元本金額の合計額800,000,000千円並びにその利息に相当する金額
19　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第9条及び附則第16条第2項	額面総額及び元本金額の合計額74,337,000千円並びにその利息に相当する金額
20　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第4条第1項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第8条第1項	額面総額46,800,000千円及びその利息に相当する金額

21　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務		
(1)　老人保健関係業務に関するもの	「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)において、なおその効力を有することとされた「老人保健法」第73条	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額40,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額40,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額180,000,000千円、(4)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額330,000,000千円、(5)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額420,000,000千円並びに(6)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額45,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
(2)　退職者医療関係業務に関するもの	「国民健康保険法」	
(3)　介護保険関係業務に関するもの	「介護保険法」第169条	
(4)　高齢者医療制度関係業務((5)に掲げるものを除く。)に関するもの	「高齢者の医療の確保に関する法律」	
(5)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの	同　法	
(6)　病床転換助成交付金を交付する業務に関するもの	同　法	
22　地方公共団体金融機構 イ　地方公共団体金融機構債券(ロに掲げるものを除く。)に係る債務 ロ　地方公共団体金融機構債券のうち次に掲げるものに係る債務	「地方公共団体金融機構法」附則第16条第１項	額面総額650,000,000千円及びその利息に相当する金額(ロに係る債務からイに係る債務に振り替えたときは、当該振り替えた金額を加算した金額を額面総額とみなす。)
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が100,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額(ただし、ロに係る債務100,000,000千円については、100,000,000千円の範囲内で減額し、当該減額した金額をイに係る債務に振り替えることができる。)
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「地方公共団体金融機構法」附則第16条第１項	

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号、第２号、第10号から第13号までの各号、第15号から第17号までの各号、第19号、第20号若しくは第22号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額を増額することができる。

3　第１項第１号から第４号までの各号、第６号、第９号、第10号、第12号、第13号、第15号、第17号から第22号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額並びに発行限度額が増額された場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第12条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	地域再生推進費、災害対策総合推進調整費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部活性化特別振興事業費、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費、沖縄特別振興対策調整費、沖縄特別振興対策事業費、沖縄振興総合調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄農業振興費、沖縄開発事業費、沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業調査諸費
財務省	財務本省	公務員宿舎施設費（国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	科学技術振興調整費、放射能調査研究費、南極地域観測事業費、原子力試験研究費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、災害対策等緊急事業推進費、奄美群島園芸振興費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定地域連携事業推進費、北海道農業生産基盤整備・保全事業調査諸費
環境省	環境本省	環境研究総合推進費、地球環境保全等試験研究費
防衛省	防衛本省	防衛施設安定運用関連諸費

（予算の移用）

第14条　「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
1　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費）
2　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農業生産基盤整備・保全事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業生産基盤整備・保全事業工事諸費）
3　国土交通省	イ　国土交通本省（国営公園等事業費）と地方整備局（国営公園事業工事諸費） ロ　国土交通本省（北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入、北海道開発事業費、北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入、北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第2表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
1　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費の各項の間
2　農林水産省	農林水産本省 地方農政局	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 海岸事業工事諸費と農業生産基盤整備・保全事業工事諸費
	林野庁	山林施設災害復旧事業費、山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入の各項の間
	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
3　国土交通省	国土交通本省	イ　海岸環境整備事業費、海岸事業費及び治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入の各項の間 ロ　海岸環境整備事業費、海岸事業費及び港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入の各項の間 ハ　河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備・保全事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間
	海上保安庁	航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
4　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費
5　防衛省	防衛本省	施設整備費と防衛施設安定運用関連諸費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（経済危機対応・地域活性化予備費の使用）

第15条　「甲号歳入歳出予算」に計上した経済危機対応・地域活性化予備費は、次に掲げる経費及び第7条に掲げる経費であって、地域経済の活性化、雇用機会の創出又は国民生活の安定に資するもの以外には使用しないものとする。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	地域活性化政策費、防災政策費、沖縄政策費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部活性化特別振興事業費、沖縄特別振興対策事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄農業振興費
	警察庁	生活安全警察費、警察活動基盤整備費
総務省	総務本省	地方行政制度整備費、地域振興費、情報通信技術研究開発推進費、情報通信技術高度利活用推進費、ユビキタスネットワーク整備費
	消防庁	消防防災体制等整備費
法務省	法務本省	日本司法支援センター運営費
財務省	財務本省	政策金融費
文部科学省	文部科学本省	生涯学習振興費、初等中等教育等振興費、高等教育振興費、育英事業費、私立学校振興費、科学技術・学術政策推進費、研究振興費、研究開発推進費、スポーツ振興費
	文化庁	文化振興費、国際文化交流推進費
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制確保対策費、医療従事者等確保対策費、医療従事者資質向上対策費、医療情報化等推進費、医療安全確保推進費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、医薬品承認審査等推進費、医薬品安全対策等推進費、医薬品適正使用推進費、血液製剤対策費、重

		要医薬品供給確保対策費、医薬品等研究開発推進費、医療提供体制基盤整備費、医療保険給付諸費、医療費適正化推進費、地域保健対策費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、食品等安全確保対策費、水道安全対策費、麻薬・覚せい剤等対策費、化学物質安全対策費、生活衛生対策費、労働条件確保・改善対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者等職業能力開発支援費、男女均等雇用対策費、地域子育て支援対策費、保育所運営費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、母子家庭等対策費、生活保護費、地域福祉推進費、災害救助等諸費、社会福祉諸費、障害保健福祉費、高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費
	検疫所	検疫所共通費、検疫業務等実施費、輸入食品検査業務実施費
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費、労働条件確保・改善対策費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、高齢者等雇用安定・促進費、男女均等雇用対策費
農林水産省	農林水産本省	食の安全・消費者の信頼確保対策費、食育推進事業費、国産農畜産物競争力強化対策費、環境保全型農業生産対策費、担い手育成・確保対策費、農業・食品産業強化対策費、農業経営支援対策費、農地等整備・保全推進費、農村振興費、株式会社日本政策金融公庫助成費、農山漁村活性化対策費、バイオマス利用等対策費、農林水産物・食品輸出促進対策費、農林水産業研究開発費、戸別所得補償制度実証等実施費、農山漁村６次産業化対策費、風水害等対策費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所
	農林水産技術会議	農林水産業研究開発費
	林野庁	森林整備・保全費、独立行政法人農林漁業信用基金出資、森林整備・保全費国有林野事業特別会計へ繰入、森林整備事業費、林業・木材産業等振興対策費、森林整備・林業等振興対策費
	水産庁	水産物安定供給対策費、水産業振興費、水産業強化対策費
経済産業省	経済産業本省	産業人材育成費、技術革新促進・環境整備費、情報セキュリティ対策推進費、消費者行政推進費、ものづくり産業振興費、サービス産業強化費、コンテンツ産業強化費、化学物質管理推進費、まちづくり推進費、地域経済活性化対策費、温暖化対策費
	原子力安全・保安院	産業保安費
	中小企業庁	中小企業事業環境整備費、経営革新・創業促進費、経営安定・取引適正化費、まちづくり推進費
国土交通省	国土交通本省	住宅対策諸費、住宅市場整備推進費、総合的バリアフリー推進費、道路環境等対策費、水環境対策費、地球温暖化防止等対策費、公共交通等安全対策費、道路交通安全対策費、総合的物流体系整備推進費、景観形成推進費、都市・地域づくり推進費、鉄道網整備推進費、地域公共交通維持・活性化推進費、道路交通円滑化推進費、不動産市場整備等推進費、建設市場整備推進費、国土調査費、海事産業市場整備等推進費、国土形成推進費、地理空間情報整備・活用推進費、離島振興費、奄美群島園芸振興費、北海道総合開発推進費
	観光庁	観光振興費
環境省	環境本省	地球温暖化対策推進費、廃棄物・リサイクル対策推進費、生物多様性保全等推進費、環境保健対策推進費、環境・経済・社会の統合的向上費、環境政策基盤整備費、環境研究総合推進費
	地方環境事務所	地方環境対策費

（俸給予算等の制限）

第16条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第17条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金日本郵政共済組合負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、医療保険給付諸費（臨時老人薬剤費特別給付金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合老人保健医療費拠出金補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険老人保健医療費拠出金負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険老人保健医療費拠出金財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金に限る。）、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入（基礎年金年金特別会計へ繰入に限る。）、介護保険制度運営推進費（全国健康保険協会介護納付金補助金、国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境本省	環境本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			1,646,194	
		国有財産利用収入		1,601,541	
			国有財産貸付収入	1,597,089	
			国有財産使用収入	4,416	
			利子収入	36	
		諸収入		44,653	
			弁償及返納金	5,325	
			物品売払収入	14,567	
			雑入	24,761	
裁判所	雑収入			25,273,909	
		国有財産利用収入		915,501	
			国有財産貸付収入	906,498	
			国有財産使用収入	9,003	
		納付金		62,160	
			法科大学院設置者納付金	62,160	
		諸収入		24,296,248	
			許可及手数料	1,476,080	
			懲罰及没収金	105,760	
			弁償及返納金	100,807	
			物品売払収入	70,889	
			雑入	22,542,712	
会計検査院	雑収入			24,933	
		国有財産利用収入		21,449	
			国有財産貸付収入	21,395	

官報（号外）

		諸収入	国有財産使用収入	54
				3,484
			弁償及返納金	1,921
			物品売払収入	778
			雑入	785
内閣	雑収入			1,311,239
		国有財産利用収入		29,704
			国有財産貸付収入	28,003
			国有財産使用収入	1,701
		諸収入		1,281,535
			許可及手数料	482
			弁償及返納金	1,255,235
			物品売払収入	699
			雑入	25,119
内閣府	官業益金及官業収入			46,327
		官業収入		46,327
			病院収入	46,327
	政府資産整理収入			801,050
		国有財産処分収入		801,050
			国有財産売払収入	801,050
	雑収入			17,036,224
		国有財産利用収入		951,097
			国有財産貸付収入	922,008
			国有財産使用収入	28,518
			利子収入	571
		納付金		15,575,962
			雑納付金	15,575,962
		諸収入		509,165

				特別会計受入金	131,077
				許可及手数料	139
				弁償及返納金	183,910
				物品売払収入	133,719
				雑入	60,320
				計	17,883,601
総務省	雑収入				78,499,494
		国有財産利用収入			178,008
				国有財産貸付収入	177,930
				利子収入	78
		納付金			4,220,522
				雑納付金	4,220,522
		諸収入			74,100,964
				許可及手数料	818,750
				弁償及返納金	922,853
				物品売払収入	388
				電波利用料収入	71,185,028
				雑入	1,173,945
法務省	雑収入				78,179,784
		国有財産利用収入			727,287
				国有財産貸付収入	727,227
				利子収入	60
		諸収入			77,452,497
				特別会計受入金	1,100,000
				許可及手数料	20,879
				懲罰及没収金	67,436,301
				弁償及返納金	1,258,290
				物品売払収入	120,975

官報（号外）

			矯正官署作業収入	4,613,339
			雑入	2,902,713
外務省	雑収入			10,669,552
		国有財産利用収入		776,122
			国有財産貸付収入	744,065
			国有財産使用収入	71
			利子収入	31,986
		諸収入		9,893,430
			許可及手数料	4,888,474
			弁償及返納金	4,881,810
			物品売払収入	61,743
			雑入	61,403
財務省	租税及印紙収入			37,396,000,000
		租税		36,372,000,000
			所得税	12,614,000,000
			法人税	5,953,000,000
			相続税	1,271,000,000
			消費税	9,638,000,000
			酒税	1,383,000,000
			たばこ税	827,000,000
			揮発油税	2,576,000,000
			石油ガス税	12,000,000
			航空機燃料税	77,000,000
			石油石炭税	480,000,000
			電源開発促進税	330,000,000
			自動車重量税	447,000,000
			関税	756,000,000
			とん税	8,000,000

		印紙収入		1,024,000,000
			印紙収入	1,024,000,000
	政府資産整理収入			815,061,447
		国有財産処分収入		127,518,060
			国有財産売払収入	127,518,060
		回収金等収入		687,543,387
			特別会計整理収入	34,032,653
			貸付金等回収金収入	5,000,000
			政府出資回収金収入	648,510,734
	雑収入			8,232,713,207
		国有財産利用収入		51,836,867
			国有財産貸付収入	36,894,595
			利子収入	6,788,883
			配当金収入	8,153,389
		納付金		353,104,711
			日本銀行納付金	328,500,000
			独立行政法人造幣局納付金	4,207,231
			雑納付金	20,397,480
		諸収入		7,827,771,629
			特別会計受入金	7,713,205,123
			許可及手数料	3,611,699
			受託調査試験及役務収入	9,954,640
			懲罰及没収金	286,180
			弁償及返納金	12,634,897
			物品売払収入	54,025
			文官恩給費特別会計等負担金	2,797,016
			貨幣回収準備資金受入	26,645,505
			雑入	58,582,544

官　報（号外）

	公債金			44,303,000,000
		公債金		44,303,000,000
			公債・金	6,353,000,000
			特例公債金	37,950,000,000
			計	90,746,774,654
文部科学省	雑収入			19,223,051
		国有財産利用収入		605,627
			国有財産貸付収入	571,731
			国有財産使用収入	33,896
		納付金		7,384,536
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	5,243,000
			雑納付金	2,141,536
		諸収入		11,232,888
			許可及手数料	34,694
			弁償及返納金	7,234,840
			物品売払収入	22,741
			雑入	3,940,613
厚生労働省	官業益金及官業収入			1,407,364
		官業収入		1,407,364
			病院収入	1,397,492
			診療所収入	9,872
	政府資産整理収入			2,714,417
		回収金等収入		2,714,417
			貸付金等回収金収入	2,714,417
	雑収入			267,849,112
		国有財産利用収入		479,996
			国有財産貸付収入	479,070

			国有財産使用収入	467	
			利子収入	459	
		納付金		418,310	
			雑納付金	418,310	
		諸収入		266,950,806	
			授業料及入学検定料	145,770	
			許可及手数料	33,935	
			受託調査試験及役務収入	222,411	
			弁償及返納金	146,950,532	
			物品売払収入	117,661,814	
			雑入	1,936,344	
			計	271,970,893	
農林水産省	雑収入			753,624,495	
		国有財産利用収入		640,629	
			国有財産貸付収入	640,437	
			国有財産使用収入	192	
		納付金		239,482,396	
			日本中央競馬会納付金	239,365,000	
			雑納付金	117,396	
		諸収入		513,501,470	
			特別会計受入金	70,150,900	
			公共事業費負担金	135,042,550	
			許可及手数料	25,088	
			受託調査試験及役務収入	1,530,386	
			懲罰及没収金	12,302	
			弁償及返納金	304,024,028	
			物品売払収入	195,258	
			雑入	2,520,958	

経済産業省	政府資産整理収入		5,517,999	
		回収金等収入	5,517,999	
			特別会計整理収入	357
			貸付金等回収金収入	5,517,642
	雑収入		83,537,070	
		国有財産利用収入	127,502	
			国有財産貸付収入	123,723
			国有財産使用収入	3,779
		納付金	11,804,603	
			特定アルコール譲渡者納付金	11,381,000
			雑納付金	423,603
		諸収入	71,604,965	
			特別会計受入金	50,235,250
			許可及手数料	15,569
			弁償及返納金	16,692,815
			物品売払収入	27,230
			雑入	4,634,101
			計	89,055,069
国土交通省	政府資産整理収入		1,640,127	
		国有財産処分収入	237,636	
			国有財産売払収入	237,636
		回収金等収入	1,402,491	
			貸付金等回収金収入	1,402,491
	雑収入		151,642,181	
		国有財産利用収入	3,202,242	
			国有財産貸付収入	884,646
			国有財産使用収入	2,317,560
			利子収入	36

		諸収入		148,439,939	
			特別会計受入金	114,867,002	
			公共事業費負担金	14,744,546	
			許可及手数料	40,024	
			受託調査試験及役務収入	74,206	
			懲罰及没収金	23,067	
			弁償及返納金	15,666,765	
			物品売払収入	153,689	
			雑入	2,870,640	
			計	153,282,308	
環境省	雑収入			2,977,059	
		国有財産利用収入		677,534	
			国有財産貸付収入	471,953	
			国有財産使用収入	205,581	
		諸収入		2,299,525	
			許可及手数料	86	
			弁償及返納金	2,286,479	
			物品売払収入	1,390	
			雑入	11,570	
防衛省	官業益金及官業収入			14,451,846	
		官業収入		14,451,846	
			病院収入	14,451,846	
	政府資産整理収入			532,246	
		国有財産処分収入		114,503	
			国有財産売払収入	114,503	
		回収金等収入		417,743	
			貸付金等回収金収入	282,449	
			事故補償費返還金	135,294	

官報（号外）

	雑収入			33,812,292	
		国有財産利用収入		10,982,826	
			国有財産貸付収入	10,979,034	
			国有財産使用収入	2,820	
			利子収入	972	
		諸収入		22,829,466	
			授業料及入学検定料	6,131	
			許可及手数料	69	
			受託調査試験及役務収入	12,364	
			弁償及返納金	18,316,359	
			物品売払収入	2,015,699	
			雑入	2,478,844	
			計	48,796,384	
歳入総計				92,299,192,619	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)	
皇室費		内廷費	324,000	
		宮廷費	5,867,677	
		皇族費	283,396	
		計	6,475,073	
国会	衆議院	衆議院	66,393,879	
		衆議院施設費	12,545,113	
		衆議院予備経費	7,000	
		計	78,945,992	
	参議院	参議院	41,034,987	
		参議院施設費	7,651,127	

		参議院予備経費	5,000
		計	48,691,114
	国立国会図書館	国立国会図書館	19,718,007
		国立国会図書館施設費	1,412,123
		計	21,130,130
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	127,222
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	112,381
	国会所管合計		149,006,839
裁判所	裁判所	最高裁判所	86,730,172
		下級裁判所	199,995,110
		検察審査費	377,783
		裁判費	21,470,310
		裁判所施設費	14,597,121
		裁判所予備経費	8,000
		計	323,178,496
会計検査院	会計検査院	会計検査院	17,732,626
		会計検査院施設費	86,561
		計	17,819,187
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	22,564,338
		内閣官房施設費	5,814,652
		情報収集衛星業務費	63,029,985
		情報収集衛星施設費	505,548
		安全保障会議	403,040
		計	92,317,563
	内閣法制局	内閣法制局	1,060,021
	人事院	人事院	10,692,051
	内閣所管合計		104,069,635
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	25,751,167

			内閣本府施設費	1,278,391	
			市民活動促進費	190,225	
			公文書館関連政策費	52,458	
			独立行政法人国立公文書館運営費	2,220,398	
			独立行政法人国立公文書館施設整備費	123,456	
			政府広報費	4,977,628	
			遺棄化学兵器廃棄処理事業費	18,361,707	
			経済財政政策費	690,814	
			地域活性化政策費	150,135	
			地域再生推進費	103,389,000	
			科学技術政策費	472,831	
			防災政策費	4,015,383	
			災害対策総合推進調整費	248,000	
			沖縄政策費	5,596,519	
			沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	121,390	
			沖縄北部活性化特別振興事業費	3,500,000	
			大規模駐留軍用地跡地等利用推進費	350,000	
			沖縄特別振興対策調整費	5,690,000	
			沖縄特別振興対策事業費	2,310,000	
			沖縄振興総合調査費	200,000	
			沖縄教育振興事業費	11,982,222	
			沖縄保健衛生諸費	241,750	
			沖縄保健衛生施設整備費	1,052,509	
			沖縄農業振興費	2,977,816	
			独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構運営費	8,166,551	

		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費	5,142,010
		沖縄開発事業費	105,546,016
		沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費	3,500,000
		共生社会政策費	2,872,325
		栄典行政費	2,825,116
		男女共同参画社会形成促進費	355,712
		食品安全政策費	396,848
		原子力安全確保政策費	753,495
		公益法人制度改革推進費	128,860
		経済社会総合研究所	2,763,178
		迎賓施設運営費	901,213
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業調査諸費	58,439
		沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	37,000
		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	5,466,139
		沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	36,308,000
		沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	13,967,632
		沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	4,336,834
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,434,000
		計	391,903,167
	北方対策本部	北方対策本部	380,786
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	655,037

官　報（号外）

		独立行政法人北方領土問題対策協会施設整備費	139,527
		計	1,175,350
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	730,191
	日本学術会議	日本学術会議	1,147,195
	民間人材登用・再就職適正化センター	民間人材登用・再就職適正化センター	567,343
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,533,378
		沖縄海岸事業調査諸費	3,700
		沖縄治水事業工事諸費	1,733,861
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,422,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	915,534
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	137,000
		沖縄国営公園事業工事諸費	192,376
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	704,006
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	4,463
		計	10,646,318
	宮内庁	宮内庁	10,724,127
	公正取引委員会	公正取引委員会	8,961,608
	警察庁	警察庁共通費	92,271,191
		警察庁施設費	12,890,035
		生活安全警察費	211,886
		刑事警察費	489,980
		組織犯罪対策費	61,289
		交通警察費	21,016,051
		警備警察費	12,110,561
		皇宮警察本部	8,395,855

		船舶建造費	333,360
		犯罪被害給付費	2,071,710
		情報技術犯罪対策費	207,630
		科学警察研究所	2,112,915
		警察活動基盤整備費	118,370,804
		計	270,543,267
	金融庁	金融庁共通費	19,259,780
		金融機能安定確保費	840,890
		投資者等保護費	1,825,000
		金融機能円滑化推進費	10,093
		計	21,935,763
	消費者庁	消費者庁共通費	3,920,719
		消費者政策費	1,832,118
		独立行政法人国民生活センター運営費	3,201,746
		計	8,954,583
	内閣府所管合計		727,288,912
総務省	総務本省	総務本省共通費	40,071,932
		総務本省施設費	179,389
		人事管理推進費	162,604
		行政管理実施費	162,564
		行政評価等実施費	130,173
		地方行政制度整備費	5,701,812
		地域振興費	1,013,429
		地方財政制度整備費	64,264
		地方交付税交付金	17,094,542,481
		地方特例交付金	383,165,000
		地方税制度整備費	41,383

官　報（号外）

		選挙制度等整備費	51,069,723
		電子政府・電子自治体推進費	10,580,292
		情報通信技術研究開発推進費	8,577,308
		独立行政法人情報通信研究機構運営費	30,899,629
		独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	60,348
		情報通信技術高度利活用推進費	14,879,152
		ユビキタスネットワーク整備費	4,132,278
		情報通信技術利用環境整備費	1,281,974
		電波利用料財源電波監視等実施費	57,338,934
		情報通信国際戦略推進費	3,955,984
		郵政行政推進費	413,549
		一般戦災死没者追悼等事業費	713,128
		独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費	354,407
		恩給費	678,344,418
		統計調査費	82,844,750
		独立行政法人統計センター運営費	9,783,781
		政党助成費	32,102,927
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	26,740,000
		施設等所在市町村調整交付金	6,800,000
		計	18,546,107,613
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	19,617,889
		行政評価等実施費	624,137
		計	20,242,026

	総合通信局	総合通信局共通費	8,874,852
		ユビキタスネットワーク整備等推進費	103,400
		電波利用料財源電波監視等実施費	4,847,351
		計	13,825,603
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	559,831
	消防庁	消防庁共通費	2,158,060
		消防防災体制等整備費	10,715,141
		計	12,873,201
	総務省所管合計		18,593,608,274
法務省	法務本省	法務本省共通費	111,209,545
		基本法制整備費	153,683
		司法制度改革推進費	16,072,543
		日本司法支援センター運営費	15,541,552
		検察企画調整費	45,136
		矯正企画調整費	91,457
		更生保護企画調整推進費	241,240
		債権管理回収業審査監督費	10,913
		人権擁護推進費	1,996,992
		訟務費	1,889,507
		出入国管理企画調整推進費	5,511,135
		法務省施設費	22,762,496
		法務行政情報化推進費	1,291,875
		登記事務費登記特別会計へ繰入	67,696,645
		計	244,514,719
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,806,737
		法務調査研究費	40,118

官報（号外）

		国際協力推進費	177,534
		計	2,024,389
	検察庁	検察官署共通費	98,266,629
		検察費	5,735,070
		検察運営費	3,108,556
		計	107,110,255
	矯正官署	矯正官署共通費	161,748,220
		矯正管理業務費	4,611,898
		矯正収容費	50,869,290
		矯正施設民間開放推進費	14,666,946
		計	231,896,354
	更生保護官署	更生保護官署共通費	11,565,197
		更生保護活動費	11,705,509
		計	23,270,706
	法務局	法務局共通費	14,089,004
		国籍等事務処理費	1,146,031
		人権擁護活動費	1,509,984
		計	16,745,019
	地方入国管理官署	地方入国管理官署共通費	22,902,635
		出入国管理業務費	16,912,250
		計	39,814,885
	公安審査委員会	公安審査委員会	66,661
	公安調査庁	公安調査庁共通費	12,058,195
		破壊的団体等調査費	2,322,901
		計	14,381,096
	法務省所管合計		679,824,084
外務省	外務本省	外務本省共通費	51,123,399
		外務本省施設費	775,971

		地域別外交費	3,556,763
		分野別外交費	11,988,375
		広報文化交流及報道対策費	2,452,353
		独立行政法人国際交流基金運営費	12,850,693
		領事政策費	12,352,470
		経済協力費	156,158,109
		独立行政法人国際協力機構運営費	147,985,902
		国際分担金其他諸費	136,720,838
		計	535,964,873
	在外公館	在外公館共通費	110,514,116
		在外公館施設費	4,879,675
		地域別外交費	591,692
		分野別外交費	221,309
		広報文化交流及報道対策費	783,507
		領事政策費	3,270,106
		経済協力費	960,263
		計	121,220,668
	外務省所管合計		657,185,541
財務省	財務本省	財務本省共通費	106,640,505
		財務本省施設費	134,708
		財政健全化推進費	8,971,563
		税制企画立案費	179,305
		資産債務管理費	2,879,541
		公務員宿舎施設費	9,607,604
		国債費	20,649,078,305
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	15,115,654

官報（号外）

		関税制度等企画立案費	2,509,922
		経済協力費	132,924,341
		政策金融費	65,688,243
		国家公務員共済組合連合会等助成費	71,193,815
		経済危機対応・地域活性化予備費	1,000,000,000
		予備費	350,000,000
		決算調整資金へ繰入	718,175,674
		計	23,133,099,180
	財務局	財務局共通費	47,503,861
		財務局施設費	113,831
		財務局業務費	15,625,690
		計	63,243,382
	税関	税関共通費	65,389,526
		税関施設費	141,631
		税関業務費	30,899,957
		船舶建造費	836,192
		計	97,267,306
	国税庁	国税庁共通費	587,465,853
		国税庁施設費	2,910,040
		税務業務費	119,868,946
		国税不服審判所	5,114,253
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,064,139
		計	716,423,231
	財務省所管合計		24,010,033,099
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	132,957,079
		文部科学本省施設費	82,302

		生涯学習振興費	26,455,149
		独立行政法人国立科学博物館運営費	3,044,245
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	589,907
		初等中等教育等振興費	497,791,164
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	9,761,481
		独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費	225,799
		独立行政法人教員研修センター運営費	1,214,914
		独立行政法人教員研修センター施設整備費	191,892
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,138,263
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費	47,508
		義務教育費国庫負担金	1,593,767,000
		高等教育振興費	58,700,061
		独立行政法人大学評価・学位授与機構運営費	1,754,779
		独立行政法人大学入試センター運営費	79,580
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	66,280,755
		独立行政法人国立大学財務・経営センター運営費	455,447
		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	1,379,255
		育英事業費	130,899,306
		私立学校振興費	542,773,584
		科学技術・学術政策推進費	23,950,715
		科学技術振興調整費	29,643,000

放射能調査研究費	1,155,393
原子力安全対策費	389,383
研究振興費	284,267,213
国立大学法人施設整備費	53,135,923
国立大学法人船舶建造費	1,575,820
国立大学法人運営費	1,158,514,767
独立行政法人日本学術振興会運営費	28,020,898
研究開発推進費	85,921,049
独立行政法人科学技術振興機構運営費	102,661,811
独立行政法人科学技術振興機構施設整備費	98,438
南極地域観測事業費	3,509,831
独立行政法人海洋研究開発機構運営費	36,336,563
独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費	106,470
独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費	343,032
独立行政法人物質・材料研究機構運営費	14,050,726
独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	106,000
原子力試験研究費	187,662
独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	11,443,596
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	626,584
電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	138,900,000
独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	63,468,679

		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	3,947,106
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	130,391,959
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	6,328,277
		独立行政法人理化学研究所運営費	58,311,700
		独立行政法人理化学研究所施設整備費	2,037,306
		独立行政法人防災科学技術研究所運営費	7,972,638
		スポーツ振興費	8,891,333
		スポーツ振興施設費	1,634,918
		公立文教施設整備費	103,747,750
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	5,944,738
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	2,119,039
		文化振興費	808,500
		国際交流・協力推進費	27,416,820
		独立行政法人日本学生支援機構運営費	17,839,196
		計	5,485,394,303
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	3,702,153
		科学技術政策研究所	883,055
		日本学士院	609,532
		文部科学本省所轄研究所施設費	7,655
		計	5,202,395
	文化庁	文化庁共通費	2,664,185
		文化振興費	16,285,677
		日本芸術院	489,297

官報（号外）

		日本芸術院施設費	42,957
		独立行政法人国立美術館運営費	5,858,966
		独立行政法人国立美術館施設整備費	6,699,018
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	10,570,054
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	615,191
		文化財保存事業費	43,144,723
		文化財保存施設整備費	540,913
		独立行政法人国立文化財機構運営費	8,192,326
		独立行政法人国立文化財機構施設整備費	3,992,206
		国際文化交流推進費	2,178,004
		文化振興基盤整備費	750,066
		計	102,023,583
	文部科学省所管合計		5,592,620,281
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	94,248,666
		厚生労働本省施設費	430,333
		医療提供体制確保対策費	2,883,691
		医療従事者等確保対策費	5,876,641
		医療従事者資質向上対策費	19,611,634
		医療情報化等推進費	1,203,959
		医療安全確保推進費	564,562
		独立行政法人国立病院機構運営費	43,681,522
		独立行政法人国立病院機構施設整備費	3,120,686
		独立行政法人国立がん研究センター運営費	8,802,905

独立行政法人国立がん研究センター施設整備費	520,136
独立行政法人国立循環器病研究センター運営費	5,901,571
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費	4,595,334
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	1,618,342
独立行政法人国立国際医療研究センター運営費	8,454,975
独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費	742,491
独立行政法人国立成育医療研究センター運営費	5,008,265
独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費	3,459,433
感染症対策費	29,385,173
特定疾患等対策費	34,543,548
移植医療推進費	2,590,185
原爆被爆者等援護対策費	155,424,240
医薬品承認審査等推進費	1,581,129
医薬品安全対策等推進費	2,806,822
医薬品適正使用推進費	180,213
血液製剤対策費	1,066,893
重要医薬品供給確保対策費	2,073,575
医薬品等研究開発推進費	1,946,597
医療提供体制基盤整備費	40,758,629
独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	442,553
医療保険給付諸費	8,155,946,572
健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	15,208,911
医療費適正化推進費	29,792,892

官　報（号外）

		地域保健対策費	5,023,423
		保健衛生施設整備費	1,229,000
		健康増進対策費	17,088,687
		健康危機管理推進費	217,188
		食品等安全確保対策費	1,899,722
		水道安全対策費	100,575
		水道施設整備費	46,982,180
		麻薬・覚せい剤等対策費	1,389,692
		化学物質安全対策費	656,087
		生活衛生対策費	2,164,566
		労働条件確保・改善対策費	274,158
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	603,610
		労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	370,628
		職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	3,725
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	453,564
		高齢者等雇用安定・促進費	26,577,344
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	301,039,500
		職業能力開発強化費	3,362,831
		若年者等職業能力開発支援費	2,797,841
		障害者等職業能力開発支援費	5,787,292
		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	868,191
		男女均等雇用対策費	133,099
		地域子育て支援対策費	36,193,692
		保育所運営費	353,387,204

		児童手当及子ども手当年金特別会計へ繰入	1,514,767,026
		児童虐待等防止対策費	86,011,050
		母子保健衛生対策費	22,899,395
		母子家庭等対策費	176,416,739
		児童福祉施設整備費	5,033,000
		生活保護費	2,238,819,764
		地域福祉推進費	24,643,932
		災害救助等諸費	721,500
		社会福祉諸費	40,229,756
		遺族及留守家族等援護費	32,991,682
		戦没者慰霊事業費	1,402,206
		中国残留邦人等支援事業費	2,088,384
		恩給進達等実施費	364,395
		障害保健福祉費	1,098,893,914
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	2,263,507
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	291,200
		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	8,542,791
		社会福祉施設整備費	11,139,911
		独立行政法人福祉医療機構運営費	4,120,954
		公的年金制度運営諸費	469,632
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	10,125,705,496
		企業年金等普及促進費	1,530,763
		高齢者日常生活支援等推進費	76,070,921
		介護保険制度運営推進費	2,116,651,961

官報（号外）

	業務取扱費年金特別会計へ繰入	211,830,635	
	国際機関活動推進費	14,835,397	
	国際協力費	717,161	
	厚生労働科学研究費	47,247,029	
	独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	738,737	
	独立行政法人医薬基盤研究所運営費	9,742,034	
	独立行政法人医薬基盤研究所施設整備費	175,000	
	水道施設整備事業調査諸費	2,820	
	計	27,370,435,569	
検疫所	検疫所共通費	6,865,211	
	検疫業務等実施費	841,090	
	輸入食品検査業務実施費	2,298,613	
	計	10,004,914	
国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	19,300,567	
	国立ハンセン病療養所施設費	5,237,697	
	国立ハンセン病療養所運営費	11,073,247	
	計	35,611,511	
厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	7,720,288	
	厚生労働本省試験研究所施設費	253,222	
	血清等製造及検定費	520,528	
	厚生労働本省試験研究所試験研究費	3,926,972	
	計	12,421,010	
国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	6,477,855	
	国立更生援護機関施設費	754,539	

		国立児童自立支援施設運営費	170,862
		国立更生援護所運営費	2,152,106
		計	9,555,362
	地方厚生局	地方厚生局共通費	14,494,546
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,917,981
		医師等国家試験実施費	251,128
		麻薬・覚せい剤等対策費	587,325
		医療観察等実施費	137,773
		計	17,388,753
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	86,247,108
		都道府県労働局施設費	590,573
		労働条件確保・改善対策費	946,311
		個別労働紛争対策費	120,359
		職業紹介事業等実施費	189,026
		高齢者等雇用安定・促進費	10,769,794
		男女均等雇用対策費	122,404
		計	98,985,575
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,307,127
		労使関係等安定形成促進費	389,391
		計	1,696,518
	厚生労働省所管合計		27,556,099,212
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	93,881,948
		農林水産本省施設費	871,205
		食品産業競争力強化対策費	381,336
		主要食糧需給安定対策費	314,388
		主要食糧需給安定対策費食料安定供給特別会計へ繰入	75,500,000

		食の安全・消費者の信頼確保対策費	11,965,594		
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,969,233		
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	102,142		
		食育推進事業費	1,793,777		
		国産農畜産物競争力強化対策費	82,077,865		
		牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費	60,529,720		
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	1,883,154		
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,791,833		
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	133,983		
		独立行政法人種苗管理センター運営費	2,653,621		
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費	170,497		
		独立行政法人家畜改良センター運営費	7,804,840		
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	344,638		
		環境保全型農業生産対策費	1,471,161		
		担い手育成・確保対策費	31,471,757		
		農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	63,401,458		
		農業・食品産業強化対策費	15,284,264		
		農業経営支援対策費	180,471,771		
		共済掛金国庫負担金等農業共済再保険特別会計へ繰入	52,142,528		
		独立行政法人農業者年金基金運営費	3,657,006		

		農地等整備・保全推進費	27,385,253
		海岸事業費	3,297,107
		農業生産基盤整備・保全事業費	97,813,921
		農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	15,614,000
		農村振興費	48,998,606
		農村整備事業費	6,713,303
		株式会社日本政策金融公庫助成費	22,393,370
		農山漁村活性化対策費	27,909,761
		農山漁村地域整備事業費	117,369,000
		バイオマス利用等対策費	8,120,313
		牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策費	696,250
		農業等国際協力推進費	8,581,976
		農林水産物・食品輸出促進対策費	389,861
		農林水産統計調査費	6,440,643
		農林水産業研究開発費	528,892
		農林水産政策研究所	1,039,901
		戸別所得補償制度実証等実施費	561,458,300
		農山漁村6次産業化対策費	12,193,192
		風水害等対策費	100,000
		受託工事費及換地清算金	2,013,018
		海岸事業調査諸費	4,600
		農業生産基盤整備・保全事業調査諸費	1,274,977
		農業施設災害復旧事業費	7,982,749

官　報（号外）

		農業施設災害関連事業費	172,584
		計	1,675,561,296
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	14,689,967
		農林水産本省検査指導所施設費	670,923
		計	15,360,890
	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	1,617,879
		農林水産技術会議施設費	176,381
		農林水産業研究開発費	21,096,097
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	44,046,940
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	857,664
		独立行政法人農業生物資源研究所運営費	6,981,708
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	215,743
		独立行政法人農業環境技術研究所運営費	3,065,524
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	126,555
		独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,713,938
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	60,038
		計	81,958,467
	農林水産行政監察・評価本部	農林水産行政監察・評価本部	357,968
	地方農政局	地方農政局	76,169,847
		地方農政局施設費	570,003
		海岸事業工事諸費	347,293
		農業生産基盤整備・保全事業工事諸費	17,437,799

		農業施設災害復旧事業等工事諸費	6,255
		計	94,531,197
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	4,657,757
	林野庁	林野庁共通費	5,812,719
		林野庁施設費	64,975
		森林整備・保全費	6,232,658
		独立行政法人農林漁業信用基金出資	1,600,000
		森林整備・保全費国有林野事業特別会計へ繰入	50,478,037
		治山事業費	29,408,339
		治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	29,564,000
		森林整備事業費	47,489,810
		森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入	65,182,000
		林業・木材産業等振興対策費	8,866,762
		森林整備・林業等振興対策費	7,084,642
		独立行政法人森林総合研究所運営費	9,972,930
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	257,893
		治山事業調査諸費	11,661
		森林整備事業調査諸費	12,190
		山林施設災害復旧事業費	3,753,718
		山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入	1,691,282
		山林施設災害関連事業費	4,496,826
		山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入	32,174
		計	272,012,616

	水産庁	水産庁共通費	7,498,961
		水産庁施設費	87,512
		水産物安定供給対策費	23,894,679
		船舶建造費	594,250
		水産業振興費	23,137,377
		保険料国庫負担金等漁船再保険及び漁業共済保険特別会計へ繰入	15,281,084
		独立行政法人水産大学校運営費	1,866,342
		独立行政法人水産大学校施設整備費	240,821
		海岸事業費	848,580
		水産基盤整備費	34,393,359
		水産業強化対策費	5,045,377
		国際漁業協力推進費	818,285
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	16,047,161
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	1,256,368
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費	1,782,868
		海岸事業調査諸費	6,420
		水産基盤整備事業工事諸費	59,641
		漁港施設災害復旧事業費	1,105,448
		漁港施設災害関連事業費	6,000
		計	133,970,533
	農林水産省所管合計		2,278,410,724
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	47,320,580
		経済産業本省施設費	1,806,531
		産業人材育成費	2,400,000

		技術革新促進・環境整備費	11,631,229	
		独立行政法人産業技術総合研究所運営費	61,406,811	
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	1,321,061	
		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	19,008	
		工業標準・知的基盤整備費	1,679,541	
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,155,282	
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,529,639	
		情報技術利活用促進費	6,093,366	
		流通・物流基盤整備費	83,470	
		情報セキュリティ対策推進費	1,672,814	
		消費者行政推進費	754,836	
		経済産業統計調査費	2,747,179	
		通商政策推進費	3,334,311	
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	22,844,747	
		貿易投資促進費	2,856,293	
		再保険費貿易再保険特別会計へ繰入	1,600,000	
		経済協力費	14,059,488	
		貿易管理費	554,860	
		ものづくり産業振興費	9,144,030	
		情報産業強化費	2,391,627	
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	4,696,956	
		サービス産業強化費	3,015,533	
		コンテンツ産業強化費	1,798,551	
		化学物質管理推進費	1,036,325	

官報（号外）

		まちづくり推進費	383,892
		地域経済活性化対策費	5,936,708
		工業用水道事業費	2,192,850
		温暖化対策費	4,821,761
		資源循環推進費	400,399
		環境経営・競争力強化費	799,156
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	39,608,141
		工業用水道事業調査諸費	1,150
		計	269,098,125
	経済産業局	経済産業局共通費	15,074,213
		経済産業統計調査費	138,737
		計	15,212,950
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	3,976,706
		鉱物資源安定供給確保費	2,134,753
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	350,000
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,863,649
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費	7,498,000
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	399,700,000
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	181,500,000
		計	599,023,108
	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院共通費	3,949,405
		産業保安費	4,229,655
		計	8,179,060

	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,641,456
		中小企業事業環境整備費	28,805,852
		経営革新・創業促進費	44,636,393
		経営安定・取引適正化費	993,008
		まちづくり推進費	3,311,333
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	20,265,324
		計	100,653,366
	経済産業省所管合計		992,166,609
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	123,115,787
		国土交通本省施設費	360,777
		住宅対策諸費	143,906,000
		住宅市場整備推進費	9,600,186
		総合的バリアフリー推進費	4,780,382
		鉄道駅移動円滑化施設整備事業費	720,000
		海洋環境対策費	74,436
		海岸環境整備事業費	93,000
		道路環境等対策費	1,276,167
		水資源対策費	232,412
		水資源開発事業費	11,694,000
		緑地環境対策費	150,000
		国営公園等事業費	21,994,592
		水環境対策費	561,179
		都市水環境整備事業費	5,523,000
		下水道事業費	43,659,380
		地球温暖化防止等対策費	36,247,034
		災害情報整備推進費	11,272
		住宅・市街地防災対策費	65,100

官　報（号外）

		市街地防災事業費	36,000	
		住宅防災事業費	57,471,000	
		都市公園防災事業費	5,505,000	
		下水道防災事業費	2,943,000	
		水害・土砂災害対策費	242,716	
		河川管理施設整備費	113,979	
		急傾斜地崩壊対策等事業費	483,000	
		災害対策等緊急事業推進費	30,000,000	
		治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	530,672,385	
		北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	69,130,000	
		離島治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	45,000	
		海岸事業費	18,522,247	
		公共交通等安全対策費	1,849,739	
		独立行政法人航空大学校運営費	2,653,320	
		独立行政法人航空大学校施設整備費	102,810	
		鉄道安全対策事業費	1,334,000	
		道路交通安全対策費	686,663	
		総合的物流体系整備推進費	2,395,079	
		港湾事業費	1,380,000	
		港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	127,779,522	
		北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	12,270,000	
		離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	6,008,000	
		景観形成推進費	860,408	

		整備新幹線建設推進高度化等事業費	2,700,000	
		整備新幹線整備事業費	70,600,000	
		空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	33,431,890	
		北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,927,800	
		離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	343,000	
		航空機燃料税財源空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	64,205,110	
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	4,810,000	
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	129,000	
		都市・地域づくり推進費	1,962,711	
		都市再生・地域再生整備事業費	6,144,000	
		鉄道網整備推進費	2,910,306	
		鉄道網整備事業費	24,492,000	
		地域公共交通維持・活性化推進費	15,714,979	
		都市・地域交通整備事業費	38,000	
		道路交通円滑化推進費	100,116,032	
		道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,038,541,000	
		北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	145,149,000	
		離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,811,000	
		社会資本整備・管理効率化推進費	757,868	

官　報（号外）

		不動産市場整備等推進費	5,226,832		
		建設市場整備推進費	1,348,386		
		国土交通統計調査費	790,258		
		国土調査費	13,340,575		
		自動車運送業市場環境整備推進費	3,709		
		海事産業市場整備等推進費	563,584		
		独立行政法人航海訓練所運営費	5,950,823		
		独立行政法人海技教育機構運営費	2,508,706		
		独立行政法人海技教育機構施設整備費	112,326		
		国土形成推進費	2,352,001		
		社会資本総合整備事業費	2,033,130,500		
		地理空間情報整備・活用推進費	2,115,063		
		離島振興費	1,968,648		
		奄美群島園芸振興費	100,519		
		離島振興事業費	64,775,000		
		北海道総合開発推進費	469,547		
		北海道開発事業費	168,076,426		
		北海道特定特別総合開発事業推進費	710,000		
		北海道特定地域連携事業推進費	8,500,000		
		技術研究開発推進費	2,211,084		
		独立行政法人土木研究所運営費	9,124,037		
		独立行政法人土木研究所施設整備費	497,009		

		独立行政法人建築研究所運営費	1,924,425	
		独立行政法人建築研究所施設整備費	97,620	
		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	529,325	
		独立行政法人交通安全環境研究所運営費	747,031	
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	92,000	
		独立行政法人海上技術安全研究所運営費	2,932,720	
		独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費	349,030	
		独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,384,770	
		独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費	132,304	
		独立行政法人電子航法研究所運営費	1,597,527	
		独立行政法人電子航法研究所施設整備費	138,792	
		情報化推進費	2,350,259	
		国際協力費	540,817	
		官庁施設保全等推進費	98,862	
		官庁営繕費	19,027,589	
		水資源開発事業調査諸費	3,950	
		急傾斜地崩壊対策等事業調査諸費	14,850	
		海岸事業調査諸費	76,555	
		都市開発事業調査諸費	32,000	
		住宅建設事業調査諸費	123,000	
		国営公園等事業調査諸費	39,200	

		下水道事業調査諸費	115,620
		北海道農業生産基盤整備・保全事業調査諸費	20,796
		河川等災害復旧事業費	44,223,508
		河川等災害関連事業費	8,790,080
		河川管理費社会資本整備事業特別会計へ繰入	1,120,887
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	731,510
		北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	8,697,677
		北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	4,785,000
		離島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入	4,345,000
		離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	264,000
		計	5,222,534,005
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	2,973,282
		国土技術政策総合研究所施設費	73,340
		技術研究開発推進費	692,292
		計	3,738,914
	国土地理院	国土地理院共通費	5,750,140
		国土地理院・施設費	92,007
		災害情報整備推進費	703,230
		地理空間情報整備・活用等推進費	2,750,445
		技術研究開発推進費	154,606
		計	9,450,428

	海難審判所	海難審判所共通費	896,518
		海難審判費	35,230
		計	931,748
	地方整備局	地方整備局共通費	30,930,893
		地方整備推進費	898,461
		国営公園事業工事諸費	1,925,208
		道路災害復旧事業工事諸費	17,798
		計	33,772,360
	北海道開発局	北海道開発局共通費	8,988,500
		北海道開発局施設費	290,545
		北海道開発行政推進費	232,706
		北海道治水海岸事業工事諸費	11,213,000
		北海道道路整備事業工事諸費	21,372,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	4,615,200
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,919,000
		北海道国営公園事業工事諸費	98,000
		北海道農業生産基盤整備・保全事業等工事諸費	11,120,101
		北海道災害復旧事業等工事諸費	28,569
		計	59,877,621
	地方運輸局	地方運輸局共通費	20,944,199
		地方運輸行政推進費	1,197,972
		計	22,142,171
	地方航空局	地方航空局共通費	1,849,913
		地方航空行政推進費	33,128
		計	1,883,041

官報（号外）

	観光庁	観光庁共通費	960,938
		観光振興費	10,593,885
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,905,188
		計	13,460,011
	気象庁	気象官署共通費	36,613,208
		気象官署施設費	305,221
		観測予報等業務費	22,479,478
		気象研究所	2,591,488
		計	61,989,395
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,074,998
	海上保安庁	海上保安官署共通費	97,550,219
		海上保安官署施設費	1,374,275
		船舶交通安全及海上治安対策費	53,732,875
		船舶建造費	24,457,682
		航路標識整備事業費	4,372,810
		航路標識整備事業工事諸費	587,190
		計	182,075,051
	国土交通省所管合計		5,613,929,743
環境省	環境本省	環境本省共通費	10,489,864
		地球温暖化対策推進費	3,839,690
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	35,500,000
		地球環境保全費	3,380,610
		大気・水・土壌環境等保全費	4,535,918
		廃棄物・リサイクル対策推進費	7,888,422

		廃棄物処理施設整備費	59,128,368
		生物多様性保全等推進費	6,804,442
		環境保全施設整備費	202,652
		自然公園等事業費	10,223,173
		化学物質対策推進費	2,255,227
		環境保健対策推進費	14,487,558
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	9,624,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	1,251,053
		環境政策基盤整備費	9,248,634
		環境調査研修所	1,194,446
		環境調査研修所施設費	639,089
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	1,989,869
		独立行政法人国立環境研究所運営費	12,127,614
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	291,941
		環境研究総合推進費	5,269,000
		地球環境保全等試験研究費	771,131
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	87,791
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	5,632
		自然公園等事業工事諸費	494,827
		計	201,730,951
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	3,605,544
		地方環境事務所施設費	50,074

官報（号外）

		地方環境対策費	1,797,093
		計	5,452,711
	環境省所管合計		207,183,662
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	941,976,039
		自衛官給与費	1,359,450,709
		武器車両等整備費	838,704,094
		航空機整備費	469,020,690
		艦船整備費	92,490,505
		平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費	25,344,626
		平成18年度潜水艦建造費	16,020,727
		平成19年度甲型警備艦建造費	36,630,945
		平成19年度潜水艦建造費	13,836,999
		平成20年度甲型警備艦建造費	18,611,375
		平成20年度潜水艦建造費	24,644,718
		平成21年度甲型警備艦建造費	3,859,752
		平成22年度甲Ⅲ型警備艦建造費	336,706
		平成22年度潜水艦建造費	66,161
		施設整備費	126,888,092
		人材確保育成費	90,963,181
		研究開発費	158,814,168
		防衛施設安定運用関連諸費	279,017,739
		在日米軍等駐留関連諸費	271,588,345
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,488,140
		計	4,771,753,711
	地方防衛局	地方防衛局	18,539,537
	防衛省所管合計		4,790,293,248
歳出総計			92,299,192,619

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費								
		既定	97,502,319	226,764	1,405,235	26,566,959	43,958,720	25,344,641	—	
		改定	97,502,304	226,764	1,405,235	26,566,959	43,958,720	25,344,626	—	平成18年度甲Ⅲ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成18年度潜水艦建造費								
		既定	56,301,598	125,818	1,593,820	28,674,665	9,886,387	16,020,908	—	
		改定	56,301,417	125,818	1,593,820	28,674,665	9,886,387	16,020,727	—	平成18年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成19年度甲型警備艦建造費								
		既定	74,666,179	—	209,572	2,624,913	16,670,936	38,438,088	16,722,670	
		改定	74,582,482	—	209,572	2,624,913	16,670,936	36,630,945	18,446,116	平成19年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成19年度（千円）	平成20年度（千円）	平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	事由
		平成19年度潜水艦建造費								
		既定	53,344,702	95,708	3,886,190	20,375,057	15,681,884	13,305,863	—	
		改定	53,375,495	95,708	3,886,190	20,375,057	13,836,999	15,181,541	—	平成19年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

官報（号外）

		平成20年度甲型警備艦建造費								
		既定	86,710,778	—	252,710	2,317,688	20,629,421	48,913,022	14,597,937	
		改定	86,548,335	—	252,710	2,317,688	18,611,375	50,767,104	14,599,458	平成20年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成20年度潜水艦建造費								
		既定	55,018,204	—	81,519	3,450,606	25,787,782	12,408,023	13,290,274	
		改定	54,977,183	—	81,519	3,450,606	24,644,718	13,509,392	13,290,948	平成20年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額						事由
				平成21年度（千円）	平成22年度（千円）	平成23年度（千円）	平成24年度（千円）	平成25年度（千円）	平成26年度（千円）	
		平成21年度甲型警備艦建造費								
		既定	145,557,288	228,956	4,285,442	38,339,119	71,592,738	31,111,033	—	
		改定	145,135,509	228,956	3,859,752	38,459,235	71,476,533	31,111,033	—	平成21年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成22年度甲Ⅲ型警備艦建造費	120,763,684	—	336,706	2,872,909	29,794,648	54,240,859	33,518,562	甲Ⅲ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		平成22年度潜水艦建造費	53,360,852	—	66,161	2,624,296	24,106,737	12,272,990	14,290,668	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室費		(項) 宮廷費のうち
		施設整備費
国会	衆議院	(項) 衆議院のうち
		情報処理業務庁費（議員歳費・議員秘書給与システム開発経費に限る。）
		衆議院施設費
	参議院	(項) 参議院施設費
	国立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	(項) 裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	(項) 会計検査院のうち
		会計検査情報処理業務庁費（決算確認システム開発経費に限る。）
		会計検査院施設費
内閣	内閣官房	(項) 内閣官房施設費
		情報収集衛星業務費のうち
		情報収集衛星システム開発等委託費
		情報収集衛星施設費
	人事院	(項) 人事院のうち
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）
内閣府	内閣本府	(項) 内閣本府施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費（内閣本府庁舎等施設整備費及び迎賓館施設整備費に限る。）
		施設整備費（内閣本府庁舎等施設整備費、迎賓館施設整備費及び中央防災無線網施設整備費に限る。）
		独立行政法人国立公文書館施設整備費
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（資機材調達庁費に限る。）
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費
		地域再生推進費
		防災政策費のうち
		災害関係調査費（総合防災情報システム開発経費に限る。）
		地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金
		被災者生活再建支援金補助金
		沖縄政策費のうち
		沖縄新産業創出対策事業推進費補助金
		沖縄振興特別事業費補助金（地上デジタル放送推進事業に限る。）
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費
		沖縄北部活性化特別振興事業費

官報（号外）

		沖縄特別振興対策事業費のうち	
		沖縄特別振興対策事業費補助金（特定地域特別振興事業に限る。）	
		沖縄教育振興事業費	
		沖縄保健衛生施設整備費	
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費	
		沖縄開発事業費	
		沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費	
		食品安全政策費のうち	
		食品健康影響評価技術研究委託費	
		沖縄治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入	
		沖縄治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	
		沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	
		沖縄港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	
		沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	
	沖縄総合事務局	（項）沖縄治水事業工事諸費のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		沖縄道路整備事業工事諸費のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		沖縄国営公園事業工事諸費のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		沖縄農業生産基盤整備・保全事業工事諸費のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
	警察庁	（項）警察庁施設費のうち	
		施設施工旅費	
		施設施工庁費	

					情報通信技術高度利活用推進費のうち
					先導的情報通信社会基盤整備委託費
					先進的地域情報通信システム開発委託費
					電波利用料財源電波監視等実施費のうち
					施設施工旅費
					電波監視等業務庁費（総合無線局監理システム開発経費に限る。）
					施設施工庁費
					電波利用技術研究開発等委託費
					施設整備費
					無線システム普及支援事業費等補助金
					恩給費のうち
					国会議員互助年金
					文官等恩給費
					旧軍人遺族等恩給費
				消防庁	（項）消防防災体制等整備費のうち
					消防防災技術研究開発委託費
					緊急消防援助隊設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費及び救助消防ヘリコプター付属設備整備費に限る。）
					消防防災施設整備費補助金
			法務省	法務本省	（項）更生保護企画調整推進費のうち
					更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業費に限る。）
					警察庁施設費
					通信施設整備費
					交通警察費のうち
					都道府県警察施設整備費補助金
					船舶建造費
					警察活動基盤整備費のうち
					都道府県警察施設整備費補助金
総務省	総務本省	（項）総務本省共通費のうち			
		情報処理業務庁費（行政管理局情報システム管理室及び共同利用センターの移転関係経費に限る。）			
		総務本省施設費			
		地方行政制度整備費のうち			
		市町村合併体制整備費補助金			
		地域振興費のうち			
		過疎地域集落等整備事業費補助金			
		電子政府・電子自治体推進費のうち			
		情報処理業務庁費（文書管理業務・システムの最適化実施に必要な経費、職員等利用者認証業務・システムの最適化実施に必要な経費及び物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）			
		情報通信技術研究開発推進費のうち			
		情報通信技術研究開発推進委託費			

官報（号外）

				法務省施設費のうち			税務業務費のうち
				施設施工旅費			税務特別庁費（国税総合管理システム開発経費及び国税総合管理システムオープンシステム化開発経費に限る。）
				施設施工庁費			
				施設整備費			
外務省	外務本省	（項）	外務本省施設費				成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費（国税電子申告・納税システム開発経費に限る。）
				地域別外交費のうち			
				政府開発援助諸謝金（化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の調査事業費に限る。）	文部科学省	文部科学本省	（項） 文部科学本省施設費
				経済協力費のうち			生涯学習振興費のうち
				政府開発援助経済開発等援助費			放送大学学園施設整備費補助金
	在外公館	（項）	在外公館施設費				初等中等教育等振興費のうち
財務省	財務本省	（項）	財務本省施設費				学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費に限る。）
				財政健全化推進費のうち			独立行政法人国立青少年教育振興機構施設整備費
				予算編成事務等機械化庁費（財務書類作成システム開発経費に限る。）			高等教育振興費のうち
				歳入歳出関係事務機械化庁費（官庁会計システム機能改善等経費に限る。）			研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費に限る。）
				公務員宿舎施設費			独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費
	財務局	（項）	財務局施設費				私立学校振興費のうち
	税関	（項）	税関施設費				私立学校施設整備費補助金
				船舶建造費			科学技術・学術政策推進費のうち
	国税庁	（項）	国税庁施設費のうち				国際研究拠点形成促進事業費補助金
				施設施工旅費			地域産学官連携科学技術振興事業費補助金
				施設施工庁費			
				施設整備費			科学技術振興調整費

		放射能調査研究費のうち 放射能測定調査委託費 研究振興費のうち 科学技術試験研究委託費 最先端研究開発戦略的強化費補助金 特定先端大型研究施設整備費補助金 高性能汎用計算機高度利用事業費補助金 科学研究費補助金 特定先端大型研究施設運営費等補助金（高性能汎用計算機システム研究開発経費に限る。） 国立大学法人施設整備費 国立大学法人船舶建造費 研究開発推進費のうち 科学技術試験研究委託費 地球観測技術等調査研究委託費 原子力基礎基盤研究委託費 国際熱核融合実験炉研究開発費補助金 地球観測システム研究開発費補助金 国際宇宙ステーション開発費補助金 独立行政法人科学技術振興機構施設整備費 独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費			独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費 独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費 原子力試験研究費のうち 試験研究費 原子力試験研究委託費 独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費 独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費 独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費 独立行政法人理化学研究所施設整備費 スポーツ振興施設費 公立文教施設整備費 独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費　のうち 独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金（スポーツ施設整備費に限る。）
			文化庁	（項）	日本芸術院施設費 独立行政法人国立美術館施設整備費　のうち 独立行政法人国立美術館施設整備費補助金（東京国立近代美術館施設整備費及び京都国立近代美術館施設整備費に限る。）

官報（号外）

						水道施設整備費
						母子家庭等対策費のうち
						児童扶養手当給付費
						児童福祉施設整備費
						遺族及留守家族等援護費のうち
						遺族等年金
						中国残留邦人等支援事業費のうち
						引揚者給与費（中国残留邦人等一時金に限る。）
						障害保健福祉費のうち
						心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金
						心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
						特別児童扶養手当給付費
						独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費
						社会福祉施設整備費
						介護保険制度運営推進費のうち
						地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
						厚生労働科学研究費のうち
						厚生労働科学研究費補助金
				国立ハンセン病療養所	（項）	国立ハンセン病療養所施設費
				厚生労働本省試験研究機関	（項）	厚生労働本省試験研究所施設費
				国立更生援護機関	（項）	国立更生援護機関施設費
			独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち			
			独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金（国立劇場施設整備費に限る。）			
			文化財保存事業費のうち			
			国有文化財保存整備費			
			国宝重要文化財等保存整備費補助金			
			史跡等購入費補助金			
			文化財保存施設整備費			
			独立行政法人国立文化財機構施設整備費			
厚生労働省	厚生労働本省	（項）	独立行政法人国立病院機構施設整備費			
			独立行政法人国立がん研究センター施設整備費			
			独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費			
			独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費			
			重要医薬品供給確保対策費のうち			
			ワクチン等購入費			
			医薬品買上費			
			医療提供体制基盤整備費のうち			
			医療施設等施設整備費補助金			
			医療提供体制施設整備交付金			
			保健衛生施設整備費			

	都道府県労働局	（項）都道府県労働局施設費			農業生産基盤整備・保全事業費
農林水産省	農林水産本省	（項）農林水産本省施設費			農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		食の安全・消費者の信頼確保対策費のうち			農村振興費のうち
		食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金			農村振興対策整備費補助金
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費			農村整備事業費
		国産農畜産物競争力強化対策費のうち			農山漁村活性化対策費のうち
		国産農畜産物競争力強化対策整備費補助金			農山漁村活性化対策整備交付金
		牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費のうち			農山漁村地域整備事業費
		牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費交付金			バイオマス利用等対策費のうち
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費			成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費			成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費			バイオマス利用対策整備交付金
		担い手育成・確保対策費のうち			牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策費
		担い手育成・確保対策整備交付金			農山漁村６次産業化対策費のうち
		農業・食品産業強化対策費のうち			農山漁村６次産業化対策整備費補助金
		農業・食品産業強化対策整備交付金			風水害等対策費
		農業経営支援対策費のうち			受託工事費及換地清算金のうち
		農業経営支援対策整備費補助金			受託工事費
		海岸事業費			農業施設災害復旧事業費

官報（号外）

		農業施設災害関連事業費			治山事業費
	農林水産本省検査指導機関	(項) 農林水産本省検査指導所施設費			治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
	農林水産技術会議	(項) 農林水産技術会議施設費			森林整備事業費のうち
		農林水産業研究開発費のうち			森林環境保全整備事業費補助
		試験研究調査委託費（農林水産業技術開発総合研究等委託費のうち新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業費に限る。）			森林居住環境整備事業費補助
					水源林造成等事業費補助
		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費			美しい森林づくり基盤整備交付金
					森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費			林業・木材産業等振興対策費のうち
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費			林業・木材産業等振興調査等委託費（森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業費に限る。）
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費			森林整備・林業等振興対策費のうち
	地方農政局	(項) 地方農政局施設費			森林整備・林業等振興施設整備交付金
		海岸事業工事諸費のうち			独立行政法人森林総合研究所施設整備費
		超過勤務手当			山林施設災害復旧事業費
		日額旅費			山林施設災害復旧事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		工事雑費			山林施設災害関連事業費
		農業生産基盤整備・保全事業工事諸費のうち			山林施設災害関連事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		超過勤務手当			
		日額旅費			
		工事雑費			
		農業施設災害復旧事業等工事諸費			
	林野庁	(項) 林野庁施設費	水産庁	(項)	水産庁施設費
					船舶建造費

		独立行政法人水産大学校施設整備費	
		海岸事業費	
		水産基盤整備費	
		水産業強化対策費のうち	
		水産業強化対策施設整備交付金	
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費	
		漁港施設災害復旧事業費	
		漁港施設災害関連事業費	
経済産業省	経済産業本省	（項）経済産業本省施設費	
		技術革新促進・環境整備費のうち	
		産業技術研究開発委託費（日米エネルギー環境技術研究・標準化協力事業、超低電圧デバイス研究開発事業、新材料電力変換半導体研究開発事業及び超軽量・高強度融合材料研究開発事業に限る。）	
		新規産業創造技術開発費補助金	
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	
		情報技術利活用促進費のうち	
		情報処理業務庁費（旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）	
		成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費	
			中小企業戦略的情報化等委託費（次世代半導体回路構成実用化支援事業に限る。）
			情報セキュリティ対策推進費
			貿易投資促進費のうち
			国際博覧会出展事業委託費（麗水国際博覧会政府出展事業のうち基本設計・実施設計等経費に限る。）
			経済協力費のうち
			政府開発援助海外開発計画調査委託費（地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業委託費、海外開発計画調査委託費及び共同資源開発基礎調査事業委託費に限る。）
			ものづくり産業振興費のうち
			産業技術研究開発委託費
			産業技術実用化開発事業費補助金（環境適応型高性能小型航空機研究開発経費に限る。）
			情報産業強化費
			サービス産業強化費のうち
			産業技術研究開発委託費
			成果重視事業健康情報活用基盤構築標準化実証事業委託費
			化学物質管理推進費のうち
			中小企業化学物質調査委託費
			地域経済活性化対策費のうち
			地域企業立地促進等共用施設整備費補助金

		工業用水道事業費のうち	
		工業用水道事業費補助	
		温暖化対策費のうち	
		認証排出削減量等取得委託費	
	資源エネルギー庁	(項) 鉱物資源安定供給確保費のうち	
		希少金属資源開発推進基盤整備委託費	
		地下資源探鉱費等補助金	
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費	
	原子力安全・保安院	(項) 産業保安費のうち	
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	
	中小企業庁	(項) 中小企業事業環境整備費のうち	
		中小企業海外展開等支援事業費補助金	
		経営革新・創業促進費のうち	
		中小企業経営支援等対策委託費（地域イノベーション・基盤技術高度化促進委託費のうち地域イノベーション創出研究開発事業及び戦略的基盤技術高度化支援事業に限る。）	
		中小企業経営支援等対策費補助金（中小商業活性化支援補助金のうち施設整備事業費に限る。）	
		中小商業活力向上施設整備費補助金	
		まちづくり推進費	
国土交通省	国土交通本省	(項) 国土交通本省施設費	
			総合的バリアフリー推進費のうち
			交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金
			鉄道駅移動円滑化施設整備事業費
			海岸環境整備事業費
			水資源開発事業費
			国営公園等事業費
			都市水環境整備事業費
			下水道事業費
			地球温暖化防止等対策費のうち
			地球温暖化防止等対策調査費（都市環境形成促進調査経費に限る。）
			先導的都市環境形成促進事業費補助金（社会実験・実証実験等実施経費に限る。）
			住宅・建築物環境対策事業費補助金（環境・リフォーム推進事業に限る。）
			高効率船舶等技術研究開発費補助金
			住宅防災事業費
			都市公園防災事業費
			下水道防災事業費
			急傾斜地崩壊対策等事業費
			災害対策等緊急事業推進費
			治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入のうち
			治水事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

景観形成推進費のうち

景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金

整備新幹線建設推進高度化等事業費

整備新幹線整備事業費

空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

航空機燃料税財源空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

航空機燃料税財源北海道空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

航空機燃料税財源離島空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

都市・地域づくり推進費のうち

防災集団移転促進事業費補助金

豪雪地帯対策特別事業費補助金

集落活性化推進事業費補助金

海岸事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

都市水環境整備事業財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

河川等災害復旧事業等工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

北海道治水事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入

離島治水事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

海岸事業費

独立行政法人航空大学校施設整備費

鉄道安全対策事業費

総合的物流体系整備推進費のうち

港湾機能高度化施設整備費補助金

港湾事業費のうち

港湾施設長寿命化計画費

特定離島港湾施設整備事業費

港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入のうち

海岸事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

港湾整備事業等財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

港湾災害復旧事業工事諸費財源社会資本整備事業特別会計へ繰入

社会資本総合整備事業費

離島振興費のうち

離島振興特別事業費補助金

奄美群島産業振興等補助金

小笠原諸島振興開発事業費補助

離島振興事業費

北海道総合開発推進費のうち

北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備事業費に限る。）

北海道開発事業費

北海道特定特別総合開発事業推進費

北海道特定地域連携事業推進費

技術研究開発推進費のうち

技術研究開発調査費（準天頂衛星測位・通信システム開発経費に限る。）

技術研究開発費補助金

鉄道技術開発費補助金

独立行政法人土木研究所施設整備費

独立行政法人建築研究所施設整備費

独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費

独立行政法人海上技術安全研究所施設整備費

独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費

独立行政法人電子航法研究所施設整備費

民間都市再生推進事業費補助金（社会実験・実証事業等支援経費に限る。）

都市再生・地域再生整備事業費　のうち

市街地再開発事業費補助

都市再生推進事業費補助

鉄道網整備推進費のうち

新線調査費等補助金（新線等調査費に限る。）

鉄道軌道輸送対策事業費等補助金（災害復旧事業費補助に限る。）

鉄道網整備事業費

地域公共交通維持・活性化推進費　のうち

地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金（待合施設整備費及び新地域旅客運送事業の導入に係る施設整備費に限る。）

都市・地域交通整備事業費

道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

離島道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入

国土調査費のうち

地籍整備推進調査費補助金

地籍調査費負担金

独立行政法人海技教育機構施設整備費

			官庁営繕費のうち
			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
			河川等災害復旧事業費
			河川等災害関連事業費
			北海道農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入
			北海道治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
			離島農業生産基盤整備・保全事業費食料安定供給特別会計へ繰入
			離島治山事業費国有林野事業特別会計へ繰入
		国土技術政策総合研究所	（項）国土技術政策総合研究所施設費
		国土地理院	（項）国土地理院施設費
		地方整備局	（項）国営公園事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			道路災害復旧事業工事諸費
		北海道開発局	（項）北海道開発局施設費
			北海道治水海岸事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道道路整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道都市環境整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道国営公園事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道農業生産基盤整備・保全事業等工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			北海道災害復旧事業等工事諸費
		地方運輸局	（項）地方運輸局共通費のうち
			施設整備費

官報（号外）

	観光庁	(項) 観光振興費のうち 観光圏整備事業費補助金（施設整備費に限る。）	
	気象庁	(項) 気象官署施設費 観測予報等業務費のうち 観測予報庁費（地上気象観測装置整備経費に限る。） 静止気象衛星製作費	
	海上保安庁	(項) 海上保安官署施設費 船舶交通安全及海上治安対策費　のうち 通信設備整備費（デジタル化による指揮命令機能及び情報管理の強化経費に限る。） 航空機購入費 船舶建造費 航路標識整備事業費 航路標識整備事業工事諸費　のうち 超過勤務手当 工事施行旅費 工事雑費	
環境省	環境本省	(項) 地球温暖化対策推進費のうち 環境保全調査等委託費（洋上風力発電実証事業費に限る。） 認証排出削減量等取得委託費 地球環境保全費のうち 不発弾廃棄処理業務庁費	大気・水・土壌環境等保全費　のうち 土壌汚染対策事業費補助金 廃棄物・リサイクル対策推進費　のうち 産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金に限る。） 災害等廃棄物処理事業費補助金 廃棄物処理施設整備費 生物多様性保全等推進費　のうち 環境保全施設整備費補助金 環境保全施設整備費 自然公園等事業費 化学物質対策推進費のうち 環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策事業経費に限る。） 環境保全調査等地方公共団体委託費（有機ヒ素化合物高濃度汚染対策事業経費に限る。） 環境保健対策推進費のうち 水俣病総合対策施設整備費補助金 環境・経済・社会の統合的向上費　のうち 環境保全調査費（環境表示検証事業費に限る。） 環境政策基盤整備費のうち 公害調査費（温室効果ガス観測データ検証経費に限る。）

		循環型社会形成推進科学研究費補助金			航空機整備費のうち
		環境調査研修所施設費			航空機購入費
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費			艦船整備費のうち
		環境研究総合推進費			艦船建造旅費
		自然公園等事業工事諸費のうち			艦船建造庁費
		超過勤務手当			艦艇建造費
		工事施行旅費			施設整備費
		工事雑費			研究開発費のうち
	地方環境事務所	(項) 地方環境事務所施設費			試作品費
防衛省	防衛本省	(項) 武器車両等整備費のうち			研究用機械器具費
		武器購入費			防衛施設安定運用関連諸費
		通信機器購入費			在日米軍等駐留関連諸費のうち
		車両購入費			特別給付金
		弾薬購入費			提供施設整備業務旅費
		諸器材購入費			提供施設整備業務庁費
					提供施設等整備費
					提供施設移設整備費

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		医療機器借入れ	34,542	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
国会	衆議院	電子計算機等借入れ	489,164	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		金利の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業に係る限度額の増額	2,389,339	平成22年度	平成22年度以降10箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		衆議院職員採用試験問題作成等業務	13,995	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	参議院	電子計算機等借入れ	41,577	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		金利の変動等に伴う民間資金等活用参議院施設整備等事業に係る限度額の増額	1,416,748	平成22年度	平成22年度以降10箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用参議院施設整備等事業」に基づいて実行した議員会館の整備等に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		参議院施設整備	420,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	議事堂分館及び参議院別館の施設の整備には、多くの日数を要するため
	国立国会図書館	電子図書館基盤システム開発	669,381	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	電子図書館基盤システムの開発には、多くの日数を要するため
		国立国会図書館ネットワークシステム運用	928,830	平成22年度	平成23年度以降4箇年度以内	国立国会図書館ネットワークシステムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	2,709,867	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国立国会図書館施設整備	77,625	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	国際子ども図書館の施設の整備に必要な調査には、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	電子計算機等借入れ	9,430	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用裁判所施設整備等事業に係る限度額の増額	9,414	平成22年度	平成22年度以降9箇年度以内	平成18年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用裁判所施設整備等事業」に基づいて実行した東京地方・家庭裁判所立川支部（仮称）立川簡易裁判所合同庁舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		裁判所施設整備	15,653,647	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	大阪高等・地方裁判所合同庁舎ほか7件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
会計検査院	会計検査院	仕様の変更に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	57,504	平成22年度	平成22年度以降12箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
内閣	内閣官房	事務機器借入れ	71,523	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		電子計算機借入れ等	2,977,591	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		情報収集衛星システム開発等	46,443,732	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	人事院	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	1,470,793	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	645,660	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	61,358	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国家公務員採用試験電子計算機処理業務	45,956	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	国家公務員採用試験の電子計算機処理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
内閣府	内閣本府	事務機器借入れ等	54,755	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	7,867,550	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		内閣本府施設整備	701,469	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	内閣本府仮設庁舎ほか2件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		独立行政法人国立公文書館施設整備費補助	659,640	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	独立行政法人国立公文書館が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		政府広報放送番組制作・放送業務	109,372	平成22年度	平成23年度	政府広報放送番組制作・放送業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		遺棄化学兵器廃棄処理設備整備	58,471,450	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	遺棄化学兵器廃棄処理設備の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		景気ウォッチャー調査事業	104,935	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	景気ウォッチャー調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		総合防災情報システム保守等	855,458	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	総合防災情報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		特定地域特別振興事業費補助	1,297,720	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	特定地域特別振興事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官報（号外）

		沖縄公立学校施設整備費負担	2,976,414	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構施設整備費補助	5,345,900	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		叙勲者名簿等作成業務	7,085	平成22年度	平成23年度	叙勲者名簿等作成業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国際平和協力本部	事務機器借入れ	906	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	沖縄総合事務局	事務機器借入れ等	207,967	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		宿舎維持管理	13,396	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	2,917	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	35,164	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宮内庁	事務機器借入れ等	227,768	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	公正取引委員会	電子計算機借入れ	58,481	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	警察庁	事務機器借入れ	33,621	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		警察庁施設整備	5,151,347	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	近畿管区警察学校ほか10件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	18,373,929	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		仕様の変更に伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務に係る限度額の増額	4,490	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため

		航空機購入	1,372,852	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	警察用ヘリコプターの購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		警察通信機器借入れ	313,415	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		都道府県警察施設整備費補助	1,252,954	平成22年度	平成23年度以降3箇年度以内	都道府県警察施設のうち山梨県警察本部庁舎の建設については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	金融庁	電子計算機借入れ等	277,223	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	713,820	平成22年度	平成22年度以降12箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
総務省	総務本省	事務機器借入れ等	221,679	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	603,522	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		オンライン研修用電子計算機等借入れ	26,416	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	オンライン研修用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政策評価支援システム用電子計算機等借入れ	1,536	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	政策評価支援システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総務省情報ネットワーク用電子計算機等借入れ	1,079,763	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	総務省情報ネットワーク用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報セキュリティ研修運営業務	21,832	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	情報セキュリティ研修運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		総務省共通基盤支援設備借入れ等	363,564	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	総務省共通基盤支援設備の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		共通情報検索システム運用	597,839	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	共通情報検索システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		ブリッジ認証局用電子計算機等借入れ	358,952	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	ブリッジ認証局用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		文書管理システム運用	697,016	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	文書管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		共同利用システム基盤運用	831,244	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	共同利用システム基盤の運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地上デジタル放送推進総合対策事業費補助	77,690,864	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	地上デジタル放送推進総合対策事業には、その業務を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		総合無線局監理システム運用	2,202,794	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	総合無線局監理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電波監視用機器借入れ等	249,426	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電波監視用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		外国人恩給	年額 791	平成22年度	平成22年度以降	退職した4名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」(昭和49年法律第93号)に準じて平成22年3月以降の年金につき年額791千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
		債権管理補助システム用電子計算機等借入れ	13,816	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	債権管理補助システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		恩給事務総合システム運用	330,591	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	恩給事務総合システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		統計地理情報システム用地図データ借入れ	315,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	統計地理情報システム用の地図データの借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		小売物価統計調査システム開発	272,551	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	小売物価統計調査システムの開発には、多くの日数を要するため
		家計消費状況調査事業	1,447,452	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	家計消費状況調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		電子情報処理システム用電子計算機等借入れ	11,533	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子情報処理システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国連アジア太平洋統計研修所情報ネットワーク用電子計算機等借入れ	54,120	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	国連アジア太平洋統計研修所情報ネットワーク用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	管区行政評価局	車両借入れ	27,605	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	消防庁	事務機器借入れ	11,658	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	178,500	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消防庁情報システム開発	748,599	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	消防庁情報システムの開発には、多くの日数を要するため
法務省	法務本省	法務省施設整備	9,735,844	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	甲府法務総合庁舎ほか14件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用法務省施設整備	1,684,361	平成22年度	平成23年度以降14箇年度以内	民間資金等を活用した美祢社会復帰促進センターの整備には、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ等	249,638	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		テレビ会議用機器借入れ	13,338	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	テレビ会議用の機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	検察庁	庁舎機械警備	133,982	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	矯正官署	庁舎機械警備	390	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	9,742,304	平成22年度	平成22年度以降7箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		保安用機器借入れ	1,524,513	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	保安用機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		矯正総合情報通信ネットワークシステム改修	472,416	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	矯正総合情報通信ネットワークシステムの改修には、多くの日数を要するため
		仕様の変更等に伴う民間資金等活用矯正施設維持管理運営に係る限度額の増額	9,951,778	平成22年度	平成23年度以降14箇年度以内	平成17年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用矯正施設維持管理運営」に基づいて実行した美祢社会復帰促進センターの維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更等に伴いその限度額を増額する必要があるため
	更生保護官署	庁舎機械警備	11,082	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事件管理システム改修等	85,097	平成22年度	平成23年度	事件管理システムの改修等には、多くの日数を要するため

官報（号外）

	法務局	庁舎機械警備	32,033	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		車両借入れ	13,040	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		供託事務処理システム運用管理支援業務	151,200	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	供託事務処理システムの運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		供託事務処理システムオンライン申請機能付加業務	24,434	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	供託事務処理システムオンライン申請機能付加業務の実施には、多くの日数を要するため
	地方入国管理官署	庁舎機械警備	1,128	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス在留手続窓口業務	241,281	平成22年度	平成23年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う在留手続窓口業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス外国人在留総合インフォメーションセンター運営業務	437,400	平成22年度	平成23年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う外国人在留総合インフォメーションセンター運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		出入国管理システム開発等	3,316,673	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	出入国管理システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	公安調査庁	庁舎機械警備	6,225	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	1,773,753	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	15,970	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外務本省施設整備	174,467	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	外務本省施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		日米行政官交流事業	2,506	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	日米行政官交流事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	5,760	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		外交政策啓発宣伝事業	7,350	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	外交政策啓発宣伝事業には、多くの日数を要するものがあるため

		平和構築人材育成事業	169,340	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	平和構築人材育成事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業	637,292	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		文化人等招へい	35,774	平成22年度	平成23年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するため
		外務省ホームページ更新管理システム開発等	134,864	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	外務省ホームページ更新管理システムの開発等には、多くの日数を要するため
		旅券発給管理システム開発	2,714,748	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	旅券発給管理システムの開発には、多くの日数を要するため
		国際開発指導者育成高等教育事業	229,123	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	国際開発指導者育成高等教育事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済開発等援助	58,889,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助には、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		環境改善施設建設援助に係る約定の一部変更	—	平成22年度	平成23年度まで1箇年度延長	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「環境改善施設建設援助」に基づいて実行した国庫の負担となる約定の一部を、平成22年度において変更し、当該約定による支出すべき年限を平成23年度まで1箇年度延長する必要があるため
		橋梁建設援助に係る約定の一部変更	—	平成22年度	平成23年度まで1箇年度延長	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「橋梁建設援助」に基づいて実行した国庫の負担となる約定の一部を、平成22年度において変更し、当該約定による支出すべき年限を平成23年度まで1箇年度延長する必要があるため
	在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 2,221,729	平成22年度	平成22年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
		物価の変動等に伴う民間資金等活用在外公館施設整備等事業に係る限度額の増額	231,585	平成22年度	平成22年度以降15箇年度以内	平成16年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用在外公館施設整備等事業」に基づいて実行した在外公館施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		在外公館施設整備	4,787,934	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	在イラン大使館事務所及び館長公邸ほか3件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

		事務機器借入れ等	94,145	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省	財務本省	仕様の変更に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	2,145	平成22年度	平成22年度以降11箇年度以内	平成15年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	1,240,768	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		公務員宿舎建設等	4,247,910	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	公務員宿舎の建設等には、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	442,605	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	財務局	事務機器借入れ等	1,132,653	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	22,669	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		宿舎維持管理	107,677	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	宿舎の維持管理を円滑に実施するためには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス公認会計士試験事業	446,283	平成22年度	平成23年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う公認会計士試験事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	税関	庁舎機械警備	24,295	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		監視取締用機器借入れ等	4,950,434	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	4,355,373	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		税関監視艇建造	1,164,183	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	税関監視艇の建造には、多くの日数を要するものがあるため
	国税庁	事務機器借入れ等	56,235,885	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		国税庁施設整備	2,776,807	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	国税庁施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

		庁舎機械警備	291,675	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務所借入れ	548,677	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	事務所の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
文部科学省	文部科学本省	放送大学学園施設整備費補助	657,818	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	放送大学学園が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		義務教育教科書購入	29,462,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	平成23年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成23年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		特定先端大型研究施設運営費等補助	49,004,602	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	独立行政法人理化学研究所が行う特定先端大型研究施設運営等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国立大学法人施設整備費補助	6,026,265	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	国立大学法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地球観測システム研究開発費補助	3,263,638	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う地球観測システム研究開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国際宇宙ステーション開発費補助	26,196,496	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		南極地域観測事業	2,030,107	平成22年度	平成23年度及び平成24年度	南極地域観測用航空機及び船舶の整備用部品の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	2,093,882	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	5,362,853	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公立学校施設整備費負担	13,703,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため

	文部科学本省所轄機関	電子計算機等借入れ	23,343	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	文化庁	電子計算機等借入れ	211,200	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	1,168,322	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		医療知識基盤データベース開発等	480,300	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	医療知識基盤データベースの開発等には、多くの日数を要するため
		健康危機管理支援ライブラリーシステム借入れ等	138,380	平成22年度	平成23年度以降4箇年度以内	健康危機管理支援ライブラリーシステムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		長期失業者支援事業	3,350,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	長期失業者支援事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		就職活動困難者支援事業	751,500	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	就職活動困難者支援事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		障害福祉サービス等経営実態調査事業	265,232	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	障害福祉サービス等経営実態調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		介護事業経営実態調査事業	304,868	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	介護事業経営実態調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		保険医療機関等管理システム運用	153,312	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	保険医療機関等管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	検疫所	事務機器借入れ等	893,229	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設整備	4,134,606	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	国立駿河療養所ほか5件の施設の整備には、多くの日数を要するため
	厚生労働本省試験研究機関	事務機器借入れ	35,074	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		厚生労働本省試験研究所施設整備支援業務	36,257	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	国立医薬品食品衛生研究所の施設の整備に係る支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設整備	11,694,690	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	国立障害者リハビリテーションセンターの耐震改修工事には、多くの日数を要するため

	地方厚生局	保険医療機関等管理システム運用	231,108	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	保険医療機関等管理システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	中央労働委員会	事務機器借入れ	6,594	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
農林水産省	農林水産本省	電子計算機等借入れ	912,609	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理業務	41,679	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		食品表示調査管理システム開発	121,532	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	食品表示調査管理システムの開発には、多くの日数を要するため
		食品表示調査管理システム保守等	51,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	食品表示調査管理システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	38,994,462	平成22年度	平成23年度	独立行政法人農畜産業振興機構が平成22年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		かんがい排水事業	3,000,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	鬼怒川南部地区勝瓜頭首工護床工改修建設工事ほか3件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり対策事業	518,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	高瀬地区排水トンネルの建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		生鮮食料品流通情報データ通信システム運用	126,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	生鮮食料品流通情報データ通信システムの運用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		調査票保管等業務	64,024	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	調査票保管等業務の実施には、複数年度にわたる委託契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス農林水産統計調査業務	160,388	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う農林水産統計調査業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		受託工事	691,900	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	地方公共団体からの委託に係る鬼怒川南部かんがい排水事業勝瓜頭首工護床工改修建設工事ほか2件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
	農林水産本省検査指導機関	電子計算機等借入れ	84,832	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官報（号外）

	農林水産技術会議	事務機器借入れ	2,295	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	農林水産行政監察・評価本部	事務機器借入れ	3,528	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方農政局	電子計算機等借入れ	927,822	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	北海道農政事務所	電子計算機等借入れ	66,886	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	林野庁	電子計算機等借入れ	130,279	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	水産庁	事務機器等借入れ	15,432	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		車両借入れ	2,685	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		独立行政法人水産大学校施設整備費補助	713,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	独立行政法人水産大学校が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		水産物供給基盤整備事業費補助	718,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	水産物供給基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	2,004	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	335,049	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ	159,068	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	経済産業局	事務機器借入れ	11,729	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
国土交通省	国土交通本省	基幹的広域防災拠点施設整備	507,820	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	基幹的広域防災拠点施設の整備には、多くの日数を要するため
		国営公園整備	200,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	国営昭和記念公園の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

		国営公園維持管理	14,832,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	国営常陸海浜公園ほか9箇所の維持管理には、多くの日数を要するものがあるため
		競争導入公共サービス国営公園維持管理業務	269,100	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う国営東京臨海広域防災公園の維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		海岸保全施設整備事業	2,675,000	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	駿河海岸ほか4海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	763,810	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス建設関連業受注等調査業務	11,247	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う建設関連業受注等調査業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人海技教育機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成22年度	平成23年度まで1箇年度延長	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人海技教育機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成22年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成23年度まで1箇年度延長する必要があるため
		市街地整備総合交付金交付事業	373,000	平成22年度	平成23年度以降4箇年度以内	市街地整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を交付する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		水の安全・安心基盤整備総合交付金交付事業	14,901,000	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	水の安全・安心基盤整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を交付する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス北海道国営公園維持管理業務	2,091,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う滝野すずらん丘陵公園の維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道かんがい排水事業	6,970,900	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	道央用水（三期）地区道央注水工馬追調整工の建設工事ほか2件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道特定漁港漁場整備事業	153,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	函館漁港の特定漁港漁場整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		官庁営繕	1,999,520	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	官庁施設の営繕工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	国土地理院	事務機器借入れ等	819,210	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

官　報（号外）

	海難審判所	事務機器借入れ等	21,608	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方整備局	庁舎機械警備	26,003	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		事務機器借入れ等	890,100	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	北海道開発局	事務機器借入れ等	1,063,455	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	地方運輸局	事務機器借入れ等	865,550	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	観光庁	事務機器借入れ等	14,394	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	気象庁	事務機器借入れ等	1,052,963	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		数値解析予報システム借入れ等	3,875,054	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	数値解析予報システムの借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		地上気象観測装置製作等	1,831,333	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	地上気象観測装置の製作等には、多くの日数を要するため
		民間資金等活用静止気象衛星施設維持管理運営	37,666,000	平成22年度	平成27年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した静止気象衛星施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
	運輸安全委員会	事務機器借入れ等	22,500	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	海上保安庁	事務機器借入れ等	495,835	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		分析機器借入れ等	70,075	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	分析機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	16,115	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		弾薬購入	138,508	平成22年度	平成23年度	弾薬のうち40ミリ砲弾、35ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

		航空機購入	7,144,413	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	警備救難用ヘリコプター3機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		大型巡視船代船建造	23,025,570	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	ヘリコプター搭載型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため
		中型巡視船代船建造	5,617,690	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	350トン型巡視船2隻の代船建造には、多くの日数を要するため
		大型巡視艇代船建造	4,314,636	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	30メートル型巡視艇等4隻の代船建造には、多くの日数を要するため
環境省	環境本省	事務機器等借入れ	26,646	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		不発弾陸上処理	1,065,469	平成22年度	平成24年度及び平成25年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条の規定により船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理には、多くの日数を要するものがあるため
		微小粒子状物質測定機器借入れ等	203,615	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	微小粒子状物質測定機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス国立公園施設維持管理業務	45,000	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う大山隠岐国立公園の大山寺及び桝水原地区の施設の維持管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス国民公園施設管理運営業務	346,986	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う新宿御苑の施設の管理及び運営業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		毒ガス弾等陸上処理	4,643,100	平成22年度	平成23年度	毒ガス弾等の陸上処理には、多くの日数を要するものがあるため
		電子申請システム開発等	160,276	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	電子申請システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機等借入れ	7,104	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	6,995	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
防衛省	防衛本省	事務機器等借入れ	13,389,222	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		武器購入	175,363,456	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

		前金の支払方法の変更に伴う武器購入（平成20年度）に係る限度額の増額	57,740	平成22年度	平成23年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入（平成21年度）に係る限度額の増額	7,279	平成22年度	平成23年度及び平成24年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		通信機器購入	82,787,134	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う通信機器購入に係る限度額の増額	39	平成22年度	平成23年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「通信機器購入」に基づいて実行した航空警戒管制用通信機器等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		車両購入	14,416,945	平成22年度	平成23年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産に多くの日数を要するため
		弾薬購入	131,157,044	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う弾薬購入（平成20年度）に係る限度額の増額	461	平成22年度	平成23年度及び平成24年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「弾薬購入」に基づいて実行した対戦車誘導訓練弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う弾薬購入（平成21年度）に係る限度額の増額	1,534	平成22年度	平成23年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「弾薬購入」に基づいて実行した対戦車誘導訓練弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		諸器材購入	63,439,525	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	諸器材のうち戦闘機Ｆ―２用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		武器車両等整備	318,009,924	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		補給システム開発	517,941	平成22年度	平成23年度	補給システムの開発には、多くの日数を要するため

		航空機購入	70,901,484	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	哨戒機Ｐ―１等21機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入（平成19年度）に係る限度額の増額	4,259	平成22年度	平成23年度	平成19年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した戦闘機Ｆ―２等45機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入（平成20年度）に係る限度額の増額	26,150	平成22年度	平成23年度及び平成24年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した哨戒機Ｐ―１等26機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入（平成21年度）に係る限度額の増額	332	平成22年度	平成23年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機購入」に基づいて実行した輸送ヘリコプターＣＨ―47Ｊ等19機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		航空機整備	297,878,193	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	航空機の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機整備に係る限度額の増額	3,382	平成22年度	平成23年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「航空機整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		艦船建造	986,964	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	えい船及び油船の建造には、多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造（平成20年度）に係る限度額の増額	6,582	平成22年度	平成23年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇等３隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造（平成21年度）に係る限度額の増額	1,276	平成22年度	平成23年度及び平成24年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇等５隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		艦船整備	60,446,193	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	艦船の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		施設整備	77,186,650	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	祝園弾薬庫ほか122箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

		公務員宿舎建設及び改修	9,312,870	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	北町公務員宿舎ほか5箇所の公務員宿舎の建設及び南目公務員宿舎ほか5箇所の公務員宿舎の改修には、多くの日数を要するものがあるため
		教育訓練用器材購入等	34,357,879	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒機Ｐ―１搭乗員訓練装置等の購入等には、その生産又は輸入等に多くの日数を要するものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う教育訓練用器材購入等に係る限度額の増額	27	平成22年度	平成23年度及び平成24年度	平成20年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「教育訓練用器材購入等」に基づいて実行した哨戒ヘリコプターＳＨ―60Ｋ用統合訓練装置等の購入等に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		就職援護業務民間開放事業	166,101	平成22年度	平成23年度	就職援護業務民間開放事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究開発	100,478,125	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	研究開発のうち弾道ミサイル防衛用誘導弾等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策施設整備	2,863,293	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	北海道大演習場ほか5箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策事業費補助	7,078,185	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	10,056,104	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	10,437,952	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	6,104,523	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		提供施設整備	64,112,929	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	横瀬貯油所ほか16箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		提供施設移設整備	8,790,795	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	相模総合補給廠ほか5箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	地方防衛局	事務機器等借入れ	187,058	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

平成二十二年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換していく観点から、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点をおいて編成されたものである。

歳出のうち、政策的な経費である一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して三・三パーセント増の五十三兆四千五百四十二億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を十一兆九十億円上回る四十四兆三千三十億円で、公債依存度は四十八・〇パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	三七、三九六、〇〇〇百万円
	「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を講ずることとしている。	
2	官業益金及官業収入	一五、九〇六百万円
3	政府資産整理収入	八二六、二六七百万円
4	雑収入	九、七五八、〇二〇百万円
5	公債金	四四、三〇三、〇〇〇百万円
(1)	公債金	六、三五三、〇〇〇百万円
(2)	特例公債金	三七、九五〇、〇〇〇百万円
	計	九二、二九九、一九三百万円

歳出

1	社会保障関係費	二七、二六八、五六六百万円
(1)	年金医療介護保険給付費	二〇、三三六、二九九百万円
(2)	生活保護費	二、二三八、八二〇百万円
(3)	社会福祉費	三、九三〇、五〇六百万円
(4)	保健衛生対策費	四二六、一九九百万円
(5)	雇用労災対策費	三三六、七四三百万円
	子ども手当（仮称）の支給、年金記録問題への集中対応、医療・介護の再生等、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項の実現を図るとともに、肝炎対策の充実、障害者の利用者負担の軽減、生活保護の母子加算の継続等を行うこととした結果、前年度当初予算額に対して二兆四千三百四十二億円増となっている。	
2	文教及び科学振興費	五、五八五、九八二百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	一、五九三、七六七百万円
(2)	科学技術振興費	一、三三二、一三八百万円
(3)	文教施設費	一一五、七三〇百万円
(4)	教育振興助成費	二、三九五、六〇八百万円
(5)	育英事業費	一四八、七三九百万円
	基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、科学技術の発展の基盤となる基礎研究や、最先端の研究開発に対する支援等に重点化を図ることとしている。	
3	国債費	二〇、六四九、〇七八百万円
4	恩給関係費	七一四、三六六百万円
(1)	文官等恩給費	二三、九五一百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	六五三、〇一三百万円
(3)	恩給支給事務費	二、一八八百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	三五、二一三百万円
5	地方交付税交付金	一七、〇九四、五四二百万円
	所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額九兆五千五百三十億円から、平成九年度及び平成十年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二一一号）に基づき平成二十二年度分の交付税の総額から減額することとされている額八百七十六億円を控除し、特例加算額等七兆六千二百九十一億円を加えた額を計上している。	
6	地方特例交付金	三八三、一六五百万円
	「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第一七号）に基づき、平成十八年度及び平成十九年度の児童手当制度の拡充並びに平成二十二年度における子ども手当（仮称）の支給等に伴い、必要となる地方一般財源所要額を補てんする措置、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額及び自動車取得税の収入の減少に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を補てんする措置として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方特例交付金を地方公共団体に交付するために必要な経費である。	

7　防衛関係費　四、七九〇、二九三百万円

「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成十六年十二月十日閣議決定）、「平成二十二年度の防衛力整備等について」（平成二十一年十二月十七日閣議決定）等を踏まえ、各種事態の抑止及び即応・実効的対応能力の確保等を図る一方、コスト縮減への取組など経費の合理化・効率化を行うこととしている。

8　公共事業関係費　五、七七三、〇六五百万円

(1)　治山治水対策事業費　六八六、八六二百万円
(2)　道路整備事業費　九八二、一七九百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　三八〇、七二五百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　五〇四、〇〇九百万円
(5)　公園水道廃棄物処理等施設整備費　二三七、一二九百万円
(6)　農林水産基盤整備事業費　五六三、三六三百万円
(7)　社会資本総合整備事業費　二、二〇〇、〇〇〇百万円
(8)　推進費等　一四六、〇九九百万円
(9)　災害復旧等事業費　七二、六九九百万円

「コンクリートから人へ」の理念を踏まえ、公共事業関係予算全体を大幅に削減する中で、真に必要な社会資本整備を実施することとしている。また、国土交通省所管の公共事業関係の地方公共団体向け個別補助金を原則廃止し、社会資本整備総合交付金を創設するとともに、農林水産省においても同様に、農山漁村地域整備交付金を創設することとしている。

9　経済協力費　五八二、一八〇百万円

ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、事業の見直しを行い、コスト削減の徹底や予算の縮減・重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10　中小企業対策費　一九一、〇七四百万円

中小企業の資金調達の円滑化に必要な経費に十分な予算額を手当てするとともに、中小企業の研究開発支援や下請取引の適正化に向けた取組等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　八四一、九八四百万円

新エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、二酸化炭素排出抑制対策等といった低炭素社会の実現に重点的に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や原子力の平和利用の促進等についても取り組むなど、中長期的な観点に立った総合的なエネルギー政策を着実に推進することとしている。

12　食料安定供給関係費　一、一五九、八九六百万円

水田において主食用米を「生産数量目標」に即して生産する販売農家等に対して生産コストと販売価格との差額を給付する米戸別所得補償モデル事業を実施するとともに、麦・大豆、米粉・飼料用米等の作付をした場合に作付面積に応じ主食用米並の所得を確保し得る水準まで助成する、水田利活用自給力向上事業を実施することとしている。

13　その他の事項経費　五、一九六、八二四百万円

14　経済危機対応・地域活性化予備費　一、〇〇〇、〇〇〇百万円

地域経済の活性化、雇用機会の創出、国民生活の安定に関わる経費に係る予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。

15　予備費　三五〇、〇〇〇百万円

16　平成二十年度決算不足補てん繰戻　七一八、一七六百万円

計　九二、二九九、一九三百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、自由民主党・改革クラブ及び日本共産党から、それぞれ、「平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算及び平成二十二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十二年三月二日

予算委員長　鹿野　道彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

平成二十二年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

平成22年度特別会計予算

予　算　総　則

（歳入歳出予算）

第１条　次に掲げる各特別会計の平成22年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	農業共済再保険
	森林保険
	国有林野事業
	漁船再保険及び漁業共済保険
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	社会資本整備事業
	自動車安全

（繰越明許費）

第２条　各特別会計において、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第３条　各特別会計において、「財政法」第15条第１項の規定により平成22年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第４条　「特別会計に関する法律」第５条第２項の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第５条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第５条ただし書の規定により政府が平成22年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第６条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第２項の規定により平成22年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、一般会計及び各特別会計が平成22年度において「財政法」第15条第２項の規定により債務を負担する行為の合計額が1,000,000,000千円を上回ることとなるときは、当該限度額の範囲内においても、債務を負担する行為は行わないものとする。

特別会計	限度額
国有林野事業	1,000,000,000千円
社会資本整備事業	1,000,000,000

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第７条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入の増加
	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費の不足	交通反則者納金の収入の増加
2　登記	登記事項証明書等の交付事務等に必要な経費の不足	登記手数料収入の増加
3　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加
4　国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加
	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	25,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
	株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加

5　財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第11条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、第11条第１項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）の発行に係る本邦通貨による収入額が第11条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第11条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第11条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
	特定国有財産整備勘定における借入金の繰上償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	国有財産処分収入の増加
6　労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
7　年金	国民年金勘定及び厚生年金勘定における保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
	福祉年金勘定における年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
8　食料安定供給	麦管理勘定における2,319千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による麦買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による麦売払代の収入の増加
	調整勘定における農業経営基盤強化勘定又は農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費の不足	「特別会計に関する法律」第８条第１項及び第134条の規定による前年度剰余金受入の収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
9　農業共済再保険、漁船再保険及び漁業共済保険	再保険金又は保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
10　国有林野事業	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費の不足	業務収入の増加
	林野等の売払いのため直接必要な経費又は借入金の償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	林野等の売払いによる収入の増加

11　国有林野事業、社会資本整備事業	事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加
12　特　　許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
13　社会資本整備事業	業務勘定における借入金の繰上償還のための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加
	「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第２条第１項第１号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金及び「平成７年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第３条第２項の規定による無利子の貸付金の繰上償還に伴う償還金に相当する金額の一般会計への繰入れに必要な経費の不足	当該貸付金の繰上償還による償還金収入の増加
14　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加

2　第２条の規定によるもののほか、前項第８号及び第11号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費、災害対策等緊急事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費及び北海道特定地域連携事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（借入金等の限度額）

第８条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第２項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定	33,617,295,408千円
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	5,400,000
社会資本整備事業	空港整備勘定	88,199,000

2　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」第13条第２項及び第94条第２項の規定による借入金及び証券の限度額は、1,467,500,000千円とする。

3　食料安定供給特別会計調整勘定における「特別会計に関する法律」第136条第１項の規定による証券の限度額は、711,790,000千円とする。

4　国有林野事業特別会計における「国有林野事業の改革のための特別措置法」第18条の規定による借入金に関する「特別会計に関する法律」第13条第２項の規定による借入金の限度額は、261,900,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第９条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第２項及び第83条第２項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定	33,617,295,408千円
登記		10,600,000
外国為替資金		145,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	1,207,100,000
年金	健康勘定	1,504,572,007
食料安定供給	調整勘定	711,790,000
国有林野事業		76,000,000
貿易再保険		3,700,000
社会資本整備事業	空港整備勘定	10,000,000
	業務勘定	150,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第10条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条の規定により平成22年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、12,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第11条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定により平成22年度において公債を発行することができる限度額は、15,500,000,000千円とする。ただし、第17条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるものがある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成21年５月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第12条　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源立地対策に充てるため平成22年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の190を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る平成21年度の決算上の剰余金見込額（平成20年度の決算上の剰余金から、周辺地域整備資金への組入額、平成21年度への繰越金及び平成21年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）、周辺地域整備資金からの受入額及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」第91条第１項の規定により、電源利用対策に充てるため平成22年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、電源開発促進税収入の375分の185を基礎として算出した同法に規定する同勘定への繰入相当額のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る平成21年度の決算上の剰余金見込額（平成20年度の決算上の剰余金から、平成21年度への繰越金及び平成21年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第13条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により平成22年度において当該各特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	繰入	額
登記		1,100,000千円
外国為替資金		2,500,681,464
食料安定供給	業務勘定	890,980
	調整勘定	38,174,712
	国営土地改良事業勘定	142
農業共済再保険	業務勘定	89
特許		1,040,000
社会資本整備事業	業務勘定	114,841,327

（国有林野事業特別会計の給与総額）

第14条　国有林野事業特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成22年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、地域手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、広域異動手当、本府省業務調整手当、超過勤務手当、休職者給与その他農林水産大臣が財務大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、30,403,219千円とする。ただし、予算の基礎となった給与準則を実施するため必要を生じた場合、第７条第１項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、財務大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第７条第１項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

2　前項に規定するもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、財務大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成22年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

3　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第２項、第３項及び第４項並びに第36条の規定の例による。

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第１表から第３表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
登記、外国為替資金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、事務取扱費、諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	中小企業退職金共済等事業費、労使関係安定形成促進費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、男女均等雇用対策費、業務取扱費、施設整備費、保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入、諸支出金の各項
年金	基礎年金、国民年金、厚生年金、福祉年金、健康、児童手当及び子ども手当	各項
	業務	業務取扱費、社会保険オンラインシステム費、日本年金機構運営費の各項
食料安定供給	米管理、麦管理	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
	国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
社会資本整備事業	治水	都市水環境整備事業費、河川整備事業費、砂防事業費、総合流域防災事業費、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道都市水環境整備事業費、北海道河川整備事業費、北海道砂防事業費、北海道総合流域防災事業費の各項
		離島河川整備事業費と離島砂防事業費
		沖縄河川整備事業費と沖縄砂防事業費
		多目的ダム建設事業費と業務取扱費業務勘定へ繰入
	道路整備	道路環境改善事業費、道路交通安全対策事業費、地域連携道路事業費、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資、道路交通円滑化事業費、道路交通円滑化事業資金貸付金、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道道路環境改善事業費、北海道道路交通安全対策事業費、北海道地域連携道路事業費、北海道道路交通円滑化事業費の各項

		離島道路交通安全対策事業費と離島地域連携道路事業費
		沖縄道路環境改善事業費、沖縄道路交通安全対策事業費、沖縄地域連携道路事業費、沖縄道路交通円滑化事業費の各項
	港湾	港湾環境整備事業費、港湾事業費、埠頭整備等資金貸付金、業務取扱費業務勘定へ繰入の各項
		北海道港湾環境整備事業費と北海道港湾事業費
		離島港湾環境整備事業費と離島港湾事業費
		沖縄港湾環境整備事業費と沖縄港湾事業費
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費と業務取扱費業務勘定へ繰入
	空港整備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と業務取扱費業務勘定へ繰入
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費
	業務	業務取扱費、都市開発資金貸付金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
自動車安全	保障	保障費、再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国有林野事業	国有林野事業費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	治山事業費、北海道治山事業費、離島治山事業費、沖縄治山事業費、治山事業工事諸費の各項
	国有林野森林整備事業費と国有林野森林整備事業工事諸費
特許	事務取扱費と施設整備費

（再保険契約の限度額）

第16条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成22年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額	
地震再保険	「地震保険に関する法律」第３条第３項	１回の地震等により支払うべき再保険金の総額	4,301,250,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額	
		普通輸出保険	21,410,000,000
		輸出代金保険	21,140,000,000
		為替変動保険	60,000,000
		輸出手形保険	1,770,000,000
		輸出保証保険	170,000,000
		前払輸入保険	100,000,000
		仲介貿易保険	1,950,000,000
		海外投資保険	1,130,000,000
		海外事業資金貸付保険	5,150,000,000
		独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額	960,000,000

（財政融資資金の長期運用予定額）

第17条　平成22年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1　エネルギー対策特別会計	42,700,000千円
2　食料安定供給特別会計	5,400,000
3　社会資本整備事業特別会計	68,700,000
（政府関係機関）	
4　沖縄振興開発金融公庫	83,200,000
5　株式会社日本政策金融公庫	6,816,600,000
6　独立行政法人国際協力機構	299,900,000
（独立行政法人等）	
7　日本私立学校振興・共済事業団	32,600,000
8　独立行政法人森林総合研究所	7,100,000
9　独立行政法人福祉医療機構	208,300,000
10　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	53,200,000
11　独立行政法人水資源機構	10,500,000
12　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,200,000
13　独立行政法人日本学生支援機構	724,000,000
14　独立行政法人国立大学財務・経営センター	48,400,000
15　独立行政法人国立病院機構	24,600,000
16　独立行政法人都市再生機構	406,500,000
17　独立行政法人住宅金融支援機構	30,000,000
18　独立行政法人国立がん研究センター	2,800,000
19　独立行政法人国立循環器病研究センター	300,000
20　独立行政法人国立国際医療研究センター	700,000
21　株式会社日本政策投資銀行	300,000,000
（地方公共団体）	
22　地方公共団体	4,339,000,000

2　前項第６号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第４号から第22号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（俸給予算等の制限）

第18条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		17,477,707,481	地方交付税交付金	16,893,529,056
			一般会計より受入	17,477,707,481	地方特例交付金	383,165,000

官報（号外）

		租税		1,908,100,000	地方譲与税譲与金	1,917,100,000
			地方揮発油税	275,600,000	事務取扱費	251,846
			石油ガス税	12,000,000	諸支出金	500
			自動車重量税	306,500,000	国債整理基金特別会計へ繰入	34,188,495,408
			航空機燃料税	14,000,000	予備費	2,600,000
			特別とん税	10,000,000		
			地方法人特別税	1,290,000,000		
		借入金		33,617,295,408		
			借入金	33,617,295,408		
		雑収入		1,800		
			雑収入	1,800		
		前年度剰余金受入		579,337,121		
			前年度剰余金受入	579,337,121		
		合計		53,582,441,810	合計	53,385,141,810
	交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		76,348,880	交通安全対策特別交付金	75,745,658
			交通反則者納金	76,348,880	諸支出金	599,122
		雑収入		21,888	予備費	100,000
			雑収入	21,888		
		前年度剰余金受入		5,982,237		
			前年度剰余金受入	5,982,237		
		合計		82,353,005	合計	76,444,780
法務省	登記	登記手数料収入		80,601,048	事務取扱費	152,742,933
			登記印紙収入	53,000,775	施設整備費	5,958,018
			登記情報提供等手数料収入	27,600,273	国債整理基金特別会計へ繰入	10,000
		他会計より受入		67,696,645	予備費	100,000
			一般会計より受入	67,696,645		

		雑収入		253,492		
			雑収入	253,492		
		前年度剰余金受入		10,285,373		
			前年度剰余金受入	10,285,373		
		合計		158,836,558	合計	158,810,951
財務省	地震再保険	再保険料収入		56,435,039	再保険費	72,839,123
			再保険料収入	56,435,039	事務取扱費	69,579
		雑収入		16,474,163	予備費	500
			雑収入	16,474,163		
		合計		72,909,202	合計	72,909,202
	国債整理基金	他会計より受入		74,395,996,069	国債整理支出	177,447,111,334
			他会計より受入	74,395,996,069	事務取扱費	1,055,902
		租税		158,200,000	地方道路整備臨時貸付金 社会資本整備事業特別会計へ繰入	80,000,000
			たばこ特別税	158,200,000		
		公債金		102,610,853,957		
			公債金	102,610,853,957		
		資産処分収入		101,862,081		
			株式売払収入	101,862,081		
		配当金収入		17,238,496		
			配当金収入	17,238,496		
		運用収入		114,450,003		
			運用収入	114,450,003		
		雑収入		129,566,630		
			雑収入	129,566,630		
		前年度剰余金受入		12,000,000,000		
			前年度剰余金受入	12,000,000,000		
		合計		189,528,167,236	合計	177,528,167,236

官報（号外）

	外国為替資金	外国為替等売買差益		120,000,000	事務取扱費	864,794
			外国為替等売買差益	120,000,000	諸支出金	30,898,958
		運用収入		2,575,882,279	一般会計へ繰入	350,000,000
			運用収入	2,575,882,279	国債整理基金特別会計へ繰入	1,352,367,921
		雑収入		9,610	予備費	300,000,000
			雑収入	9,610		
		合計		2,695,891,889	合計	2,034,131,673
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入		3,642,491,501	財政融資資金へ繰入	16,100,000,000
			運用利殖金収入	3,642,491,501	事務取扱費	5,333,219
		公債金		15,500,000,000	諸支出金	789,400,466
			公債金	15,500,000,000	一般会計へ繰入	4,754,100,000
		財政融資資金より受入		12,851,220,127	国債整理基金特別会計へ繰入	14,384,447,967
			財政融資資金より受入	12,851,220,127	予備費	60,000
		積立金より受入		4,754,100,000		
			積立金より受入	4,754,100,000		
		信託受益権等譲渡収入		200,000,000		
			信託受益権等譲渡収入	200,000,000		
		雑収入		18,127,004		
			雑収入	18,127,004		
		合計		36,965,938,632	合計	36,033,341,652
	投資勘定	運用収入		79,864,238	産業投資支出	97,400,000
			償還金収入	747,783	事務取扱費	127,753
			利子収入	161,728	一般会計へ繰入	21,087,760
			納付金	4,081,376	国債整理基金特別会計へ繰入	107
			配当金収入	74,131,200		
			出資回収金収入	742,151	予備費	200,000

		雑収入		1,164,942		
			雑収入	1,164,942		
		前年度剰余金受入		37,786,440		
			前年度剰余金受入	37,786,440		
		合計		118,815,620	合計	118,815,620
	特定国有財産整備勘定	国有財産処分収入		17,463,190	特定国有財産整備費	38,615,573
			国有財産売払収入	17,463,190	事務取扱費	5,781,680
		雑収入		388,223	国債整理基金特別会計へ繰入	824,788
			雑収入	388,223	予備費	10,000
		前年度剰余金受入		86,096,005		
			前年度剰余金受入	86,096,005		
		合計		103,947,418	合計	45,232,041
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		435,200,000	燃料安定供給対策費	273,239,252
			一般会計より受入	435,200,000	エネルギー需給構造高度化対策費	214,748,077
		石油証券及借入金収入		1,467,500,000		
			石油証券及借入金収入	1,467,500,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	11,516,481
		備蓄石油売払代		35,064,674		
			備蓄石油売払代	35,064,674	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	17,262,485
		独立行政法人納付金収入		2,392,488		
			独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構納付金収入	2,392,488	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	87,892,191
					事務取扱費	1,161,314
		雑収入		10,096,151	諸支出金	200
			雑収入	10,096,151	国債整理基金特別会計へ繰入	1,422,599,392
		前年度剰余金受入		79,676,079		
			前年度剰余金受入	79,676,079	予備費	1,510,000
		合計		2,029,929,392	合計	2,029,929,392

	電源開発促進勘定	他会計より受入		320,400,000	電源立地対策費	163,825,356
			電源立地対策財源一般会計より受入	159,000,000	電源利用対策費	44,768,048
			電源利用対策財源一般会計より受入	161,400,000	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	104,468,111
		周辺地域整備資金より受入		9,940,000	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費	1,991,832
			周辺地域整備資金より受入	9,940,000	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	4,858,208
		雑収入		2,032,330	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	20,696,372
			雑収入	2,032,330	事務取扱費	4,864,316
		前年度剰余金受入		13,950,113	諸支出金	200
			前年度剰余金受入	13,950,113	予備費	850,000
		合計		346,322,443	合計	346,322,443
厚生労働省	労働保険					
	労災勘定	保険収入		1,024,264,666	労働安全衛生対策費	21,953,405
			他勘定より受入	825,660,347	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費	1,471,599
			一般会計より受入	370,628	独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費	230,868
			未経過保険料受入	17,583,477		
			支払備金受入	180,650,214	保険給付費	796,954,268
		運用収入		130,409,912	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	11,039,922
			運用収入	130,409,912		
		雑収入		20,806,448	職務上年金給付費等交付金	7,799,329
			雑収入	20,806,448	社会復帰促進等事業費	162,349,176
					独立行政法人労働者健康福祉機構運営費	9,476,959
					独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費	1,186,644
					仕事生活調和推進費	1,656,762

						中小企業退職金共済等事業費	2,741,573
						独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	141,723
						独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	40,109
						個別労働紛争対策費	720,724
						業務取扱費	45,133,720
						施設整備費	2,147,937
						保険料返還金等徴収勘定へ繰入	54,021,101
						予備費	7,800,000
		合計			1,175,481,026	合計	1,126,865,819
	雇用勘定	保険収入			2,737,224,661	中小企業退職金共済等事業費	7,020,530
			他勘定より受入		2,436,185,161	労使関係安定形成促進費	447,198
			一般会計より受入		301,039,500	個別労働紛争対策費	720,732
		積立金より受入			1,160,106,509	職業紹介事業等実施費	66,395,741
			積立金より受入		1,160,106,509	地域雇用機会創出等対策費	811,210,983
		雇用安定資金より受入			231,147,018	高齢者等雇用安定・促進費	121,585,339
			雇用安定資金より受入		231,147,018	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	13,811,268
		運用収入			37,400,780	失業等給付費	2,679,016,913
			運用収入		37,400,780	職業能力開発強化費	53,385,228
		独立行政法人納付金			108,918	若年者等職業能力開発支援費	9,355,277
			独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構納付金		108,918	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	61,946,066
		雑収入			14,940,424	独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費	1,195,752
			雑収入		14,940,424	障害者職業能力開発支援費	1,371,234

官報（号外）

						技能継承・振興推進費	955,514
						男女均等雇用対策費	13,784,955
						独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	2,173,745
						独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	30,170
						業務取扱費	99,496,163
						施設整備費	4,833,750
						保険料返還金等徴収勘定へ繰入	24,191,752
						予備費	208,000,000
		合計		4,180,928,310		合計	4,180,928,310
	徴収勘定	保険収入		3,257,925,364		業務取扱費	43,599,774
			保険料収入	3,257,383,167		保険給付費等財源労災勘定へ繰入	825,660,347
			印紙収入	542,197			
		他会計より受入		87,791		失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	2,436,185,161
			一般会計より受入	87,791		諸支出金	54,995,375
		一般拠出金収入		8,658,364		予備費	100,000
			一般拠出金収入	8,658,364			
		他勘定より受入		78,212,853			
			他勘定より受入	78,212,853			
		雑収入		1,174,028			
			雑収入	1,174,028			
		前年度剰余金受入		14,482,257			
			前年度剰余金受入	14,482,257			
		合計		3,360,540,657		合計	3,360,540,657
	年金						
	基礎年金勘定	拠出金等収入		21,094,644,193		基礎年金給付費	17,803,929,823

			拠出金等収入	21,085,449,993	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	3,566,869,865
			運用収入	9,194,200	諸支出金	166,874
		雑収入		5,018,439	予備費	907,619,079
			雑収入	5,018,439		
		前年度剰余金受入		1,178,923,009		
			前年度剰余金受入	1,178,923,009		
		合計		22,278,585,641	合計	22,278,585,641
	国民年金勘定	保険収入		4,715,616,842	国民年金給付費	1,486,412,006
			保険料収入	1,721,695,197	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	2,983,621,108
			一般会計より受入	1,689,847,206		
			基礎年金勘定より受入	1,303,994,050	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	102,930,569
			運用収入	80,389	諸支出金	41,982,264
		独立行政法人納付金		20,786,415	予備費	14,800,000
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	2,730,000		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	18,056,415		
		雑収入		1,762,559		
			雑収入	1,762,559		
		合計		4,738,165,816	合計	4,629,745,947
	厚生年金勘定	保険収入		34,118,246,861	保険給付費	24,836,803,886
			保険料収入	23,430,366,708	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	15,988,026,477
			一般会計より受入	8,432,947,205		
			労働保険特別会計より受入	11,039,922	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	101,604,491
			基礎年金勘定より受入	1,882,549,973	諸支出金	18,651,340
			厚生年金基金等徴収金	6,852,142	予備費	247,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	91,279,520		

官報（号外）

			拠出金収入	27,971,781			
			存続組合等納付金	233,410,454			
			運用収入	1,829,156			
		積立金より受入		6,714,706,031			
			積立金より受入	6,714,706,031			
		独立行政法人納付金		350,699,225			
			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	23,923,000			
			独立行政法人福祉医療機構納付金	326,776,225			
		雑収入		8,434,077			
			雑収入	8,434,077			
		合計		41,192,086,194	合計	41,192,086,194	
	福祉年金勘定	他会計より受入		11,457,601	特別障害給付金給付費	8,457,791	
			一般会計より受入	11,457,601	福祉年金給付費	3,036,490	
		雑収入		60,046	諸支出金	5,500	
			雑収入	60,046	予備費	100,000	
		前年度剰余金受入		82,134			
			前年度剰余金受入	82,134			
		合計		11,599,781	合計	11,599,781	
	健康勘定	保険収入		7,140,356,097	保険料等交付金	7,107,699,912	
			保険料収入	7,125,026,120	業務取扱費等業務勘定へ繰入	18,474,628	
			一般会計より受入	15,208,911			
			日雇拠出金収入	121,066	諸支出金	2,095,358	
		運用収入		10	国債整理基金特別会計へ繰入	1,504,572,007	
			運用収入	10			
		独立行政法人納付金		3,121,297			

			独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	2,707,000		
			業務勘定より受入	414,297		
		借入金		1,479,228,213		
			借入金	1,479,228,213		
		雑収入		1,405		
			雑収入	1,405		
		前年度剰余金受入		10,134,883		
			前年度剰余金受入	10,134,883		
		合計		8,632,841,905	合計	8,632,841,905
	児童手当及び子ども手当勘定	拠出金収入		208,627,182	児童育成事業費	76,409,198
			事業主拠出金収入	208,627,182	児童手当及子ども手当交付金	1,669,884,126
		他会計より受入		1,514,767,026	業務取扱費	18,457,282
			一般会計より受入	1,514,767,026	諸支出金	44,367
		積立金より受入		13,744,439	予備費	4,000,000
			積立金より受入	13,744,439		
		雑収入		31,656,326		
			雑収入	31,656,326		
		合計		1,768,794,973	合計	1,768,794,973
	業務勘定	他会計より受入		211,830,635	業務取扱費	48,682,004
			一般会計より受入	211,830,635	社会保険オンラインシステム費	92,935,311
		他勘定より受入		224,607,466	日本年金機構運営費	305,839,028
			他勘定より受入	224,607,466		
		独立行政法人納付金		414,297	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	414,424
			独立行政法人福祉医療機構納付金	414,297	予備費	12,000
		雑収入		6,523,627		

官　報（号外）

			雑収入	6,523,627		
		前年度剰余金受入		4,506,742		
			前年度剰余金受入	4,506,742		
		合計		447,882,767	合計	447,882,767
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営基盤強化勘定	農地等利用調整収入		2,631,325	農業経営基盤強化事業費	9,099,073
			農地等売払収入	2,278,190	事務取扱費業務勘定へ繰入	127,107
			農地等貸付収入	353,135		
		償還金収入		11,952,587	元一般会計所属農地売払収入等一般会計へ繰入	2,870
			償還金収入	11,952,587	元国有林野事業特別会計所属農地売払収入等国有林野事業特別会計へ繰入	156
		他勘定より受入		4,884,705		
			調整勘定より受入	4,884,705	予備費	20,000
		雑収入		2,300,627		
			雑収入	2,300,627		
		合計		21,769,244	合計	9,249,206
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		210,991,520	農業経営安定事業費	231,638,875
			他勘定より受入	210,991,520	事務取扱費業務勘定へ繰入	402,457
		独立行政法人納付金		22,049,792	予備費	1,000,000
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	22,049,792		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		233,041,332	合計	233,041,332
	米管理勘定	米売払代		105,247,324	米買入費	211,600,003
			米売払代	105,247,324	米管理費	41,156,138
		輸入米等納付金		101,712	返還金等他勘定へ繰入	429,271,743
			輸入米等納付金	101,712	予備費	40,000,000

		償還金収入		7,500,000		
			償還金収入	7,500,000		
		他勘定より受入		601,444,923		
			調整勘定より受入	601,444,923		
		雑収入		7,733,925		
			雑収入	7,733,925		
		合計		722,027,884	合計	722,027,884
	麦管理勘定	麦売払代		363,000,819	麦買入費	304,803,643
			麦売払代	363,000,819	麦管理費	7,157,418
		輸入麦等納付金		388,187	返還金等他勘定へ繰入	162,337,672
			輸入麦等納付金	388,187	予備費	75,000,000
		他勘定より受入		185,909,677		
			調整勘定より受入	185,909,677		
		雑収入		50		
			雑収入	50		
		合計		549,298,733	合計	549,298,733
	業務勘定	他勘定より受入		11,935,140	事務取扱費	11,802,062
			他勘定より受入	11,935,140	予備費	200,000
		雑収入		66,922		
			雑収入	66,922		
		合計		12,002,062	合計	12,002,062
	調整勘定	他会計より受入		138,901,458	主要食糧及輸入飼料買入費等財源他勘定へ繰入	925,701,158
			一般会計より受入	138,901,458	一般会計へ繰入	10,468,354
		他勘定より受入		502,674,172	国債整理基金特別会計へ繰入	502,674,172
			他勘定より受入	502,674,172		
		食糧証券収入		711,790,000		
			食糧証券収入	711,790,000		

		積立金より受入		15,342,966		
			積立金より受入	15,342,966		
		雑収入		74,693		
			雑収入	74,693		
		前年度剰余金受入		72,925,884		
			前年度剰余金受入	72,925,884		
		合計		1,441,709,173	合計	1,438,843,684
	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		28,656,677	土地改良事業費	18,789,917
			一般会計より受入	28,656,677	北海道土地改良事業費	10,731,677
		土地改良事業費負担金等収入		21,191,838	離島土地改良事業費	3,952,451
					土地改良事業工事諸費	7,182,707
			土地改良事業費負担金収入	21,191,838	受託工事費及換地清算金	1,924,503
		借入金		5,400,000	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	20,616,623
			借入金	5,400,000		
		受託工事費等受入		1,953,933	国債整理基金特別会計へ繰入	607,154
			受託工事費等受入	1,953,933	予備費	700,000
		雑収入		542,220		
			雑収入	542,220		
		前年度剰余金受入		6,760,364		
			前年度剰余金受入	6,760,364		
		合計		64,505,032	合計	64,505,032
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		19,588,258	再保険金支払財源他勘定へ繰入	19,600,011
			前年度繰越資金受入	19,588,258		
		雑収入		11,753		
			雑収入	11,753		
		合計		19,600,011	合計	19,600,011

	農業勘定	農業再保険収入		19,691,411	農業再保険費及交付金	19,570,399
			再保険料	5,395,679	予備費	12,100,000
			一般会計より受入	14,191,080		
			前年度繰越資金受入	104,652		
		支払基金受入		12,008,367		
			再保険金支払基金勘定より受入	12,008,367		
		雑収入		91,633		
			雑収入	91,633		
		合計		31,791,411	合計	31,670,399
	家畜勘定	家畜再保険収入		42,619,800	家畜再保険費及交付金	32,094,870
			再保険料	304,062	予備費	4,900,000
			一般会計より受入	31,326,614		
			前年度繰越資金受入	10,989,124		
		雑収入		49,864		
			雑収入	49,864		
		合計		42,669,664	合計	36,994,870
	果樹勘定	果樹再保険収入		5,219,647	果樹再保険費及交付金	3,131,557
			再保険料	278,918	予備費	6,300,000
			一般会計より受入	2,499,962		
			前年度繰越資金受入	2,440,767		
		支払基金受入		6,299,654		
			再保険金支払基金勘定より受入	6,299,654		
		雑収入		346		
			雑収入	346		
		合計		11,519,647	合計	9,431,557

	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		3,726,309	園芸施設再保険費及交付金	2,864,375
			一般会計より受入	3,001,941		
			前年度繰越資金受入	724,368	予備費	2,100,000
		支払基金受入		1,291,990		
			再保険金支払基金勘定より受入	1,291,990		
		雑収入		22,431		
			雑収入	22,431		
		合計		5,040,730	合計	4,964,375
	業務勘定	他会計より受入		1,122,931	業務取扱費	1,121,975
			一般会計より受入	1,122,931	予備費	1,000
		雑収入		43		
			雑収入	43		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,122,975	合計	1,122,975
	森林保険	森林保険収入		10,383,057	森林保険費	1,981,752
			保険料	2,698,800	事務取扱費	1,329,058
			前年度繰越資金受入	7,684,257	予備費	1,500,000
		雑収入		258,369		
			雑収入	258,369		
		合計		10,641,426	合計	4,810,810
	国有林野事業	国有林野事業収入		32,671,848	国有林野事業費	84,808,279
			業務収入	24,012,292	治山事業費	21,841,131
			林野等売払代	3,600,156	北海道治山事業費	3,122,346
			財産貸付料等収入	5,059,400	離島治山事業費	251,360

		他会計より受入		152,033,493	沖縄治山事業費	36,740
			一般会計より受入	152,033,493	国有林野森林整備事業費	51,347,742
		地方公共団体工事費負担金収入		2,619,884	施設整備費	1,755,567
					治山事業工事諸費	530,601
			地方公共団体工事費負担金収入	2,619,884	国有林野森林整備事業工事諸費	1,994,542
		借入金		261,900,000	国有林野災害復旧事業費	2,902,057
			借入金	261,900,000	国債整理基金特別会計へ繰入	280,479,593
		雑収入		854,733		
			国有林野事業雑収入	843,495	予備費	1,010,000
			治山事業雑収入	11,238		
		合計		450,079,958	合計	450,079,958
	漁船再保険及び漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		6,428,769	漁船再保険費及交付金	6,165,352
			再保険料	10	予備費	152,000
			一般会計より受入	6,164,127		
			前年度繰越資金受入	264,632		
		雑収入		21,423		
			雑収入	21,423		
		合計		6,450,192	合計	6,317,352
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		280,270	漁船特殊再保険費	169,223
			特殊再保険料	169,223	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	111,047		
		雑収入		7,164		
			雑収入	7,164		
		合計		287,434	合計	269,223

	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		40,321	給与再保険費	22,520
			給与再保険料	22,520	予備費	20,000
			前年度繰越資金受入	17,801		
		雑収入		2,553		
			雑収入	2,553		
		合計		42,874	合計	42,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		15,977,241	漁業共済保険費及交付金	8,225,587
			保険料	10	予備費	200,000
			一般会計より受入	8,236,668		
			前年度繰越資金受入	7,740,563		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		15,977,261	合計	8,425,587
	業務勘定	他会計より受入		880,289	業務取扱費	879,330
			一般会計より受入	880,289	予備費	1,000
		雑収入		40		
			雑収入	40		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		880,330	合計	880,330
経済産業省	貿易再保険	再保険収入		37,488,818	再保険費	141,582,261
			再保険料収入	34,800,192	事務取扱費	727,611
			回収金	2,688,626	一般会計へ繰入	49,195,250
		他会計より受入		1,600,000	国債整理基金特別会計へ繰入	5,170
			一般会計より受入	1,600,000	予備費	9,000,000
		積立金より受入		100,832,968		
			積立金より受入	100,832,968		
		雑収入		11,393,256		

			雑収入	11,393,256		
		前年度剰余金受入		49,195,250		
			前年度剰余金受入	49,195,250		
		合計		200,510,292	合計	200,510,292
	特許	特許料等収入		112,341,450	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	12,786,540
			特許印紙収入	91,851,311	事務取扱費	104,788,570
			特許料等収入	20,490,139	施設整備費	1,210,643
		他会計より受入		19,008	予備費	300,000
			一般会計より受入	19,008		
		雑収入		3,054,762		
			雑収入	3,054,762		
		前年度剰余金受入		186,811,668		
			前年度剰余金受入	186,811,668		
		合計		302,226,888	合計	119,085,753
国土交通省	社会資本整備事業					
	治水勘定	他会計より受入		606,434,411	都市水環境整備事業費	28,755,415
			一般会計より受入	606,434,411	北海道都市水環境整備事業費	1,182,000
		地方公共団体工事費負担金収入		131,779,084	河川整備事業費	348,661,086
			地方公共団体工事費負担金収入	131,779,084	北海道河川整備事業費	72,701,973
					離島河川整備事業費	10,000
		電気事業者等工事費負担金収入		31,521,122	沖縄河川整備事業費	3,389,679
			電気事業者等工事費負担金収入	31,521,122	砂防事業費	83,121,125
					北海道砂防事業費	4,503,069
		償還金収入		271,228	離島砂防事業費	35,000
			償還金収入	271,228	沖縄砂防事業費	2,000
		受託工事納付金収入		21,560,011	多目的ダム建設事業費	116,068,250
			受託工事納付金収入	21,560,011	北海道多目的ダム建設事業費	3,350,660
		雑収入		9,005,000		

官報（号外）

			雑収入	9,005,000	沖縄多目的ダム建設事業費	5,493,910
		前年度剰余金受入		6,076,200	総合流域防災事業費	7,976,044
			前年度剰余金受入	6,076,200	北海道総合流域防災事業費	597,000
					業務取扱費業務勘定へ繰入	109,904,574
					受託工事費	19,343,797
					電気事業者等工事費負担金還付金	1,080,246
					収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	271,228
					予備費	200,000
		合計		806,647,056	合計	806,647,056
	道路整備勘定	他会計より受入		1,301,809,000	道路環境改善事業費	140,469,000
			一般会計より受入	1,221,809,000	北海道道路環境改善事業費	2,293,000
			国債整理基金特別会計より受入	80,000,000	沖縄道路環境改善事業費	2,480,000
		地方公共団体工事費負担金収入		365,895,000	道路交通安全対策事業費	348,484,500
			地方公共団体工事費負担金収入	365,895,000	北海道道路交通安全対策事業費	81,437,000
		償還金収入		131,707,165	離島道路交通安全対策事業費	66,000
			償還金収入	131,707,165	沖縄道路交通安全対策事業費	9,448,000
		附帯工事費負担金収入		17,818,000	地域連携道路事業費	501,369,747
			附帯工事費負担金収入	17,818,000	北海道地域連携道路事業費	86,950,000
		受託工事納付金収入		28,080,000	離島地域連携道路事業費	1,745,000
			受託工事納付金収入	28,080,000	沖縄地域連携道路事業費	14,576,000
		雑収入		16,369,000		

			雑　収　入	16,369,000	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資	83,716,000
		前年度剰余金受入		24,853,000		
			前年度剰余金受入	24,853,000	道路交通円滑化事業費	272,465,753
					北海道道路交通円滑化事業費	3,005,000
					沖縄道路交通円滑化事業費	11,270,000
					道路交通円滑化事業資金貸付金	18,978,000
					地方道路整備臨時貸付金	80,000,000
					業務取扱費業務勘定へ繰入	99,301,000
					附　帯　工　事　費	17,185,000
					受　託　工　事　費	27,388,000
					収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	82,304,165
					予　備　費	1,600,000
		合　計		1,886,531,165	合　計	1,886,531,165
	港　湾　勘　定	他会計より受入		160,025,154	港湾環境整備事業費	5,310,000
			一般会計より受入	160,025,154	北海道港湾環境整備事業費	54,000
		港湾管理者工事費負担金収入		42,246,995	離島港湾環境整備事業費	7,500
			港湾管理者工事費負担金収入	42,246,995	沖縄港湾環境整備事業費	60,000
					港　湾　事　業　費	140,677,520
		受益者工事費負担金収入		823,686	北海道港湾事業費	15,637,200
			受益者工事費負担金収入	823,686	離島港湾事業費	5,972,848
		償　還　金　収　入		5,286,719	沖縄港湾事業費	14,484,888
			償　還　金　収　入	5,286,719	エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	1,406,860
		受託工事納付金収入		1,610,000		
			受託工事納付金収入	1,610,000	埠頭整備等資金貸付金	2,243,000

		雑収入		580,368	業務取扱費業務勘定へ繰入	22,225,857
			雑収入	580,368		
		前年度剰余金受入		54,966	受託工事費	1,534,048
			前年度剰余金受入	54,966	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	864,167
					予備費	150,000
		合計		210,627,888	合計	210,627,888
	空港整備勘定	空港使用料収入		204,496,668	空港等維持運営費	147,635,417
			空港使用料収入	204,496,668	空港整備事業費	156,495,249
		他会計より受入		112,617,634	北海道空港整備事業費	8,673,878
			一般会計より受入	112,617,634	離島空港整備事業費	467,921
		地方公共団体工事費負担金収入		3,404,830	沖縄空港整備事業費	6,753,840
					航空路整備事業費	23,547,673
			地方公共団体工事費負担金収入	3,404,830	関西国際空港株式会社補給金	7,500,000
		借入金		88,199,000	航空機騒音対策事業資金貸付金	18,824
			借入金	88,199,000		
		償還金収入		14,464,133	地域公共交通維持・活性化推進費	592,140
			償還金収入	14,464,133		
		配当金収入		540,077	業務取扱費業務勘定へ繰入	3,135,247
			配当金収入	540,077	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,616,534
		空港等財産処分収入		3,282,188		
			空港等財産処分収入	3,282,188	国債整理基金特別会計へ繰入	103,518,009
		雑収入		26,653,377	予備費	345,000
			雑収入	26,653,377		
		前年度剰余金受入		7,641,825		
			前年度剰余金受入	7,641,825		
		合計		461,299,732	合計	461,299,732

	業務勘定	他勘定より受入		234,566,678	業務取扱費	241,906,155
			他勘定より受入	234,566,678	都市開発資金貸付金	12,503,000
		運用収入		16,426,173	収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	1,276,935
			運用金回収	16,087,332		
			利子収入	338,841	国債整理基金特別会計へ繰入	6,316,076
		償還金収入		1,276,935		
					予備費	100,000
			償還金収入	1,276,935		
		雑収入		3,807,264		
			雑収入	3,807,264		
		前年度剰余金受入		6,025,116		
			前年度剰余金受入	6,025,116		
		合計		262,102,166	合計	262,102,166
	自動車安全保障勘定					
		保障事業収入		2,044,448	保障費	4,299,136
			賦課金収入	2,044,448	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	1,022,201
		積立金より受入		5,448,747		
					再保険及保険費	5,140,828
			積立金より受入	5,448,747	予備費	300,000
		雑収入		1,267,350		
			雑収入	1,267,350		
		前年度剰余金受入		59,036,496		
			前年度剰余金受入	59,036,496		
		合計		67,797,041	合計	10,762,165
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		33,542,423	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	822,496
			検査登録印紙収入	33,259,169		
					独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	229,861
			検査登録手数料収入	283,254		

		他会計より受入		731,510	自動車検査独立行政法人運営費	1,257,000
			一般会計より受入	731,510		
		他勘定より受入		1,276,191	自動車検査独立行政法人施設整備費	2,716,982
			他勘定より受入	1,276,191	業務取扱費	33,297,701
		雑収入		334,603	施設整備費	1,151,860
			雑収入	334,603	予備費	300,000
		前年度剰余金受入		5,320,675		
			前年度剰余金受入	5,320,675		
		合計		41,205,402	合計	39,775,900
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		9,126,710	自動車事故対策費	5,689,814
			積立金より受入	9,126,710	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,420,024
		償還金収入		970,000		
			償還金収入	970,000	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	383,539
		雑収入		3,650,657	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	253,990
			雑収入	3,650,657		
		合計		13,747,367	合計	13,747,367

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項	所管	特別会計	事項
法務省	登記	(項)事務取扱費のうち 庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。) 庁費(物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。) 登記情報処理業務庁費(旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。) 施設整備費のうち 施設施工旅費	財務省	地震再保険	施設施工庁費 施設整備費 (項)事務取扱費のうち 情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。)
				外国為替資金	(項)事務取扱費のうち 情報処理業務庁費(人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。)

財務省及び国土交通省	財政投融資				
	財政融資資金勘定	(項) 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）			
	投資勘定	(項) 産業投資支出のうち 出資金（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金、独立行政法人医薬基盤研究所出資金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構出資金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資金、独立行政法人情報通信研究機構出資金及び株式会社産業革新機構出資金に限る。） 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）			
	特定国有財産整備勘定	(項) 特定国有財産整備費			
文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策				
	エネルギー需給勘定	(項) 燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油天然ガス基礎調査等委託費 石油資源開発技術等研究調査等委託費（石油資源開発等支援委託費に限る。）			国家備蓄石油管理等委託費（施設等整備費に限る。） 石油ガス国家備蓄基地建設委託費 石油製品需給適正化調査等委託費（石油産業体制等調査研究委託費のうち内外石油安定供給対策調査事業費に限る。） 天然ガス探鉱費補助金 産油国等連携強化促進事業費補助金（産油国石油精製技術等対策事業費補助金のうち産油国等石油交流人材育成事業費、産油国等石油関連産業基盤整備・国際共同研究事業費、国際石油交流連携促進事業費、産油国開発支援等事業費及び産炭国石炭産業高度化事業費に限る。） 石油資源採掘対策事業費等補助金（石炭生産技術振興費補助金に限る。） 石油精製合理化対策事業費等補助金（石油精製等高度化技術開発費補助金及び石油供給構造高度化事業費補助金に限る。） 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業構造改善対策事業費補助金のうち石油製品流通合理化支援事業費、石油製品販売業環境保全対策事業費補助金のうち土壌汚染環境保全対策事業費及び地域エネルギー供給拠点整備事業費並びに石油ガス等利用設備導入促進対策事業費補助金のうちガス導管劣化検査等支援事業費に限る。） 石油貯蔵施設立地対策等交付金 エネルギー需給構造高度化対策費　のうち

官　報（号外）

	エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（エネルギー使用合理化事業者支援補助金及び住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金に限る。）		非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（新エネルギー等導入促進基礎調査委託費のうち海外新エネルギー等開発利用調査事業費、石油製品代替製品等品質実態調査委託費及び中小水力開発促進指導事業基礎調査委託費に限る。）		
	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（施設整備事業費、設備整備事業費及び技術開発事業費に限る。）		エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化希少金属資源開発推進基盤整備委託費及び国際エネルギー使用合理化等対策事業委託費に限る。）		
	非化石エネルギー等技術開発費補助金（国際石炭利用技術振興費補助金、先進超々臨界圧火力発電実用化要素技術開発費補助金、地域エネルギーマネジメントシステム開発事業費補助金及び分散型エネルギー複合最適化実証事業費補助金に限る。）		温暖化対策調査等委託費（二酸化炭素削減技術実証試験委託費及び二酸化炭素固定化・有効利用技術等対策事業委託費に限る。）		
	エネルギー使用合理化技術開発費補助金		二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二酸化炭素排出抑制対策事業委託費のうちエコポイント等二酸化炭素削減のための環境行動促進モデル事業費、エコ燃料実用化地域システム実証事業費、高濃度バイオ燃料実証事業費、風力発電施設に係る希少野生生物共生推進事業費及び低炭素社会モデル街区形成促進事業費並びに二酸化炭素排出抑制技術開発委託費に限る。）		
	温暖化対策技術開発費補助金		認証排出削減量等取得委託費		
	事　務　取　扱　費のうち		非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金、天然ガス型エネルギー面的利用導入モデル事業費補助金、石炭火力発電天然ガス化転換補助金、中小水力・地熱発電開発費等補助金、新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金及び民生用燃料電池導入支援補助金に限る。）		
	情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）				
	情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）				
	（項）電源立地対策費のうち	電源開発促進勘定			
	電源立地等推進対策委託費（原子力施設立地推進調整委託費のうち地層処分概念理解促進等事業費及び地層処分実規模設備整備等事業費に限る。）				
	原子力施設等防災対策等委託費（原子力発電施設等安全性実証解析等委託費のうち軽水炉燃材料詳細健全性調査事業費及び高経年化対策強化基盤整備事業委託費に限る。）				

			全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金 原子力発電関連技術開発費等補助金 独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。） 情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
		労働保険 労災勘定	（項）労働安全衛生対策費のうち 施設施工旅費 情報処理業務庁費（労働基準行政情報システム開発経費に限る。） 施設施工庁費 施設整備費 社会復帰促進等事業費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費のうち 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金（看護専門学校及び総合せき損センター施設整備費に限る。）
	電源立地等推進対策補助金（電源地域振興促進事業費補助金のうち電源地域産業関連施設等整備事業費及び特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。） 電源立地地域対策交付金 電源立地等推進対策交付金（広報・安全等対策交付金、交付金事務等交付金、放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、リサイクル研究開発促進交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金及び高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金に限る。） 原子力施設等防災対策等交付金	厚生労働省	
	電源利用対策費のうち 使用済核燃料再処理技術確証調査等委託費 原子力発電施設等安全技術対策委託費（リサイクル燃料資源貯蔵技術調査等委託費に限る。） 軽水炉等改良技術確証試験等委託費（大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究委託費、原子力システム研究開発委託費、発電用新型炉等技術開発委託費及び発電用原子炉等利用環境調査委託費に限る。） 放射性廃棄物処分基準調査等委託費 負荷平準化機器等導入促進事業費補助金 使用済燃料再処理技術確立費等補助金		

官　報（号外）

					情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
				年金	
				児童手当及び子ども手当勘定	（項）児童育成事業費のうち
					児童育成事業費補助金（児童厚生施設等整備費に限る。）
					業務取扱費のうち
					庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
				業務勘定	（項）業務取扱費のうち
					庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）
					情報処理業務庁費（旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
					社会保険オンラインシステム費のうち
					社会保険オンラインシステム業務庁費（社会保険オンラインシステムにおけるオープンシステム化経費に限る。）
			農林水産省	食料安定供給	
				米管理勘定	（項）米買入費のうち
					米買入費（輸入米買入費に限る。）
				麦管理勘定	（項）麦買入費
				業務勘定	（項）事務取扱費のうち
					情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		業務取扱費のうち			
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費、旅費等内部管理業務共通システム開発経費及び労災行政情報管理システム開発経費に限る。）			
		情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）			
		施設整備費			
	雇用勘定	（項）高齢者等雇用安定・促進費のうち			
		施設施工旅費			
		施設施工庁費			
		施設整備費			
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費のうち			
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助金（公共職業能力開発施設整備費に限る。）			
		業務取扱費のうち			
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）			
		情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）			
		施設整備費			
	徴収勘定	（項）業務取扱費のうち			
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費、旅費等内部管理業務共通システム開発経費及び労働保険適用徴収システム開発経費に限る。）			

		情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）			離島治山事業費
	国営土地改良事業勘定	（項）土地改良事業費			沖縄治山事業費
		北海道土地改良事業費			国有林野森林整備事業費
		離島土地改良事業費			施設整備費
		土地改良事業工事諸費のうち			治山事業工事諸費のうち
		超過勤務手当			日額旅費
		日額旅費			工事雑費
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）			国有林野森林整備事業工事諸費のうち
		工事雑費			日額旅費
		受託工事費及換地清算金のうち			国有林野災害復旧事業費
		受託工事費		漁船再保険及び漁業共済保険業務勘定	（項）業務取扱費のうち
	農業共済再保険業務勘定	（項）業務取扱費のうち			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）			情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
		情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）	経済産業省	貿易再保険	（項）事務取扱費のうち
	森林保険	（項）事務取扱費のうち			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）		特許	（項）事務取扱費のうち
	国有林野事業	（項）国有林野事業費のうち			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		業務費（人事・給与関係業務情報システム開発経費に限る。）			情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
		治山事業費			
		北海道治山事業費			

官報（号外）

		成果重視事業特許事務機械化庁費（共通システム管理経費及び特許庁運営基盤システム開発経費に限る。）			
		施設整備費			
国土交通省	社会資本整備事業				
	治水勘定	（項）都市水環境整備事業費			
		北海道都市水環境整備事業費			
		河川整備事業費			
		北海道河川整備事業費			
		離島河川整備事業費			
		沖縄河川整備事業費			
		砂防事業費			
		北海道砂防事業費			
		離島砂防事業費			
		沖縄砂防事業費			
		多目的ダム建設事業費			
		北海道多目的ダム建設事業費			
		沖縄多目的ダム建設事業費			
		総合流域防災事業費			
		北海道総合流域防災事業費			
		業務取扱費業務勘定へ繰入			
		受託工事費のうち			
		受託工事費			
	道路整備勘定	（項）道路環境改善事業費			
		北海道道路環境改善事業費			
					沖縄道路環境改善事業費
					道路交通安全対策事業費
					北海道道路交通安全対策事業費
					離島道路交通安全対策事業費
					沖縄道路交通安全対策事業費
					地域連携道路事業費
					北海道地域連携道路事業費
					離島地域連携道路事業費
					沖縄地域連携道路事業費
					道路交通円滑化事業費
					北海道道路交通円滑化事業費
					沖縄道路交通円滑化事業費
					道路交通円滑化事業資金貸付金のうち
					有料道路整備資金貸付金
					連続立体交差事業資金貸付金
					特定大規模道路用地取得資金貸付金
					地方道路整備臨時貸付金
					業務取扱費業務勘定へ繰入
					附帯工事費のうち
					附帯工事費
					道路附属物等復旧費

		受託工事費のうち			航空機騒音対策事業資金貸付金
		受託工事費			業務取扱費業務勘定へ繰入
	港湾勘定	(項) 港湾環境整備事業費		業務勘定	(項) 業務取扱費のうち
		北海道港湾環境整備事業費			超過勤務手当
		離島港湾環境整備事業費			日額旅費
		沖縄港湾環境整備事業費			情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		港湾事業費			情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
		北海道港湾事業費			工事雑費
		離島港湾事業費			営繕宿舎費
		沖縄港湾事業費			都市開発資金貸付金
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費		自動車安全	
		埠頭整備等資金貸付金		自動車検査登録勘定	(項) 独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費
		業務取扱費業務勘定へ繰入			自動車検査独立行政法人施設整備費
		受託工事費			業務取扱費のうち
	空港整備勘定	(項) 空港等維持運営費のうち			庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）
		情報処理業務庁費（人事・給与関係業務情報システム開発経費及び旅費等内部管理業務共通システム開発経費に限る。）			庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）
		情報処理業務庁費（物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費に限る。）			情報処理業務庁費（次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発経費に限る。）
		空港整備事業費			施設整備費
		北海道空港整備事業費		自動車事故対策勘定	(項) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
		離島空港整備事業費			
		沖縄空港整備事業費			
		航空路整備事業費			

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
法務省	登記	庁舎機械警備	17,385	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		後見登記等システム運用管理支援業務	189,908	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	後見登記等システムの運用管理支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		後見登記等システムオンライン登記申請機能付加業務	36,400	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	後見登記等システムオンライン登記申請機能付加業務の実施には、多くの日数を要するため
		登記情報提供システム更新	1,614,816	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	登記情報提供システムの更新には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス登記事項証明書交付等事業	10,848,630	平成22年度	平成23年度及び平成24年度	競争を導入した公共サービスとして行う登記事項証明書交付等事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所備付地図作成業務	1,658,560	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	登記所備付地図作成業務の実施には、多くの日数を要するため
		車両借入れ	99,775	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	車両の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		オンライン登記申請システム機器借入れ等	4,171,634	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	オンライン登記申請システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		登記情報システム用電子計算機等借入れ	7,753,567	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	登記情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地図情報センターシステム用電子計算機等借入れ	9,438,757	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	地図情報センターシステム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所地図情報システム用電子計算機等借入れ	1,069,158	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	登記所地図情報システム用の電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地図情報システム更新	1,611,176	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	地図情報システムの更新には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子認証システム機器借入れ等	15,750	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子認証システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		動産譲渡登記システム機器借入れ等	217,825	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	動産譲渡登記システム機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		施設整備	231,806	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	奈良地方法務局庁舎及び大津地方法務局甲賀支局庁舎の建設には、多くの日数を要するため
財務省	地震再保険	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	34	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	8	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国債整理基金	事務機器借入れ	1,669	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	外国為替資金	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	267	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	62	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ	50	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	2,522	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	582	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	163,133	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	投資勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	61	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	14	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	1,396	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	特定国有財産整備勘定	特定施設整備等	21,152,007	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備等には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用特定施設整備業績監視	298,916	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による庁舎等の整備に係る業績監視には、多くの日数を要するものがあるため

文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	地域エネルギー供給拠点整備事業費補助	2,131,439	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	地域エネルギー供給拠点整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		エネルギー消費統計調査事業	540,330	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	エネルギー消費統計調査事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		温暖化対策及び公害対策相乗便益型クリーン開発メカニズムモデル事業費補助	1,075,800	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	温暖化対策及び公害対策が一体となったクリーン開発メカニズムモデル事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	199	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	78	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	電源開発促進勘定	独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助	3,058,318	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成22年度	平成25年度まで1箇年度延長	平成20年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成22年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成25年度まで1箇年度延長する必要があるため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	1,340	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	531	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
厚生労働省	労働保険					
	労災勘定	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助	7,058,604	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	独立行政法人労働者健康福祉機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	22,557	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		人事・給与関係業務情報システム開発等	5,192	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		都道府県労働局ホームページ集約化業務	69,878	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	都道府県労働局ホームページ集約化業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	369,191	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	阿南労働基準監督署及び西野田労働基準監督署の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	雇用勘定	職業安定行政関係システム用電子計算機借入れ等	20,693,018	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	職業安定行政関係システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		競争導入公共サービス就職支援業務	1,217,630	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う就職支援業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		地域雇用創造実現事業	2,182,500	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	地域雇用創造実現事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地域雇用創造推進事業	5,860,686	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	地域雇用創造推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業	14,110,942	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	総合的職業能力開発プログラム推進事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業費補助	431,050	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	総合的職業能力開発プログラム推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		実践的職業能力開発支援事業	1,280,890	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	実践的職業能力開発支援事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		実践的職業能力開発支援事業費補助	287,456	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	実践的職業能力開発支援事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費補助	1,669,853	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	独立行政法人雇用・能力開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	35,699	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	8,218	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため

官報（号外）

		事務機器借入れ	756	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		都道府県労働局ホームページ集約化業務	69,879	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	都道府県労働局ホームページ集約化業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		ハローワーク・コールセンター運営事業	5,660	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	ハローワーク・コールセンター運営事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		施設整備	2,280,610	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	札幌東公共職業安定所ほか3件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
	徴収勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	6,023	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	1,387	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		労働保険適用徴収システム開発等	2,677,112	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	労働保険適用徴収システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	年金					
	児童手当及び子ども手当勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	157	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	36	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ	39	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	2,583	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	594	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		数理統計システム用電子計算機借入れ	143,387	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	数理統計システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		年金記録紙台帳電子画像データ検索システム開発等	29,766,526	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	年金記録紙台帳の電子画像データ検索のためのシステム開発等には、多くの日数を要するため

		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	81,300,477	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	67,795,073	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
農林水産省	食料安定供給					
	米管理勘定	輸入米買入れ	57,400,000	平成22年度	平成23年度	外国からの米の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		米穀販売・管理業務	83,834,445	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	米穀販売・管理業務の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	麦管理勘定	輸入食糧麦買入れ	88,200,000	平成22年度	平成23年度	外国からの食糧麦の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
		輸入飼料買入れ	19,800,000	平成22年度	平成23年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	3,892	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	896	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器等借入れ	109,426	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		筑後川下流農業水利事業	560,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	筑後川下流農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		尾鈴農業水利事業	280,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	尾鈴農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		西諸(一期)農業水利事業	2,026,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	西諸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		曽於北部(一期)農業水利事業	1,186,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	曽於北部(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		肝属中部(一期)農業水利事業	12,920,000	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	肝属中部(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		総合農地防災事業				

官報（号外）

		吉野川下流域農地防災事業	900,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	吉野川下流域農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道かんがい排水事業				
		樺戸(二期)農業水利事業	365,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	樺戸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	5,336	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	1,228	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器等借入れ	14,452	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		受託工事				
		樺戸(二期)農業水利事業	278,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	樺戸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
	農業共済再保険業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	604	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	139	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	森林保険	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	43	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	11	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		電子計算機借入れ等	89,100	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
	国有林野事業	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	32,195	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	7,412	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため

		電子入札・開札システム用電子計算機借入れ	152,732	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子入札・開札システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	漁船再保険及び漁業共済保険					
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	209	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	46	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
経済産業省	貿易再保険	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	126	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	48	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
	特許	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	11,189	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	4,427	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		人事評価システム用電子計算機借入れ	13,608	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事評価システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	13,420	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		工業所有権研究推進事業	293,789	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	工業所有権研究推進事業には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		図書館システム用電子計算機借入れ	25,169	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	図書館システム用の電子計算機の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		インターネット公報システム利用	511,530	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	インターネット公報システムの利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		審査資料インターネット有料情報利用	7,560	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	審査資料インターネット有料情報の利用には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		共通システム管理	357,509	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	共通システムの管理には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		特許事務処理システム開発に係る契約の一部変更	—	平成22年度	平成25年度まで2箇年度延長	平成21年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「特許事務処理システム開発に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成22年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成21年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「特許事務処理システム開発に係る契約の一部変更」に基づいて実行した国庫の負担となる契約のうち平成18年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「特許事務処理システム開発」に係るものについては、平成25年度まで2箇年度延長する必要があるため
		特許庁運営基盤システム開発	12,237,706	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	特許庁運営基盤システムの開発には、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	11,813,538	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		施設整備	67,367	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	特許庁庁舎館内共聴システムの整備には、多くの日数を要するため
国土交通省	社会資本整備事業					
	治水勘定	総合水系環境整備事業	2,500,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	利根川水系ほか4水系の総合水系環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		河川都市基盤整備事業	3,566,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	荒川及び淀川の改修工事並びにこれらに附帯する工事並びに阿武隈川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修事業	24,853,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	鳴瀬川ほか21河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに北上川ほか4河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		河川維持	5,662,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	阿武隈川ほか13河川の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		堰堤施設更新	2,073,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	阿武隈川三春ダムほか6ダムのダム管理用制御装置の製作及び木曽川横山ダムほか2ダムの施設更新工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業	25,949,400	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	淀川大戸川ダムほか4ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川激甚災害対策特別緊急事業	617,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	川内川の激甚災害対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		堰堤改良事業	583,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	荒川二瀬ダムの改良工事には、多くの日数を要するものがあるため

		床上浸水対策特別緊急事業	200,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	仁淀川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道河川改修事業	6,510,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	石狩川の改修工事及びこれに附帯する工事並びに改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道堰堤施設更新	240,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	十勝川札内川ダムのダム管理用制御装置の製作には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道河川総合開発事業	4,820,200	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	石狩川夕張シューパロダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業	10,781,900	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	最上川水系ほか14水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地すべり対策事業	1,018,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	天竜川入谷地区ほか4地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		特定緊急砂防事業	66,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	栗駒山系の特定緊急砂防工事には、多くの日数を要するものがあるため
		多目的ダム建設事業				
		利根川八ッ場ダム建設工事	3,946,780	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		渡川中筋川総合開発建設工事	30,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	渡川中筋川総合開発の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川湯西川ダム建設工事	5,819,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		米代川森吉山ダム建設工事	510,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北上川胆沢ダム建設工事	1,625,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事	46,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川津軽ダム建設工事	5,325,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		千代川殿ダム建設工事	117,600	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	千代川殿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		豊川設楽ダム建設工事	90,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		球磨川川辺川ダム調整事業	2,131,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	球磨川川辺川ダムの調整事業には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄多目的ダム建設事業				
		沖縄東部河川総合開発建設工事	1,529,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	沖縄東部河川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	8,062,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	宮城県等からの委託に係る旧北上川大沢谷岐樋管ほか22箇所の橋梁等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業受託工事	2,559,000	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	富山県等からの委託に係る庄川利賀ダムほか6ダムの一般国道471号改良工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	道路整備勘定	沿道環境改善事業	1,730,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	一般国道兵庫2号加古川野口沿道環境改善工事並びに一般国道愛知1号及び愛知23号の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		無電柱化推進事業	4,740,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	一般国道静岡1号電線共同溝ほか9箇所の無電柱化推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路更新防災等対策事業	18,045,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	一般国道埼玉4号埼玉利根川橋ほか38箇所の道路更新防災等対策工事及び一般国道愛知1号の道路更新防災等対策事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		道路維持	1,345,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	一般国道愛知1号ほか11箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		道路除雪	314,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	一般国道福島13号ほか4箇所の除雪には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		交通連携推進事業	1,280,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	一般国道東京4号日本橋道路（その2）及び東京246号渋谷地下道路の交通連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通安全施設等整備事業	2,862,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	一般国道神奈川1号多摩川大橋自転車歩行者道ほか6箇所の交通安全施設等整備工事及び一般国道岐阜156号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通事故重点対策事業	3,958,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号南安倍交差点改良ほか9箇所の交通事故重点対策工事及び一般国道岐阜21号ほか3箇所の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道道路更新防災等対策事業	110,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	一般国道234号早来橋の道路更新防災等対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道道路維持	996,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	一般国道38号ほか8箇所の維持には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため

		北海道道路除雪	606,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	一般国道38号ほか8箇所の除雪には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		北海道交通安全施設等整備事業	865,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	一般国道233号深川市音江自転車歩行者道の交通安全施設等整備工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄道路更新防災等対策事業	1,740,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	一般国道58号座津武道路及び58号謝敷道路（その2）の道路更新防災等対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携推進事業	109,630,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	一般国道鹿児島3号川内川橋（その2）ほか62箇所の地域連携推進工事、一般国道熊本3号ほか23箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得及び地域連携推進事業に必要な調査には、多くの日数を要するものがあるため
		地域連携推進事業費補助	330,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	地域連携推進事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道地域連携推進事業	9,770,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	一般国道39号学園橋ほか10箇所の地域連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄地域連携推進事業	800,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	一般国道331号豊見城高架橋（その3）及び58号名護東道路1号トンネルの地域連携推進工事には、多くの日数を要するものがあるため
		交通円滑化事業	180,453,000	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	一般国道福岡3号黒崎高架橋（その3）ほか65箇所の交通円滑化工事及び一般国道神奈川1号ほか21箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		交通円滑化事業費補助	1,705,000	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	交通円滑化事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄交通円滑化事業	400,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	一般国道329号の交通円滑化事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築附帯工事	6,654,280	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道東京1号共同溝ほか12箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道広島2号広島南道路本川橋（その2）ほか14箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	26,370,000	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道千葉298号上矢切堀之内道路ほか15箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	港湾勘定	廃棄物処理施設整備事業費補助	1,145,250	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号　外）

		港湾改修事業	20,555,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	伏木富山港ほか13港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄港湾改修事業	5,250,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	那覇港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	2,142,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	北九州市等からの委託に係る北九州港の臨港交通施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	26,878	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	10,634	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		大型化学消防車購入	679,298	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	580,847	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		数値解析予報システム保守等	262,238	平成22年度	平成23年度以降4箇年度以内	数値解析予報システムの保守等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		金利の変動等に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額	1,988,420	平成22年度	平成22年度以降25箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用空港整備等事業」に基づいて実行した東京国際空港の整備等に係る国庫の負担となる契約について、金利の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		空港整備	11,241,948	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか11空港及び岩国飛行場の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道空港整備	95,717	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	中標津空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		離島空港整備事業費補助	219,200	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	空港整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄空港整備	2,587,680	平成22年度	平成22年度以降3箇年度以内	那覇空港及び新石垣空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		航空路整備	25,353,200	平成22年度	平成22年度以降4箇年度以内	航空路保安施設、航空交通管制施設等の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	業務勘定	人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	66,772	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		人事・給与関係業務情報システム開発等	26,419	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	12,295,313	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		庁舎機械警備	804,446	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		現場事務所等営繕	580,000	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	現場事務所等の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
	自動車安全					
	自動車検査登録勘定	自動車検査独立行政法人施設整備費補助	1,344,365	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	自動車検査独立行政法人が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		人事・給与関係業務情報システム用電子計算機借入れ等	6,814	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	人事・給与関係業務情報システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人事・給与関係業務情報システム開発等	2,694	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	人事・給与関係業務情報システムの開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		事務機器借入れ等	721,984	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム用電子計算機借入れ等	1,932,528	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため
		自動車登録手続のヘルプデスク運営事業	1,035,690	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	自動車登録手続のヘルプデスク運営事業の実施には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次期自動車登録検査業務電子情報処理システム用電子計算機借入れ等	10,409,038	平成22年度	平成22年度以降5箇年度以内	次期自動車登録検査業務電子情報処理システム用の電子計算機の借入れ等には、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		仕様の変更に伴う次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発に係る限度額の増額	1,002,647	平成22年度	平成22年度及び平成23年度	平成21年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発」に基づいて実行した次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため

平成二十二年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十八特別会計（平成二十二年度においては、特定国有財産整備特別会計及び国立高度専門医療センター特別会計が廃止されることとなっている。）に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、三百六十七兆七百三十七億八千六百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、百七十六兆三千八百四十三億八百万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	五三、五八二、四四二	五三、三八五、一四二
(2) 交通安全対策特別交付金勘定	八二、三五三	七六、四四五

交付税及び譲与税配付金勘定においては、歳入では、一般会計から十七兆四千七百七十七億七百万円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から三十三兆六千百七十二億九千五百万円を借り入れ、歳出では、地方交付税交付金として十六兆八千九百三十五億二千九百万円、国債整理基金特別会計への繰入として三十四兆千八百八十四億九千五百万円を計上している。

2　国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
	一八九、五二八、一六七	一七七、五二八、一六七

平成二十二年度においては、一般会計から二十兆六千四百九十億七千八百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から五十三兆七千四百六十九億千八百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税千五百八十二億円、公債金百二兆六千百八億五千四百万円、東京地下鉄株式会社の株式の売払収入千十八億六千二百万円、東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入百七十二億三千八百万円、運用収入千百四十四億五千万円、雑収入千二百九十五億六千七百万円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第四十七条の規定により平成二十一年度において発行予定の公債に係る公債金収入十二兆円をそれぞれ受け入れることとしている。

3　外国為替資金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
	二、六九五、八九二	二、〇三四、一三二

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を、平成二十一年度の実績見込等を勘案して百四十五兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第八条第二項の規定により、平成二十一年度の剰余金の全額二兆五千六億八千百万円を平成二十二年度の一般会計に繰り入れるほか、「平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の規定により、この会計から三千五百億円を平成二十二年度の一般会計に繰り入れることとしている。

4　財政投融資特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	三六、九六五、九三九	三六、〇三三、三四二
(2) 投資勘定	一一八、八一六	一一八、八一六
(3) 特定国有財産整備勘定	一〇三、九四七	四五、二三二

財政融資資金勘定においては、「平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の規定により、積立金の全額四兆七千五百四十一億円を一般会計に繰り入れることとしている。

5　労働保険特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 労災勘定	一、一七五、四八一	一、一二六、八六六
(2) 雇用勘定	四、一八〇、九二八	四、一八〇、九二八
(3) 徴収勘定	三、三六〇、五四一	三、三六〇、五四一

労災勘定においては、保険給付費について、平成二十一年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、求職者給付について、非正規労働者に対する適用範囲を拡大することとしている。

6　年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	二二、二七八、五八六	二二、二七八、五八六
(2) 国民年金勘定	四、七三八、一六六	四、六二九、七四六
(3) 厚生年金勘定	四一、一九二、〇八六	四一、一九二、〇八六
(4) 福祉年金勘定	一、六〇〇	一、六〇〇
(5) 健康勘定	八、六三二、八四二	八、六三二、八四二
(6) 児童手当及び子ども手当勘定	一、七六八、七九五	一、七六八、七九五
(7) 業務勘定	四四七、八八三	四四七、八八三

国民年金勘定においては、歳出では、旧法国民年金の受給者数の減等による給付費の減少、基

礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、一兆六千八百九十八億四千七百万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、八兆四千三百二十九億四千七百万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、百五十二億九百万円を受け入れることとしている。

児童手当及び子ども手当勘定においては、歳出では、児童手当については、小学校修了前（十二歳に到達後最初の年度末）までの児童を対象として、平成二十二年二・三月分を支給するとともに、子ども手当について、中学校修了前（十五歳に到達後最初の年度末）までの子どもを対象として支給することとしている。また、放課後子どもプラン及び家庭的保育事業（保育ママ）等の拡充を行い、仕事と家庭の両立支援を充実するなど、児童育成事業の推進を図ることとしている。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、一兆五千百四十七億六千七百万円を受け入れることとしている。

7　食料安定供給特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 農業経営基盤強化勘定	二一、七六九	九、二四九
(2) 農業経営安定勘定	二三三、〇四一	二三三、〇四一
(3) 米管理勘定	七二二、〇二八	七二二、〇二八
(4) 麦管理勘定	五四九、二九九	五四九、二九九
(5) 業務勘定	一二、〇〇二	一二、〇〇二
(6) 調整勘定	一、四四一、七〇九	一、四三八、八四四
(7) 国営土地改良事業勘定	六四、五〇五	六四、五〇五

米管理勘定においては、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。また、買入及び売渡価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。

調整勘定においては、歳入として、農業経営安定勘定、米管理勘定等における所要の経費の財源に充てるため一般会計から千三百八十九億百万円を受け入れるほか、米・麦の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入七千百十七億九千万円を計上しており、歳出として、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定及び麦管理勘定への繰入れに必要な経費等を計上している。なお、行政刷新会議における事業仕分けの結果等を踏まえ、「平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の規定により、この勘定の積立金のうち百四億六千八百万円を一般会計に繰り入れることとしている。

8　社会資本整備事業特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 治水勘定	八〇六、六四七	八〇六、六四七
(2) 道路整備勘定	一、八八六、五三一	一、八八六、五三一
(3) 港湾勘定	二一〇、六二八	二一〇、六二八
(4) 空港整備勘定	四六一、三〇〇	四六一、三〇〇
(5) 業務勘定	二六二、一〇二	二六二、一〇二

道路整備勘定においては、歳入では、一般会計からの受入れ、国債整理基金特別会計からの受入れのほか、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。歳出では、地域の連携・交流を促進する幹線交通体系の整備、死傷事故率の低減に資する重点的な交通事故対策、快適な通行空間の確保等を図るための無電柱化等を実施することとしている。

以上のほか、登記、地震再保険、エネルギー対策、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、自由民主党・改革クラブ及び日本共産党から、それぞれ、「平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算及び平成二十二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十二年三月二日

予算委員長　鹿野　道彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

平成二十二年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

平成22年度政府関係機関予算
予　算　総　則

（収入支出予算）

第1条　次に掲げる各政府関係機関の平成22年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

2　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第1項第2号に規定する業務並びに同項第8号及び第9号並びに同条第3項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第2条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額、株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社の「エネルギー環境適合製品製造事業の促進に関する法律」（仮称）の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限度		額
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額		83,300,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額		1,500,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額		22,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額		147,500
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	2,140,300,000
		社債の額面総額	290,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	170,000,000
		社債の額面総額	25,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	1,513,500,000
		社債の額面総額	330,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	2,200,000,000
		短期社債の取得に係る社債の発行限度額	500,000,000
		その他の社債の額面総額	1,100,000,000
	特定事業促進円滑化業務（仮称）	借入金の総額	100,000,000

2　前項に規定する株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号イに規定する業務をいう。

3　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ロに規定する業務をいう。

4　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫中小企業者向け業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第2項第1号ハに規定する業務をいう。

5　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第11条第2項及び第3項に規定する業務をいう。

6　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫特定事業促進円滑化業務（仮称）とは、株式会社日本政策金融公庫における「エネルギー環境適合製品製造事業の促進に関する法律」（仮称）に規定する業務をいう。

7　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第1項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

8　第1項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第3条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成22年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」第24条の2	受益権及び貸付債権等の譲渡により調達する資金の総額	
	中小企業者向け業務貸付金の総額	23,100,000千円
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第2第1号、第2号及び第5号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	24,000,000
	農林水産業者向け業務	5,600,000
	中小企業者向け業務	35,000,000

	保証金額の総額	78,000,000
	保険価額の総額	33,427,000,000
	補てんの額の限度額	
	「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく指定金融機関の出資に係る補てんの額の総額	800,000,000
	指定金融機関の危機対応業務における短期社債の取得に係る補てんの額の限度額	120,000,000
	その他の補てんの額の総額	1,542,600,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第6条	保険価額の総額	86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第4条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第1号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第1号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要件	経費
1　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を除く。）	第2条第7項及び第8項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　株式会社日本政策金融公庫（国際協力銀行業務に限る。）又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　前項に規定する株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第41条第5号に規定する業務をいう。

3　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「株式会社日本政策金融公庫法」第41条第6号に規定する業務をいう。

4　第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫駐留軍再編促進金融業務とは、株式会社日本政策金融公庫における「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」第16条に規定する業務をいう。

5　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、次の表の左欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

保険金	限度額
「中小企業信用保険法」、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（流用の制限）

第5条　株式会社日本政策金融公庫又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第1項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（1）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（2）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第6条　第1条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　則）

第7条　第1条に掲げる政府関係機関が平成22年度において発行する債券又は社債で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成21年5月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

官報（号外）

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		23,353,300	事業損金	21,163,210
		事業益金	23,353,300	予備費	150,000
	雑収入		2,101,588		
		一般会計より受入	1,951,000		
		エネルギー対策特別会計より受入	14,030		
		住宅資金貸付手数料等収入	75,319		
		運用収入	11,270		
		雑収入	49,969		
	合計		25,454,888	合計	21,313,210
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		225,152,704	事業損金	154,182,950
		事業益金	225,152,704	予備費	1,447,000
	雑収入		9,964,085		
		一般会計より受入	8,734,553		
		エネルギー対策特別会計より受入	496		
		運用収入	12,770		
		雑収入	1,216,266		
	合計		235,116,789	合計	155,629,950
農林水産業者向け業務	事業益金		54,763,148	事業損金	71,904,534
		事業益金	54,763,148	予備費	550,000
	雑収入		24,065,496		
		一般会計より受入	22,201,832		
		運用収入	24,414		
		雑収入	1,839,250		
	合計		78,828,644	合計	72,454,534

中小企業者向け業務	事業益金		125,246,565	事業損金	101,929,739
		事業益金	125,246,565	補償金	343,000
	補償料収入		250,000	予備費	640,000
		補償料収入	250,000		
	雑収入		19,667,506		
		一般会計より受入	13,543,990		
		エネルギー対策特別会計より受入	13,313		
		運用収入	366,782		
		雑収入	5,743,421		
	合計		145,164,071	合計	102,912,739
信用保険等業務	事業益金		3,300	事業損金	5,274,621
		事業益金	3,300	保険費	1,489,626,048
	保険料収入		226,783,327	予備費	260,000
		保険料収入	226,783,327		
	回収金		189,253,849		
		回収金	189,253,849		
	雑収入		2,638,823		
		運用収入	2,571,483		
		雑収入	67,340		
	合計		418,679,299	合計	1,495,160,669
国際協力銀行業務	事業益金		531,405,058	事業損金	743,594,593
		事業益金	531,405,058	予備費	229,400
	雑収入		225,313,000		
		運用収入	5,173,000		
		雑収入	220,140,000		
	合計		756,718,058	合計	743,823,993

駐留軍再編促進金融業務	雑収入		435,649	事業損金	430,771
		一般会計より受入	435,394	予備費	2,132
		雑収入	255		
	合計		435,649	合計	432,903
危機対応円滑化業務	事業益金		234,068,018	事業損金	237,233,530
		事業益金	234,068,018	補償金	189,706,590
	補償料収入		81,922,027	利子補給金	10,503,295
		補償料収入	81,922,027	予備費	16,000
	雑収入		1,926,858		
		一般会計より受入	1,351,645		
		運用収入	574,062		
		雑収入	1,151		
	合計		317,916,903	合計	437,459,415
特定事業促進円滑化業務	事業益金		819,727	事業損金	869,689
		事業益金	819,727	予備費	4,000
	雑収入		53,970		
		一般会計より受入	53,841		
		運用収入	8		
		雑収入	121		
	合計		873,697	合計	873,689
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		210,964,832	事業損金	105,126,549
		事業益金	210,964,832	予備費	140,600
	雑収入		9,460,240		
		運用収入	12,498		
		雑収入	9,447,742		
	合計		220,425,072	合計	105,267,149

平成二十二年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二五、四五五	二一、三一三

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成二十一年十二月八日閣議決定）における中小・小規模企業向けの資金繰り対策として、セーフティネット貸付の延長・拡充を実施するとともに、地域活性化等に必要な資金需要に的確に対応することとし、貸付契約額として千三百八十億円を予定しているほか、沖縄における地場産業振興等のための出資七億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国民一般向け業務	
	二三五、一一七	一五五、六三〇
(2)	農林水産業者向け業務	
	七八、八二九	七二、四五五
(3)	中小企業者向け業務	
	一四五、一六四	一〇二、九一三
(4)	信用保険等業務	
	四一八、六七九	一、四九五、一六一
(5)	国際協力銀行業務	
	七五六、七一八	七四三、八二四
(6)	駐留軍再編促進金融業務	
	四三六	四三三
(7)	危機対応円滑化業務	
	三一七、九一七	四三七、四五九
(8)	特定事業促進円滑化業務	
	八七四	八七四

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で二十九兆二千六百七十億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金六百十七億円を予定している。

国際協力銀行業務においては、資源・エネルギーの安定供給確保・開発促進への取組、我が国企業の海外投資、環境・省エネビジネスの海外展開及び事業環境整備の支援、地球環境の保全を目的とする海外における事業促進の支援並びに国際金融秩序安定への取組に重点を置き、一兆四千七百五十五億円の事業（一兆四千四百五十五億円の出融資及び三百億円の証券化に係る貸付債権若しくは債券の譲受等）を行うこととしている。これらの原資として、財政融資資金からの借入金六千九百三十四億円、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金三百五十五億円、国際協力銀行業務社債の発行による収入六千六百億円、貸付回収金等八百六十六億円を予定している。

3　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二二〇、四二五	一〇五、二六七

開発途上地域の政府等に対して、八千九百十億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金千四十四億円、財政融資資金からの借入金二千九百九十九億円、国際協力機構債券の発行による収入千七百五十億円及び貸付回収金等三千百十七億円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、自由民主党・改革クラブ及び日本共産党から、それぞれ、「平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算及び平成二十二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

平成二十二年三月二日

予算委員長　鹿野　道彦

衆議院議長　横路　孝弘殿

平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算及び平成二十二年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算及び平成二十二年度政府関係機関予算について、政府はこれを撤回し、左記の要領により速やかに組替えを行い、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

平成二十二年三月二日

提出者

石破　茂　　大島　理森

田野瀬良太郎　　川崎　二郎

賛成者

あべ　俊子外百十四名

記

第一　編成替えを求める理由

平成二十二年度一般会計予算、平成二十二年度特別会計予算及び平成二十二年度政府関係機関予算については、多くの問題があり、その撤回と編成替えを求める理由は以下の通りである。

第一の理由は、国債の乱発と財政見直しなき予算であること。政府案では、新規国債発行額が四四兆三〇〇〇億円余りであり、租税収入の三七兆三〇〇〇億円を大きく上回り、公債金発行が収入を超え、公債依存度が四八％、前年度三七・六％から大きく増加している。こうした事態は敗戦直後、昭和二十一年の混乱の時以来で、極めて異常な事である。安易な多額の公債金発行は、これからのわが国財政の破綻につながることは明白である。

政府は、一五〇〇兆円ものわが国個人金融資産にあぐらをかいているが、住宅ローン等、負の資産を控除すると個人資産ネットは一〇〇〇兆円程度、このままの状態が続くと、公債金発行残高が一〇〇〇兆円を超え、これまでと違った「危険水域」に突入してしまう。

一方、マニフェスト実施期間となる今後四年間の財政の姿を試算してみても予算規模は一〇〇兆円を優に超え、財務省の「試算」においても仮に民主党マニフェスト項目を実施せずとも、同様の結果を示している。

このような厳しい財政状況にも関わらず、政府は財政の見通しについて、五月に発表するとしている。従来であれば、財政見通しは、予算提出と同時に示され、その見通しに基づいて、本年度予算の審議と並行して来年度以降の財政と予算の基本的なあり方について議論すること

になるが、全く示されていない。来年以降の財源等の議論を封じ込めるやり方は、選挙目当以外の何ものでもなく、国民に不安を煽るものであり、決して許されないことである。

我々は、今の財政状況を放置することなく、景気回復目標を「二年以内に実質二％程度とする」と同時に、財政再建目標を「プライマリーバランスの赤字を五年を待たずに半減し、一〇年で黒字化」と明確にマクロフレームを示している。さらに、二十二年度予算だけではなく、力強い経済成長、雇用情勢の好転に向けた追加の経済対策を検討すべきであると考えている。

第二の理由は、「子ども手当」「高校授業料無償化」「高速道路無料化」「農業者戸別所得補償制度」など、民主党マニフェストにあるバラマキ予算に固執していることである。政府は、「バラマキ予算」が内需主導による経済成長及び少子化対策などに政策効果があるとの説明をしているが、こうした政策の効果は極めて限定的であり、GDPの押上げ効果はわずか〇・三％との試算もある。「子ども手当」が「子どものいる家庭」、「高速道路無料化」が「車のユーザー」など、一部の恩恵者に対する対策であって、日本経済全体を押し上げるものとは到底考えられない。マニフェストの政策効果を明確に示す必要がある。

第三の理由については、「財源」の問題である。民主党は、マニフェストに関する財源については、「無駄の削減」「予算項目の優先順位の見直し」等で捻出すると豪語していた。「無駄の削減」の一環で行われた昨年十一月の「事業仕分け」については、国民に対する「ショー」としての効果はあったかもしれないが、当初三兆円程度の無駄を排出するとしながら、結果は、約九六六二億円の削減であった。さらに、いわゆる「埋蔵金」頼みの予算編成となっており、「子ども手当」などの「恒久政策」は「恒久財源」で対応すべきであるが、来年度以降、どのように財源を捻出するのか、財源見通しの甘さも露呈している。

第四の理由は、「平成二十二年度政府税制改正大綱」を見ても、税制の整合性や国・地方の税財源のあり方は全く顧慮せず、小手先の改正やつじつま合わせ、民主党が先の総選挙で掲げたマニフェストの実行に向けた財源あさりに終始している。特に、揮発油税等の暫定税率分については、財源確保のため、仕組みはいったん廃止するが新たな財政措置に置き換えるなど、全く国民を愚弄したものであり、事実上の「維持」である。また、住民税の扶養控除等も廃止するとされている。さらに、近年類を見ない値上げ幅のたばこ税についても、国・地方を通じての貴重な財政物資という基本的性格を損ねる極めて稚拙な措置である。これらは明らかな公約違反の内容であり、国民を騙し打ちする様なやり方は到底容認することはできない。

第五の理由として、公共事業の「箇所付け」問題である。予算審議の前にこうした「箇所付け」の情報が地元の民主党議員らに知らされていたことは、国会審議、民主主義を軽視すること甚だしいことであり、決して許されるものではない。予算編成の過程にも大きな瑕疵があると指摘せざるを得ない。予算委員会に提出された資料も、国土交通省から民主党に提出された資料ではなく、漁港を外すなど、一部が隠ぺいされたものである。さらに、平野官房長官の「事実関係を精査し処分を含め対処」との国会答弁についても、その後、全く誠意を欠いた対応と言わざるを得ない。

内部資料漏洩に関する平野官房長官、前原国土交通大臣以下政務三役の責任は重大である。

最後の理由は、そもそも鳩山内閣が予算を提出する資格がないことである。

鳩山総理は自身の母親より巨額の贈与を受けていたにも関わらず、その事実を知らないと言い張り、税金も払っていなかった。確定申告が始まった今、総理の開き直りともとれる態度は、多くの真面目な納税者に納税を躊躇させてしまいかねない。一方、与党・民主党の小沢一郎幹事長の不透明な不動産取得は、政治資金規正法との関係で、現職国会議員の逮捕などにまで発展、異常な状態にも関わらず、説明責任が不十分であることは、世論調査をみても明確である。さらに、同党の小林千代美衆議院議員までも北海道教職員組合より違法な献金を得ていたことが明らかになり、「カネまみれ政権」の様相を呈している。こうした政権自身が予算編成を行う資格はないものと断ぜざるを得ない。

第二　編成替えの重点事項

一　国債発行額の減額

平成二十二年度政府予算では国債発行額が四四兆三〇〇〇億円、平成二十一年度当初予算の約三三兆円に比べて一〇兆円強も膨れ上がり、公債依存度は過去最大の四八％に達した。財政再建目標も決めず、成長戦略の具体的内容も示されない中での国債発行の急増により、日本の経済と財政が「破綻のシナリオ」を辿る可能性が大いにある。現に、民主党マニフェスト施策を完全実施した場合、四年後には債務残高が一〇〇〇兆円を超え、さらに増え続ける「財政の発散」が避けられない状況に陥ることは、財務省が公表した後年度影響試算からも明らかである。これを断固回避し市場の信認を回復するためにも、「理念なきバラマキ」マニフェストに沿った主要施策を抜本的に見直した上で、国債発行額を三兆円規模で減額し、予算規模を健全なものとする。

二　将来の財政破綻を防ぐ中期目標の明確化（財政責任法の制定）

中期の経済財政の運営方針を示さぬまま予算審議をする先進国はない。社会保障や財政の持続可能性への懸念が、国民の将来生活に対する大きな不安となる中、不都合な数字の真実から逃れようとする姿勢は、将来世代へツケを負わせることなく、財政再建の道筋をつ

けることは「政治の責任」であり、責任政党として当然の務めである。そのためにも、具体的数値を織り込んだ中期の経済財政見通しと財政再建目標の早急な提示を求める。併せて、財政健全化に向けた取り組みのための「原則」及び「具体的な目標」を規定する「財政責任法」（仮称）を制定し、無責任な財政運営を改め、市場の信認確保に努める必要がある。

三　真の政治のリーダーシップによる予算配分

我々は、「子ども手当」「高校授業料無償化」「高速道路無料化」「農業者戸別所得補償制度」など、民主党マニフェスト主要施策（約二・九兆円）を取り止め、国及び地方の公務員給与を一〇％の削減（二兆円）、無駄の撲滅（〇・五兆円）などにより国債発行を三兆円減額するとともに、一兆三〇〇〇億円規模の「安心成長重点枠」を設定する。

なお、「安心成長重点枠」は、社会保障や少子化対策、責任ある公教育の再生に向けた『安心強化』や雇用対策、公共事業といった雇用を「守る」だけでなく「創る」『雇用防衛』、「需要革新」対策や農林漁業の持続可能性と食料安全保障の確立などの未来への『成長投資』の三つの分野に絞って総理のリーダーシップによって重点配分し、政治的メリハリを付ける。

四　真に必要かつ効果的な少子化対策

・子ども手当の撤回

財源確保のために、廃止するとしていた児童手当制度を残し、それに上乗せして子ども手当を支給することとしているが、一万三〇〇〇円の中に二つの制度を併存させることにより、結果的に、少子化対策なのか景気対策なのか、理念も政策目的もない「ただのバラマキ」となってしまった。

しかも、地方自治体は公約違反だとして地方負担分を予算に計上しないところもある。地方の協力も得られない状況の中で選挙だけを目当てに遮二無二強行実施しようとしている。真に必要とされる子どものための施策、幼児教育の無償化（七九〇〇億円）、保育所・保育士の増加、放課後児童クラブ、給食費の無償化等を実施すべきであり、子ども手当の撤回を求める。

・高校授業料無償化の撤回

高校授業料無償化には、教育の目的、効果、成果等の理念がなく、公私間格差も拡大させる。無償化の対象となる各種学校や新たな負担が生じる自治体への対応等も決まっていない。このため地方議会の条例改正が二月議会に間に合わないなど、すでに現場が対応できなくなっており、四月一日からの実施を強行すれば大混乱を生じる。約四〇〇〇億円の高校授業料無償化を撤回し、就学援助制度の創設や新たな給付型奨学金の創設（一二〇〇億円）、低所得者の授業料無料化（一〇〇〇億円）、緊急性の高い学校耐震化（一七〇〇億円）を実施すべきである。

五　高齢者世代、現役世代、若者世代、各世代が安心できる社会保障制度の確立

少子高齢化が進展する中で、年金・医療・介護及び少子化対策といった社会保障の給付やサービスは、現行のままでも膨らみ続けることになり、このままでは将来世代に極めて重い負担を押し付けかねない状況である。社会保障の「ほころび」の修復や世代間の公平確保といった誰もが納得できる真の安心社会の実現には、持続的な安定財源の確保が必要不可欠である。この問題を避けることは「無責任な政治」と言っても過言ではない。そうならないためにも、平成二十一年度税制改正法附則に基づいて、消費税を含む税制の抜本改革を附則による道筋に沿って、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講じ、経済状況の好転後遅滞なく実施することを強く求める。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案については、特に中小企業の被雇用者が加入している協会けんぽにおいて、給与収入が大幅に減少している中で、保険料負担が増加しないよう強く求める。（数千億円規模）

六　一時しのぎではなく、持続的な雇用を創出する雇用対策の充実

人々が安心して働くことができることが何よりも重要であるが、大企業組合員のための雇用対策には反対する。「受動的な安全網」に止まることなく、さらに、個人ごとの自助努力を補助する。例えば、医療・福祉・介護など新たな分野を積極的に開拓する「能動的な雇用対策」につき自治体・企業・ＮＧＯが連携してきめの細かい展開をするべきである。経済成長の実現によって新たな雇用の場が創出されることを目指すとともに、わが国の経済を牽引できるような国際競争力のある産業分野を発展させるための高度な技術や技能を持つ人材の育成に力を入れる必要がある。

また、高校生や大学生の就職状況が悪化していることから、より一層の支援体制をとるべきである。

七　食料自給率向上と「頑張る農家」支援のための農業政策

政府の行う米戸別所得補償モデル事業は、農業全体の弱体化と地域の混乱を引き起こすものであり即時撤回を求める。戸別補償とは名ばかりで、全国一律の所得補償では、バラマキで農業構造改革に逆行するものであり、コメの生産を抑え、麦・大豆・飼料作物等の生産を強化し、食料自給率を向上させるためにはよりきめ細やかな対策が必要である。意欲を持って「頑張る農家」が報われるよう担い手への農地集積を進め、経営安定対策を確立する。また、中山間地域直接支払いや農地・水・環境支払いを強化・拡充し、農業生産の基礎となる基盤整備関連予算は昨年並みの額を十分に確保する。

八　削減ありきではない、国民生活の向上につながる国土インフラの整備

景気低迷が長期化する中、公共事業は景気の下支えの役割を担っており、前年度比一八・三％にも及ぶ大幅な削減（一兆三〇〇〇億円）は、雇用や地方経済への多大な影響が懸念される。将来の経済成長の「芽」となる内需拡大基盤づくりや地方における雇用の創出・維持に資することを念頭に、上積みを行い、安全・安心基盤である社会資本の前倒し整備を進める。また、国民の大多数が反対し、地球温暖化対策に逆行する高速道路無料化についての社会実験（一〇〇〇億円）は中止すべきである。地域住民や関係する一都五県の意向を無視した八ッ場ダムの中止は撤回すべきである。

九　普天間飛行場移設問題解決に向けた真摯な対応

鳩山内閣は、昨年中に普天間飛行場の移設問題について結論を出すべきであったにも関わらず、本年五月末まで先送りした。そのため、米軍再編関係経費の中に普天間飛行場の移転経費は計上されないものの、その他海兵隊のグアム移転などは、従来の日米合意を前提に計上されている。今後の移設問題の推移によっては、海兵隊のグアム移転もストップする可能性もあり、米上院の東アジア太平洋問題小委員長も、移設先が確定するまでグアム移転に関する予算を認めない考えを示している。そうなれば、沖縄米軍基地の返還も頓挫することになる。こうした状況に政府がどう対処するのか、米軍再編関係経費は極めて不透明と言わざるを得ない。

一〇　地球環境問題への対応

地球環境問題への取り組み、とりわけ地球温暖化防止への取り組みは重要である。

鳩山総理はCO_2削減一九九〇年比マイナス二五％を表明したものの、それを裏付ける何らの方策も示していない。

しかし、国際競争力や経済活動等の国益や国民生活への負担を念頭に置かなければならない。ましてや、排出量取引で毎年一兆円規模の国民の税金が海外に流出するような事態や企業が海外に拠点を移転させる産業空洞化も招き、雇用不安も懸念される。

到底実施不可能な二五％削減目標を撤回し、現実的な案である麻生内閣が示した二〇〇五年比一五％削減を基本にCO_2削減対策を行うべきである。

右

国会に提出する。

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款　交付（第四百八十五条の十三）」を「第五款　交付（第四百八十五条の十三）　第六款　雑則（第四百八十五条の十四）」に、「第六章　電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例（第七百四十八条―第七百五十六条）」を「第六章　電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例（第七百四十八条―第七百五十六条）　第七章　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告（第七百五十七条―第七百六十条）」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「第五十三条第二十七項」を「第五十三条第二十二項」に、「第三百二十一条の八第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十二項」に改める。

第十七条の四第一項第一号中「同じ。）」の下に「、第五十三条第二十一項若しくは第三百二十一条の八第二十一項の規定による申告書（法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額又は法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき連結法人税額（第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るもので、当該更正又は決定によつて納付すべき法人税額又は連結法人税額を納付すべき日までに提出されたものに限る。）」を加え、「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に、「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に改め、「（第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）」を削り、「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十三第一項の規定による申告書（収入割のみを申告納付すべき法人以外の法人が当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合（当該法人が当該事業年度において第七十二条の十八に規定する連結申告法人（第七十二条の十三第九項に規定する連結子法人に限る。）である場合にあつては、当該事業年度終了の日の属する第七十二条の十三第十三項に規定する連結事業年度において当該法人との間に同項に規定する連結完全支配関係がある同条第十一項に規定する連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合）において、当該更正又は決定に係る法人税の課税標準を基礎として計算した事業税に係るもので、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に提出されたものに限る。）、同条第三項」に改め、「修正申告書」の下に「、第七十二条の八十九第一項の規定による申告書（消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算

定した地方消費税の譲渡割額に係るもので、当該更正又は決定によつて納付すべき消費税額を納付すべき日までに提出されたものに限る。）」を加え、「第七十二条の八十九第三項」を「同条第三項」に改める。

第十七条の六第二項中「又は法人税法」を「、法人税法」に、「事後設立を」を「現物分配又は同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡を」に、「同条第十二号の二」を「同法第二条第十二号の二」に、「又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人」を「、同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人」に、「同条第十二号の三」を「同法第二条第十二号の三」に、「又は同条第十二号の六の二に規定する被事後設立法人」を「、同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人」に、「同条第十二号の七の二」を「同法第二条第十二号の七の二」に改める。

第二十条の九の三第五項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「第五十三条第十一項」を「第五十三条第九項」に、「第三百二十一条の八第十一項」を「第三百二十一条の八第九項」に、「第五十三条第十五項」を「第五十三条第十二項」に、「第三百二十一条の八第十五項」を「第三百二十一条の八第十二項」に、「第五十三条第十九項」を「第五十三条第十五項」に、「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第十五項」に改める。

第二十三条第一項第四号中「、第七十条及び第百条（租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」を「及び第七十条」に改め、同項第四号の三イ中「支出すべき」を「帰せられる」に改め、同号ロ中「収入すべき」を「帰せられる」に改め、同項第四号の四中「、第六十八条の十四第五項又は第六十八条の十五第五項」を「又は第六十八条の十四第五項」に改める。

第二十四条の二第一項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第十九項」に改め、同条第五項の表第五十二条第二項第一号及び第一号の三の項中「第一号の三」を「第三号」に改め、同表第五十二条第二項第一号の二の項中「第五十二条第二項第一号の二」を「第五十二条第二項第二号」に改め、同表第五十二条第二項第二号の項を削り、同表第五十三条第一項の項中「第五項」を「第四項」に改め、同表第五十三条第五項の項を削り、同表第五十三条第四十九項の項中「第五十三条第四十九項」を「第五十三条第四十四項」に改める。

第二十五条第一項第一号中「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）」を「地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うものとして総務省令で定めるもの」に、「設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）」を「地方公共団体」に改める。

第三十四条第一項第五号を次のように改める。

五　前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払つた所得割の納税義務者　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）

イ　新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第八項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第八項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　新生命保険料を支払つた場合(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額（同年中において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払つた新生命保険料の

金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

(2)　旧生命保険料を支払った場合(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（同年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合　一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合　二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合　三万五千円

(3)　新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合　その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i)　新生命保険料　前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額

(ii)　旧生命保険料　前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

ロ　介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由（第八項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下ロにおいて「介護医療保険料」という。）を支払った場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（同年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下ロにおいて同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(2)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超え二万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(3)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が二万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(4)　前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

ハ　新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払った場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　新個人年金保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（同年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余

金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

(2)　旧個人年金保険料を支払つた場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額（同年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合　一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合　二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合　三万五千円

(3)　新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払つた場合　その支払つた次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（同年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(i)　新個人年金保険料　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額

(ii)　旧個人年金保険料　前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

第三十四条第一項第五号の二を次のように改める。

五の二　削除

第三十四条第一項第六号中「、第五項」を削り、同項第十号中「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、同項第十一号中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この項及び第九項並びに第三十七条において同じ。）を」に、「各扶養親族」を「各控除対象扶養親族」に、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に、「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「第四項、」を削り、同条第四項中「控除対象配偶者に係る第一項第十号の金額は五十六万円（その者が老人控除対象配偶者である場合には、六十一万円）とし、当該扶養親族に係る同項第十一号の金額は五十六万円（その者が特定扶養親族である場合には六十八万円、その者が老人扶養親族（次項に該当する者を除く。）である場合には六十一万円）」を「特別障害者に係る第一項第六号の金額は、五十三万円」に改め、同条第五項中「（当該老人扶養親族が特別障害者である場合には、六十八万円）」を削り、同条第六項中「から第五号の三まで」を「及び第五号の三」に改め、同条第七項中「及び第五号の二」を削り、「同項第六号」の下に「及び第四項」を加え、「同項第八号」を「第一項第八号」に改め、「及び第四項（控除対象配偶者に関する部分に限る。）」を削り、「第一項第十号の二」を「同項第十号の二」に改め、「、第四項（扶養親族に関する部分に限る。）」を削り、同条第八項を次のように改める。

8　第一項第五号及び第五号の三において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号に規定する旧個人

年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結したときは、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなす。

一　新生命保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第三号及び第四号において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項第一号その他政令で定める規定（次号において「承認規定」という。）の承認を受けた二に掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定（次号において「認可規定」という。）の認可を受けた同項第二号に規定する基金（次号において「基金」という。）の二に掲げる規約（以下この号及び次号において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ　保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次号において「特定保険契約」という。）及び当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条に規定する簡易生命保険契約（次号及び第三号において「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

ハ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約（次号及び第三号において「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

二　確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

二　旧生命保険契約等　平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承認を受けた木に掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金の木に掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ　前号イに掲げる契約

ロ　旧簡易生命保険契約

ハ　生命共済契約等

ニ　前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（イに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ホ　前号ニに掲げる規約又は契約

三　介護医療保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ　前号ニに掲げる契約

ロ　疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第一号ロ及びハに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

四　新個人年金保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの（次号において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失

効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの

イ　当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

ロ　当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

ハ　当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五　旧個人年金保険契約等　平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの

六　損害保険契約等　次に掲げる保険契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約

イ　保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（第二号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ　農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第三十四条第九項中「その他の老人扶養親族」の下に「若しくはその他の控除対象扶養親族」を加える。

第三十七条第一号イの表(1)中「扶養親族」の下に「（同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）」を加え、同表(6)を削り、同表(5)中「(6)に掲げる者を除く。）」を削り、同表(5)を同表(6)とし、同表(4)を同表(5)とし、同表(3)を同表(4)とし、同表(2)を同表(3)とし、同表(1)の次に次のように加える。

(2)　同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者一人につき二十二万円

第三十七条第一号イの表(8)中「扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び」を「控除対象扶養親族（(i)に掲げる場合以外の場合　当該老人扶養親族(ii)に掲げる場合　当該老人扶養親族一人につき十三万円」に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に改め、同表(9)を削り、同表(10)中

一人につき十三万円	
人扶養親族が特別障害者である該特別障害者一人につき二十五	を

を

当該老人扶養親族一人につき十三万円

に改め、同表(10)を同表(9)とする。

第四十五条の二第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　扶養親族に関する事項

第四十五条の三の次に次の二条を加える。

（個人の道府県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第四十五条の三の二　所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　当該給与支払者の氏名又は名称

二　扶養親族の氏名
三　その他総務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3　前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4　給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第四十五条の三の三　所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　当該公的年金等支払者の名称
二　扶養親族の氏名
三　その他総務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、第三百十七条の三の三第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3　第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4　公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法によより提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第四十六条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第五十一条第二項中「、同条第五項の規定によつて申告納付するものにあつては解散（合併による解散を除く。以下同条第二項、第三十五項、第三十六項、第三十八項及び第四十一項を除き、この節において同じ。）の日現在」を削る。

第五十二条第二項第三号中「解散」の下に「（合併による解散を除く。以下次条第三十項、第三十一項、第三十三項及び第三十六項を除き、この節において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号

とし、同条第三項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「、同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第四項中「第二号」を「第三号」に、「第二項第一号の二」を「第二項第二号」に改める。

第五十三条第一項中「第六項、第十一項、第十九項、第三十項、第三十五項及び第三十六項」を「第五項、第九項、第十五項、第二十五項、第三十項及び第三十一項」に、「第四十九項」を「第四十四項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第六項及び第三十六項」に改め、「及び連結法人が当該連結法人を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）とする分割型分割（同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度（新たに設立された連結法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）」を削り、「第四十九項」を「第四十四項」に改め、同条第三項中「第四十九項」を「第四十四項」に改め、同条第四項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第八項まで及び第十項」を「第八項まで」に、「第二十項及び第二十二項」を「第十六項及び第十七項」に、「第八十一条の九第三項」を「第八十一条の九第四項」に、「、第八項及び第十項」を「から第八項まで」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「前二項、第二十七項又は第二十八項」を「前項、第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項第二号中「をいう」の下に「。第三十六項において同じ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項中「適格合併等（適格合併又は合併類似適格分割型分割（法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が行われた」を「第五項の法人を合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。以下この条において同じ。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第六項」を「第五項」に改め、「。次項において同じ」を削り、「被合併法人等の当該適格合併等の日」を「被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等（合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは」に、「第十項」を「次項」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額」の下に「（当該他の法人に同法第二条第十四号に規定する株主等（以下この条において「株主等」という。）が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「前項」に、「により合併法人等」を「により当該法人」に、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「、次項及び第十四項」を「から第十一項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に改め、「。次項において同じ」を削り、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に、「第十四

項」を「次項」に改め、「当該前七年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十一項」を「第九項」に、「第十二項」を「前項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、「第十八項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十二項」に、「第十六項」を「前項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十二項」に、「第十六項」を「前項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十一項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第十五項」に、「第二十項」を「前項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十三項中「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第九項」に、「第十五項及び第十九項」を「第十二項及び第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十四項中「前条第二項第三号」を「前条第二項第四号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十五項中「若しくは第百四条第一項」を削り、「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第二十項」に改め、「、第百二条第一項若しくは第百三条第一項」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十六項中「第五項、第二十四項及び第二十八項」を「第十九項及び第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十七項中「第五項、第二十四項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「、第五項（同法第百二条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項中「第四十項」を「第三十五項」に、「第四十一項又は第四十四項」を「第三十六項又は第三十九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十一項中「、第七十四条第一項、第百二条第一項若しくは第百四条第一項」を「若しくは第七十四条第一項」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項を同条第三十七項とし、同条第三十三項中

「第三十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十四項中「第三十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十五項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「第四十六項」を「第四十一項」に、「第三十七項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十六項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「第四十六項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第三十項」に、「第四十六項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十八項中「第三十五項」を「第三十項」に、「第三十六項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十九項中「第二十九項」を「第二十四項」に、「第三十一項」を「第二十六項」に、「第三十五項及び第三十六項」を「第三十項及び第三十一項」に、「第三十七項」を「第三十二項」に、「第四十七項」を「第四十二項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に、「第四十二項」を「第三十七項」に、「第四十四項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十二項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　残余財産が確定したこと　その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

二　合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

三　破産手続開始の決定による解散をしたこと　その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

四　普通法人又は協同組合等が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

第五十三条第四十一項を同条第三十六項とし、同条第四十二項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十四項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十六項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十八項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十二項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十四項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十六項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第五十八項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十二項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十四項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十六項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第六十八項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十二項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十四項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十六項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十八項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十二項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十四項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第八十六項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十八項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第五十五項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十七項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第五十九項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十一項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十三項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十五項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十七項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十九項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十一項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十三項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十五項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十七項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十九項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十一項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十三項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第八十五項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十七項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第五十四項とし、同条第四十二項中「第四十四項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十五項とし、同条第四十四項を同条第四十九項とし、同条第五十五項を同条第五十項とし、同条第五十六項を同条第五十一項とし、同条第五十七項中「第三十二項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第五十二項とする。

第五十三条の二中「、第五項又は第二十七項」を「又は第二十二項」に改める。

第五十四条第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改める。

第五十五条第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、同条第五項中「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第二十項」に改める。

第五十五条の二第一項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改める。

第五十五条の四第一項中「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第五十六条第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十八項」を

「同条第二十三項」に、「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同条第三項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改める。

第五十七条第二項中「第五十三条第五項の規定によつて申告納付する法人税割にあつては、法人の解散の日の属する事業年度又は連結事業年度。以下本項」を「以下この項」に改める。

第六十二条第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改める。

第六十三条第二項中「、清算所得」及び「、解散の日」を削り、「本項」を「この項」に改める。

第六十四条第一項中「、第五項若しくは第二十四項」を「若しくは第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、「、第五項又は第二十四項の納期限」を「又は第十九項の納期限」に改め、同項第一号及び第二号中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、同項第三号中「第五十三条第二十七項」を「第五十三条第二十二項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十三項」に改め、同条第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に改める。

第六十五条の二第一項及び第七十一条の二十六第一項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に改める。

第七十二条第三号中「及び清算所得」を削る。

第七十二条の二第二項中「、第七十二条の三十第一項又は第七十二条の三十一第一項」を「又は第三項」に改める。

第七十二条の二の二第八項の表中「、第七十二条の五の二、第七十二条の六」、「、第六項」及び「第二十九項、第七十二条の二十四の八並びに」を削る。

第七十二条の三第三項中「、各連結事業年度」を「及び各連結事業年度」に改め、「及び清算所得の金額」を削る。

第七十二条の五の二を削る。

第七十二条の六を次のように改める。

第七十二条の六　削除

第七十二条の七第二項中「本項、第七十二条の十三第八項及び第十七項並びに」を「この項及び」に、「本項及び」を「この項及び」に改める。

第七十二条の十二第一号ハ中「及び清算所得」を削る。

第七十二条の十三第六項中「法人（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。次項及び第八項において同じ。）」を「法人税法第十四条第一項第一号に規定する内国法人」に、「第十六項及び第二十項、第七十二条の二十四の十第二項及び第三項」を「第十五項及び第十八項、第七十二条の二十四の十第三項」に改め、「（第十五項に規定する場合を除く。）」を削り、同条第七項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第十四条第四号」を「第十四条第一項第三号」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十二項、第二十五項」を「第十一項、第二十三項、第二十八項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「完全支配関係をいう」を「政令で定める関係に限る」に、「及び第十三項」を「、第十二項及び第二十八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「（当該他の内国法人が同法第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの期間は、当該他の内国法人の加入日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に、「、第十六項、第十八項から第二十項まで及び第二十二項から第二十五項まで」を「から第十八項まで及び第二十項から第二十三項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「解散をした」を「破産手続開始の決定を受けた」に、「解散の日」を「破産手続開始の決定の日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「解散をした」を「解散し、又は残余財産が確定した」に改め、「前日」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「第十四条第十三号」を「第十四条第一項第十一号」に改め、「、連結法人」の下に「（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項から第二十七項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十八項中「場合」の下に「（第十五項に規定する場合を除く。）」を加え、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「清算中の法人（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。第七十二条の二十三第六項、第七十二条の二十四の九及び第七十二条の二十九から第七十二条の三十一までにおいて同じ。）」を「法人税法第十四条第一項第二十二号に規定する清算中の内国法人」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

28　法人税法第四条の二に規定する他の内国法人が、第十一項又は第十二項に規定する場合に該当することとなつた場合（第十三項又は第十六項に掲げる場合にも該当することとなつた場合を除く。）において、同法第十四条第二項の規定により同項に規定する書類を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該加入日（第十一項に規定する加入日又は第十二項に規定する加入日をいう。以下この項において同じ。）から当該加入日の前日の属する法人税法第十四条第二項第一号に規定する月次決算期間（以下この号において「月次決算期間」という。）の末日まで継続して当該他の内国法人と連結親法人又は第十二項に規定する内国法人との間に当該連結親法人又は内国法人による完全支配関係がある場合　第一項及び第十一項又は第十二項の規定にかかわらず、この節の適用については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を、当該他の内国法人の事業年度とみなす。

イ　第十一項に掲げる場合に該当することとなつた場合　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の日（当該翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日（当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、加入前期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間）

ロ　第十二項に掲げる場合に該当することとなつた場合において、法人税法第四条の二の承認を受けたとき　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日（当該翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、第一項及び第十一項又は第十二項の規定にかかわらず、この節の適用については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を、当該他の内国法人の事業年度とみなす。

イ　第十一項に掲げる場合に該当することとなつた場合　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日（当該翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、加入前期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間）

ロ　第十二項に掲げる場合に該当することとなつた場合において、法人税法第四条の二の承認を受けたとき　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日（当該翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、加入前期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間）

ハ　第十二項に掲げる場合に該当することとなつた場合において、法人税法第四条の三第一項の申請が却下されたとき　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間（以下ハにおいて「加入前期間」という。）、当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、加入前期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間）

二　前号に掲げる場合以外の場合　第十一項又は第十二項の規定は、適用しない。

第七十二条の十三第三十項中「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十九項とする。

第七十二条の十八ただし書中「第八十一条の九の二」を「第八十一条の十」に改める。

第七十二条の二十一第一項中「による」を「と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額とする」に改め、「ついては」の下に「、第三項に規定する場合を除き」を加え、同項に次の各号を加える。

一　平成二十二年四月一日以後に、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものを除き、総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十条の規定により資本金とし、又は同法第四百四十八条第一項第二号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

二　平成十三年四月一日から平成十八年四月三十日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損のてん補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号。以下この号において「会社法整備法」という。）第六十四条の規定による改正前の商法（以下この号において「旧商法」という。）第二百八十九条第一項及び第二項（これらの規定を会社法整備法第一条の規定による廃止前の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号。以下この号において「旧有限会社法」という。）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による旧商法第二百八十九条第一項及び第二項第二号（これらの規定を旧有限会社法第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損のてん補に充てた金額

三　平成十八年五月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十二条の規定により総務省令で定める損失のてん補に充てた金額

第七十二条の二十一第二項中「連結個別資本金等の額」を「減算した金額との合計額」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合（破産手続開始の決定を受けた場合を除く。）の当該事業年度における第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に連結事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合にお

ける月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4　清算中の連結子法人が事業年度の中途において継続した場合の当該事業年度における第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に継続の日から連結事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第七十二条の二十三第一項ただし書中「第五十七条第八項から第十項まで、第五十七条の二第三項、第五十八条第四項及び第五項、第八十一条の九並びに第八十一条の九の二」を「第五十七条第七項及び第八項、第五十七条の二第四項、第五十八条第三項、第六十二条の五第五項、第八十一条の九並びに第八十一条の十」に改め、同条第三項中「第六項から第十項まで」を「第五項から第八項まで」に、「第三項」を「第四項」に、「第四項及び第五項」を「第三項」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第七十二条の二十四の四中「及び清算所得」を削る。

第七十二条の二十四の六中「、清算所得」を削る。

第七十二条の二十四の七第一項第一号ハ中「又は清算所得」を削り、同号ハの表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号ハ、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削り、同条第六項中「三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で」を削り、「千万円以上のもの」を「千万円以上の法人」に改め、「法人が解散をした場合における清算所得（及び「を含む。）」を削り、「その解散」を「解散」に改める。

第七十二条の二十四の八中「各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額（第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算中の各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額（収入金額を含む。）を課税標準とするものにあつては解散の日現在における税率」を削る。

第七十二条の二十四の九を次のように改める。

第七十二条の二十四の九　削除

第七十二条の二十四の十第二項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に、「解散（適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。）をしたとき」を「次項各号に改め、「当該解散をしたとき又は」を削り、同条第三項中「日の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八」を「日の属する事業年度の第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に、「が同項に規定する解散をした場合においては、当該解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限」を「につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限」に改め、同項に次の各号を加える。

一　残余財産が確定したこと　その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十二条の二十九の規定による申告書の提出期限

二　合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限

三　破産手続開始の決定による解散をしたこと　その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限

四　法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の提出期限

第七十二条の二十四の十第四項第一号中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同項第二号中「民事再生法の規定による」を削る。

第七十二条の二十四の十一第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「又は第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額」を「、第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額又は第七十二条の二十九の規定によつて納付すべき事業税額」に改める。

第七十二条の二十五第一項中「事業を行う法人」の下に「（清算中の法人を除く。以下この条、次条及び第七十二条の二十八において同じ。）」を加える。

第七十二条の二十九第一項中「（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「第七十二条の二十五第八項から第十一項までの規定は、前項の場合において同項の法人」を「第七十二条の二十五第二項から第十一項まで、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定によつて法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　清算中の法人は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、当該事業年度の所得を解散をしていない法人の所得とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第三項までの規定により当該事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）に当該事業年度に係る所得割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

第七十二条の二十九第四項中「第一項及び第二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第七十二条の二十五第八項から第十一項までの規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

第七十二条の三十を次のように改める。

（連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合等の申告の特例）

第七十二条の三十　連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合（破産手続開始の決定を受けた場合を除く。）の当該事業年度における前条第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「においては、当該事業年度の」とあるのは「においては、当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第七十二条の二十まで」とあるのは「第七十二条の二十二まで」と、「により当該事業年度の付加価値額」とあるのは「により当該事業年度の付加価値額、資本金等の額」と、「付加価値割」とあるのは「付加価値割、資本割」と、同条第二項中「準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額、資本割額」とあるのは「付加価値割額」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と、同条第三項中「においては、当該事業年度の」とあるのは「においては、当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第七十二条の十二」とあるのは「第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十二まで」と、「第七十二条の二十四」とあるのは「第七十二条の二十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五」と、「当該事業年度の所得及びこれ」とあるのは「当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額及びこれら」と、「当該事業年度に係る所得割」とあるのは「当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割」と、同条第四項中「準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」とする。

2　清算中の連結子法人が事業年度の中途において継続した場合の当該事業年度においては、当該事業年度の開始の日から継続の日の前日までの期間に対応する部分の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項又は第七十二条の二十八第一項の規定を適用する。

第七十二条の三十一及び第七十二条の三十二を次のように改める。

第七十二条の三十一及び第七十二条の三十二　削除

第七十二条の三十三第一項中「及び第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九」に改め、同条第二項中「から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九」に改め、「、清算所得」を削り、同条第三項中「から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九」に改め、「（清算所得については、その算定の期間。次条第二項、第七十二条の三十九及び第七十二条の四十において同じ。）」を削る。

第七十二条の三十三の二第一項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改め、同条第二項中「から前条まで」を「、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は前条」に、「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改める。

第七十二条の三十四中「、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項及び第七十

二条の三十一第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「第七十二条の三十一第一項」を「第七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改める。

第七十二条の三十八の見出しを「（法人の事業税に係る虚偽の中間申告納付に関する罪）」に改め、同条第一項中「、第七十二条の二十九第一項又は第七十二条の三十第一項」を削る。

第七十二条の三十八の二第一項及び第四項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改める。

第七十二条の三十九中「又は清算所得」を削る。

第七十二条の三十九の二第一項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第七十二条の四十第一項第一号中「又は清算所得」を削り、同項第二号中「又は第百二条から第百四条まで」を削り、「これら」を「これ」に改め、同項第三号中「若しくは清算所得」及び「又は清算所得」を削る。

第七十二条の四十一第一項中「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改め、同条第二項中「、所得又は清算所得」を「又は所得」に改め、同条第三項中「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改め、同条第四項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改める。

第七十二条の四十一の二第四項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改める。

第七十二条の四十一の五を削る。

第七十二条の四十三第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「をした一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。以下この項において同じ。）である法人」を「（以下この項において「合併等」という。）に係る次に掲げる法人」に、「当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等である法人の行為」を「その行為」に、「当該一方の法人若しくは他方の法人又はこれらの法人の株主等である法人の課税標準額」を「その法人の課税標準額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人

二　合併等により交付された株式を発行した法人（前号に掲げる法人を除く。）

三　前二号に掲げる法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。）である法人（前二号に掲げる法人を除く。）

第七十二条の四十四第一項中「当該税額に係る中間納付額を、第七十二条の二十九又は第七十二条の三十の規定による申告書を提出した、又は提出すべきであつた法人が第七十二条の三十一の規定による申告書を提出しなかつたことによる決定の場合には当該税額に係る清算中の予納額」を「、当該税額に係る中間納付額」に改め、同条第二項中「、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項又は第七十二条の三十一第一項」を「又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改め、同条第三項中「若しくは清算所得」を削る。

第七十二条の四十五の二中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加える。

第七十二条の四十六第一項中「又は清算中の予納額」を削り、「、これらの税額」を「、当該中間納付額」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「から第七十二条の三十一まで（第七十二条の二十六第五項を除く。）」を「、第七十二条の二十六（第五項を除く。）、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九」に改め、同条第四項第一号中「（解散をした法人にあつては、解散の日の属する事業年度。以下この項及び次項において同じ。）」を削る。

第七十二条の五十九第一項に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第七十三条の四第一項中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号を第三十七号とする。

第七十三条の七第二号の四中「会社更生法」の下に「（平成十四年法律第百五十四号）」を加え、「（以下」を「（平成八年法律第九十五号。以下」に改める。

第七十四条の五中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

第百十五条第一項ただし書中「地方独立行政法人法」の下に「（平成十五年法律第百十八号）」を加える。

第百五十一条の二中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「、第七十条

及び第百条（租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」を「及び第七十条」に改め、同項第四号の三イ中「支出すべき」を「帰せられる」に改め、同号ロ中「収入すべき」を「帰せられる」に改め、同項第四号の四中「、第六十八条の十四第五項又は第六十八条の十五第五項」を「又は第六十八条の十四第五項」に改める。

第二百九十四条の二第一項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第十九項」に改め、同条第五項の表第三百十二条第三項第一号及び第一号の三の項中「第一号の三」を「第三号」に改め、同表第三百十二条第三項第一号の二の項中「第三百十二条第三項第一号の二」を「第三百十二条第三項第二号」に改め、同表第三百十二条第三項第二号の項を削り、同表第三百二十一条の八第一項の項中「第五項」を「第四項」に改め、同表第三百二十一条の八第五項の項を削り、同表第三百二十一条の八第四十二項の項中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に改める。

第三百十二条第三項第三号中「解散」の下に「（合併による解散を除く。以下第三百二十一条の八第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項を除き、この節において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第四項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「、同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第五項中「第二号」を「第三号」に、「第三項第一号の二」を「第三項第二号」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号を次のように改める。

五　前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料の納税義務者　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）

イ　新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第八項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第八項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　新生命保険料を支払つた場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額（同年中において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

(2)　旧生命保険料を支払つた場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額（同年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払つた旧生命保険料の

金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合　一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額 (iii)　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合　二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額 (iv)　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合　三万五千円 (3)　新生命保険料及び旧生命保険料を支払つた場合　その支払つた次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円） (i)　新生命保険料　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額 (ii)　旧生命保険料　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額	ロ　介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払つたことその他の政令で定める事由（第八項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下ロにおいて「介護医療保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (1)　前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額（同年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下ロにおいて同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額 (2)　前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額 (3)　前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額 (4)　前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円	ハ　新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (1)　新個人年金保険料を支払つた場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額 (i)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額（同年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額 (ii)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額 (iii)　前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額 (iv)　前年中に支払つた新個人年金保険

料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

(2) 旧個人年金保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額（同年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(ii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合　一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合　二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合　三万五千円

(3) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合　その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i) 新個人年金保険料　前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額

(ii) 旧個人年金保険料　前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

第三百十四条の二第一項第五号の二を次のように改める。

五の二　削除

第三百十四条の二第一項第六号中「、第五項」を削り、同項第十号中「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、同項第十一号中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。以下この項及び第九項並びに第三百十四条の六において同じ。）を」に、「各扶養親族」を「各控除対象扶養親族」に、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に、「第四項及び第九項並びに」を「第九項及び」に改め、「第四項、」を削り、同条第四項中「控除対象配偶者に係る第一項第十号の金額は五十六万円（その者が老人控除対象配偶者である場合には、六十一万円）とし、当該扶養親族に係る同項第十一号の金額は五十六万円（その者が特定扶養親族である場合には六十八万円、その者が老人扶養親族（次項に該当する者を除く。）である場合には六十一万円）」を「特別障害者に係る第一項第六号の金額は、五十三万円」に改め、同条第五項中「（当該老人扶養親族が特別障害者である場合には、六十八万円）」を削り、同条第六項中「から第五号の三まで」を「及び第五号の三」に改め、同条第七項中「及び第五号の二」を削り、「同項第六号」の下に「及び第四項」を加え、「同項第八号」を「第一項第八号」に改め、「及び第四項（控除対象配偶者に関する部分に限る。）」を削り、「第一項第十号の二」を「同項第十号の二」に改め、「、第四項（扶養親族に関する部分に限る。）」を削り、同条第八項を次のように改める。

8　第一項第五号及び第五号の三において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結したときは、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなす。

一　新生命保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第三号及び第四号において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定める規定（次号において「承認規定」という。）の承認を受けたニに掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定（次号において「認可規定」という。）の認可を受けた同項第二号に規定する基金（次号において「基金」という。）のニに掲げる規約（以下この号及び次号において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ　保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次号において「特定保険契約」という。）及び当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（次号及び第三号において「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

ハ　農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約（次号及び第三号において「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

ニ　確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの　平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承認を受けたホに掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金のホに掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ　前号イに掲げる契約

ロ　旧簡易生命保険契約

ハ　生命共済契約等

ニ　前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（イに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ホ　前号ニに掲げる規約又は契約

三　介護医療保険契約等　平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの

イ　当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

ロ　当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること。

ハ　当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五　旧個人年金保険契約等　平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの

六　損害保険契約等　次に掲げる保険契約に

附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約

イ　保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（第二号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ　農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第三百十四条の二第九項中「その他の老人扶養親族」の下に「若しくはその他の控除対象扶養親族」を加える。

第三百十四条の四第二項中「、同条第五項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在」を削る。

第三百十四条の六第一号イの表(1)中「扶養親族」の下に「（同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）」を加え、同表(6)を削り、同表(5)中「(6)に掲げる者を除く。）」を削り、同表(5)を同表(6)とし、同表(4)を同表(5)とし、同表(3)を同表(4)とし、同表(2)中「(3)」を「(4)」に改め、同表(2)を同表(3)とし、同表(1)の次に次のように加える。

(2)	同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者一人につき二十二万円

第三百十四条の六第一号イの表(8)中「扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び」を「控除対象扶養親族（」に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に改め、同表(9)を削り、同表(10)中

(i)　(ii)に掲げる場合以外の場合	当該老人扶養親族一人につき十三万円
(ii)　当該老人扶養親族が特別障害者である場合	当該特別障害者一人につき二十五万円

を

当該老人扶養親族一人につき十三万円

に

改め、同表(10)を同表(9)とする。

第三百十七条の二第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　扶養親族に関する事項

第三百十七条の三の次に次の二条を加える。

（個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第三百十七条の三の二　所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　当該給与支払者の氏名又は名称

二　扶養親族の氏名

三　その他総務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3　前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4　給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第三百十七条の三の三　所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条に

おいて「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　当該公的年金等支払者の名称

二　扶養親族の氏名

三　その他総務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3　第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4　公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第三百二十一条の三第二項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項本文」を「同項本文」に改め、同条第三項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条に次の一項を加える。

4　第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第三百二十一条の四第一項中「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額」を「給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）」に改める。

第三百二十一条の七の二第二項中「第三百二十一条の三第二項ただし書」を「第三百二十一条の三第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項ただし書」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「第六項、第十一項、第十九項及び第三十項から第三十二項まで」を「第五項、第九項、第十五項及び第二十五項から第二十七項まで」に、「第四十二項」を「第三十七項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第六項及び第三十二項」に改め、「及び連結法人が当該連結法人を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）とする分割型分割（同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度（新たに設立された連結法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）」を削り、「第四十二項」を「第三十七項」に改め、同条第三項中「第四十二項」を「第三十七項」に改め、同条第四項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第八項まで及び第十項」を「第八項まで」に、「第二十項及び第二十二項」を「第十六項及び第十七項」に、「第八十一条の九第四項」に、「、第八項及び第十項」を「から第八項まで」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「前二項、第二十七項又は第二十八項」を「前項、第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項第二号中「をいう」の下に「。第三十二項において同じ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項中「適格合併等（適格合併又は合併類似適格分割型分割（法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が行われた」を「第五項の法人を合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。

以下この条において同じ。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第六項」を「第五項」に改め、「。次項において同じ」を削り、「被合併法人等の当該適格合併等の日」を「被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等（合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは」に、「第十項」を「次項」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額」の下に「（当該他の法人に同法第二条第十四号に規定する株主等（以下この条において「株主等」という。）が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「前項」に、「より合併法人等」を「より当該法人」に、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「、次項及び第十四項」を「から第十一項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に改め、「。次項において同じ」を削り、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に、「第十四項」を「次項」に改め、「当該前七年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十二項」を「第九項」に、「第十二項」を「前項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、「第十八項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済還付法人税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「第十五項」を「第十二項」に、「第十六項」を「前項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十九項中「、次項及び第二十二項」を「から第十七項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併

法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に改め、「。次項において同じ」を削り、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日」を「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併等の日の属する連結事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に、「第二十二項」を「次項」に改め、「当該前七年内連結事業年度に係る控除未済個別帰属還付税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「第十九項」を「第十五項」に、「第二十項」を「前項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十三項中「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第九項」に、「第十五項及び第十九項」を「第十二項及び第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十四項中「第三百十二条第三項第三号」を「第三百十二条第三項第四号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十五項中「若しくは第百四条第一項」及び「、第百二条第一項若しくは第百三条第一項」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十六項中「第五項、第二十四項及び第二十八項」を「第十九項及び第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十七項中「第五項、第二十四項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十四項」に改め、「、第五項（同法第百二条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項中「第三十六項」を「第三十一項」に、「第三十七項又は第四十項」を「第三十二項又は第三十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十三項中「第三十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十四項中「第三十一項」を「第二十六項」に、「第三十二項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十五項中「第二十九項」を「第二十四項」に、「第三十二項」を「第二十七項」に、「第三十一項」を「第二十六項」に、「第三十三項」を「第二十八項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十六項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に、「第三十八項」を「第三十三項」に、「第四十項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十七項中「が解散（適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。）をしたときは、当該解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の」を「につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める」に、「第四十項」を「第三十五項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　残余財産が確定したこと　その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限

二　合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限

三　破産手続開始の決定による解散をしたこと　その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限

四　普通法人又は協同組合等が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限

第三百二十一条の八第三十七項を同条第三十二項とし、同条第三十八項中「第四十項」を「第三十五項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項第一号中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同項第二号中「民事再生法の規定による」を削り、同項を同条第三十三項とし、同条第三十九項を同条第三十四項とし、同条第四十項を同条第三十五項とし、同条第四十一項中「第三十一項又は第三十二項」を「第二十六項又は第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十二項を同条第三十七項とし、同条第四十三項から第四十五項までを五項ずつ繰り上げる。

第三百二十一条の八の二中「、第五項又は第二十七項」を「又は第二十二項」に改める。

第三百二十一条の九第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改める。

第三百二十一条の十一第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第二十項」に改める。

第三百二十一条の十一の二第一項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十三項」に、「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同条第三項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改める。

第三百二十一条の十三第二項中「第三百二十一条の八第五項の規定によつて申告納付する法人税割にあつては、法人の解散の日の属する事業年度又は連結事業年度。以下本項」を「以下この項」に改める。

第三百二十四条第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改める。

第三百二十五条に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第三百二十六条第一項中「、第五項若しくは第二十四項」を「若しくは第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、「（第三百二十一条の八第二十七項」を「（第三百二十一条の八第二十二項」に、「、第五項又は第二十四項の納期限」を「又は第十九項の納期限」に改め、同項第二号及び第三号中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、同項第四号中「第三百二十一条の八第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十二項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十三項」に改め、同条第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に改める。

第三百四十八条第二項第七号の二中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同項中第四十一号を削り、第四十二号を第四十一号とし、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号を第四十三号とする。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

34　外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供されるコンテナーで総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該コンテナーに係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

第三百五十四条の二に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第四百六十八条中「二千二百九十八円」を「四千六百十八円」に改める。

第四百八十五条の十三第一項中「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に、「三」を「二」に改める。

第三章第四節に次の一款を加える。

第六款　雑則

（たばこ税額を条件とする補助金等の禁止）

第四百八十五条の十四　市町村は、小売販売業者に対し、当該小売販売業者に売り渡した製造たばこに係るたばこ税額として当該小売販売業者に製造たばこの売渡しを行う卸売販売業者等から当該市町村に納付された、若しくは納付されるべきたばこ税額又は納付されることが見込まれるたばこ税額の見込額が一定の額以上であることを条件として、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付又は貸付金の貸付けを行つてはならない。

第五百八十六条第二項第二号ヲ中「第五条第一項」を「第六条第四項」に、「指定区域」を「要措置区域及び同法第十一条第一項に規定する形質変更時要届出区域」に改める。

第六百五条に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第七百一条の五十五第一項に後段として次のように加える。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧さ

せ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第七百三条の五第一項中「第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）の数の合計数に応じて政令で定める金額を加算した金額」を「低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第七百三条の五の二　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第七百三条の四第六項から第八項まで及び前条の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項及び第八項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第八項中「市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。第七百六条の二第一項において同じ。）の額（」とあるのは「市町村民税の所得割（退職所得に係る所得割を除く。以下この項及び第七百六条の二第一項において同じ。）の額（第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の市町村民税の所得割の課税標準である総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における市町村民税の所得割の額に相当する額。」と、前条中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

2　前項に規定する特例対象被保険者等とは、国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうち次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格」という。）に係る同法第四条第二項に規定する離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。）をいう。

一　雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者

二　雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者であつて受給資格を有するもの

第七百三十四条第三項中「第五十三条第二十七項、第二十八項、第三十一項から第三十九項まで及び第四十五項から第四十八項まで」を「第五十三条第二十二項、第二十三項、第二十六項から第三十四項まで及び第四十項から第四十三項まで」に改め、同項の表第三百二十一条の八第二十九項の項中「第三百二十一条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」に、「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改める。

第七百四十八条第一項及び第二項中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第七章　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告

（用語の意義）

第七百五十七条　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　税負担軽減措置等　道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税その他の地方税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた特例で、この法律の規定（地方団体の条例により税負担を軽減し又は加重することができる旨の規定、地方団体の長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

二　租税特別措置　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第　号）第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。

三　適用額　各税負担軽減措置等の適用を受けた者がその適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他これらに準ずる金額をいう。

四　適用実態調査　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第九号に規定する適用実態調査をいう。

五　適用実態調査情報　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第六条第一項に規定する適用実態調査情報をいう。

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出）

第七百五十八条　総務大臣は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成しなければならない。

一　税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額

二　適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置（所得税又は法人税に係るもので財務大臣が適用実態調査を実施したものに限る。次号及び次条において同じ。）ごとの道府県民税、事業税又は市町村民税への影響額

三　その他税負担軽減措置等の適用の状況及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況の透明化を図るために必要な事項

2　総務大臣は、前項の規定により作成した報告書を国会に提出しなければならない。この場合において、当該報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

（適用実態調査情報の利用等）

第七百五十九条　総務大臣は、前条第一項の報告書を作成するに当たり、税負担軽減措置等の適用の実態及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の実態を把握するため必要があるときは、財務大臣に対し、適用実態調査情報その他参考となるべき資料又は情報（以下この条において「適用実態調査情報等」という。）の提供を求めることができる。

2　財務大臣は、総務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報等を提供するものとする。

3　前二項の規定により適用実態調査情報等の提供を受けた総務大臣は、適用実態調査情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

4　第一項及び第二項の規定により適用実態調査情報等の提供を受けた総務大臣は、前条第一項の報告書を作成する目的以外の目的のために、当該適用実態調査情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

（総務省令への委任）

第七百六十条　前三条に定めるもののほか、第七百五十八条第一項の報告書の作成方法その他この章の規定を実施するために必要な事項は、総務省令で定める。

附則第三条の二の四第三項中「「係るもの及び」を「、「係るもの及び」に改め、「、同法第九十四条第二号中「係るものを」とあるのは「係るもの並びに同法附則第三条の二の四第一項又は第二項の規定によるものを」と」を削る。

附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の四第一項第二号ロ中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、「租税特別措置法第十条」の下に「（同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「から」を「及び第十条の二の二から」に、「第十条の六」を「第十条の七」に改める。

附則第八条第二項中「第五十三条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項」を「第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項」に、「第三百二十一条の八第六項、第十一項、第十五項及び第十九項」を「第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項」に改め、同条第三項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同条第五項中「第五十三条第六項又は第三百二十一条の八第六項」を「第五十三条第五項又は第三百二十一条の八第五項」に、「第五十三条第七項第一号及び第三百二十一条の八第七項第一号」を「第五十三条第六項第一号及び第三百二十一条の八第六項第一号」に改める。

附則第八条の二第一項中「第十二項又は」を「第十二項、」に改め、「第六十八条の十五第六項若しくは第七項」の下に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第百十条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項」を加え、「又は第六十八条の十五第五項」を「又は第六十八条の十四第五項」に、「若しくは第六十八条の十五第五項」を「若しくは第六十八条の十四第五項」に改め、同条第二項中「第十二項若しくは」を「第十二項、」に、「第四十二条の十一第六項若しくは第七項又は」を「第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は」に、「第五十三条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項並びに第三百二十一条の八第六項、第十一項、第十五項及び第十九項」を「第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項並びに第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、「第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特

別措置法第四十二条の十一第五項、」を加え、同条第三項中「第五十三条第三十項及び第四十項から第四十四項まで」を「第五十三条第二十五項及び第二十五項から第三十九項まで」に、「第三百二十一条の八第三十項及び第三十一項から第三十五項まで」に、「第五十三条第四十項」を「第五十三条第三十五項」に、「第三百二十一条の八第三十六項」を「第三百二十一条の八第三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改める。

附則第九条第一項及び第二項中「連結個別資本金等の額」の下に「と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「第七十二条の二十一第三項」を「第七十二条の二十一第五項」に、「第八項」を「第七項」に、「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第五項」を「附則第九条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第五項」を「附則第九条第六項」を「附則第九条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第七項」を「附則第九条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第八項」を「附則第九条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「連結個別資本金等の額」を「減算した金額との合計額」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「連結個別資本金等の額」を「減算した金額との合計額」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第七十二条の二十一第三項」を「第七十二条の二十一第五項」に、「第七十二条の二十一第六項」に、「附則第九条第十四項」を「附則第九条第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「連結個別資本金等の額」の下に「と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」を加え、同項を同条第十五項とする。

附則第九条の二中「及び清算所得」を削る。

附則第九条の二の二中「本条において「中間申告納付」」を「この条において「中間申告納付」」に改め、「又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付（以下本条において「清算事業年度予納申告納付」という。）に係る期限と当該清算事業年度予納申告納付に係る第七十二条の三十一第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合」、「及び第七十二条の二十九第一項」及び「又は当該清算事業年度予納申告納付」を削る。

附則第十条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項を削る。

附則第十条の二中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第一項を削り、同条第二項中「（次項において「農用地区域」という。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項を同条第九項とし、同条第十四項を削り、同条第十五項中「（次項及び第十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十一項とし、同条第十九項を削り、同条第二十項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「（第二項」を「（第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十三項を同条第十四項とし、同条第二十四項を同条第十五項とし、同条第二十五項中「又はやむを得ない事情により当該整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合として政令で定める場合」及び「又は当該不動産」を削り、「平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十六項を同条第十七項とし、同条第二十七項を削り、同条第二十八項を同条第十八項とし、同条第二十九項中「平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の二分の一に相当

する額を、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の三分の一に相当する額を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われたときは当該不動産の価格の六分の一に相当する額」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三十項中「中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地又は」を削り、「都市再生緊急整備地域若しくは」を「都市再生緊急整備地域又は」に、「第七項、第十二項、第十三項、第十八項、第二十四項又は第二十五項」を「第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項」に、「平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第三十一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十二項を削り、同条第三十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十四項を同条第二十三項とする。

附則第十一条の五第三項及び第十一条の六中「附則第十一条第二項若しくは第二十二項」を「附則第十一条第一項若しくは第十三項」に改める。

附則第十一条の七を削る。

附則第十二条の二中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則第十二条の二の見出しを「（自動車取得税の非課税）」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六項」を「次条第四項」に、「第七項各号」を「同条第五項各号」に、「第八項」を「同条第六項」に、「第九項各号」を「同条第七項各号」に、「第十項第三号」を「同条第八項第三号イ」に、「以下この条」を「次条及び附則第十二条の二の五」に改め、同条第三項から第十四項までを削る。

附則第十二条の二の五中「平成三十年三月三十一日までに第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における」を削り、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条を附則第十二条の二の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第十二条の二の九　前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十四条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2　前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百四十四条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前項の規定を適用する。

附則第十二条の二の四第二項中「附則第十二条の二の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に、「附則第十二条の二の四第一項」を「附則第十二条の二の七第一項」に、「附則第十二条の二の四第四項」を「附則第十二条の二の七第四項」に改め、同条を附則第十二条の二の七とする。

附則第十二条の二の三を附則第十二条の二の六とし、附則第十二条の二の二の次に次の三条を加える。

（自動車取得税の税率の特例）

第十二条の二の三　自家用の自動車（第百十三条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の二の五までにおいて同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、第百十九条の規定にかかわらず、当分の間、百分の五とする。

2　第八項第一号、第二号若しくは第三号ロに掲げる軽油自動車又は附則第十二条の二の五第一項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前条第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3　次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前条第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一　道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条及び附則第十二条の二の五において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第十二条の二の五第一項第一号において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

ロ　窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十二条の二の五において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十二条の二の五において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

二　附則第十二条の二の五第二項に規定する第二種省エネルギー自動車

4　電気自動車（電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5　次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二　車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

6　充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7　次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場

合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ　窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8　次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項又は附則第十二条の二の五第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年八月三十一日（第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号又は第三号ロに掲げる軽油自動車にあつては百分の一を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第三号イに掲げる軽油自動車にあつては百分の〇・五をそれぞれ控除した率とする。

一　車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

ロ　車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

イ　乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

ロ　車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二　車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三　車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げ

超えないもので総務省令で定めるもの

2　次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第十二条の二の三第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

3　前二項の規定は、第百二十二条第一項又は第百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十二条の三第一項中「第四項」及び「同項」を「第三項及び第四項」に改め、「（第三項において「電気自動車等」という。）」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一　電気自動車

二　次に掲げる天然ガス自動車

イ　道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

ロ　車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三　充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）

四　エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項及び第五項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第十二条の三第四項第二号イ中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」、「（以下この号において「車両総重量」という。）」及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「」を削り、「」という。）に適合し」を「に適合し」に改め、同号ロ中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一

日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「及び「という。」）を削り、同条第五項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「第三項」を「前項」に、「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十九年度分」を「、平成二十二年度分」に改め、「、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第十五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「六分の一」を「三分の一」に、「第一号若しくは第四号に掲げるもの又は第六号に掲げるもの（総務省令で定めるものを除く。）にあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、第五号又は第九号」を「第三号」に、「第八号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二、第七号」を「第五号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号及び第十号を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための償却資産（同法第六条第四項に規定する要措置区域及び同法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で政令で定めるもののうち、平成十五年二月十五日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「平成十六年度から平成二十一年度までの間」を「平成二十二年度又は平成二十三年度」に改め、「あつては」の下に「、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り」を加え、「二分の一」を「五分の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項中「及び第四十七項」を「及び第三十八項」に改め、「供するものに限る」の下に「。第四十六項において同じ」を加え、「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に、「に限り、」を「については」に、「（第四十七項」を「（以下この項及び第三十八項」に改め、「の額」の下に「とし、平成二十四年度分の固定資産税又は都市計画税については当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一（当該固定資産のうち旧公団からの承継資産にあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の四）の額」を加え、同項を同条第九項とし、同条第十四項を同条第十項とし、同条第十五項中「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「に限り、」の下に「当該機械その他の設備が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては」を加え、「四分の三」を「五分の四」に改め、「にあつては、」の下に「当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三」、当該機械その他の設備が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては」を加え、「三分の二」を「六分の五（当該機械その他の設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第三十八項」を「第二十九項」に、「平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項を同条第十四項とし、同条第十九項中「平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「有線放送電話業者」の下に「で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるもの」を加え、「（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第二十項を削り、同条第二十一項中「平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「有線放送電話業者」の下に「（昭和四十七年法律第百十四号）」を、「有線テレビジョン放送事業者」の下に「で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるもの」

を加え、同項を同条第十六項とし、同条第二十二項中「同法の施行の日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十三項各号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第二十四項を第十九項とし、第二十五項から第二十七項までを五項ずつ繰り上げ、第二十八項を削り、第二十九項を第二十三項とし、同条第三十項中「第五十四項又は第五十五項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十一項を削り、同条第三十二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「に限り、」の下に「当該施設が平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては」を、「三分の二」の下に「、当該施設が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第三十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第三十八項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十五項中「平成十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「から五年度分の固定資産税については」を「から十年度分の固定資産税に限り」に、「三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二」を「二分の一」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十六項及び第三十七項を削り、同条第三十八項を同条第二十九項とし、同条第三十九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「（第三十六項及び第三十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第三十項とし、同条第四十項を同条第三十一項とし、同条第四十一項を同条第三十二項とし、同条第四十二項中「平成二十年度分及び平成二十一年度分」を「平成二十二年度分及び平成二十三年度分」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十四項を同条第三十五項とし、同条第四十五項を同条第三十六項とし、同条第四十六項中「平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「電気通信事業者」の下に「で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるもの」を加え、同項を同条第三十七項とし、同条第四十七項中「この項」の下に「及び第四十六項」を加え、「第十二項」を「第九項」に、「この条」を「この項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条中第四十八項を第三十九項とし、第四十九項を第四十項とし、第五十項から第五十四項までを削り、同条第五十五項中「が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の下に「（平成十九年法律第五十九号）」を加え、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第五十七項を第四十三項とし、第五十八項を第四十四項とし、第五十九項を第四十五項とし、同条に次の一項を加える。

46　指定会社等が政府の補助で総務省令で定めるもの又は港湾法第五十五条の七第一項に規定する国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項に規定する政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得した港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二中「前条第三十八項」を「前条第二十九項」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項及び第五項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第四項、第五項、第九項及び第十項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二の見出しを「（特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例）」に改め、同条中第一項から第十項までを削り、第十一項を第一項とし、第十二項から第十八項までを十項ずつ繰り上げる。

附則第十七条の二第五項の表及び同条第六項の表中「附則第十五条第十三項、第二十九項、第四十二項、第四十七項、第四十九項から第五十三項まで及び第五十七項」を「附則第十五条第九項、第二十三項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十三項及び第四十六項」に改める。

附則第三十条の二中「千五百六十四円」を「二千百九十円」に改める。

附則第三十一条の二を次のように改める。

第三十一条の二　削除

附則第三十三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

附則第三十五条の二第二項中「同項の」を「道府県民税に関する」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改め、同条第七項中「同項の」を「市町村民税に関する」に改め、同条第八項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改める。

附則第三十五条の二の二第二項中「株式等（第六項及び附則第三十五条の二の四」を「株式等（第六項、附則第三十五条の二の四及び附則第三十五条の三の二」に改める。

附則第三十五条の三の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第三十五条の三の二　道府県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2　租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び第五項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項及び第五項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。第五項において同じ。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第一項から第五項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　市町村民税の所得割の納税義務者が、前年中に非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座内上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

5　租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第六項から第十項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

6　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の五中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改める。

附則第三十五条の七、第三十七条及び第三十七条の二中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改める。

附則第三十八条中「及び第七百三条の五」を削り、「及び次条において同じ。）に」を「において同じ。）に」に改め、「、第七百三条の五第二項中「被保険者に係る」とあるのは「一般被保険者に係る」と」を削る。

附則第四十一条第二項中「、第七十二条の五の二、第七十二条の六」を削り、「第二十二項、第二十三項、第二十六項、第二十七項及び第二十九項」を「第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」に、「、第七十

二条の二十六第一項」を「並びに第七十二条の二十六第一項」に改め、「並びに第七十二条の三十一第五項」を削り、同条第三項中「第十一項」の下に「及び第十三項」を加え、「附則第十一条第三十二項、附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第九項」に改め、同条第五項中「第二項第三号、第五十三条第二十四項及び第三十二項」を「第二項第四号、第五十三条第十九項及び第二十七項」に、「第三項第三号、第三百二十一条の八第二十四項」を「第三項第四号、第三百二十一条の八第十九項」に改め、同条第六項中「第二項第三号並びに第五十三条第二十四項及び第三十二項」を「第二項第四号並びに第五十三条第十九項及び第二十七項」に改め、同条に次の一項を加える。

13　道府県は、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体で、特定一般社団法人又は特定一般財団法人の事業を承継するために設立されたものであることその他政令で定める要件を満たすものが、平成二十二年四月一日から平成二十五年十一月三十日までの間に解散した当該特定一般社団法人又は特定一般財団法人から残余財産である不動産を取得した場合には、当該取得が平成二十二年四月一日から平成二十五年十一月三十日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正）

第二条　国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

（自動車重量譲与税法の一部改正）

第三条　自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（自動車重量譲与税の譲与額の特例）

2　第一条及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「三分の一」とあるのは、「千分の四百七」とする。

附則第三項から第五項までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第五十三条第三十五項及び第三十六項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。）、同法第五十五条の二第一項の改正規定（「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同法第五十五条の四第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同法第三百二十一条の八第三十一項及び第三十二項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の三十九の四第一項の改正規定、同法第三百二十一条の八第三十一項及び第三十二項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の三十九の二第一項の改正規定（「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同法第五十五条の四第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の二十四の十一第一

号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の十八ただし書の改正規定、同法第七十二条の二十一第一項の改正規定（「ついては」の下に「、第三項に規定する場合を除き」を加える部分に限る。）、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同法第七十二条の二十三、第七十二条の二十四の四及び第七十二条の二十四の六から第七十二条の二十四の十までの改正規定、同法第七十二条の二十四の十一第一項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分を除く。）、同法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十九から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七第一項、第七十二条の三十八の見出し及び同条第一項、第七十二条の三十八の二第一項及び第四項並びに第七十二条の三十九の改正規定、同法第七十二条の三十九の二第一項の改正規定（「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第七十二条の三十九の三第一項、第七十二条の四十第一項、第七十二条の四十一及び第七十二条の四十一の二第四項の改正規定、同法第七十二条の四十一の五を削る改正規定、同法第七十二条の四十三第四項、第七十二条の四十四、第七十二条の四十五の二、第七十二条の四十六第一項、第七十二条の四十八第一項及び第四項第一号、第七十三条の七第二号の四並びに第七十四条の五の改正規定、同法第二百九十二条第一項の改正規定（同項第四号の四の改正規定を除く。）、同法第二百九十四条の二、第三百十二条及び第三百十四条の四第二項の改正規定、同法第三百二十一条の八の改正規定（同条第四項の改正規定、同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項の改正規定（「、第四十二条の十一第五項」を削る部分に限る。）並びに同条第三十一項及び第三十二項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。）、同法第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の九第一項及び第三百二十一条の十一の改正規定、同法第三百二十一条の十一の二第一項の改正規定（「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第三百二十一条の十一の三第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）並びに同法第三百二十一条の十二、第三百二十一条の十三第二項、第三百二十四条第一項、第三百二十六条、第四百六十八条、第七百三十四条第三項及び第七百四十八条の改正規定並びに同法附則第三条の二の四第三項並びに第八条第二項及び第五項の改正規定、同法附則第八条の二の改正規定（同条第二項の改正規定（第五十三条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項並びに第三百二十一条の八第六項、第十一項、第十五項及び第十九項」を「第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項並びに第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項」に改める部分に限る。）及び同条第三項の改正規定に限る。）、同法附則第九条第五項の改正規定（「第七十二条の二十一第三項」を「第七十二条の二十一第五項」に改める部分及び「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に改める部分に限る。）、同条第六項から第八項までの改正規定（「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に改める部分に限る。）、同条第十六項の改正規定（「第七十二条の二十一第五項」に、「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に改める部分に限る。）、同法附則第九条の二、第九条の二の二、第十二条の二及び第三十条の二の改正規定並びに同法附則第四十一条の改正規定（同条第三項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。）並びに附則第三条第十一項、第四条第二項及び第三項、第六条、第十条第十二項、第十二条（同条第八項を除く。）並びに第二十条から第二十二条までの規定　平成二十二年十月一日

三　第一条中地方税法第四十五条の三の次に二条を加える改正規定、同法第四十六条第五項、第七十二条の五十九第一項及び第百五十一条の二の改正規定、同法第三百十七条の三の次に二条を加える改正規定並びに同法第三百二十五条、第三百五十四条の二、第六百五条及び第七百一条の五十五第一項の改正規定並びに附則第三条第四項から第六項まで及び第十条第四項から第六項までの規定　平成二十三年一月一日

四　第一条中地方税法の本則に一章を加える改正規定（同法第七百五十九条に係る部分に限る。）並びに同法附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハの改正規定（「及び」を「並びに」に改める部分及び「から」を「及び第十条の二の二から」に改める部分を除く。）

平成二十三年四月一日

五　第一条中地方税法第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項並びに第五項の改正規定、同条第七項の改正規定（「及び第五号の二」を削る部分を除く。）、同条第九項、同法第三十七条、第四十五条の二第一項並びに第三百十四条の二第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項並びに第五項の改正規定、同条第七項の改正規定（「及び第五号の二」を削る部分を除く。）並びに同条第九項、

同法第三百十四条の六及び第三百十七条の二第一項の改正規定並びに附則第三条第三項及び第十条第三項の規定　平成二十四年一月一日

六　第一条中地方税法の本則に一章を加える改正規定（同法第七百五十八条に係る部分に限る。）　平成二十四年四月一日

七　第一条中地方税法第三十四条第一項第五号及び第五号の二並びに第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「及び第五号の二」を削る部分に限る。）、同条第八項並びに同法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の二並びに第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「及び第五号の二」を削る部分に限る。）並びに同条第八項の改正規定並びに同法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定及び同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第二項及び第九項並びに第十条第二項及び第十項の規定　平成二十五年一月一日

八　第一条中地方税法第三百四十八条第二項第七号の二の改正規定　自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日

九　第一条中地方税法第七十三条の四第一項の改正規定及び同法第三百四十八条第二項の改正規定（同項第七号の二の改正規定を除く。）並びに附則第五条第二項、第十一条第二項及び第十四条第二項の規定　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の施行の日

（還付加算金に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十二年九月三十日までの間における第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「第五十三条第二十一項若しくは第三百二十一条の八第二十一項」とあるのは「第五十三条第二十六項若しくは第三百二十一条の八第二十六項」と、「第五十三条第二十三項若しくは第三百二十一条の八第二十三項」とあるのは「第五十三条第二十八項若しくは第三百二十一条の八第二十八項」と、「第七十二条の十三第九項」とあるのは「第七十二条の十三第十項」と、「第七十二条の十三第十三項」とあるのは「第七十二条の十三第十四項」と、「同条第十一項」とあるのは「同条第十二項」とする。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第三十四条第一項第五号及び第五号の二、第六項、第七項（生命保険料控除額に関する部分に限る。）並びに第八項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　新法第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項、第七項（生命保険料控除額に関する部分を除く。）並びに第九項、第三十七条並びに第四十五条の二第一項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法第四十五条の三の二の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

5　新法第四十五条の三の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

6　平成二十三年中に新法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第二項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号。以下「所得税法等改正法」という。）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」という。）第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

8　旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。

9　新法附則第三十五条の二の二第二項及び第三十五条の三の二第一項から第三項までの規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

10　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び

7　施行日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号。以下「所得税法

施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

11　第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「十月新法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び各連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「十月旧法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び各連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

12　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方税法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「同法第八十一条の九第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）附則第二十六条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第三項」と、「同法第五十八条第一項」とあるのは「法人税法第五十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「所得税法等改正法附則第二十六条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第三項」とする。

（事業税に関する経過措置）

第四条　第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地方税法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立（十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3　第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法第七十二条の十三第二十八項の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する他の内国法人が同条第十一項又は第十二項に規定する場合に該当することとなる場合の事業年度について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条　次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第九号に定める日前の旧法第七十三条の四第一項第三十六号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第六条　平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2　指定日前に地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製

造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道府県たばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき四百三十円

二　新法附則第十二条の二に規定する紙巻たばこ　千本につき二百五円

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しなければならない。

6　第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中道府県たばこ税に関する部分（新法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。

第七十四条の四第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号。以下この節において「平成二十二年改正法」という。）附則第六条第二項
第七十四条の十二第一項	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書	平成二十二年改正法附則第六条第三項の規定によつて申告書
	第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成二十二年改正法附則第六条第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第七十四条の十二第二項	第七十四条の十第一項から第三項まで	平成二十二年改正法附則第六条第三項
第七十四条の二十第一項	第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項	平成二十二年改正法附則第六条第三項
第七十四条の二十一第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成二十三年三月三十一日前である場合には、同日）
第七十四条の二十一第二項及び第七十四条の二十二第一項	第七十四条の十第一項又は第三項	平成二十二年改正法附則第六条第五項
第七十四条の二十二第三項	第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項	平成二十二年改正法附則第六条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、新法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（自動車取得税に関する経過措置）

第七条　新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第八条　新法附則第十二条の二の七の規定は、施行日以後に新法第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧法第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現にされている旧法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する旧法第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付の申請は、新法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する新法第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

3　この法律の施行の際現に旧法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する旧法第百四十四条の二十一第一項の規定により交付を受けている免税証は、新法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する新法第百四十四条の二十一第一項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

4　この法律の施行の際現に旧法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する旧法第百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する新法第百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

（自動車税に関する経過措置）

第九条　新法附則第十二条の三の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の二、第六項、第七項（生命保険料控除額に関する部分に限る。）並びに第八項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　新法第三百十四条の二第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項、第七項（生命保険料控除額に関する部分を除く。）並びに第九項、第三百十四条の六並びに第三百十七条の二第一項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法第三百十七条の三の二の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

5　新法第三百十七条の三の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

6　平成二十三年中に新法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第二項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）第一条の規定による改正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

7　平成二十二年度分の個人の市町村民税についての新法第三百二十一条の三第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第二項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成二十二年四月三十日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

8　施行日前に旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規

定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

9　旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、旧法附則第三十五条の二第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。

10　新法附則第三十五条の三の二第四項から第六項までの規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

11　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

12　第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の市町村民税及び各連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市町村民税及び各連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

13　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方税法第三百二十一条の八第六項の規定の適用については、同項中「同法第八十一条の九第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）附則第二十六条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第三項」と、「同法第五十八条第一項」とあるのは「法人税法第五十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「所得税法等改正法附則第二十六条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第三項」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第十一条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　旧法第三百四十八条第二項第四十一号に規定する固定資産に対して課する附則第一条第九号に定める日の属する年（当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年）の一月一日を賦課期日とする年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第一号及び第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第三号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第五項に規定する土堤及び防爆壁に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成十六年度から平成二十一年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五条第八項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第

十五条第十五項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12　平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15　平成十六年五月十五日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十二項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16　平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17　平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18　平成十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19　平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20　平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21　平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第四十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22　平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五十四項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23　平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十二条　平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2　指定日前に地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市町村たばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき千三百二十円

二　新法附則第三十条の二に規定する紙巻たばこ　千本につき六百二十六円

3　前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した市町村たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二　前号の本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額

三　その他参考となるべき事項

4　第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第六条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則

第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

5　第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければならない。

6　第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中市町村たばこ税に関する部分（新法第四百六十九条、第四百七十二条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定を除く。）を適用する。

第四百六十七条第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号。以下この節において「平成二十二年改正法」という。）附則第十二条第二項
第四百七十五条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書	平成二十二年改正法附則第十二条第三項の規定によつて申告書
第四百七十五条第二項	第四百七十三条第一項若しくは第二項	平成二十二年改正法附則第十二条第三項
第四百八十条第一項	第四百七十二条第一項、第二項若しくは第四項	平成二十二年改正法附則第十二条第三項
第四百八十一条第一項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成二十三年三月三十一日前である場合には、同日）
第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項	第四百七十三条第一項又は第二項	平成二十二年改正法附則第十二条第五項
第四百八十二条第三項	第四百七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六条第一項	平成二十二年改正法附則第十二条第五項

7　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、新法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8　新法第四百八十五条の十三第一項の規定は、平成二十二年度以後の年度の市町村たばこ税について適用し、平成二十一年度までの旧法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係る課税定額については、なお従前の例による。

9　平成二十二年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十七を乗じて得た割合」とする。

10　平成二十三年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百四十を乗じて得た割合」とする。

11　平成二十四年度の市町村たばこ税に係る新法

第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百二十を乗じて得た割合」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第十三条　新法附則第三十三条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十二年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十二年前の年分の個人の事業及び平成二十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十一年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　旧法第三百四十八条第二項第四十一号に規定する固定資産に対して課する附則第一条第九号に定める日の属する年（当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年）の一月一日を賦課期日とする年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3　平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4　平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5　平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6　平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五十四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

7　平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十五条　新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第三条の規定による改正後の自動車重量譲与税法（次項において「新自動車重量譲与税法」という。）の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車重量譲与税について適用し、平成二十一年度分までの自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

2　新自動車重量譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成二十二年度分の自動車重量譲与税に限り、同項の表六月の項中「二月から四月までの間の」とあるのは「二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額と同年の四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十七条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十九条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の三中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第二十条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「第五十三条第十五項」を「第五十三条第十二項」に、「第三百二十一条の八第十五項」を「第三百二十一条の八第十二項」に改め、「若しくは」を削る。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第二十一条　地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

第十一条中「から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二条の二十九」に改める。

第二十二条の表法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の項を次のように改める。

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	第六十二条の五第五項	事業税	事業税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定による地方法人特別税

第二十五条第一項中「第七十二条の三十一第一項」を「第七十二条の二十九第一項若しくは第二項」に改める。

第二十六条の見出しを「（虚偽の中間申告納付に関する罪）」に改め、同条第一項中「、第七十二条の二十九第一項又は第七十二条の三十第一項」を削る。

附則第二条第一項中「及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）」を削る。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用し、同日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。

理　由

支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げ、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税、自動車取得税、軽油引取税、地方たばこ税等につき、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　個人住民税における扶養控除を見直すこと。

2　自動車取得税及び軽油引取税について、現行の十年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持する特例措置を講ずること。

3　軽油引取税について、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例措置が停止される場合における税率の特例措置の適用停止等の措置を講ずること。

4　地方たばこ税について、税率を平成二十二年十月一日から引き上げること。

5　地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告の制度を創設すること。

6　税負担軽減措置等の整理合理化を行うこと。

7　自動車重量譲与税について、当分の間、譲与割合を千分の四百七とする特例措置を講ずること。

8　この法律は、一部の規定を除き、平成二十二年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、平成二十二年度において三百十七億円の増収、平年度において五千六億円の増収が見込まれる。

二　議案の可決理由

支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税、自動車取得税、軽油引取税、地方たばこ税等につき、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十二年三月二日

総務委員長　近藤　昭一

衆議院議長　横路　孝弘殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十二年三月九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第九号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第十号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同項第十一号及び第十二号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第三項の表第四十二号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表第四十四号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表第四十五号及び第四十六号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表第五十号中「平成二十年度まで」を「平成二十一年度まで」に、「地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度及び平成二十年度」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第九号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に、「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同項第九号中「昭和六十三年度から平成二十年度まで」を「平成元年度から平成二十一年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「昭和六十三年度」を「平成元年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同条第一項中「平成二十一年度に限り」を「平成二十二年度に限り」に、「第六号」を「第五号」に、「二千八百億円」を「三千七百億円」に、「第七号及び第八号」を「第六号及び第七号」に、「雇用機会の創出その他の」を「雇用情勢等を踏まえた当面の」に、「一兆円」を「一兆四千八百五十億円」に改め、同項第二号中「（平成二十一年法律第十号）」を「（平成二十二年法律第　号）」に、「次条第六項」を「次条第五項」に、「附則第四条の二第二項」を「附則第四条の二第三項」に、「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「千四百億円」を「八百六十六億円」に改め、同項第三号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第四項」に、「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「五千八百三十一億円」を「六千六百九十五億円」に改め、同項第四号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「四兆三百十億三千七百五十万円」を「五兆三千八百八十億円」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「五千七百十一億円」を「五千七百十二億円」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項中「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に、「三千八百八十六億千七百万円」を「八百七十五億七千七百五十一万九千円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度分」を「平成二十三年度及び平成二十四年度」に、「第一項」を「前項」に改め、同項の表中

八百六十六億円	六千六百九十五億円

を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十二年度から平成三十六年度まで」を「平成二十三年度から平成三十七年度まで」に改め、「、平成二十二年度にあつては第一項の額に同年度において前二項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし」を削り、「及び同表」を「及び次の表」に、「平成三十六年度までの各年度に」を「平成三十七年度までの各年度に」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千七百三十九億円

平成三十年度	三千二百五十二億円
平成三十一年度	二千八百二十三億円
平成三十二年度	二千三百七十七億円
平成三十三年度	千九百十八億円
平成三十四年度	千四百六十三億円
平成三十五年度	千六億円
平成三十六年度	六百二億円
平成三十七年度	二百六十八億円

附則第四条の二第四項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十二年度から」を「平成二十三年度から」に改め、「平成九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六百七十六億七千五百六十二万二千円、平成十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち百九十九億百八十九万七千円及び」を削り、「四千九百九十四億三千七百万円」の下に「及び平成二十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち六千五百九十六億六百六十九万八千円」を加え、「平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七百五十一万九千円を」を削り、「平成二十三年度から平成二十七年度までに当該各年度分」を「平成二十三年度に当該年度分」に改め、「九百九十八億八千七百四十万円を」の下に「、平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を、平成二十五年度に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を、平成二十六年度に当該年度分の交付税の総額から二千三百十七億八千七百四十万円を、平成二十七年度に当該年度分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九万八千円を」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に、「前条第一項第五号」を「旧法附則第四条第一項第五号」に、「平成二十二年度」を「平成二十四年度」に、「第四項」を「第三項」に、「二千四百八十二億九百五十万円」を「八百二十七億三千六百五十万円」に、「平成三十六年度」を「平成三十七年度」に、「同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円」を「同項の規定による額から千八百十一億千九百万円」に改め、「平成三十七年度及び」を削り、「第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円」を「第一項の額から千八百十一億千九百万円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

附則第六条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第六条の二を削る。

附則第六条の三の見出し中「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同条第一項中「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額」を「、道府県にあつては第一号及び第二号に掲げる額の合算額を、市町村にあつては第一号及び第三号に掲げる額の合算額」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき　二一、九九二円
市町村	人口	一人につき　一一、八四四円

二　二兆二千三百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三　九千七百二十億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

附則第六条の三第二項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　控除前財源不足額については、当該地方団体の財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。）に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

4　都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

附則第六条の三を附則第六条の二とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　九、一九一、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一五三、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　二六、一六七、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一八〇、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三〇、五〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、一三〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一二、七〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、〇七〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、七六〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、七五五、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、八〇七、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　七、四七五、〇〇〇
		生徒数	一人につき　六八、一〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　六、七〇六、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、五四三、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　一、九二〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二四八、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　二五八、四〇〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　七、四三〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一〇、八〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　一二、二〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　四九、二〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　九七、四〇〇
	5　労働費	人口	一人につき　六〇七
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　一一七、〇〇〇
	2　林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　四、九七〇
		公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、二〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき　三一三、〇〇〇
	4　商工行政費	人口	一人につき　二、三四〇
	六　総務費		
	1　徴税費	世帯数	一世帯につき　七、二八〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき　一、二二一、〇〇〇
	3　地域振興費	人口	一人につき　七三一
	七　災害復旧費	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき　九五〇
	八　補正予算債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てる	千円につき　八〇〇 五六

		ため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
九　地方税減収補てん債償還費	千円につき	地方税の減収補てんのため平成元年度から平成二十一年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	六七
十　地域財政特例対策債償還費	千円につき	地域財政特例対策のため平成元年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	三六
十一　臨時財政特例債償還費	千円につき	臨時財政特例対策のため平成元年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	三六
十二　財源対策債償還費	千円につき	平成六年度から平成二十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	六〇
十三　減税補てん債償還費	千円につき	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十八年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	七〇

十四　臨時税収補てん債償還費	千円につき	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	一九
十五　臨時財政対策債償還費	千円につき	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十一年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	六八

市町村			
一　消防費	人口	一人につき	一一、四〇〇円
二　土木費			
1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	八三、五〇〇
	道路の延長	一キロメートルにつき	二三〇、〇〇〇
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三〇、〇〇〇
2　港湾費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、一三〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一二、六〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、七一〇
3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一、一〇〇
4　公園費	人口	一人につき	六三五
	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三七、八〇〇
5　下水道費	人口	一人につき	一〇〇
6　その他の土木費	人口	一人につき	二、〇一〇
三　教育費			
1　小学校費	児童数	一人につき	四三、四〇〇
	学級数	一学級につき	九三〇、〇〇〇
	学校数	一校につき	九、四九〇、〇〇〇

2　中学校費	生徒数	一人につき	四二、四〇〇
	学級数	一学級につき	一、二一五、〇〇〇
3　高等学校費	学校数	一校につき	九、九七二、〇〇〇
	教職員数	一人につき	七、五〇四、〇〇〇
4　その他の教育費	生徒数	一人につき	七九、四〇〇
	人口	一人につき	五、三〇〇
四　厚生費	幼稚園の幼児数	一人につき	三六二、〇〇〇
1　生活保護費	市部人口	一人につき	七、五〇〇
2　社会福祉費	人口	一人につき	一七、四〇〇
3　保健衛生費	人口	一人につき	五、九二〇
4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六八、七〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき	八八、四〇〇
5　清掃費	人口	一人につき	五、八一〇
五　産業経済費			
1　農業行政費	農家数	一戸につき	九四、二〇〇
2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二六六、〇〇〇
3　商工行政費	人口	一人につき	一、四九〇
六　総務費			
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	七、〇五〇
2　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、六三〇
	世帯数	一世帯につき	二、六七〇
	人口	一人につき	二、二〇〇
3　地域振興費	面積	一平方キロメートルにつき	一、二一七、〇〇〇
七　災害復旧費		千円につき	九五〇
	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金		

八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九　補正予算債償還費	昭和五十四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金	千円につき	八〇〇
	平成十一年度から平成十四年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度において国の補正予算に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の元利償還金	千円につき	五六
十　地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため平成十一年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の元利償還金	千円につき	六七
十一　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成元年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の元利償還金	千円につき	三六
十二　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成元年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の元利償還金	千円につき	三六

	別に発行を許可された地方債の額			
十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十一年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五九	
十四　減税補てん債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	九〇	
十五　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	五三	
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十一年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六九	

別表第二道府県の項中「一一、三三〇」を「一二、一七〇」に、「一、一四八、〇〇〇」を「一、二一八、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二一、八三〇」を「二二、四一〇」に、「二、三七六、〇〇〇」を「二、五六二、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十一年度から」を「平成二十二年度から」に、「平成二十一年度に」を「平成二十二年度に」に、「平成二十一年度分」を「平成二十二年度分」に、「平成二十二年度から」を「平成二十三年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額
平成二十三年度	八千五百九十三億円
平成二十四年度	九千四百五十三億円
平成二十五年度	一兆七百六十六億円
平成二十六年度	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年度	一兆三千九百二十億円
平成二十八年度	一兆五千八百億円
平成二十九年度	一兆七千三百八十億円
平成三十年度	一兆九千百十八億円
平成三十一年度	二兆千二十九億円
平成三十二年度	二兆三千百三十五億円
平成三十三年度	二兆五千四百四十五億円
平成三十四年度	二兆七千九百九十一億円
平成三十五年度	二兆九千八百三十六億円
平成三十六年度	三兆千七百七十億円
平成三十七年度	三兆三千七百九十一億円
平成三十八年度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円

附則第九条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「第五号」を「第四号」に、「一兆円」を「一兆四千八百五十億円」に、「平成二十二年度に」を「平成二十三年度に」に改め、「に五千億円を加算した額」及び「平成二十三年度及び」を削り、「平成三十六年度まで」を「平成三十七年度まで」に、「平成三十七年度から平成四十二年度までの各年度」を「平成三十八年度」に、「額とする」を「額とし、平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度にあっては同条の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする」に改め、同条第一号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に改め、同号の表中

平成二十二年度
八百六十六億円

を削り、同条第二号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千七百三十九億円
平成三十年度	三千二百五十二億円
平成三十一年度	二千八百二十三億円
平成三十二年度	二千三百七十七億円
平成三十三年度	千九百十八億円
平成三十四年度	千四百六十三億円
平成三十五年度	千六億円
平成三十六年度	六百二億円
平成三十七年度	二百六十八億円

附則第九条第二号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「二千四百八十二億九百五十万円」を「八百二十七億三千六百五十万円」に改め、同条第四号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成四十二年度」を「平成三十八年度」に、「九百八十三億八千二百五十万円」を「千八百十一億千九百万円」に改め、同条に次の一号を加える。

五　地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額　九百八十三億八千二百五十万円

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成二十二年度」を「平成二十七年度」に改める。

第三十三条の五の二の見出し中「平成十九年度から平成二十一年度までの間」を「平成二十二年度」に改め、同条第一項中「平成十九年度から平成二十一年度までの間」を「平成二十二年度」に、「附則第六条の三第一項」を「附則第六条の二第一項」に、「に係る同項に規定する算定方法に準ずるものとして」を「についての同項の規定に従つて」に改める。

第三十三条の九第一項中「平成十九年度から平成二十一年度まで」を「平成二十二年度から平成二十四年度まで」に、「同じ。」を「同じ。）若しくは旧簡易生命保険資金（旧簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第七条第一項に規定する積立金をいう。以下この項において同じ。）」に、「公営企業金融公庫の資金のうち」を「旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。）のうち」に、「公営企業金融公庫の資金であるときは公営企業金融公庫」を「旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金であるときは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は地方公共団体金融機構」に改め、同条第三項中「公営企業金融公庫」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は地方公共団体金融機構」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「増大すること」の下に「並びに平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第　号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年子ども手当支給法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む。以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が発生すること」を、「附則第五条の四」の下に「及び第五条の四の二」を加える。

第二条第二項中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、「負担の増大」の下に「並びに平成二十二年子ども手当支給法の施行による子ども手当に要する費用についての地方公共団体の負担の発生」を加え、同条第三項中「児童手当特例交付金総額」を「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同条第四項中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

第三条の見出しを「（児童手当及び子ども手当特例交付金の額）」に改め、同条第一項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十二年度」に、「児童手当特例交付金加算総額」を「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額」に、「を加えた額」を「及び平成二十二年子ども手当支給法の施行により発生した地方公共団体の子ども手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額」という。）の合算額を加算した額」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同条第二項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「児童手当特例交付金総額の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金総額の」に、「都道府県児童手当特例交付金総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同条第三項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「平成十九

年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十二年度」に、「児童手当特例交付金加算総額の」を「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額の」に、「都道府県児童手当特例交付金加算総額」を「平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額」に改め、「という。」の下に「及び平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数（平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数をいう。第五項において同じ。）であん分した額の合算額を加算した額」に改め、同条第四項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「児童手当特例交付金総額の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金総額の」に、「市町村児童手当特例交付金総額」を「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同条第五項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「市町村児童手当特例交付金総額」を「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度」に、「児童手当特例交付金加算総額の」を「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額の」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金加算総額」を「平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額」に改め、「という。」の下に「及び平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額」という。）の合算額」を加え、「を加えた額」を「及び平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の子ども手当負担対象の子どもの数であん分した額の合算額を加算した額」に改める。

第六条第一項の表及び同条第五項並びに第九条中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

附則第四条から第八条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年度分の地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（雇用対策・地域資源活用臨時特例費の基準財政需要額への算入）

第三条　平成二十二年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人口	一人につき　六八〇円
市町村	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人口	一人につき　五二六円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十二年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、平成二十二年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2　平成二十二年度に限り、新特例交付金法第六条第一項の規定の適用については、同項の表中「前年度の当該地方公共団体に対する児童手当及び子ども手当特例交付金」とあるのは「前年度の当該地方公共団体に対する児童手当特例交付金」と、「前年度の児童手当及び子ども手当特例交付金」とあるのは「前年度の児童手当特例交付金」とする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の項中「（附則第四条第十項において準用する場合を含む。）」を削る。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第七条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関

する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「児童手当及び子ども手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号の規定は、平成二十二年度以後の年度における当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成二十一年度以前の年度における当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正）

第九条　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置を延長し、あわせて、子ども手当の創設に伴い地方特例交付金の制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置を延長し、あわせて、子ども手当の創設に伴い地方特例交付金の制度を拡充する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例

(1)　平成二十二年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成二十二年度における法定加算額七千五百六十一億円、臨時財政対策のための特例加算額五兆三千八百八十億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金三千七百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五千七百十二億円を控除した額に、地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算した額とすること。

(2)　平成二十二年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を平成二十八年度以降に繰り延べること。

(3)　平成二十三年度から平成三十七年度までの地方交付税の総額について、千七百六十一億円を加算すること。

㈡　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　雇用創出及び農林漁業の活性化等の地域資源の活用に資する事業の実施に必要となる経費の財源を措置するため、平成二十二年度における措置として「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を設けること。

(2)　平成二十二年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(3)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

2　地方財政法の一部改正

㈠　公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長すること。

㈡　平成二十二年度に限り、臨時財政対策債を発行することができること。

㈢　地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置を三年間延長すること。

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充すること。

4　施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成二十二年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成二十二年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、地方交付税交付金十六兆八千九百三十五億二千九百五万六千円及び地方特例交付金三千八百三十一億六千五百万円が計上されている。

右報告する。

平成二十二年三月二日

総務委員長　近藤　昭一

衆議院議長　横路　孝弘殿

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十二年三月二日

提出者

総務委員長　近藤　昭一

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げる要件」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「いずれかに該当する」を「いずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（次号において「財政力指数」という。）で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下である」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五六以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口から当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

ロ　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二九以上であること。

ハ　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一四以下であること。

ニ　国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る平成十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値が〇・一七以上であること。

第五条第一項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第二項中「自立促進方針は、」の下に「おおむね」を加え、同条に次の二項を加える。

5　過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができる。

6　前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする。

第六条第一項中「定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「市町村計画は、」の下に「おおむね」を加え、同条第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第二号から第九号までの事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。

第七条第一項中「定め、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする」を「定めることができる」に改め、同条第二項中「都道府県計画は、」の下に「おおむね」を加え、同条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「第一項」を「前項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県は、都道府県計画を定めたときは、これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出するものとする。

第十二条第一項第十五号を同項第十八号とし、同項第十四号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの

第十二条第一項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった」及び「を適正な規模にするための統合に伴い必要となった」を「の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　図書館

第十二条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設をいう。）

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「整備」の下に「又は過疎地域自立促進特別事業の実施」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項におい

て「過疎地域自立促進特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

第十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十条中「、ソフトウェア業」を「、情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。）」に、「又はソフトウェア業」を「又は情報通信技術利用事業」に改める。

第三十一条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。

第三十二条中「第二条第一項第一号中」の下に「「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と、」を加え、「、同項第二号中「平成八年度から平成十年度まで」とあるのは「第三十二条に規定する国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日の属する年度前三箇年度内」と」を削る。

附則第三条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定及び附則第七条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

第二条　この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法（以下「新法」という。）第二条第一項第一号及び第三十二条の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、適用しない。

第三条　この法律の施行により新たに新法第二条第一項の過疎地域をその区域とすることとなる市町村については、新法第十条（別表を含む。）、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定は、平成二十二年度の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付（以下「負担等」という。）（平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等を除く。）から適用し、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担等及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担等で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方交付税法の一部改正）

第五条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表第二号中「（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項」を「（平成十二年法律第十五号）第十二条第三項」に改める。

（農村地域工業等導入促進法の一部改正）

第六条　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第十二項中「同法第七条第四項」を「同法第七条第五項」に、「同条第一項」を「同条第四項」に、「同法第六条第六項」を「同法第六条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第七条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

第八条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第九条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十二年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十八年三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

理　由

過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成二十八年三月三十一日まで延長するとともに、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として過疎地域における地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等の事業の実施に要する経費を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十二年度約六十億円の見込みである。

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

右国会に提出する。

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成二十二年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二十二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成二十三年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成二十二年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ）

第三条　政府は、平成二十二年度において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、四兆七千五百四十一億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3　前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

（外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ）

第四条　政府は、平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、三千五百億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

（食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れ）

第五条　政府は、平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同勘定から、百四億六千八百三十五万四千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2　前項の規定による繰入金は、食料安定供給特別会計調整勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を、特別会計に関する法律附則第二百十四条第三項の規定により積み立てられたものとされた積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律の一部改正）

第二条　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十一年度及び平成二十二年度」を「同年度」に改め、「これらの年度において」を削る。

第三条第一項中「及び平成二十二年度」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の二中「ついては、」の下に「平成二十一年度にあっては」を、「第三条第一項の規定により」の下に「、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第　号）第三条第一項の規定により、」を加える。

附則第三十二条の二中「ついては、」の下に「平成二十一年度にあっては」を、「第三条第一項の規定により」の下に「、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第三条第一項の規定により、」を加える。

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二中「ついては、」の下に「平成二十一年度にあっては」を、「第三条第一項の規定により」の下に「、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第　号）第三条第一項の規定により、」を加える。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「ついては、」の下に「平成二十一年度にあっては」を、「第三条第一項の規定により」の下に「、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第　号）第三条第一項の規定により、」を加える。

理　由

平成二十二年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、平成二十二年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　平成二十二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること。

2　平成二十二年度において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、四兆七千五百四十一億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができること。

3　平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、三千五百億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができること。

4　平成二十二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同勘定から、百四億六千八百三十五万四千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができること。

5　この法律は、平成二十二年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、平成二十二年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置等を定めるものであり、必要にしてやむを得ない措置であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に伴う予算措置

平成二十二年度一般会計予算において、特例公債の発行により総額三十七兆九千五百億円が措置されている。

また、平成二十二年度一般会計予算及び特別会計予算において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計への繰入れ四兆七千五百四十一億円、外国為替資金特別会計から一般会計への繰入れ三千五百億円、食料安定供給特別会計調整勘定から一般会計への繰入れ百四億六千八百三十五万四千円が措置されている。

右報告する。

平成二十二年三月二日

財務金融委員長　玄葉光一郎

衆議院議長　横路　孝弘殿

〔別紙〕

平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　平成二十二年度予算は、税収を公債金収入が上回るという事態となっており、我が国財政の先行きに対する懸念が強まっていることに鑑み、早急に中期的な経済・財政の展望を示すとともに、具体的な数値目標を盛り込んだ財政健全化の戦略を講ずべく努力すること。

一　外国為替資金特別会計の積立金や国債整理基金を取り崩して一般会計に繰り入れることは、外国為替資金特別会計の健全性を損なう恐れや、また国債整理基金の運営に支障をきたす可能性があり、ひいては我が国財政に対する信用の低下を招きかねないため、各特別会計の積立金・資金の設置の趣旨を損なうこととならないよう努めること。

一　国債に対する信認を確保していくことの重要性を認識しつつ、節度ある国債発行に努めるとともに、公債の安定消化に向けた一層の取組みを行うこと。

所得税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百四十四条」を「第二百四十三条」に改める。

第二条第一項第二十四号の三中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同号を同項第三十四号の四とし、同項第二十四号の二中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に、「十六歳」を「十九歳」に改め、同号を同項第三十四号の三とし、同項第二十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　控除対象扶養親族　扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。

第九条第一項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「損害保険契約」を「保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）その他これらの法人に加盟している団体であつて政令で定めるものから交付される金品で財務大臣が指定するもの

第二十四条第一項中「（平成七年法律第百五号）」を削り、「収益の分配（」の下に「法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係るものを除く。」を加える。

第二十五条第一項中「価額」の下に「（同条第十二号の十五に規定する適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額）」を加える。

第五十二条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による」を削る。

第五十七条の四第一項中「場合」の下に「又はその旧株を発行した法人の行つた同条第十二号の十六に規定する適格株式交換（当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。）により当該旧株を有しないこととなつた場合」を加え、「又は第三十五条（雑所得）」を「、第三十五条（雑所得）又は第五十九条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）」に、「当該旧株の譲渡が」を「これらの旧株の譲渡又は贈与が」に改める。

第七十六条第一項中「、生命保険契約等」を「、新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第五項第一号から第三号までに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この条において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（第三項において「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、次項に規定する介護医療保険料及び第三項に規定する新個人年金保険料を除く。以下この項及び次項において「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等」に、「又は掛金（次項）」を「若しくは掛金（第三項」に、「個人年金保険料」を「旧個人年金保険料」に、「「生命保険料」」を「「旧生命保険料」」に改め、同項各号を次のように改める。

一　新生命保険料を支払つた場合（第三号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　その年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額（その年において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び第三号イにおいて同じ。）が二万円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合　二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ　その年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合　三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ　その年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が八万円を超える場合　四万円

二　旧生命保険料を支払つた場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　その年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額（その年において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）が二万五千円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が二万五千円を超え五万円以下である場合　二万五千円と当該合計額から二万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ　その年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合　三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ　その年中に支払つた旧生命保険料の金

額の合計額が十万円を超える場合　五万円

三　新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合　その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が四万円を超える場合には、四万円）

イ　新生命保険料　その年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の第一号イから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める金額

ロ　旧生命保険料　その年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の前号イから二までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イから二までに定める金額

第七十六条第五項中「第一項及び第二項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に、「個人年金保険契約等とは、前項第一号」を「新個人年金保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した第五項第一号」に、「に限る。」を「（次項において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　第三項に規定する旧個人年金保険契約等とは、平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第六項第一号から第三号までに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前項各号に掲げる要件の定めのあるものをいう。

10　平成二十四年一月一日以後に第六項に規定する旧生命保険契約等又は前項に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第五項、第七項又は第八項に規定する新契約を締結した場合には、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなして、第一項から第五項まで、第七項及び第八項の規定を適用する。

第七十六条第三項中「生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約」を「新生命保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第七項及び第八項において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号（確定給付企業年金の実施）その他政令で定める規定（次項において「承認規定」という。）の承認を受けた第四号に掲げる規約若しくは同条第一項第二号その他政令で定める規定（次項において「認可規定」という。）の認可を受けた同号に規定する基金（次項において「基金」という。）の第四号に掲げる規約（以下この項及び次項において「新規約」と総称する。）に、「当該契約又は規約」を「これらの新契約又は新規約」に、「保険金、年金、共済金又は一時金（これらに類する給付金を含む。）」を「保険金等」に改め、同項第一号中「生命保険契約」を「保険契約」に、「保険金」を「保険金等」に改め、「定めるもの」の下に「（次項において「特定保険契約」という。）」を加え、同項第二号中「簡易生命保険契約」の下に「（次項及び第七項において「旧簡易生命保険契約」という。）」のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの」を加え、同項第三号中「類する共済に係る契約」の下に「（次項及び第七項において「生命共済契約等」という。）」のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「（確定給付企業年金の実施）」を削り、同号を同項第四号とし、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　第一項に規定する旧生命保険契約等とは、平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承認を受けた第五号に掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金の同号に掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一　前項第一号に掲げる契約

二　旧簡易生命保険契約

三　生命共済契約等

四　前項第一号に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（第一号に掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等が国外において締結したもののその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

五　前項第四号に掲げる規約又は契約

7　第二項に規定する介護医療保険契約等とは、平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この項において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものをいう。

一　前項第四号に掲げる契約

二　疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第五項第二号及び第三号に掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

第七十六条第二項中「、個人年金保険契約等」を「、新個人年金保険契約等に係る保険料若し

くは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下この項において「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に、「又は掛金（」を「若しくは掛金（」に、「身体の傷害又は疾病」を「疾病又は身体の傷害」に、「保険金、共済金その他の給付金」を「保険金等」に、「個人年金保険料」を「旧個人年金保険料」に改め、同項各号を次のように改める。

一　新個人年金保険料を支払った場合（第三号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（その年において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下この号及び第三号イにおいて同じ。）が二万円以下である場合　当該合計額

ロ　その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合　二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

ハ　その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合　三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

ニ　その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が十万円を超える場合　五万円

三　新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合　その支払った次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が四万円を超える場合には、四万円）

イ　新個人年金保険料　その年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める金額

ロ　旧個人年金保険料　その年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の前号イからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める金額

第七十六条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定によりその居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する金額の合計額が十二万円を超える場合には、これらの規定により当該居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の規定にかかわらず、十二万円とする。

第七十六条第一項の次に次の一項を加える。

2　居住者が、各年において、介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由（第六項及び第七項において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下この項において「介護医療保険料」という。）を支払った場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一　その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（その年において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下この項において同じ。）が二万円以下である場合　当該合計額

二　その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が二万円を超え四万円以下である場合　二万円と当該合計額から二万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

三　その年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合　三万円と当該合計額から四万円を

控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

四　その年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が八万円を超える場合　四万円

第七十七条第二項第一号中「損害保険契約」を「保険契約」に、「前条第三項第四号」を「前条第六項第四号」に改める。

第七十八条第一項第二号を次のように改める。

二　二千円

第七十九条第二項中「居住者に障害者である」を「居住者の」に、「がある場合」を「が障害者である場合」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又はその居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、前項の規定にかかわらず、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特別障害者一人につき七十五万円を控除する。

第八十三条第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十四条第一項中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族を」に、「その扶養親族」を「その控除対象扶養親族」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十五条第二項中「第七十九条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「特別障害者又はその他の障害者」を「同項の規定に該当する特別障害者（第百八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）、第百九十条第二号ハ（年末調整）、第百九十四条第一項第三号（給与所得者の扶養控除等申告書）、第二百三条の三第一号ホ（徴収税額）及び第二百三条の五第一項第五号（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）において「同居特別障害者」という。）若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に改め、同条第三項中「前三条」を「第七十九条から前条まで」に改め、「老人扶養親族」の下に「若しくはその他の控除対象扶養親族」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　一の居住者の配偶者がその居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合には、その配偶者は、政令で定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

5　二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。

第百五十七条第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「一方の法人又は他方の法人」を「法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人」に、「当該一方の法人若しくは他方の法人」を「当該合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた法人」に改める。

第百六十一条第十号中「生命保険契約、損害保険契約」を「保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約」に改める。

第百七十四条第八号中「生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれら」を「保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約又はこれ」に改める。

第百八十五条第一項第一号及び第二号並びに第百八十六条第一項第一号イ及び口並びに第二項第一号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第百八十七条中「扶養親族が一人」を「控除対象扶養親族が一人」に、「障害者が」を「障害者又は同居特別障害者が」に、「その障害者一人につき他に一人の扶養親族が」を「これらの一に該当するごとに控除対象扶養親族が他に一人あると」に改める。

第百九十条第二号ロ中「生命保険料の」を「新生命保険料の金額及び旧生命保険料の」に、「個人年金保険料の金額及び」を「介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに」に改め、同号ハ中「特別障害者又はその他の障害者」を「同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に、「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第百九十四条第一項第三号中「特別障害者又はその他の障害者」を「同居特別障害者若しくはその他の特別障害者」に改め、同項第五号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同項第六号中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第百九十五条第一項第二号及び第三号並びに第三項中「扶養親族」を「控除対象扶養親族」に改める。

第百九十六条第一項中「生命保険料、個人年金保険料」を「新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料」に改め、同項第三号中「生命保険料の」を「新生命保険料の金額及び旧生命保険料の」に、「個人年金保険料の金額及び」を「介護医療保険料の金額、同条第三項に規定する新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額並びに」に改め、同条第二項中「生命保険料の金額、個人年金保険料」を「新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、旧個人年金保険料」に改める。

第二百三条の三第一号二中「に扶養親族」を「に控除対象扶養親族」に、「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同号ホ中「特別障害者が」を「同居特別障害者又はその他の特別障害者が」に、「その特別障害者については三万五千円」を「その同居特別障害者については六万二千五百円とし、その他の特別障害者については三万五千円とする。」に改める。

第二百三条の五第一項第四号中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同項第五号中「特別障害者又はその他の障害者」を「同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者」に改める。

第二百七条第一号中「第七十六条第三項第一号」を「第七十六条第六項第一号」に改める。

第二百二十四条の五第一項第一号中「第二条第三項第一号から第四号まで（定義）に掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの」を「第二条第三項（定義）に規定する先物取引」に、「同条第十項第一号ホ」を「同条第十項第一号ホからチまで及び第二号」に改め、「同じ。）」の下に「又は外国商品市場取引（同法第二条第十三項に規定する外国商品市場取引をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「商品先物取引の」を「商品先物取引又は外国商品市場取引の」に改め、「この号」の下に「及び第三号」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるもの」を削り、「同じ。）を」を「同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）を」に、「市場デリバティブ取引の委託」を「市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託」に、「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　店頭商品デリバティブ取引（商品先物取引法第二条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合　当該店頭商品デリバティブ取引の相手方である商品先物取引業者の営業所等の長（店頭商品デリバティブ取引の取次ぎにより当該商品先物取引業者が当該店頭商品デリバティブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた商品先物取引業者の営業所等の長）

第二百二十四条の五第二項第一号中「商品先物取引」の下に「、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引」を加え、同項第二号中「市場デリバティブ取引」の下に「、外国市場デリバティブ取引」を加える。

第二百二十五条第一項第四号中「生命保険契約」の下に「（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。第六号において同じ。）」を加え、同項第五号中「第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約又は第二百七条第三号（源泉徴収義務）に掲げる契約」を「損害保険契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をいい、当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。次号において同じ。）」に改め、同項第六号中「又は損害保険契約」を「、損害保険契約その他これらに類する共済に係る契約」に改め、同条第二項中「一月以内」の下に「（当該各号に規定する政令で定めるものが交付する場合には、四十五日以内）」を加える。

第二百三十八条第一項中「所得税の額）」の下に「若しくは第百七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号（給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告）に規定する所得税の額」を加え、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円をこえる」を「千万円を超える」に、「、五百万円をこえ」を「、千万円を超え」に改める。

第二百三十九条第一項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「こえる」を「超える」に、「これらの項」を「同項」に、「こえそのこ」を「超えその」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の免れた所得税の額が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその免れた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二百四十条第一項中「三年」を「十年」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「百万円をこえる」を「二百万円を超える」に、「、百万円をこえ」を「、二百万円を超え」に改める。

第二百四十一条及び第二百四十二条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二百四十三条を削る。

第二百四十四条第一項中「第二百四十二条」を「前条」に改め、同条第二項中「第二百三十八条第一項」の下に「、第二百三十九条第一項又は第二百四十条第一項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第二百四十二条とする。

別表第二の注(一)中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族等のうちに障害者」を「控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者」に、「その障害者１人につき」を「これらの一に該当するごとに」に改める。

別表第三の注(一)中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族等のうちに障害者」を「控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者」に、「その障害者１人につき」を「これらの一に該当するごとに」に改める。

別表第四の注(一)中「扶養親族を」を「控除対象扶養親族をに改め、同表の備考(一)中「扶養親族等のうちに障害者」を「控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者」に、「その障害者１人につき」を「これらの一に該当するごとに」に改める。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

日次中「第三目　還付金等（第二十六条―第二十八条）」を「第三目　受贈益（第二十五条の二）
第四目　還付金等（第二十六条―第二十八条）」に、「分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益」を「完全支配関係がある法人の間の取引の損益」に、「第六目　繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）」を「第六目　繰越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の十）
第七目　連結法人間取引の損益（第八十一条の十一）」に、「第九十一条」を「第百二十条」に、「第三章　清算所
第一節　解散
第二款　税課
第三款　申告（第百二十一条―第百二十八条）
第四款　清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例（第百二十九条―第百三十条）
第二節　継続
第四章　青色申告（第百三十一条―第百三十八条）
第五章　更正及び決定（第百三十九条―第百四十三条）」を「第三章　清算所
第一節　解散
第二款　税課
第三款　申告（第百二十一条―第百二十八条）
第四款　清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例（第百二十九条―第百三十条）
第二節　継続
第四章　青色申告（第百三十一条―第百三十八条）
第五章　更正及び決定（第百三十九条―第百四十三条）」に、「第百六十四条」を「第百六十三条」に改める。

第二条第十二号の六及び第十二号の六の二を次のように改める。

十二の六　現物分配法人　現物分配（法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう。次号及び第十二号の十五において同じ。）によりその有する資産の移転を行つた法人をいう。

イ　剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。）若しくは利益の配当（分割型分割によるものを除く。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）

ロ　第二十四条第一項第三号から第六号まで（配当等の額とみなす金額）に掲げる事由

十二の六の二　被現物分配法人　現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた法人をいう。

第二条第十二号の七の五中「第四条の二に規定する完全支配関係」を「完全支配関係（第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。以下この号において同じ。）」に改め、「当該」を削り、同号を同条第十二号の七の七とし、同条第十二号の七の四の次に次の二号を加える。

十二の七の五　支配関係　一の者が法人の発行済株式若しくは出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の支配の関係がある法人相互の関係をいう。

十二の七の六　完全支配関係　一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう。

第二条第十二号の八中「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）」を「発行済株式等」に改め、「。第十二号の十一において同じ」を削り、同号イ中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数（出資にあつては、総額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数（出資にあつては、金額。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同条第十二号の九及び第十二号の十を次のように改める。

十二の九　分割型分割　次に掲げる分割をいう。

イ　分割の日において当該分割に係る分割対価資産（分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式（出資を含む。以下第十二号の十六までにおいて同じ。）その他の資産をいう。以下第十二号の十一までにおいて同じ。）のすべてが分割法人の株主等に交付される場合の当該分割

ロ　分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の当該分割

十二の十　分社型分割　次に掲げる分割をいう。

イ　分割の日において当該分割に係る分割対価資産が分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割（分割対価資産が交付されるものに限る。）

ロ　分割対価資産が交付されない分割で、その分割の直前において分割法人が分割承継法人の株式を保有している場合（分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合を除く。）の当該分割

第二条第十二号の十一中「（分割型分割にあつ

ては分割法人の株主等に」を「で分割対価資産として」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、「（当該株主等に対する剰余金の配当等として交付される分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）が交付されず、かつ」を「が交付されないもの（当該株式が交付される分割型分割にあつては」に、「当該株主等の有する」を「分割法人の株主等の有する当該」に改め、「の数」の下に「（出資にあつては、金額）」を加え、「、分社型分割にあつては分割法人に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないものに」を削り、同号イ中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同条第十二号の十四イ中「が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係」を「による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同条第十二号の十五を次のように改める。

十二の十五　適格現物分配　内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）のみであるものをいう。

第二条第十二号の十六イ中「同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係」を「当該株式交換完全親法人による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同号ロ(1)中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「相当する数の者の全部」を「直前の従業者の全部」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「には、当該相当する数の者」を「には、当該直前の従業者」に、「ことが当該」を「ことが見込まれ、かつ、当該相当する数の者」を「者の数と当該直前の従業者」に、「ものが当該」を「ものが当該」に、「ことが見込まれていること。」を「ことが見込まれていること。」に改め、同号ロ(2)中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第十二号の十七イ中「同一の者によつてそれぞれの法人の発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。ロにおいて同じ。）の全部を直接若しくは間接に保有される関係」を「同一の者による完全支配関係」に改め、同号ロ中「が他方の法人の発行済株式の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係」を「による支配関係」に改め、同号ロ(1)中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「相当する数の者の全部」を「直前の従業者の全部」に、「には、当該相当する数の者」を「には、当該直前の従業者」に、「ことが見込まれ、かつ、当該相当する数の者」を「者の数と当該直前の従業者」に、「ものが当該」を「ものが当該」に、「ことが見込まれていること。」を「者の数とを合計した数が当該直前の従業者の総数のおおむね百分の八十以上に相当する数となることが見込まれていること。」に改め、同号ロ(2)中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第二十九号の二八(1)中「会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を、「部分に限る。）」の下に「（事業譲渡等の承認等）」を加え、同条第三十五号から第三十七号までを削り、同条第三十八号を同条第三十五号とし、同条第三十九号を同条第三十六号とし、同条第四十号中「及び第三十三号から第三十七号まで」を「、第三十三号及び第三十四号」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第四十一号を同条第三十八号とし、同条第四十二号を削り、同条第四十三号を同条第三十九号とし、同条第四十四号中「第十九条（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）、次編第一章第一節」を「この編、次編第一章第一節及び第一章の二第一節」に、「及び第百三十四条の二第四項」を「並びに第百三十五条第三項第三号及び第四項」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第四十五号を同条第四十一号とし、同条第四十六号から第四十八号までを四号ずつ繰り上げる。

第四条の二中「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。以下この条」を「連結除外法人（普通法人以外の法人、破産手続開始の決定を受けた法人、資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社その他政令で定める法人をいう。以下この条において同じ。）及び外国法人が介在しないものとして政令で定める関係に限る。以下この章」に、「普通法人に限るものとし、清算中の法人、資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社その他政令で定める法人」を「連結除外法人」に改める。

第四条の三第一項中「同条に規定する」を削り、「（以下この条において「完全支配関係」という。）がある前条」を「がある同条」に、「六月」を「三月」に改め、同条第六項中「同条」を「この項の規定の適用を受けて同条」に、「六月」を「三月」に、「五月」を「二月」に改め、同条第八項中「五月」を「二月」に改め、同条第九項第一号中「及び次号」及び「（次号において「関連法人」という。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第十項中「第十五条の二第二項（連結事業年度の意義）」を「第十四条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）（みなし事業年度）」に、「同項各号に定める期間の開始の日」を「同日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日の翌日」に改め、同条第十一項第一号中「及び次号」及び「（次号において「関連法人」という。）」を削り、「翌日」の下に「（第十四条第二項の規定の適用を受ける場合にあつて

は、当該翌日と当該前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の末日の翌日とのうちいずれか遅い日」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、「なつた日」の下に「（第十四条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の末日の翌日）」を加え、同号を同項第二号とする。

第四条の五第二項第一号中「第四条の二に規定する」及び「（第七号において「完全支配関係」という。）」を削り、同項第四号中「連結子法人の解散」の下に「（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）又は残余財産の確定」を、「の日」の下に「又はその残余財産の確定の日の翌日」を加え、同項第五号中「（解散したものを除く。）」を削り、「第三号」を「前二号」に改める。

第五条中「各事業年度の」を「、各事業年度の」に改め、「、清算所得について清算所得に対する法人税を」を削る。

第六条を削り、第六条の二を第六条とする。

第七条中「所得及び清算所得」を「所得」に改め、「それぞれ」及び「及び清算所得に対する法人税」を削る。

第八条中「第六条の二」を「第六条」に改める。

第十条の三第一項第三号を削る。

第十二条第三項中「、各連結事業年度」を「及び各連結事業年度」に改め、「及び清算所得の金額」を削る。

第十四条中「第六号から第八号まで」を「第五号から第七号まで」に、「第九号、第十四号、第十五号及び第十七号」を「第八号、第十二号、第十三号及び第十五号」に、「第十三号及び第十八号」を「第十一号及び第十六号」に、「第十六号」を「第十四号」に改め、同条第一号中「である普通法人又は協同組合等」を「（連結子法人を除く。）」に改め、「（第十号に掲げる場合を除く。）」を削り、同条第二号中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「次号、第七号及び第二十号」を「以下この項及び次項」に、「第六号」を「第五号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「完全支配関係をいう」を「政令で定める関係に限る」に、「この号及び第八号」を「この項及び次項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「（当該他の内国法人が第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、これらの期間は、当該他の内国法人の加入日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその開始の日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号中「次号、第十一号、第十三号から第十五号まで及び第十七号から第二十号まで」を「次号から第十三号まで及び第十五号から第十八号まで」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「解散（合併による解散を除く。）をした」を「破産手続開始の決定を受けた」に、「解散の日」を「破産手続開始の決定の日」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「連結子法人が」を「連結子法人の」に、「解散した」を「解散し、又は残余財産が確定した」に改め、「前日」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同号を同条第十号とし、同条第十二号を削り、同条第十三号を同条第十一号とし、同条第十四号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「場合」の下に「（第十号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号を同条第二十一号とし、同条第二十四号中「内国法人である普通法人又は協同組合等で清算中のもの」を「清算中の内国法人（連結子法人を除く。）」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2　第四条の二に規定する他の内国法人が、前項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合（同項第八号又は第十一号に掲げる場合にも該当することとなつた場合を除く。）において、当該他の内国法人のこの項の規定の適用がないものとした場合に加入日（前項第六号に規定する加入日又は同項第七号に規定する加入日をいう。以下この項において同じ。）の前日の属する事業年度に係る第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限となる日までに、この項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該加入日から当該加入日の前日の属する月次決算期間（法人の会計期間をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該他の内国法人と連結親法人又は前項第七号に規定する内国法人との間に当該連結親法人又は内国法人による完全支配関係がある場合　前条第一項及び前項第六号又は第七号の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間を、当該他の内国法人の事業年度とみなす。

イ　前項第六号に掲げる場合に該当することとなつた場合　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間

ロ　前項第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、第四条の二の承認を受けたとき　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日（当該翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、当該連結申請特例年度終了の日の翌日の属する連結親法人事業年度終了の日）までの期間

ハ　前項第七号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、第四条の三第一項の申請が却下されたとき　当該加入日の前日の属する事業年度開始の日から当該前日の属する月次決算期間の末日までの期間（ハにおいて「加入前期間」という。）、当該末日の翌日から当該翌日の属する連結申請特例年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日

の属する事業年度終了の日までの期間（当該末日の翌日が連結申請特例年度終了の日後である場合には、加入前期間及び当該末日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間）

二　前号に掲げる場合以外の場合　前項第六号又は第七号の規定は、適用しない。

第十五条の二第一項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、第十四条第十二号（みなし事業年度）の規定の適用がないものとした場合における事業年度）を削り、同項ただし書中「第四号」を「第三号」に、「第五号及び第六号」を「第四号」に、「これらの号」を「同号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「解散した」を「解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をし、又は残余財産が確定した」に改め、「の前日）」の下に「又は残余財産の確定の日」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「第四条の二に規定する完全支配関係（以下この項及び次項において「完全支配関係」という。）を「完全支配関係（第四条の二に規定する政令で定める関係に限る。以下この項及び次項において同じ。）」に改め、「第四条の三第十一項第一号」の下に「（連結納税の承認の申請）」を加え、「関連法人」を「当該時価評価法人又は同条第九項第一号に規定する時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するもの（次項において「時価評価法人等」という。）」に改め、「（同日の翌日から同項に規定する内国法人が第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に当該他の内国法人（連結申請特例年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人による当該完全支配関係を有することとなつたものに限る。）が当該他の内国法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、当該内国法人がその承認を受けた日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日）」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項を次のように改める。

2　第十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）（みなし事業年度）の規定の適用を受ける法人（同号ハに掲げる場合に該当するもの及び時価評価法人等で加入月次決算日（連結親法人との間に完全支配関係を有することとなつた日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日をいう。以下この項において同じ。）が同条第一項第五号に規定する連結申請特例年度終了の日以前であるものを除く。）の最初連結事業年度は、前項第四号の規定にかかわらず、加入月次決算日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。

第十五条の二第三項を削る。

第二十一条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「含む。）」の下に「及び残余財産の分配又は引渡し」を加える。

第二十三条第一項中「受ける次に」を「次に」に改め、「金額（」の下に「第一号に掲げる金額にあつては、」を加え、「第一号に掲げるもの」を「もの及び適格現物分配に係るもの」に、「のうち、連結法人株式等（連結法人の株式又は出資のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）」を「を受けるときは、その配当等の額（完全子法人株式等」に、「の百分の五十に相当する金額並びに関係法人株式等に係る配当等の額」を「にあつては、当該配当等の額の百分の五十に相当する金額）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（第二十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元本である株式又は出資で、その配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る配当等の額（その予定されていた事由（第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用があるものを除く。）に基因するものとして政令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第二十三条第四項第二号を削り、同項第一号中「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　その保有する完全子法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額

二　その保有する関係法人株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

第二十三条第八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「及び第二項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「及び第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「連結法人株式等」を「前項に規定する完全子法人株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項及び前項に規定する完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて内国法人との間に完全支配関係があつた他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の株式又は出資として政令で定めるものをいう。

第二十三条の二第一項中「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、内国法人がその受ける剰余金の配当等の額（次条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける剰余金の配当等の額とみなされる金額に

限る。以下この項において同じ。）の元本である株式又は出資で、その剰余金の配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る剰余金の配当等の額（その予定されていた事由に基因するものとして政令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第二十四条第一項中「価額」の下に「（適格現物分配に係る資産にあつては、当該法人のその交付の直前の当該資産の帳簿価額に相当する金額）」を加え、同項第四号中「第六十一条の二第十四項第一号」を「第六十一条の二第十三項第一号」に改める。

第二十五条第二項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による」を削り、「これらの法律」を「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による」に改め、同条第三項中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による」を削る。

第二十六条第一項第三号中「、第百二十条（継続等の場合の所得税額等の還付）、第百三十三条」を「又は第百三十三条」に改め、「又は第百三十七条（継続等の場合の更正による所得税額等の還付）」を削り、同条第三項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第四項中「支出すべき」を「当該他の内国法人に帰せられるべき」に改め、同条第五項中「収入すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改める。

第二編第一章第一節第三款中第三目を第四目とし、第二目の次に次の一目を加える。

第三目　受贈益

第二十五条の二　内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額（第三十七条（寄附金の損金不算入）又は第八十一条の六（連結事業年度における寄附金の損金不算入）の規定を適用しないとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第三十七条第七項（第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。）に規定する寄附金の額に対応するものに限る。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2　前項に規定する受贈益の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてされるかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）を受けた場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

3　内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与を受けた場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与を受けたと認められる金額は、前項の受贈益の額に含まれるものとする。

第三十一条第二項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「又は適格分割等」を「又は適格分割等（以下この項において「適格合併等」という。）」又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）に、「又は分割法人」を「又は現物分配法人」に、「適格合併等の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第三十二条第二項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立（以下この項及び次項」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人（以下この項」を「被現物分配法人（以下この条」に改め、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「適格事後設立（以下この項」を「適格現物分配（以下この項」に、「被事後設立法人に引き継ぐ」を「被現物分配法人に引き継ぐ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）　当該適格合併の直前又は当該適格現物分配に係る残余財産の確定の時の繰延資産

第三十二条第四項第二号中「適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号及び次項において「適格分割型分割等」という。）」を「適格分割等」に改め、同号イ中「適格分割型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この号及び次項において「分割承継法人等」という。）」を「適格分割等により分割承継法人等」に改め、同号ロ中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「適格分割等により分割承継法人等」に改め、同号ハ中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第五項中「適格分割型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）」を「又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）」に、「又は分割法人」を「又は現物分配法人」に、「適格合併等の日の前日」を「適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「第二項に規定する適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第三十三条第三項中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「これらの法律」を「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改め、同条第四項中「民事再生法の規定による」を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第三十七条第二項中「連結完全支配関係がある連結法人」を「完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人」に、「があるときは、その寄附金の額」を「（第二十五条の二（受贈益の益金不算入）又は第八十一条の三第一項（第二十五条の二に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定を適用しないとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される第二十五条の二第二項に規定する受贈益の額に対応するものに限る。）」に改める。

第三十八条第三項中「収入すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改め、同条第四項中「支出すべき」を「当該他の内国法人に帰せられる」に改める。

第三十九条第二項中「同項又は」を「同項若しくは」に改め、「受ける配当等の益金不算入」の下に「又は第六十二条の五第四項（現物分配による資産の譲渡）」を加える。

第四十二条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項及び第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「被事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第四十三条第三項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第四十四条第一項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第四十五条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第四十六条第一項中「内国法人が」を「内国法人を」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第四十七条第一項中「内国法人が」を「内国法人を」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「となる」を「とする」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「を行つている」を「が行われている」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「第四十九条」を「以下第四十九条」に改め、同条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第四十八条第三項中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第四十九条第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立法人」を「適格現物分配法人」に改め、同条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第五十条第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第五十二条第一項中「会社更生法の規定によ

る」を削り、「（適格分割型分割に該当しない分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「ものとし、適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割（次項において「非適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（次項において「合併法人等」という。）に移転する金銭債権を除く」を削り、「各事業年度」の下に「（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度（その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。）の日の属する事業年度を除く。）」を加え、同条第二項中「及び非適格合併等により合併法人等に移転する金銭債権」を削り、「この項及び第八項」を「この条」に改め、「各事業年度」の下に「（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）」を、「計算した金額」の下に「（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）」を加え、同条第五項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「「期中貸倒引当金勘定」」を「「期中個別貸倒引当金勘定」」に、「当該設けた期中貸倒引当金勘定」を「その設けた期中個別貸倒引当金勘定」に改め、同条第十二項中「第六項」を「第七項」に、「及び第七項」を「、第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「期中貸倒引当金勘定の金額」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは期中一括貸倒引当金勘定の金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「（第七項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第十項」を「第十一項」に、「期中貸倒引当金勘定の金額は」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは期中一括貸倒引当金勘定の金額は」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）第一項又は第二項の規定により当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額

第五十二条第七項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第五項」を「第五項又は第六項」に、「期中貸倒引当金勘定の金額」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額又は期中一括貸倒引当金勘定の金額」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第六項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの規定に規定する」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「期中貸倒引当金勘定の金額」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額又は期中一括貸倒引当金勘定の金額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　内国法人が、適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に一括評価金銭債権を移転する場合において、当該一括評価金銭債権について第二項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中一括貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、その設けた期中一括貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該一括評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十三条第一項中「（適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割により合併法人又は分割承継法人に移転する事業に係るものを除く。）」を削り、「各事業年度」の下に「（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）」を加え、同条第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（」を「適格分割又は適格現物出資（以下」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「当該設けた」を「その設けた」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中、「適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「（前項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）」を削り、同条第八項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第五十七条第一項ただし書中「適用しない」を「適用せず、かつ、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しない」に改め、同条第二項中「適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（以下この条において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた」を「前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項及び次項」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下この項」に、「適格合併等の日前」を「適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前」に、「第六項」を「第五項」に、「第五項又は第九項」を「第四項又は第八

項」に、「、第四項及び第八項」を「及び第七項」に、「適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項及び次項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項及び次項」を「内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項」に、「未処理欠損金額は」を「未処理欠損金額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該未処理欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は」に、「当該合併法人等」を「当該内国法人」に改め、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の適格合併に係る被合併法人（同項の内国法人（当該内国法人が当該適格合併により設立された法人である場合にあつては、当該適格合併に係る他の被合併法人。以下この項において同じ。）との間に支配関係があるものに限る。）又は前項の残余財産が確定した他の内国法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の前項に規定する未処理欠損金額には、当該適格合併が共同で事業を営むための合併として政令で定めるものに該当する場合又は当該被合併法人等と同項の内国法人との間に当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合には、当該適格合併の日）の五年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の五年前の日、当該被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合には、次に掲げる欠損金額を含まないものとする。

第五十七条第三項第一号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「合併法人等との間に当該特定資本関係が生じた」を「内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた」に改め、同項第二号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「特定資本関係法人（」を「支配関係法人（」に、「に特定資本関係」を「に支配関係」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「、適格分割又は適格現物出資」を「若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配」に、「適格合併等」を「適格組織再編成等」に、「行われ、かつ、当該特定資本関係が」を「行われた場合（」に、「日の属する事業年度（」を「日（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度（」に、「「合併等事業年度」」を「「組織再編成事業年度」」に、「以後に生じている場合」を「、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）」に、「合併等事業年度以後」を「組織再編成事業年度以後」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項第一号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に、「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「当該特定資本関係が生じた」を「最後に支配関係があることとなつた」に、「合併等事業年度」を「組織再編成事業年度」に改め、同項第二号中「特定資本関係事業年度」を「支配関係事業年度」に改め、同条第六項中「当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び第九項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合又は」を削り、「（連結親法人にあつては当該連結親法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を、連結子法人にあつては連結親法人事業年度開始の日に当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を除く。）若しくは」を「又は」に改め、「当該分割型分割の日の前日の属する事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度又は」を削り、「第八十一条の九第五項」を「第八十一条の九第六項」に改め、「当該前日の属する事業年度又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「適格合併に」を「第二項の適格合併に」に、「合併類似適格分割型分割に係る分割法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日の翌日に当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行うもの」を「同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人」に、「、これらの連結法人」を「、当該被合併法人又は他の内国法人」に、「適格合併又は合併類似適格分割型分割の日」を「適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「生じたこれらの連結法人の」を「生じた」に、「第二項」を「同項」に、「その」を「当該」に、「又は分割法人」を「又は他の内国法人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「又は合併類似適格分割型分割」を削り、「分割法人」を「残余財産が確定した他の内国法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「次の各号に規定する場合に該当する場合には、」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　内国法人（第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。）の連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日から同日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度終了の日までの期間（以下この号において「最初連結期間」という。）内に当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われた場合（当該合併の日が当該最初連結期間の開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の最初連結期間内に当該内国法人の

残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第五項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。次号において同じ。）

第五十七条第九項第二号を削り、同項第三号中「連結法人である当該内国法人」を「内国法人（連結法人に限る。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第八項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第六項の」及び「第六項に規定する」を「第五項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「合併法人等が同項の適格合併等」を「合併法人が適格合併」に、「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十七条の二第一項中「第六項」を「第五項」に、「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、「第四号に掲げる事由」の下に「（同号に規定する適格合併に係る部分に限る。）」を加え、「同号に規定する適格合併等」を「当該適格合併」に改め、「。次項」の下に「及び第三項」を加え、同項第四号中「又は分割法人」を削り、「前条第二項に規定する適格合併等（次項第一号及び第四項において「適格合併等」という。）を行う」を「適格合併を行い、又は当該欠損等法人（他の内国法人との間に当該他の内国法人による完全支配関係があるものに限る。）の残余財産が確定する」に改め、同条第二項中「が該当日（第八十一条の九の二第一項」を「と他の法人との間で当該欠損等法人の該当日（第八十一条の十第一項」に、「又は現物出資を行う」を「、現物出資又は第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配が行われる」に、「前条第六項」を「前条第五項」に改め、同項第一号中「が自己を合併法人又は分割承継法人とする適格合併等を行う」を「を合併法人とする適格合併が行われる」に、「適格合併等に」を「適格合併に」に改め、「又は分割法人」を削り、「適格合併等の」を「適格合併の」に、「適格合併等が」を「適格合併が」に、「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に改め、「同日」の下に「。次項において「三年経過日」という。」を加え、「第七項」を「第六項」に改め、同項第二号中「が自己を合併法人」を「を合併法人」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「前条第五項」を「前条第四項」に、「適格合併等を行う」を「適格組織再編成等が行われる」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「内国法人が欠損等法人又は」を「内国法人と欠損等法人若しくは」に改め、「又は分割承継法人」を削り、「適格合併等を行う場合には、当該」を「適格合併が行われる場合又は内国法人との間に前条第二項に規定する完全支配関係がある他の内国法人である欠損等法人若しくは欠損等連結法人の残余財産が確定する場合には、これらの」に、「前条第二項」を「同条第二項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「、第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に、「前条第六項に規定する分割型分割を行う場合又は同項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　欠損等法人の該当日以後に当該欠損等法人との間に前条第二項に規定する完全支配関係がある内国法人で当該欠損等法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合における当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該残余財産の確定の日が当該欠損等法人の三年経過日以後である場合には、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、同条第二項、第三項及び第六項の規定は、当該欠損等法人については、適用しない。

第五十八条第一項ただし書中「適用しない」を「適用せず、かつ、第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しない」に改め、同条第二項中「適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（第三項において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この条において同じ。）が行われた」を「前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人又は分割法人」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人」に、「適格合併等の日前」を「適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前」に、「が災害損失欠損金額」を「が当該災害損失欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の災害損失欠損金額とみなされたものを含み、次項の規定によりないものとされたものを除く。）」に、「第六項」を「第四項」に、「適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日」を「内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「未処理災害損失欠損金額（当該他の内国法人の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該未処理災害損失欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は」に、「当該合併法人等」を「当該内国法人」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「次の各号に規定する場合には、」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　内国法人（第八十一条の九第二項第一号（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結

子法人以外の連結子法人に限る。）の第五十七条第八項第一号に規定する最初連結期間（以下この号において「最初連結期間」という。）内に当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われた場合（当該合併の日が当該最初連結期間の開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の最初連結期間内に当該内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額（当該各事業年度において前項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされたものを含む。次号において同じ。）

第五十八条第四項第二号を削り、同項第三号中「連結法人である当該内国法人」を「内国法人（連結法人に限る。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「合併法人等が適格合併等」を「合併法人が適格合併」に、「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十九条第一項中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（第三号において「会社更生法等」という。）の規定による」を削り、同項第三号中「会社更生法等」を「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に改め、同条第二項中「民事再生法の規定による」を削り、「がこの項」の下に「及び第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡」を加え、「並びにこの項」を「、この項並びに第六十二条の五第五項」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、その清算中に終了する事業年度（前二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）を含む。）で政令で定めるものに相当する金額（当該相当する金額がこの項及び第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十条第一項中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加える。

第六十条の三第一項中「第八十一条の九の二第一項」を「第八十一条の十第一項」に、「、分割法人若しくは現物出資法人」を「、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人」に、「適格合併、適格分割若しくは適格現物出資」を「適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項中「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格組織再編成」という。）」を「適格組織再編成等」に、「当該適格組織再編成」を「当該適格組織再編成等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「同項」を「この条」に改め、同条第三項中「適格組織再編成」を「適格組織再編成等」に改める。

第六十一条第一項中「（当該短期売買商品が合併、分割又は適格現物出資により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に移転をする場合における当該移転を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「いう。）は」の下に「、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第三項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に短期売買商品を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該短期売買商品に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の二第一項中「（当該有価証券が合併、分割又は適格現物出資により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合における当該移転を除く。以下この条において同じ。）」を削り、「いう。）は」の下に「、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条第二項中「内国法人が旧株」を「内国法人が、旧株」に改め、「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「場合」の下に「又は旧株を発行した法人の適格合併（当該法人の株主等に合併法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。）により当該旧株を有しないこととなつた場合」を加え、「当該旧株」を「これらの旧株」に、「合併の」を「合併又は適格合併の」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　合併法人の第二十四条第二項に規定する抱合株式（前項の規定の適用があるものを除く。）に係る第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該抱合株式の合併の直前の帳簿価額に相当する金額とする。

第六十一条の二第四項中「分割法人の株主等に」を「第二条第十二号の九イに規定する分割対

価資産として」に改め、「（当該株主等に対する第二条第十二号の八に規定する剰余金の配当等として交付された同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第八項」を「第七項」に改め、「第六十二条の二第三項」の下に「（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「内国法人が旧株」を「内国法人が、旧株」に改め、「をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「場合」の下に「又は旧株を発行した法人の行つた適格株式交換（当該法人の株主に株式交換完全親法人の株式その他の資産が交付されなかつたものに限る。）により当該旧株を有しないこととなつた場合」を加え、「当該旧株」を「これらの旧株」に、「株式交換の」を「株式交換又は適格株式交換の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十六項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　内国法人が、所有株式（当該内国法人が有していた株式をいう。）を発行した他の内国法人（当該内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。）の第二十四条第一項各号に掲げる事由（第二項の規定の適用がある合併及び第四項に規定する金銭等不交付分割型分割を除く。）により金銭その他の資産の交付を受けた場合（当該他の内国法人の同条第一項第三号に規定する資本の払戻し若しくは解散による残余財産の一部の分配又は口数の定めがない出資についての出資の払戻しに係るものである場合にあつては、その交付を受けた時において当該所有株式を有する場合に限る。）又は当該事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなつた場合（残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、同項第二号に掲げる金額（第四項、次項又は第十八項の規定の適用がある場合には、これらの規定により同号に掲げる金額とされる金額）に相当する金額とする。

第六十一条の三第一項第一号中「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、同条第二項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に売買目的有価証券を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該売買目的有価証券に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の四第一項中「規定する有価証券の空売り」の下に「（次項において「有価証券の空売り」という。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加え、「金融商品取引法第二条第八項第六号（定義）に規定する有価証券の引受け（」を「有価証券の引受け（新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘に際し、これらの有価証券を取得させることを目的としてこれらの有価証券の全部若しくは一部を取得すること又はこれらの有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすることをいい、」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を、「相当する金額」の下に「（次項において「みなし決済損益額」という。）」を加え、同条第三項中「の利益の額又は損失の額に相当する金額」を「に規定するみなし決済損益額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該デリバティブ取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の五第一項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「定める取引」の下に「（次項において「為替予約取引等」という。）」を、「相当する金額」の下に「（次項において「みなし決済損益額」という。）」を加え、同条第三項中「の利益の額又は損失の額に相当する金額」を「に規定するみなし決済損益額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人にデリバティブ取引（為替予約取引等を除く。）に係る契約を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該デリバティブ取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の六第一項中「この項及び第三項」を「この条」に改め、「限る。」の下に「次項において同じ。」を加え、「第四項」を「第五項」に、「利益の額又は損失の額に相当する金額」を「みなし決済損益額」に、「差額に相当する金額」を「為替換算差額」に改め、「計算した金額」の下に「（次項において「有効決済損益額」という。）」を

加え、同条第二項を次のように改める。

2　内国法人が、ヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合において、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人又は被現物出資法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）に当該デリバティブ取引等に係る契約を移転し、かつ、当該適格分割等により前項第一号に規定する資産若しくは負債（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに限る。）の移転をし、又は同項第二号に規定する金銭（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに限る。）を当該分割承継法人等が受け取り、若しくは支払うこととなるとき（当該内国法人が当該適格分割等の前に当該デリバティブ取引等の決済をしていた場合には、当該適格分割等により同項第一号に規定する資産若しくは負債（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。）の移転をし、又は同項第二号に規定する金銭（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。）を当該分割承継法人等が受け取り、若しくは支払うこととなるとき）は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に同項の規定により計算される当該デリバティブ取引等に係る有効決済損益額に相当する金額は、第六十一条の四第二項、前条第二項及び第六十一条の九第三項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

第六十一条の六第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立（」を「又は適格現物出資（以下」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人（」を「又は現物出資法人（以下」に、「第一項に規定するデリバティブ取引等（以下この項において「デリバティブ取引等」という。）」を「デリバティブ取引等」に改め、「（同項」の下に「又は前項」を加え、「から同項第一号」を「から第一項第一号」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより計算した金額」を「有効決済損益額」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前三項に規定するデリバティブ取引等とは、次に掲げる取引（第六十一条の八第二項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する先物外国為替契約等に基づくもの及び前条第一項に規定する財務省令で定める取引を除く。）をいう。

一　前条第一項に規定するデリバティブ取引

二　第六十一条の二第十九項（有価証券の空売りをした場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する有価証券の空売り並びに同条第二十項に規定する信用取引及び発行日取引

三　第六十一条の九第二項に規定する外貨建資産等を取得し、又は発生させる取引

第六十一条の七第一項中「前条第二項」を「前条第四項」に改め、「限る」の下に「。次項において同じ」を、「計算した金額」の下に「（次項において「ヘッジ対象有価証券評価差額」という。）」を加え、同条第三項中「政令で定めるところにより計算した金額」を「ヘッジ対象有価証券評価差額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「（前項」を「（第一項又は前項」に、「前項に」を「第一項に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が、ヘッジ対象有価証券損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行つた場合において、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人又は被現物出資法人に当該デリバティブ取引等に係る契約を移転し、かつ、当該適格分割等により売買目的外有価証券（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとしていたものに限る。）を移転するとき（当該内国法人が当該適格分割等の前に当該デリバティブ取引等の決済をしていた場合には、当該適格分割等により売買目的外有価証券（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとしていたものに限る。）を移転するとき）は、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該売買目的外有価証券に係るヘッジ対象有価証券評価差額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

第六十一条の八第三項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第六十一条の九第一項第一号ロ中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第二項中「相当する金額」の下に「（次項において「為替換算差額」という。）」を加え、同条第三項中「前項の差額に相当する金額」を「第二項に規定する為替換算差額」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に外貨建資産等（当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をすることとなるものに限る。以下この項において同じ。）を移転する場合には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該外貨建資産等に係る為替換算差額に相当する金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の十第二項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「移転した」を「移転する」に改め、「計算される」の下に

「当該先物外国為替契約等に係る」を加え、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第四項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める。

第六十一条の十一第一項中「他の内国法人のうち」を「他の内国法人（」に、「同条に規定する完全支配関係を有するもの（」を「完全支配関係（同条に規定する政令で定める関係に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）を有するものに限るものとし、」に改め、同項第一号中「設立され、かつ、当該内国法人が」を「設立された法人であり、かつ、」に改め、「継続して」の下に「当該内国法人と」を加え、「の発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。第四号及び次項において同じ。）の全部を直接又は間接に保有している」を「との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第二号中「当該内国法人が」を削り、「法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条及び次条において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有している」を「当該内国法人と法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第三号中「当該内国法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人」を「当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある法人」に、「に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する法人」を「に当該内国法人との間に完全支配関係がある他の法人」に改め、「当該内国法人が」を削り、「当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している」を「当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第四号中「、合併類似適格分割型分割型分割に該当するものをいう。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）」、「当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人が」及び「、当該合併類似適格分割型分割の日の前日」を削り、「発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた」を「当該適格合併等に係る被合併法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人（以下この号において「被合併法人等」という。）との間に当該被合併法人等による完全支配関係があつた」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に」を「との間に当該内国法人による完全支配関係を」に、「当該内国法人が当該」を「当該」に、「当該発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している」を「当該内国法人と当該法人との間に当該内国法人による完全支配関係がある」に改め、同項第六号中「（当該内国法人が」を「（これらの買取りに係る株式が発行されていなかつたとするならば」に、「取得済株式等（その発行済株式等のうち当該内国法人がこれらの買取りの直前に直接又は間接に保有していたものをいう。）の全部を直接又は間接に保有していた」を「当該内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係があつた」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に」を「との間に当該内国法人による完全支配関係を」に、「当該内国法人がその」を「その」に、「発行済株式等の全部を直接又は間接に保有している」を「内国法人と当該法人との間に当該完全支配関係がある」に改め、同条第二項中「発行済株式又は発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係の判定」を「前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額」に、「前項」を「同項」に改める。

第六十一条の十二第一項中「第四条の二（連結納税義務者）に規定する」を削り、同項第一号中「発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する」を「当該連結親法人又は連結子法人による完全支配関係がある」に改め、同項第三号中「、合併類似適格分割型分割」及び「当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は株式交換完全子法人」を削り、「発行済株式等の全部を直接又は間接に保有していた」を「当該適格合併等に係る被合併法人又は株式交換完全子法人（以下この号において「被合併法人等」という。）との間に当該被合併法人等による完全支配関係があつた」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に」を「との間に当該連結親法人による完全支配関係を」に改め、同項第四号中「当該連結親法人が」を「（これらの買取りに係る株式が発行されていなかつたとするならば」に、「取得済株式等（その発行済株式等のうち当該連結親法人がこれらの買取りの直前に直接又は間接に保有していたものをいう。）の全部を直接又は間接に保有していた」を「当該連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係があつた」に、「の発行済株式等の全部を直接又は間接に」を「との間に当該連結親法人による完全支配関係を」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「発行済株式又は発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係の判定」を「前項の規定により同項に規定する評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入された資産の帳簿価額」に、「前項」を「同項」に改める。

第二編第一章第一節第五款第六目の目名を次のように改める。

第六目　完全支配関係がある法人の間の取引の損益

第六十一条の十三の見出しを削り、同条第一項中「（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの期間内に自己を分割法人とする分割型分割を行つた連結法人又は当該期間内に自己を被合併法人とする適格合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を合併法人とするものに限る。）を行つた連結子法人に限る。第三項までにおいて同じ。）が分割等前事業年度（当該分割型分割又は適格合併の日の前日の属する事業年度をいう。第三項までにおいて同じ。）において」を「（普通法人又は協同組合等に限る。）が」に、「連結法人（」を「他の内国法人（」に、「連結完全支配関係

があるものに限る。次項において同じ」を「完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る」に改め、「（適格事後設立により被事後設立法人に譲渡損益調整資産を移転した場合及び株式又は出資をその発行をした法人に譲渡した場合を除く。）」を削り、「当該譲渡に」を「その譲渡に」に、「当該超える」を「その超える」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に、「当該分割等前事業年度」を「その譲渡した事業年度（その譲渡が適格合併に該当しない合併による合併法人への移転である場合には、次条第二項に規定する最後事業年度）」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2　内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき前項の規定の適用を受けた場合において、その譲渡を受けた法人（以下この条において「譲受法人」という。）において当該譲渡損益調整資産の譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却その他の政令で定める事由が生じたときは、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の各事業年度（当該譲渡利益額又は譲渡損失額につき次項又は第四項の規定の適用を受ける事業年度以後の事業年度を除く。）の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3　内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合（当該譲渡損益調整資産の適格合併に該当しない合併による合併法人への移転により同項の規定の適用を受けた場合を除く。）において、当該内国法人が当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなつたとき（次に掲げる事由に基因して完全支配関係を有しないこととなつた場合を除く。）は、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（その有しないこととなつた日の前日の属する事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除く。）は、当該内国法人の当該前日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一　当該内国法人の適格合併（合併法人（法人を設立する適格合併にあつては、他の被合併法人のすべて。次号において同じ。）が当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）による解散

二　当該譲受法人の適格合併（合併法人が当該譲受法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）による解散

4　第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する他の内国法人又は前条第一項に規定する他の内国法人が第六十一条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度（以下この項において「連結開始直前事業年度」という。）又は前条第一項に規定する連結加入直前事業年度（以下この項において「連結加入直前事業年度」という。）以前の各事業年度において譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた法人である場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度前の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を除く。以下この項において「譲渡損益調整額」という。）は、譲渡損益調整資産のうち譲渡損益調整額が少額であるものその他の政令で定めるものに係る譲渡損益調整額を除き、当該連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十一条の十三第五項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合において、当該内国法人が適格合併（合併法人（法人を設立する適格合併にあつては、他の被合併法人のすべて）が当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）により解散したときは、当該適格合併に係る合併法人の当該適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、当該合併法人を当該譲渡利益額又は譲渡損失額につき同項の規定の適用を受けた法人とみなして、この条の規定を適用する。

6　内国法人が譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額につき第一項の規定の適用を受けた場合において、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額に相当する金額は当該合併に係る合併法人の当該譲渡損益調整資産の取得価額に算入しないものとし、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡損失額に相当する金額は当該合併法人の当該譲渡損益調整資産の取得価額に算入するものとする。

第六十二条第一項中「第六十一条の二第三項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）」を「第二十四条第二項（配当等の額とみなす金額）」に改め、同条第二項中「又は分割型分割」、「又は分割承継法人」及び「又は分割前事業年度（分割法人の分割型分割の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）」を削る。

分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（法人を設立する適格合併、適格分割又は適格現物出資にあつては、他の被合併法人、他の分割法人又は他の現物出資法人のすべて）が当該譲受法人との間に完全支配関係がある内国法人であるものに限る。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に当該譲渡損益調整資産を移転したときは、その移転した日以後に終了する当該内国法人の各事業年度においては、当該合併法人等を当該譲渡損益調整資産に係る譲受法人とみなして、この条の規定を適用する。

7　適格合併に該当しない合併に係る被合併法人が当該合併による譲渡損益調整資産の移転につき第一項の規定の適用を受けた場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額に相当する金額は当該合併に係る合併法人の当該譲渡損益調整資産の取得価額に算入しないものとし、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡損失額に相当する金額は当該合併法人の当該譲渡損益調整資産の取得価額に算入するものとする。

第六十二条の二第一項中「又は適格分割型分割」、「又は分割承継法人」及び「又は分割前事業年度」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　内国法人が適格分割型分割により分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格分割型分割の直前の帳簿価額として政令で定める金額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

第六十二条の二第三項中「第一項（適格分割型分割に係る部分に限る。）」を「前項」に改め、「第二条第十二号の十二」の下に「（定義）」を加え、「当該」を「同項の」に改める。

第六十二条の五を次のように改める。

（現物分配による資産の譲渡）

第六十二条の五　内国法人が残余財産の全部の分配又は引渡し（適格現物分配を除く。次項において同じ。）により被現物分配法人その他の者にその有する資産の移転をするときは、当該被現物分配法人その他の者に当該移転をする資産の当該残余財産の確定の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2　残余財産の全部の分配又は引渡しにより被現物分配法人その他の者に移転をする資産の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3　内国法人が適格現物分配により被現物分配法人にその有する資産の移転をしたときは、当該被現物分配法人に当該移転をした資産の当該適格現物分配の直前の帳簿価額（当該適格現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の時の帳簿価額）による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

4　内国法人が適格現物分配により資産の移転を受けたことにより生ずる収益の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

5　内国法人の残余財産の確定の日の属する事業年度に係る地方税法の規定による事業税の額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　被現物分配法人の資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条の六第一項中「みなして、この法律の規定を適用する」を「みなす」に改める。

第六十二条の七第一項中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「特定資本関係（第五十七条第三項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する特定資本関係をいう。以下この条において同じ。）」を「支配関係」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「特定適格合併等（適格合併）」を「特定適格組織再編成等（適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるもの」に、「又は適格現物出資」を「、適格現物出資又は適格現物分配」に、「第五十七条第五項」を「第五十七条第四項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」に、「の適格合併等」を「の適格組織再編成等」に、「場合において、当該特定資本関係が」を「場合（」に、「特定適格合併等の日」を「特定適格組織再編成等の日（当該特定適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に、「特定適格合併等事業年度」を「特定組織再編成事業年度」に、「以後に生じているときは」を「、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）には」に、「特定資本関係が生じた」を「内国法人と当該支配関係法人との間に最後に支配関係があることとなつた」に改め、同条第二項第一号中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「特定資本関係が生じた」を「内国法人との間に最後に支配関係があることとなつた」に、「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に改め、同項第二号中「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に改め、同条第三項中「特定資本関係がある」を「支配関係がある」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「場合において、当該特定資本関係が」を「場合（に、「以後に生じているとき」を「、当該被合併法人等の設立の日又は当該他の被合併法人等の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該被合併法人等と当該他の被合併法人等との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）」に、「前項第一号」を「が当該内国法人と当該支配関係法人」とあるのは「が第三項に規定する被合併法人等と他の被合併法人等」と、前項第一号」に、「の特定資本関係法人」を「の支配関係法人」に、「当該特定資本関係法人」を「当該支配関係法人が当該内国法人」に改め、「当該被合併法人等」の下に「が当該他の被合併法人等」を加え、「特定資本関係発生日」を「支配関係発生日」に、「他の被合併法人等から」を「次項に規定する他の被合併法人等から」に改め、同条第四項中「特定資本関係法人」を「支配関係法人」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に改め、同条第五項及び第六項中「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第六十二条の八第一項中「の取得価額」の下に「（第六十一条の十三第七項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用がある場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の取得価額。以下この項において同じ。）」を加え、同条第四項中「行う場合」の下に「又は当該内国法人の残余財産が確定した場合」を、「前日」の下に「又は当該残余財産の確定の日」を加え、同条第六項第二号中「）を行う場合」の下に「若しくはその残余財産が確定した場合」を、「合併を行う場合」の下に「若しくは当該残

余財産が確定した場合」を加え、同条第七項中「行う場合」の下に「又は当該内国法人の残余財産が確定した場合」を、「前日」の下に「又は当該残余財産の確定の日」を加え、同条第九項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条」を「又は適格現物出資（以下この条」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（次項」を「又は被現物出資法人（次項」に改め、同項第二号中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同号イ中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十項及び第十二項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第六十二条の九第一項中「適格株式移転」の下に「並びに当該株式交換又は株式移転の直前に当該内国法人と当該株式交換に係る株式交換完全親法人又は当該株式移転に係る他の株式移転完全子法人との間に完全支配関係があつた場合における当該株式交換及び株式移転」を加える。

第六十三条第三項中「のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの」を削り、同条第五項中「当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「他の内国法人」に、「（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）」を「（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」に改め、「又は第八十一条の十第一項（連結法人間取引の損益の調整）」を削り、同条第九項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十四条第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。

第六十四条の三第二項中「内国法人が」を削り、「限る。）の」を「限る。）に」に、「となつた」を「）が存することとなつた」に、「その受託法人から」を「当該法人課税信託に係る受託法人は当該受益者に対し」に、「引継ぎを受けた」を「引継ぎをした」に、「当該内国法人」を「当該受託法人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、同項の受益者が内国法人であるときは、当該受益者である内国法人は、同項の資産及び負債の同項に規定する帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

第六十六条第二項中「（保険業法に規定する相互会社を除く。）」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

一　保険業法に規定する相互会社（次号ロにおいて「相互会社」という。）

二　次に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある普通法人

イ　資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

ロ　相互会社（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

ハ　第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次号において「受託法人」という。）

三　受託法人

第六十七条第一項中「ものを除く。）をいう」を「ものにあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る。）をいい、清算中のものを除く」に改め、同条第三項第一号中「又は分割前事業年度」を削り、「の規定を適用しないで」を「に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「同項第一号に係る部分の金額」を「同項第一号に掲げる金額にあつては、第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額」に、「同条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十五条の二第一項（受贈益の益金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

第六十九条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項」を「又は適格現物出資（以下この項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人（」を「又は現物出資法人（」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割、」を「適格分割又は」に改め、「又は適格事後設立」を削り、「この号」を「第七項まで」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人（次項及び第七項において「分割法人等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（次項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同条第七項中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「分割前三年内事業年度又は」を削り、同条第八項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第七十条中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改める。

第七十一条第一項中「、連結子法人」を「及び連結子法人」に改め、「及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度」を削り、同項第一号中「支出すべき」を「その普通法人に帰せられる」に改める。

第七十二条第三項中「第七項及び第十一項」を「第六項及び第九項」に、「第六項」を「第四項」に改める。

第七十四条第一項中「（清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。）」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財

産の確定の日の属する事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

第七十五条の二第一項中「、当該各事業年度」の下に「（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）」を加える。

第八十条第一項中「当該内国法人の連結事業年度前の各事業年度、連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）において当該内国法人を分割法人とする分割型分割（第五十七条第九項第一号イ及びハ（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該連結親法人事業年度開始の日の属する事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第二号又は第十一項第二号（連結納税の承認の申請）に掲げる法人である場合には、これらの号に規定する事業年度）前の各事業年度及び連結子法人である当該内国法人が第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となるものに限るものとし、第五十七条第九項第二号イに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該最初連結親法人事業年度開始の日の属する事業年度前の各事業年度」を「欠損事業年度」とし、「欠損事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結事業年度後の事業年度　当該連結事業年度前の各事業年度

二　内国法人（連結子法人に限る。）の第五十七条第八項第一号（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する最初連結期間（以下この号において「最初連結期間」という。）内に当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われた場合（当該合併の日が当該最初連結期間の開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の最初連結期間内に当該内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度

第八十条第四項中「及び第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割後の解散」及び「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「同条」を「第五十七条」に改める。

第八十一条の三第一項中「益金不算入」の下に「及び第二十六条第三項（還付金等の益金不算入）」を、「損金不算入」の下に「、第四十条（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）及び第五十七条から第五十八条まで（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等）」を加える。

第八十一条の四第一項中「受ける」を「受けるとき」を削り、「のうち、連結法人株式等」を「を受けるときは、その配当等の額（完全子法人株式等」に、「第三項」を「第四項」に、「の百分の五十に相当する金額、連結法人株式等に係る配当等の額並びに関係法人株式等に係る配当等の額」を「にあつては、当該配当等の額の百分の五十に相当する金額）」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「連結法人株式等とは、連結法人」を「完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて連結法人との間に完全支配関係があつた他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）」に、「のうち」を「として」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額又は関係法人株式等に係る配当等の額につき」を削り、「それぞれ次に掲げる金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　その保有する完全子法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額

二　その保有する関係法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

第八十一条の四第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、連結法人がその受ける配当等の額（その連結法人の個別益金額を計算する場合に、第二十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その連結法人が受ける配当等の額とみなされる金額に限る。以下この項において同じ。）の元本である株式又は出資で、その配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る配当等の額（その予定されていた事由（その連結法人の個別益金額又は個別損金額を計算する場合に、第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の規定の適用があるものを除く。）に基因するものとして政令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第八十一条の五中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第八十一条の六第二項中「支出した寄附金の額のうち」を削り、「連結完全支配関係がある他の連結法人」を「完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人」に、「があるときは、当該寄附金の額」を「（第二十五条

の二（受贈益の益金不算入）又は第八十一条の三第一項（第二十五条の二に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定を適用しないとした場合に当該他の内国法人の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される第二十五条の二第二項に規定する受贈益の額に対応するものに限る。）」に改める。

第八十一条の九第一項中「当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該連結欠損金額をその生じた連結事業年度ごとに区分した後のそれぞれの連結欠損金額に係る限度超過額（当該連結欠損金額が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額については、この限りでない。

一　当該連結欠損金額のうちに特定連結欠損金額が含まれる場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が次号に定める金額に満たない場合には、同号に定める金額）

イ　当該特定連結欠損金額に係る特定連結欠損金個別帰属額を有する各連結法人の当該特定連結欠損金個別帰属額が当該各連結事業年度の当該各連結法人の控除対象個別所得金額（当該連結欠損金額につき本文の規定を適用せず、かつ、個別損金額を計算する場合の第六十二条の五第五項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合における第八十一条の十八第一項（連結法人税個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額をいい、当該特定連結欠損金個別帰属額の生じた連結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額（当該連結欠損金額の生じた連結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額につき本文の規定を適用せず、かつ、個別損金額を計算する場合の第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各連結事業年度の連結所得の金額（当該連結欠損金額の生じた連結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額。次号において「控除前連結所得金額」という。）から当該特定連結欠損金額に係る特定連結欠損金個別帰属額を有する各連結法人の特定連結欠損金個別帰属額と当該各連結事業年度の控除対象個別所得金額とのうちいずれか少ない金額をいう。）の合計額を控除した金額を超える場合のその超える部分の金額

ロ　当該連結欠損金額から当該特定連結欠損金額を控除した金額が当該連結欠損金額につき本文の規定を適用せず、かつ、個別損金額を計算する場合の第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各連結事業年度の連結所得の金額（当該連結欠損金額の生じた連結事業年度前の連結事業年度において生じた連結欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合　当該損金の額に算入される金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該連結欠損金額が控除前連結所得金額を超える場合のその超える部分の金額

第八十一条の九第二項各号を次のように改める。

一　当該連結親法人又は連結子法人（第六十一条の十一第一項各号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十一条の十二第一項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるものに限る。以下この項において「特定連結子法人」という。）にイ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額がある場合　当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（第四条の三第十項又は第十一項（連結納税の承認の申請）の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人であつた特定連結子法人に係るイに掲げる欠損金額にあつては、当該欠損金額の生じた事業年度において青色申告書である確定申告書（イに規定する災害損失欠損金額にあつては、第五十八条第四項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書）を提出していることその他の政令で定める要件を満たしているものに限る。）

イ　最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日前七年以内に開始した当該連結親法人又は特定連結子法人（ロに規定する特定連結子法人を除く。）の各事業年度において生じた第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く。）又は第五十八条第一項に規定する災害損失欠損金額（同条第二項の規定により同条第一項に規定する災害損失欠損金額とみなされたものを含み、同条第三項の規定によりないものとされたものを除く。）

ロ　最初連結事業年度開始の日前七年以内に開始した当該特定連結子法人（当該開始の日の前日が連結事業年度終了の日であるものに限る。）の各連結事業年度において生じた当該特定連結子法人の連結欠損金個別帰属額

二　当該連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする適格合併（被合併法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人（連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める法人を除き、特定連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものを含む。）であるものに限る。以下この号において同じ。）が行われた

場合又は当該連結親法人との間に完全支配関係（当該連結親法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該連結親法人若しくは連結子法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（当該連結親法人との間に連結完全支配関係がないものにあつては連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める内国法人を除き、当該連結親法人との間に連結完全支配関係があるものにあつては特定連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものに限る。）の残余財産が確定した場合　次のイ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該他の内国法人に株主等が二以上ある場合には、当該欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結親法人又は連結子法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）

イ　当該被合併法人又は他の内国法人（それぞれロに規定する被合併法人又は他の内国法人を除く。イにおいて同じ。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各事業年度（当該被合併法人又は他の内国法人が特定連結子法人で最初連結事業年度が終了していないものである場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日前に開始した事業年度に限る。）において生じた第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額（当該被合併法人で当該連結親法人若しくは連結子法人（当該適格合併が当該連結親法人又は連結子法人を設立するものである場合には、当該適格合併に係る他の被合併法人。イにおいて同じ。）との間に支配関係があるもの又は当該他の内国法人が特定連結子法人又はこれに準ずる法人として政令で定める法人に該当しない場合において、当該適格合併が同条第三項に規定する政令で定める合併に該当する場合又は当該被合併法人若しくは他の内国法人と当該連結親法人若しくは連結子法人との間に当該適格合併の日の属する連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日、当該被合併法人若しくは他の内国法人の設立の日若しくは当該連結親法人若しくは連結子法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しないときは、第五十七条第三項の規定により当該未処理欠損金額に含まないものとされる金額を除く。）又は第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額

ロ　当該被合併法人（当該適格合併の日の前日が連結事業年度終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）又は当該他の内国法人（当該残余財産の確定の日が連結事業年度終了の日であるものに限る。ロにおいて同じ。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該被合併法人又は他の内国法人の連結欠損金個別帰属額（当該被合併法人で当該連結親法人若しくは連結子法人（当該適格合併が当該連結親法人又は連結子法人を設立するものである場合には、当該適格合併に係る他の被合併法人。ロにおいて同じ。）との間に支配関係があるもの又は当該他の内国法人が特定連結子法人又はイに規定する政令で定める法人に該当しない場合において、当該適格合併が第五十七条第三項に規定する政令で定める合併に該当する場合又は当該被合併法人若しくは他の内国法人と当該連結親法人若しくは連結子法人との間にイに規定する最も遅い日から継続して支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しないときは、当該連結欠損金個別帰属額のうち同項の規定により未処理欠損金額に含まないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額を除く。）

第八十一条の九第三項を次のように改める。

3　第一項に規定する特定連結欠損金額とは、前項の規定により連結欠損金額とみなされる金額のうち次の各号に掲げる金額をいい、第一項に規定する特定連結欠損金個別帰属額とは、当該各号に掲げる金額に係る連結欠損金個別帰属額をいう。

一　前項第一号に規定する特定連結子法人に係る同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該特定連結子法人が同号の連結親法人の最初連結事業年度開始の日の五年前の日から当該開始の日までの間に行われた株式移転に係る株式移転完全子法人であつたもののうちその発行済株式の全部が当該株式移転により設立された株式移転完全親法人であつた当該連結親法人によつて当該株式移転の日から当該開始の日まで継続して保有されているもの（他の法人に支配されているものとして政令で定めるものを除く。次号において「連結親法人同等法人」という。）である場合には、イ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を除く。）

イ　当該開始の日前七年以内に開始した当該特定連結子法人の各事業年度（当該株式移転が適格株式移転に該当しないものである場合には、当該各事業年度のうち当該株式移転の日の属する事業年度前の事業年度を除く。）において生じた前項第一号イに掲げる欠損金額

ロ　当該開始の日前七年以内に開始した当該特定連結子法人（当該開始の日に当該株式移転（適格株式移転に限る。）が行われたことに基因して第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し等）の規定によ

り第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消された連結親法人であつたものに限る。）のその承認に係る各連結事業年度において生じた前項第一号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額

一　前項第二号の連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする同号に規定する適格合併に係る同号の被合併法人又は当該連結親法人との間に完全支配関係がある同号に規定する他の内国法人に係る同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（当該被合併法人又は他の内国法人が連結親法人同等法人である場合には、同号イ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額に前号イ又はロに掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額を含まないものとして計算した場合の同項第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額）

第八十一条の九第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「について連結確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して連結確定申告書を提出している場合（第二項各号」を「（第二項第一号」に、「ついては、最初の連結事業年度（同項第三号」を「あつては同号イに規定する最初連結事業年度とし、同項第二号」に、「あつては、同号に規定する適格合併等の日の属する連結事業年度）の」を「あつては同号に規定する適格合併の日の属する連結事業年度又は同号の残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度とする。）について」に、「場合」を「場合」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」の下に「、第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次の各号に規定する場合には、」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第一号中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　連結子法人の残余財産が確定した場合のその残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結親法人事業年度開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第五項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

三　連結親法人又は連結子法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。）とし、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人（当該連結親法人又は連結子法人との間に支配関係があるものに限るものとし、連結完全支配関係がある法人に準ずる法人として政令で定める法人を除く。以下この号において「非連結法人」という。）を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等（同項に規定する政令で定めるものを除く。以下この号において「適格組織再編成等」という。）が行われた場合（当該適格組織再編成等の日（当該適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する連結親法人事業年度開始の日の五年前の日、当該連結親法人若しくは連結子法人の設立の日又は当該非連結法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該連結親法人又は連結子法人と当該非連結法人との間に支配関係がある場合として政令で定める場合を除く。）の当該連結親法人事業年度終了の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該開始の日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結親法人又は連結子法人の連結欠損金個別帰属額を同項に規定する欠損金額とみなした場合に同項の規定によりないものとされる金額に相当する金額として政令で定める金額

第八十一条の九第四項第四号を削り、同項第五号中「解散（合併による解散及び合併類似適格分割型分割後の解散を除く。）」を「破産手続開始の決定により解散」に、「解散の」を「破産手続開始の決定の」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「規定する場合」の下に「に該当する場合」を加え、同号を同項第五号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　連結法人を合併法人とする合併で当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を被合併法人とするものが行われた場合（当該合併の日が連結親法人事業年度開始の日又は当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合を除く。）又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人で当該連結法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が連結親法人事業年度終了の日である場合を除く。）において、これらの他の連結法人の当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額に相当する金額（当該残余財産が確定した他の連結法人に株主等が二以上ある場合には、当該欠損金額に相当する金額を当該他の連結法人の発行済株式又は出資（当該他の連結法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該連結法人の有する当該他の連結法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、当該連結法人の当該合併の日の属する連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二編第一章の二第一節第三款第七目を削る。

第八十一条の九の二第一項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、「（次項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「である連結親法人が」を「である連結親法人又は連結子法人と他の法人との間で」に、「又は現物出資を行う」を「、現物出資又は第二条第十二号の六（定義）に規定する現物分配が行われる」に、「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項第一号

中「が当該連結親法人との間に第四条の二（連結納税義務者）に規定する完全支配関係がない法人（以下この号及び第四項において「非支配法人」という。）との間で当該連結親法人を前条第二項第三号に規定する合併法人等（第四項において「合併法人等」という。）とする同号に規定する適格合併等（以下この号及び第四項において「適格合併等」という。）を行う場合における当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（第四項において「被合併法人等」という。）である非支配法人の当該適格合併等」を「又は連結子法人を合併法人とする前条第二項第二号に規定する適格合併が行われる場合における当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併」に、「同条第二項第三号イ」を「同号イ」に、「適格合併等が」を「適格合併が」に改め、「同日」の下に「。次項において「三年経過日」という。」を加え、同項第二号中「が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間で当該連結親法人」を「又は連結子法人」に、「又は被現物出資法人」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「前条第四項第四号」を「前条第五項第三号」に、「適格合併等を行う」を「適格組織再編成等が行われる」に改め、「おける当該連結親法人」の下に「又は連結子法人」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「同項第二号に規定する連結子法人が、同項第一号」を「同項第一号に規定する特定連結子法人（以下この項において「特定連結子法人」という。）が、同号イ」に、「最初連結親法人事業年度」を「最初連結事業年度」に、「又は連結子法人」を「又は特定連結子法人」に、「同号に規定する欠損金額又は同項第二号イに規定する欠損金額若しくは」を「同号イに規定する欠損金額又は」に、「同項の」を「同条第二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前条第二項の連結親法人若しくは連結子法人と欠損等法人若しくは欠損等連結法人との間で当該連結親法人若しくは連結子法人を合併法人とする同項第二号に規定する適格合併が行われる場合又は同項の連結親法人との間に同号に規定する完全支配関係がある同号に規定する他の内国法人である欠損等法人若しくは欠損等連結法人の残余財産が確定する場合には、これらの欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号イに規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、適用しない。

第八十一条の九の二第二項の次に次の一項を加える。

3　欠損等連結法人の該当日以後に当該欠損等連結法人との間に前条第二項第二号に規定する完全支配関係がある内国法人で当該欠損等連結法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定する場合における当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた同号イに規定する未処理欠損金額又は同号ロに掲げる連結欠損金個別帰属額（当該残余財産の確定の日が当該欠損等連結法人の三年経過日以後である場合には、当該未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度開始の日前であるものに限る。）については、同項の規定は、当該欠損等連結法人については、適用しない。

第二編第一章の二第一節第三款第六目中第八十一条の九の二を第八十一条の十とする。

第八十一条の十二第二項中「（保険業法に規定する相互会社を除く。）」を削り、同条第六項中「第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人」を「連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において第六十六条第六項各号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するもの」に改める。

第八十一条の十三第二項中「支出すべき」及び「収入すべき」を「帰せられる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該連結事業年度の連結所得の金額（当該連結事業年度終了の日の翌日に適格合併に該当しない合併により解散した連結法人がある場合には、第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして計算した場合における連結所得の金額）

第八十一条の十三第二項第二号中「益金不算入）」の下に「又は第二十五条の二第一項（受贈益の益金不算入）」を加え、同項第四号中「同項第一号に係る部分の金額」を「同項第一号に掲げる金額にあつては、第八十一条の三第一項（第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額」に、「同条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第五号中「の合計額」を「並びに同条第三項に規定する政令で定めるものに相当する金額の合計額」に改める。

第八十一条の十五第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項」を「又は適格現物出資（以下この項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人（」を「又は現物出資法人（」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割」を「適格分割又は」に改め、「又は適格事後設立」を削り、「この号」を「第七項まで」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人（次項及び第七項において「分割法人等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（次項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同条第七項中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「分割前三年内事業年度又は」を削り、同条第八

項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第八十一条の十六中「又は同日前に開始した事業年度で当該連結法人が自己を分割法人とする分割型分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度（以下この条において「分割前事業年度」という。）の所得に対する法人税（当該連結法人が当該」を「（当該」に、「に自己を」を「に当該連結法人を」に、「適格合併を行つた」を「適格合併が行われた」に、「（同項」を「（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）」に改め、「又は分割前事業年度」を削り、「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改める。

第八十一条の十八第一項中「連結法人が」を「連結法人に」に、「支出し」を「帰せられ」に、「収入すべき」を「帰せられる」に改め、「の金額をいう。）」の下に「がある場合にはそれぞれ当該個別所得金額」を加え、「金額又は」を「金額と加算調整額（当該連結法人に係る第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。）とを合計した金額から減算調整額（当該連結法人に係る第二号から第四号までに掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除した金額又は減算調整額から当該合計した金額を控除した金額とし、当該連結法人の当該連結事業年度の」に改め、「とする。）」の下に「がある場合にはそれぞれ加算調整額から当該個別欠損金額」を加え、「に、当該連結法人に係る税額調整金額（第一号に掲げる金額から第二号から第四号までに掲げる金額を減算した金額をいう。）を加算し、又は減算した」を「と減算調整額とを合計した金額を控除した金額又は当該合計した金額から加算調整額を控除した」に改める。

第八十一条の十九第一項中「（当該連結親法人の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）」を削り、同項第一号中「第三項」を「次項及び第六項」に改め、「が最初連結親法人事業年度（」の下に「連結親法人の」を加え、「最初の連結親法人事業年度をいう。以下この号」を「最初の連結事業年度をいう。以下この条」に改め、同号イ中「次項及び第六項」を「以下この条」に改め、同号ロ中「支出すべき」を「その連結法人に帰せられる」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「（連結納税義務者）」を削り、「の連結親法人事業年度」を「の同項の連結事業年度」に、「同号の規定にかかわらず、同号」を「同号、前項及び第五項の規定にかかわらず、これら」に改め、同項第一号中「前連結親法人事業年度の」を「当該前連結事業年度の」に、「当該前連結親法人事業年度」を「当該前連結事業年度」に改め、「（第十五条の二第二項の規定の適用を受ける場合には、同項各号に定める期間の開始の日）」を削り、同号イ及びロ中「連結親法人事業年度」を「連結事業年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項の連結親法人の同項の連結事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結子法人（当該連結事業年度開始の時において当該連結親法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）につき第四条の二（連結納税義務者）の承認が取り消されたとき若しくは第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人につき同項第四号に掲げる事実（合併による解散を除く。）が生じたとき若しくは当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併により解散をしたときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、連結確定法人税額から第一号に掲げる金額を減算し、又は連結確定法人税額に第二号に掲げる金額を加算した金額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額とする。

一　当該連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

二　当該連結子法人（当該連結事業年度開始の日の前日から当該開始の日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第二項第四号に掲げる事実（残余財産の確定に限る。）が生じたもの及び当該開始の日から当該経過した日までの期間内に連結内合併（連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする合併並びに連結子法人及び当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とする合併で法人を設立するものをいう。第四項及び第六項において同じ。）により解散したものを除く。）の当該連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属受取額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として当該連結子法人に帰せられる金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

第八十一条の十九第四項から第六項までを次のように改める。

4　第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に同項の連結親法人若しくは連結子法人（当該連結親法人の同項の連結事業年度開始の時（連結内合併により設立された連結子法人にあつては、当該開始の時と当該連結内合併の時とのうちいずれか遅い時）から当該開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係が継続していた連結子法人に限る。）を合併法人とする合併（第一号に掲げる期間内に行われる合併にあつては適格合併（法人を設立するものを除く。）に限り、第二号又は第三号に掲げる期間内に行われる合併にあつては連結内合併及び適格合併（連結

内合併及び連結親法人を設立するものを除く。）に限る。）が行われたとき又は第二号若しくは第三号に掲げる期間内に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の残余財産が確定したときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号、前二項及び次項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　第一項の連結事業年度（最初連結親法人事業年度に限る。）開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度　当該合併に係る被合併法人の次に掲げる金額のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係るもの（次項において「被合併法人の確定法人税額等」という。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人又は連結子法人の当該開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の月数のうちに占める当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の確定法人税額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人又は当該残余財産が確定した連結法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

二　第一項の連結事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）の前連結事業年度　当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の次に掲げる金額のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係るもの（次号において「被合併法人等の確定法人税額等」という。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人の当該前連結事業年度の月数のうちに占める当該前連結事業年度開始の日から当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ　当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各事業年度にあつては、その月数が六月に満たないものを除く。）の確定法人税額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ　当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各連結事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各連結事業年度にあつては、その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人又は当該残余財産が確定した連結法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

三　当該連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間　当該合併又は当該残余財産の確定に係る被合併法人等の確定法人税額等をその計算の基礎となつた当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該合併の日から当該六月を経過した日の前日まで又は当該残余財産の確定の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

5　第一項の場合において、同項の連結親法人が同項の連結事業年度開始の日に行われた適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人であるときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該適格合併に係る被合併法人の確定法人税額等をその計算の基礎となつた当該適格合併に係る被合併法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額と同号イ及びロに掲げる金額の合計額とを合計した金額とする。

6　第一項の場合において、第一号に掲げる金額が第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を超えるときは、同項の連結親法人が提出すべき同項の連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額にその超える部分の金額を加算した金額とする。

一　第二項第一号に掲げる金額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二　連結確定法人税額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

三　第二項第二号に掲げる金額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

四　連結内合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人に係る第四項第二号及び第三号に定める金額の合計額

第八十一条の十九第八項を削る。

第八十一条の二十第三項中「第八十一条の九第六項」を「第八十一条の九第七項」に改める。

第八十一条の二十二第二項及び第八十一条の二十五第一項中「支出すべき」及び「収入すべき」を「帰せられる」に改める。

第八十一条の三十一第一項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、当該分割型分割の日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日）」を削り、同条第三項中「及び第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する合併類

似適格分割型分割後の解散」及び「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「同条第四項」を「同条第五項」に、「あるのは「当該」を「あるのは、「当該」に改め、「、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、還付所得連結事業年度から欠損連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限る」と」を削る。

第八十四条の二第一項及び第八十六条中「分社型分割」を「分割」に改める。

第二編第三章の章名、同章第一節の節名、同節第一款から第四款までの款名及び同章第二節の節名を削る。

第九十二条から第百二十条までを次のように改める。

第九十二条から第百二十条まで　削除

第百二十一条第一項第三号並びに第二項第三号及び第四号を削る。

第百二十二条第二項第五号を削り、同項第六号中「連結親法人事業年度」の下に「（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。第八号において同じ。）」を、「経過する日」の下に「（残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日）とする。以下この項及び第百二十五条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）において同じ。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第百二十五条中「又は第六号」を削り、「ついてはこれらの号」を「ついては同号」に、「同項第七号又は第八号」を「同項第六号又は第七号」に改める。

第百二十七条第一項第一号中「行なわれて」を「行われて」に、「こと。　当該」を「こと　当該」に改め、同項第二号及び第三号中「こと。　当該」を「こと　当該」に改め、同項第四号中「又は第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）」を削り、「こと。　当該」を「こと　当該」に改め、同項第五号中「こと。　その」を「こと　その」に改める。

第二編第四章を同編第三章とする。

第百二十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、「第二十八条第二項」の下に「（更正通知書の記載事項）」を加え、同項を同条第二項とする。

第百三十二条の二中「事後設立」を「現物分配」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人

第百三十五条を削る。

第百三十四条の二第二項中「連結法人が自己を分割法人とする分割型分割を連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度及び」を削り、「場合（」の下に「第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する」を加え、「分割前事業年度等」を「取消前事業年度」に改め、「当該更正の日の属する」の下に「第十五条の二第一項に規定する」を加え、同条第三項中「分割前事業年度等」を「取消前事業年度」に改め、「又は当該更正の日の属する」の下に「第十五条の二第一項に規定する」を加え、「経過する日の属する連結親法人事業年度終了の日の」を「経過する日の」に、「連結親法人事業年度終了の日まで」を「連結事業年度終了の日まで」に改め、同項第四号中「の属する連結親法人事業年度終了の日」を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「解散（」を「破産手続開始の決定による解散（」に改め、「及び単体間適格合併による解散」を削り、「その解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）」を「その破産手続開始の決定の日」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　残余財産（連結法人の残余財産を除く。）が確定したこと　その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

二　合併による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

第百三十四条の二第三項に次の一号を加える。

七　普通法人又は協同組合等（連結法人を除く。）が公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

第百三十四条の二第四項第一号中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同項第二号中「民事再生法の規定による」を削り、同条を第百三十五条とする。

第百三十六条及び第百三十七条を次のように改める。

第百三十六条及び第百三十七条　削除

第二編第五章を同編第四章とする。

第百三十八条第九号中「生命保険契約、損害保険契約」を「保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約」に改める。

第百四十二条中「益金不算入」の下に「、第二十五条の二（受贈益の益金不算入）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）」を加え、「及び第六十条の二」を「、第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）、第六十条の二」に、「並びに」を「及び第六十一条の二第十六項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）並びに」に、「（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益）」を「（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）」に改める。

第百四十三条第二項中「各事業年度」を「普通法人のうち各事業年度」に改め、「（保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　外国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

一　保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるもの

二　次に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある外国法人

イ　資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

ロ　保険業法に規定する相互会社（前号に掲げる法人を含む。）

ハ　第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次号において「受託法人」という。）

三　受託法人

第百四十五条第一項中「還付等」の下に「（第七十四条第二項（確定申告）を除く。）」を加え、同条第二項の表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中「第四十六条」を「第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第四十六条」に改め、同表第七十四条第一項（確定申告）の項を次のように改める。

第七十四条第一項（確定申告）	二月以内	二月以内（第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）
前節	次編第二章第二節	
第六十八条及び第六十九条（所得税額等の控除）	第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する第六十八条（所得税額の控除）	

第百四十六条第一項中「前編第四章」を「前編第三章」に改める。

第百五十一条第一項中「第三十七号」を「第三十四号」に改める。

第百五十九条第一項中「、第八十九条第二号」を「若しくは第八十九条第二号」に改め、「若しくは第百四条第一項第二号（清算確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第百条第一項（所得税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同項の規定を適用しないでした法人税の額）」を削り、「第百六十四条第一項」を「第百六十三条第一項」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第百六十条中「、第八十九条」を「又は第八十九条」に改め、「又は第百四条第一項（清算確定申告）」を削り、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百六十一条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百六十二条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「、第八十八条」を「又は第八十八条」に改め、「、第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第百三条第一項（残余財産の一部分配等に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）」を削る。

第百六十三条を削る。

第百六十四条第一項中「第百六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）」を「前条」に改め、同条を第百六十三条とする。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条」を「第七十一条」に改める。

第三条第一項第一号中「生命保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。）」を「生命保険契約（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社と締結した保険契約（これに類する共済に係る契約を含む。以下同じ。）その他の政令で定める契約をいう。」に、「損害保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む。）」を「損害保険契約（同条第四項に規定する損害保険会社と締結した保険契約その他の政令で定める契約をいう。」に改める。

第十九条の四第一項中「七十歳」を「八十五歳」に改める。

第二十四条第一項を次のように改める。

定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次の各号に掲げる定期金又は一時金の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一　有期定期金　次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ　当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関す

る権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額

ハ　当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率（複利の計算で年金現価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。第三号ハにおいて同じ。）を乗じて得た金額

二　無期定期金　次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ　当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額

ハ　当該契約に関する権利を取得した時における、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額を、当該契約に係る予定利率で除して得た金額

三　終身定期金　次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ　当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

ロ　定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額

ハ　当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額

四　第三条第一項第五号に規定する一時金　その給付金額

第二十四条第二項中「前項第三号」を「同号」に改め、同条第三項中「低い方の」を「少ない」に改め、同条第四項中「高い方の」を「多い」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一　当該契約に解約返戻金を支払う旨の定めがない場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、百分の九十を乗じて得た金額

イ　当該契約に係る掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合　当該掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間（ロにおいて「経過期間」という。）につき、当該掛金又は保険料の払込金額に対し、当該契約に係る予定利率の複利による計算をして得た元利合計額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　経過期間に応じ、当該経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金終価率（複利の計算で年金終価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。）を乗じて得た金額

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

第四十一条第三項第四号中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

第六十四条第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「一方の法人又は他方の」を「法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた」に、「一方の法人若しくは他方の」を「合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた」に改める。

第六十八条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第六十九条中「正当の事由」を「正当な理由」に、「をその提出期限内」を「又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれらの申告書の提出期限までに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条を削る。

（地価税法の一部改正）

第四条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十二条」に改める。

第三十二条第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「一方の法人又は他方の」を「法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた」に、「一方の法人若しくは他方の」を「合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた」に改める。

第三十九条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第四十条及び第四十一条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四十二条を削る。

第四十三条第一項中「第三十九条から第四十一条まで」を「前三条」に改め、同条を第四十二条とする。

（消費税法の一部改正）

第五条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第六十七条」に改める。

第九条第八項中「特例について」を「特例及び第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関し必要な事項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八

項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第五項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、同項に規定する翌課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始した各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第九項及び第十二条の二第三項において同じ。）の保税地域からの引取り（以下この項及び同条第二項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行つた場合（第四項に規定する政令で定める課税期間において当該届出書の提出前に当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を含む。）には、前項の規定にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日（当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項及び第十二条の二第二項において同じ。）の属する課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。この場合において、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、次項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

第十二条の二中「第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。」を削り、「この条」を「この項及び次項」に、「事業年度（」を「事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は」に、「又は前条第一項」を「若しくは前条第一項」に、「事業年度を」を「課税期間を」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合には、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十一条第三項若しくは第四項、前条第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3　前項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第五項」を「第七項」に改める。

第三十七条第五項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は、同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に当該届出書を提出するときは、この限りでない。

一　当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合　同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

二　当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合において同項に規定する場合に該当するとき　同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

3　前項各号に規定する事業者が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該各号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該各号に掲げる場合に該当することとなつた日までの間に第一項の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、同項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

第三十七条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

第三十七条の二第六項中「同条第二項」を「同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第三十九条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による」を削る。

第四十五条第四項中「当該確定した日」を「当該残余財産の確定の日」に改め、「課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から」及び「その残余財産の確定した日の翌日から」を削り、「期間内」を「翌日から一月以内」に改め、「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第五十七条第一項第三号中「第三十七条第二項」を「第三十七条第四項」に改め、同条第二項中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項」に改める。

第六十二条第一項中「第六十八条第二号」を「第六十五条第五号」に改める。

第六十四条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項の物品の譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。）をした者

二　第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出した者

三　第四十七条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四　第六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

第六十六条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第六十七条から第六十九条までを削る。

第七十条第一項中「第六十四条から第六十八条まで」を「前三条」に改め、同条を第六十七条とする。

（酒税法の一部改正）

第六条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第五十九条」に改める。

第五十四条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「、五十万円をこえ」を「、百万円を超え」に改める。

第五十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「申告」を「申告書の提出」に改め、同項第三号中「申告を」を「申告書の提出をに」に改める。

第五十八条第一項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第二十八条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第五十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十八条の規定による申告をしないで酒類の販売業をした者

第五十八条第一項に次の六号を加える。

八　第四十四条第三項の規定による命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

九　第四十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十　第四十七条第一項から第三項までの規定による申告を怠り、又は偽つた者

十一　第五十条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定による承認を受けなかつた者

十二　第五十条の二第一項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者

十三　第五十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十八条第二項中「第一項第三号」を「前項第五号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第一項第七号又は第八号」に改める。

第五十九条から第六十一条までを削る。

第六十二条第一項中「第五十八条から第六十条まで」を「前条」に、「行為者」を「その行為者」に改め、同条を第五十九条とする。

（たばこ税法の一部改正）

第七条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第十一条第一項中「三千五百五十二円」を「五千三百二円」に改め、同条第二項中「七千九百二十四円」を「一万千四百二十四円」に改める。

第二十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十二条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十九条に次の三号を加える。

四　第二十四条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

五　第二十五条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六　第二十七条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条を削る。

第三十一条第一項中「第二十八条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第三十条とする。

附則第二条中「千六百八十六円」を「二千五百十七円」に改める。

（揮発油税法の一部改正）

第八条　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第二十九条」に改める。

第二十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め

に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「、五十万円をこえ」を「、百万円を超え」に改める。

第二十八条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十四条第七項（第十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十八条に次の三号を加える。

五　第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六　第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七　第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条及び第三十条を削る。

第三十一条第一項中「第二十七条から第二十九条まで」を「前二条」に改め、同条を第二十九条とする。

（地方揮発油税法の一部改正）

第九条　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「同条」を「これら」に、「同法」を「国税通則法」に改める。

第十五条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円を超えるときは」を「百万円を超える場合には」に、「、五十万円」を「、百万円」に改める。

第十六条を削る。

第十七条第一項中「第十五条第一項又は第十五条の二」を「前二条」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第十条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第二十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「、五十万円をこえ」を「、百万円を超え」に改める。

第二十九条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

第十二条第四項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十九条に次の三号を加える。

五　第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

六　第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

七　第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条を削る。

第三十一条第一項中「第二十八条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第三十条とする。

（石油石炭税法の一部改正）

第十一条　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第二十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「免かれ」を「免れ」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第二十五条に次の三号を加える。

四　第二十条第一項から第三項まで又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申告を怠り、又は偽つた者

五　第二十一条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

六　第二十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条を削る。

第二十七条第一項中「第二十四条から前条まで」を「前二条」に改め、同条を第二十六条とする。

（航空機燃料税法の一部改正）

第十二条　航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「こえ当該」を「超え当該」に改める。

第二十一条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定により第二十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（電源開発促進税法の一部改正）

第十三条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律

第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2　前項の規定により第十三条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（印紙税法の一部改正）

第十四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十五条」に改める。

第二十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「二十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「二十万円をこえ」を「百万円を超え」に改める。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書の提出を怠つた者

第二十五条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加え、同条を第二十三条とする。

三　第十六条の規定に違反した者

第二十六条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円以下の罰金又は科料」を「三十万円以下の罰金」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第二十四条とする。

三　第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

第二十七条中「第二十二条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第二十五条とする。

別表第一第十号の課税物件欄を次のように改める。

保険証券
1　保険証券とは、保険証券その他名称のいかんを問わず、保険法（平成二十年法律第五十六号）第六条第一項（損害保険契約の締結時の書面交付）、第四十条第一項（生命保険契約の締結時の書面交付）又は第六十九条第一項（傷害疾病定額保険契約の締結時の書面交付）その他の法令の規定により、保険契約に係る保険者が当該保険契約を締結したときに当該保険契約に係る保険契約者に対して交付する書面（当該保険契約者からの再交付の請求により交付するものを含み、保険業法第三条第五項第三号（免許）に掲げる保険に係る保険契約その他政令で定める保険契約に係るものを除く。）をいう。

（国税通則法の一部改正）

第十五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十六条・第百二十七条」を「第百二十六条―第百二十八条」に改める。

第二条第六号ハ(2)中「第六項」を「第五項」に改める。

第六十五条第三項第二号ロ中「第二条第四十一号」を「第二条第三十八号」に改め、「、同条第四十二号に規定する清算中の予納額」を削り、「、同法第九十条」を「又は同法第九十条」に改め、「又は同法第百条（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定による控除をされるべき所得税の額」を削る。

第七十一条第二項中「又は法人税法」を「、法人税法」に、「事後設立をいう」を「現物分配又は同法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう」に、「同条第十二号の二」を「同法第二条第十二号の二」に、「又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人」を「、同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人」に、「同条第十二号の三」を「同法第二条第十二号の三」に、「又は同条第十二号の六の二に規定する被事後設立法人」を「、同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人」に、「同条第十二号の七の二」を「同法第二条第十二号の七の二」に改める。

第百二十七条を第百二十八条とする。

第百二十六条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第百二十七条とし、第十章中同条の前に次の一条を加える。

第百二十六条　国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び国税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（国税徴収法の一部改正）

第十六条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠ぺいし」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第百八十八条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十七条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

第一条中「租税条約」を「租税条約等」に改める。

第二条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「我が国以外の締約国（以下「相手国」という。）」を「相手国等」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　租税条約等　租税条約及び租税情報交換協定（租税条約以外の我が国が締結した国際約束で、租税の賦課又は徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものをいう。）をいう。

三　相手国等　租税条約等の我が国以外の締約国又は締約者をいう。

第三条第一項中「の相手国」を「の相手国等」に改め、同条第四項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の二第一項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に、「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第二項中「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第三項中「相手国」を「相手国等」に、「第九条の五の二第三項」を「第九条の六第三項」に改め、同条第四項中「第九条の五の二第三項」を「第九条の六第三項」に改め、同条第五項中「相手国との」を「相手国等との」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に、「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第六項中「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同条第七項中「相手国」を「相手国等」に、「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改め、同条第八項中「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改め、同条第九項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第十三項の表第百七十二条第一項第一号の項中「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改め、同表第百七十二条第一項第二号の項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同表第百七十二条第一項第四号の項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十五項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十九項第二号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二十一項第二号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二十三項第二号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第五号中「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二十五項第二号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の二の二第一項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第五項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十四項第二号中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「租税

条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第十五項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の二の三中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

第三条の三第一項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に改め、同条第二項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第四条第一項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に改め、同条第三項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第五項中「相手国との」を「相手国等との」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に改める。

第五条の二第一項中「相手国」を「相手国等」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第三項中「租手国の」を「相手国等の」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同条第四項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第六条の二第一項中「であつて政令で定めるもの」を「のうち当該相手国居住者等に対する租税条約の適用に関する条件を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づく」に改め、同条第二項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第三項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に、「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条第四項及び第五項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第七条第一項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に、「租税条約の適用」を「相手国等との間の租税条約の適用」に、「当該相手国の」を「当該相手国等の」に改め、「（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同条第三項の表所得税法第百五十三条の項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第二項中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第三項中「相手国との」を「相手国等との」に、「相手国において」を「相手国等において」に、「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条第四項及び第五項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第八条第一項中「租税条約の相手国」を「相手国等」に、「当該租税条約」を「当該相手国等との間の租税条約」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（相手国等への情報提供）

第八条の二　財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該相手国等税務当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。

二　我が国がこの条の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。

三　我が国がこの条の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

四　当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五　当該相手国等から当該情報の提供の要請があつた場合にあつては、当該相手国等税務当局が当該要請に係る情報を入手するために通常用いる手段を用いなかつたと認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。

第九条の見出し中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第一項中「、租税条約」を「、租税条約等」に、「租税条約の相手国」を「租税条約等の相手国等」に、「相手国の」を「相手国等の」に改め、「（以下この条及び次条第一項において「必要犯則情報」という。）」を削り、「当該租税条約の規定に基づき当該必要犯則情報」を「第八条の二の規定により当該情報」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第十条の二の見出しを「（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、捜索又は差押え）」に改め、同条第一項中「必要犯則情報が租税条約の相手国」を「同条に

規定する情報が相手国等に、「当該相手国」を「当該相手国等」に改め、同条第三項及び第四項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「相手国」を「相手国等」に改める。

第十二条中「租税条約」を「租税条約等」に改める。

第十三条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第十八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の七」を「第九条の八」に、「第七十条の十二」を「第七十条の十三」に改める。

第二条第二項第九号中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同項第十号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第十号の七中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同項第十八号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第二十八号中「第二条第四十号」を「第二条第三十七号」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　期限内申告書　国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書をいう。

二　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

第三条の三第五項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第四条の四第一項中「この節」を「この章」に改め、同条第二項中「第七十六条第一項及び第二項並びに」を「第七十六条第一項から第四項まで及び」に改め、同条第三項中「信託された金額（所得税法第一条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、」を「信託されている金額（」に、「同法、同項及びこの節」を「所得税法及びこの章」に改める。

第五条の二第一項中「その有する次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該非居住者又は外国法人が、振替国債又は振替地方債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

二　当該非居住者又は外国法人が有する次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に定める要件

イ　振替国債　当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「振替国債所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関並びに特定振替機関とする。イにおいて同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

ロ　振替地方債　当該非居住者又は外国法人が、当該振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替地方債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「振替地方債所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等。イにおいて同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

第五条の二第二項中「、当該外国投資信託が」の下に「、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、」を、「要件」の下に「のいずれか」を加え、「第九項」を「第二号及び第十一項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次に掲げる要件

イ　当該外国投資信託の設定に係る受益権の募集が、国外において、金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同号に掲げる場合に該当するものに相当するものにより行われたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書（同条第十項に規定する目論見書をいう。以下この項において同じ。）その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われていること。

ロ　当該外国投資信託の設定に係る受益権の募集が国内においても行われる場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1)　当該受益権の募集が、国内において、金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものにより行われたものであること。

(2)　(1)の募集が行われた当該受益権に係る収益の分配が国内における第三条の三第一項に規定する支払の取扱者又は第八条の三第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付されること。

(3)　当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその募集及び収益の分配が(1)及び(2)の規定に従つて行われる旨の記載がなされていること。

二　当該外国投資信託の受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されるものである旨の記載がなされていること。

第五条の二第三項中「定める要件」を「掲げる要件」に改め、同条第五項第四号中「規定する条約」の下に「その他の我が国が締結した国際約束」を、「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「、振替国債にあつては第一項第一号イに規定する税務署長の承認、振替地方債にあつては同項第二号イに規定する税務署長」を「国税庁長官」に改め、同項第五号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改め、同条第六項中「税務署長」を「国税庁長官」に改め、同項第三号中「第十三項」を「第十四項」に、「第十四項」を「第十五項、第十六項、第十九項、第二十一項若しくは第二十二項」に改め、同条第七項中「税務署長」を「国税庁長官」に、「前項各号の」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　税務署長が当該承認を受けた者に対してこの条の規定に基づく措置を適正に実施しているかどうかを確認するために必要と認められる書類の提出を求めた場合において、当該者が遅滞なくこれを提出しなかつたこと。

二　前項各号のいずれかに該当する事実

第五条の二第八項中「振替国債非課税適用申告書若しくは振替国債所有期間明細書が同項第一号」を「非課税適用申告書が同項第一号」に、「又は振替地方債非課税適用申告書」を「又は振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき」に、「同項第二号イ」を「同号ロ」に、「当該振替国債非課税適用申告書若しくは」を「当該非課税適用申告書又は当該」に、「又は当該振替地方債非課税適用申告書若しくは」を「若しくは当該」に改め、同条第十七項中「振替国債非課税適用申告書若しくは」及び「振替地方債非課税適用申告書若しくは」を削り、「第十五項第三号」を「第十六項、第十九項及び第二十一項第三号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「取得をした振替地方債」の下に「（非課税区分において振替記載等を受けたものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、「（当該振替地方債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該振替地方債に係る当該適格外国仲介業者の第十四項に規定する特定振替機関等。以下この項において同じ。）」を「又は適格外国仲介業者」に、「特定振替機関等で」を「特定振替機関等又は適格外国仲介業者で」に改め、同項第三号中「特定振替機関等」の下に「又は適格外国仲介業者」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「取得をした振替国

人が有する振替国債又は振替地方債につき第九項に規定する非課税区分口座又は第十項に規定する非課税区分口座の設定をする場合には、政令で定めるところにより、これらの非課税区分口座の設定を受けようとする非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける適格口座管理機関（特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。以下この項及び第十九項において同じ。）（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける適格口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により通知し、当該適格口座管理機関の確認を受けなければならない。

17　国税庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二　その者が前項に規定する確認を行うことにより、通知しなければならない。

20　第九項の規定により同項の特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合又は第十項の規定により同項の特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第八号中「支払をする者」とあるのは、「支払をする者（租税特別措置法第五条の二第九項又は第十項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合には、これらの規定によりこれらの規定の書類を提出した同条第一項に規定する特定振替機関等（当該書類を同条第五項第四号に規定する適格外国仲介業者が提出した場合にあつては、同条第十九項の規定により当該適格外国仲介業者から通知を受けた同項の適格口座管理機関）」とする。

第五条の二第十三項中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを削り、同条第九項中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「の外国人登録証明書、法人の登記事項証明書その他の政令」を「が非居住者又は外国法人（第二項の規定の適用がある場合にあつては、適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人）に該当することを証する書類として財務省令」に、「第二項」を「同項」に改め、「あつては、」の下に「当該非課税適用申告書に記載されている」を、「の名称」の下に「並びに当該適格外国証券投資信託に係る同項の記載」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12　非課税適用申告書を提出した者が、その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して第一項第一号に

規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、適用しない。

13　第八項及び第十一項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第八項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第十二項」と、「非課税適用申告書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロ」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「非課税適用申告書又は当該振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書」とあるのは「申告書」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第十一項中「非課税適用申告書を提出する者」とあるのは「次項に規定する申告書を提出する者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「氏名」とあるのは「変更後の氏名」と読み替えるものとする。

第五条の二第八項の次に次の二項を加える。

9　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替国債以外の振替国債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十一項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替国債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替国債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号イの規定による振替国債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

10　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十二項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号イの規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替地方債又は当該振替国債を引き続き所有していた期間（当該振替地方債又は当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債　当該振替地方債の銘柄、その利子の額その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替地方債　当該振替地方債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。）を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子の支払をする者に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ロの規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債　当該振替地方債の銘柄、その利子の額その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替地方債　当該振替地方債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

第五条の二の次に次の一条を加える。

（振替社債等の利子の課税の特例）

第五条の三　非居住者又は外国法人で次に掲げる要件を満たすものが、平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等で特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けているものにつきその利子（第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（その者が当該特定振替社債等を引き続き所有していた期間（当該特定振替社債等につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。第二号及び第三項において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

一　当該非居住者又は外国法人が、特定振替社債等の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所）その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

二　当該非居住者又は外国法人が、当該特定振替社債等の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該特定振替社債等に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該特定振替社債等の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該特定振替社債等の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

2　前項の規定は、特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者（特定振替社債等の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替社債等の利子（第五項において準用する前条第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるものを除く。）については、適用しない。

3　第一項の規定は、国内に恒久的施設を有す

る非居住者が支払を受ける特定振替社債等の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項各号に掲げる要件を満たしており、かつ、当該特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定振替社債等　社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第二号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうち、その利子の額が当該振替社債等の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。

二　特定振替機関　社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関のうち、同法第十三条の規定に基づき社債（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「社債等」という。）を取り扱うことについて当該社債等の発行者から同意を得た者をいう。

三　特定口座管理機関　前条第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。

四　特定間接口座管理機関　前条第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。

五　適格外国仲介業者　外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第百六十二条に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

六　特定国外営業所等　適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。

七　振替記載等　前条第五項第六号に規定する振替記載等をいう。

八　外国再間接口座管理機関　前条第五項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

九　外国間接口座管理機関　前条第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

5　前条第二項、第四項、第六項から第八項まで、第十項から第二十項まで及び第二十二項の規定は、特定振替社債等の利子について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第二項	前項	次条第一項
前条第四項	第一項及び前項	次条第一項及び第三項
	第五条の二第三項後段	第五条の三第三項後段
	第五条の二第一項の	第五条の三第一項の
	第五条の二第一項又は第三項後段	第五条の三第一項又は第三項後段
前条第六項	前項第四号	次条第四項第五号
前条第七項	第五項第四号	次条第四項第五号
前条第八項	第一項第一号又は第二号	次条第一項第一号又は第二号
	振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロ	同項第二号に規定する書類（以下この項及び第十項において「所有期間明細書」という。）が同号
	振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書
前条第十項	第一項第二号ロ	次条第一項第二号
	振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書
	振替国債又は当該振替地方債	特定振替社債等
	以下この条	第二号及び第三項
前条第十二項	第一項第一号	次条第一項第一号

前条第十三項	第一項第一号又は第二号	次条第一項第一号又は第二号
	振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロ	同項第二号に規定する書類（以下この項及び第十項において「所有期間明細書」という。）が同号
	が第一項第一号	が次条第一項第一号
	振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書
前条第二十項	第五条の二第九項又は第十項	第五条の三第五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第十項
	、これら	、同項
	これらの規定の	同項の
	同条第一項に	同法第五条の三第一項に
	同条第五項第四号	同条第四項第五号
	同条第十九項	同条第五項において準用する同法第五条の二第十九項

6　特定振替社債等の発行をした者で第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、政令で定めるところにより、当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

7　特定振替社債等の利子の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条第一項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第十一項において同じ。）のうち同項に規定する指定民間国外債以外のもの（以下この条において「一般民間国外債」という。」を「以下この条において同じ。」に、「一般民間国外債の」を「民間国外債の」に改め、同条第二項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同条第三項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改め、同条第四項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「一般民間国外債（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人により発行されたものを除く。第七項及び第八項」を「民間国外債（その利子の額が当該民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（民間国外債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるものを除く。次項、第六項、第十項及び第十二項」に、「、第七項及び第十一項」を「及び第八項」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項を次のように改める。

5　前項の規定は、民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける当該民間国外債の利子については、適用しない。

第六条第十項から第十二項までを削り、同条第九項中「第七項に」を「第八項に」に、「一般民間国外債をいう」を「民間国外債をいう」に改め、同項第一号中「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「及び内国法人」を「、内国法人」に改め、「除く。」の下に「並びに当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者及び外国法人」を加え、同項第二号中「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「、居住者又は内国法人」を「、居住者、内国法人又は当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に、「第四項本文及び第六項」を「第四項及び第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同号イ中「又は内国法人」を「、内国法人又は当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項本文」を「第四項」に、「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「氏名」を「民間国外債（その利子の額が当該民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（民間国外債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるものを除く。次項、第六項、第十項及び第十二項において同じ。）」とあるのは「民間国外債」と、「氏名」に、「、前項第一号」を「、前項

中「場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第一号に、「「外国法人」を「及び外国法人」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に改め、「一般民間国外債のうち」を削り、「受ける場合」の下に「（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）」を加え、「第十四項」を「第十三項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第一号中「すべて」の下に「当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者でない」を加え、同項第二号中「又は内国法人」を「、内国法人又は当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に改め、「のうち」の下に「当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者でない」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける民間国外債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

第六条第十三項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第六条第十三項」を「第六条第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　民間国外債の発行をした者で第四項又は第六項後段の規定の適用があるものとして当該民間国外債の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、政令で定めるところにより、当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

第六条第十四項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同項を同条第十三項とする。

第八条の三第五項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第八条の四第三項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改め、同条第四項中「定めるもの」の下に「（以下この項及び次項において「準支払者」という。）」を、「一月以内」の下に「（準支払者が交付する場合には、四十五日以内）」を加え、同条第五項中「一月三十一日」の下に「（準支払者が交付する場合には、同年二月十五日）」を加える。

第九条の二第四項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第九条の四の二の見出しを「（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）」に改め、同条第一項中「内国法人」の下に「（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。次項において同じ。）」を加え、「公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたもののうち、」を「次に掲げる信託（に改め、「ものとし、特定株式投資信託を除く」を削り、「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）

二　特定受益証券発行信託

第九条の四の二第二項から第四項までの規定中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

第九条の五第一項中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

第九条の六を削る。

第九条の五の二を第九条の六とする。

第九条の七の見出しを「（相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）」に改め、同条第一項中「前条第一項に規定する上場会社等」を「金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社」に改め、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の八　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。）に同号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を開設した日から同日の属する年の一月一日以後十年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該非課税口座に係る第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。）のうち次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものに限る。第三十七条の十四第十五項及び第十七項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一　第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る第八条の四第一項第一号に規定する基準日においてその内国法人の発行済株式（同号に規定する発行済株式をいう。）又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第

一項第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三　第八条の四第一項第三号に掲げる特定投資法人の投資口の配当等

第十条第六項中「及び平成二十二年」を「から平成二十四年まで」に改める。

第十条の二の二第一項第二号中「石油」を「化石燃料（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条第一号に規定する化石燃料をいう。）」に改め、「資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に」を削り、「次に掲げる」を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する新エネルギー利用等に資する」に改め、同号イ及びロを削る。

第十条の三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「の合計額」を削る。

第十条の四の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「期間（」の下に「以下この項及び」を加え、「ない当該各号」を「ない事業基盤強化設備等（当該各号」に、「機械及び装置並びに器具及び備品で政令」を「減価償却資産（第一号から第四号まで又は第六号から第八号までに定める機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、政令」に、「（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）」を「に限る。）をいう。以下この条において同じ」に、「又は事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備等」に、「。第三項」を「。同項」に、「計算上、当該事業基盤強化設備」を「計算上、当該事業基盤強化設備等（第五号に定める減価償却資産（以下この項において「情報基盤強化設備等」という。）にあつては、同号に掲げる個人の供用年の指定期間内において当該個人が事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上である場合の当該情報基盤強化設備等に限る。以下この条において「適用対象事業基盤強化設備等」という。）」に、「事業基盤強化設備について」を「適用対象事業基盤強化設備等について」に改め、同項ただし書中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同項第四号中「個人（当該事業のうち政令で定める特定の事業以外の事業を営む者にあつては、」及び「に限る。）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして政令で定める事業を営む第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人　当該情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるもの

第十条の四第二項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第三項中「事業基盤強化設備を」を「事業基盤強化設備等を」に、「当該事業基盤強化設備につき」を「適用対象事業基盤強化設備等につき」に、「事業基盤強化設備の」を「適用対象事業基盤強化設備等の」に改め、同条第四項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第五項中「の合計額」を削り、同条第六項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第八項中「事業基盤強化設備等」に改め、同条第九項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第十二項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改める。

第十条の六を削る。

第十条の七第一項第七号中「第十条の五第三項」を「前条第三項」に改め、同項第八号を削り、同条第二項中「、第十条の五第四項」を削り、同条第三項中「、第十条の五第五項」を削り、同条を第十条の六とする。

第十一条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の四を削る。

第十一条の五第二項中「第十一条の五第一項本文」を「第十一条の四第一項本文」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の六を削る。

第十一条の七第二項中「第十一条の七第一項本文」を「第十一条の五第一項本文」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十二条第一項の表の第一号ロ中「過疎地域自立促進特別措置法」の下に「（平成十二年法律第十五号）」を加える。

第十三条第三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第五項第三号中「第七十一条第一項」を「第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者、同条第五項」に、「第

七十二条の六」を「第七十一条第一項」に改める。

第十四条の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、「中心市街地優良賃貸住宅又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第十九条第一号中「第十条の六」を「第十条の五」に改める。

第二十条第一項中「平成二十二年」を「平成二十四年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十二条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第二十八条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十八条の四第五項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十一条第三項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第三十三条の三第一項中「中心市街地の活性化に関する法律」の下に「（平成十年法律第九十二号）」を加える。

第三十四条第一項中「、第三十七条の九の三」を削り、同条第二項第四号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第三十四条の二第一項中「、第三十七条の九の三」を削り、同条第二項第一号中「第六号及び第十一号」を「第十号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十一号の二中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二十四号中「第五十九条」を「第七十二条」に、「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に、「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二章第三節」を「第二章第四節」に改める。

第三十四条の三第一項中「、第三十七条の九の三」を削る。

第三十六条の二第一項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、「貸付けを含むものとし」の下に「、当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額が二億円を超えるもの」を加え、同条第二項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第一項」の下に「、第三項及び第四項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「第一項の」を「同項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年又はその年の前年若しくは前々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡（次項において「収用交換等による譲渡」という。）を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の譲渡」という。）をしている場合において、当該前三年以内の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額との合計額が二億円を超えることとなるときは、適用しない。

4　第一項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（収用交換等による譲渡を除く。）をした場合において、当該家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額（前三年以内の譲渡がある場合には、前項の合計額）との合計額が二億円を超えることとなつたときは、適用しない。

第三十六条の三第四項中「第一項又は第二項の」を「第一項から第三項までの」に、「第三十六条の三第一項又は第二項」を「第三十六条の三第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「若しくは前項」に、「同項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　譲渡資産の譲渡につき前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている者は、同条第四項の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた譲渡をした日から四月を経過する日までに当該譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

第三十六条の四中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十六条の五中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の六第一項中「及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」を「、第三十七条の九及び第三十七条の九の二」に改める。

第三十七条の九の三を次のように改める。

第三十七条の九の三　削除

第三十七条の十第一項中「、第三十七条の十一の二」を削り、同条第三項中「、第一項」を「、同法及びこの章」に改め、同項第二号中「第二条第十二号の二に規定する分割法人（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産とし

て移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。）の株主等に法人税法第二条第十二号の三に規定する分割対価資産として同条第十二号の三に規定する分割対価資産として同条第十二号の三」に改め、「（当該株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付がされた法人税法第二条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同条第四項中「、第一項」を「、所得税法及びこの章」に改め、同項第一号中「その株式等証券投資信託」を「その公募株式等証券投資信託等（株式等証券投資信託」に、「以下」を「）及び特定受益証券発行信託（その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。以下」に、「「公募株式等証券投資信託」という」を「同じ」に、「当該公募株式等証券投資信託等」に改め、同項第二号中「公募株式等証券投資信託」を「公募株式等証券投資信託等」に、「信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、」を「信託されている金額（」に改め、同項第三号中「信託された」を「信託されている」に改め、同条第六項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第三十七条の十の二第一項中「が上場株式等（」を「（政令で定めるところにより特定口座に移管されたものを除く。）が上場株式等（」に改め、同項第一号中「株式会社」の下に「又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人」を加える。

第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を次のように改める。

第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二

削除

第三十七条の十一の三第一項中「の譲渡以外」を「以外」に改め、同条第八項中「第四十二条の三第一項第三号」を「第四十二条の三第二項第三号」に改める。

第三十七条の十三第一項第四号を削る。

第三十七条の十四を次のように改める。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）

第三十七条の十四　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、非課税口座を開設した日から同日の属する年の一月一日以後十年を経過する日までの間に、非課税上場株式等管理契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第四項及び第五項において同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は当該非課税口座に保管の委託がされている第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（次項から第四項までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）の当該非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）をした場合には、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、所得税を課さない。

2　非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3　前二項の場合において、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座内上場株式等（その者が二以上の非課税口座を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。）の譲渡をしたときは、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

4　次に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前三項及び第十五項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一　非課税口座から他の上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座（次項第二号において「他の保管口座」という。）への移管、非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者への返還又は非課税口座の廃止

二　贈与又は相続若しくは遺贈

三　非課税上場株式等管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡

5　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　非課税口座　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）が、第九条の八及び前各項の規定の適用を受けるため、政令で定めるところにより、その口座の名称、その口座を設定しようとする金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法第二条第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この条において同じ。）の名称及び所在地、その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について第九条の八及び前各項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座開設届出書」という。）に、その年分の非課税口座開設確認書を添付して、これを当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該非課税口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をして、当該金融商品取引業者等との間で締結した非課税上場株式等管理契約に基づき平成二十四年から平成二十六年までの各年に設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（当該口座において非課税上場株式等管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

二　非課税上場株式等管理契約　第九条の八及び前各項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（当該契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと、当該非課税管理勘定においては当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたものその他の政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること、当該非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること、当該契約を締結した日の属する年の一月一日から十年を経過した日において当該上場株式等は当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座に移管されることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ　非課税口座開設届出書の提出の日からその提出の日の属する年の十二月三十一日までの期間（以下この号において「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの（受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。）の合計額が百万円を超えないものに限る。）

ロ　イに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

三　非課税口座開設確認書　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、次項から第十項までの規定の定めるところにより第九項に規定する所轄税務署長から交付を受けた書類で、その者の氏名、生年月日、次項に規定する基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。

6　非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）、平成二十三年一月一日（同日において国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める日。以下この項及び第十三項において「基準日」という。）における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年十月一日から同日以後一年を経過する日（既に非課税口座開設確認書の交付を受けた者が当該非課税口座開設確認書を紛失し、滅失し、又は盗取されたことにより再び当該申請書の提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をする場合（第十項において「再交付の申請の場合」という。）には、政令で定める日）までの間に、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出をしなければならない。

7　前項の申請書の提出をしようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする

際、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示して氏名、生年月日及び住所を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

8　金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日及び住所が記載されている同項の申請書については、これを受理することができない。

9　第六項の申請書の提出を受けた同項の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該申請書に記載された事項（以下この項及び次項において「申請事項」という。）を次に掲げるいずれかの方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該申請書につき帳簿を備え、当該申請書の提出をした者の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二　政令で定めるところにより税務署長の承認を受けて行う当該申請事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（第十六項において「光ディスク等」という。）を提出する方法

10　前項の申請事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該申請事項に係る申請書の提出をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「申請者」という。）についての当該申請事項の提供を受けた時前における当該所轄税務署長又は他の税務署長に対する前項の規定による申請事項の提供の有無の確認をするものとし、当該確認をした当該所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は書面を、当該申請事項に係る申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長を経由して当該申請者に交付しなければならない。

一　当該申請事項の提供を受けた時前に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供がない場合（再交付の申請の場合を含む。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該申請事項に係る申請書が非課税口座を開設しようとする年の前年十月一日から十二月三十一日までの間に提出がされたものである場合　その提出がされた日の属する年の翌年以後の各年分の非課税口座開設確認書

ロ　当該申請事項に係る申請書が非課税口座を開設しようとする年の一月一日から九月三十日までの間に提出がされたものである場合　その提出がされた日の属する年以後の各年分の非課税口座開設確認書

二　当該申請事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して申請事項の提供がある場合（再交付の申請の場合を除く。）　非課税口座開設確認書の交付を行わない旨その他財務省令で定める事項を記載した書面

11　第七項及び第八項の規定は、第五項第一号の非課税口座開設届出書の提出をする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び当該非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。

12　既にその年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書の提出をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長及び当該金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該年と同一年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書の提出をすることができない。

13　非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その非課税口座開設届出書の提出をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日、基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を、第九項各号に掲げるいずれかの方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

14　前三項に定めるもののほか、金融商品取引業者等が非課税口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、非課税口座開設届出書の提出をした個人がその提出後当該非課税口座開設届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は第九条の八及び第一項から第四項までの規定の適用をやめようとする場合における届出に関する事項その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15　金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該非課税口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該非課税口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の配当等の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該非課税口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

16　非課税口座を開設されている金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより前項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により同項の報告書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク等の提出をもつて同項の所轄税務署長に提出すべき報告書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第十八項並びに第四十二条

の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、前項の所轄税務署長に提出すべき報告書とみなす。

17　前項に定めるもののほか、非課税口座において処理された上場株式等の譲渡又は非課税口座内上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他第十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

18　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十五項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の非課税口座及び当該非課税口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

19　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

20　第十八項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十七条の十四の二第一項及び第二項中「第三十七条の十第一項の」を「同法及びこの章の」に改め、同条第五項第三号中「同条第十二号の二」を「同号イ」に、「分割法人の株主等に」を「分割対価資産として」に改め、「（当該株主等に対する株式に係る剰余金の配当又は利益の配当として交付された同条第十二号の九に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　第一項又は第二項に規定するその有する株式が第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同条第二項第四号中「第三十七条の十第三項又は第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十四の二第一項若しくは第二項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十四の二第六項の規定により読み替えられた第二項第四号」とする。

第三十七条の十四の三第一項及び第二項中「第三十七条の十第一項」を「同法及びこの章」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項又は第二項に規定するその有する株式が第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同条第二項第四号中「第三十七条の十第三項又は第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十四の三第一項若しくは第二項」と、同条第七項中「第二項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号又は第三十七条の十四の三第六項の規定により読み替えられた第二項第四号」とする。

第三十七条の十六の見出しを「（割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例）」に改め、同条第一項に次の一号を加える。

四　利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除く。）を譲渡したことによる所得として政令で定めるもの

第四十条の四の前の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「この款」を「この条」に改め、「この条」の下に「及び次条第二項」を加え、「出資をいう。以下この項及び次項」を「出資をいう。以下第四項まで」に、「及び次項において同じ。）」を「、次項及び第四項において同じ。）」に、「権利をいう。以下この項及び次項」を「権利をいう。以下この項、次項及び第四項」に改め、「金額（」の下に「第四項及び」を加え、同項各号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「、第一項各号」を「、同項各号」に、「前項に規定する特定外国子会社等が」を「特定外国子会社等（株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合における当該他の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるものを除く。）を除く。）が、」に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つている」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国子会社等が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資（その有する

自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二　債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四　特定法人の株式等の譲渡（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）の開設する市場においてする譲渡その他政令で定めるものに限る。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五　債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六　特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）（以下この号において「特許権等」という。）の使用料（当該特定外国子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

5　前項の規定は、第一項各号に掲げる居住者に係る特定外国子会社等につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一　各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第四十条の五第一項中「当該居住者に係る特定外国子会社等」を「外国法人」に改め、「及び次条」を削り、「当該特定外国子会社等に」を「当該外国法人に」に、「の属する年分の当該特定外国子会社等」を「（以下この条において「配当日」という。）の属する年分の当該外国法人」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等に」を「外国法人に」に、「で居住者が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額の支払を受ける日」を「又は部分課税対象金額で、配当日」に改め、「前条第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国子会社等の」を「外国法人の」に、「特定外国子会社等から受けた」を「外国法人から受けた」に、「以下この条」を「第三項」に改め、同条第三項中「又は第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「課税済金額」を「課税済金額等」に、「第一項の規定を」を「第一項及び第二項の規定を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定は、課税済金額」を「前二項の規定は、課税済金額等」に、「同項に規定する年分」を「配当日の属する年分」に、「同項の規定による」を「前二項の規定による」に、「同項に規定する特定外国子会社等」を「これらの規定に規定する外国法人」に、「同項の規定により」を「これらの規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項の外国法人が他の外国法人から受ける剰余金の配当等の額があるときは、同項の居住者が同項の外国法人から受ける剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額につき同項の規定の適用を受ける部分の金額を控除した金額（当該外国法人に係る次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に達するまでの金額に限る。）は、当該居住者の配当日の属する年分の当該外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控除する。

一　配当日の属する年及びその年の前年以前二年内の各年において、前項の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の前条第一項又は第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該居住者の有する前項の外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（配当日の属する年の前年以前二年内の各年分（次号ロにおいて「前二年内の各年分」という。）において当該外国法人

から受けた剰余金の配当等の額（この項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この項において「特例適用配当等の額」という。）がある場合には、当該特例適用配当等の額を控除した残額。次項において「間接配当等」という。）

二　次に掲げる金額の合計額

イ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当日の属する年分において前条第一項又は第四項の規定により当該年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるもののうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（居住者が外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める他の外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、前二年内の各年分において前条第一項又は第四項の規定により前二年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたもののうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年内の各年分において前項の外国法人から受けた特例適用配当等の額が

ある場合には、当該特例適用配当等の額を控除した残額。次項において「間接課税済金額」という。）

第四十条の六中「居住者がその者に係る特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額に係る」を「前二条の規定の適用を受ける居住者の」に改める。

第四十条の七の前の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「及び次項」を「、次項及び第四項」に、「第七項」を「第八項」に、「（以下この款」を「（以下この条」に改め、「この条」の下に「及び次条第二項」を、「分配をいう」及び「権利をいう」の下に「。第四項において同じ」を、「金額（」の下に「第四項及び」を加え、同条第二項第一号中「発行済株式等」の下に「の総数又は総額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「同項に規定する特定外国法人が」を「特定外国法人（特定事業（第四十条の四第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするものを除く。）が」に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っている」に改め、同項第二号中「第四十条の四第四項第二号」を「第四十条の四第三項第二号ニ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第

一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国法人が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二　債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四　特定法人の株式等の譲渡（第四十条の四第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五　債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六　特許権等（第四十条の四第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国法人が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額か

ら当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第四十条の七第九項を同条第十項とし、同条第八項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項の」を「第一項及び第四項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　前項の規定は、特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一　各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第四十条の八第一項中「当該居住者に係る特定外国法人」を「外国法人」に改め、「及び次条」を削り、「当該特定外国法人に」を「当該外国法人に」に、「の属する年分の当該特定外国法人」を「（以下この条において「配当日」という。）の属する年分の当該外国法人」に改め、同項第一号中「特定外国法人に」を「外国法人に」に、「で特殊関係株主等である居住者が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額の支払を受ける日」を「又は部分課税対象金額で、配当日」に改め、「前条第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に改め、「次号」の下に「及び次項第二号」を加え、同項第二号中「特定外国法人に」を「外国法人に」に、「で特殊関係株主等である居住者が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額の支払を受ける日」を「又は部分課税対象金額で、配当日」に改め、「前条第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「特定外国法人から受けた」を「外国法人から受けた」に、「以下この条」を「第三項」に改め、同条第三項中「又は第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「課税済金額」を「課税済金額等」に、「第一項の規定を」を「第一項及び第二項の規定を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定は、課税済金額」を「前二項の規定は、課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額（以下この条において「課税済金額等」という。）」に、「当該課税済金額」を「当該課税済金額等」に、「同項に規定する年分」を「配当日の属する年分」に、「同項の規定による」を「前二項の規定による」に、「同項に規定する特定外国法人」を「これらの規定に規定する外国法人」に、「同項の規定により」を「これらの規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項の外国法人が他の外国法人から受ける剰余金の配当等の額があるときは、同項の居住者が同項の外国法人から受ける剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額につき同項の規定の適用を受ける部分の金額を控除した金額（当該外国法人に係る次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に達するまでの金額に限る。）は、当該居住者の配当日の属する年分の当該外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控除する。

一　配当日の属する年及びその年の前年以前二年内の各年において、前項の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の前条第一項又は第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該居住者の有する前項の外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（配当日の属する年の前年以前二年内の各年分（次号ロにおいて「前二年内の各年分」という。）において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（この項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この項において「特例適用配当等の額」という。）がある場合には、当該特例適用配当等の額を控除した残額。次項において「間接配当等」という。）

二　次に掲げる金額の合計額

イ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当日の属する年分において前条第一項又は第四項の規定により当該年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるもののうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第四十条の五第二項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、前二年内の各年分において前条第一項又は第四項の規定により前二年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたもののうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年内の各年分において前項の外国法人から受けた特例適用配当等の額がある場合には、当該特例適用配当等の額を控除した残額。次項において「間接課税済金額」という。）

第四十条の九中「居住者がその者に係る特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る」を「前二条の規定の適用を受ける居住者の」に改める。

第四十一条第一項第四号中「その者に係る使用者（その者が第二十九条第一項に規定する給与所得者等である場合における同項に規定する使用者をいう」を「所得税法第二十八条第一項に

規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者に係る使用者（当該居住者が法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しない場合における当該支払をする者をいう。）に、「当該その者」を「当該居住者」に、「又はその者」を「又は当該居住者」に改める。

第四十一条の三の二第三項第三号中「その者に係る使用者（その者が第二十九条第一項に規定する給与所得者等である場合における同項に規定する使用者をいう。以下この号において同じ。）を「第四十一条第一項第四号に規定する使用者（以下この号において「使用者」という。）に、「当該その者に係る」を「当該」に、「又はその者に係る」を「又は当該」に改める。

第四十一条の五第七項第一号中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第十二項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第十二項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第四十一条の八の見出しを「（給付金の非課税）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四十一条の九第四項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第四十一条の十二第四項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改め、同条第二十項中「第五条の二第九項」を「第五条の二第十一項」に改める。

第四十一条の十三を次のように改める。

（振替国債の償還差益等の非課税等）

第四十一条の十三　非居住者が第五条の二第一項に規定する振替国債（以下この項及び第四項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（以下この項及び第四項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける償還差益（その振替国債又は振替地方債の償還（買入消却を含む。以下この条において同じ。）により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。

2　非居住者が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で当該特定振替社債等の発行をする者の第五条の三第二項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

3　非居住者が平成十年四月一日以後に発行された第六条第四項に規定する民間国外債（以下この項及び次項において「民間国外債」という。）につき支払を受ける発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）で当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、所得税を課さない。

4　非居住者が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等又は民間国外債の償還により生ずる損失の額（民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

5　前各項の規定は、第一項に規定する償還差益、第二項に規定する償還差益若しくは第三項に規定する発行差金又は前項に規定する損失の額のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

6　特定振替社債等の第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十四第二項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第四十一条の十六の見出しを「（同居の老親等に係る扶養控除の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二条第一項第三十四号の三」を「第二条第一項第三十四号の四」に、「第八十四条第三項」を「第八十四条第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項の表を次のように改める。

第八十五条第三項	老人扶養親族
第百九十条第二号ハ	の規定
第百九十四条第一項第五号	老人扶養親族

租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定に該当する老人扶養親族	並びに租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定
租税特別措置法第四十一条の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族	

第四十一条の十六第三項を同条第二項とする。

第四十一条の十八第二項中「五千円」を「二千円」に改める。

第四十一条の十九の五第一項中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る。

第四十二条の二第二項第一号中「条約」の下に「その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）」を、「締約国」の下に「又は締約者」を加える。

第四十二条の三の見出しを「（罰則）」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「上場証券投資信託等」を「上場証券投資信託等」に改め、「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十二項」の下に「、第三十七条の十四第十八項」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

正当な理由がなくて第二十八条の三第七項、第三十条の二第五項、第三十一条の二第七項、第三十三条の五第一項、第三十六条の三第一項から第三項まで（第三十六条の五の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第三十七条の二第一項若しくは第二項（第三十七条の四又は第三十七条の五第五項第二号の規定によりみなして適用する場合及び同条第二項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十七条の八第一項（第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四十一条の三第一項、第四十一条の五第十三項若しくは第十四項又は第四十一条の十九の四第十三項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第四十二条の三第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等」の下に「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）のうち各事業年度終了の時において同法第六十六条第六項各号及び第百四十三条第五項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、「係る法人税法」を「係る同法」に改め、同項の表の第一号の第一欄中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるもの並びに」を削る。

第四十二条の四第一項中「、第四十二条の十第二項」を「並びに第四十二条の十第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第三項及び第七項中「定める金額」を「定めるところにより計算した金額」に改め、同条第九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第十六項中「事後設立法人若しくは被事後設立法人」を「現物分配法人若しくは被現物分配法人」に改める。

第四十二条の五第一項第二号中「石油」を「化石燃料（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二条第一号に規定する化石燃料をいう。）」に改め、「資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に」を削り、「次に掲げる」を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第二条に規定する新エネルギー利用等に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「、第四十二条の十第二項」を「並びに第四十二条の十第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第四十二条の六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第四十二条の十第二項」を「並びに第四十二条の十第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第四十二条の七の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「期間（」の下に「以下この項及び」を加え、「ない当該各号」を「ない事業基盤強化設備等（当該各号」に、「機械及び装置並びに器具及び備品で政令」を「減価償却資産（第一号から第四号まで又は第六号から第八号までに定める機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、政令」に、「（以下この条において「事業基盤強化設備」という」を「に限る。）をいう。以下この条において同じ」に、「又は事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備等」に、「の当該事業基盤強化設備」を「の当該事業基盤強化設備等（第五号に定める減価償却資産（以下この項において「情報基盤強化設備等」という。）にあつては、同号に掲げる法人の供用年度の指定期間内において当該法人が事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上である場合の当該情報基盤強化設備等に限る。以下この条において「適用対象事業基盤強化設備等」という。）」に、「、当該事業基盤強化設備」を「、当該適用対象事業基盤強化設備等」に、「（当該事業基盤強化設備」を「（当該適用対象事業基盤強化設備等」に改め、「（第四号に規定する大規模法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項第四号中「（当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模法人（同項に規定する中小企業者に該当する法人以外の法人をいう。）を含む。）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして政令で定める事業を営む第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に該当する法人　当該情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるもの

第四十二条の七第二項中「あつては政令で定める法人を、同項第四号に掲げる法人にあつては同号に規定する大規模法人をそれぞれ」を「あつては、政令で定める法人を」に、「事業基盤強化設備を」を「事業基盤強化設備等を」に、「当該事業基盤強化設備につき」を「適用対象事業基盤強化設備等につき」に、「、第四十二条の十第二項」を「並びに第四十二条の十第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、「事業基盤強化設備の」を「適用対象事業基盤強化設備等の」に改め、同条第三項及び第五項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第七項中「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第八項及び第十二項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改める。

第四十二条の九第一項中「、次条第二項」を「並びに次条第二項」に改め、「並びに第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第四項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第四十二条の十第二項中「、前条並びに次条第二項、第三項及び第五項」を「並びに前条」に改め、同条第五項中「、次条第五項」を削る。

第四十二条の十一を削る。

第四十二条の十二第一項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第八号中「第四十二条の十第二項」を「前条第二項」に改め、同項第九号を削り、同条第二項中「、第四十二条の十第三項」を削り、同条第三項中「、第四十二条の十第四項」を削り、同条第四項中「第六十八条の十五の二第一項の」を「第六十八条の十五第一項の」に、「第六十八条の十五の二第一項各号」を「第六十八条の十五第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五第一項」に改め、同条を第四十二条の十一とする。

第四十四条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十四条の四を削り、第四十四条の五を第四十四条の四とし、第四十四条の六を削り、第四十四条の七を第四十四条の五とする。

第四十六条の二第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「、第三号及び第五号」を「から第四号まで」に改め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同条第三項第三号中「第七十一条第一項」を「第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者、同条第五項に、「第七十二条の六」を「第七十一条第一項」に改める。

第四十七条の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「（当該事業年度における償却額の計算に関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）」に、「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）」を「適格合併等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に、「又は第三項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十七条の二第二項及び第四十八条第二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格合併、適格分割又は適格現物出資」を「適格合併等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）」に、「適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日」を「適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）」に、「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を「被合併法人等」に改める。

第五十二条の二第一項中「、第四十二条の十第一項」を削り、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第五項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」を「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする」に、「が適格分社型分割」を「が適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）」に、「適格分社型分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改める。

第五十二条の三第三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」を「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする」に改め、同条第六項中「又は分割型分割の日の前日」を「の日の前日又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（残余財産の全部の分配に限る。第二号において「現物分配」という。）に係る当該残余財産の確定の日」に改め、同項第二号中「分割型分割に」を「現物分配に」に、「分割承継法人」を「被現物分配法人」に、「又は分割型分割の直前」を「の直前又は当該現物分配に係る残余財産の確定の時」に改め、同条第十一項中「、適格分社型分割」を「、適格事後設立（を「適格現物分配に係る残余財産の確定の時」に改め、同条第十一項中「、適格分社型分割」を「、適格事後設立（を「適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人（次項において「分割承継法人等」という。）に改め、同条第十二項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「分割承継法人等」に改め、同条第十四項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十八項中「同項の適格分割が分社型分割であるときの」を削り、「の当該適格分割」を「のその適格分割」に改め、同条第二十三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「有する特別償却準備金の金額」を「有する第一項の特別償却準備金の金額（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」に改め、同条第二十四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第二十五項中「第二十三項に」を「第二十三項又は第六十八条の四十一第二十三項に」に、「被事後設立法人のその適格事後設立」を「被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物分配」に、「第二十三項の」を「第二十三項又は同条第二十三項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該被現物分配法人」に、「当該適格事後設立」を「当該適格現物分配」に改める。

第五十三条第一項第二号中「、第四十二条の十一」を削る。

第五十五条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つたものである場合には、当該内国法人との間に連結完全支配関係のある連結子法人で政令で定めるものを除く。」、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同項の表の第三号及び第四号中「百分の百」を「百分の九十」に改め、同条第二項第一号中「、金属鉱物その他の政令で定める資源」を「及び金属鉱物」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第九項中「、適格分社型分割」を「、適格分割」に、「適格事後設立に」を「適格現物分配（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）に」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「当該適格分割等」に、「百分の百」を「百分の九十」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に改め、同条第十五項中「同項の適格分割が分社型分割であるときの」を削り、「の当該適格分割」を「のその適格分割」に改め、同条第二十二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「の海外投資等損失準備金の金額」の下に「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を加え、同条第二十三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第二十四項中「第二十二項」の下に「又は第六十八条の四十三第十八項」を加え、「同項の被事後設立法人がその適格事後設立」を「これらの規定の被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物分配」に改め、同条第二十五項中「第二十二項に」を「第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項に」に、「被事後設立法人のその適格事後設立」を「被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物分配」に、「第二十二項の」を「第二十二項又は同条第十八項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該被現物分配法人」に、「当該適格事後設立」を「当該適格現物分配」に改め、同条第二十六項中「、適格分社型分割」を「、適格分割」に、「適格事後設立に」を「適格現物分配（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）に」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「当該適格分割等」に、「百分の百」を「百分の九十」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に改め、同条第十五項中「同項の適格分割が分社型分割であるときの」を削り、「の当該適格分割」を「のその適格分割」に改め、同条第二十二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「の海外投資等損失準備金の金額」の下に「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を加え、同条第二十三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第二十四項中「第二十二項」の下に「又は第六十八条の四十三第十八項」を加え、「同項の被事後設立法人がその適格事後設立」を「これらの規定の被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物分配」に改め、同条第二十五項中「第二十二項に」を「第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項に」に、「被事後設立法人のその適格事後設立」を「被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物分配」に、「第二十二項の」を「第二十二項又は同条第十八項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該被現物分配法人」に、「当該適格事後設立」を「当該適格現物分配」に改め、同条第二十六項中「又は第五項」を「、第五項又は第六項」に改める。

第五十五条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は被現物出資」に改め、同条第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号イ中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第四項及び第五項中「、第十二項及び第十四項」を「及び第十二項」に改め、同条第七項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第八項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項を同条第十四項とする。

第五十五条の六第一項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第六項及び第七項中「、第十四項及び第十六項」を「及び第十四項」に改

め、同条第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とする。

第五十五条の七第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号イ中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第四項及び第五項中「、第十二項及び第十四項」を「及び第十二項」に改め、同条第七項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第八項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十四項及び第十五項を削り、同条第十六項を同条第十四項とする。

第五十六条第二項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は当該分割型分割」を削り、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第三号イ中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第六項及び第七項中「、第十五項及び第十七項」を「及び第十五項」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十一項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十七項及び第十八項を削り、同条第十九項を同条第十七項とする。

第五十七条の五第七項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は事後設立に係る」を「又は現物出資に係る」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第十二項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十三項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改め、同条第十七項を削り、同条第十八項を同条第十七項とする。

第五十七条の六第四項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十三項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改め、同条第十七項を削り、同条第十八項を同条第十七項とする。

第五十七条の九第二項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は当該分割型分割」を削り、同条第五項第一号中「又は分割型分割」及び「又は分割承継法人」を削る。

第五十七条の十第一項中「法人（」の下に「法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち」を加え、「における資本金の額」を「において資本金の額」に、「法人税法第二条第九号に規定する普通法人」を「もの及び同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するもの」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を、「残額」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「第五十二条第二項」の下に「又は第六項」を加え、「同項中「計算した金額」を「同条第二項中「計算した金額（第六項」に改め、「第五十七条の十第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に」を「同条第一項又は第二項に」に、「金額」とする」を「金額（第六項」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人が法人税法第五十二条第六項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、同項に規定する適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができる。

第五十八条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「第十五項」を「第十四項」に改め、同条第五項中「、適格現物出資若しくは適格事後設立」を「若しくは適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割に」を「より分割承継法人に鉱業事務所の全部又は一部を移転した場合」を削り、「若しくは海外探鉱準

備金の金額又は分割型分割直前における探鉱準備金の金額のうちその移転することとなった鉱業事務所に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により分割承継法人に当該鉱業事務所の全部を移転した場合には、その分割型分割直前における探鉱準備金の金額）」を「又は海外探鉱準備金の金額」に改め、同条第六項及び第七項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十四項を削り、同条第十五項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とする。

第六十一条の二第一項中「法人で、」の下に「認定農業生産法人等（を加え、「、農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項」を「又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項」に、「又は農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第二項第一号ロに掲げるもの（第三項において「認定農業生産法人等」という。）を「をいう。第三項において同じ」に、「、同法」を「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」に、「計画として政令」を「ものとして財務省令」に改める。

第六十一条の三第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「（清算中の各事業年度を除く。）」を削り、「である法人」の下に「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十二条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は解散（合併による解散を除く。）をした場合における清算所得（当該法人が同法第九十二条第一項に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。）に対する法人税の額」、「これらの規定を同法第百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条」及び「、第四十二条の十一第五項」を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の十二まで」を「第四十二条の十一まで」に、「、第四十二条の七第二項及び第四十二条の九第一項」を「及び第四十二条の九第一項」に、「第四十二条の十二第二項」を「第四十二条の十第二項」に、「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第一項」に改める。

第六十二条の三第一項中「又は清算所得に対する法人税の額」、「（これらの規定を同法第百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条」及び「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第六十四条第一項中「法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び」の下に「第五項並びに」を加え、同条第八項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第十項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第六十四条の二第一項中「第四項」を「第四項第二号」に改め、同条第二項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「当該分割承継法人等」を「当該分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第三項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第五項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）及び「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「当該適格分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第八項中「適格分社型分割等

を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十項中「のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの」を削る。

第六十五条第四項後段を削り、同条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十五条の三第一項第四号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配法人」に改める。

第六十五条の四第一項第一号中「第六号及び第十一号」を「第十号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十一号の二中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二十四号中「第五十九条」を「第七十二条」に、「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に、「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二章第三節」を「第二章第四節」に改め、同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配により被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十五条の五第四項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改め、同条第七項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十五条の七第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「又は適格分割に該当しない分割型分割」及び「又は分割型分割」を削り、同条第九項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同項第一号ロ及び第二号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十五条の八第一項中「第四項」を「第四項第二号」に改め、同条第二項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項各号中「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配により被現物分配法人」に改める。

第六十五条の五の二第四項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改め、同条第七項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十五条の七第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「又は適格分割に該当しない分割型分割」及び「又は分割型分割」を削り、同条第九項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等

格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第四項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「当該適格分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」という。）を」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物分配」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十一項中「のうち同項に規定する完全支配関係を有するもの」を削る。

第六十五条の十三第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第八項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格分社型分割等」を「当該適格分割等」という。）を」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物分配」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物分配法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資

「前条第十五項第一号」に改める。

第六十六条の五第一項中「（法人税法第百二条第一項第一号に規定する所得の金額を含む。）」を削り、同条第四項第九号中「（法人税法第百二条第一項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得を含む。）若しくは」を「又は」に改め、「又は清算所得」を削り、「あつては所得税法」を「あつては同法」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第一項から第四項まで及び第六項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

第六十六条の六の前の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「もの（以下この款」を「もの（以下この条及び次条」に、「出資をいう。以下この項及び次項」を「出資をいう。以下第四項まで」に、「及び次項において同じ。）」を「、次項及び第四項において同じ。）」に、「権利をいう。以下この項及び次項」を「権利をいう。以下この項、次項及び第四項」に改め、同項各号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「、第一項各号」を「、同項各号」に、「前項に規定する特定外国子会社等が」を「特定外国子会社等（株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合における当該他の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるものを除く。）を除く。）が」に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つている」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国子会社等が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうちその内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十六条の八において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二　債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四　特定法人の株式等の譲渡（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）の開設する市場においてする譲渡その他政令で定めるものに限る。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五　債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六　特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又は著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）（以下この号において「特許権等」という。）の使用料（当該特定外国子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第六十六条の六第八項を同条第九項とし、同条第七項中「、第四項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項の規定は」を「第五項の規定は、政令で定めるところにより」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　前項の規定は、第一項各号に掲げる内国法

人に係る特定外国子会社等につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一　各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第六十六条の七第一項中「内国法人が同項」を「内国法人が、同項又は同条第四項」に、「のうち当該」を「のうち、当該」に、「金額は」を「金額又は当該特定外国子会社等の部分課税対象金額に対応するもの（当該部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は」に、「内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額」を「内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第二項中「内国法人が」を「内国法人が、」に、「当該内国法人」を「、当該内国法人」に改め、「場合」の下に「又は当該特定外国子会社等の同条第四項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合」を、「当該個別課税対象金額」の下に「又は当該個別部分課税対象金額」を、「の課税対象金額」の下に「又は部分課税対象金額」を加え、同条第三項中「内国法人が」を「内国法人が、」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国子会社等の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合」を加える。

第六十六条の八第一項中「当該内国法人に係る特定外国子会社等」を「外国法人に、「第四項まで」を「この条」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国法人」に改め、同条第二項中「当該内国法人に係る特定外国子会社等」を「外国法人」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国法人」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「「次項」の下に「及び第三項」を加え、「、当該剰余金の配当等の額に」を「、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に」に改め、同条第十項中「第二項前段の」を「第二項前段又は第九項前段の」に改め、「第六十六条の八第二項前段」の下に「又は第九項前段」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「第一項」の下に「若しくは第三項又は第八項若しくは第十項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第八項から第十項まで」に、「課税済金額等若しくは個別課税済金額」を「課税済金額等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第八項から第十項まで」に、「、課税済金額」を「、課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額」に、「又は個別課税済金額」を「、間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別課税済金額、個別間接配当等（第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。）若しくは個別間接課税済金額（次項において「課税済金額等」という。）」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「被現物分配法人」に、「第六十八条の九十二第五項」を「第六十八条の九十二第六項」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に、「第三項の」を「第四項の」に改め、「分割前十年内事業年度又は」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の六項を加える。

8　内国法人が外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

9　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

10　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

11　前三項に規定する間接特定課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

一　内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該内国法人の事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この号において「前二年以内の各事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十六条の六第一項若しくは第四項又は第六十八条の九十第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）」とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十八条の九十二第八項から第十項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。第十四項において「間接配当等」という。）

二　次に掲げる金額の合計額

イ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当事業年度において第六十六条の六第一項又は第四項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（内国法人が外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める他の外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各事業年度」という。）において第六十六条の六第一項又は第四項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項及び第十四項において「間接課税済金額」という。）

12　内国法人が第八項から第十項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別間接課税済金額（第六十八条の九十二第十一項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別間接課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前二年以内の各事業年度の間接課税済金額とみなす。

13　第六項及び第七項の規定は、第八項から第十項まで及び第十一項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項		
第六項第一号	直接保有の株式等の数の	第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の
	第四項	第十一項
	前十年以内の各事業年度の課税済金額	前二年以内の各事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等をいう。次項において同じ。）の間接配当等（第十一項第一号に規定する間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は前二年以内の各事業年度（第十一項第二号ロに規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間接課税済金額（第十一項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	合併等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度
	前十年以内	前二年以内
	課税済金額又は個別課税済金額	間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十一項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

第六項第一号	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度
	前十年以内	前二年以内
	課税済金額又は個別課税済金額	間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額
	直接保有の株式等の数	間接保有の株式等の数
第七項	前項又は第六十八条の九十二第六項	第十三項において準用する前項又は第六十八条の九十二第十三項において準用する同条第六項
	第四項の	第十一項の
	分割等前十年内事業年度の課税済金額	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額
	前項の	第十三項において準用する前項の
	前十年以内の各事業年度の課税済金額	前二年以内の各事業年度等の間接配当等又は前二年以内の各事業年度の間接課税済金額
	同条第六項	同条第十三項において準用する同条第六項
	前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度	前二年以内の各連結事業年度等（同条第十一項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等
	個別課税済金額	個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度（同条第十一項第二号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。）の個別間接課税済金額

第六十六条の八第五項中「適格事後設立（以下この項」を「適格現物分配（以下この項」に、「適格合併等」を「適格組織再編成」に、「事後設立法人から」を「現物分配法人から」に、「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に、「適格合併等の日」を「適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に、「第三項」を「第四項」に、「掲げる適格合併等」を「掲げる適格組織再編成」に改め、同項第一号中「適格合併　当該適格合併」を「適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。）　当該適格合併等」に改め、「被合併法人」の下に「又は現物分配法人」を加え、「合併前十年内事業年度（適格合併の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号及び次項」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「事後設立法人」を「現物分配法人（次項において「分割法人等」という。）」に、「特定外国子会社等」を「外国法人」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該内国法人に係る特定外国子会社等」を「第一項から第三項までに規定する外国法人」に、「第六十八条の九十二第三項第二号」を「第六十八条の九十二第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「で内国法人」を「又は部分課税対象金額で、内国法人」に改め、「及び第五項」を「、第六項及び第十一項」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「で内国法人」を「又は部分課税対象金額で、内国法人」に改め、「第六十六条の六第一項」の下に「又は第四項」を加え、「及び第五項」を「、第六項及び第十一項」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「で内国法人」を「又は部分課税対象金額で、内国法人」に改め、「第六十六条の六第一項」の下に「又は第四項」を加え、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の九の二の前の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「及び次項」を「、次項及び第四項」に、「第七項」を「第八項」に、「もの（以下この款」を「もの（以下この条及び次条」に改め、「分配をいう」及び「権利をいう」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条第二項第一号中「発行済株式

等」の下に「の総数又は総額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「同項に規定する特定外国法人が」を「特定外国法人（特定事業（第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするものを除く。）が、」に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っている」に改め、同項第二号中「第六十六条の六第四項第二号」を「第六十六条の六第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国法人が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうち当該特殊関係株主等である内国法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十六条の九の四において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二　債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四　特定法人の株式等の譲渡（第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五　債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六　特許権等（第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国法人が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第六十六条の九の二第九項を同条第十項とし、同条第八項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項の」を「第一項及び第四項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　前項の規定は、特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一　各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第六十六条の九の三第一項中「内国法人が前条第一項」を「内国法人が、前条第一項又は第四項」に、「のうち当該」を「のうち、当該」に、「金額は」を「金額又は当該特定外国法人の部分課税対象金額に対応するもの（当該部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は」に、「（特定外国法人の課税対象金額」を「（特定外国法人の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第二項中「内国法人が」を「内国法人が、」に、「当該内国法人」を「、当該内国法人」に改め、「場合」の下に「又は当該特定外国法人の同条第四項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合」を、「当該個別課税対象金額」の下に「又は当該個別部分課税対象金額」を、「の課税対象金額」の下に「又は部分課税対象金額」を加え、同条第三項中「内国法人

が」を「内国法人が、」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国法人の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合」を加える。

第六十六条の九の四第一項中「当該内国法人に係る特定外国法人」を「外国法人」に、「第四項まで」を「この条」に、「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に改め、同条第二項中「当該内国法人に係る特定外国法人」を「外国法人」に、「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「「次項」の下に「及び第三項」を加え、「、当該剰余金の配当等の額に」を「、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に」に改め、同条第七項中「第二項前段の」を「第二項前段又は第八項前段の」に改め、「第六十六条の九の四第二項前段」の下に「又は第八項前段」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」の下に「若しくは第三項又は第七項若しくは第九項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第六十六条の八第五項から第八項まで」を「第六十六条の八第六項、第七項、第十四項及び第十五項」に改め、「第三項まで」の下に「及び第四項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、同項の表を次のように改める。

第六十六条の八第六項第一号	個別課税済金額	個別課税済金額（第六十八条の九十三の四第四項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）
第六十六条の八第六項第二号	第六十六条の六第一項	第六十六条の九の二第一項
第六十六条の八第七項	前項又は第六十八条の九十二第六項	第六十六条の九の四第六項において準用する前項又は第六十八条の九十三の四第六項において準用する第六十八条の九十二第六項
	第四項の	第六十六条の九の四第四項の
	前項の	同条第六項において準用する前項の
	同条第六項	第六十八条の九十三の四第六項において準用する第六十八条の九十二第六項
	同条第四項第二号	第六十八条の九十三の四第四項第二号
第六十六条の八第十四項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項まで	第六十六条の九の四第一項から第三項まで
第六十六条の八第十五項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の	第六十六条の九の四第一項から第三項までの規定の
	前項	同条第六項において準用する前項
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同条第一項から第三項までの規定を

第六十六条の八第六項	内国法人が適格合併	第六十六条の九の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併
	により被合併法人	により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人
	第四項	第六十六条の九の四第四項
	課税済金額とみなす	課税済金額（同項第二号に規定する課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）とみなす

第六十六条の九の四第五項を同条第六項とし、同項の次に次の六項を加える。

7　特殊関係株主等である内国法人が外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

8　特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、同項中「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）」とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

9　特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

10　前三項に規定する間接特定課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

一　特殊関係株主等である内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該内国法人の事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この号において「前二年以内の各事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十六条の九の二第一項若しくは第四項又は第六十八条の九十三の二第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十八条の九十三の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二　次に掲げる金額の合計額

イ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当事業年度において第六十六条の九の二第一項又は第四項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各事業年度」という。）において第六十六条の九の二第一項又は第四項の規定により前二年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「間接課税済金額」という。）

11　特殊関係株主等である内国法人が第七項から第九項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前二年以内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別間接課税済金額（第六十八条の九十三の四第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その個別間接課税済金額は、当該連結事業年度の期間に対応する前二年以内の各事業年度の間接課税済金額とみなす。

12　第六十六条の八第六項、第七項、第十四項及び第十五項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の八第六項	内国法人が適格合併により被合併法人直接保有の株式等の数の第四項前十年以内の各事業年度の課税済金額	第六十六条の九の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人の第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の第六十六条の九の四第十項前二年以内の各事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等をいう。次項において同じ。）の間接配当等（同条第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）又は前二年以内の各事業年度（同条第十項第二号ロに規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）

第六十六条の八第六項第一号	合併等前十年内事業年度前十年以内課税済金額又は個別課税済金額	合併等前二年内事業年度前二年以内	間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十六条の九十三の四第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）
第六十六条の八第六項第二号	分割等前十年内事業年度前十年以内課税済金額又は個別課税済金額直接保有の株式等の数	分割等前二年内事業年度前二年以内間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額間接保有の株式等の数	
第六十六条の八第七項	第六十六条の六第一項前項又は第六十八条の九十二第六項第四項の分割等前十年内事業年度の課税済金額	第六十六条の九の二第一項第六十六条の九の四第十二項において準用する前項又は第六十八条の九十三の四第十二項において準用する第六十八条の九十二第六項第六十六条の九の四第十項の分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額	

第六十六条の八第十四項	前項の	同条第十二項において準用する前項の	前二年以内の各事業年度等の間接配当等又は前二年以内の各事業年度の間接課税済金額	第六十八条の九十三の四第十二項において準用する第六十八条の九十二第六項
第六十六条の八第十五項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の	同条第六項	前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度	個別課税済金額	第六十六条の九の四第七項から第九項まで	前項	同条第十二項において準用する前項
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	前十年以内の各連結事業年度等（第六十八条の九十三の四第十項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等	個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度（第六十八条の九十三の四第十項第二号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。）の個別間接課税済金額	第六十六条の九の四第七項から第九項まで	第六十六条の九の四第七項から第九項までの規定の	同条第七項から第九項までの規定を	

第六十六条の九の四第四項中「当該内国法人に係る特定外国法人」を「第一項から第三項までに規定する外国法人」に、「第六十八条の九十三の四第三項第二号」を「第六十八条の九十三の四第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「特定外国法人に係る課税対象金額で」を「外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第六十六条の八第三項第一号」を「第六十六条の八第四項第一号」に改め、「次号」の下に「及び第十項」を加え、同項第二号中「特定外国法人に係る課税対象金額で」を「外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十六条の九の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十六条の十二を次のように改める。

第六十六条の十二　削除

第六十六条の十三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「清算中に終了する事業年度及び」を加え、同項第一号中「であるもの」の下に「（当該事業年度終了の時において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十七条の四第三項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、「分割承継法人等（」を削り、「被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「被現物分配法人」に改め、同条第四項中「第六項」を「第六項第二号」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第六項中「、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）」を「又は適格現物出資」に、「適格合併等の」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資の」に、「適格合併等に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資に」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「、適格現物出

資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を「又は適格現物出資」に、「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「当該適格分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第八項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十一項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第十四項中「適格合併等により」を「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により」に、「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十八項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第六十七条の六第一項中「及び第九十三条」を削り、「同法第二十三条第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「、同法第九十三条第二項第二号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入）（租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）と、「同条第三項」とあるのは「第二十三条第三項」と」を削る。

第六十七条の十四第一項第一号ロ(2)中「引き受けられた」を「保有されることが見込まれている」に改め、同号ハ中「特定社債及び」を削り、「優先出資」の下に「及び資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による発行をした基準特定出資（特定出資（資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。以下この号において同じ。）のうち資産流動化計画（資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。次号イにおいて同じ。）に特定出資を有する特定社員（資産流動化法第二条第五項に規定する特定社員をいう。）の資産流動化法第二十七条第二項各号に掲げる権利に係る事項として財務省令で定めるものの記載があるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）を、「募集」の下に「（基準特定出資にあっては、資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による割当て又は募集）」を加え、同項第二号イ中「同項に規定する」を削り、同条第二項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、「、」が受ける」を「」が」に改め、同表第六十七条第一項の項中「を除く」を「にあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る」に改め、同条第三項の表第六十一条の四第一項の項を次のように改める。

第六十一条の四第一項	ものを除く	もの及び特定目的会社を除く

第六十七条の十四第三項の表第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同表第六十六条の十三第一項第一号の項を次のように改める。

第六十六条の十三第一項第一号	該当するものを除く	該当するもの及び特定目的会社を除く

第六十七条の十四第六項中「及び第九十三条第二項第二号」を削る。

第六十七条の十五第三項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、「」が受ける」を「」が」に改め、同表第六十七条第一項の項中「を除く」を「にあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る」に改め、同条第四項の表第六十一条の四第一項の項を次のように改める。

第六十一条の四第一項	ものを除く	もの及び投資法人を除く

第六十七条の十五第四項の表第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同表第六十六条の十三第一項第一号の項を次のように改める。

第六十六条の十三第一項第一号	該当するものを除く	該当するもの及び投資法人を除く

第六十七条の十五第七項中「及び第九十三条第二項第二号」を削る。

第六十七条の十七第一項を次のように改める。

外国法人が第五条の二第一項に規定する振替国債（以下この項及び第八項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（以下この項及び第八項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける利子及び償還差益（その振替国債又は振替地方債の償還（買入消却を含む。以下この条において同じ。）により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。

第六十七条の十七第六項を削り、同条第五項中「のうち第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げるもの（次項において「特定短期国債」という。）」を削り、「受ける償還差益」の下に「（その特定短期公社債の償還により受ける

金額がその特定短期公社債の取得価額を超える場合におけるその差益をいい、特定短期公社債のうち第四十一条の十二第九項第九号から第十四号までに掲げるもの（以下この項において「特定短期社債」という。）にあつては、当該特定短期社債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者が支払を受けるものを除く。）を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次項」の下に「及び第八項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「から第六項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第六条第一項」を「第六条第四項」に、「本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして同条第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く」を「以下この項及び第八項において「民間国外債」という。」に、「受ける利子又は」を「受ける利子及び」に改め、「をいう。」の下に「で、当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるもの」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　外国法人が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける利子及び償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該特定振替社債等の発行をする者の第五条の三第二項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

第六十七条の十七第七項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

8　外国法人が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等、民間国外債又は特定短期公社債の償還により生ずる損失の額（民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。）は、法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

9　第一項から第三項まで及び前三項の規定は、第一項に規定する利子及び償還差益、第二項に規定する利子及び償還差益、第三項に規定する利子及び発行差金、第六項に規定する償還差益、第七項に規定する特定利子又は前項に規定する損失の額のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人（以下この項及び次条において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する外国法人につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

10　特定振替社債等の利子又は第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十八第二項中「以下この条」を「次項」に、「法人税法」を「法人税に関する法令」に改め、同条第四項を削る。

第六十八条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二の三の見出しを「（適格合併等の範囲等に関する特例）」に改め、同条第一項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「範囲」を「範囲等」に改め、「除く。）」と」の下に「、同法第六十一条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合（当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第一項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内合併により合併法人に移転した場合を除く。）には」と」を加え、同項第二号中「次項及び次条第二項」を「次項第三号」に、「同法第二条第十二号の八」を「同条第十二号の八」に改め、同条第二項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「範囲」を「範囲等」に改め、「除く。）」との下に「、同法第六十一条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合（当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第二項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内分割により分割承継法人に移転した場合を除く。）には」と」を加え、同条第三項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「範囲」を「範囲等」に改め、「除く。）」との下に「、同法第六十一条の十三第一項中「おける当該株式交換」とあるのは「おける当該株式交換（租税特別措置法第六十八条の二の三第三項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）」と」を加え、同条第四項中「範囲」を「範囲等」に改める。

第六十八条の三第一項中「の規定」を「及び第十六項の規定」に改め、同条第二項中「分割法人の株主等に」を「法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として」に、「法人税法」を「同法」に改め、「（当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、「の規定」を「及び第十六項の規定」に、「同項中」を「同法第六十一条の二第四項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「除く。」と」の下に「、同条第十六項中「及び第四項」とあるのは「、第四項」と、「金銭等不交付分割型分割」とあるのは「金銭等不交付分割型分割及び租税特別措置法第六十八条の三第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第二十四条第一項第三号」と」を加え、同条第三項中「ときは」の下に「、当該旧株の譲渡については」を加え、「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項」に、「の規定」を「及び第六十一条の十三第一項の規定」に改める。

第六十八条の三の二第二項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が」を「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、「が受ける」を「が」に改め、同条第三項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九

の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同条第六項中「及び第九十三条」を削り、「同法第二十三条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び」を「同条第一項中「金額（第一号」とあるのは、「金額（」に、「額」と、同法第九十三条第二項第二号中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託の租税特別措置法第六十八条の二の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する利益の分配の額」を「額を除くものとし、第一号」に改める。

第六十八条の三の三第二項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、「）が受ける」を「）が」に改め、同条第三項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同条第六項中「及び第九十三条」を削り、「同法第二十三条第一項中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び」を「同条第一項中「金額（第一号」とあるのは、「金額（」に、「額」と、同法第九十三条第二項第二号中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び租税特別措置法第六十八条の三の三第六項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額」を「額を除くものとし、第一号」に改める。

第六十八条の三の四を削る。

第六十八条の三の五第二項中「第六項」を「第七項」に、「、第四十二条の十第三項並びに第四十二条の十一第三項」を「並びに第四十二条の十第三項」に改め、同条を第六十八条の三の四とする。

第六十八条の八第一項中「第一欄に掲げる連結親法人」の下に「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において同法第六十六条第六項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、「係る法人税法」を「係る同法」に改め、同項の表の第一号の第一欄中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「保険業法に規定する相互会社及び」を削る。

第六十八条の九第一項中「、第六十八条の十四第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第三項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日。次項及び第五項において「連結親法人事業年度開始日」という。）」を削り、同条第四項第一号中「当該連結親法人事業年度開始日」を「連結親法人事業年度開始日（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日をいう。次号及び次項において同じ。）」に改め、同条第五項中「における第三項」を「における同項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　連結子法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をした場合　当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日又は当該破産手続開始の決定の日の翌日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

二　連結子法人の残余財産が確定した場合　当該残余財産の確定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該残余財産の確定の日の翌日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該残余財産の確定の日を含む連結事業年度）における当該残余財産が確定した連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

第六十八条の九第五項第三号を削り、同項第四号中「なつた日」を「なつた日の前日」に改め、「（その連結完全支配関係を有しなくなつた基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日を含む連結事業年度）」を削り、同号を同項第三号とし、同条第七項中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、同条第八項中「、第四十二条の四第三項」とあるのは「第四十二条の四第七項」と」を削り、同条第九項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第十二項第四号及び第八号中「（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）」を削り、同条第十六項中「事後設立法人若しくは被事後設立法人」を「現物分配法人若しくは被現物分配法人」に改める。

第六十八条の九の二第四項第一号及び第二号を次のように改める。

一　連結子法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散に限る。）をした場合　当該合併の日の前日又は当該破産手続開始の決定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日又は当該破産手続開始の決定の日の翌日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該残余財産の確定の日を含む連結事業年度）における当該残余財産が確定した連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

二　連結子法人の残余財産が確定した場合　当該残余財産の確定の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日又は当該破産手続開始の決定の日の翌日が連結親法人事業年度開始の日である場合には、当該残余財産の確定の日の翌日が連結親法人事業年度開始の日である場合には、当該残余財産の確定の日を含む連結事業年度）における当該残余財産が確定した連結子法人に係る平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

第六十八条の九の二第四項第三号を削り、同項第四号中「なつた日」を「なつた日の前日」に改め、「その連結完全支配関係を有しなくなつた基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日を含む連結事業年度）」を削り、同号を同項第三号とし、同条第六項中「、「第四十二条の四の二第三項の規定により平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額」とあるのは「第四十二条の四の二第六項において準用する同条第三項の規定により平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と、「第二項の規定により読み替えられた第四十二条の四第三項」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた第四十二条の四第六項」と」を削る。

第六十八条の十第二項中「、第六十八条の十四第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十八第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、同条第九項中「の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の十一第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第六十八条の十四第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第七項中「の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の十二の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「期間（」の下に「以下この項及び」を加え、「ない当該各号」を「ない事業基盤強化設備等（当該各号」に、「機械及び装置並びに器具及び備品で政令」を「減価償却資産（第一号から第四号まで又は第六号から第八号までに定める機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、政令」に、「（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）」を「に限る。）をいう。以下この条において同じ」に、「又は事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」を「の当該事業基盤強化設備等（第五号に定める減価償却資産（以下この項において「情報基盤強化設備等」という。）にあつては、同号に掲げる連結法人の供用年度の指定期間内において当該連結法人が事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上である場合の当該情報基盤強化設備等に限る。以下この条において「適用対象事業基盤強化設備等」という。）」に、「、当該事業基盤強化設備」を「、当該適用対象事業基盤強化設備等」に、「（当該事業基盤強化設備」を「（当該適用対象事業基盤強化設備等」に改め、「（第四号に規定する大規模連結法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、同項第四号中「（当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模連結法人（同項に規定する中小連結法人に該当しない連結法人をいう。）を含む。）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして政令で定める事業を営む第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人に該当する連結法人　当該情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるもの

第六十八条の十二第二項中「あつては政令で定める連結法人を、同項第四号に掲げる連結法人にあつては同号に規定する大規模連結法人をそれぞれ」を「あつては、政令で定める連結法人を」に、「事業基盤強化設備を」を「事業基盤強化設備等を」に、「当該事業基盤強化設備につき」を「適用対象事業基盤強化設備等につき」に、「、第六十八条の十四第二項」を「並びに第六十八条の十四第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、「事業基盤強化設備の」を「適用対象事業基盤強化設備等の」に改め、同条第三項及び第五項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第七項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第八項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、同条第九項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の十二第十三項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改める。

第六十八条の十三第一項中「、次条第二項」を「並びに次条第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第四項中「、第六十八条の十五第五項」を削

り、同条第五項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の十四第二項中「、前条並びに次条第二項、第三項及び第五項」を「並びに前条」に改め、同条第五項中「、次条第五項」を削り、同条第七項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の十五の二第一項中「、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第八号中「第六十八条の十四第二項」を「前条第二項」に改め、同項第九号を削り、同条第二項中「、第六十八条の十四第三項」を削り、同条第三項中「、第六十八条の十四第四項」を削り、同条第四項中「第四十二条の十二第一項の」を「第四十二条の十一第一項の」に、「第四十二条の十一第一項各号」を「第四十二条の十一第一項各号」に改め、同条第五項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十一第一項」に改め、同条を第六十八条の十五とする。

第六十八条の十九第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、その施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第六十八条の二十二及び第六十八条の二十三を次のように改める。

第六十八条の二十二及び第六十八条の二十三　削除

第六十八条の二十五を次のように改める。

第六十八条の二十五　削除

第六十八条の三十一第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「、第三号及び第五号」を「から第四号まで」に改め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同条第三項第三号中「第七十一条第一項」を「第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者、同条第五項」に、「第七十二条の六」を「第七十一条第一項」に改める。

第六十八条の三十四の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「（当該連結事業年度における償却額の計算に関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第四十七条第三項」を「第四十七条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）」に、「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）」を「適格合併等」という。）」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）」に、「適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分社型分割若しくは適格現物出資の日」を「適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）」に、「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を「被合併法人等」に改める。

第六十八条の四十第一項中「、第六十八条の十五第一項」を削り、「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」を「第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第五項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」を「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。」に、「第四十七条第三項」を「第四十七条第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十八条の三十五第二項及び第六十八条の三十六第二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格合併、適格分割又は適格現物出資」を「適格合併等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）」に、「適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分社型分割若しくは適格現物出資の日」を「適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）」に、「被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を「被合併法人等」に改める。

第六十八条の四十第一項中「、第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」を「第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第五項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割

の日の前日」を「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする」に、「が適格分社型分割」を「が適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）」に、「適格分社型分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改める。

第六十八条の四十一第三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」を「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする」に改め、同条第六項中「又は分割型分割の日の前日」を「の日の前日又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（残余財産の全部の分配に限る。第二号において「現物分配」という。）に係る当該残余財産の確定の日」に改め、同項第二号中「分割型分割（」を「現物分配（」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「この条」を「この号及び第十五項」に、「、分割型分割」を「、連結子法人の残余財産が確定する現物分配」に、「分割型分割の日」を「現物分配に係る残余財産の確定の日の翌日」に、「当該分割型分割」を「当該現物分配」に、「分割承継法人」を「被現物分配法人」に、「又は分割型分割の直前」を「の直前又は当該現物分配に係る残余財産の確定の時」に改め、同条第十一項中「、適格分社型分割」を「、適格分割（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被現物出資法人又は被事後設立法人」を「分割承継法人等」に改め、同条第十四項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十七項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十八項中「同項の適格分割が分社型分割であるときの」を削り、「の当該適格分割」を「のその適格分割」に改め、同条第二十三項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「の特別償却準備金の金額」の下に「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）」を加え、同条第二十四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第二十五項中「第二十三項に」を「第二十三項又は第五十二条の三第二十三項に」に、「被事後設立法人のその適格事後設立」を「被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格現物分配」に、「第二十三項の」を「第二十三項又は同条第二十三項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該被現物分配法人」に、「当該適格事後設立」を「当該適格現物分配」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「、第六十八条の十五」を削り、「第六十八条の二十三から第六十八条の二十七まで」を「第六十八条の二十四、第六十八条の二十六、第六十八条の二十七」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同項の表の第三号及び第四号中「百分の百」を「百分の九十」に改め、同条第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第十項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第六号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第五項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の四十三第八項中「、適格分社型分割」を「、適格分割」に、「適格事後設立に」を「適格現物分配（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）に」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「当該適格分割等」に、「百分の百」を「百分の九十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の四十三第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に改め、同条第十二項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十三項中「同項の適格分割が分社型分割であるときの」を削り、「の当該適格分割」を「のその適格分割」に改め、同条第十八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、「の海外投資等損失準備金の金額」の下に「（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）」を加え、同条第十九項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同条第二十項中「第十八項に」を「第十八項又は第五十五条第二十二項に」に、「被事

後設立法人のその適格事後設立」を「被現物分配法人（その適格現物分配において連結法人に該当するものに限る。）のその適格現物分配」に、「第十八項の」を「第十八項又は同条第二十二項の」に、「当該被事後設立法人」を「当該被現物分配法人」に、「当該適格事後設立」を「当該適格現物分配」に改め、同条第二十一項中「又は第五項」を「、第五項又は第六項」に改める。

第六十八条の四十四第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）及び「又は分割承継法人」を削り、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号イ中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第八項」に、「、分割型分割にあつては、その分割型分割の日が連結親法人又は同項に規定する連結事業年度開始の日である場合の当該連結親法人事業年度におけるその解散した連結子法人」を「連結子法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の四十四第六項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資又は被事後設立法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の四十四第七項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とする。

第六十八条の四十五第一項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「以下この条」を「第十項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第四号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第六項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

第六十八条の四十五第八項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の四十五第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十一項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十五項及び第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とする。

第六十八条の四十六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第三項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号イ中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第八項」に、「、分割型分割にあつては、その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号イ中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第八項」に、「、分割型分割にあつては、その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第四項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の四十六第六項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の四十六第七項中「適格分社型分

割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とする。

第六十八条の四十八第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第三号イ中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第十一項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第六号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定による」を「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の四十八第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の四十八第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十二項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とする。

第六十八条の五十三第三項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の五十四第五項第二号中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、同項第四号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第六項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の五十五第七項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は事後設立に係る」を「又は現物出資に係る」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第八項第二号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第十一項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の五十五第十三項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の五十五第十四項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改め、同条第十五項中「第十五条の二第一項」に改め、「（次項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）」を削り、同条第十六項中「（分割型分割にあつては、その分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）」を削り、同条第十八項を同条第十九項とする。

第六十八条の五十六第四項中「、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「、現物出資又は事後設立に係る」を「又は現物出資に係る」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同条第五項第二号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第七項中「の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散の日を含む連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散した連結子法人」を「又はその連結子法人の

うち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の五十六第九項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の五十六第十項中「分社型分割、現物出資又は事後設立」を「分割又は現物出資」に改め、同条第十一項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項（次項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）」を削り、同条第十二項中「（分割型分割にあつては、その分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）」を削り、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とする。

第六十八条の五十八第一項中「又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は分割承継法人」を削り、同条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第三号中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつては、」を「合併にあつては、」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第十一項」に、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする」を「限る」に改め、「又は分割承継法人」を削り、同項第四号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第七項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の五十八第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の五十八第十項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十二項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とする。

第六十八の二第二項中「又は日本郵政株式会社が分割法人となる分割型分割（適格分割型分割を除く。）」及び「又は当該分割型分割」を削り、同条第五項中「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第一号中「又は分割型分割（分割型分割にあつては、その分割型分割の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）」及び「又は分割承継法人」を削り、「合併又は分割型分割の」を「合併の」に改める。

第六十八条の五十九第一項中「（各連結事業年度終了の時における）」を「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において」に、「法人税法第二条第九号に規定する普通法人及び」を「もの及び同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するもの並びに」に、「除く。）又は」を「除く。次項において同じ。）又は」に、「除く。）が法人税法」を「除く。次項において同じ。）が、法人税法」に、「除く。）の」を「除く。次項において同じ。）の」に改め、「残額」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第二項中「には、同法第五十二条第二項中「計算した金額」を「において、同法第五十二条第二項又は第六項の規定により当該個別損金額を計算するときは、同条第二項中「計算した金額（第六項）」に改め、「第六十八条の五十九第一項」の下に「又は第二項」を加え、「、同項に」を「、同条第一項又は第二項に」に、「金額」として」を「金額（第六項）として」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合において、同法第五十二条第六項の規定により当該個別損金額を計算するときは、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、同項に規定する適格分割等の直前の時を各連結事業年度終了の時とした場合における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができる。

第六十八条の六十一第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第五項中「、適格現物出資若しくは適格事後設立」を「若しくは適格現物出資」に、「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「連結親法人若しくはその連結子法人」を「連結親法人又はその連結子法人」に、「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「以下この条」を「第十項」に改め、「又は分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により分割承継法人に鉱業事務所の全部若しくは一部を移転

した場合」を削り、「若しくは海外探鉱準備金の金額又は分割型分割直前における探鉱準備金の金額のうちその移転することとなつた鉱業事務所に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により分割承継法人に当該鉱業事務所の全部を移転した場合には、その分割型分割直前における探鉱準備金の金額）」を「又は海外探鉱準備金の金額」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第六項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又はこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の六十二第八項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資又は適格事後設立」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人又は被事後設立法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の六十二第九項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十一項中「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削り、同条第十三項を削り、同条第十四項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とする。

第六十八条の六十四第一項中「計画として政令」を「ものとして財務省令」に改め、同条第三項第五号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第四項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

第六十八条の六十五第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「金額を当該連結親法人若しくは」を「金額を当該連結親法人若しくは」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「における当該連結親法人」の下に「（同法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち当該連結親法人事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十八条の六十七第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第五項第二号中「第六十八条の十五の二まで」を「第六十八条の十五まで」に、「、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項」を「及び第六十八条の十二第二項」に、「第六十八条の十五第二項、」を「第六十八条の十四第二項、」に、「第六十八条の十四第二項」を「第六十八条の十三第一項」に、「第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十四第二項中「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第一項」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第九項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「若しくは第六十八条の七十八から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三若しくは第六十八条の八十五の四」に改め、同条第十項中「第二条第三十九号」を「第二条第三十六号」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五の二まで」を「第六十八条の十五まで」に、「、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項」を「及び第六十八条の十二第二項」に、「第六十八条の十五第二項、」を「第六十八条の十四第二項、」に、「第六十八条の十四第二項」を「第六十八条の十三第一項」に改め、同条第十二項中「第六十八条の十五第五項」を「第五項第二号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の七十一第三項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条にお

いて「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「当該分割承継法人等」を「当該分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の七十一第四項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第五項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十三項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十三項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の七十二第五項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の七十四第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に改め、同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配により被現物分配法人」に改める。

第六十八条の七十五第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に改め、同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配により被現物分配法人」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に改め、同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配により被現物分配法人」に改める。

第六十八条の七十七第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に改め、同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配により被現物分配法人」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に改め、同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」に、「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配により被現物分配法人」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「第五項」を「第五項第二号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の七十九第三項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の七十九第三項各号中「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第四項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資

という。）」を「又は適格現物出資」に、「適格合併等の」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資の」に、「適格合併等に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資に」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第十五項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（次項において「合併法人等」という。）」に改め、同条第十六項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第六十八条の八十一第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の八十二第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の八十三第一項中「第六項」を「第六項第二号」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度におけるその」に改め、同項第三号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の八十三第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の八十三第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の八十四第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の八十五第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の八十五第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の八十五第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の八十六第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の八十七第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の八十七第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の八十七第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の八十八第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の八十九第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の八十九第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の八十九第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の九十第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の九十一第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の九十一第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の九十一第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の九十二第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の九十三第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の九十三第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の九十三第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の九十四第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の九十五第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の九十五第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の九十五第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の九十六第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の九十七第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の九十七第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の九十七第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の九十八第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の九十九第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の九十九第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の九十九第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の百第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の百一第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の百一第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の百一第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第七項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等を」を「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」に、「適格分社型分割等により」を「適格分割等により」に、「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を「適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）」に改め、同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の百二第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の百三第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、「同号の土地建物等」を「同条第一項第二号の土地建物等」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　その」を「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の百三第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の百三第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事

う。以下この条において同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

第六十八条の八十五第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第六項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「開始の日（以下この条」を「開始の日（第十四項第四号」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第十項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十一項中「適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格分割等」という。）を」に、「当該適格分社型分割等」を「当該適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十四項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。

第六十八条の八十五の二を次のように改める。

第六十八条の八十五の二　削除

第六十八条の八十五の三第一項中「を当該連結親法人若しくは」を「を当該連結親法人又は」に改め、同条第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第六十八条の八十五の四第七項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第九項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改め、同条第十四項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。

第六十八条の八十八第六項中「帳簿書類」を「書類として財務省令で定めるもの」に改め、「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「以下この条において同じ。」を削り、「第二条第四十三号」を「第二条第三十九号」に、「同条第四十四号」を「同条第四十号」に改め、同条第七項中「保存する帳簿書類」の下に「（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項、次項及び第十一項第二号において同じ。）」を加え、同条第八項中「帳簿書類又は」を「財務省令で定めるもの又は」に改め、同条第十一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第十九項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第六十八条の八十八の二第一項中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第六十八条の九十の前の見出し中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第一項中「もの（以下この款」を「もの（以下この条及び次条」に改め、「この項」の下に「、第三項及び第四項」を加え、「第一号において同じ」を「第一号及び第四項において同じ」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同号イ中「ロにおいて同じ」を「ロ及び第四項において同じ」に改め、同項第二号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「、第一項各号」を「、同項各号」に、「前項に規定する特定外国子会社等が」を「特定外国子会社等（特定事業（第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合における当該他の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるものを除く。）を除く。）が、」に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つている」に改め、同項第二号中「第六十六条の六第四項第二号」を「第六十六条の六第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国子会社等が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうちその連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る個別課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十八条の九十二において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合

における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二　債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四　特定法人の株式等の譲渡（第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五　債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六　特許権等（第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第六十八条の九十第八項を同条第九項とし、同条第七項中「、第四項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項の規定は」を「第五項の規定は、政令で定めるところにより」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　前項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一　各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第六十八条の九十一第一項中「連結法人が同項」を「連結法人が、同項又は同条第四項」に、「のうち当該」を「のうち、当該」に、「金額は」を「金額又は当該特定外国子会社等の個別部分課税対象金額に対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は」に、「連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額」を「連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額等」に、「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に改め、同条第二項中「内国法人が」を「内国法人が、」に、「当該内国法人」を「、当該内国法人」に改め、「場合」の下に「又は当該特定外国子会社等の同条第四項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合」を、「当該課税対象金額」の下に「又は当該部分課税対象金額」を、「個別課税対象金額」の下に「又は個別部分課税対象金額」を加え、同条第三項中「連結法人が」を「連結法人が、」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国子会社等の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合」を加える。

第六十八条の九十二第一項中「当該連結法人に係る特定外国子会社等」を「外国法人」に、「第四項まで」を「この条」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国法人」に改め、同条第二項中「当該連結法人に係る特定外国子会社等」を「外国法人」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国法人」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加え、「、当該剰余金の配当等の額に」を「、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に」に改め、同条第十項中「第二項前段の」を「第二項前段又は第九項前段の」に、「益金不算入」を「配当等の益金不算入」に改め、「第六十八条の九十二第二項前段」の下に「又は第九項前段」を加え、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「第一項」の下に「若しくは第三項又は第八項若しくは第十項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第八項から第十項まで」に、「個別課税済金額若しくは課税済金額」を「個別課税済金額等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第八項から第十項まで」に、「、個別課税済金額」を「、個別課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額」に、「又は課税済金額」を「、個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は課税済金額、間接配当等（第六十六条の八第十一項第一号に規定する間接配当等をいう。）若しくは間接課税済金額（次項において「個別課税済金額等」という。）」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「第六十六条の八第五項」を「第六十六条の八第六項」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に、「第三項の」を「第四項の」に改め、「分割前十年内事業年度又は」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の六項を加える。

8　連結法人が外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）か

ら受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

9　連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額については、同項中「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）」とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

10　連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

11　前三項に規定する間接特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

一　連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度（以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十八条の九十第一項若しくは第四項又は第六十六条の六第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十六条の八第八項から第十項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。第十四項において「個別間接配当等」という。）

二　次に掲げる金額の合計額

イ　前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ　前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十第一項又は第四項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項及び第十四項において「個別間接課税済金額」という。）

12　連結法人が第八項から第十項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る間接課税済金額（第六十六条の八第十一項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その間接課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額とみなす。

13　第六項及び第七項の規定は、第八項から第十項まで及び第十一項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項				
直接保有の株式等の数の	第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の			
第四項	第十一項			
前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	前二年以内の各連結事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等をいう。次項において同じ。）の個別間接配当等（第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は前二年以内の各連結事業年度（第十一項第二号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の個別間接課税済金額（第十一項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）			
第六項第一号				
合併等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度			
前十年以内	前二年以内			
個別課税済金額又は課税済金額	個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等（第六十六条の八第十一項第一号に規定する間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは間接課税済金額（同条第十一項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）			

第六項第二号				
分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度			
前十年以内	前二年以内			
個別課税済金額又は課税済金額	個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額			
直接保有の株式等の数	間接保有の株式等の数			
前項又は第六十六条の八第六項	第十三項において準用する前項又は第六十六条の八第十三項において準用する同条第六項			
第四項の	第十一項の			
分割等前十年内事業年度の個別課税済金額	分割等前二年内事業年度の個別間接配当等又は個別間接課税済金額			
前項の	第十三項において準用する前項の			
前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	前二年以内の各連結事業年度等の個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額			
第七項				
同条第六項	同条第十三項において準用する同条第六項			
前十年以内の各事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各事業年度の課税済金額	前二年以内の各事業年度等（同条第十一項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等の間接配当等又は前二年以内の各事業年度（同条第十一項第二号ロに規定する前二年以内の各事業年度をいう。）の間接課税済金額			

第六十八条の九十二第五項中「適格事後設立（以下この項」を「適格現物分配（以下この項」に、「適格合併等」を「適格組織再編成」に、「事後設立法人から」を「現物分配法人から」に、「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に、「適格合併等の日」を「適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に、「第三項」を「第四項」に、「掲げる適格合併等」を「掲げる適格組織再編成」に改め、同項第一号中「適格合併　当該適格合併」を「適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。）　当該適格合併等」に改め、「被合併法人」の下に「又は現物分配法人」を加え、「合併前十年内事業年度（適格合併の日」を「合併等前十年内事業年度（適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号」を「適格分割、適格現物出資又は適格合併（以下この号」に、「第六十六条の八第三項第二号」を「第六十六条の八第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「で連結法人」を「又は個別部分課税対象金額で、連結法人」に改め、「第六十八条の九十第一項」の下に「又は第四項」を加え、「第六十六条の八第三項第一号」を「第六十六条の八第四項第一号」に、「及び第五項」を「、第六項及び第十一項」に改め、同項第二号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に、「で連結法人」を「又は個別部分課税対象金額で、連結法人」に改め、「第六十八条の九十第一項」の下に「又は第四項」を加え、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十八条の九十三の二の前の見出し中「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第一項中「この項において」を「この項及び第四項において」に、「株式又は出資を間接に」を「株式等（株式又は出資をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を間接に」に、「第七項」を「第八項」に、「もの（以下この款」を「もの（以下この条及び次条」に、「株式又は出資の」を「株式等の請求権（」に、「請求権」を「請求権をいう。第四項において同じ。）」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「同項に規定する特定外国法人が」を「特定外国法人（特定事業（第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするものを除く。）が、」に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つている」に改め、同項第二号中「第六十六条の六第四項第二号」を「第六十六条の六第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国法人が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る個別課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条及び第六十八条の九十三の四において「個別部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第六十六条の九の二第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二　債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した

費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四　特定法人の株式等の譲渡（第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五　債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六　特許権等（第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国法人が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第六十八条の九十三の二第九項を同条第十項とし、同条第八項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項の」を「第一項及び第四項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　前項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一　各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第六十八条の九十三の三第一項中「連結法人が前条第一項」を「連結法人が、前条第一項又は第四項」に、「のうち当該」を「のうち、当該」に、「金額は」を「金額又は当該特定外国法人の個別部分課税対象金額に対応するもの（当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は」に、「（特定外国法人の個別課税対象金額」を「（特定外国法人の個別課税対象金額等」に、「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に改め、同条第二項中「内国法人が」を「内国法人が、」に、「当該内国法人」を「、当該内国法人」に改め、「場合」の下に「又は当該特定外国法人の同条第四項に規定する部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合」を、「当該課税対象金額」の下に「又は当該部分課税対象金額」を、「個別課税対象金額」の下に「又は個別部分課税対象金額」を加え、同条第三項中「連結法人が」を「連結法人が、」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国法人の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合」を加える。

第六十八条の九十三の四第一項中「当該連結法人に係る特定外国法人」を「外国法人」に、「第四項まで」を「この条」に、「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に改め、同条第二項中「当該連結法人に係る特定外国法人」を「外国法人」に、「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加え、「、当該剰余金の配当等の額に」を「、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に」に改め、同条第七項中「第二項前段の」を「第二項前段又は第八項前段の」に、「益金不算入」を「配当等の益金不算入」に改め、「第六十八条の九十三の四第二項前段」の下に「又は第八項前段」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」の下に「若しくは第三項又は第七項若しくは第九項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第六十八条の九十二第五項から第八項まで」を「第六十八条の九十二第六項、第七項、第十四項及び第十五項」に改め、「第三項まで」の下に「及び第四項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、同項の表を次のように改める。

第六十八条の九十二第六項	連結法人が適格合併により被合併法人	第六十八条の九十三の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人
	第四項	第六十八条の九十三の四第四項
	個別課税済金額とみなす	個別課税済金額（同項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）とみなす

第六十八条の九十二第六項第一号	又は課税済金額	又は課税済金額（第六十六条の九の四第四項第二号に規定する課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）
第六十八条の九十二第六項第二号	第六十六条の六第一項	第六十六条の九の二第一項
第六十八条の九十二第七項	前項又は第六十六条の八第六項	第六十八条の九十三の四第六項において準用する前項又は第六十六条の九の四第六項において準用する第六十六条の八第六項
	第四項の	第六十八条の九十三の四第四項の
	前項の	同条第六項において準用する前項の
	同条第六項	第六十六条の九の四第六項において準用する第六十六条の八第六項
	同条第四項第二号	第六十六条の九の四第四項第二号
第六十八条の九十二第十四項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項まで	第六十八条の九十三の四第一項から第三項まで
第六十八条の九十二第十五項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の	第六十八条の九十三の四第一項から第三項までの規定の
	前項	同条第六項において準用する前項
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同条第一項から第三項までの規定を

第六十八条の九十三の四第五項を同条第六項とし、同項の次に次の六項を加える。

7　特殊関係株主等である連結法人が外国法人（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

8　特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）」とする。この場合において、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、同条の規定は、適用しない。

9　特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

10　前三項に規定する間接特定個別課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

一　特殊関係株主等である連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度又は各事業年度（以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十八条の九十三の二第一項若しくは第四項又は第六十六条の九の二第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該連結法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度等において当該外国法

人から受けた剰余金の配当等の額（前三項又は第六十六条の九の四第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二　次に掲げる金額の合計額

イ　前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度において第六十八条の九十三の二第一項又は第四項の規定により配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ　前号の他の外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、配当連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（以下この号及び次項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）において第六十八条の九十三の二第一項又は第四項の規定により前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、前号の連結法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各連結事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。次項において「個別間接課税済金額」という。）

11　特殊関係株主等である連結法人が第七項から第九項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む連結事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度に連結事業年度に該当しないものがある場合において、その該当しない事業年度に係る間接課税済金額（第六十六条の九の四第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項において同じ。）があるときは、前項の規定の適用については、その間接課税済金額は、当該事業年度の期間に対応する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額とみなす。

12　第六十八条の九十二第六項、第七項、第十四項及び第十五項の規定は、第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条の九十二第六項	連結法人が適格合併により被合併法人	第六十八条の九十三の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である連結法人が適格合併により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人
	直接保有の株式等の数の	第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）の
第四項	前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	第六十八条の九十三の四第十項前二年以内の各連結事業年度等（同項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等をいう。次項において同じ。）の個別間接配当等（同条第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）又は前二年以内の各連結事業年度（同条第十項第二号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度をいう。次項において同じ。）の個別間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）

第六十八条の九十二第六項第一号	合併等前十年内事業年度	合併等前二年内事業年度
	前十年以内	前二年以内
	個別課税済金額又は課税済金額	個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等（第六十六条の九の四第十項第一号に掲げる金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）若しくは間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）
第六十八条の九十二第六項第二号	分割等前十年内事業年度	分割等前二年内事業年度
	前十年以内	前二年以内
	個別課税済金額又は課税済金額	個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額
	直接保有の株式等の数	間接保有の株式等の数
	第六十六条の六第一項	第六十六条の九の二第一項
第六十八条の九十二第七項	前項又は第六十六条の八第六項	第六十八条の九十三の四第十二項において準用する前項又は第六十六条の九の四第十二項において準用する第六十六条の八第六項
	第四項の	第六十八条の九十三の四第十項の
	分割等前十年内事業年度の個別課税済金額	分割等前二年内事業年度の個別間接配当等又は個別間接課税済金額
	前項の	同条第十二項において準用する前項の

	前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額	前二年以内の各連結事業年度等の個別間接配当等又は前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額
	同条第六項	第六十六条の九の四第十二項において準用する第六十六条の八第六項
	前十年以内の各事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各事業年度の課税済金額	前二年以内の各事業年度等（第六十六条の九の四第十項第一号に規定する前二年以内の各事業年度等の間接配当等又は前二年以内の各事業年度（第六十六条の九の四第十項第二号ロに規定する前二年以内の各事業年度をいう。）の間接課税済金額
第六十八条の九十二第十四項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの	第六十八条の九十三の四第七項から第九項までの
第六十八条の九十二第十五項	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の	第六十八条の九十三の四第七項から第九項までの規定の
	前項	同条第十二項において準用する前項
	第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を	同条第七項から第九項までの規定を

第六十八条の九十三の四第四項中「当該連結法人に係る特定外国法人」を「第一項から第三項までに規定する外国法人」に、「第六十六条の九の四第三項第二号」を「第六十六条の九の四第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「特定外国法人に係る個別課税対象金額で」を「外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十八条の九

十三の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第六十六条の八第三項第一号」を「第六十六条の八第四項第一号」に改め、「次号」の下に「及び第十項」を加え、同項第二号中「特定外国法人に係る個別課税対象金額で」を「外国法人に係る個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額で、」に、「特定外国法人から」を「外国法人から」に改め、「第六十八条の九十三の二第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「第一項又は前項前段」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　特殊関係株主等である連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定個別課税対象金額に達するまでの金額は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第六十八条の九十六の二を削る。

第六十八条の九十八第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「であるもの」の下に「（当該連結事業年度終了の時において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十八条の百二第二項中「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同条第三項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、「分割承継法人等（」を削り、「被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）」を「被現物分配法人」に改め、同条第四項中「第七項」を「第七項第二号」に改め、同条第五項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、同項第一号中「連結事業年度　当該」を「連結事業年度における当該」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　清算中の連結子法人

第六十八条の百二第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同条第七項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）」を「又は適格現物出資」に、「適格合併等の」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資の」に、「適格合併等に」を「適格合併、適格分割又は適格現物出資に」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第八項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、同条第九項中「合併法人等が」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が」に、「合併法人等の適格合併等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資」に改め、同条第十一項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「分割承継法人等」を「分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、同条第十二項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項第四号中「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改め、同条第十五項中「適格合併等により」を「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により」に、「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十八項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十九項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百四第一項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、「第八十一条の四第三項」を「第八十一条の四第四項」に改める。

第六十八条の百九の二第一項中「第六十一条の二第二項」の下に「及び第十六項」を加え、同条第二項中「分割法人の株主等に」を「法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として」に、「法人税法」を「同法」に改め、「（当該株主等に対する同条第四項に規定する剰余金の配当等として交付された同項に規定する分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。）」を削り、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「除く。」と」の下に「、同条第十六項中「及び第四項」とあるのは「、第四項」と、「金銭等不交付分割型分割」とあるのは「金銭等不交付分割型分割及び租税特別措置法第六十八条の百九の二第二項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第二十四条第一項第三号」と」を加え、同条第三項中「ときは」の下に「、当該旧株の譲渡については」を加え、「第六十一条の二第九項」を「第六十一条の二第八項及び第六十一条の十三第一項」に改める。

第六十八条の百十第一項及び第六十八条の百十一第一項中「「配当等」を「「規定する配当等」に改める。

第六十九条の三第一項中「国税通則法第十九条第三項に規定する」を削り、同条第二項中「国税通則法第十八条第二項に規定する」を削り、同条第四項第一号中「同法第十七条第二項に規

定する」を削り、同条第五項第一号中「国税通則法第十七条第二項に規定する」を削る。

第六十九条の四第一項中「。第三項」を「。同項」に改め、「定めるもの（」の下に「特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限る。」を加え、同項第二号中「前号に掲げる小規模宅地等以外の」を「貸付事業用宅地等である」に改め、同条第二項第一号中「以下この項」を「第四号」に改め、同項第三号中「特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等以外の特例対象宅地等（以下この項において「特定特例対象宅地等」という。）」を「貸付事業用宅地等」に改め、同項第四号中「特定特例対象宅地等」を「貸付事業用宅地等」に改め、同条第三項第一号中「当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに、」を削り、「イにおいて」を「イ及び第四号（ロを除く。）において」に、「がいる場合の当該宅地等」を「が相続又は遺贈により取得したもの」に、「ものに」を「部分に」に改め、同号ロ中「親族が当該」を「被相続人の親族が当該」に改め、「死亡の日。」の下に「第四号イを除き、」を加え、同項第二号中「で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに」を「（当該宅地等が二以上ある場合には、政令で定める宅地等に限る。）で」に、「がいる場合の当該宅地等」を「が相続又は遺贈により取得したもの」に、「もの」を「部分」に改め、同項第三号中「相続開始直前」を「相続開始の直前」に、「相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに当該被相続人の親族（財務省令で定める者に限る。）がおり、当該宅地等を取得した当該親族」を「宅地等を相続又は遺贈により取得した当該被相続人の親族（財務省令で定める者に限る。）」に、「当該宅地等を有し」を「有し」に、「場合の当該宅地等」を「もの」に、「もの」を「部分」に改め、同項に次の一号を加える。

四　貸付事業用宅地等　被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものに限る。以下この号において「貸付事業」という。）の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（特定同族会社事業用宅地等を除き、政令で定める部分に限る。）をいう。

イ　当該親族が、相続開始時から申告期限までの間に当該宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該貸付事業の用に供していること。

ロ　当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の貸付事業の用に供していること。

第六十九条の四第六項中「国税通則法第十八条第二項に規定する」及び「同法第十九条第三項に規定する」を削る。

第六十九条の五第七項中「国税通則法第十八条第二項に規定する」及び「同法第十九条第三項に規定する」を削る。

第七十条第六項中「国税通則法第十九条第三項に規定する」を削り、同条第七項中「国税通則法第十八条第二項に規定する」を削る。

第七十条の二第一項中「平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日まで」を「平成二十二年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで」に、「五百万円」を「住宅資金非課税限度額」に改め、同条第二項第一号中「個人で」を「個人のうち」に、「である者」を「であつて、当該年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が二千万円以下である者」に改め、同項に次の一号を加える。

六　住宅資金非課税限度額　平成二十二年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。

イ　ロに掲げる者以外の者　千五百万円

ロ　前項の規定の適用を受けようとする住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年が平成二十三年のみである者　千万円

第七十条の二第四項中「（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六項第一号中「同法第十七条第二項に規定する」を削り、同項第四号中「五百万円」を「同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額」に改める。

第七十条の三第一項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「相続税法の」を「同法の」に改め、同条第三項中「及び次条」を削り、同項第五号中「その他」を「その他の」に、「から当該新築、取得又は増改築等」を「との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得」に改め、同条第四項中「（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六項第一号中「同法第十七条第二項に規定する」を削る。

第七十条の三の二を削る。

第七十条の七第一項中「この条の」を「この項の」に改め、同条第二項第一号イ中「をいう。」の下に「ホ及び」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　会社等（当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（以下この項及び第四項第十六号において「特別関係会社」という。）をいう。二において同じ。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

第七十条の七第二項第一号ホ中「二まで」を「ホまで」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係をいう。第五号、次条及び第七十条の七の四第二項において同じ。）がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

第七十条の七第二項第五号中「価額」の下に「（当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「認定贈与承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額）」を加え、「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改め、同項第七号イ中「起算して」を削り、同号ロ中「部分」の下に「の額」を加え、「第七十条の七の三」を「第七十条の七の三第一項」に改め、同項第八号イ中「資産の」を「総資産の貸借対照表に計上されている」に改め、同号ロ中「これらに類する資産として」を「の資産であつて」に、「帳簿価額」を「貸借対照表に計上されている帳簿価額」に改め、同条第三項中「を受ける特例受贈非上場株式等」を「に係る特例受贈非上場株式等」に改め、同条第四項中「経営承継受贈者又は」を「経営承継受贈者又は同項の」に改め、同項第十六号中「と政令で定める特別の関係がある会社」を「の特別関係会社」に改め、同条第五項中「規定の適用を受ける」を削り、同条第六項中「経営承継受贈者又は」を「経営承継受贈者又は同項の」に改め、同条第八項中「当該経営承継相続人等又は当該経営相続承継受贈者」を「、当該経営承継相続人等若しくは当該経営相続承継受贈者又は次条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与により当該会社の株式等の取得をした者」に改め、同条第十項中「同項の規定の適用を受ける」を「同項の」に改め、同条第十四項第七号中「には、当該株式又は」を「には、当該認めるとき又は当該株式若しくは」に改め、「なお」を削り、同条第十七項及び第二十五項中「経営承継受贈者又は」を「経営承継受贈者又は同項の」に改める。

第七十条の七の二第二項第一号イ中「をいう。」の下に「ホ及び」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　会社等（当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（以下第十四項までにおいて「特別関係会社」という。）をいう。二において同じ。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

第七十条の七の二第二項第一号ホ中「二まで」を「ホまで」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

第七十条の七の二第二項第三号ロ中「の日」の下に「の翌日」を加え、同項第五号イ中「価額」の下に「（当該特例非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下イにおいて「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）」を加え、同項第七号ロ中「部分」の下に「の額」を加え、同条第三項中「経営承継相続人等又は」を「経営承継相続人等又は同項の」に改め、同項第十六号中「と政令で定める特別の関係がある会社」を「の特別関係会社」に改め、同条第四項中「規定の適用を受ける」を削り、同条第五項中「経営承継相続人等又は」を「経営承継相続人等又は同項の」に改め、同条第七項中「当該相続に」を「第一項の相続又は遺贈に」に、「第一項」を「同項」に改め、同条第十項中「同項の規定の適用を受ける」を「同項の」に改め、同条第十四項第七号中「には、当該株式又は」を「には、当該認めるとき又は当該株式若しくは」に改め、「なお」を削り、同項第十一号中「を受けた同条第二項第二号に規定する非上場株式等」を「に係る同項に規定する特例非上場株式等」に改め、同条第十六項第二号中「当該特例非上場株式等」を「特例非上場株式等」に、「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第十七項及び第二十五項中「経営承継相続人等又は」を「経営承継相続人等又は同項の」に改める。

第七十条の七の三第一項中「を受ける特例受贈非上場株式等」を「に係る特例受贈非上場株式等」に改め、同条第二項中「の適用を受けた同項の」を「により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する」に改める。

第七十条の七の四第二項第一号イ中「をいう。」の下に「ヘにおいて同じ。」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　会社等（当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（以下この項において「特別関係会社」という。）をいう。二において同じ。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

第七十条の七の四第二項第一号ホ中「会社等」を「会社」に改め、同号ヘ中「ホまで」を「ヘまで」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

第七十条の七の四第二項第四号イ中「価額」の下に「（当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に

支配関係がある法人（以下イにおいて「認定相続承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定相続承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）」を加え、同項第五号中「開始の日」の下に「の翌日」を加え、同項第六号イ中「起算して」を削り、同号ロ中「適用に係る」を「適用を受ける」に改め、「部分」の下に「の額」を加え、同条第七項第一号及び第二号中「第一項の規定の適用を受けようとする」を削り、同項第三号中「第一項の規定の適用を受けようとする」を「受ける」に、「当該相続」を「同項の相続」に改め、同条第十一項中「規定は、」の下に「経営相続承継受贈者が」を加え、同条第十二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十六項及び第十七項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営贈与承継期間）」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。

第七十条の七の四第十五項中「経営相続承継受贈者又は」を「経営相続承継受贈者又は同項の」に改める。

第四章中第七十条の十二の次に次の一条を加える。

（相続税及び贈与税の特例に係る修正申告書等の提出に係る罰則）

第七十条の十三　正当な理由がなくて第六十九条の三第一項若しくは第二項、第七十条第六項若しくは第七項、第七十条の二第四項又は第七十条の三第四項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第七十一条の十六第一項中「放送法」の下に「（昭和二十五年法律第百三十二号）」を加える。

第七十三条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第七十五条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は第四号」を削り、「第三号の」を「同号の」に改め、「若しくは第四号の施行再建マンションに関する権利の価額」を削り、同条第四号を削る。

第七十六条の見出しを「（特定農業法人が遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「農地法等施行日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日（次条第二項において「農地法等施行日」という。）」に、「同条第二項」を「農地法第三十五条第二項」に改め、同項を同条とする。

第七十七条第一項中「、農用地」を「、同条第一項第一号に規定する農用地（次項において「農用地」という。）」に改める。

第七十八条を削り、第七十八条の二を第七十八条とする。

第八十条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「増加（」の下に「これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分並びに」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加　イ又は口に掲げる部分の区分に応じイ又は口に定める割合

イ　資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分　千分の一

ロ　イに掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。次号ロにおいて同じ。）　千分の三・五

三　分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加　イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分　千分の一

ロ　イに掲げる部分以外の部分　千分の三・五

第八十条第二項中「前項（第一号に限る。）の規定は」を「銀行その他の政令で定める者が」に、「が行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の」を「（平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にされた当該決定に係るものに限る。）による資本金の額の増加を行つた場合には、当該資本金の額の増加の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該」に改め、「当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本金の額の増加の」を削り、「ときについて準用する」を「ものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする」に改める。

第八十条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項第五号中「取得」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十条の三を削る。

第八十一条第五項及び第六項を次のように改める。

5　株式会社が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同条第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の四」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の二十三」とする。

6　株式会社が、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号ロ中「千分の三」とあるのは「千分の十二」と、前条第一項第四号中「合併」とあるのは「分割」と、同項第六号中「合併」とあるのは「分割」と、「千分の〇・五」とあるのは「千分の〇・六」とする。

第八十二条の見出し中「免税」を「税率の軽減」に改め、同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「次に」を「次の各号に」に、「その登記については、登録免許税を課さない」を「当該登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする」に改め、同項各号を次のように改める。

一　株式会社の資本金の額の増加　千分の一

二　滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用に供する土地（これに隣接する土地でこれらの施設と一体となつてその機能を補完するものを含む。）並びに関西国際空港株式会社法第六条第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定　イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　所有権の移転　千分の三

ロ　地上権又は賃借権の設定　千分の一・五

第八十二条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「については」を「に係る登録免許税の税率は」に、「登録免許税を課さない」を「登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする」に改める。

第八十二条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「千分の二・五」を「千分の三」に改め、同条第二項中「千分の二・五」を「千分の三」に改める。

第八十三条の二を削る。

第八十三条の三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日（指名金銭債権の取得にあつては、平成二十三年三月三十一日）」に、「特定不動産（特定目的会社が取得する」を「特定資産（」に、「のうち」を「をいう。以下この項において同じ。）のうち倉庫等（倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。）以外の」に、「、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすもの」を「の所有権の取得をした場合（当該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）」に、「を取得した場合には、当該特定不動産又は」を「の取得をした場合には、当該不動産の所有権又は当該」に、「千分の八」を「千分の十三」に改め、同項第一号八中「に特定不動産」の下に「（特定目的会社が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）」を加え、「同法第二条第一項に規定する」を削り、同条第二項及び第三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「不動産の所有権を取得した」を「倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした」に、「千分の八」を「千分の十三」に、「、地上権又は不動産」を「若しくは地上権又は不動産の所有権」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の場合において、平成二十三年三月三十一日までに第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の十三」とあるのは「千分の八」とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の十三」とあるのは「千分の十一」とする。

第八十三条の三を第八十三条の二とする。

第八十三条の四を削る。

第八十四条の三第一項中「次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる」を「独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項及び第六条第三項の」に改め、同項の表を削る。

第八十六条の二第三項中「、第六十七条第一号及び第七十条」を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定により消費税法第八条第四項の規定が準用される譲渡又は譲受けは、同項の物品の譲渡又は譲受けとみなして、同法第六十五条第一号及び第六十七条の規定を適用する。

第八十七条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第八十七条の六第一項中「平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同条第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年

三月三十一日まで」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第八十七条の八第四項中「、第五十三条第一項」を「並びに第五十三条第一項」に改め、「、第五十九条第一項（第三号及び第五号中同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）、第六十条（第二号中同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）並びに第六十二条第一項」を削り、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「行為者」を「その行為者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により酒税法第四十六条、第四十七条第一項及び第五十三条第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定が準用される第一項の規定の適用を受ける者（前項の規定により準用される同法第四十八条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第四十六条、第四十七条第一項及び第五十三条第一項の酒類製造者とみなして、同法第五十八条第一項第九号、第十号（同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）及び第十三号（同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）並びに第五十九条第一項の規定を適用する。

第八十八条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「七千円」を「一万五百円」に改める。

第八十八条の七第九項中「、第二十六条」を「及び第二十六条」に改め、「、第二十九条第三号及び第四号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第三十一条第一項」及び「、第十五条の二（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項」を削り、「、第二十九条第四号（同法第二十六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三十一条第一項並びに」を「及び」に改め、「、第十五条の二（同法第十四条の二第一項第三号に係る部分に限る。）及び第十七条第一項」を削り、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　前項の規定により揮発油税法第二十四条及び第二十六条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とそれぞれみなして、揮発油税法第二十八条第六号及び第七号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第二十九条第一項並びに地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項の規定を、前項の規定により揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号の規定が準用される前項のバイオエタノール等揮発油の製造者は、揮発油税法第二十六条第一項第三号及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第三号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第七号（同法第二十六条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第二十九条第一項並びに地方揮発油税法第十六条（同法第十四条の二第一項第三号に係る部分に限る。）及び第十七条第一項の規定を、それぞれ適用する。

第八十九条第一項中「平成五年十二月一日から平成三十年三月三十一日までの間」を「平成二十二年四月一日以後」に改め、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同条を第八十八条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止）

第八十九条　前条の規定の適用がある場合において、平成二十二年一月以後の連続する三月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも一リットルにつき百六十円を超えることとなつたときは、財務大臣は、速やかに、その旨を告示するものとし、当該告示の日の属する月の翌月の初日以後に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税については、同条の規定の適用を停止する。

2　前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、平成二十二年四月以後の連続する三月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも一リットルにつき百三十円を下回ることとなつたときは、財務大臣は、速やかに、その旨を告示するものとし、当該告示の日の属する月の翌月の初日以後に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税については、同項の規定にかかわらず、同条の規定を適用する。

3　前二項の揮発油の平均小売価格とは、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査で財務省令で定めるものの結果に基づき、財務省令で定めるところにより算出される金額をいう。

4　第一項の告示の日の属する月の翌月の初日（以下この条において「指定日」という。）に、揮発油の製造場又は保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。）で控除対象揮発油（揮発油税法第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定の適用を受ける揮発油以外の揮発油をいう。以下この条において同じ。）を販売のため所持する揮発油の製造者又は販売業者（以下この条において「控除対象揮発油所持販売業者等」という。）がある場合において、揮発油の製造者が控除対象揮発油所持販売業者等（当該揮発油の製造者を除く。）からその所持する控除対象揮発油について貯蔵場所ごとに作成した当該控除対象揮発油の数量を証する書類として政令で定める書類の交付を受け、かつ、政令で定めるところにより、当該交付を受けた書類に係る控除対象揮発油についての揮発油税超過額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）を指定日の属する月の翌月の初日から同日以後三月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間に提出される同法第十条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下この条において

「停止期間内申告書」という。）に同項第七号に掲げる揮発油税額として記載したとき、又は控除対象揮発油所持販売業者等に該当する揮発油の製造者がその所持する控除対象揮発油について貯蔵場所ごとに当該控除対象揮発油の数量を証する書類として政令で定める書類を作成し、かつ、政令で定めるところにより、当該書類に係る控除対象揮発油についての揮発油税超過額を停止期間内申告書に同号に掲げる揮発油税額として記載したときは、停止期間内申告書に記載した同項第六号に掲げる揮発油税額から揮発油税超過額を控除する。ただし、揮発油の製造者が控除対象揮発油について同法第十七条第一項から第四項まで又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第七条第一項若しくは第四項の規定による控除又は還付を受けた場合又は受けようとする場合は、この限りでない。

一　揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）に相当する金額

二　揮発油税法第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額に相当する金額

5　揮発油の製造者が前項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第二項の規定による申告書を提出するときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該申告書に揮発油税超過額を記載することができる。

6　前項に定める場合のほか、揮発油の製造者は、第四項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、揮発油税超過額を記載した申告書をその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

7　第四項の規定により停止期間内申告書に揮発油税法第十条第一項第九号に掲げる不足額が記載されることとなつたとき、又は前二項の規定に基づき揮発油税超過額が記載された申告書が提出されたときは、それぞれ、当該不足額又は当該揮発油税超過額に相当する金額を還付する。

8　第四項又は前項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る揮発油税法第十条の規定による申告書又は第六項の規定による申告書に、当該控除又は還付を受けようとする揮発油税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類及び第四項の規定により控除対象揮発油所持販売業者等から交付を受けた同項に規定する政令で定める書類又は同項の規定により控除対象揮発油所持販売業者等に該当する揮発油の製造者として自ら作成した同項に規定する政令で定める書類を添付しなければならない。

9　第四項の規定により同項に規定する政令で定める書類を揮発油の製造者に交付する控除対象揮発油所持販売業者等又は同項に規定する政令で定める書類を作成する控除対象揮発油所持販売業者等に該当する揮発油の製造者は、その所持する控除対象揮発油の貯蔵場所ごとに、当該控除対象揮発油の数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、指定日以後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

10　揮発油税法第十七条第八項の規定は、第七項の規定による還付金について準用する。この場合において、同条第八項中「第三項又は第四項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条第七項」と、同項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第十条第二項又は租税特別措置法第八十九条第六項」と読み替えるものとする。

11　地方揮発油税法第九条の規定は、第四項又は第七項の規定による控除又は還付が行われる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油税法第十七条第一項から第四項までの規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条第四項又は第七項の規定による控除又は還付」と、同条第二項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と、同条第三項中「揮発油税法第十七条第五項及び第八項」とあるのは「租税特別措置法第八十九条第八項及び第十項」と読み替えるものとする。

12　地方揮発油税法第十三条の規定は、前項において読み替えて準用する同法第九条の規定及び第七項の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額について準用する。この場合において、同法第十三条第一項中「第九条及び揮発油税法第十七条」とあるのは「租税特別措置法第八十九条第十一項において読み替えて準用する第九条及び同法第八十九条第七項」と、「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と読み替えるものとする。

13　揮発油を保税地域から引き取る揮発油の販売業者が、その住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地のうち一の場所につき、指定日以後一月以内に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、指定日前に保税地域から引き取られた控除対象揮発油については、当該揮発油の販売業者を揮発油の製造者と、当該承認を受けた場所を揮発油の製造場と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

14　前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

15　控除対象揮発油につき、第四項又は第七項の規定による控除又は還付を受けた場合における揮発油税法第十七条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

揮発油税法第十七条第一項	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。以下第四項において同じ。）	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
揮発油税法第十七条第二項	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されれるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
揮発油税法第十七条第四項	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額	第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項	課せられた酒税又はたばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「酒税等」と総称する。）の税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）	揮発油税法第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額に相当する金額又は地方揮発油税法第四条の規定により課されるものとした場合の地方揮発油税額

酒税等の	揮発油税及び地方揮発油税の
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第三項及び第四項	酒税等	揮発油税及び地方揮発油税

16　第二項の告示の日の属する月の翌月の初日（以下この条において「適用日」という。）前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四条第三項（第八十九条の三第三項及び第九十条第三項並びに同法第十五条第三項及び第十六条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十四条第三項各号に掲げる日が適用日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率は、前条第一項の税率とする。

17　次の表の上欄に掲げる規定により揮発油税及び地方揮発油税の免除を受けて適用日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、適用日以後に同表の下欄に掲げる規定に該当することとなつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率は、前条第一項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
第八十九条の四第一項	第八十九条の四第四項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項
第九十条の二第一項	第九十条の二第四項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項
揮発油税法第十四条の二第一項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十六条の四第一項	同法第十六条の四第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第五項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

18　適用日に、揮発油の製造場又は保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。）で課税対象揮発油（揮発油税法第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定の適用を受ける揮発油以外の揮発油をいう。以下この条において同じ。）を販売のため所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その所持する課税対象揮発油の数量（二以上の場所で課税対象揮発油を所持する場合には、その合計数量とする。）が十キロリットル以上であるときは、当該課税対象揮発油については、その者が揮発油の製造者（当該課税対象揮発油がバイオエタノール等揮発油（第八十八条の七第一項に規定するバイオエタノール等揮発油をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては、バイオエタノール等揮発油の製造者）として当該課税対象揮発油を適用日にその者の揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、二万四千三百円の揮発油税及び八百円の地方揮発油税を課する。

19　前項に規定する者は、その所持する課税対象揮発油で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、適用日以後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その貯蔵場所において所持する課税対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量

イ　バイオエタノール等揮発油

ロ　イに掲げるもの以外の課税対象揮発油

二　前号イの数量のうち、第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量として政令で定める数量及び揮発油税法第八条第一項の規定により控除される数量

三　第一号ロの数量のうち、揮発油税法第八条第一項の規定により控除される数量

四　第一号イの数量から第二号の数量を控除した数量及び第一号ロの数量から前号の数量を控除した数量の合計数量

五　前号の合計数量により算定した前項の規定による揮発油税額及び地方揮発油税額並びにその合計額

六　その他参考となるべき事項

20　前項の規定による申告書を提出した者は、適用日以後六月以内に、当該申告書に記載した同項第五号に掲げる揮発油税額及び地方揮発油税額の合計額に相当する揮発油税及び地方揮発油税を、国に納付しなければならない。

21　前項の規定は、同項に規定する第十九項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る揮発油税及び地方揮発油税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

22　第十八項の規定による揮発油税及び地方揮

発油税については、地方揮発油税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」として、これらの規定を適用する。

23　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該課税対象揮発油が第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該課税対象揮発油の戻入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方揮発油税額に相当する金額は、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条の規定に準じて、当該課税対象揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方揮発油税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方揮発油税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る揮発油税額及び地方揮発油税額から控除し、又はその者に還付する。

一　揮発油の製造者がその製造場から移出した課税対象揮発油で、第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合

二　前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税対象揮発油で第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該課税対象揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合

24　揮発油税法第二十五条（第二号を除く。）の規定は、第十九項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

25　偽りその他不正の行為により第七項の規定又は第十一項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

26　前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

27　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第九項の規定による届出書に偽りの記載をして提出した者

二　第十九項の規定による申告書の提出を怠つた者

28　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十五項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

29　前項の規定により第二十五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

30　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十九条の二第八項中「、第二十九条第一号並びに第三十一条」を削り、同条第九項中「、第二十六条」を「及び第二十六条」に改め、「、第二十九条第三号及び第四号並びに第三十一条」及び「、第十五条の二及び第十七条」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　前項の規定により揮発油税法第十四条第六項、第七項（移入の理由に係る部分を除く。）及び第八項の規定が準用される前項の特定石油化学製品を移入した者は、同条第七項に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第二十九条の規定を適用する。

第八十九条の二に次の一項を加える。

11　前項の規定により揮発油税法第二十四条及び第二十六条（第一項第四号を除く。）並びに地方揮発油税法第十四条の二（第一項第四号を除く。）の規定が準用される前項の特定石油化学製品の製造者及び販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、揮発油税法第二十四条及び地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第八十九条の三第四項中「、第二十六条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに第三十一条」を「及び第二十六条」に改め、「、第十五条の二及び第十七条」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項の揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第八十九条の四第三項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及

び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3　前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項の揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第九十条第四項中「、第二十六条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに第三十一条」を「及び第二十六条」に改め、「、第十五条の二及び第十七条」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項のみなし揮発油を移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条並びに地方揮発油税法第十六条及び第十七条の規定を適用する。

第九十条の二第三項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定は、前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、それぞれ準用する。

3　前項の規定により揮発油税法第十四条第七項、第二十四条及び第二十六条並びに地方揮発油税法第十四条の二の規定が準用される前項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者は、揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに地方揮発油税法第十四条の二第一項第一号に規定する者とみなして、揮発油税法第二十八条第三号、第六号及び第七号並びに第二十九条及び第十七条の規定を適用する。

第九十条の四第一項中「平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十四年三月三十一日まで（第四号に掲げる重油及び粗油については、平成二十三年三月三十一日まで）」に改め、同条第二項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素を同項の用途に供する者並びに同項の重油及び粗油の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の四の二第二項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の四の二第三項及び第四項」を「第九十条の四の二第四項及び第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の四の三第二項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の四の三第三項及び第四項」を「第九十条の四の三第四項及び第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を

除く。）の規定が準用される前項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

6　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第二十六条（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の六第四項及び第五項」を「第九十条の六第六項及び第七項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の重油の製造者又は販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の方法により購入された重油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六第六項中「、第二十三条第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「、第二十六条（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、「第九十条の六第四項及び第五項」を「第九十条の六第六項及び第七項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の重油の製造者又は販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の方法により購入された重油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六第六項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

6　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の七第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同項第一号中「第九十条の四第四項」を「第九十条の四第六項」に改め、同項第二号中「第九十条の四の二第三項」を「第九十条の四の二第四項」に改め、同項第三号中「第九十条の四の三第三項」を「第九十条の四の三第四項」に改め、同項第四号中「第九十条の六第四項」を「第九十条の六第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

六　前条第三項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第九十条の七第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を削り、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第九十条の八第一項中「旅客の」を削る。

第九十条の十第一項中「、「届出軽自動車」若しくは「車両番号の指定」」を「若しくは「届出軽自動車」若しくは「車両番号の指定」」に、「、届出軽自動車若しくは車両番号の指定」を「若しくは届出軽自動車」に改める。

第九十条の十一の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車重量税率の特例）」を付し、同条第一項中「昭和五十一年五月一日から平成三十年四月三十日までの間」を「平成二十二年四月一日以後」に改め、「車両番号の指定」の下に「（自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。）」を、「受ける検査自動車」の下に「（第九十条の十二第一項各号に掲げる検査自動車を除く。）」を加え、「、自動車重量税法」を「、同法」に改め、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同項第一号イ中「五千百円」を「四千八百円」に改め、同号ロ中「五千六百円」を「五千四百円」に、「三千四百円」を「三千二百円」に改め、同号ハ中「二千八百円」を「二千七百円」に、「千七百円」を「千六百円」に改め、同号ニ中「八千四百円」を「八千百円」に、「四千五百円」を「四千三百円」に改め、同項第二号イ中「一万八千九百円」を「一万五千円」に、

「一万三千二百円」を「一万千四百円」に、「七千五百円」を「六千六百円」に改め、同号ロ中「一万二千六百円」を「一万円」に、「八千八百円」を「七千六百円」に、「五千円」を「四千四百円」に改め、同号ハ中「六千三百円」を「五千円」に、「四千四百円」を「三千八百円」に、「二千五百円」を「二千二百円」に改め、同号ニ中「一万三千二百円」を「一万千三百円」に、「六千三百円」を「五千五百円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十条の十一の二　平成二十二年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十八年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（次条第一項各号に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一　道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千六百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千六百円

(2)　軽自動車　五千六百円

(3)　二輪の小型自動車　三千四百円

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　二千八百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千八百円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　二千八百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

(3)　軽自動車　二千八百円

(4)　二輪の小型自動車　千七百円

二　前号に掲げる自動車以外の自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　一万二千六百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千六百円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　一万二千六百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに一万二千六百円

(3)　軽自動車　八千八百円

(4)　二輪の小型自動車　五千円

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　六千三百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに六千三百円

(2)　(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　六千三百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに六千三百円

(3)　車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　四千四百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円

(4)　軽自動車　四千四百円

(5)　二輪の小型自動車　二千五百円

2　前項の車両重量及び車両総重量の計算に関し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

第九十条の十二第二項中「第七条第一項」の下に「、第九十条の十一第一項」を加え、「同条」を「前二条」に改め、同項第一号中「次項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同項第二号に次のように加える。

八　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の軽油自動車であつて、前項第五号に掲げるもの以外の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの

第九十条の十二第三項中「第七条第一項」の下に「、第九十条の十一第一項」を加え、「同条」を「前二条」に改め、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので財務省令で定めるものに該当し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

（納税貯蓄組合法の一部改正）

第十九条　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円」を「十万円」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第二十二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「五十万円をこえ」を「百万円を超え」に改める。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に、「五万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改める。

（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第二十三条　清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「十万円」を「五十万円」に改める。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に、「一万円」を「十万円」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二十四条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項中「第七条」を「前条」に改め、同条を第八条とする。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第二十五条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改め、同項第二号中「千分の九十四」を「千分の六十七」に、「千分の九百六」を「千分の九百三十三」に改め、同条第三号中「千分の六十七」を「千分の四十五」に、「千分の八百十二」を「千分の六百六十六」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百五十五」に改める。

第十四条第一項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の六百六十六」に改め、同条第二項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の九十四」を「千分の六十七」に、「千分の八百十二」を「千分の六百六十六」に、「千分の九百六」を「千分の九百三十三」に改め、同条第三項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の六十七」を「千分の四十五」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に、「千分の九百三十三」を「千分の九百五十五」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の百八十八」を「千分の百三十四」に、「千分の八百十二」を「千分の八百六十六」に改める。

第二十一条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「五十万円をこえ」を「百万円を超え」に改める。

第二十二条中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成二十二年六月一日

イ　第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定、同法第二百三十九条の改正規定、同法第二百四十一条及び第二百四十二条の改正規定、同法第二百四十三条を削る改正規定、同法第二百四十四条の改正規定並びに同法第二百四十三条とする改正規定

ロ　第二条中法人税法の目次の改正規定（「第百六十四条」を「第百六十三条」に改める部分に限る。）、同法第百五十九条第一項の改正規定（「第百六十四条第一項」を「第百六十三条第一項」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同法第百六十条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、同法第百六十一条の改正規定、同法第百六十二条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、同法第百六十三条を削る改正規定、同法第百六十四条第一項の改正規定及び同条を同法第百六十三条とする改正規定

ハ　第三条中相続税法の目次の改正規定、同法第六十八条の改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十二条を削る改正規定

ニ　第四条の規定（地価税法第三十二条第四項の改正規定を除く。）

ホ　第五条中消費税法の目次の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十七条から第六十九条までを削る改正規定、同法第七十条第一項の改正規定及び同条を同法第六十七条とする改正規定

ヘ　第六条の規定

ト　第七条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第三十条を削る改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定及び同条を同法第三十条とする改正規定

チ　第八条の規定

リ　第九条の規定（地方揮発油税法第十三条第一項の改正規定を除く。）

ヌ　第十条の規定

ル　第十一条の規定

ヲ　第十二条の規定

ワ　第十三条の規定

カ　第十四条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法第二十三条及び第二十四条を削る改正規定、同法第二十五条の改正規定、同条を同法第二十三条とする改正規定、同法第二十六条の改正規定、同条を同法第二十四条とする改正規定、同法第二十七条の改正規定並びに同条を同法第二十五条とする改正規定

ヨ　第十五条の規定（国税通則法第二条第六号ハ㈡の改正規定、同法第六十五条第三項第二号ロの改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。）

タ　第十六条の規定

レ　第十七条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項の改正規定（「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第三項」を「第九条の六第三項」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第四項」に改める部分に限る。）、同条第八項の改正規定、同条第十三項の表第百七十二条第一項第一号の項の改正規定、同条第十七項第一号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第十九項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十一項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十二項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十三項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十五項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同法第六条の二第一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定（「解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）」を削る部分に限る。）を除く。）

ソ　第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七十条の十二」を「第七十条の十三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第五項第四号の改正規定（「規定する条約」の下に「その他の我が国が締結した国際約束」を、「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定、同法第九条の四の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第八項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項第二号中「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加える部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分を除く。）、同法第六十六条の四第十二項の改正規定（「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、同条第十九項の改正規定（同項を同条第十八項とする部分を除く。）、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の八十八第十一項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同法第六十八条の八十八の二第一項の改正規定、同法第四章中第七十条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条

の八の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の二の改正規定、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の六の二の改正規定及び同法第九十条の七の改正規定並びに附則第五十条、第七十二条及び第百二十四条第七項から第九項までの規定

ツ　第十九条の規定

ネ　第二十条の規定

ナ　第二十一条の規定

ラ　第二十二条の規定

ム　第二十三条の規定

ウ　第二十四条の規定

ヰ　第二十五条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条の改正規定及び同法第二十二条の改正規定

二　第十八条中租税特別措置法第十三条第五項第三号の改正規定、同法第四十六条の二第三項第三号の改正規定及び同法第六十八条の三十一第三項第三号の改正規定並びに附則第五十七条第四項、第七十九条第四項及び第百十二条第四項の規定　平成二十二年七月一日

三　次に掲げる規定　平成二十二年十月一日

イ　第一条中所得税法第二十四条第一項の改正規定（「（平成七年法律第百五号）」を削る部分を除く。）、同法第二十五条第一項の改正規定、同法第五十二条第一項の改正規定、同法第五十七条の四第一項の改正規定及び同法第百五十七条第四項の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定

ロ　第二条の規定（法人税法の目次の改正規定（「第百六十四条」を「第百六十三条」に改める部分に限る。）、同法第二条第十二号の七の五を同条第十二号の七とし、同条第十二号の七の四の次に二号を加える改正規定、同条第十二号の八の改正規定（「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）」を「発行済株式等」に改める部分に限る。）、同法第四条の三第一項の改正規定（「六月」を「三月」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第二十三条の改正規定（同条第一項中「金額（」の下に「第一号に掲げる金額にあつては、」を加え、「第一号に掲げるもの」を「もの及び適格現物分配に係るもの」に改める部分、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える部分及び同条第八項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改める部分を除く。）、同法第三十五条の改正規定、同法第六十一条の四第一項の改正規定（「規定する有価証券の空売り」の下に「（次項において「有価証券の空売り」という。）」を、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分及び「除く」の下に「。次項において同じ」を、「相当する金額」の下に「（次項において「みなし決済損益額」という。）」を加える部分を除く。）、同法第六十六条の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（同項第一号に係る部分、同項第五号を同項第六号とする部分及び同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第八十一条の四第一項の改正規定（「第三項」を「第四項」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定（「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（同項を同条第五項とする部分を除く。）、同条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）、同法第八十一条の九の二第一項の改正規定、同条第二項各号の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第六項の改正規定（同項を同条第七項とする部分を除く。）、同条第五項の改正規定（同項を同条第六項とする部分を除く。）、同法第八十一条の九の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「である連結親法人が」を「である連結親法人又は連結子法人と他の法人との間で」に改める部分及び同項第一号に係る部分に限る。）、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第八十一条の十二の改正規定、同法第八十一条の十三第二項第四号の改正規定、同法第百三十八条第九号の改正規定、同法第百四十三条の改正規定、同法第百五十九条第一項の改正規定（「第百六十四条第一項」を「第百六十三条第一項」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同法第百六十条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、同法第百六十一条の改正規定、同法第百六十二条の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分を除く。）、同法第百六十三条を削る改正規定、同法第百六十四条第一項の改正規定及び同条を同法第百六十三条とする改正規定（附則第十条及び第十二条において「組織再編成等以外の改正規定」という。）並びに附則第十条第二項、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十五条、第二十六条第十項及び第十三項、第二十七条、第百三十三条、第百三十四条、第百四十二条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の改正規定に限る。）並びに第百四十五条の規定

ハ　第三条中相続税法第六十四条第四項の改正規定及び附則第三十三条の規定

ニ　第四条中地価税法第三十二条第四項の改正規定及び附則第三十四条の規定

ホ　第五条中消費税法第三十九条第一項の改正規定及び同法第四十五条第四項の改正規定

ヘ　第七条中たばこ税法第十一条の改正規定及び同法附則第二条の改正規定並びに附則第三十六条から第三十九条までの規定

ト　第十五条中国税通則法第二条第六号八(2)の改正規定、同法第六十五条第三項第二号ロの改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定並びに附則第四十一条の規定

チ　第十七条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項の改正規定（「解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）」を削る部分に限る。）及び附則第四十二条の規定

リ　第十八条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定（同項第十号の七に係る部分を除く。）、同法第三条の三第五項の改正規定、同法第六条第三項の改正規定（「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める部分に限る。）、同法第八条の三第五項の改正規定、同法第九条の二第四項の改正規定、同法第三十七条の十第三項第二号の改正規定、同法第三十七条の十四の二第五項第三号の改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十二条の四第十六項の改正規定、同法第四十七条第四項の改正規定（第六十八条の三十四第三項」を「第六十八条の三十四第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改める部分及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、同法第四十七条の二第二項及び第四十八条第二項の改正規定、同法第五十二条の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同項の表の第三号及び第四号に係る部分、同条第二項第一号に係る部分並びに同条第九項中「百分の百」を「百分の九十」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の五の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の六の改正規定、同法第五十五条の七の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条の五の改正規定、同法第五十七条の六の改正規定、同法第五十七条の九の改正規定、同法第五十七条の十第一項の改正規定（「除く」の下に「。次項において同じ」を、「残額」の下に「。次項において同じ。」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第五十八条の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一条の三第一項の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定（「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分及び「、第四十二条の十一第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十二条の三の改正規定（同条第一項中「、第四十二条の十一第五項」を削る部分、同条第八項中「、第四十二条の十一第五項」を削る部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十三条第一項の改正規定（「、第四十二条の十一第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十五条の三第三項第四号の改正規定、同法第六十五条の四第三項第四号の改正規定、同法第六十五条の五の二の改正規定、同法第六十五条の七の改正規定、同法第六十五条の八の改正規定、同法第六十五条の十の改正規定、同法第六十五条の十一の改正規定、同法第六十五条の十二の改正規定、同法第六十五条の十三の改正規定、同法第六十五条の十四の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十六条の二の改正規定、同法第六十六条の四の改正規定（同条第七項中「帳簿書類」を「書類として財務省令で定めるもの」に改め、「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「次項、第九項及び第十二項第二号において同じ。」を削る部分、同条第九項中「帳簿書類又は」を「財務省令で定めるもの又は」に改める部分、同条第十二項中「十万円」を「三十万円」に改める部分及び同条第十九項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の八第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の次に六項を加える改正規定（第九項に係る部分に限る。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十六条の十三第一項の改正規定（同項ただし書中「ただし、」の下に「清算中に終了する事業年度及び」を加える部分に限る。）、同法第六十七条の四の改正

規定、同法第六十七条の六第一項の改正規定、同法第六十七条の十四第六項の改正規定、同法第六十七条の十五第七項の改正規定、同法第六十八条の二の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の三の改正規定、同法第六十八条の三の二第六項の改正規定、同法第六十八条の三の三第六項の改正規定、同法第六十八条の三の四を削る改正規定、同法第六十八条の三の五を同法第六十八条の三の四とする改正規定、同法第六十八条の九の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第九項に係る部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の九の二の改正規定、同法第六十八条の十第九項の改正規定、同法第六十八条の十一第七項の改正規定、同法第六十八条の十二第九項の改正規定、同法第六十八条の十三第五項の改正規定、同法第六十八条の十四第七項の改正規定、同法第六十八条の三十四第四項の改正規定（「第四十七条第三項」を「第四十七条第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改める部分及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、同法第六十八条の三十五第二項及び第六十八条の三十六第二項の改正規定、同法第六十八条の四十の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の四十一の改正規定、同法第六十八条の四十三の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同項の表の第三号及び第四号に係る部分並びに同条第八項中「百分の百」を「百分の九十」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の四十四の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の四十五の改正規定、同法第六十八条の四十六の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の五十三の改正規定、同法第六十八条の五十四の改正規定、同法第六十八条の五十五の改正規定、同法第六十八条の五十六の改正規定、同法第六十八条の五十八の改正規定、同法第六十八条の五十八の二の改正規定、同法第六十八条の五十九の改正規定（同条第一項中「（各連結事業年度終了の時における。）」を「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時において。）」に、「法人税法第二条第九号に規定する普通法人及び」を「もの及び同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するもの並びに」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十一の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の六十五の改正規定、同法第六十八条の六十六の改正規定（「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同法第六十八条の七十の改正規定、同法第六十八条の七十一の改正規定、同法第六十八条の七十二の改正規定、同法第六十八条の七十四第三項第四号の改正規定、同法第六十八条の七十五第三項第四号の改正規定、同法第六十八条の七十六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の七十九の改正規定、同法第六十八条の八十一の改正規定、同法第六十八条の八十二の改正規定、同法第六十八条の八十三の改正規定、同法第六十八条の八十四の改正規定、同法第六十八条の八十五の改正規定、同法第六十八条の八十五の三の改正規定、同法第六十八条の八十五の四の改正規定、同法第六十八条の八十八第六項の改正規定（「第二条第四十三号」を「第二条第三十九号」に、「同条第四十四号」を「同条第四十号」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九十二第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に改める部分、「第三項」を「第四項」に改める部分、同項第三号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に改める部分及び同項を同条第六項とする部分を除く。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の九十三の四第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の次に六項を加える改正規定（第九項に係る部分に限る。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の百二の改正規定、同法第六十八条の百四第一項の改正規定、同法第六十八条の百九の二の改正規定並びに同法第八十八条の二第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第四十四条、第七十四条、第七十九条第六項及び第八項から第十三項まで、第八十条、第八十一条、第八十二条第一項及び第四項、第八十三条、第八十四条第二項、第八十六条、第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第二項、第八十九条、第九十条第七項、第九十一条第五項、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条第三項、第九十七条、第九十九条から第百四条まで、第百五条第二項、第百六条、第百七条第三項、第百八条、第百九条、第百十二条第六項及び第八項から第十三項まで、第百十三条、第百十四条、第百十五条第一項及び第四項、第百十六条、第百十七条、第百

十八条第一項、第百十九条第七項、第百二十条第五項、第百二十二条、第百二十三条、第百二十七条、第百三十五条から第百四十条まで並びに第百四十二条（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十八条第三項の改正規定に限る。）の規定

ヌ　第二十五条の規定（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条の改正規定及び同法第二十二条の改正規定を除く。）

四　次に掲げる規定　平成二十三年一月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十四条の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第百八十五条及び第百八十六条の改正規定、同法第百八十七条の改正規定、同法第百九十条第二号ハの改正規定、同法第百九十四条第一項の改正規定、同法第百九十五条の改正規定、同法第二百三条の三第一号の改正規定、同法第二百三条の五第一項の改正規定、同法第二百二十四条の五第一項第三号の改正規定（「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とする部分を除く。）、同条第二項第二号の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定並びに同法別表第四の改正規定並びに附則第五条、第七条第一項及び第三項、第八条並びに第九条第二項の規定

ロ　第十七条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十七項第一号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第十九項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十一項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）、同条第二十三項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）及び同条第二十五項第二号の改正規定（「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。）

ハ　第十八条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第一項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二の改正規定、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同法第四十一条第一項第四号の改正規定、同法第四十一条の三の二第三項第三号の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十四第二項第一号の改正規定並びに同法第四十一条の十六（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五十八条、第六十二条、第六十五条、第六十六条、第七十一条、第百三十一条及び第百三十二条の規定

五　第三条中相続税法第二十四条の改正規定及び附則第三十二条第一項の規定　平成二十三年四月一日

六　附則第六十四条第三項及び第四項の規定　平成二十三年十月一日

七　次に掲げる規定　平成二十四年一月一日

イ　第一条中所得税法第七十六条の改正規定、同法第七十七条第二項第一号の改正規定（「前条第三項第四号」を「前条第六項第四号」に改める部分に限る。）、同法第百九十条第二号ロの改正規定、同法第百九十六条の改正規定及び同法第二百七条第一号の改正規定並びに附則第四条並びに第七条第二項及び第四項の規定

ロ　第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第四条の四第二項の改正規定、同法第二章第一節中第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第一項の改正規定（同項第二号中「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加える部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定

八　第一条中所得税法第二百二十四条の五第一項第一号の改正規定、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とする改正規定、同項第三号の改正規定（「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とする部分に限る。）、同項第二号の次に一号を加える改正規定及び同条第二項第一号の改正規定並びに附則第九条第一項の規定　商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行の日

九　第十八条中租税特別措置法第十条の二の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条の五第一項第二号の改正規定並びに附則第五十三条、第七十五条及び第百五条第一項の規定　石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日

十　第十八条中租税特別措置法第三十四条第二項第四号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十四号の改正規定、同法第六十五条の三第一項第四号の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第二十四号の改正規定並びに附則第五十九条第二項、第八十七条第三項及び第百十八条第三項の規定　自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第九条まで及び第四十九条において「新所得税法」という。）の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例に関する経過措置）

第三条　新所得税法第五十七条の四第一項の規定は、個人が平成二十二年十月一日以後に行う同項に規定する株式交換又は適格株式交換による同項に規定する旧株の譲渡又は贈与について適用し、個人が同日前に行った第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第九条まで及び第四十九条において「旧所得税法」という。）第五十七条の四第一項に規定する株式交換による同項に規定する旧株の譲渡については、なお従前の例による。

（生命保険料控除に関する経過措置）

第四条　新所得税法第七十六条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（障害者控除、扶養控除等に関する経過措置）

第五条　新所得税法第七十九条、第八十四条及び第八十五条の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第六条　新所得税法第百五十七条第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する合併等（同項に規定する現物分配のうち、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合について適用し、同日前に旧所得税法第百五十七条第四項に規定する合併等が行われた場合については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七条　新所得税法第四編第二章第一節の規定、新所得税法第百九十条（第二号ハに係る部分に限る。）の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成二十三年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第百九十条（第二号ロに係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

3　新所得税法第百九十四条第一項並びに第百九十五条第一項及び第三項の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する新所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第百九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

4　新所得税法第百九十六条第一項及び第二項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第八条　新所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百三条の五第一項の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

（告知、支払調書及び支払通知書に関する経過措置）

第九条　新所得税法第二百二十四条の五（第一項第一号及び第三号に係る部分に限る。）及びこれらの号に係る新所得税法第二百二十五条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、新所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引のうち同項第一号に掲げる商品先物取引、外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引に係る同項に規定する差金等決済で附則第一条第八号に定める日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引のうち同項第一号に掲げる商品先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百二十四条の五（第一項第四号に係る部分に限る。）及び同号に係る新所得税法第二百二十五条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、新所得税法第二百二十五条第二項に規定する先物取引のうち同項第二号に掲げる市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

3　新所得税法第二百二十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払うべき同号に規定する報酬について適用し、施行日前に支払うべき旧所得税法第二百二十五条第一項第六号に規定する報酬については、なお従前の例による。

4　施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間における新所得税法第二百二十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「共済に係る契約」とあるのは、「共済に係る契約（農業協同組合法第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合の締結した共済に係る契約その他政令で定める共済に係る契約を除く。）」とする。

5　新所得税法第二百二十五条第二項の規定は、同項に規定する支払の確定した日が施行日以後である同項第一号に規定する収益の分配及び同項第二号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものについて適用し、旧所得税法第二百二十五条第二項に規定する支払の確定した日が施行日前である同項第一号に規定する収益の分配及び同項第二号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものについては、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定（組織再編成等以外の改正規

定に限る。）による改正後の法人税法（以下附則第二十九条までにおいて「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第二十三条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散及び新法人税法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定（組織再編成等以外の改正規定を除く。）による改正後の法人税法（以下附則第二十六条までにおいて「十月新法人税法」という。）の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資、現物分配（十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。）、株式交換若しくは株式移転が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資、事後設立（第二条の規定（組織再編成等以外の改正規定を除く。）による改正前の法人税法（以下附則第百三十四条までにおいて「十月旧法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）、株式交換又は株式移転が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税、各連結事業年度の連結所得に対する法人税及び退職年金等積立金に対する法人税並びに同日前に解散（合併による解散及び十月旧法人税法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。）が行われた場合における法人の清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（完全支配関係の定義に関する経過措置）

第十一条　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新法人税法の規定の適用については、新法人税法第二条第十二号の七の六中「一の者が」とあるのは、「この編、第五十七条（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）、第六十一条の十一（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）及び第六十一条の十二（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の場合を除き、一の者が」とする。

（連結納税の承認の申請に関する経過措置）

第十二条　新法人税法第四条の三第一項、第六項及び第八項の規定は、同条第一項に規定する内国法人が新法人税法第四条の二の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日が平成二十二年十月一日以後である場合の同項の申請について適用し、第二条の規定（組織再編成等以外の改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下附則第二十九条までにおいて「旧法人税法」という。）第四条の三第一項に規定する内国法人が旧法人税法第四条の二の承認を受けて各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日が同年十月一日前である場合の同項の申請については、なお従前の例による。

（事業年度に関する経過措置）

第十三条　十月新法人税法第十四条第二項の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する他の内国法人が同条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当することとなる場合の事業年度について適用する。

2　平成二十二年十月一日前に十月旧法人税法第十五条の二第二項に規定する他の内国法人が連結親法人との間に当該連結親法人による同条第一項第六号に規定する完全支配関係を有することとなった場合の同項に規定する最初連結事業年度については、なお従前の例による。

（受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第十四条　十月新法人税法第二十三条第三項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に同項に規定する取得をする株式又は出資に係る同項に規定する配当等の額について適用する。

（外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する経過措置）

第十五条　十月新法人税法第二十三条の二第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に同項に規定する取得をする株式又は出資に係る同項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

（受贈益の益金不算入に関する経過措置）

第十六条　十月新法人税法第二十五条の二の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に受ける同条第一項に規定する受贈益の額について適用する。

（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入に関する経過措置）

第十七条　旧法人税法第三十五条第一項に規定する特殊支配同族会社の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第十八条　十月新法人税法第三十七条第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用し、法人が同日前に支出した十月旧法人税法第三十七条第二項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置）

第十九条　十月新法人税法第五十七条第八項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する内国法人の同号に規定する合併の日が平成二十二年十月一日以後の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度（十月旧法人税法第十五

条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第二十九条までにおいて同じ。）の同年十月一日以後の期間内の日を除く。）である場合又は十月新法人税法第五十七条第八項に規定する内国法人（同年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産の確定の日が同年十月一日以後の日である場合の同号に定める欠損金額について適用し、十月旧法人税法第五十七条第九項に規定する内国法人の同項第二号に規定する合併の日が同年十月一日前の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を含む。）である場合の同号に定める欠損金額については、なお従前の例による。

2　十月新法人税法第五十七条第八項に規定する内国法人（平成二十二年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産の確定の日が施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日から当該連結親法人事業年度終了の日の前日までの期間内の日である場合における同項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第二十六条第四項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第二号（連結欠損金の繰越し）に規定する連結子法人」とする。

3　法人が施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間（施行日以後に開始する連結親法人事業年度の平成二十二年九月三十日以前の期間を含む。）内に十月旧法人税法第五十七条第十項各号に規定する場合に該当した場合の当該各号に掲げる欠損金額については、なお従前の例による。

（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越しに関する経過措置）

第二十条　十月新法人税法第五十八条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する内国法人の同号に規定する合併の日が平成二十二年十月一日以後の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を除く。）である場合又は同項に規定する内国法人（同年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産の確定の日が同年十月一日以後の日である場合の同号に定める災害損失欠損金額について適用し、十月旧法人税法第五十八条第四項に規定する内国法人の同項第二号に規定する合併の日が同年十月一日前の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を含む。）である場合の同号に定める災害損失欠損金額については、なお従前の例による。

2　十月新法人税法第五十八条第三項に規定する内国法人（平成二十二年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産の確定の日が施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日から当該連結親法人事業年度終了の日の前日までの期間内の日である場合における同項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「第八十一条の九第二項第一号（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第二十六条第四項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第二号（連結欠損金の繰越し）に規定する連結子法人」とする。

3　法人が施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間（施行日以後に開始する連結親法人事業年度の平成二十二年十月一日以後の期間を含む。）内に当該法人を十月旧法人税法第五十八条第五項に規定する合併法人等とする同項に規定する適格合併等を行った場合の同項に規定する未処理災害損失欠損金額については、なお従前の例による。

（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入に関する経過措置）

第二十一条　十月新法人税法第六十一条の二第十六項の規定は、法人が同項に規定する他の内国法人の平成二十二年十月一日以後に生ずる同項に規定する事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合又は法人が当該他の内国法人の同日以後に生ずる同項に規定する事由により当該他の内国法人の株式を有しないこととなった場合（同日以後に残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。）における同条第一項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額について適用する。

（完全支配関係がある法人の間の取引の損益に関する経過措置）

第二十二条　十月新法人税法第六十一条の十三の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額について適用し、法人が同日前に行った十月旧法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額については、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

2　法人が平成二十二年十月一日前に行った十月旧法人税法第六十一条の十三第一項又は第八十一条の十第一項に規定する譲渡損益調整資産（以下この項において「旧譲渡損益調整資産」という。）の譲渡に係る十月旧法人税法第六十一条の十三第一項又は第八十一条の十第一項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額（以下この項において「旧譲渡損益額」という。）に相当する金額につき同日において益金の額又は損金の額に算入されていない金額がある場合には、当該旧譲渡損益調整資産を十月新法人税法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産と、当該旧譲渡損益額を同項に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額と、当該法人を当該譲渡利益額又は譲渡損失額につき同項の規定の適用を受けた法人と、当該旧譲渡損益調整資産の譲渡を受けた法人を同条第二項に規定する譲受法人と、当該旧譲渡損益額に相当する金額につき十月旧法人税法第六十一条の十三第二項又は第八十一条の十第二項の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額を当該譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額につき十月新法人税法第六十一条の十三第二項の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額と、それぞれみなして、

同条第二項から第六項までの規定を適用する。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に関する経過措置）

第二十三条　法人が施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間（施行日以後に開始する連結親法人事業年度の平成二十二年九月三十日以前の期間を含む。）内に当該法人を合併法人又は分割承継法人とする十月旧法人税法第六十二条の七第七項に規定する特定適格合併等を行った場合の同項に規定する特定保有資産については、なお従前の例による。

（連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第二十四条　新法人税法第八十一条の四の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　十月新法人税法第八十一条の四第三項の規定は、連結法人が平成二十二年十月一日以後に同項に規定する取得をする株式又は出資に係る同項に規定する配当等の額について適用する。

（連結事業年度における寄附金の損金不算入に関する経過措置）

第二十五条　十月新法人税法第八十一条の六第二項の規定は、連結法人が平成二十二年十月一日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用し、連結法人が同日前に支出した十月旧法人税法第八十一条の六第二項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）

第二十六条　新法人税法第八十一条の九第一項の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　新法人税法第八十一条の九第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結承認日（新法人税法第四条の二の承認の効力が生じた日をいう。以下この条において同じ。）の属する連結親法人事業年度開始の日が施行日以後である連結親法人又は新法人税法第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人の同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

3　前項の場合において、施行日から平成二十二年九月三十日までの間に同項に規定する特定連結子法人を分割法人又は被合併法人とする分割型分割又は合併が行われるときの十月旧法人税法第五十七条第九項又は第五十八条第四項の規定の適用については、十月旧法人税法第五十七条第九項第一号ロ及び第二号ロ中「第八十一条第九項第一号ロ及び第二号ロ中「第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第二十六条第四項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第二号（連結欠損金の繰越し）に規定する連結子法人」とする。

4　連結承認日の属する連結親法人事業年度開始の日が施行日前であった連結親法人又は連結子法人の旧法人税法第八十一条の九第二項第一号又は第二号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

5　前項の場合において、施行日から平成二十二年九月三十日までの間に同項に規定する連結子法人を分割法人とする分割型分割が行われるとき又は施行日から同項の連結親法人事業年度終了の日までの間に同項に規定する連結子法人を被合併法人とする合併が行われるときの十月旧法人税法第五十七条第九項又は第五十八条第四項の規定の適用については、十月旧法人税法第五十七条第九項第一号ロ及び第二号ロ中「第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第二十六条第四項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第二号（連結欠損金の繰越し）に規定する連結子法人」とする。

6　新法人税法第八十一条の九第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同条第二項に規定する連結親法人若しくは連結子法人の施行日以後に開始する連結親法人事業年度の期間（平成二十二年十月一日以後の期間に限る。）内に同項第二号に規定する適格合併が行われる場合又は当該連結親法人若しくは連結子法人の施行日以後に開始する連結親法人事業年度の期間内に同号に規定する他の内国法人（同年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産が確定する場合の同号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

7　連結親法人が施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間（施行日以後に開始する連結親法人事業年度の平成二十二年九月三十日以前の期間を含む。）内に適格合併を行った場合又は連結親法人が同年九月三十日以前に旧法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割を行った場合の旧法人税法第八十一条の九第二項第三号に定める欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

8　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新法人税法第八十一条の九第二項の規定の適用については、同項第一号中「第五十八条第四項」とあるのは「第五十八条第六項」と、同号イ中「第五項」とあるのは「第六項」と、「同条第四項又は第八項」とあるのは「同条第五項又は第九項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第四項」とする。

9　連結法人が平成二十二年九月三十日以前に合併又は分割型分割を行った場合の旧法人税法第八十一条の九第三項に規定する欠損金額については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該分割型分割の日の前日の属する連結親法人事業年度が施行日前に開始したものであるときは、同項中「前項第二号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第二十六条第四項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第二号（連結欠損金の繰越

し）とし、当該前日の属する連結親法人事業年度が施行日以後に開始するものであるときは、同項中「前項第二号に規定する連結子法人」とあるのは「前項第一号に規定する特定連結子法人」とする。

10　十月新法人税法第八十一条の九第五項（同項第三号の連結子法人に係る部分に限る。）の規定は、当該連結子法人を同号に規定する合併法人等とする同号に規定する適格組織再編成等が行われる日が平成二十二年十月一日以後の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を除く。）である場合の同号に定める連結欠損金個別帰属額について適用する。

11　新法人税法第八十一条の九の二第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する連結親法人又は連結子法人の施行日以後に開始する連結親法人事業年度の期間（平成二十二年十月一日以後の期間に限る。）内に同号に規定する適格合併が行われる場合の同号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

12　連結親法人が施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間（施行日以後に開始する連結親法人事業年度の平成二十二年九月三十日以前の期間を含む。）内に適格合併を行った場合又は連結親法人が同年九月三十日以前に旧法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割を行った場合の旧法人税法第八十一条の九の二第二項第一号に掲げる未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「前条第二項第三号」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第二十六条第七項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第三号（連結欠損金の繰越し）」とする。

13　十月新法人税法第八十一条の十第二項（同項第二号の連結子法人に係る部分に限る。）の規定は、当該連結子法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする同号に規定する適格組織再編成等が行われる日が平成二十二年十月一日以後の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を除く。）である場合の同号に規定する適格組織再編成等が行われる日が平成二十二年十月一日以後の日（施行日前に開始した連結親法人事業年度の同年十月一日以後の期間内の日を除く。）である場合の同号に掲げる連結欠損金個別帰属額について適用する。

14　新法人税法第八十一条の九の二第三項の規定は、同項の欠損等連結法人の施行日以後に開始する連結親法人事業年度の期間内に同項に規定する内国法人（平成二十二年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産が確定する場合の同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

15　新法人税法第八十一条の九の二第四項の規定は、連結承認日の属する連結親法人事業年度開始の日が施行日以後である同項に規定する連結親法人又は特定連結子法人の同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

16　連結承認日の属する連結親法人事業年度開始の日が施行日前であった旧法人税法第八十一条の九の二第三項に規定する連結親法人又は連結子法人の同項に規定する欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同項第三号イ」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第二十六条第七項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第三号イ（連結欠損金の繰越し）」とする。

17　新法人税法第八十一条の九の二第五項の規定は、同項に規定する連結親法人若しくは連結子法人の施行日以後に開始する連結親法人事業年度の期間（平成二十二年十月一日以後の期間に限る。）内に同項に規定する適格合併が行われる場合又は当該連結親法人の施行日以後に開始する連結親法人事業年度の期間内に同項に規定する他の内国法人である欠損等法人若しくは欠損等連結法人（同年十月一日以後に解散するものに限る。）の残余財産が確定する場合の同項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用する。

18　連結親法人が施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間（施行日以後に開始する連結親法人事業年度の平成二十二年九月三十日以前の期間を含む。）内に適格合併を行った場合又は連結親法人が同年九月三十日以前に旧法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割を行った場合の旧法人税法第八十一条の九の二第四項に規定する未処理欠損金額又は連結欠損金個別帰属額については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同項第三号イ」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第二十六条第七項（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第二項第三号イ（連結欠損金の繰越し）」とする。

（連結法人間取引の損益の調整に関する経過措置）

第二十七条　連結法人が平成二十二年九月三十日以前に行った十月旧法人税法第八十一条の十第一項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額については、附則第二十二条第二項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率に関する経過措置）

第二十八条　新法人税法第八十一条の十二の規定は、同条第一項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税法第八十一条の十二第一項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結特定同族会社の特別税率に関する経過措置）

第二十九条　新法人税法第八十一条の十三の規定は、同条第一項の連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、旧法人税

法第八十一条の十三第一項の連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第三十条　第三条の規定による改正後の相続税法（以下附則第三十三条までにおいて「新相続税法」という。）の規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（障害者控除に関する経過措置）

第三十一条　新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又はその者の扶養義務者（同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者をいう。以下この条において「扶養義務者」という。）の施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第三条の規定による改正前の相続税法（附則第三十三条において「旧相続税法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六号）による改正前の相続税法（以下この条において「旧法」と総称する。）第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその者の扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した残額に達するまでの金額とする。

（定期金に関する権利の評価に関する経過措置）

第三十二条　新相続税法第二十四条の規定は、平成二十三年四月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金給付契約に関する権利に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2　施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（新相続税法第二十四条に規定するものに限る。）を同日までに相続若しくは遺贈又は贈与により取得する場合には、当該権利の価額は、前項の規定にかかわらず、同条に規定する金額による。ただし、次に掲げるものに係る定期金給付契約に関する権利については、この限りでない。

一　保険者が被保険者の死亡に関し保険金を支払うことを約する生命保険契約における当該保険金（所得税法第七十六条第四項に規定する個人年金保険契約等に係るものその他の政令で定めるものを除く。）

二　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける年金その他の政令で定める年金

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第三十三条　新相続税法第六十四条第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する合併等（同項に規定する現物分配のうち、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合について適用し、同日前に旧相続税法第六十四条第四項に規定する合併等が行われた場合については、なお従前の例による。

（地価税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　第四条の規定による改正後の地価税法第三十二条第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する合併等（同項に規定する現物分配のうち、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合について適用し、同日前に第四条の規定による改正前の地価税法第三十二条第四項に規定する合併等が行われた場合については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　第五条の規定による改正後の消費税法（次項において「新消費税法」という。）第九条第七項の規定は、施行日以後に消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出する事業者の施行日以後に開始する課税期間（同法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に当該届出書を提出した事業者の施行日前に開始した課税期間及び施行日以後に開始する課税期間については、なお従前の例による。

2　新消費税法第十二条の二第二項の規定は、施行日以後に設立された同条第一項に規定する新設法人で、同条第二項に規定する場合に該当することとなるものについて適用する。

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第三十六条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第七条の規定（たばこ税法第十一条の改正規定及び同法附則第二条の改正規定に限る。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に課した、又は課すべきであった第七条の規定による改正前のたばこ税法第十一条及び附則第二条に規定する製造たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（未納税移出等に係る経過措置）

第三十七条　平成二十二年十月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たば

こ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、第七条の規定による改正後のたばこ税法（次条において「新たばこ税法」という。）第十一条第一項又は附則第二条の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第三十八条　次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成二十二年十月一日前に保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。次条において同じ。）から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たばこ税法第十一条第一項又は第二項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

（手持品課税）

第三十九条　平成二十二年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき千七百五十円

二　たばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ　千本につき八百三十一円

2　前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあっては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成二十二年十一月一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　その貯蔵場所において所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三　その他参考となるべき事項

3　第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号。以下この項、附則第百四十八条及び第百四十九条において「地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は地方税法等改正法附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5　前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6　第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）

が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一　製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8　たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9　第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

10　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第十四条の規定（印紙税法別表第一第十号の課税物件欄に係る部分に限る。以下この項において同じ。）による改正後の印紙税法（次項において「新印紙税法」という。）別表第一第十号の規定は、施行日以後に作成される同号に掲げる保険証券に係る印紙税について適用し、施行日前に作成された同条の規定による改正前の印紙税法（次項において「旧印紙税法」という。）別表第一第十号に掲げる保険証券に係る印紙税については、なお従前の例による。

2　施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に作成される新印紙税法別表第一第十号に掲げる保険証券であって施行日の前日に作成されたとしたならば旧印紙税法別表第一第十号に掲げる保険証券に該当しないこととなるものについては、新印紙税法別表第一第十号の規定は、適用しない。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　第十五条の規定による改正後の国税通則法第七十一条第二項の規定は、平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する分割等（同項に規定する現物分配のうち、残余財産の分配にあっては同日以後の解散によるものに限る。）について適用し、同日前に行われた第十五条の規定による改正前の国税通則法第七十一条第二項に規定する分割等については、なお従前の例による。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　平成二十二年九月三十日以前に解散（合併による解散を除く。）をした第十七条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する内国法人の清算所得につき同項の更正の請求が行われた場合については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第四十三条　第十八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十二年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等の経過措置等）

第四十四条　平成二十二年九月三十日以前に解散（合併による解散及び十月旧法人税法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。）をした第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則第百三十条までにおいて「旧租税特別措置法」という。）第三条の三第五項、第六条第三項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項及び第四十一条の十二第四項に規定する内国法人に対するこれらの規定により読み替えて適用する十月旧法人税法の規定の適用については、なお従前の例による。

（勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第四条の四第三項の規定は、平成二十二年一月一日以後の同項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第四条の四第三項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（振替国債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第四十六条　施行日前に提出された旧租税特別措置法第五条の二第一項第一号イに規定する振替国債非課税適用申告書又は同項第二号イに規定する振替地方債非課税適用申告書（当該振替国債非課税適用申告書若しくは当該振替地方債非課税適用申告書若しくは当該振替地方債非課税適用申告書又は当該変更申告書に記載された氏名若しくは名称又は同条第一項第一号イに規定する住所の変更をしていないものに限る。）は、施行日において新租税特別措置法第五条の二第一項第一号の規定により提出された同号の非課税適用申告書とみなす。

2　新租税特別措置法第五条の二第二項の規定は、同項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人が支払を受ける同条第一項に規定する振替国債（以下この条において「振替国債」という。）又は同項に規定する振替地方債（以下この条において「振替地方債」という。）の利子のうち施行日以後の期間に対応する部分について適用し、旧租税特別措置法第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債又は振替地方債の利子のうち施行日前の期間に対応する部分については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧租税特別措置法第五条の二第五項第四号の規定により受けた税務署長の承認は、施行日において新租税特別措置法第五条の二第五項第四号の規定により受けた国税庁長官の承認とみなす。

4　新租税特別措置法第五条の二第九項及び第十項の規定は、これらの規定に規定する非課税口座において同条第五項第六号に規定する振替記載等を受ける振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後であるものについて適用する。

5　新租税特別措置法第五条の二第十五項及び第十九項から第二十二項までの規定は、その利子の計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後である振替国債又は振替地方債について適用し、その利子の計算期間の初日が平成二十二年六月一日前である振替国債又は振替地方債については、なお従前の例による。

（振替社債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第五条の三の規定は、同条第一項に規定する特定振替社債等の利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後であるものについて適用する。

2　施行日から平成二十二年五月三十一日までの間における新租税特別措置法第五条の三第四項第五号及び第六号の規定の適用については、同項第五号中「条約その他の我が国が締結した国際約束」とあるのは「条約」と、「締約国又は締約者」とあるのは「締約国」と、「条約相手国等」とあるのは「条約相手国」と、同項第六号中「条約相手国等」とあるのは「条約相手国」とする。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第六条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に発行される同条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第六条第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六条第四項から第十項までの規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第六条第四項に規定する一般民間国外債につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

3　施行日前に発行された旧租税特別措置法第六条第十項に規定する指定民間国外債（次項において「指定民間国外債」という。）につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

4　施行日から平成二十四年三月三十一日までの間に発行される指定民間国外債につき支払を受ける利子については、旧租税特別措置法第六条（第十項から第十二項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十項中「第四項に規定する政令で定める外国法人により発行された」とあるのは「その利子の額が当該指定民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）第十八条の規定による改正後の租税特別措置法第六条第四項に規定する特殊関係者をいう。以下この項において同じ。）に関する同条第四項に規定する政令で定める指標を基礎として算出される」と、「利子に」とあるのは「利子で当該発行をする者の特殊関係者でないものが受けるものに」とする。

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十九条　新租税特別措置法第八条の四第四項の規定は、同項に規定する支払の確定した日が施行日以後である同項に規定する上場株式配当等について適用し、旧租税特別措置法第八条の四第四項に規定する支払の確定した日が施行日前である同項に規定する上場株式配当等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八条の四第五項の規定は、同項に規定する支払の確定した日が平成二十二年一月一日以後である同条第四項に規定する上場株式配当等又は新所得税法第二百二十五条第二項第一号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る新所得税法第二十四条第一項に規定する配当等について適用し、旧租税特別措置法第八条の四第五項に規定する支払の確定した日が同年一月一日前である同条第四項に規定する上場株式配当等又は旧所得税法第二百二十五条第二項第一号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る旧所得税法第二十四条第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第九条の四の二の規定は、平成二十二年六月一日以後の同条第一項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第九条の四の二第一項に規定する上場証券投資信託の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例に関する経過措置）

第五十一条　施行日前に旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした個人の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十二年三月三十一日」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日」と、同条第二項中「とあるのは」とあるのは「とあるのは」と、「第九条の六第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる

（個人の減価償却に関する経過措置）

第五十七条　個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

3　個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の六第一項に規定する資源再生化設備等については、なお従前の例による。

4　個人が平成二十二年七月一日前に死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合における旧租税特別措置法第十三条第五項第三号に規定する雇用障害者数の計算については、なお従前の例による。

5　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

6　新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第二項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

（給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十八条　旧租税特別措置法第二十九条第一項に規定する給与所得者等（以下この条において「給与所得者等」という。）が、同項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益で平成二十三年一月一日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等（土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいう。以下この条において同じ。）の取得に要する資金に充てるため、平成二十三年一月一日前に使用者（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払をする者をいう。以下この条において同じ。）から当該資金の貸付けを使用人である地位に基づき無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益（当該経済的利益が使用人である地位に基づいて通常受ける経済的利益を著しく超える場合として政令で定める場合に該当するときは、その著しく超える経済的利益の部分として政令で定める金額に相当する部分を除く。）で同日以後の期間に係るものについては、所得税を課さない。

3　給与所得者等が、旧租税特別措置法第二十九条第二項に規定する利子（次項において「利子」という。）で平成二十三年一月一日前に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額をその使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けた場合における同条第二項に規定するその支払を受けた金額については、なお従前の例による。

4　給与所得者等が、平成二十三年一月一日前に自己の居住の用に供する住宅等の取得に要する資金を新租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り受けた場合（当該資金を勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第三項に規定する福利厚生会社から借り受けた場合で政令で定める場合を含む。）において、同日以後に支払うべき利子に充てるため当該利子の全部又は一部に相当する金額をその使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けたときは、その支払を受けた金額（その金額が使用人である地位に基づいてその利子に充てるため通常支払を受ける金額を著しく超える場合として政令で定める場合に該当するときは、その著しく超える部分の金額として政令で定める金額に相当する金額を除く。）については、所得税を課さない。

5　給与所得者等が、勤労者財産形成促進法第九条第二項第二号に規定する勤労者の負担を軽減するために必要な措置若しくは同法第十条第三項に規定する当該措置に準ずる措置により受ける旧租税特別措置法第二十九条第三項に規定する経済的利益又はこれらの措置により支払を受ける金額で政令で定めるもの（以下この条において「経済的利益等」という。）のうち平成二十三年一月一日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

6　給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得につき、平成二十三年一月一日前に勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する住宅資金の貸付けを受けた場合において、その給与所得者等が受ける経済的利益等のうち同日以後の期間に係るもの（第二項又は第四項の規定の適用を受けるものを除く。）については、所得税を課さない。

7　第二項、第四項及び前項の規定は、これらの規定に規定する経済的利益、支払を受けた金額又は経済的利益等が給与所得者等に通常支給すべきであったと認められる第二項に規定する給与等又は退職手当等に代えて支払われたと認められる場合には、適用しない。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十九条　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第六号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十四号の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に同項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の土地の同日以後に行う譲渡について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の土地の同日前に行った譲渡については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十六条の二の規定は、個人が平成二十二年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第六十条　新租税特別措置法第三十七条の十第四

項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の同号に規定する公募株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、施行日前の旧租税特別措置法第三十七条の十第四項第一号に規定する公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十第四項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年一月一日以後の同項第二号に規定する株式等証券投資信託等の終了若しくは一部の解約又は同項第三号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の十第四項第二号に規定する株式等証券投資信託等の終了若しくは一部の解約又は同項第三号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割については、なお従前の例による。

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第六十一条　新租税特別措置法第三十七条の十の二第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成十三年九月三十日以前に取得した上場株式等の取得費の特例に関する経過措置）

第六十二条　個人が平成二十三年一月一日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する上場株式等の譲渡をした場合における当該上場株式等の譲渡による譲渡所得については、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置）

第六十三条　個人が施行日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十三第一項第四号に掲げる特定株式については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第六十四条　新租税特別措置法第三十七条の十四第一項から第五項まで及び第十四項から第二十項までの規定は、平成二十四年一月一日以後に設定される同条第五項第一号に規定する非課税口座に係る同日以後の同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡及び同条第四項各号に掲げる事由による同項の非課税口座内上場株式等の払出しについて適用する。

2　新租税特別措置法第三十七条の十四第六項から第十三項までの規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出（同号に規定する提出をいう。次項において同じ。）又は同条第六項の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。第四項において同じ。）をする場合について適用する。

3　新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座を設定しようとする同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び同号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、平成二十四年一月一日前においても、同号及び同条第十一項から第十三項までの規定の例により、同号に規定する非課税口座開設届出書の提出、同条第十一項において準用する同条第七項の告知及び確認、同条第十三項に規定する財務省令で定める事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該非課税口座開設届出書の提出、告知及び確認並びに記載事項の提供は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

4　新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税口座開設確認書の交付を受けようとする同条第六項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者、同項の金融商品取引業者等の営業所の長及び同条第九項に規定する所轄税務署長は、平成二十四年一月一日前においても、同条第六項から第十項までの規定の例により、同条第六項の申請書の提出、同条第七項の告知及び確認、同条第九項に規定する申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録、同条第十項第一号の非課税口座開設確認書又は同項第二号の書面の交付その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該申請書の提出、告知及び確認、申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録並びに非課税口座開設確認書又は書面の交付は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

（合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十五条　新租税特別措置法第三十七条の十四の二第六項の規定は、平成二十三年一月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換が行われる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項から第三項までに規定する特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換が行われた場合については、なお従前の例による。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第三十七条の十四の三第四項の規定は、平成二十三年一月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定非適格合併、特定非適格分割型分割又は特定非適格株式交換が行われる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四の三第一項から第三項までに規定する特定非適格合併、特定非適格分割型分割又は特定非適格株式交換が行われた場合については、なお従前の例による。

（割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第三十七条の十六（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同号に規定する公社債の譲渡による所得について適用する。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十八条　新租税特別措置法第四十条の四第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象

金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十条の四第三項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十条の四第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額について適用する。

4　新租税特別措置法第四十条の四第七項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額につき同条第三項又は第四項の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十条の五の規定は、居住者が施行日以後に外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

6　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号。以下この項及び次条第四項において「平成二十一年改正法」という。）第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次条第四項において「旧法」という。）第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（居住者の有する当該特定外国子会社等の新租税特別措置法第四十条の五第二項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。）のうち当該居住者の同号イに規定する配当日の属する年分に対応する部分の金額又は旧法第四十条の五第二項に規定する控除未済配当等の額（当該居住者の有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。）のうち当該居住者の同号ロに規定する前二年内の各年分に対応する部分の金額は、当該居住者の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第四十条の五第二項の規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第三十一条第三項の規定により平成二十一年改正法第五条の規定による改正後の租税特別措置法第四十条の五第一項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十九条　旧租税特別措置法第四十条の七第三項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十条の七第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額について適用する。

3　新租税特別措置法第四十条の八の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者が施行日以後に外国法人から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用する。

4　旧法第四十条の十一第一項に規定する特定外国法人の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（居住者の有する当該特定外国法人の新租税特別措置法第四十条の八第二項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。）のうち当該居住者の同号イに規定する配当日の属する年分に対応する部分の金額又は旧法第四十条の十一第二項に規定する控除未済配当等の額（当該居住者の有する当該特定外国法人の新租税特別措置法第四十条の八第二項第二号ロに規定する前二年内の各年分に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。）のうち当該居住者の同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、当該居住者の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第四十条の八第二項の規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第三十二条第三項の規定により平成二十一年改正法第五条の規定による改正後の租税特別措置法第四十条の八第一項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

（振替国債の償還差益等の非課税等に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第四十一条の十三第一項の規定は、施行日以後に取得する同項に規定する振替国債（第四項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（第四項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける同条第一項に規定する償還差益について適用する。

2　新租税特別措置法第四十一条の十三第二項の規定は、平成二十二年六月一日以後に取得する同項に規定する特定振替社債等（第四項において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける同条第二項に規定する償還差益について適用する。

3　新租税特別措置法第四十一条の十三第三項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する民間国外債（次項において「民間国外債」とい

う。）につき支払を受ける同条第三項に規定する発行差金について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十三に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十一条の十三第四項及び第五項の規定は、施行日以後に取得する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける同条第一項に規定する償還差益及びその償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）により生ずる損失の額、平成二十二年六月一日以後に取得する特定振替社債等につき支払を受ける同条第二項に規定する償還差益及びその償還により生ずる損失の額並びに施行日以後に発行される民間国外債につき支払を受ける同条第三項に規定する発行差金及びその償還により生ずる同条第四項に規定する損失の額について適用する。

（同居の老親等に係る扶養控除の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第四十一条の十六の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第四十二条の二第二項第一号の規定は、同項に規定する外国金融機関等が平成二十二年六月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の二第二項に規定する外国金融機関等が同日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第七十三条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第四十二条の四第十六項の規定は、平成二十二年十月一日以後に現物分配（附則第十条第二項に規定する現物分配をいう。以下同じ。）が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に事後設立（附則第十条第二項に規定する事後設立をいう。以下附則第百二十二条までにおいて同じ。）が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条　新租税特別措置法第四十二条の五（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十六条　新租税特別措置法第四十二条の七（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第四号に定める機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十二条の七（第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める減価償却資産について適用する。

（情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する情報基盤強化設備等を同項に規定する法人の営む事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	場合には、当該金額を控除した残額	場合には当該金額を控除した残額とし、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号。次項において「平成二十二年改正法」という。）第十八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の七第二項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には同条第二項の規定による同項に規定する税額控除限度額に当該事業年度においてその事業の用に供した同条第一項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が当該事業年度においてその事業の用に供した同条第三項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した残額とする。

第四項	第六十八条の十五第二項	平成二十二年改正法附則第百十条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十二年改正法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十五第二項
第五項	第六十八条の十五第二項	旧効力措置法第六十八条の十五第二項
	同法第六十六条第一項	法人税法第六十六条第一項
	第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（新租税特別措置法第四十二条の四の二第七項
	第四十二条の五第五項	新租税特別措置法第四十二条の五第五項
	前条第五項	第四十二条の十第五項
第九項	第六十八条の十五第二項	旧効力措置法第六十八条の十五第二項
	同法第二条第三十二号	法人税法第二条第三十二号
	第六十八条の十五第三項	旧効力措置法第六十八条の十五第三項
第十項	又は租税特別措置法第四十二条の十一第二項	又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）附則第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十一第二項
	並びに租税特別措置法第四十二条の十一第二項	並びに旧効力単体措置法第四十二条の十一第二項
第十一項	租税特別措置法第四十二条の十一第五項（	所得税法等の一部を改正する法律第　　号）附則第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（第三項において「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十一第五項（
	租税特別措置法第四十二条の十一第五項」	旧効力単体措置法第四十二条の十一第五項」

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第七十八条　前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）附則第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十一第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）
	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の十一第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を
第二項	又は前条第三項	、前条第三項又は旧効力措置法第四十二条の十一第三項
第三項	若しくは前条第四項	、前条第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十一第四項

（法人の減価償却に関する経過措置）

第七十九条　法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧租税特別措置法第四十四条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

3　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する資源再生化設備等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十六条の二第三項第三号の規定は、法人の平成二十二年七月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第百十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

6　平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資又は現物分配が行われる場合における前項及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十七条の規定の適用については、同項中「同条第二項中」とあるのは「同条第二項中「適格事後設立」とあるのは「適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）」と、「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）」とあるのは「適格合併等」と、「又は現物出資法人」とあるのは「、現物出資法人又は現物分配法人」と、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」とあるのは「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」とする。

7　新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

9　法人が平成二十二年十月一日前に行われた旧租税特別措置法第四十七条第四項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第六十八条の三十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第百十二条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項」とする。

10　新租税特別措置法第四十七条の二第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

11　法人が平成二十二年十月一日前に行われた旧租税特別措置法第四十七条の二第二項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する特定再開発建築物等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第六十八条の三十五第一項」とする。

12　新租税特別措置法第四十八条第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する倉庫用建物等について適用する。

13　法人が平成二十二年十月一日前に行われた旧租税特別措置法第四十八条第二項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する倉庫用建物等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第六十八条の三十六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第百十二条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」とする。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第五十二条の二第四項及び第五項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同条第四項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する特別償却対象資産について適用し、法人が同日前に行われた旧租税特別措置法第五十二条の二第四項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する特別償却対象資産については、なお従前の例による。

（準備金方式による特別償却に関する経過措置）

第八十一条　新租税特別措置法第五十二条の三の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割又は現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第八十二条　新租税特別措置法第五十五条（第一項の表の第三号及び第四号、第二項第一号並びに第九項に係る部分を除く。）、第五十五条の五から第五十六条まで、第五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の八、第五十七条の九及び第五十八条の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割又は現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第五十五条（第一項の表の第三号及び第四号並びに第二項第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について

適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第五十五条第九項（同項に規定する特定株式等の取得価額に乗ずる割合に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得する当該特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第九項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第五十五条第九項（同項に規定する特定株式等の取得価額に乗ずる割合に係る部分を除く。）の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する適格分割又は適格現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第五十五条第九項に規定する適格分社型分割又は適格事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業等の貸倒引当金の特例に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第五十七条の十第二項の規定は、法人の平成二十二年十月一日以後に行う同項に規定する適格分割等について適用する。

（認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置）

第八十四条　施行日前に積み立てた旧租税特別措置法第六十一条の二第一項に規定する農業経営基盤強化準備金の金額を有している同項及び旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する法人（旧租税特別措置法第六十一条の二第一項に規定する認定農業生産法人等のうち同項に規定する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第二項第一号ロに掲げるものに限る。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十一条の三第一項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格現物分配により取得する同項に規定する農用地について適用し、法人が同日前に行われた旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する適格事後設立により取得した同項に規定する農用地については、なお従前の例による。

（交際費等の損金不算入に関する経過措置）

第八十五条　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に解散が行われる場合における法人の事業年度分の法人税に係る新租税特別措置法第六十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは、「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とする。

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十六条　新租税特別措置法第六十二条第一項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十二条第一項に規定する解散が行われた場合における法人の同項に規定する清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十七条　新租税特別措置法第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の三（第三項第四号に係る部分に限る。）、第六十五条の四（第三項第四号に係る部分に限る。）、第六十五条の五の二、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十五条の十から第六十六条の二までの規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは現物分配が行われる場合又は同日以後に解散が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第六号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十四号の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に同項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の土地の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の土地の同日前に行った譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第八十八条　平成二十二年九月三十日以前に旧租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する法人の解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における当該法人の同項に規定する清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　平成二十二年九月三十日以前に旧租税特別措置法第六十六条の四第三項に規定する法人の解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における当該法人の清算中の事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における旧租税特別措置法第六十六条の四第八項の規定の適用については、同項中「保存する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項、次項及び第十二項第二号において同じ。）」とする。

（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

第八十九条　平成二十二年九月三十日以前に旧租税特別措置法第六十六条の五第一項に規定する内国法人の解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における当該内国法人の清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税を含む。）については、なお従前の例による。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第六十六条の六第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する

特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十六条の六第三項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十六条の六第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額について適用する。

4　新租税特別措置法第六十六条の六第七項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額につき同条第三項又は第四項の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十六条の七の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の七第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十六条の八（第三項、第六項、第七項及び第十項を除く。）の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第六十六条の八第二項に規定する特定外国子会社等から受けた同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十六条の八第三項及び第十項の規定は、内国法人が平成二十二年十月一日以後に取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をする株式又は出資に係る同条第三項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

8　新租税特別措置法第六十六条の八第六項及び第七項の規定は、平成二十二年十月一日以後に適格分割型分割又は適格現物分配（適格現物分配が残余財産の分配である場合には、同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合の同条第六項に規定する内国法人の前十年以内の各事業年度の課税済金額及び同条第七項に規定する分割法人等の分割等前十年内事業年度の課税済金額（同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は同項に規定する外国法人税の額について適用し、同日前に適格分割型分割又は適格事後設立が行われた場合の第十八条の規定（附則第一条第三号リに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税特別措置法第六十六条の八第六項に規定する内国法人の前十年以内の各事業年度の課税済金額及び同条第七項に規定する分割法人等の分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度の課税済金額については、なお従前の例による。この場合において、施行日から平成二十二年九月三十日までの間に適格分割型分割が行われる場合における同条第六項第二号の規定の適用については、同号中「特定外国子会社等」とあるのは、「外国法人」とする。

9　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号。以下この項及び次条第七項において「平成二十一年改正法」という。）第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次条第七項において「旧法」という。）第六十六条の八第一項に規定する特定外国子会社等の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（内国法人の有する当該特定外国子会社等の新租税特別措置法第六十六条の八第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該内国法人の同号イに規定する配当事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）に対応する部分の金額又は旧法第六十六条の八第一項に規定する課税済留保金額（同条第二項又は第三項の規定により同条第一項に規定する課税済留保金額とみなされたものを含むものとし、当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該内国法人の同号ロに規定する前二年以内の各事業年度（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号ロの規定により控除される同号ロに規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該内国法人の課税対象留保金額又は課税済留保金額に係る事業年度又は連結事業年度の期間に対応する配当事業年度又は前二年以内の各事業年度の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第六十六条の八第八項から第十一項までの規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第四十四条第四項の規定により平成二十一年改正法第五条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の八第三項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

10　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に合併が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の八第十三項の規定の適用については、同項の表第六項第一号の項中「合併等前十年内事業年度」とあるのは「合併前十年内事業年度」と、「合併等前二年内事業年度」とあるの

は「合併前二年内事業年度」とする。

11　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分割型分割が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の八第十三項の規定の適用については、同項の表第六項第二号の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度」と、「分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」とする。

12　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の八第十三項の規定の適用については、同項の表第六項第二号の項中「第六項第二号」とあるのは、「第六項第三号」とする。

（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十一条　旧租税特別措置法第六十六条の九の二第三項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の九の二第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額について適用する。

3　新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は同項に規定する部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の三第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十六条の九の四（第三項及び第九項を除く。）の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の四第二項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に開始した事業年度において同項に規定する特定外国法人から受けた同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十六条の九の四第三項及び第九項の規定は、内国法人が平成二十二年十月一日以後に取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をする株式又は出資に係る同条第三項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

6　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の九の四第六項の規定の適用については、同項の表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第六項第二号」とあるのは、「第六十六条の八第六項第二号及び第三号」とする。

7　旧法第六十六条の九の八第一項に規定する特定外国法人の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（内国法人の有する当該特定外国法人の新租税特別措置法第六十六条の九の四第十項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該内国法人の同号イに規定する配当事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）に対応する部分の金額又は旧法第六十六条の九の八第一項に規定する課税済留保金額（同条第二項又は同条第三項の規定により読み替えられた旧法第六十六条の八第三項の規定により旧法第六十六条の九の八第一項に規定する課税済留保金額とみなされたものを含むものとし、当該内国法人の有する当該特定外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該内国法人の同号ロに規定する前二年以内の各事業年度（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号ロの規定により控除される同号ロに規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該内国法人の課税対象留保金額又は課税済留保金額に係る事業年度又は連結事業年度の期間に対応する配当事業年度又は前二年以内の各事業年度の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第六十六条の九の四第七項から第十項までの規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第四十五条第四項の規定により平成二十一年改正法第五条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の九の四第三項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

8　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に合併が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の九の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十六条の八第六項第一号の項中「合併等前十年内事業年度」とあるのは「合併前十年内事業年度」と、「合併等前二年内事業年度」とあるのは「合併前二年内事業年度」とする。

9　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分割型分割が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の九の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十六条の八第六項第二号の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度」と、「分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」と、「直接保有の株式等の数」とあるのは

「特定外国子会社等の直接保有の株式等の数」と、「間接保有の株式等の数」とあるのは「外国法人の間接保有の株式等の数」と、同表第六十六条の八第七項の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度」と、「分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」とする。

10　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の九の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第六項第二号」とあるのは、「第六十六条の八第六項第三号」とする。

（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第九十二条　法人が施行日前にされた旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する指定の有効期間内に支出する同項に規定する特定地域雇用会社に対する同項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

（中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第九十三条　新租税特別措置法第六十六条の十三第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における法人の清算中の事業年度に係る法人税については、なお従前の例による。

（転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十四条　新租税特別措置法第六十七条の四の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割又は現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例に関する経過措置）

第九十五条　新租税特別措置法第六十七条の六第一項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散する法人が支払を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配について適用し、同日前に解散した法人が支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の六第一項に規定する特定株式投資信託の収益の分配については、なお従前の例による。

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十六条　新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ロ⑵及びハ（同号ハに規定する基準特定出資に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する特定目的会社（施行日前に設立されたものにあっては、施行日以後に同号ハに規定する資産流動化計画に係る資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第九条第一項の規定による同法第五条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出又は同法第十条第一項の規定による届出をするものに限る。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ハ（同号ハに規定する基準特定出資に係る部分を除く。）の規定は、同項に規定する特定目的会社の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十七条の十四第六項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散する法人が支払を受ける同項に規定する利益の配当の額について適用し、同日前に解散した法人が支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十四第六項に規定する利益の配当の額については、なお従前の例による。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十七条　新租税特別措置法第六十七条の十五第七項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散する法人が支払を受ける同項に規定する配当等の額について適用し、同日前に解散した法人が支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十五第七項に規定する配当等の額については、なお従前の例による。

（振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置）

第九十八条　新租税特別措置法第六十七条の十七第一項の規定は、同項に規定する振替国債（第五項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（第五項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後であるもの及び施行日以後に取得する当該振替国債又は振替地方債につき支払を受ける同条第一項に規定する償還差益について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日前であるもの及び施行日前に取得した当該振替国債又は振替地方債につき支払を受ける当該償還差益については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十七第二項の規定は、同項に規定する特定振替社債等（以下この項及び第五項において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後であるもの及び同日以後に取得する特定振替社債等につき支払を受ける同条第二項に規定する償還差益について適用する。

3　新租税特別措置法第六十七条の十七第三項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する民間国外債（第五項において「民間国外債」という。）につき支払を受ける利子及び同条第三項に規定する発行差金について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第六十七条の十七第二項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子及び同項に規定する発行差金については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十七条の十七第六項の規定は、平成二十二年六月一日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債（次項において「特定短期公社債」という。）につき支払を受ける同条第六項に規定する償還差益について適用し、同日前に発行された旧租税特別措置法第六十七条の十七第五項に規定する特定短期国債につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十七条の十七第八項及び第九項の規定は、振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後であるもの並びに施行日以後に取得する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける同条第一項に規定する償還差益及びその償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）により生ずる損失の額、特定振替社債等につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後であるもの並びに同日以後に取得する特定振替社債等につき支払を受ける同条第二項に規定する償還差益及びその償還により生ずる損失の額、施行日以後に発行される民間国外債につき支払を受ける利子及び同条第三項に規定する発行差金並びにその償還により生ずる同条第八項に規定する損失の額並びに平成二十二年六月一日以後に発行される特定短期公社債につき支払を受ける同条第六項に規定する償還差益及びその償還により生ずる損失の額について適用する。

（適格合併等の範囲等に関する特例に関する経過措置）

第九十九条　新租税特別措置法第六十八条の二の三の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合における内国法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に合併、分割又は株式交換が行われた場合における内国法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

第百条　新租税特別措置法第六十八条の三の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に合併、分割又は株式交換が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第百一条　新租税特別措置法第六十八条の三の二第六項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散する法人が支払を受ける同項に規定する特定目的信託の利益の分配の額について適用し、同日前に解散した法人が支払を受けた旧租税特別措置法第六十八条の三の二第六項に規定する特定目的信託の利益の分配の額については、なお従前の例による。

（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置）

第百二条　新租税特別措置法第六十八条の三の三第六項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散する法人が支払を受ける同項に規定する特定投資信託の収益の分配の額について適用し、同日前に解散した法人が支払を受けた旧租税特別措置法第六十八条の三の三第六項に規定する特定投資信託の収益の分配の額については、なお従前の例による。

（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例に関する経過措置）

第百三条　平成二十二年十月一日前に旧租税特別措置法第六十八条の三の四第一項に規定する分割が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第百四条　新租税特別措置法第六十八条の九及び第六十八条の九の二の規定は、平成二十二年十月一日以後に現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割型分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百五条　新租税特別措置法第六十八条の十（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十第九項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百六条　新租税特別措置法第六十八条の十一第七項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百七条　新租税特別措置法第六十八条の十二

（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項第四号に定める機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十二（第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める減価償却資産について適用する。

3　新租税特別措置法第六十八条の十二第九項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百八条　新租税特別措置法第六十八条の十三第五項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百九条　新租税特別措置法第六十八条の十四第七項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する情報基盤強化設備等を同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額	控除される金額がある場合には当該金額を控除した残額とし、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号。次項において「平成二十二年改正法」という。）第十八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項及び第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の十二第二項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には同条第二項の規定による同項に規定する税額控除限度額に当該連結事業年度においてその事業の用に供した同条第一項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が当該連結事業年度においてその事業の用に供した同条第三項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した残額とする。
	帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額	帰せられる金額がある場合には当該金額を控除した残額とし、新租税特別措置法第六十八条の十二第二項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額として同条第二項の規定による同項に規定する税額控除限度額に当該連結事業年度においてその事業の用に供した同条第一項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が当該連結事業年度においてその事業の用に供した同条第三項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には当該金額を控除した残額とする。

第四項	第四十二条の十一第二項	平成二十二年改正法附則第七十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十二年改正法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十一第二項
第五項	第六十八条の九第十一項（第六十八条の九の二第七項	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項（新租税特別措置法第六十八条の九の二第七項
	第六十八条の十第五項	新租税特別措置法第六十八条の十第五項
	前条第五項	第六十八条の十四第五項
第十項	第四十二条の十一第二項	旧効力措置法第四十二条の十一第二項
	同法第二条第三十一号	法人税法第二条第三十一号
	第四十二条の十一第三項	旧効力措置法第四十二条の十一第三項
第十一項	又は租税特別措置法第六十八条の十五第二項	又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）附則第百十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十五第二項
	並びに租税特別措置法第六十八条の十五第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八条の十五第二項
第十二項	「租税特別措置法第六十八条の十五第五項（	「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）附則第百十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十五第五項（
	租税特別措置法第六十八条の十五第五項」	旧効力連結措置法第六十八条の十五第五項」
	及び租税特別措置法第六十八条の十五第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十五第五項

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第百十一条　前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）附則第百十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十五第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）
	当該各号に定める金額を	当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十五第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を
第二項	又は前条第三項	、前条第三項又は旧効力措置法第六十八条の十五第三項
第三項	若しくは前条第四項	、前条第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十五第四項

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第百十二条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧租税特別措置法第六十八条の十九第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得

等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第一項に規定する資源再生化設備等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の三十一第三項第三号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十二年七月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）附則第七十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

6　平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資又は現物分配が行われる場合における前項及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の三十四の規定の適用については、同項中「同条第二項中」とあるのは「同条第二項中「適格事後設立」とあるのは「適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）」と、「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）」とあるのは「適格合併等」と、「又は現物出資法人」とあるのは「、現物出資法人又は現物分配法人」と、「又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日」とあるのは「にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。」と、」と、「とあるのは」とあるのは「とある」とする。

7　新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第六十八条の三十四第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の三十四第四項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十七条第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）附則第七十九条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第三項」とする。

10　新租税特別措置法第六十八条の三十五第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

11　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の三十五第二項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する特定再開発建築物等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十七条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）附則第七十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」とする。

12　新租税特別措置法第六十八条の三十六第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する倉庫用建物等について適用する。

13　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の三十六第二項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する倉庫用建物等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十八条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）附則第七十九条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例に関する経過措置）

第百十三条　新租税特別措置法第六十八条の四十第四項及び第五項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同条第四項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する特別償却対象資産について適用し、連結親法人又は当

該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の四十第四項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する特別償却対象資産については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金方式による特別償却に関する経過措置）

第百十四条　新租税特別措置法第六十八条の四十一の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割又は現物分配が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第百十五条　新租税特別措置法第六十八条の四十三（第一項の表の第三号及び第四号、第二項第一号並びに第八項に係る部分を除く。）、第六十八条の四十四から第六十八条の四十六まで、第六十八条の四十八、第六十八条の五十三から第六十八条の五十六まで、第六十八条の五十八、第六十八条の五十八の二及び第六十八条の六十一の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の四十三（第一項の表の第三号及び第四号並びに第二項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の四十三第八項（同項に規定する特定株式等の取得価額に乗ずる割合に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する当該特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八条の四十三第八項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の四十三第八項（同項に規定する特定株式等の取得価額に乗ずる割合に係る部分を除く。）の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する適格分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格現物分配により取得する同項に規定する農用地については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百十六条　新租税特別措置法第六十八条の五十九第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十二年十月一日以後に行う同項に規定する適格分割等について適用する。

（連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置）

第百十七条　新租税特別措置法第六十八条の六十四第三項第五号及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後にこれらの規定に規定する解散又は破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十八条の六十四第三項第五号及び第四項に規定する解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の六十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格現物分配により取得する同項に規定する農用地について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の六十五第一項に規定する適格事後設立により取得した同項に規定する農用地については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百十八条　新租税特別措置法第六十八条の七十から第六十八条の七十二まで、第六十八条の七十四（第三項第四号に係る部分に限る。）、第六十八条の七十五（第三項第四号に係る部分に限る。）、第六十八条の七十六の二（第一項に係る部分を除く。）、第六十八条の七十八、第六十八条の七十九、第六十八条の八十一から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三及び第六十八条の八十五の四の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完

全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第六号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に同項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の土地の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の旧租税特別措置法第六十五条の四第一項（旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十四号に係る部分に限る。）に規定する土地等の同日前に行った譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第百十九条　新租税特別措置法第六十八条の九十第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十八条の九十第三項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の九十第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額について適用する。

4　新租税特別措置法第六十八条の九十第七項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額につき同条第三項又は第四項の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の九十一の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同項に規定する個別部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十八条の九十二（第三項、第六項、第七項及び第十項を除く。）の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九十二第二項に規定する特定外国子会社等から受けた同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の九十二第三項及び第十項の規定は、連結法人が平成二十二年十月一日以後に取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をする株式又は出資に係る同条第三項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

8　新租税特別措置法第六十八条の九十二第六項及び第七項の規定は、平成二十二年十月一日以後に適格分割型分割又は適格現物分配（適格現物分配が残余財産の分配である場合には、同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合の同条第六項に規定する連結法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額及び同条第七項に規定する分割法人等の分割等前十年内事業年度の個別課税済金額について適用し、同日前に適格分割型分割又は適格事後設立が行われた場合の第十八条の規定（附則第一条第三号リに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税特別措置法第六十八条の九十二第六項に規定する連結法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額及び同条第七項に規定する分割法人等の分割等前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度の個別課税済金額については、なお従前の例による。この場合において、施行日から平成二十二年九月三十日までの間に適格分割型分割が行われる場合における同条第六項第二号の規定の適用については、同号中「特定外国子会社等」とあるのは、「外国法人」とする。

9　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号。以下この項及び次条第七項において「平成二十一年改正法」という。）第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次条第七項において「旧法」という。）第六十八条の九十二第一項に規定する特定外国子会社等の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額（連結法人の有する当該特定外国子会社等の新租税特別措置法第六十八条の九十二第十一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該連結法人の同号イに規定する配当連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）に対応する部分の金額又は旧法第六十八条の九十二第一項に規定する個別課税済留保金額（同条第二項又は第三項の規定により同条第一項に規定する個別課税済留保金額とみなされたものを含むものとし、当該連結法人の有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式

等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該連結法人の同号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度（以下この項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号ロの規定により控除される同号ロに規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該連結法人の個別課税対象留保金額又は個別課税済留保金額に係る連結事業年度又は事業年度の期間に対応する配当連結事業年度又は前二年以内の各連結事業年度の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第六十八条の九十二第八項から第十一項までの規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第五十九条第四項の規定により平成二十一年改正法第五条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の九十二第三項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

10　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に合併が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十二第十三項の規定の適用については、同項の表第六項第一号の項中「合併等前十年内事業年度」とあるのは「合併前十年内事業年度」と、「合併等前二年内事業年度」とあるのは「合併前二年内事業年度」とする。

11　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分割型分割が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十二第十三項の規定の適用については、同項の表第六項第二号の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度」と、「分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」とする。

12　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十二第十三項の規定の適用については、同項の表第六項第二号の項中「第六項第二号」とあるのは、「第六項第三号」とする。

（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第百二十条　旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第三項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額について適用する。

3　新租税特別措置法第六十八条の九十三の三の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同項に規定する個別部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の九十三の四（第三項及び第九項を除く。）の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において同項に規定する特定外国法人から受けた同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項及び第九項の規定は、連結法人が平成二十二年十月一日以後に取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をする株式又は出資に係る同条第三項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

6　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第六項の規定の適用については、同項の表第六十八条の九十二第六項第二号の項中「第六十八条の九十二第六項第二号」とあるのは、「第六十八条の九十二第六項第二号及び第三号」とする。

7　旧法第六十八条の九十三の八第一項に規定する特定外国法人の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額（連結法人の有する当該特定外国法人の新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第十項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該連結法人の同号イに規定する配当連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）に対応する部分の金額又は旧法第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額（同条第二項又は同条第三項の規定により読み替えられた旧法第六十八条の九十二第三項の規定により旧法第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額とみなされたものを含むものとし、当該連結法人の有する当該特定外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該連結法人の同号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度（以下この項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号ロの規定により控除される同号ロに規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該連結法人の個別課税対象留保金額又は個別課税済留保金額に係る連結事業年度又は事業年度の期間に対応する配当連結

事業年度又は前二年以内の各連結事業年度の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第七項から第十項までの規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第六十条第四項の規定により平成二十一年改正法第五条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

8　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に合併が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十八条の九十二第六項第一号の項中「合併等前十年内事業年度」とあるのは「合併前十年内事業年度」と、「合併等前二年内事業年度」とあるのは「合併前二年内事業年度」とする。

9　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分割型分割が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十八条の九十二第六項第二号の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度」と、「分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」と、「直接保有の株式等の数」とあるのは「特定外国子会社等の直接保有の株式等の数」と、「間接保有の株式等の数」とあるのは「外国法人の間接保有の株式等の数」と、同表第六十八条の九十二第七項の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度」と、「分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」とする。

10　施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十八条の九十二第六項第二号の項中「第六十八条の九十二第六項第二号」とあるのは、「第六十八条の九十二第六項第三号」とする。

（連結法人の特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第百二十一条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前にされた旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二第一項に規定する指定の有効期間内に支出する同項に規定する特定地域雇用会社に対する同項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

（連結法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第百二十二条　新租税特別措置法第六十八条の百二の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

第百二十三条　新租税特別措置法第六十八条の百九の二の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に合併、分割又は株式交換が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第百二十四条　新租税特別措置法第六十九条の四の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。

2　平成二十二年一月一日前に旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第七十条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十二年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。この場合において、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金について同条第一項の規定の適用を受けた者に係る新租税特別措置法第七十条の二の規定の適用については、同条第一項中「平成二十三年十二月三十一日」とあるのは「同年十二月三十一日」と、「住宅資金非課税限度額」とあるのは「千五百万円」と、「この項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項」と、同条第六項第四号中「同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額」とあるのは「千五百万円」とし、同条第二項第六号の規定は、適用しない。

4　平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により旧租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする同項第一号に規定する特定受贈者が、同条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、その者の選択により、同条の規定を適用することができる。

5　旧租税特別措置法第七十条の三の二第一項に規定する特定受贈者が平成二十二年一月一日前に贈与により取得をした同項に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第七十条の七、第七十条の七の二及び第七十条の七の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等（新租税特別措置法第七十条の七の三第一項の規定により相続又は

遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する特例受贈非上場株式等を含む。）に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等（旧租税特別措置法第七十条の七の三第一項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する特例受贈非上場株式等を含む。）に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

7　正当な理由がなくて旧租税特別措置法第七十条の二第四項の規定による同項に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかった者に対する新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「、第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第百二十四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合若しくは同条第四項の規定により同項の特定受贈者が同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二の規定の適用を選択した場合における同条第四項」とする。

8　正当な理由がなくて旧租税特別措置法第七十条の三の二第三項の規定による同項に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかった者に対する新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「、第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　号）附則第百二十四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合若しくは同条第四項の規定により同項の特定受贈者が同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二の規定の適用を選択した場合における同条第四項」とする。

9　正当な理由がなくて所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項又は第七十条の三の四第三項の規定によるこれらの規定に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかった者に対する新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「、第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項若しくは第七十条の三の四第三項」とする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第百二十五条　旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が、施行日前に同項に規定する農用地の買入れをした場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第七十六条第二項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う法人が、施行日前に同項の農用地の買入れをした場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　漁業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条第一項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同項第一号から第三号までに掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定がされた場合における同項第一号から第三号までに掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5　施行日前に旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する決定がされた場合における同条第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6　農林中央金庫が、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　旧租税特別措置法第八十条の三第二項に規定する特定農業協同組合が、施行日前に同項に規定する合併により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第八十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合又は指名金銭債権を取得する場合における当該不動産の所有権又は当該指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合における当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第八十三条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第八十三条の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11　旧租税特別措置法第八十三条の四に規定する旅客鉄道事業者であって同条に規定する鉄道事業再構築実施計画について施行日前に同条に規

定する国土交通大臣の認定を受けた者が当該鉄道事業再構築実施計画に基づいて同条に規定する特定鉄道施設の取得をした場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（酒税の特例に関する経過措置）

第百二十六条　この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

（たばこ税の税率の特例に関する経過措置）

第百二十七条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第十八条の規定（租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（揮発油税及び地方揮発油税の特例に関する経過措置）

第百二十八条　施行日から平成二十二年五月三十一日までの間における新租税特別措置法第八十九条第十七項の規定の適用については、同項の表第八十九条の四第一項の項中「第八十九条の四第四項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十九条の四第二項」と、同表第九十条の二第一項の項中「第九十条の二第四項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九十条の二第二項」とする。

2　施行日から平成二十二年五月三十一日までの間に新租税特別措置法第八十九条第二十五項又は第二十七項第一号の違反行為があったときの同条第二十五項から第二十七項までの規定の適用については、同条第二十五項中「十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金」とあるのは「五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金」と、同条第二十六項中「百万円」とあるのは「五十万円」と、同条第二十七項中「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」とあるのは「十万円以下の罰金又は科料」とする。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第百二十九条　施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第百三十条　新租税特別措置法第九十条の十二第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する自動車検査証の交付等を受ける検査自動車に係る自動車重量税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第二項及び第三項に規定する自動車検査証の交付等を受けた検査自動車に係る自動車重量税については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百三十一条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「租税特別措置法第二十九条第一項に規定する給与所得者等」を「所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その給与等又は退職手当等の支払をする者（以下この項において「使用者」という。）の法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの」に、「同法第二十九条第一項に規定する使用者（同条第三項」を「使用者（勤労者財産形成促進法第九条第一項」に、「同条第一項又は第三項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第　　号。次項において「平成二十二年改正法」という。）附則第五十八条第二項又は第六項」に改め、同条第二項中「第二十九条第二項」を「第八条第一項」に、「同項又は同条第三項」を「平成二十二年改正法附則第五十八条第四項又は第六項」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十二条　前条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新震災特例法」という。）第十一条第一項の規定は、同項に規定する被災給与所得者等（以下この条において「被災給与所得者等」という。）が、同項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益で平成二十三年一月一日以後の期間に係るものについて適用し、被災給与所得者等が前条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「旧震災特例法」という。）第十一条第一項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　新震災特例法第十一条第二項の規定は、被災給与所得者等が、同項に規定する利子で平成二十三年一月一日以後に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額を同項に規定する使用者等から使用人である地位に基づいて支払を受ける場合における同項に規定するその支払を受けた金額について適用し、被災給与所得者等が、旧震災特例法第十一条第二項に規定する利子で同日前に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額を同項に規定する使用者等から使用人である地位に基づいて支払を受けた場合における同項に規定するその支払を受けた金額については、なお従前の例による。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十三条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「。第五項において同じ」を削り、「。以下この条」を「。以下この項及び次項」に改め、同条第五項中「、現物出資又は事後設立」を「又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人を」を「又は被現物出資法人を」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「分社型分割等」を「分割又は現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とする。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十四条　前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第八条第五項の規定は、同項に規定する法人が平成二十二年十月一日以後に行う分割について適用し、前条の規定による改正前の法人税法等の一部を改正する法律附則第八条第五項に規定する法人が同日前に行った分割及び事後設立（十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）については、なお従前の例による。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十五条　所得税法等の一部を次のように改正する。

附則第九十七条第二項中「同条第三項から第五項までの規定」を「同条第三項中「第六十八条の五十一第一項」とあるのは「旧法第六十八条の五十一第一項」と、「合併又は分割型分割」とあるのは「合併」と、同項第一号中「、適格現物出資又は適格現物出資」とあるのは「又は適格現物出資」と、「合併又は分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた場合」とあるのは「場合」と、「金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額」とあるのは「金額」と、同項第二号中「場合又は分割型分割により無償補修の全部又は一部を行わないこととなつた場合」とあるのは「場合」と、「金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）」とあるのは「金額」と、同項第三号中「連結子法人の解散にあつてはその解散の日」とあるのは「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日」と、同条第七項」に、「と、「第五十七条第九項」を「と、「適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）に」とあるのは「適格分割型分割に」と、「第五十七条第九項」に改める。

第百三十六条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第二項中「第五十六条の規定」を「第五十六条（第十八項及び第十九項に係る部分を除く。）の規定」に改め、同項の表第一項第二号の項の前に次のように加える。

第一項第一号	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資

附則第三十四条第二項の表第一項第二号の項の次に次のように加える。

第二項	除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により	除く。）により
	合併又は当該分割型分割	合併

附則第三十四条第二項の表第三項から第八項までの項中「第八項」を「第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第六項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資
	合併又は分割型分割の日	合併の日
第六項第二号イ	合併又は分割型分割	合併
	合併法人又は分割承継法人	合併法人
第七項及び第八項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
第十一項	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資
	、被現物出資法人又は被事後設立法人	又は被現物出資法人
第十二項	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資

附則第三十四条第二項の表第十八項の項及び第十九項の項を削る。

附則第四十八条第二項中「第六十八条の四十七の規定」を「第六十八条の四十七（第八項（第四号に係る部分に限る。）、第十七項及び第十八項に係る部分を除く。）の規定」に改め、同項の表第一項の項を次のように改める。

第一項	第五十六条第一項に	所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第三十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十六条第一項に

附則第四十八条第二項の表第一項の項の次に次のように加える。

第一項第一号	第五十六条第一項第一号、適格現物出資又は適格事後設立	旧効力措置法第五十六条第一項第一号又は適格現物出資

附則第四十八条第二項の表第三項から第六項までの項中「第三項から第六項まで」を「第一項第二号及び第三項から第五項まで」に改め、同項の次に次のように加える。

第六項	第五十六条第一項、適格現物出資又は適格事後設立	旧効力措置法第五十六条第一項又は適格現物出資
	合併又は分割型分割の日	合併の日
第六項第二号イ	合併又は分割型分割	合併
	合併にあつてはその以下この条	合併にあつては、その第十二項
	合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限る	合併に限る
	合併法人又は分割承継法人	合併法人
第六項第三号	連結子法人の解散にあつてはその解散の日	連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日
第十項	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資
	、被現物出資法人又は被事後設立法人	又は被現物出資法人
第十一項	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分割又は適格現物出資

附則第四十八条第二項の表第十三項の項を次のように改める。

第十三項	第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条第一項
	適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により	適格分割により

附則第四十八条第二項の表第十七項の項及び第十八項の項を削り、同条第八項第三号中「連結子法人の解散にあつてはその解散の日」を「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日」に改める。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百三十七条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第百七条第十三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等

又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の三十四第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百三十三条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項

附則第百三十三条第十三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第四十七条第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百七条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項

附則第百三十五条第六項の表第三項から第五項までの項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五項	第五十六条の二第一項	旧効力措置法第五十六条の二第一項
第五項第四号	連結子法人の解散にあつてはその解散の日	連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第九十三条第十五項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の二十九第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百十七条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十九第二項

附則第九十三条第十八項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

附則第九十三条第二十一項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人

	又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
	第六十八条の三十四第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百十七条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項

附則第九十六条の表第六十一条の三第一項の項を次のように改める。

第六十一条の三第一項	第六十八条の六十四第一項	旧効力措置法第六十八条の六十四第一項
	適格事後設立	適格現物分配
	第六十八条の六十四第二項	旧効力措置法第六十八条の六十四第二項

附則第百十七条第十五項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十五条の二第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十五条の二第二項
第三項	適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
	適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
	又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人

	又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
	第四十五条の二第二項	旧効力措置法第四十五条の二第二項

附則第百十七条第十八項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

附則第百十七条第二十一項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第四十七条第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第九十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第三項
第四項	適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
	適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
	又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
	又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
	第四十七条第三項	旧効力措置法第四十七条第三項

附則第百十九条の表第六十八条の六十五第一項の項を次のように改める。

第六十八条の六十五第一項	第六十一条の二第一項	旧効力措置法第六十一条の二第一項
	適格事後設立	適格現物分配
	第六十一条の二第二項	旧効力措置法第六十一条の二第二項

第百三十九条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十条第十二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八条の三十四第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項

附則第四十条第十四項後段を次のように改める。

この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配
適格合併、適格分割又は適格現物出資	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）
適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日	適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）
第六十八条の三十五第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項
被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人等

附則第四十一条第一項中「及び第十一項から第十八項まで」を「、第十一項から第十五項まで及び第十八項」に改め、同項の表第四項から第七項までの項中「から第七項まで」を削り、同項の次に次のように加える。

第五項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資
	合併又は分割型分割の日	合併の日
第五項第二号	合併又は分割型分割	合併
	合併法人又は分割承継法人	合併法人
第六項及び第七項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項

附則第四十一条第一項の表第十六項の項及び第十七項の項を削り、同条第四項中「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削る。

附則第五十六条第十二項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第四十七条第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第三項
第四項	適格事後設立 適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。） 又は現物出資法人 、現物出資法人又は現物分配法人 にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。 第四十七条第三項 旧効力措置法第四十七条第三項	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）

附則第五十六条第十四項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	適格事後設立 適格合併、適格分割又は適格現物出資 又は現物出資法人 、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。） 適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分社型分割若しくは適格現物出資の日 適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）	適格現物分配 適格合併等

	第四十七条の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条の二第一項
第三項	被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人 第四十七条の二第三項第四号	被合併法人等 旧効力措置法第四十七条の二第三項第四号

附則第五十七条第一項中「及び第十項から第十七項まで」を「、第十一項から第十四項まで及び第十七項」に改め、同項の表第四項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同項の次に次のように加える。

第五項	第五十五条の六第一項 、適格現物出資又は適格事後設立 合併又は分割型分割の日 合併又は分割型分割 合併にあつてはその 以下この条 合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限る 合併法人又は分割承継法人 連結子法人の解散にあつてはその解散の日	旧効力措置法第五十五条の六第一項 又は適格現物出資 合併の日 合併 合併にあつては、その 第十項及び第十一項 合併に限る 合併法人 連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日
第五項第二号		
第五項第四号		

附則第五十七条第一項の表第十一項の項を次のように改める。

第十一項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
	適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により	適格分割により

附則第五十七条第一項の表第十五項の項及び第十六項の項を削る。

附則第五十七条第四項中「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削り、「合併にあってはその」を「合併にあっては、その」に、「以下この条」を「第六項」に改め、「、分割型分割にあってはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ」を削り、同項第三号中「連結子法人の解散にあってはその解散の日」を「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日」に改め、同条第九項中「（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第百四十条　附則第百三十五条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項、附則第百三十六条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第三十四条第二項、附則第百三十七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第百三十三条第十三項、附則第百三十八条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十三条第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第九十六条並びに前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十条第十二項及び第十四項並びに第四十一条第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　附則第百三十五条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第百十六条第二項、附則第百三十六条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十八条第二項及び第八項第三号、附則第百三十七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第百三十三条第十三項及び第百三十五条第六項、附則第百三十八条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第百十七条第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第百十九条並びに前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十六条第十二項及び第十四項並びに第五十七条第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（内閣府設置法の一部改正）

第百四十一条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三中「、同法第十三条第一項に規定する特定地域再生事業会社の指定に関すること」を削る。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百四十二条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第二条第四十号」を「第二条第三十七号」に改め、同条第三項中「及び」を「並びに」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第百四十三条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「旅客の」を削る。

（地域再生法の一部改正）

第百四十四条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　株式の取得に係る課税の特例（第十三条）　第二節　特定地域雇用会社に対する寄附に係る課税の特例（第十四条―第十八条）」を「第一節及び第二節　削除」に改め、「第七章　罰則（第三十二条・第三十三条）」を削る。

第五条第三項第二号中「（第十四条において「高年齢者等」という。）」を削る。

第五章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節　削除

第十三条から第十八条まで　削除

第七章を削る。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正）

第百四十五条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「及び第八十一条の十」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第百四十六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百四十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地球温暖化対策のための税についての検討）

第百四十八条　政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

（車体課税についての検討）

第百四十九条　政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

理　由

支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、年齢十六歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢十六歳以上十九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止、たばこ税の税率の引上げ、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ並びに揮発油税等及び自動車重量税に係る十年間の暫定税率の廃止等の見直しを行うとともに、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設、資本に関係する取引等に係る税制の整備、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止、外国子会社合算税制の見直し、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充並びに所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うほか、情報基盤強化税制の廃止及び小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の対象縮減等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて中小企業投資促進税制等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　個人所得課税について、年齢十六歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢十六歳以上十九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分を廃止する等の措置を講ずること。

2　法人課税について、資本に関する取引等に係る税制の整備、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止等を行うこと。

3　国際課税について、外国子会社合算税制を見直す等の措置を講ずること。

4　資産課税について、住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置を拡充する等の措置を講ずること。

5　消費課税について、揮発油税等及び自動車重量税に係る十年間の暫定税率の廃止等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等を行うこと。

6　市民公益税制について、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを行うこと。

7　納税環境整備について、所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直し等を行うこと。

8　情報基盤強化税制の廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図り、あわせて中小企業投資促進税制等の適用期限を延長すること。

9　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十二年四月一日から施行すること。

なお、以上の改正により、初年度において約三百九十四億円の減収、平年度において約五千二百八十一億円の増収が見込まれる。

二　議案の可決理由

本案は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、国際課税、資産課税、消費課税、市民公益税制、納税環境整備、租税特別措置等について所要の措置を講じようとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十二年三月二日

財務金融委員長　玄葉光一郎

衆議院議長　横路　孝弘殿

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十二年二月五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　租税特別措置　所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、地価税法（平成三年法律第六十九号）、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）、地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の特例で、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

二　法人税関係特別措置　租税特別措置のうち租税特別措置法第三章の規定によるものをいう。

三　納税者　国税通則法第二条第五号に規定する納税者をいう。

四　法人税申告書　法人税法第七十四条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十二第一項及び第八十九条（同法第百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

五　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

六　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

七　適用額　各法人税関係特別措置の適用を受けた法人がその適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他の財務省令で定める金額をいう。

八　適用額明細書　法人税申告書を提出する法人が、当該法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額その他の法人税関係特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項として財務省令で定める事項を記載した一覧表をいう。

九　適用実態調査　財務大臣が、租税特別措置の適用の実態を把握するため、第四条の規定に基づき行う調査をいう。

2　法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する法人課税信託（次項において「法人課税信託」という。）の受託者である個人は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

3　法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律の規定を適用する。

（適用額明細書の提出義務）

第三条　法人税申告書を提出する法人で、当該法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において法人税関係特別措置（税額又は所得の金額を減少させる規定その他の政令で定める規定によるものに限る。以下第五条までにおいて同じ。）の適用を受けようとするものは、当該法人税関係特別措置につき記載した適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならない。

2　前項の規定による適用額明細書を添付せず、又は虚偽の記載をした適用額明細書を添付して法人税申告書を提出した法人については、当該法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受けようとする法人税関係特別措置の適用はないものとする。

3　税務署長は、第一項の規定による適用額明細書の添付がない法人税申告書又は同項の規定による適用額明細書の記載に虚偽がある法人税申告書の提出があった場合においても、誤りのない適用額明細書の提出があったときは、当該適用額明細書に係る法人税関係特別措置を適用することができる。ただし、故意に、適用額明細書を添付せず、又は虚偽の記載をした適用額明細書を添付して法人税申告書を提出したと認められる場合は、この限りでない。

（適用実態調査の実施）

第四条　財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数（当該法人税関係特別措置の適用を受けた法人の数をいう。）、適用額の総額その他の適用の実態を調査するものとする。

2　前項の規定によるもののほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、法令の定めるところにより税務署長に提出される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書その他の資料を利用し、並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号。第六条において「政策評価法」という。）第二条第一項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）その他の租税特別措置の適用に関連する業務を行う団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

（適用実態調査の結果に関する報告書の作成及び提出）

第五条　財務大臣は、毎会計年度、次に掲げる事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成しなければならない。

一　租税特別措置（適用実態調査を実施したものに限る。以下この項において同じ。）ごとの適用者数（当該租税特別措置の適用を受けた納税者の数をいう。）及び適用総額（法人税関係特別措置にあっては適用額の総額をいい、法人税関係特別措置以外の租税特別措置にあっては納税者が各租税特別措置の適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他これらに準ずる金額の総額をいう。）

二　法人税関係特別措置ごとの高額適用額（第三条の規定により提出された適用額明細書に記載された当該法人税関係特別措置の適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額をいう。）

三　租税特別措置の適用を受けた納税者の分布状況その他の租税特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項

2　内閣は、前項の規定により財務大臣が作成した報告書を国会に提出しなければならない。この場合において、当該報告書は、作成した会計年度に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

（適用実態調査情報の提供）

第六条　行政機関の長又は総務大臣は、当該行政機関が行う政策評価法第三条第二項に規定する政策評価又は総務省が行う政策評価法第十二条第一項若しくは第二項の規定による評価を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、財務大臣に対し、適用実態調査情報（適用実態調査によって集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。以下同じ。）の提供を求めることができる。

2　財務大臣は、行政機関の長又は総務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報を提供するものとする。

（適用実態調査情報の適正な管理）

第七条　財務大臣及び前条の規定により適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長又は総務大臣は、適用実態調査情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（適用実態調査情報の利用制限）

第八条　財務大臣は、第六条の規定による場合を除き、その行った適用実態調査の目的以外の目的のために、適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　第六条の規定により適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長又は総務大臣は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第九条　適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者は、当該適用実態調査情報を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

（権限の委任）

第十条　この法律に規定する財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

（財務省令への委任）

第十一条　この法律に定めるもののほか、適用額明細書の様式、適用実態調査の実施細目、第五条第一項の報告書の作成方法その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

（罰則）

第十二条　第九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の規定は、同項の罪に当たる行為が国税通則法第百二十六条の罪に触れるときは、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項、第六条から第九条まで及び第十二条の規定は平成二十三年四月一日から、第五条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

（適用区分）

第二条　第三条の規定は、法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

2　第四条第一項の規定は、法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度又は連結事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置について適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　法人税関係特別措置で一定のものの適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならないこと。

2　財務大臣は、適用額明細書の記載事項を集計する等の方法により、適用の実態を調査すること。

3　財務大臣は、毎会計年度、当該調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこと。

4　行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、当該調査に関する情報の提供を求めることができること。

5　この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十二年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、租税特別措置に関し、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与するため、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めるもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十二年度において、約十億円である。

右報告する。

平成二十二年三月二日

財務金融委員長　玄葉光一郎

衆議院議長　横路　孝弘殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五五
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、六一〇円
（本体一、五四〇円）